大蔵省財政史室 編

昭和財政史

終戦から講和まで

第3巻

アメリカの対日占領政策

保存文書

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史――終戦から講和まで――』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち両名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならない事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものではあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来うる限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者両名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった両名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方方、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げたい。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者
鈴木武雄
安藤良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡　例

一、本巻の執筆は秦郁彦が担当した。

二、本書中の用語、用字、呼称等は大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。

三、組織、文書、人名等の邦文訳は、できるだけ公式・慣用訳によったが、重要なものについては原名を付した。

四、本巻における暦年の表示は、原則として西暦によった。

五、人名の敬称は、省外の方をふくめて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故としてご了承を乞うものである。

六、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には（ママ）と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。

七、本巻で引用した英文資料の一部は、巻末の付属資料および英文資料に収めた。

八、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

九、参考文献については、欧文の単行書だけを巻末付属資料にまとめた。

共同研究者等名簿（昭和五〇年一一月一〇日現在）（部会員は五十音順）

顧問　舟山　正吉（元大蔵事務次官）

執筆担当者

監修者　鈴木　武雄（武蔵大学学長）

監修者
一般部会長　安藤　良雄（東京大学教授兼附属図書館長）

財政部会長　江見　康一（一橋大学教授）

金融部会長　中村　隆英（東京大学教授）

幹事　原　朗（東京大学助教授）

一般部会　犬田　章（東洋大学教授）
〃　藤村　幸雄（同志社大学教授）
〃　三和　良一（青山学院大学教授）
〃　原　朗（東京大学助教授）
財政部会　石　弘光（一橋大学助教授）
〃　植松　守雄（元大蔵事務官　一橋大学講師）
財政部会　宇田川璋仁（横浜国立大学教授）
〃　加藤　三郎（東京大学教授）
〃　加藤　睦夫（立命館大学教授）
〃　高橋　誠（法政大学教授）
〃　西村紀三郎（駒沢大学教授）
〃　林　健久（東京大学教授）
〃　山村　勝郎（金沢大学教授）
金融部会　伊牟田敏充（法政大学教授）
〃　塩野谷祐一（一橋大学教授）
〃　志村　嘉一（専修大学教授）
〃　西川　俊作（慶応大学教授）
〃　原　司郎（横浜市立大学教授）
一般部会　秦　郁彦（大蔵事務官）
財政部会　大森とく子（大蔵事務官）

目次

監修のことば

凡例

第一章　占領開始前におけるアメリカの対日政策……三

第一節　第二次大戦と戦後政策……三

一　戦後政策の誕生……三

二　大西洋憲章……六

三　カイロ宣言……八

四　モーゲンソー・プラン……一二

五　対独処理構想の変転……一五

六　ヤルタ体制と極東……一八
第二節　国務省および陸海軍の政策準備……二六
一　国務省における政策形成……二六
二　軍政計画と軍政官の養成……三三
三　民政ガイド……三六
四　極東地域委員会……四〇
五　対日経済政策の停頓……四六
第三節　対日政策と世論……五九
一　知識人の動員……五九
二　太平洋問題調査会……六二
三　中国派……六五
四　日本派……六八
第四節　対日占領政策の最終構想……七六
一　本土決戦と和平工作……七六

二　国務・陸・海三省調整委員会（SWNCC）……七九
三　初期の対日方針（I）……八三
四　初期の対日方針（II）……八七
五　早期終戦への試み……八九
第五節　終戦……九九
一　ポツダム宣言……九九
二　黙殺から受諾へ……一〇四
三　日本の降伏……一〇六
四　「初期の対日方針」の改定……一一一
第二章　一九四五年後半期の占領政策……一二三
第一節　日本占領の開始……一二三
一　日本進駐……一二三
二　太平洋陸軍の軍政計画……一二六

三　中止された三つの布告……一三〇
四　軍票使用をめぐる交渉……一三六
第二節　日本占領の体制と機構……一四六
一　SCAPの権限……一四六
二　SCAPとワシントン……一四八
三　極東諮問委員会……一五三
四　極東委員会・対日理事会……一五五
第三節　占領軍の機構……一六五
一　GHQ／SCAP……一六五
二　経済科学局等の任務……一七三
三　地方軍政機構……一七六
第四節　初期改革……一八二
一　静観から介入へ……一八二
二　政治・社会改革の概観……一八六

三　経済政策とインフレーション対策……一八九
四　賠償政策とポーレー使節団……一九四
五　財閥解体の着手……一九八
六　農地改革……二〇二
第三章　一九四六―四七年の占領政策……二一七
第一節　新憲法体制の成立……二一七
一　SWNCC―二二八……二一七
二　マッカーサー草案……二二三
三　財政条項……二二六
四　政治的再編成の進行……二三一
第二節　危機の日本経済……二四一
一　インフレーションと石橋財政……二四一
二　ボグダン＝タマーニア構想……二四五

三　賠償と工業水準……二四八
四　第一次ストライク調査団……二五三
五　SCAPの介入……二五八
第三節　援助と貿易……二六九
一　アメリカの援助政策……二六九
二　食糧危機と対日援助の開始……二七四
三　民間貿易の再開……二八〇
第四節　経済改革の進行……二九〇
一　独占禁止政策の強化……二九〇
二　経済パージの拡大……二九五
三　カウフマン・レポートの波紋……三〇〇
第四章　対日占領政策の転換……三一一
第一節　冷戦と日本……三一一

一　冷戦の開始……三一一
二　マーシャル・プラン……三一六
三　対独占領政策の転換……三二三
四　アジアの冷戦……三三〇
五　早期講和の流産……三三六
第二節　占領改革の終了……三五一
一　ケナン＝ドレーパー構想……三五一
二　賠償規模の縮小……三五七
三　集中排除政策の緩和……三六三
四　金融改革の中止……三六九
五　ニューディーラーの退場……三七五
第三節　ドッジ改革……三九一
一　ヤング・ミッションと中間安定……三九一
二　NSC―一三と九原則（I）……三九九
三　NSC―一三と九原則（II）……四〇五

四　ドッジの日本派遣……四〇九
五　超均衡財政……四一六
六　三六〇円レートの決定……四二六

第五章　占領後期の対日政策……四四三

第一節　朝鮮戦争と日本……四四三
一　冷戦体制の固定化……四四三
二　朝鮮戦争……四四〇
三　講和への動き……四四六
四　占領後期の統治体制……四六二
第二節　特需経済下の日本……四七九
一　ドッジ財政の修正……四七九
二　ドル・ギャップとアメリカの援助政策……四八六
三　特需ブーム……四九三

四　日米経済協力（Ⅰ）……五〇〇
五　日米経済協力（Ⅱ）……五〇六
第三節　占領の終結……五一七
一　サンフランシスコ講和……五一七
二　講和の経済的側面……五二四
三　講和後の対日政策……五三三
付属資料……巻末

図表目次

〈図〉

図1-1　ワシントンにおける対日政策決定機構（一九四五年夏）……三五
図2-1　アメリカ太平洋陸軍軍政局の組織（一九四五年九月ごろ）……二八
図2-2　極東委員会の構成（一九四六年二月）……一五七
図2-3　GHQ／SCAPの組織（一九四五年一〇月二日現在）……一七一
図4-1　連合国およびアメリカの対独軍政機構（一九四六年春）……三九
図5-1　ワシントンの占領政策決定機構（一九五一年六月現在）……四六五
図5-2　アメリカ極東軍とGHQ／SCAPの機構（一九五〇年一月）……四七〇
図5-3　経済科学局の編成（一九五一年四月一日現在）……四七二
図5-4　世界貿易差額の循環（一九四八年）……四八七
図5-5　日本・アメリカ・エカフェ地域の貿易差額の循環……四九五

〈表〉

表1-1　民政ガイド一覧……三八
表1-2　対日政策文書の一覧……四二
表1-3　日本およびドイツの取扱に関する差異とその理由……四五
表1-4　対日経済政策文書の一覧……四八
表1-5　国務省によるポッダム宣言の比較検討……一〇三
表1-6　日本軍の降伏相手先……一〇九
表1-7　統合参謀本部の対日占領兵力拠出計画（占領第二期）……一〇九
表1-8　「初期の対日方針」の変化……一一四
表2-1　財政課スタッフの一覧（一九四六年六月一七日現在）……一七三
表3-1　憲法起草委員会主要メンバーの背景……二三四
表3-2　一九五〇年に予想される産業別人口構成の比較……二四九

表3-3　アメリカの対外援助（種類別）……二七三
表3-4　アメリカの対外援助（国別、地域別）……二七三
表3-5　日本の主要品目別食糧輸入（月間平均）……二七八
表3-6　ガリオア予算によるアメリカの対日食糧輸出主要品目（一九四七年）……二七八
表3-7　アメリカの対日・対韓等援助額……二七九
表3-8　日本の輸出入規模……二八一
表3-9　日本の主要輸出品構成比（一九四七年価格）……二八一
表3-10　アメリカにおける企業合同の型態……二九二
表3-11　分野別のパージ人員数……二九八
表3-12　各省別パージ適用者数……二九八
表4-1　マーシャル援助のためのECAへの供与資金……三一九
表4-2　戦後アメリカ経済の諸指標……三二一
表4-3　一九三〇～五〇年代アメリカ経済の景気循環……三二一
表4-4　ドイツに許容された工業水準……三三三
表4-5　ドイツ工業生産の推移……三三三
表4-6　ドイツの輸出入……三三八
表4-7　ドイツに対する連合国の援助（一九五四年一〇月まで）……三三八
表4-8　日独両国における占領諸指標の比較……三三一
表4-9　ボーレー、ストライク、ジョンストン報告における残置、撤去能力の比較（年産能力）……三六〇
表4-10　集排法による分割計画の変化……三六八
表4-11　株主種類別株式分布状況（上場株式）……三七四
表4-12　一九四八～四九年の経済指標……三九二
表4-13　目標年度における日本経済の復興目標……三九四
表4-14　ヤング勧告、経済安定一〇原則、同九原則の要点……三九七
表4-15　一九四九年度一般会計予算：歳出……四一八
表4-16　一九四六～四九年度総合予算収支表……四一九
表4-17　主要国別主要目的別見返資金運用状況……四三三
表4-18　日米両国の租税負担比較……四三四
表4-19　一般会計歳入予算の変遷……四三四
表4-20　輸出入品の円ドル比率（一九四九年一月現在）……四三七
表5-1　アメリカのアジア政策に関するNSC文書の一覧……四四四
表5-2　アメリカ軍事力の変遷……四四九
表5-3　日本および朝鮮におけるアメリカ陸軍兵力の変遷……四五一
表5-4　初期における対日講和の条件比較……四六一
表5-5　GHQ／SCAPの局別人員数（一九四八年二月一日）……四六六
表5-6　ドッジ財政下の経済指標……四八〇
表5-7　一九五〇～五二年度予算の主要項目別比較……四八五
表5-8　アメリカのドル収支と援助……四八八
表5-9　日本の国際収支見込と援助計画……四九二

表5-10　特需収入の内訳……四九八
表5-11　特需契約高……四九八
表5-12　講和前の経済自立計画……五〇三
表5-13　日本の工業力動員における最大生産能力算定（年産）……五〇四
表5-14　全面的な工業動員下における民間の兵器月産能力見込……五〇五
表5-15　アメリカ国防省の新規発注……五〇七
表5-16　アメリカの対東南アジア援助負担（経済・技術援助）……五〇八
表5-17　最大生産能力稼動に必要な原料の算定（一九五二年）……五〇九
表5-18　講和条約の問題点の変遷……五一一
表5-19　連合国財産の補償実績（一九六一年一一月一日現在）……五一五
表5-20　賠償および無償経済協力の支払状況（一九七四年一二月末現在）……五一六
表5-21　日本の在外財産（一九四五年八月現在）……五一七
表5-22　ガリオア返済条件の変遷……五一八
表5-23　占領全期におけるアメリカの対日ガリオア等援助実績……五二〇
表5-24　アメリカの対日援助による輸入……五二一
表5-25　ガリオア援助の品目別内訳……五二二
表5-26　終戦処理費とアメリカ軍占領費の比較……五二三
表5-27　講和関係支出の推移……五二三
表5-28　日本の防衛力の漸増構想……五二八

アメリカの対日占領政策

第一章　占領開始前におけるアメリカの対日政策

第一節　第二次大戦と戦後政策

一　戦後政策の誕生

一九三九年九月、ナチス・ドイツのポーランド侵入と、ひきつづくイギリス、フランスの対独宣戦によって第二次世界大戦は開始された。人類空前の惨禍をもたらした前大戦の終結後わずか二〇年にして、世界の平和は再び破れたのである。

すでに二年前から日本は中国との全面戦争に入り、百万に近い大軍をアジア大陸に派兵していたが、中国の抗戦意思は衰えず、日中戦争は長期戦に移行しようとしていた。

一九四〇年五月、ドイツ軍は西部戦線で大規模な電撃（ブリッツ・クリーク）戦を開始し、フランス、ベネルックス三国はたちまち崩れ、イギリス本土の運命も風前の灯となったかにみえた。

日本は、ヨーロッパ戦局のこのような急変に乗じて、東南アジアの英、仏、蘭植民地への南進を開始し、同年九月北部仏印に進駐した。同じ九月に日独伊三国同盟が締結され、枢軸国（日、独、伊）対連合国（反枢軸）陣営の対決は全世界的（グローバル）規模に拡大する。そして大戦の帰趨は、第一次大戦と同じように、なお局外に立つアメリカの動向いかんにかかっているとみられた。

二〇世紀の初頭にワールド・パワーとして出現したアメリカは、第二次大戦で疲弊したイギリス帝国に代わって、世界政治と世界経済において漸次主導的地位を占めつつあった。一九二九年以降の大恐慌に始まる経済的沈滞も、フランクリン・D・ルーズベルト大統領の指導するニューディール政策によって克服され、その巨大な生産力を背景に、アメリカは従来の孤立主義的傾向を脱し、欧州戦介入の方向に動いていった。

それは、まず太平洋、大西洋両洋からの日独連合脅威に対処する「両洋総合戦略」の確立[1]、陸海空軍兵力の急速増勢、軍需生産力の拡大計画の形で着手され、ついで武器貸与法 Lend-Lease Act（一九四一年三月）に基づく連合国への兵器供与が開始される。一九四一年から戦争終結までに、アメリカが「民主主義の兵器廠」としてイギリス、ソ連、中国等に供給した総額は四七〇億ドルに達している[2]。

同時に、アメリカは大戦終結後における世界の政治的、経済的体制のあり方について検討を開始した。それは、一九四〇年一月の上院演説におけるルーズベルト大統領の表現を借りると、「世界平和の再現のためにアメリカが何をなすべきであるか[3]」という観点に立つもので、検討の焦点は、大戦の局限と終結、その後における再建と新たな世界秩序の方式、そして何よりもアメリカ大陸の利益防衛に重点がおかれた。

このために一九四〇年一月、国務省内に「外交関係諸問題に関する諮問委員会」（Advisory Committee on Problems of Foreign Relations）が設置され、政治、経済、軍備制限の三分科会がおかれた。ついで五月には、国務、財務、商務、農務の四省幹部をメンバーとする「戦後の国際経済および政治問題に関する各省間検討グループ」が編成され、のちに陸海軍省、関税委員会、商品金融公社、余剰物資公社等の代表も追加された。また、こうした諸委員会の事務局として、一九四一年二月、国務省に特別調査課 Special Research Division（略称SR）が新設され、外交政策に関するハル国務長官の特別補佐官であったレオ・パスボルスキー博士 Leo Pasvolsky が初代の課長に任命された。パスボルスキーは、その後戦争終結に至るまで、一貫して国務省の戦後政策形成に関する中心的存在となる。またディーン・アチソン（国務省）、ジェームス・C・ダン（同）、ハーバート・ファイス（同）、スタンレー・K・ホーンベック（同）、ハリー・D・ホワイト（財務省）らも、当初から各委員会の中心メンバーとして戦後政策の形成に重要な役割を果たした[4]。

検討のテーマは各般にわたったが、日米開戦直後に拡大再編成された「戦後外交政策に関する諮問委員会」（Advisory Committee on Post-War Foreign Policy，略称ACPFP）には、上下両院議員や民間の有識者をも加え、多数の分科会が付置された。

とくに、初期段階においては、諸国間の利害が共通する面が多いという理由から経済問題に重点が指向され、一九四三年四月に経済関係の分科会を統合して再編成された「戦後経済政策に関する委員会」（別名テイラー委員会）は、金融、長期投資、独占、恐慌防止、商品協定、石油、ゴム、航空、通信、船舶等一七の特別分科会をもち、なかでも「通商障壁の緩和」分科会などは、さらに八つの小分科会に分かれていたほどであり[5]、ブレトンウッズ体制の成立に代表される戦後国際経済の再編をもたらす起動力となった。

二　大西洋憲章

第二次大戦介入の方向に進みつつあったアメリカにとって、最終的な戦略構想を性格づけるのにかかわった最大の未知要素は、まずドイツがイギリス本土の上陸に成功するか否か、ついで独ソ戦において一九四一年末までにソ連を屈服させうるかどうか、の二点であったといえよう。よく知られているように、一九四〇年秋の「イギリス本土防衛戦」(Battle of Britain) において、ドイツ空軍はイギリス本土上空の制空権を奪取しえないままに上陸計画を放棄し、翌年六月ほこ先を転じてソ連に侵入、一一月には首都モスクワの郊外に迫った。しかし、アメリカ軍部の危惧にもかかわらず、ソ連軍は持ちこたえ、一二月上旬総反撃に出て、ドイツが抱いた短期勝利の夢は消えた。

本土を守り抜いたイギリスに対し、アメリカは一九四一年の春から大規模な軍事援助を開始し、同年夏には大西洋で米独両国は事実上の交戦状態に入っていた。三月にワシントンで開催された米英参謀会議（ＡＢＣ―Ｉ協定）では、イギリスの熱望を入れて、ドイツ打倒の優先と対日戦の引延し方針が確認され、さらに将来における米軍のヨーロッパ大陸進攻と、太平洋およびアジアの戦面をアメリカが独力で分担する戦略が暗黙のうちに合意された。

対独優先主義が採用された理由は、(1)ドイツの軍事力は日本より大であり、革命的な新兵器が開発されるおそれのあること、(2)ドイツはすでにヨーロッパ大陸の大部を征服していること、(3)イギリスとドイツがすでに交戦中であること、という諸点によるものであった。[6]

それは大戦中一貫してアメリカがとりつづけた基本戦略であったが、アジアと太平洋で戦っていたアメリカ海軍や

陸軍にとっては、しばしば不満の種となったものであり、蔣介石も中国戦場が軽視されていることに対し、ことあるごとに苦情を述べていたのである。

一方、日本は独ソ開戦を機に北進論（対ソ開戦）と南進論（南方進出）の可否をめぐって動揺したすえ、一九四一年七月末、南部仏印へ進駐し、アメリカは報復手段として石油の全面禁輸で応じた。石油の九割をアメリカからの輸入に依存していた日本にとって、それは致命的な打撃であり、進行中の日米交渉で全面的に譲歩するか、対米開戦に踏み切るか、の選択を迫られることであった。

こうして最悪の状況に追いこまれた日本は、日米交渉の継続を断念し、ドイツの勝利に期待をかけつつ、一九四一（昭和一六）年一二月八日、真珠湾の奇襲攻撃をもって対米戦に突入した。それはモスクワ正面でソ連の対独反撃が開始されたのと同じ日であった。

戦後体制の基本理念を設定した大西洋憲章 Atlantic Charter が、ルーズベルト米大統領、チャーチル英首相の間で合意されたのは、日本が武力南進を決意した直後の八月一四日であった。それは、戦後世界において指導的役割を果たすことを予期していたアメリカの自由・民主主義的理念が色濃く出たもので、(1)領土非併合、(2)領土不変更、(3)民族自決、(4)通商上の差別撤廃、(5)経済上の相互協力、(6)経済的繁栄、(7)公海の自由、(8)侵略国の非武装化と恒久的安全保障体制の確立、として要約される八項目から成っている。[7]

この憲章の趣旨は、まもなくソ連をふくむ主要連合国の事後承認を受け、戦後政策に関し連合国側諸国を拘束する基本原則とみられたが、必ずしも、米英ソ三大国の一致した理解のうえに築かれたものではなかった。

米英間では、反植民地主義 anti-colonialism を基調とした戦後の多角的非差別通商を主張するアメリカと、スタ

ーリング・ブロックの維持に固執するイギリスの対立が残り、イギリスは第四項にスターリング・ブロックにおける「既存の権利を尊重」するという趣旨の留保条件を付した。しかし、イギリスとしても、原則論としてアメリカの強い要請を拒みえず、武器貸与法（第七条）においても、軍事援助の獲得と引きかえに非差別通商条項を挿入することに合意していたのである。

米ソ間においては、第一～三項が争点になった。独ソ戦における多大の出血を暗黙の前提として、ソ連は東欧における勢力範囲の維持・拡大、バルト三国等の併合等を望んでいた。古典的バランス・オブ・パワーの外交原則に忠実なイギリスは、こうしたソ連の要求に対しては比較的寛大であったが、アメリカは断固として拒絶した。しかし、ソ連はその後も執拗にこの種の要求を持ち出し、ヤルタ会談の秘密協定において、千島、南樺太の獲得という形で目的の一部を達した。しかし、ポーランド問題を中心とする東欧への要求は、曲折のすえ、戦後における米ソ冷戦の出発点となる。

米英間の不一致は、一九四四年ブレトンウッズ体制の形成に際して改めてクローズアップされ、イギリスは大西洋憲章が正式の条約ではないことを理由として、対米牽制を試みている。

ともあれ、日米開戦以後のアメリカは文字どおり連合国戦力の骨幹であり、こうした実力を背景として、戦後政策は曲りなりにもアメリカの提示した基本構想に沿って展開していくのである。

三　カイロ宣言

日米開戦にひきつづく一九四二年の前半は、連合国陣営にとっては苦難の時期であった。日本は開戦後三カ月余の間に南方資源地帯の大部を占領し、六月までに北はアリューシャン列島から南はソロモン群島、西はビルマ・インド国境にひろがるアジア・太平洋の広大な地域が日章旗の支配下に入った。

一方、前年末モスクワの占領に失敗したドイツ軍は春季攻勢を再興してコーカサスへ進出し、ロンメル将軍の指揮する機甲部隊は中東の心臓部カイロに迫ろうとしていた。しかし、それは枢軸陣営が到達した軍事的成功の頂点であると同時に限界点でもあり、一九四二年後半に入ると連合軍の反撃が東西両正面で開始された。

六月のミッドウエー海戦で日本海軍機動部隊の主力を撃破したアメリカは、八月ソロモン群島のガダルカナル島に上陸して反攻に転じ、半年にわたる攻防戦の末、翌年二月日本軍は同島を放棄して撤退した。前後してスターリングラードとエル・アラメインでドイツ軍は敗退し、東部戦線のソ連軍と北アフリカ戦線の米英軍は追撃態勢に移った。

ソ連が要求しつづけていた第二戦線は、一九四二年一一月、アメリカ軍の北アフリカ上陸で不満足ながらも果たされた。

こうした軍事情勢の転回を背景に、一九四三年一月、大戦中数度にのぼる連合国首脳会談の最初となったカサブランカ会談で、ルーズベルト米大統領とチャーチル英首相は、シシリー島上陸をふくむ次期軍事作戦について協議するとともに、戦争終結の方式についても討議し、枢軸国に対して「無条件降伏」(Unconditional Surrender) を要求することに合意した。[8]

それは南北戦争において北軍が南軍に要求した先例に由来しているが、第二次大戦のように複雑大規模な戦争で、実質的にいかなる内容と方式を意味するかは、必ずしも明らかでなかった。ルーズベルト大統領としては、戦後処理

について日独の発言する余地を完全に封じ、両国には彼が夢想していた戦後新秩序のなかでふさわしい地位を与える意図であったが、両国に苛酷な条件と誤解されて、彼らの抵抗を長引かせるのではないか、という危惧が残った。[9]

しかし、「無条件降伏」は、こうした危惧に基づく反対や論争をはらみつつも、大戦中を通じ戦争終結に関する最大の基本原則として堅持され、ドイツも日本も、実質的にこの方式を受け入れることによって戦争を終結したのである。

ついで、八月の第一次ケベック会談（米、英）、一〇月のモスクワ三国外相会議を経て、一一～一二月のテヘラン会談（米、英、ソ）およびカイロ会談（米、英、中）において、戦後構想はより具体的なイメージを形成してくる。当時すでに日独両軍の敗色はおおいがたいものがあり、軍事専門家は戦争終結までの所要期間を目算する段階に至りつつあった。

ほぼ同時に、メンバーが一人だけ入れ替わった二つの首脳会談が開催されたのは、ルーズベルト大統領が中国に対し表面上は四大国としての地位を与えながらも、戦後処理の基本については三大国間で決定しようと意図したこと、日ソ中立条約によって日本と交戦状態にないソ連を、対日政策の討議から除外しようとしたからであった。

一九四三年一二月一日にルーズベルト、チャーチル、蔣介石の連名で発せられた「カイロ宣言」（Cairo Declaration）は、大戦中連合国側が初めて公式に表明した対日処理方針であって、米、英、中の三国は領土的野心のないことを確認したのち、日本が一九一四年以降に獲得した領土および日清戦争以後中国より獲得した領土はすべて失われ、朝鮮に対しては独立が許容されることになった。同時に対日戦の遂行と日本に対する無条件降伏の要求が改めて確認された。これによって中国は、永年にわたり日本に侵蝕されてきた領土その他の諸権利をすべて回復することになったのである。

しかし、テヘラン会談において、アメリカはソ連から将来における対日参戦の内約をとりつけた代わりに、千島列島と南樺太に関するソ連の要求を容れることに同意した。ソ連の執拗な要求は、ついに大西洋憲章の原則の例外を生むことになったわけである。

ルーズベルト大統領がこうした首脳会談に一度もハル国務長官を伴わなかった事実が象徴するように、大戦中における戦後政策の原型は、事務当局をのりこえた大統領の個人外交によって方向づけられた。その功罪に対する評価はまちまちであるが、国務省を中心とする専門家グループによって集積されつつあった政策研究が十分に生かされなかったことは、彼らの不満を招来した。たとえば国務省の極東専門家たちは、カイロ会談について何ら事前の連絡を受けず、ラジオ放送によって初めて宣言の内容を知ったほどであった。[10] こうした事態は逐次改善されていったが、ヤルタ会談の際も、国務省事務当局が準備した文書は現地まで携行されたにもかかわらず、実際にはほとんど利用されずに終わった。[11]

対独占領にあたっては、ホワイトハウスと国務省間のこうした連絡不備が与えた影響は少なくなかったが、対日占領の場合は、政策形成の時期がおくれたことと、極東専門家の発言が尊重されたこともあって、比較的影響を受けるところが少なかったといわれる。[12]

四　モーゲンソー・プラン

一九四三年の第一次ケベック会談で、米英連合軍のヨーロッパ大陸上陸作戦（オーバーロード作戦、一九四四年六月）が決定され、第二次大戦は最終的段階に入ろうとしていた。

こうした局面に対応して、枢軸国とくにドイツに対する戦後処理政策、占領地行政の具体的立案と準備が要求されるようになる。

陸軍省は一九四三年三月、省内に占領地行政を担当する民事部を新設し、関係部局と協力して活動を開始した。また日米開戦直後の四二年五月、バージニア大学内に軍政学校が設立され、軍政要員の訓練が始まっていた。そして極東向け要員の教育が開始された一九四四年六月までに、大尉～大佐級の将校八三五名が訓練を終わって、ヨーロッパの占領地へ向かうため待機していた。

彼らの必携書として、陸軍は「民事の手引」（*Civil Affairs Handbook*）と「民政ガイド」（*Civil Affairs Guide*）を印刷して配布した。前者が被占領国の各分野についての基本的情報を収集・整理したものであるのに対し、後者は「命令ではないが勧告をふくむ」より高度の指針であった。

ルーズベルト政権における最有力閣僚の一人であった財務長官ヘンリー・モーゲンソー Henry Morgenthau, Jr. の注意をひいたのは、このような「民事の手引」の一冊[13]であった。当時、ハリー・D・ホワイト Harry D. White（財務長官特別補佐官）を主任として対独政策案の検討を開始していたモーゲンソーは、ただちに大統領へ苦情を申

し立て、ルーズベルトは、一九四四年八月二六日、ハル国務長官とスチムソン陸軍長官に対し、この手引は、「まるでドイツをオランダ、ベルギーと同じように、いちはやく復興させようとしているかのような誤解を与える」と非難し、「私はドイツ人を餓死させようとは思わないが、ドイツ人に敗戦国民であることを明確に自覚させることが必要と考える」[14]と伝えた。

すでに国務省は同年春ごろまでに、かなり「穏健で寛大」な対独占領政策の立案を終わり、陸軍省もほぼ同意していた。それはドイツを非中央集権的な連邦としてではあったが、統一された国家として残し、通常の生活水準を維持させるための経済復興をも認めようとするもので、非ナチ化政策の励行を除き、苛酷な条件を強要することはドイツ国民の怨みを招き、かえって次の戦争を誘発する可能性がある、という前提に立っていた。[15]

しかし、ルーズベルトはすでにテヘラン会談でスターリンからドイツの分割、解体方針を示され、同意を与えていた。モーゲンソーが立案して四四年九月国務、陸軍、財務三長官からなる臨時委員会に提出した構想は、この線に沿ったもので、一段と苛酷で徹底したドイツ解体計画であった。その要点はつぎのとおりである。[16]

(1) 領土の割譲（北部→デンマーク、ザール、ラインランド→フランス、東プロシャ、シレジア→ポーランド）
(2) ルール工業地帯の国際管理化
(3) 残る地域は二分して南北の二国家に分割
(4) 重工業施設の撤去と破壊
(5) 主要鉱山の破壊と閉鎖
(6) 賠償および強制労働

(7) ドイツと国際管理地域間の通商禁止
(8) 欧州諸国によるドイツの長期占領と二〇年間の国際監視
(9) 戦犯の処罰
(10) 農地改革
(11) 当分の期間、大学の閉鎖
(12) 全出版物の刊行停止

それはチャーチルが認めたように、ヨーロッパ工業力の中心であったドイツを一転して「農業国家」に転落させる(converting Germany into a country primarily agricultural and pastoral)ものであった。

ハルとスチムソンは、このプランは「盲目的な復讐計画」であり、ドイツ工業力を徹底的に破壊することはヨーロッパ経済全体を破綻させる危険がある、として猛反対を唱え、(1)ドイツ人の生活水準は最低限に押える、(2)ドイツのヨーロッパ経済に対する影響力を減じる、(3)将来における軍需生産の復活を禁止する、という線で大統領の説得を試みた。[17]

しかし、ルーズベルトは彼らの反対を受けつけず、九月中旬の第二次ケベック会談にモーゲンソーを伴って出席し、チャーチル英首相の賛成をとりつけた。最初は「死骸を背負わせるのか」と反対したチャーチルが、一時的に説得されたのは、モーゲンソーから戦後におけるイギリス貿易の拡大や復興借款の好餌を提供されたから、ともいわれているが、イーデン外相らに説得されて、結局チャーチルは翻意してしまう。

米英両首脳がいったん合意したにもかかわらず、モーゲンソー・プランは結局そのままの形では陽の目を見なかった。内容の一部が新聞に洩れると、各方面から批判の声があがり、ドイツは「ユダヤ人の悪魔が作った全滅計画」である、と宣伝して国民の戦意向上に利用した。動揺したルーズベルトは、「まだ占領していない国家の処理を急いで決める必要はない」という理由で、問題を一時棚上げした。

五　対独処理構想の変転

一九四四年六月、アイゼンハワー総司令官の指揮する米英仏連合軍は北フランスのノルマンディー半島に上陸、年末までにフランスの大部を「解放」し、独仏国境に迫った。

対独処理政策の形成と、それに基づく軍政方針の決定は焦眉の急となったが、すでに記したような事情から、政策の空白期間が生じた。

直接に、対独処理を担当していたヨーロッパ諮問委員会 European Advisory Commission（略称ＥＡＣ、一九四三年一二月、米英ソの代表によってロンドンに設置）、アイゼンハワー司令部 Supreme Headquarters, Allied Expeditionary Forces（略称ＳＨＡＥＦ）の困惑ははなはだしかった。とくにＳＨＡＥＦの民政担当者は、「民事の手引」の適用を禁止され、改訂版の到着を待っていたが、軍が独仏国境に突入し、現実に破壊しつくされたドイツの市町村を占領すると、ただちに住民の生活をいかに指導、統制するか、という課題に直面した。

一日二〇〇〇カロリーの食料供与はぜいたくすぎるということなら、はたして何カロリーを保障すればよいのか、水道、電気の復興に民政官たちが関与してもよいのか、冬期に向かって炭鉱を閉鎖するのか、等々あらゆる種類の難

問が出てきた。陸軍省は九月末に、こうした問題への指針を盛り込んだ統合参謀本部命令第一〇六七号（JCS―一〇六七）の草案を用意していたが、あらためて財務省をふくむ関係各省間で再検討が開始された。

モーゲンソーは、JCS―一〇六七のなかに、連合国が被占領国の経済政策に責任を負うという思想が流れているとして、するどく反発した。彼は、占領軍が食料、燃料の調達はいうまでもなく、インフレ防止や徴税にまでかかわる必要はなく、ドイツ経済はドイツ人の手にゆだね、たとえその結果破滅的結果が生じてもやむをえない、と主張した。[18]論争は年末から翌年にかけてつづき、一〇六七は漸次苛酷な内容に変貌していった。

一九四五年二月のヤルタ会談において、米英ソ三国首脳はドイツ問題についても討議したが、領土問題や賠償をふくむ大部は未決定のまま持ち越された。

ソ連は、この会談で初めて具体的な賠償要求を提示した。すなわち総額二〇〇億ドルの賠償をドイツに課し、その約半分をソ連が取得するほか、強制労働をも付加するものであった。それは一見してモーゲンソー・プランに類似した苛酷なものであったが、重要な相違点があった。巨額の賠償を取り立てるためには、施設の撤去だけでは不十分で、年々の生産物からも取り立てる必要があり、したがってドイツ工業力を壊滅させては目的を達せられなくなる。そこでソ連が用意したヴァルガ・プランは、ドイツ重工業をある程度まで復興させ、ドイツ人の最低生活を保障するばかりでなく、賠償支払のための余剰生産力をも許容するものであった。[19]

これに対し、モーゲンソーは、ドイツ重工業を徹底的に破壊するのが先決で、そのためには連合国は賠償を取り立てるべきではない、と主張していた。

結局、ソ連の要求は過大であり、ルール工業地帯をふくむ西側占領地区の経済的破綻を招く、と主張するイギリスの反対もあって結論は出ず、二〇〇億ドルを基礎として、モスクワに設置する三国賠償委員会でひきつづき討議を続行することになった。しかし、対独賠償問題は難航したすえ、冷戦の過程で未解決のままに終わるのである。

ところでヤルタ会談から帰ったルーズベルトは、会談の趣旨に沿って対独処理構想を最終的に確定するため、三月一五日、国務、陸軍、海軍、財務各省と外国経済局（FEA）の代表からなる「非公式対独政策委員会」（Informal Policy Committee on Germany, 略称IPCOG）を設置して審議を急がせた。

当時、戦後政策は前年一二月に新設された国務・陸軍・海軍三省調整委員会 State-War-Navy Coordinating Committee（略称SWNCC）の手に移っていたのであるが、SWNCCの穏健方針にあきたりなかったルーズベルト大統領とモーゲンソーは、とくに対独政策に関してはSWNCCの担当からはずし、別個の特別委員会で処理しようと企てたのであった。

こうしてIPCOGは、一ヵ月余にわたり激しい論争を繰り返しながら、JCS―一〇六七の修正作業を進めていったが、はからずも四月一二日大統領の急死によって情勢は変化した。新大統領トルーマンはSWNCCの政策に同調し、財務長官が政治・外交領域に介入することを好まなかった。[20]

五月一〇日、大統領はJCS―一〇六七に署名を終わり、ただちにアイゼンハワー将軍に指令したが、それはドイツ降伏の三日後に当たっていた。しかし、改定された一〇六七は、原案に比べるとやや緩和されたものの、依然としてモーゲンソーと財務省の与えた影響力の色濃い残渣をとどめていた。

ドイツ政治・経済体制の非中央集権化、最低生活水準の強要、きびしい非ナチ化方針、戦犯の追及、ドイツ人との交際禁止 non-fraternization、農地改革、カルテル解体等の条項がそれであり、経済政策の姿勢についても、モー

ゲンソーの強い主張で、「インフレの防止を理由として、輸入を増大したり、賠償施設の撤去を緩和するようなことがあってはならない」[21]というような条項が挿入された。もっとも、占領軍がドイツ経済の指導統制に責任をもつ姿勢も曲りなりに貫かれ、スチムソンらの反対派をも一応満足させた。マックロイ陸軍次官補の表現を借りると、JCS一〇六七は「ソ連をかろうじてつなぎとめ、中央ヨーロッパを荒廃させない程度」[22]の妥協の産物としてようやく生まれ出たのであった。

一方、ドイツの分割および管理体制については、最終的に七月のポツダム協定で確認されるが、降伏後一カ月に近い空白を経て六月五日、EACの後継機関である四カ国管理理事会Allied Control Councilがベルリンに設置され、ドイツ全土は米、英、ソ、仏が四地域に分割占領し、それぞれの区域（ゾーン）については各国の司令官が直接統治の方式で民政の責任を負うことになった。そして四地域に共通する問題、とくに経済政策については、管理理事会が一単位として運営することを予定した。この体制は占領期間だけにかぎられ、占領終了後は再び単位国家としてのドイツが復活するはずであったが、冷戦の激化によって東西両ドイツへの分割に推移する。

六　ヤルタ体制と極東

一九四五年二月、米、英、ソの三首脳はクリミア半島の避暑地ヤルタで会合し、第二次大戦の終結を目前にして、最終的な軍事戦略の調整と戦後世界の方向づけについて協議した。[23]

しかし枢軸陣営の打倒という最高の軍事目標がまもなく達せられようとする段階に入って、連合国陣営三大国を相

互に結びつけてきた共通の利益は薄れはじめ、代わって戦後世界のあり方をめぐる新たな競合と対立が露呈しはじめる。アメリカはソ連を不可欠の一員とする安定的な戦後世界像の確立を追求してきたが、それは国際連盟に代わる国際安全保障機構である国際連合（四月、サンフランシスコ会議で発足）の設立と、ブレトンウッズ体制の成立によって達成されようとしていた。国際連合はフランスを加えた五大国の拒否権条項に象徴されるように、戦勝国を代表する四大国の優越的地位を明確に打ち出していた。それだけに、戦後世界は、これらの大国なかでも米ソ両国間の協力態勢なしには、安定しないはずであった。

戦争中の米ソ関係は必ずしもすべてが順調ではなく、とくにあとから振り返ると重大な不一致の前兆がきざし始めていた。しかしルーズベルトと彼の側近たちは、米ソが戦後世界において多少の波瀾はあっても協力関係を維持しつづけ、しかもアメリカが提示する基本理念に立ったパックス・アメリカーナを実現するのは可能であるし、また可能にせねばならない、と信じていた。したがって大西洋憲章の原則に背反する若干の例外的要求を容れることも必要であり、またドイツ軍のために空前の人命、資産を喪失したソ連の立場を理解しなければならぬ、とした。しかし、依然としてヨーロッパ大陸における古典的バランス・オブ・パワーの原理に固執していたイギリスは、ソ連の行動をまったく異なった視点から観察していた。

イギリスにとっては、強大なソ連と過度に弱体化したドイツは、いずれも好ましい存在ではなかった。第二戦線設定の規模、時期、場所について常に懐疑的、消極的であったイギリスは、一九四四年後半からソ連軍のバルカン、東ヨーロッパ占領とひきつづく占領地政策に対し猜疑を深め、ことあるごとに牽制ないし阻止的行動をはかった。しかし、一九四五年春におけるイギリス軍のベルリン急進計画やアドリア海沿岸への上陸計画は、いずれもアメリカの反

対によって実現せず[24]、ドイツ降伏の時点で、ソ連はほぼ完全にバルト海からアドリア海に至る「鉄のカーテン」[25]を固め終わっていた。

ヤルタ会談の成果については、西ヨーロッパ側の歴史家の間で評価はまちまちである。有力な批判の一つは、病気で気力の衰えていたルーズベルトが、対日参戦の代償としてあまりに多くの譲歩をソ連に与えた、とする見解である。[26]

ソ連が獲得したものは、すでにテヘラン会談で内約をとりつけていた千島列島および南樺太の割譲、大連港の使用権、満鉄の利用権、外蒙の勢力圏編入等であり、スターリンはこれらの要求を日露戦争に対する国民感情と結びつけて正当化した。しかし、アメリカ側にも、こうした「譲歩」を必要とする条件があった。

当時太平洋戦線では、フィリピンの攻略が終わり、アメリカ軍は次期作戦目標である沖縄と硫黄島に対する進攻を準備しつつあった。またB―29の大群は日本本土の主要都市に対する戦略爆撃を開始していたが、中国戦線では依然日本軍の軍事的優越が崩れず、精鋭をもって知られた関東軍は「健在」と信じられていた。加えて特攻攻撃に代表される日本の抗戦意欲は衰えをみせていなかったので、アメリカ統合参謀本部は本土上陸作戦を実施して戦争を終結するまでには、ドイツ降伏後さらに一八カ月の日数が必要であろう、と判断した。[27]それは明らかに日本軍戦力の過大評価であったが、戦闘期間を短縮し、アメリカ軍将兵の流血を減らすためにはソ連の対日参戦はきわめて望ましい、と考えられた。本土上陸作戦の総司令官に予定されていたマッカーサー元帥も、「ソ連の対日参戦がないかぎり、われわれは本土上陸作戦を実施すべきではない……（その代償として）ソ連はおそらく満州の全部、朝鮮、あるいは華北の一部を要求するだろう。しかし、アメリカは一刻も早い参戦を求めるべきである」[28]という見解を示した。

満州における諸権益の確定については、会議のメンバーではない中国の承認を得ることが必要であり、実際に六月

モスクワに赴いた宋子文はソ連と折衝して、ヤルタにおける秘密協定を追認するとともに、八月一四日中ソ友好同盟条約を締結した。それはスターリンが繰り返してアメリカへ約束したように、ソ連が中国共産党ではなく、国民党政権を支持することを意味する、と解釈された。

アメリカは戦争の後半期から国民党政権の軍事的無力と内部腐敗に失望しはじめていたが、依然中国を戦後の極東における中心勢力に育成しようとする政策を捨てていなかった。国務省文書の表現によれば、望ましいのは「強力で自立し、統一された平和的中国」[29]（strong, independent, united, peaceful China）の出現であったが、現実には国共内戦は長期化しつつあり、蔣政権を中心に両者の融和をはかろうとするアメリカの目標が達成されるかどうか、については疑問があった。

このときにあたって、ソ連がアメリカの極東に対する伝統的政策である門戸解放、領土保全の原則を確認し、とくに満州における中国の主権を保障したこと、また蔣政権の正当性を裏付けたことは、アメリカにとって評価しうる成果であった、とはいえよう。[30]

しかし、ルーズベルトが軍事戦略をあまりにも優先して長期的政略への配慮を怠りがちであった、とするG・スミスの指摘にしたがえば、「偉大な大統領」は冷戦体制のひそかな進行に気づかず、「一九四一年の時点より一層不安定な平和」をもたらしたまま戦争を終結させたのであった。[31]

もっともアメリカ政府部内にも、少数ではあったが、フォレスタル（海軍長官）、グルー（国務次官）、ハリマン（駐ソ大使）のように、「ヤルタ修正派」とも称すべき、より現実的な感覚で事態を眺めていた人々がいた。

たとえばフォレスタルは、一九四五年五月一日の国務、陸軍、海軍三長官の会談で、極東において増大しつつある

ソ連の影響力に対抗するため、中国または日本を利用すべきである、[32] と提唱し、グルーも同じころに、ソ連が参戦すれば、モンゴル、満州、朝鮮は漸次、その勢力圏に入り、中国は遠からず東ヨーロッパと同じような状態に陥るであろうと警告し、国際連合が設立されたのちは、アメリカの対ソ政策をただちに硬化させるべきである、と主張している。[33]

ルーズベルトの死は、アメリカの戦後政策をより現実的な方向に転じさせる一つの契機を作った。しかし、トルーマンはさしあたり前任者の対ソ協調政策を継承し、こうした政策の修正が軌道にのる前に、第二次大戦は八月一五日、日本の降伏をもって終了した。

(1) アメリカの第二次大戦における軍事戦略面の推移については、秦郁彦「太平洋戦争と日米戦略」(『日本とアメリカ―デモクラシーと日米関係』、一九七三年、所収)、Maurice Matloff and E. M. Snell, *Strategic Planning for Coalition Warfare, 1941-1942*, *U. S. Army in World War II*, 2vols. (Washington, 1953-59); Kent R. Greenfield, *Command Decisions* (N. Y., 1959), を参照。

(2) 武器貸与法については、Lloyd C. Gardner, *Economic Aspects of New Deal Diplomacy* (Madison, 1964); Warren F. Kimball, *The Most Unsolid Act: Lend-Lease, 1939-41* (Baltimore, 1967).

(3) Hurley Notter, *Postwar Foreign Policy Preparation 1939-1945* (Washington, 1949), p. 23.

(4) *Ibid.*, pp. 20-29.

(5) *Ibid.*, pp. 64-86, 139.

(6) 秦前掲論文、二二〇ページ、Samuel E. Morison, *Strategy and Compromise* (Boston, 1958), p. 21.

(7) 大西洋憲章については Theodore A. Wilson, *The First Summit: Roosevelt and Churchill* (Boston, 1971); Notter, *op. cit.*, pp. 50-51; Gaddith Smith, *American Diplomacy during the Second World War 1941-1945* (N. Y., 1965), pp. 15-16.

(8) カサブランカ会談と無条件降伏については、Ann Armstrong, *Unconditional Surrender: The Impact of Casablanca*

Policy in World War II (New Brunswick, 1961), を参照。

(9) 第一次大戦終結のときも、連合国側には、ドイツへ「無条件降伏」を要求する声が高く、ルーズベルト海軍次官もその一人であったが、ウイルソン大統領の反対で実現しなかった。カサブランカ会談におけるルーズベルト大統領の要求は、ノーマン・H・デービスらの戦後政策グループによる勧告に基づいている。当時はとくに反対はなかったが、のちにキング提督、アイゼンハワー将軍、ソ連等から、この条件は枢軸国の抵抗を長引かせるものとして、不満の声が強まった。一九四五年五月八日トルーマン大統領によって、無条件降伏を軍隊だけに限る趣旨の声明が出されたのは、最後まで抵抗したドイツの例から見て、トーンを緩和するのが望ましいとされたからであった(Raymond G. O'Connor, *Diplomacy for Victory: F.D.R and Unconditional Surrender* [N. Y., 1971], pp. 4, 37, 51-61, 91.)。

(10) Hugh Borton, *American Presurrender Planning for Postwar Japan* (Occasional Paper of the East Asian Institute, Columbia Univ., 1967), p. 12.

(11) James F. Byrnes, *Speaking Frankly* (N. Y., 1947), pp. 23, 43.

(12) Borton, *op. cit.*, p. 29.

(13) モーゲンソーが一九四四年七月アイゼンハワー軍を視察した時に入手したもので、ヨーロッパ進攻連合軍総司令部（SHAEF）民事部が六月に作成したものと推定され、*Handbook for Military Government in Germany*, という表題であった。内容については、John M. Blum, *From the Morgenthau Diaries: Years of War 1941-1945* (N. Y., 1967), pp. 330-31, 346-47, を参照。

(14) Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, Vol. II (N. Y., 1948), pp. 1602-03. なお問題の「民事の手引」は占領後ドイツ人に日量二〇〇〇カロリーの食料供給を予定していた。

(15) Smith, *op. cit.*, p. 121.

(16) いわゆるモーゲンソー・プランは、正式には「第三次大戦をドイツが開始することを防止する計画」と題されていた。原案および改定の過程については、Blum, *op. cit.*; *Morgenthau Diary*, 2 vols. (Washington, 1967); Henry Morgenthau, Jr., *Germany Is Our Problem* (N. Y., 1945); Nicholas Balabkins, *Germany under Direct Controls* (New Brunswick, 1964), pp. 9-13; Hull, *op. cit.*, pp. 1604-21, を参照。

なおルーズベルト大統領の要請により、途中で「制服の着用禁止」、「軍隊式行進の禁止」という奇抜な項目が追加された。

(17) John Wheeler-Bennett and Anthony Nicholls, *The Semblance of Peace* (London, 1972), pp. 179–83.

(18) Blum, *op. cit.*, pp. 387–96.

(19) Smith, *op. cit.*, p. 135; Wheeler-Bennett and Nicholls, *op. cit.*, pp. 267–70; Harry S. Truman, *Year of Decisions* (Garden City, 1955), p. 327.

なお、モーゲンソー・プランと対比されるソ連の「ヴァルガ・プラン」(Varga Plan) については、Balabkins, *op. cit.*, p. 16–17, を参照。

(20) Blum, *op. cit.*, p. 453.

(21) *Ibid.*, p. 455.

(22) John L. Snell, *Wartime Origins of the East-West Dilemma over Germany* (New Orleans, 1959), p. 180.

(23) ヤルタ会談の内容と解釈については、*Foreign Relations of the United States* (以後*FRUS*と略称), *Yalta and Malta*; Diane S. Clemens, *Yalta* (N. Y., 1970); Chorles E. Bohlen, *The Transformation of American Foreign Policy* (N. Y., 1969), pp. 30–44; Forrest C. Pogue, *George C. Marshall: Organizer of Victory 1943–1945* (N. Y., 1973); Athan G. Theoharis, *Yalta Myths* (Columbia, 1970).

(24) Smith, *op. cit.*, p. 132.

(25) 「鉄のカーテン」(Iron Curtain) という言葉は、一九四六年三月五日チャーチルがフルトン演説で使用して有名になったが、実際には、一九四五年六月四日、チャーチルのトルーマンあて電報で、すでに使われていた (Wheeler-Bennett, *op. cit.*, pp. 302–03.)。

(26) ホイラー・ベネット、ボーレン、ケナンらはアメリカにとってヤルタを失敗とみている (Wheeler-Bennett, *op. cit.*, pp. 350–51; Bohlen, *op. cit.*, pp. 36–37; George F. Kennan, *Memoirs, 1925–1950*, Boston, 1967, p. 235.) のに対し、クレメンズ、G・スミス、コルコらは、総合的にみて、妥当ないし西側に有利な取引であった、とする見解を示している (Clemens, *op. cit.*, p. 291; Smith, *op. cit.*, pp. 132–33; Gabriel Kolko, *The Politics of War*, N. Y., 1968, pp. 351–56.)。

(27) Department of Defense, *The Entry of the Soviet Union into the War against Japan: Military Plans, 1941–1945* (Washington, D. C., 1955), pp. 50–52. 本書には、ソ連の対日参戦に関連する一連のアメリカ陸軍文書が収録されている。

(28) *Ibid.*, pp. 50–52.

(29) "An Estimate of Conditions in Asia and the Pacific at Close of the War" (June 22, 1945), *FRUS 1945*, VI, p. 566.

(30) Smith, *op. cit.*, pp. 162–63. また、ヤルタで、アメリカを妥協に導いた他の要因として、コルコは、ヨーロッパ戦線におけるソ連軍事力の優越、国際連合の設立予定等をあげている (Kolko, *op. cit.*, pp. 351–56.)。

(31) Smith, *op. cit.*, pp. 10, 173.

(32) Walter Millis (ed.), *The Forrestal Diaries* (N. Y., 1951), pp. 52–53.

(33) Joseph C. Grew, *Turbulent Era*, Vol. II (Boston, 1952), pp. 1445–46. グルーが五月一九日に起案した私的メモは、ドイツ、日本に代わるソ連の脅威を認識して米ソ戦の可能性にまで言及したもので、トルーマン、ボーレンの二人に示されただけで、秘蔵された。

第二節　国務省および陸海軍の政策準備

一　国務省における政策形成

アメリカ政府部内で対日占領政策の立案が開始されたのは、日米開戦から半年を経た一九四二年夏で、それはアメリカ軍がガダルカナル島への上陸で対日反攻の第一歩を印したのと、ほぼ同じ時期であった。

第一節で記述したように、アメリカ政府は、真珠湾攻撃の直後に大統領および国務長官の外交政策に関する最高諮問機関として、「戦後外交政策に関する諮問委員会」（略称ＡＣＰＦＰ）を設置し、さらに下部機構として経済再建、経済政策、政治問題、領土問題、安全保障、国際機関等の分科会をおき、一九四二年春から精力的な調査、研究を開始していた。これらの分科会のなかでもっとも重要な分野を担当したのは、ジョンズ・ホプキンス大学学長ボーマン博士を責任者とする領土分科会 Territorial Subcommittee で、大西洋憲章で宣明された原則に基づいて、連合国の勝利後において予見されるあらゆる領土問題を取りあげ、とくに枢軸諸国の領土再編成、独立国家の、新設政権の交代、国境の画定等、複雑多岐にわたる問題を検討することになっていた。[1] 同分科会は一九四二年三月七日の初会合から翌年一二月に解散するまで、五九回の会合を開いたが、初期の関心は対独第一主義を反映してヨーロッパに集中し、極東および日本はほとんど取りあげられなかった。また政治問題分科会は、発足後まもなく研究の焦点を新国際

機関（国際連合）の創設に指向するが、早くも一九四二年三月二一日の会合で、議長のウエルズ国務次官から「戦争終結後の三段階」構想が報告された。それは全期間を(1)終戦期（軍事行動の停止直後における直接的な処理）、(2)移行期（国家組織の再編、地域的統廃合、賠償等の処理）、(3)恒久平和期（平和条約の締結と新国際機関による安全保障の確立）に三分して、概略の展望を与えたものであったが、これもヨーロッパだけの枠組に限定されていた。[2]

ハル国務長官はこうした事前研究を背景として、七月二三日のラジオ放送で初めて永久平和確立のためのメカニズムとして国際機関新設の構想を明らかにし、連合国が枢軸国を撃破した場合に、勝者は復讐を目標とするのではなく「政治的自由と経済的向上、社会正義の国内的、国際的確立」をめざして前進しようと呼びかけた。彼はさらに、こうした観点から、戦後計画は「注意深く作成され、大胆勇敢に実施されるべきであり、平和のための条件は、長期の展望と決断力と巧妙な技術のうえに築かれねばならない」[3]と結論したのである。

この間、広範、多岐にわたる戦後政策立案の事務局として機能していたのは国務省の特別調査課（ＳＲ）であったが、一九四二年夏までの段階では、政治、経済、国際法、領土問題、西欧、中欧、東欧、中近東の担当官しかなく、学界からの起用者をふくむスタッフの人員も手薄であった。

しかし八月二三日、東アジア問題の専門家でクラーク大学教授のジョージ・Ｈ・ブレークスリー博士 George H. Blakeslee が起用されて、東アジア班 Far Eastern Unit が編成され、対日政策に重点を置いた調査、研究が開始された。そして一〇月末までに、キャボット・コヴィル Cabot Coville、ロバート・Ａ・フィアリー Robert A. Fearey、ヒュー・ボートン博士 Hugh Borton らが日本関係の専門家として加わった。[4]

日本および東アジア地域に関する繁忙な日常事務は極東局が所管していたので、東アジア班は長期的展望に立った

戦後政策についてあらゆる角度からの検討に専念することができた。作業はまずボートンが主務者となって、今後開始すべき業務の指針を作り、さらに太平洋戦争が終了して日本が崩壊し、平和が再来するときに考えられるあらゆる問題点を列挙することから着手された。たとえば、(1)日本を占領する軍隊の構成はアメリカ軍だけになるのか、連合国軍となるのか、(2)占領の範囲と期間、(3)捕虜の処遇、(4)占領軍の日本統治についての責任方式、等々であり、より広い政治的課題としては、(1)軍政の形態とその政治目標、(2)天皇および天皇制の取扱い、(3)戦後における日本領土の範囲、(4)朝鮮の独立、台湾の中国への復帰、南洋群島の帰属、(5)ソ連の参戦の有無にからむ南樺太と千島列島の帰属、(6)アメリカおよび連合国の戦後政策の基本方針、のような諸点が当然考察されねばならなかった。(5)

そしてメンバーの分担によるポジション・ペーパーの作成に当たっては、予想されるあらゆる問題を取りあげ、必要なときには、それに基づいてただちに実行に移せるよう情勢の変化にともなってそのつど改定できるよう配慮された。特定の問題に対する処理方針も、いかなる時点においてもただちに連合国が決定できるよう、いくつかの可変的条件に基づいて作成された。

これらの文書は一九四三年中期ごろからＡＣＰＦＰの関係分科会にかけられた。なかでもブレークスリーが起案した「日本の戦後処理に適用される基本原則」(General Principles Applicable to the Post-War Settlement with Japan, July 28, 1943, T-357) と題した政策文書は、領土、目的、経済、政治の各分野にわたる基本方針を総合的に要約したものであるが、カイロ宣言も出ていない早い時期なので、不確定な要素が多すぎたためか、具体的な勧告よりも、想定される項目を整理したに近い抽象的なものにとどまっていた。(6) それでも、天皇制、非武装化、重工業の制限、賠償、教育改革等についての基本的方向が示され、個別の政策文書のなかでは、農地改革や財閥解体も考察の

対象となっていた。(7)

すでに記したように、ＡＣＰＦＰは、戦争の前半期をほとんどヨーロッパ問題に没頭していたので、これらの対日政策文書を検討する余裕に乏しく、一九四三年一杯を放置していた。しかし、その反面に、東アジア班を中心とする対日専門家たちは、変転する日々の情勢にあまりわずらわされず、十分な時間的余裕をもって調査、研究に専念することができた。

それは対独政策の場合にみられない特色の一つとなった。

戦争中、国務省を中心とする戦後政策担当機構は、数度にわたる改変を経験した。業務の拡大にともない、既存の省庁内における機構だけでなく、大統領府直轄の戦時機関が続々と新設され、省内および各省庁間の連絡・調整を効率化するために、数多くの委員会が設けられ、政策決定過程は複雑化した。

概略的にいえば、戦後政策の検討は、国務省特別調査課の基礎的分析段階に始まり、省内関係部局間の合議を経て、関係省庁間の調整へ移行していったといえよう。

ルーズベルト大統領のすぐれた個人的リーダーシップも、結局は官僚機構内における右のような決定過程を著しく歪めるものではなかった。

しかし、一方ではカサブランカ会談およびカイロ宣言における「無条件降伏」の要求、ヤルタ会談におけるソ連の領土獲得など、連合国の最高レベルにおける政治的決定が、戦後政策の枠組に大きな影響を与えたことも否定できない。

また東アジア問題については、専門家が少数であったこともあり、太平洋問題調査会（IPR）を筆頭とする民間専門家の見解が政府機関に与えた影響力を無視しえない。

ところで戦後政策に関する国務省の機構的改革は、まず一九四三年一月に特別調査課が政治調査課 Division of Political Studies（略称PS）と経済調査課 Division of Economic Studies（略称ES）に二分されたことで、パスボルスキーがひきつづき両課を統轄した。[8]

そしてブレークスリー以下の東アジア班は、全員がPSへ配属替えになる。ついで六月ごろから、戦後政策に関する「部局間地域委員会」(Inter-Divisional Area Committee) が続々と設立され、PSやESで作成した各担当地域に関する文書の検討を開始する。この委員会には各部局の担当地域主任者が参加したので、ここで承認された文書は一応事務レベルにおける国務省の統一見解とみなされた。

年末までに九カ国、四地域を網羅した委員会が設置されたが、一〇月二〇日に設立された「極東地域委員会」(The Far East Area Committee, 略称FEAC) は極東と太平洋地域を所管し、ブレークスリーを議長、ボートンを幹事とし、会合には極東局（FE）、PS、ES、法律顧問部（Le）の主務者が定期的に参加した。討議対象となった問題のなかでは、日本と関連したものが多く、この委員会で承認された政策文書の内容が、ほぼ対日占領政策の原型となった。[9]

地域委員会の活動は一九四四年春～夏ごろが最盛期で、一例を同年四月にとってみると、作成文書の総数は二六四で、最少はフィンランドの一通から最高はドイツの七〇通にわたっている。しかし終戦に至る全期間を通算すると、極東地域委員会がもっとも活発で、会合の総回数は二二一回に達し、対日関係の文書だけで約一〇〇が作成されている。[10]

一九四四年一月国務省の大幅な組織拡張で、新たに五局（戦時経済局、経済局、輸送通信局、特別政治局等）が増設されたとき、ESは廃止され、PSは戦後政策を主管する「特別政治局」(Office of Special Political Affairs) に昇格し、二課を置いたが、うち国際安全保障課は国連憲章の起案に専念し、領土研究課 Division of Territorial Studies（略称TS）が従来のPSの業務を引きついだ。

同時に、「戦後政策を立案し、その実行に必要な国際的了解を達成」することを目的とした「戦後計画委員会」(Postwar Programs Committee, 略称PWC) が新設された。構成メンバーは、国務長官、国務次官、数名の次官補、局長級を網羅し（幹事はパスボルスキー）、当面の政策を審議するもう一つの委員会である「政策委員会」(Policy Committee) と並んで、省内ではもっともハイレベルの委員会となった。[11]

このような最高政策立案機関が設立されたのは、連合国の勝利が間近となり、戦後政策の方向を早急に決定することを迫られたためであるが、一方では戦後政策について、国務省が中心的役割を果たすことが公認されたことを意味する。こうして対日占領政策についての諸草案は、一九四三年のACPFP案を経て、一九四四年春ごろからTSのブレークスリー、ボートンらによってつぎつぎとまとめられ、極東地域委員会（FEAC）の承認を経てPWCへ提出されていった。

FEACには、中国専門家として永年にわたりアメリカ極東政策を指導してきたホーンベック博士(国務長官顧問)のように「ドイツと異なり、日本経済は孤立しているので、戦後の日本経済安定は考慮する必要がない」とか、戦後日本は無秩序の崩壊状態に放置してもかまわない、と公言する親中、反日派もいたが、全体としてはTSの知日派勢[12]

力[13]の線にまとまっていた。

しかし、国務省の幹部で構成され、ドイツに対しきびしい戦後政策を実施する方向に傾きつつあったPWCが、FEACの勧告をどの程度受け入れるかは予見できなかった。

二　軍政計画と軍政官の養成

国務省を中心とする戦後計画の検討に平行して、アメリカ陸軍も、ヨーロッパ大陸および太平洋・アジア地域に対する大規模な進攻作戦に対応し、軍事作戦中および戦闘終了直後における占領地行政の計画準備に乗り出していた。

海軍も、同様の任務を予期していたが、担当地域は太平洋諸島の一部に限定されていたので、その比重は軽く、陸軍に主導権を委ねた。

ルーズベルト大統領は当初、占領地行政を国務省を中心とする関係機関のシビリアン専門家に担当させる意図であったが、一九四二年末の北アフリカ作戦、翌年七月のシシリー島作戦で軍民間の協調が期待どおりに進まなかったため、陸軍の要請を容れて一九四三年一一月、経済面をもふくむ占領地における軍政および民事は、当分の間、軍が責任をもって遂行するように変更した[14]。その期間は明示されなかったが、多くの場合、治安の回復にともなってシビリアンの手に委譲されていき、日本占領のように終始軍が責任を負ったのは、むしろ例外であった。

ところで、陸軍の占領行政に対する準備は、一九四二年五月、バージニア大学（シャーロットビル）に、陸軍軍政学校 School of Military Government を新設して軍政要員の教育を開始したことに始まる。ついで翌年三月には、

既存の陸軍憲兵司令部軍政課 Military Government Section, Office of Provost Marshal に加え、陸軍省民事部 Civil Affairs Division（部長、ヒルドリング少将 Maj. Gen. John H. Hilldring）が新設され、「占領地域における純軍事的事項を除くすべての事項[15]」すなわち軍政と民事について陸軍長官を補佐することになった。

また、太平洋における陸海共同の作戦が進行し、占領地域の民政が実施されるようになったので、四四年七月に統合参謀本部に陸、海軍各三名から成る統合民政委員会 Joint Civil Affairs Committee が新設され、統合戦争計画委員会 Joint War Plans Committee（四三年初創設）、統合戦略調査委員会 Joint Strategic Survey Committee（四二年一一月創設）、統合戦後委員会 Joint Postwar Committee（四三年六月創設）等の関係委員会と連絡しつつ、「陸海統合作戦によって占領する敵地域の民事に関する一般政策を統合参謀本部に勧告[16]」することになった。

海軍も一九四二年八月コロンビア大学ついでプリンストン大学に軍政コースを開設し、翌年一月には作戦部 Office of Chief of Naval Operations 内に占領地域課 Occupied Area Section（四四年八月軍政課 Military Government Section と改称）を新設している[17]。

この過程で登場した「軍政」(Military Government) および「民事」(Civil Affairs) という分野は、大多数のアメリカ市民にとっても職業軍人にとっても、耳なれない新しい概念であった[18]。

もっとも、アメリカ陸軍は第一次大戦の直後にドイツのラインランド地方に駐屯して軍政を施行した経験があり、のちの日本占領軍司令官マッカーサーもその一員であった。それは、戦闘部隊による直接統治であり、軍政の規準はヘーグ陸戦法規を指針とするものであったが、一応の成功を収めた、と評されていた。

第二次大戦に突入したとき、アメリカ陸軍が軍政の教範として使用していたのは、このときの教訓をとり入れて作

成した「野戦用軍政基本マニュアル」（FM二七―五、一九四〇年六月）であった。しかし一九四二年末の北アフリカ上陸、翌年七月のシシリー島作戦等で、占領地統治の実際に触れるに至って、改訂を求める意見が高まり、一九四三年一二月陸海軍共用の「軍政および民政に関するアメリカ陸海軍マニュアル」（U. S. Army and Navy Manual of Military Government and Civil Affairs, FM 27-5）が完成し、配付された。

この改訂マニュアルは、これまで定義上あいまいになっていた軍政と民事（統制）の機能について、前者を「軍隊による敵地およびその住民に対して行使される最高権限」として、後者を「文民の統治に対する軍の統制」として区分した。おおむね、「直接軍政」と「間接統治」の概念に対応するものであるが、一説によると、民事は軍政より領域がやや広範囲で、軍政が施行されるか否かにかかわりなく、民間人と軍との関係を包摂し、心理的な意義が高い、という。[19]

また改訂マニュアルは、全般に軍事的配慮を優越させ、敵地住民に対する旧マニュアルの「公正で人道的で可能なかぎり寛大」な待遇を「懲罰的（ピューニティブ）ではない」が「軍事的要請の許す範囲」内における配慮に制限することとした。[20]

しかし、一方では占領軍の安全のためという制約下ではあったが、財政・金融、生産、配給等広範な領域にわたる経済政策の必要性が認識され、とくに住民の飢餓、疾病等に対する「救済」(relief) という新たな分野が入っている点は注目される。[21]

総じていえば、第二次大戦におけるアメリカの敵国、同盟国、解放地域等に対する軍の責任分野は、純軍事行動の領域だけでなく、民生安定の分野をふくむ広域に拡大され、組織的、効率的に遂行された。それは単に巨大な物質力を背景としていたから可能であっただけではなく、一種の「伝道者」的な使命感に裏付けられていたからでもあり、

図 1-1　ワシントンにおける対日政策決定機構　(1945年夏)

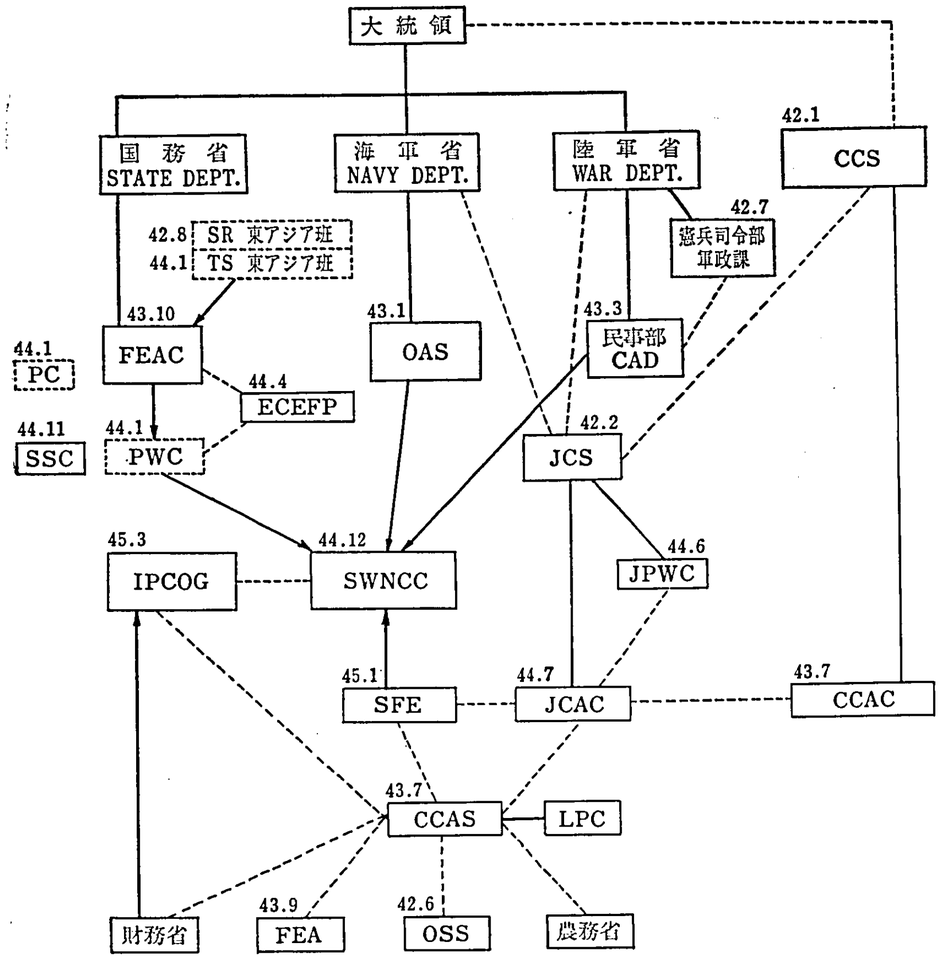

（注）　43.7は1943年7月創設を示す.

略語説明

CCAC	：米英連合民政委員会	JPWC	：統合戦後委員会
CCAS	：民政研究委員会	LPC	：労働政策委員会
CCS	：米英連合参謀本部	OAS	：海軍占領地域課
FEA	：外国経済局	OSS	：戦略局
FEAC	：国務省部局間極東地域委員会	PWC	：戦後計画委員会
IPCOG	：非公式対独政策委員会	SFE	：極東小委員会
JCAC	：統合民政委員会	SR	：特別調査課
ECEFP	：各省間経済外交政策委員会	SSC (PC)	：幹部会
JCS	：統合参謀本部	TS	：領土研究課

占領地住民に依存する現地調達主義をとった日独の占領地軍政と顕著な対照をなしている。

このことは、戦闘要員とは別に、専門家としての軍政要員の大量養成と、彼らの軍政実施上における具体的指針として作成された多数の参考文書類にも示されている。

さきに記したバージニア大学の軍政学校は、適性ある将校に軍政官としての基礎教育を施すことを目的として設置され、一九四二年五月から閉鎖時の一九四六年二月までに二九〇五人の卒業生を送り出した。[22] 第一～七期生は主としてヨーロッパ戦場へ向けられたが、一九四四年六月の第八期生以降は極東向け要員が主力を占めた。一九四三年には増大する需要に応じるため、ハーバード大学以下の主要大学に「民政訓練学校」(Civil Affairs Training School, 略称CATS)が新設され、軍政学校の教育課程の大部を引きついだ。[23] さらに極東、太平洋向け要員の卒業者は、一九四四年夏にカリフォルニア州のモンテレーに新設された「民政集合基地」(Civil Affairs Staging Area, 略称CASA)で延長教育を受けつつ待機することになり、[24] こうして一九四五年の段階では軍政学校(二カ月)→CATS(六カ月)→CASA(二カ月)という標準課程が確立していた。また将校の不足を補うため、下士官クラスの養成コースも、のちに新設されている。[25]

三　民政ガイド

ところで、これら軍政要員の教材および占領軍の携行すべき指針の作成も、平行して進められつつあった。すでにバージニア軍政学校では一九四三年末、日本における軍政方針をまとめたパンフレットが印刷されていたが、[26] 同年七

月ヒルドリング将軍は関係機関に呼びかけて、こうした需要に応じる公式の教材、手引書の作成に着手した。そのために一一月国務、陸軍、海軍、農務各省、OSS、FEA等の担当官をメンバーとした「民政研究編集委員会」(Editorial Committee on Civil Affairs Studies)が編成されて編集に当たり、大部は陸軍省のパンフレットとして印刷され、関係機関、部隊に配布された。名称、内容等は必ずしも統一されていないが、大別するとつぎの四種になる。

(1)「民事ハンドブック」(Civil Affairs Handbook)
(2)「民政(情報)ガイド」(Civil Affairs [Information] Guide or Military Government Guide)
(3)「民事の研究」(Civil Affairs Studies)
(4)　雑

このうち「民事ハンドブック」は、主として、OSSの調査分析課で執筆され、陸軍後方部隊 U. S. Army Service Force のパンフレットとして配布された。各国別に、地理的・社会的背景、政治・行政、経済、農業、商工業、労働、輸送、衛生、教育、文化等広範な分野にわたる基本的事実を集成した参考書で、総数は数百冊に達する、と推定される。対日関係だけでも、一〇〇冊を越え、「政府財政」(一九四四年九月)、「金融と銀行」(同一一月、ニューヨーク連銀執筆)、「労働」(同七月、陸軍省)、「農業」(同八月、OSS)、「日本の商法」(一九四五年二月、海軍省のシーボルト執筆)、「公衆衛生」(同、陸軍省)と多彩で、「政府および行政」の場合は中央、地方の二冊に分かれ、計五三〇ページに達する大冊となっている。このほか日本の占領地域であるビルマ、マレー、フィリピン、タイ等における軍政の実態をまとめたシリーズもあった。[27]

つぎに、「民事ハンドブック」が、「計画および政策形成に必要な基本的な事実の情報」を主眼とし「行動の公式の

表 1-1　民政ガイド一覧

題　　名	番　号	発行年・月	起草者	ページ数
日本の銀行の経理と運用	31- 4	1945. 6	FEA	122
同　付　録	31- 4A	1945. 6	FEA	40
日本銀行の管理と利用	31- 6	1945. 8	FEA	24
占領下における日本の警察制度	31- 9		OSS	57
日本の農業と食糧	31-10	1945. 7	農務省	158
日本における農業団体	31-11	1945. 5	FEA	57
インフレーションの統制	31-20	1945. 8	OSS	40
同　付　録	31-20A	1945. 8	OSS	79
賃金と労働時間の管理	31-22	1945. 7	OSS	109
皇室財産の運用	31-36			51
日本の地方政府	31-39		OSS	115
消費物資の価格統制と配給（食糧を除く）	31-57		OSS	47
食糧の価格統制と配給	31-58		OSS	51
日本における賃金と労働時間以外の労働条件	31-62	1945. 9	FEA	57
日本における社会保障と機関	31-63	1945. 8	FEA	30
日本の労働組合と団体交渉	31-68	1945. 7	FEA	51

プログラムを含まない」のに対して、「民政ガイド」は、占領地域における軍政官が直面するであろう特定の問題に焦点をあて、とられるべき具体的実施計画の参考となる「勧告」(recommendation)をふくむ文書であった。しかし、実施計画自体でないことは、各ガイドの序文に「いかなる意味においても、このガイドを命令と受けとってはならない。そのような命令は通常の命令系統でなされる」と注記してあるとおりである。

この「民政ガイド」シリーズは「民事ハンドブック」より約一年おくれ、大多数が一九四五年に入って刊行されたが、執筆者の多くは、占領政策の立案者を兼ねたり、情報交換をなしうる立場にいたので、SWNCCの政策文書と内容的に類似している場合が少なくない。この意味で「民政ガイド」は占領政策の原型的文書として重要な意味をもっている。

また対日関係のガイドについていえば、執筆者ないし共同作業者のなかには、その後SCAPの担当官として直接に政策実施に当たった者もある。たとえば、対日労働政策の原型であるSWNCC—九二の基礎となった「民政ガイド」の「日本における労働組合と団体交渉」の起草者セオドア・コーエン（当時FEA）は、のちにSCAPの労働課長として赴任したが、SWNCC—九二は「民政ガイド」の勧告部分とほとんど同一であり、起草者の意図が全過程を通じて一貫した好例である。[28]

また「日本の銀行の経理と運用」と題したガイドは、外部からの役員任用の禁止、日銀の運用を統制する委員会の設置、新銀行券の準備、金・貴金属類の特別管理、横浜正金銀行をふくむ外国為替業務の停止等、のちにSCAPが実施した政策よりもはるかに広範で強烈な改革を「勧告」していた。

日本関係の「民政ガイド」の全貌は完全には明らかでないが、参考までにナショナル・アーカイブスの調査に基づいて整理した一覧表を巻末資料にかかげ、[29]表1-1に、刊行、配布が確認されている一部の重要なガイドをあげておく。

このほか、OSSとCASAで終戦直前に作成した府県別の「民事ハンドブック」三六冊があるが、配布がおくれたため、SCAPの地方軍政にはあまり影響を与えていない。[30]

さらに陸軍省パンフレットのシリーズ以外に、海軍、OSS、FEA等の諸機関で独自に起草した類似の文書もあるが、詳細は省略する。[31]

四　極東地域委員会

ひるがえって一九四四年春以降、国務省のＦＥＡＣによって起案された対日占領政策に関する文書は、想定されたほとんどすべての問題点を網羅しているが、ここでは主要なものについて表1－2にまとめた。[32]

このほか、朝鮮、台湾、樺太、満州国等の植民地に対する文書も作成されているが、日本本土に関する個別文書は、五月四日付でブレークスリーによってまとめられた「日本における合衆国の戦後目的[33]」（The Postwar Objectives of the United States in Regard to Japan, CAC 116b, PWC 108b.）と題する文書に総合され、ＰＷＣを通過した。

それは、「日本がアメリカおよび他の太平洋諸国に対する脅威となることを防止」するのと「日本に、他国の権利の国際義務を尊重する政府を確立する」ことが、アメリカの基本目的であることを確認したのち、日本の戦後過程を三つの時期に区分してそれぞれの時期に応じたアメリカの政策を考察していた。

すなわち、第一期は厳格な軍事占領期、第二期は諸制限の緩和過程をともなう監視期、第三期は占領目的が達成され日本が国際社会に復帰する時期と想定されている。重点は第二期におかれ、軍国主義、超国家主義の根絶と、民主主義、自由主義的傾向の助長が強調された。

この文書に示された基本方針の大部は、結局一九四五年九月トルーマン大統領によって承認された最終決定のなかに再現する。

たとえば陸海軍の解体、連合軍による日本本土の占領、再軍備の禁止、戦争遂行能力を除去するための経済的統制、民主主義思想の鼓吹、自由主義的政治勢力の伸張助成、軍国主義、超国家主義の根絶等がふくまれ、また賠償の支払責任も明示されていた。

しかし日本経済の将来像は必ずしも明確でなく、三月一四日の第一草案における「世界経済のなかで、非差別的でかつ……漸進的に高い生活水準の実現を許容される」という表現は、ハル国務長官らＰＷＣ会議メンバーの苦情で、単に「世界経済の中で責任ある役割を分担することができる[34]」と修正された。

全般的に、論争の的になると予想された難点は、直接に触れることを避け注意深く表現されているところに特徴があり、たとえば、個別のペーパーである程度触れられている(1)直接統治か間接統治か、(2)天皇制存続の可否、(3)将来における再軍備の可否、(4)経済民主化についての具体的方策、(5)戦犯、パージ等の具体的方針については、はっきりした見解を打ち出していない。

「日本に関する合衆国の戦後目的」と関連の諸文書がハーバート・ファイスから「日曜学校のお説教[35]」と酷評されたほど控え目なトーンに終始したのは、戦争中の一般世論、とくに対独政策との関連で、ＰＷＣの反発を懸念したＦＥＡＣの慎重な配慮によるものであった。

グルー、バランタイン、ブレークスリー、ドーマン、ボートンらの「知日派」と呼ばれた国務省の専門家たちが抱懐していた対日政策の基本的態度は、大略つぎのようなものであった。

まず占領方式については、アメリカおよび連合国に、日本政府の任務を効果的に代替できる訓練を受けた者はきわめて少ないので、もし混乱を避けようとするなら、中央政府機構を存続させ、それを通じて占領政策を実施する間接

表 1-2　対日政策文書の一覧

標　　題	日　付	CAC 番号 (PWC番号)	勧　　告
占領軍の構成*	1944. 3. 13	80 (111)	① 連合国軍による占領．但し総司令官は米軍人 ② 中央集権 ③ 分割占領は実施しない
信教の自由*	1944. 3. 15	117 (115)	① 信教の自由を保障 ② 一部の超国家主義的神道を禁絶
占領開始時の布告*	1944. 3. 21	126 (120)	連合軍および天皇の布告
悪法の廃止*	1944. 3. 22	123 (114)	軍国主義的，国家主義的，弾圧的法規の廃止
政党および団体*	1944. 3. 24	111a (113)	① 全体主義的政党・団体の解体 ② 貴族院クラブの閉鎖
戦争犯罪人*	1944. 3. 24	105 (119)	① 戦犯の逮捕 ② 天皇の保護隔離
占領の範囲*	1944. 4. 17	109a (110a)	県庁所在地・主要都市・重要地域の占領
日本に関する合衆国の戦後目的*	1944. 5. 4	116b (108b)	(略)
占領の期間*	1944. 5. 4	103c (117b)	① 長期占領は回避する ② 必要な占領期間は予見できない
日本政府行政権の停止*	1944. 5. 9	110c (112c)	① 行政機能の大部を残置 ② 占領軍司令官に大幅の裁量
天皇制*	1944. 5. 9	93e (116d)	① 最終決定は米・英・中の協議による ② 当初は天皇制の制限付存続 ③ 天皇の葉山等への隔離 ④ 日本国民の天皇制廃止への動きを阻止しない
日本における軍国主義の清算と民主化の促進*	1944. 5. 9	185b (152b)	① 軍国主義の一掃 ② 穏健勢力の育成 ③ 必要な政治改革
軍政下における教育制度**	1944. 7. 15	238 (287)	① 文部省の廃止と再編 ② 米人視学官の配置 ③ 軍国主義教育の禁止 ④ 教科書の改定 ⑤ 修身，国史の廃止 ⑥ 御真影礼拝の禁止

(つづき)

標　　題	日　付	CAC 番号 (PWC番号)	勧　　告
軍政下における法廷	1944. 7. 15	249 (289)	① 行政裁判所以外の裁判所は残置 ② 軍事法廷の設置
軍政下における労働者組織**	1944. 8. 15	254 (290)	民主的労働組合の育成
日本降伏の条件**	1944. 8. 30	262 (284)	① 天皇と大本営の署名 ② 天皇の国民に対する布告 ③ 無条件降伏の要求
天皇の廃位と後継者	1944. 9. 26	260 (286)	天皇が逃亡または行方不明のときは，占領軍は①廃位，②後継者の決定につき米本国の指示を待つ
軍政下における経済政策	1944. 11. 16	222 (296a)	(略)

(注) 1. 詳細は巻末資料Ⅲを参照．
2. *は1944年5月15日陸軍省のヒルドリング将軍へ送付されたもの．
**は1944年11月17日 PWC で承認された．

占領方式が望ましい、と考えられた。

つぎに、天皇制については、日本国民が自発的に廃止に同意しなければ、たとえ連合国が命令によって廃止してみても実効はあがらず、また天皇個人を退位させても、日本国民が天皇制への信仰を継続するかぎり、実質的な廃止とはいえないだろう。おそらく日本国民は敗戦によっても伝統的信仰の心情を失わないであろうから、連合国が天皇および天皇制に対し敵対措置をとれば、国民の強い反感を招き、占領統治は不断のサボタージュを受けて機能しなくなる怖れがあった。

もし日本がイギリス型の民主政治をとるとすれば、天皇制は「安定と改革の源泉」になりうる（PWC―一四五）であろうし、国際協調主義は天皇の権威のもとではるかに容易に達成される（PWC―一四六）であろう。[36]

こうした立論は、日本の早期降伏を誘引し、効果的な占領を達成するための「天皇（制）の制限付利用論」ともみることができる。のちに占領を通じて実際に課せられた政

治・経済的諸改革の具体的プログラムに及んでいないのは、占領軍には被占領国の政治・経済構造を変更する権限がない、という国際法やヘーグ陸戦法規の解釈を「尊重」したからでもあるが、基本的には日本社会の構造的把握と、明治期以来日本がとってきた対内外政策に対する彼らの理解態度と深くかかわりあっていた。

すなわち、一九三〇年代以後における日本の軍国主義的、侵略的政策は、天皇をもふくむ親米英的自由主義勢力が軍部によって一時的に圧倒されたためであって、軍部を解体し、これらの穏健な旧勢力を復活させれば、再び日本が世界平和を脅威することはないであろう、というのであった。このような見解は、アメリカ国内だけでなく、他の連合国保守派のなかにも少なからぬ支持者があった。また、のちには米ソ冷戦等を前提とする国際政治の現実的必要性から、手段としてグルーらの主張に同調する有力政治家も現われた。

しかし、当時は政府、民間を通じ、天皇制をふくむ旧勢力の徹底的な解体ないし改革なしには日本の民主主義的再生は困難である、とする見方のほうが多数であり有力でもあった。[37] 彼らは太平洋戦争で日本軍が発揮した狂信的抵抗に一種の神秘的畏怖感を抱き、その源泉となる要素のすべてが除去されねばならない、と信じていた。ナチス・ドイツについても、ドイツ民族の好戦的性格は治癒不能である、とする見解がみられたが、日本軍国主義はそれ以上に危険な存在とみなされていた。[38]

したがって、責任ある政治指導者、ジャーナリスト、専門家の間においてすら、懲罰的・報復的感情に彩られた見解が輩出したのは不思議ではない。

こうした硬軟両派の相克は、国務省の政策立案者の間にも波及し、とくにPWCにおけるFEAC文書の審議過程でクローズ・アップされた。なかでも、天皇制と占領統治方式をめぐる論議は、四月中旬から下旬にかけて白熱化した。

表 1-3　日本およびドイツの取扱に関する差異とその理由

項　目	対　日 (A)	対　独 (B)	AがBと異なる理由
学　校	原則として開き，例外的に閉鎖	原則として閉鎖，例外的に開く	開校したほうが軍政官の統制容易
裁判所	同　上	同　上	ヘーグ陸戦法規等に準拠
天　皇	天皇を残し，軍政に利用する	ヒトラーは逮捕し審問する	① 天皇は象徴的存在にすぎない ② 日本国民の天皇信仰を否定すれば占領の円滑な遂行は不可能
無条件降伏	降伏文書は天皇の署名および日本国民に対する降伏条件告知の二本建	単一の降伏文書	
軍　政	① アメリカ軍の主導 ② 非分割統治 ③ 他の連合国の参加	分割占領	対日戦におけるアメリカの貢献度大
政府組織の利用	中央・地方政府の利用	軍政は主として地方政府を通じる	日本国家組織は伝統的に中央集権的
軍国主義	軍事機関と軍国主義の破壊	軍事機関，軍国主義とナチ党の破壊	日本にはナチ類似の党組織存在せず

出所："Recommendations for the Treatment of Japan as prepared in the Department and approved by the Committee on Post-War Programs," drafted by Blakeslee, Dec. 2, 1944, Notter Papers.

た。

FEACを代表して説明に当たったのは、主としてバランタイン極東局次長、対日強硬論の先頭に立ったのは、ブレッキンリッジ・ロング国務次官補で、ロングによれば、「アチソン次官補、ダン西欧局長、テイラー顧問も同調」[39]していた。

結局、半月余にわたる白熱的な討議を経て、ハル国務長官をふくむPWCの大勢は、対日政策を実利的見地から処理する方向に落ち着いた。[40] とくに地方分権論は支持者がなくロングは敗北を自認せざるをえなかった。[41]

このことは五月一日に反日派の

ホーンベックが更迭され、グルーが極東局長に就任したこととあわせ、国務省内の対日政策における知日派の正統性が確保されたことを意味する。

しかし、一九四四年段階における天皇制の論議は、「日本人が意見を変えるかもしれないし、連合国の見解が分れるかもしれない」（PWC―一一六）という不定要素もあって、明確に決着をつけることができなかった。また、知日派の行き届いた説明にもかかわらず、国務省幹部や陸軍の軍政責任者が日本における天皇制の意味をどの程度正確に理解しえたかは疑問がある。

五　対日経済政策の停頓

天皇制問題とならんで戦後政策立案者たちの論争を招いたのは、占領期および戦後全般を対象とした対日経済政策であった。

極東地域委員会（FEAC）における政策文書の準備は、一九四四年四月ごろから着手されたのであるが、関係者の間で果てしない修正作業を繰り返した末、結論に達しないまま一九四五年に持ち越されてしまう。

その理由は第一に、天皇制を中心とする政治問題と異なり、経済問題では日本専門家の発言力が相対的に弱く、国務省の経済関係部局、財務省、外国経済局等のエコノミストが介入したこと、第二に、モーゲンソー・プランに代表される対独強硬政策が対日政策にも波及し、両者の整合が争点になったこと、さらにPWCの対日強硬派がこうした情勢を利用してFEACの「寛大な政策（ソフト・ポリシー）」に対する巻き返しをはかったこと等にある。

経済政策文書の要点は、主要項目ごとに比較する形で要約整理したものを表1-4にかかげた。このなかで、多少とも審議が進んだのは、CAC―一六〇、二二二、SC―一〇一の三つだけで、他の文書は起草しただけにとどまり、廃案になった、と推定される。また、一九四五年一月の外国経済局文書はかなり水準の高い、均衡のとれた総合政策を提唱しているが、政策文書というよりも調査報告の系列に属するものであろう。

各文書の相互関係もやや明確を欠くが、「日本―経済政策」[42]（"Japan: Economic Policies," CAC―一六〇シリーズ）は戦後の全期間を、「軍政下における経済政策」[43]（"Japan: Economic Policies during Military Occupation," CAC―二二二シリーズ）は占領第一～二期を対象とし、「対日経済政策」[44]（SC―一〇一）は、一九四四年四～七月にかけて反復された討議ののち、PWCへ提出されることなしに中断したCAC―一六〇の後継とみなされる。

しかし、SC―一〇一も幹部会の痛烈な批判を受けて再起草を命じられたまま中絶したので、四四年から四五年にかけて実質的な討議を重ねたのは、CAC―二二二（PWC―二九六）シリーズだけであったといえよう。[45]

それは、国務省から「各省間経済外交政策委員会」[46]（Executive Committee on Economic Foreign Policy, 略称ECEFP）を経て、一一月一〇日ようやくPWCへ提出されたが承認に至らず、FEACへ再検討のため差し戻された。

ところでこれらの諸文書は、日本の侵略主義がその経済構造に根ざしているという前提から、「軍事的非武装化」と並んで「経済的非武装化」（Economic Disarmament）を最重点目標として追求する点では一致していた。

すなわち、陸海軍施設を破壊、撤去し、航空機、造船以下広義の軍需工業設備は破壊または賠償として撤去し、その復活を防止するための査察および原料供給の制限を課すことについては異論がなかった。

表 1-4　対日経済政策文書の一覧

	日付(年・月・日)	対象時期	非軍事化	経済統制	貿易	救済	賠償等	経済改革	その他
E 155[1]	1943. 7. 21	戦後日本					在外資産の接収	①農地改革 ②財閥解体	
CAC 160 (Prelim.)	1944. 4. 12	戦後日本	①民需転換を除く軍需施設の撤去 ②査察制度	原則として国内経済に介入しない	①非差別貿易の許容 ②輸出国による対日輸出規制 ③経済ブロックの禁止		①大東亜共栄圏の在外資産は接収 ②賠償は定額，短期 ③海外投資の再開可		世界経済における平等待遇
CAC 160	1944. 7. 29	戦後日本(1～3期)	①同上 ②航空機，造船工業の禁止 ③査察制度		①占領目的達成後の制限撤去 ②石油，鉄，ボーキサイト等の対日輸出制限		①海外における公有資産の接収 ②同上 ③現物，生産物賠償	ワシントンの指令による	生活水準の漸進的向上を許容
CAC 165[2] (Prelim.)	1944. 4. 15	戦後日本	①民需転換を除く軍需施設の撤去 ②航空機，造船工業の禁止 ③査察制度	原則として国内経済に介入しない	①非差別貿易の許容 ②輸出国による対日輸出規制		①現金賠償を主とする ②すべての在外資産接収		①不必要な苛酷政策を排し適切な取扱 ②近隣諸国より早い復興を許さない
CAC 194[3] (Prelim.)	1944. 4. 30		同　上		戦略物資の輸入制限				①再軍備禁止 ②地方警察のみ許可 ③制限は15年

	日付(年・月・日)	対象時期	非軍事化	経済統制	貿易	救済	賠償等	経済改革	その他
CAC 222	1944. 7. 4	占領期(1, 2期)	民需転換を除く軍需施設の撤去	①インフレの抑制 ②価格，配給統制の実施 ③失業の防止	輸出クレジットの供与	①秩序維持，人道，民主化のための救済 ②アジアの近隣諸国を優先	未定	指令による以外，占領軍は介入しない	最低水準を維持するための生産再開を助成
PWC 296b (CAC 222a)	1944. 11. 22	同　上	同　上	①同上 ②同上		①疾病，社会不安防止のための救済 ②同上		同　上	
外国経済局文書[4]	1945. 1. 1	戦後日本(1～3期)	①一部重工業(航空機，兵器等)の禁止 ②鉄の年産300万トンに制限		①原料輸入の制限 ②商船隊の制限		①適切水準の賠償 ②生産物賠償の回避 ③財閥，政府の在外資産没収	①財閥解体と幹部のパージ ②中小企業の育成 ③農民へモラトリアム ④労働改革	
SC 101[5]	1945. 4. 17	戦後日本(長期)	①軍事施設の破壊 ②一部の民需転換可 ③航空機，造船の一部，人造石油工業の禁止 ④査察制度	①インフレの抑制 ②統制の漸進的緩和		最小限の救済	①一部の現物賠償 ②労働賠償を考慮 ③在外資産の接収	日本自身による財閥活動の統制と銀行制度の改善を期待	最低限の経済推持

(注)　(1)　"Japanese Post-War Economic Considerations."
(2)　"Japan : U.S Economic Policies."
(3)　"Security Policy *vis-a-vis* Japan : Economic Aspects."
(4)　LA/FEA, "Economic Foreign Policy of the U.S with respect to Japan, 2nd revised draft."
(5)　"Economic Policy toward Japan."

論議が分かれたのは、制限の程度、占領目的が一応達成されたのち日本に許容する生活水準と経済規模、および民主化のための改革の範囲であり、それらは世界経済およびアジアにおける日本経済の位置づけをいかに想定するか、にかかわっていた。

この点について最初にまとまった展望を試みたのは、一九四三年七月に、領土問題小委員会へ提出された「戦後日本経済の考察」（E―一五五）であろう。起草者のフィアリーは、戦後の日本経済のパターンを、(1)農業国、(2)軽工業国、(3)制限付きの重工業国に想定する三つの見解がある、と紹介したのち、(1)と(2)のコースは日本の経済的破滅ないし窮迫を意味するだけでなく長期的にみたアメリカの国家的利益にも背反すると断定し、健全な日本経済を再建することは極東地域全体の安全と発展に不可欠であり、アメリカ企業の利益にも合致するとして、(3)の選択を勧告した。さらにフィアリーは、植民地や経済ブロックを失うであろう日本経済の前途は、必ずしも悲観的とはいえず、農地改革や財閥解体等の改革を通じて国内市場を開発すれば、日本は遠からず戦前水準を上まわる経済力を回復するであろう、と予想した。[47]

フィアリーが展開した論旨は、知日派特有の「穏健主義」にニューディーラー的改革論を加味した新鮮な分析であると評価されたが、FEACにおける知日派の大勢は、より宥和的で改革をともなわない日本経済復興を助長する線に傾いていた。

たとえば、その一人であるF・S・ウイリアムスは、連合国が日本の経済復興を積極的に援助し、ついで日本を極東諸国の復興に貢献させるべきである、と主張し、ホーンベックから、中国のほうを優先させるべきである、と反撃されている。[48]

かくて、一九四四年におけるFEACの政策文書は、いずれも経済非武装化に関連した制限措置を除くと、経済改革や再編成には介入せず、早期に日本を世界経済へ復帰させる基調で貫かれることになった。

とくに占領初期を対象としたCAC―二二二は、占領軍によるインフレ対策を目的とする各種の財政金融措置、物価、配給統制、失業対策の実施や、貿易、生産の再開助成、住民の飢餓救済計画等をかかげ、一方、長期的な経済改革や再編成はワシントンの指令があるまでは着手しない、と規定していた。

当時平行して立案中の対独経済政策（CAC―一四三）では、ユンカー的土地所有制や金融産業資本の独占体に対する解体構想が含まれており、モーゲンソー・プランは、懲罰的見地からドイツ占領軍にインフレや飢餓の救済責任を負わせないことを要求していたので、両者の不整合は当然問題となった。

ドイツに対する反カルテル政策を担当していた商品課は、「文書の基調が五～六月ごろのムードを反映し……この間の対独政策の変化が取り入れられていないので両者の矛盾が甚しい」[49]と指摘し、外国経済局のカーリーは「対日政策は対独方針をそのまま転用すればよい」[50]と主張した。こうした情勢に対応して、FEACはCAC―一六〇の提出を断念し、占領初期だけを対象としたCAC―二二二（PWC―二九六）だけをPWCに提出した。しかし、ヘイリー経済局長は一一月一〇日のPWC会議で、「この文書には大統領がとても承認しそうにない寛大な政策（ソフト・ポリシー）がふくまれているので、対独文書の承認が終わるまで保留したい」[51]と述べてFEACに差し戻した。

すでに記したようなモーゲンソー・プランをめぐる対立から、対独政策は翌年春まで棚上げされたので、CAC―二二二も凍結されたままとなり、翌年四月のSC―一〇一とあわせ、最終的に「初期の対日方針」（SWNCC―一五〇）に合流する。

このような対日経済政策の立ちおくれは、予期以上に早まった日本の降伏もあって、初期占領政策の実施面に少なからぬ影響を与えることになる。この点については、第四節および第五節であらためて触れたい。

(1) Notter, *op. cit.*, p. 82.
　なお、主要メンバーはアドルフ・A・バール（国務次官補）、ジョン・V・A・マクマレイ（国務長官特別補佐官）、ハーバート・ファイス（国務長官顧問）、ハミルトン・F・アームストロング（『フォーリン・アフェアーズ』編集長）、アン・マッコーミック夫人（『ニューヨーク・タイムズ』論説委員）、バスボルスキー博士であった。

(2) *Ibid.*, pp. 85–86.

(3) *Ibid.*, p. 95.

(4) ブレークスリー博士は、国際法を専攻し、一九二一年のワシントン軍縮会議でアメリカ代表の専門委員をつとめ、満州事変の現地調査に赴いた国際連盟のリットン調査団アメリカ代表フランク・マッコイ将軍の顧問でもあった。博士はまた東アジア関係についての著書が多く、新聞、雑誌等への頻繁な寄稿によって、日米双方の専門家によく知られていた。ボートンは、東アジア班責任者としての博士の「知識、予見力、忍耐力、おどろくべきエネルギー」を称賛し、「この職務に博士をえらんだことは、彼の政府機関における豊かな経験とあいまって、大成功であった」と評している。またボートンは、真珠湾攻撃の直後に、外交問題評議会 Council on Foreign Relations が設置した対日政策研究グループ（主題は日本に対する戦後政策で、主要メンバーはブレークスリー（議長）、ペッファーレーマー、ボートン、ロックウッド、ヤーネル提督らであった。Blakeslee Papers）でブレークスリーに見いだされたが、日本についての豊富な知識、温厚な性格と的確な判断力をもって終始グループの中堅的存在を占め、戦後期にまたがって対日政策形成に果たした役割は大きかった。

(5) Borton, *op. cit.*, pp. 8–9.

(6) Notter Papers.

(7) "Japanese Post-War Economic Considerations" (July 21, 1943, E-155, T-354); "The Economy of Japan" (June 25, 1943, E-135, T-348); "Status of the Japanese Emperor" (May 25, 1943, T-315), Notter Papers.

(8) Notter, *op. cit*, pp. 157–58.

(9) Borton, *op. cit.*, p. 11.

(10) FEACの議事録は、一九四三年一〇月一日から四四年二月一日（第二七回）までは簡単であるが、その後はほとんど毎日開催され、同年春夏をピークに四六年三月まで累計二五六回に達した。会議の詳細は主としてボートンによる克明な記録が残され、資料的価値はきわめて高い。作成された文書も修正案をふくめ、ほとんどすべてが Notter Papers のなかにふくまれ、利用が可能である（Notter, *op. cit.*, pp. 221; Milton O. Gustafson, "The State Dept. and the Occupation of Japan: Pre-surrender Planning and Post-defeat Policy," submitted to AAS Convention of March 1975.）。

(11) PWCとPCはほとんど同一のメンバーでいずれも一九四四年一月に設置され、一二月に幹部会 Secretary's Staff Committee（SSC）の新設時に発展的解消をとげた。その理由は戦争の終結が近づき、戦後政策と日々の政策を区分する理由が薄くなったためである。PWCは六六回開催し、三二二の文書を承認したが、対日政策が集中的に討議されたのは四四年四～六月だけであった。PWCの議事録はほぼ完全であるが、PCの議事録は断片的にしか記録されていない。SSCは一九四七年一月まで二〇七回開催され、議事録は完備している（Gustafson, *op. cit.*; Notter, *op. cit.*, pp. 209, 215–17.）。

(12) T-Minutes, July 16, 1943, Notter Papers. 細谷千博「ジョージ・サンソムと敗戦日本」『中央公論』一九七五年九月号。

(13) FEACは、すでに記したように、省内各部局にまたがる極東専門家たちから構成されていた。一九四四年春ごろのメンバーとしては、TSのブレークスリー、ボートン、フィアリー、バンデンボッシュ、極東局のジョセフ・W・バランタイン（極東部長、極東局次長ついで極東局長）、E・H・ドーマン、アルジャー・ヒス、同局日本課のアール・R・ディッコーバー、B・R・ヨハンセン、F・S・ウイリアムス、中国課のヴィンセント、クラップのほか、国際安全保障局のクインシー・ライト（政治学者）、D・C・ブレイスデール、解放地域課のA・モファット、労働関係課のJ・R・フリードマン、財政金融課のC・F・レーマー（中国経済の専門家）らがいた。

(14) Harry L. Coles and Albert K. Weinberg, *Civil Affairs: Soldiers Become Governors* (Washington, 1964), pp. 63, 91–92, 98–102.

(15) Coles and Weinberg, *op. cit.*, pp. 66–69; E. H. F. Svensson, "The Military Occupation of Japan: The First Years Planning, Policy Formulation, and Reforms" (unpublished Ph. D. dissertation, 1966, Univ. of Denver), pp. 4–5.
　なお、軍政課は軍政要員の教育、教範類の作成を中心とする実施面を、民事部は企画面を主として分担した。民事部は部

長、次長、補佐官（チャールズ・L・ケーディス中佐）のほか経済班（長アーネスト・グロス少佐）、財政班（長は元ナショナルシティ・バンク東京支店長チャールズ・ヒリアード大佐、日本主任はフランク・リゾー大尉）、人事教育班、軍政班、民間救済班等があった。

(16) Ray S. Cline, *Washington Command Post: The Operations Division* (Washington, 1951), pp. 323–25.

(17) 一九四三年三月ＣＡＤの創設とともに、海軍は軍政について陸軍側の主導権を認め、連合国や他の民事機構に対して陸軍が海軍を代表して行動することに同意した。対日作戦における陸海軍間の地域分担についても協議が進み、南洋群島、小笠原諸島、琉球等における海軍の軍政責任が決定され、四三年一二月には太平洋艦隊司令部に軍政課が設置され、実施段階に入った。海軍作戦部の占領地域課は七月に海軍省本部からペンタゴンに移動し、四名でスタートした陣容も、翌年七月にはジョン・D・ロックフェラー三世少佐をふくむ三三名に拡大された (Dorothy E. Richard, *U. S. Naval Administration of the Trust Territory of the Pacific Islands*, CNO, 1957, Vol. I, Part I.)。課長はペンス予備大佐 Capt. Harry L. Pence からセービン大佐 Capt. Lorenzo S. Sabin に代わった。

(18) Ralph J. D. Braibanti, "The Occupation of Japan: A Study in Organization and Administration" (unpublished Ph.D. dissertation, Syracuse Univ., 1949), pp. 169–71.

(19) Richard, *op. cit.*

(20) Carl J. Friedrich (ed.), *American Experience in Military Government in World War II* (N. Y., 1948), pp. 25–32.

(21) U. S. Army and Navy Manual of Military Government and Civil Affairs (Dec. 22, 1943, FM 27–5).

(22) 軍政学校の課目としては軍政概論、陸軍省の組織、軍政法規、国際法、各種行政法、政治・軍事の混合問題、軍政史、心理学、ナチス思想、渉外等があった。語学も重要な一部門であったが、のちにはＣＡＴＳが主担となった。教官はウィッカーシャム校長（法律家）、ディラード教育部長（バージニア大学ロー・スクール教授）のほか大学の専門家を主とし、極東関係ではボートン、ハントレー（ミシガン大）、ガブリエル（エール大）、ファーンバック等で、伝道牧師として滞日経験の長いムーア師も加わっていた。学生は行政学、公安学、法律学の専攻者が多かった (Coles and Weinberg, *op. cit.*, p. 13; Merle Fainsod, "Military Government and the Occupation of Japan," D. G. Haring [ed.], *Japan's Prospect*, Cambridge, 1946, pp. 413–15.)。

別に一九四三年一〇月デューク大学に財政担当の軍政将校を教育する三ヵ月の特別課程も設置されている。なお、軍政要員教育の全般については天川晃「戦後政治改革の前提」（渓内謙他編『現代行政と官僚制』下、一九七四年）四、を参照。

(23) ヨーロッパ向けのＣＡＴＳは一九四三年に設置されたが、陸軍省は一九四四年夏ハーバード、エール、ノース・ウエスタン、スタンフォード、シカゴ、ミシガンの各大学と契約して極東向けのＣＡＴＳを開校した。授業の大部分は大学の正規のスタッフによって実施された。学科は語学、地域研究、軍政に大別され、対日要員は会話力、日本の歴史、地理、文化、経済、政治等の研究に重点を置いた。一九四五年八月一八日、六大学のＣＡＴＳは閉鎖され、学生はモンテレーのＣＡＳＡに移る。

なお、海軍もコロンビア、プリンストン両大学に軍政コースを開設した（卒業生計一三三三名）が、終了後はＣＡＴＳ→ＣＡＳＡの課程に送って、陸軍と合流した (Braibanti, *op. cit.*, p. 46; Richard, *op. cit.*, p. 12.)。

(24) ＣＡＳＡの任務は、(a)ＣＡＴＳ卒業後、現地へ出発するまでの間の諸準備、(b)既得の語学能力と関心を維持する、(c)想定される条件下における訓練を積み重ねる、(d)要員を最終的に選択し、配属区分を定める、等であり、実際に日本の降伏前に各府県に対する割当が終わり、カルフォルニア州政府でインターンとして実地訓練も受けた。また、ＣＡＳＡはＯＳＳと共同して各府県ごとの民政ガイドを作成した (Braibanti, *op. cit.*, pp. 50–52.)。

(25) 各学校の教師、学生のなかには、のちにＳＣＡＰの担当官や地方軍政官として活躍した者が少なくない。ＣＡＴＳのなかで最大規模のハーバード大学（ＣＡＴＳ校長はカール・Ｊ・フリードリッヒ）の教官陣にはシェンク（ＳＣＡＰ天然資源局長）らがいたし、学生のアルフレッド・Ｒ・ハッセー（民政局員）は、日本の政治、行政に関する手引書（ＪＡＰＴＯ）をまとめている。

(26) 対日軍政指令案としては最初のもので、一九四三年一〇月ヒルドリング将軍に提出された。それは天皇、政府高官等の逮捕、米英連合の直接軍政、経済・財政の統制等を規定しているが、民主主義的諸改革については触れていない ("Draft of Directive for Military Government of Japan," Oct. 8, 1943, National Archives; Svensson, *op. cit.*, pp. 8–11.)。

(27) 「民事ハンドブック」は、西欧、東欧諸国、東南アジア等第二次大戦に巻き込まれたほとんどすべての諸国、地域を網羅していた。早いものは一九四二年ごろから作成され、一九四四年以降陸軍のパンフレットとして印刷配布された。執筆者はＯＳＳ、陸軍、海軍、財務、農務、商務、司法各省、ＦＥＡ、連邦準備銀行から民間機関にわたっている。そのコレクショ

ンは、アメリカの主要図書館で発見できる。

(28) 竹前栄治「アメリカの初期対日労働政策」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革 5、労働改革』、一九七四年)、同「占領期の対日労働政策―T・コーエン氏との一問一答によせて―」(『日本労働協会雑誌』七五号、一九七三年一〇月)。

(29) 対日関係の「民政ガイド」は、陸軍省パンフレット三一号の系列に属し、「日本関係の文献」(三一一一)に始まっているが、欠番があり、計画だけで刊行に至らなかったものも少なくなかった(筆者のフランク・リゾー氏からのヒアリング、一九七四年七月三日)。したがって、シリーズ全部の冊数および題名は確認しがたい。民政ガイドは、OSSとFEAで起草したものが、もっとも多い。起草者の番号で配布されたもの、陸軍省がそのまま借用して表紙、番号、題名の一部を変更して再配布した例もあった。

コレクションとしては、現在ナショナル・アーカイブスに保管されているのが、もっともまとまっている。そのリストについては、Letter, General Archives Division to Thomas E. Bush, Feb. 13, 1974, を参照した。また、SWNCC Memo のなかの "Civil Affairs Guide on Japan" は、七〇冊に近いリストをかかげている(巻末付属資料V参照)が、日付が不明で(一九四五年春?)、刊行予定リストと推定され、このうち、いずれが刊行を終わったか確認できない。なお二つのリスト以外にも「天皇と戦争」「日本の六大都市」「日本の人造肥料工業」「戦後のレジスタンス・グループ」「日本の司法行政」「失業救済」等のガイドが作成または計画されたらしい (Svensson, *op. cit.*, pp. 15–16.)。

(30) 「府県・地方で仕事をする軍政将校に対して利用できる事実の情報を簡潔な形で提供」することを目的として編集された。東京都のハンドブックは六九三ページに及ぶ大冊であった。終戦までに九州、関東地区の一三県分が完成していたが、日本に送られたのは一九四六年夏以降となった。

(31) 海軍は陸軍と同じようなシリーズのほか、別に「民政の研究」シリーズを発行していた。このほか各機関だけで独自にまとめた参考文書も多く、「琉球列島ハンドブック」(一九四四年、海軍省)、「日本における金、銀、プラチナの不足」(一九四三年一二月、司法省)、「日本の貿易研究」(シリーズ、一九四四―四五年、関税委員会)、「日本の予算に占める軍事支出の割合」(FEA)、「占領下中国の通貨」(一九四三年七月、OSS)等はその一部である。

(32) *FRUS 1944*, V, pp. 1202–60; Svensson, *op. cit.*, pp. 28–49; FEAC Documents, PWC Documents, Notter Papers.

(33) *FRUS 1944*, V, pp. 1235–36; Borton, *op. cit.*, Appendix 1.

(34) CAC 116, March 14, CAC 116a, CAC 116b, May 4, PWC Minutes, Apr. 14, 1944, Notter Papers.

(35) Feis to Col. Marcus (CAD), Jan. 19, 1945, CAD file.

(36) Borton, *op. cit.*, pp. 15–16.

(37) Julius Pratt, "The Treatment of the Japanese Emperor" (PWC-147).

(38) 真珠湾の「だましうち」(treacherous attack) 以来、政府やジャーナリズムの宣伝で世論に浸透した対日イメージは、すでに固定しつつあり、それとはなはだしくかけ離れた政策をとることは、国内政治的にも困難であった。

一例として、ギャラップ世論調査(一九四四年一一月)の一部を摘記してみよう。

〔設問〕 日独両国に対する戦後処置はいかにあるべきか

(1) 平和的国民にするための再教育と再建	日本	8%	ドイツ 12%
(2) 連合国の監視統制下における改革(領土は保障)	〃	28%	〃 32%
(3) 解体して細分するか、国民を絶滅する	〃	46%	〃 34%
(4) その他	〃	18%	〃 22%

戦争中にしばしば民衆が引き込まれるヒステリックな感情的興奮を、この世論調査は十分に反映しており、なかでも敵国民の「絶滅」を要求する声が五〇%に近い高率を占めていることは注目される。

Louise M. Van Patten, "Japan: An American Problem," *The Far Eastern Survey*, May 9, 1945, pp. 115–16.

(39) Breckinridge Long Diary, Apr. 27, 1944, Manuscript Div., Library of Congress. Fred L. Israel, *The War Diary of Breckinridge Long* (Lincoln, 1966), p. 340. イタリア大使時代に一時ムッソリーニに心酔した感情家のロングは、極端な日本嫌いで、ドイツの場合と同じように直接統治方式をとり、天皇制をふくむ日本の現行国家組織を「根こそぎ」解体し、中央集権制を廃止して地方分権化をはかるべきである、と主張した。四月二三日の日記に、彼は「極東局は日本人独特の国民性を盾にとって天皇制を残し、彼とその後継者を栄光に包もうとしている。余は厳格な取扱いを要求し・・・・彼らは余を極端にすぎると非難した」と書き記している。ロングらの強い要請に応じ、FEACは問題の「天皇制」(CAC一九三)と題した文書に、日本国民の間に天皇制反対運動が起こったときは「阻止しない」(take no action) という規定を追加したが、基本線は頑として譲らず、二六日のPWC会議では、従来沈黙を守ってきたグルー国務省特別補佐官も、準備してきた論文

を読みあげてＦＥＡＣ案を援護した。

(40) この間の論争経過については、PWC Minutes, Apr. 14, 21, 26, 27, May 3, 1944; FEAC Minutes, Apr. 15, 17, 21, 24, 27, 1944 を参照。

(41) Long Diary, Apr. 27, 1944.

(42) ＣＡＣ—一六〇（ＣＡＣは Country and Area Committee を示す）は四月一四日ＦＥＡＣへ提出され、ひんぱんな修正を経て、九月上旬、商品課の反対により審議を中断し、一〇月末改めてブレークスリー、バランタイン、コラードによって「基本的経済政策」(Basic Economic Policy) を起草し直すことになった。

(43) ＣＡＣ—二二二は六月六日ＦＥＡＣへ提出され、数案を経て七月四日第一案が了承され、ＰＷＣ—二九六ａの番号を与えられて、一一月一〇日ＰＷＣへ提出されたが、ただちにＦＥＡＣへ差し戻され、二二日に一部を手直しして「日本—軍政・初期の経済政策」(Japan: Military Government: Initial Economic Policies, ＰＷＣ—二九六ｂ改）と改題した上、再提出の機会を待ったが、そのままに終わった (FEAC Memorandum, Nov. 18, 1944, PWC, FEAC Minutes.)。

(44) ＳＣ—一〇一は、一九四五年四月二三日と三〇日の国務省幹部会 (SSC) で審議されたが、アチソンやクレイトンから、具体性に乏しいソフト・ポリシーと酷評され、とくに対独政策との不整合を指摘され、コラード（ＦＭＡ課長）に三月二三日の対独文書（ＪＣＳ—一〇六七）を参照して再起草するよう命じられた (SC Minutes, Apr. 23, Apr. 30, 1945.)。

(45) ＣＡＣ—二二二の討議に加わったのは起草者のモファット（解放地域課）、フィアリー、財政金融課（ＦＭＡ）のコラード、レーマー、商品課（ＣＤ）のルドルフらであった。

(46) 国務、財務、農務、商務、労働各省、関税委員会、外国経済局等の代表から構成された次官補レベルの委員会で、議長にはアチソン国務次官補が指名され、一九四四年四月一八日に第一回会合を開いた (Notter, *op. cit.*, pp. 218-20.)。

(47) T-Minutes, July 30, 1943. ドラフターはフィアリー。

(48) T-Minutes, Dec. 17, 1943. ドラフターは Ｆ・Ｓ・ウイリアムス。

(49) Lockhart to Haley, Nov. 9, 1944, Notter Papers.

(50) Collado to Blakeslee, Aug. 7, 1944, Notter Papers.

(51) Haley to Remer, Nov. 11, 1944, Notter Papers.

第三節　対日政策と世論

一　知識人の動員

第二節でみたように、アメリカ政府部内における対日占領政策は硬軟並立した潮流のなかで曲折を経ながら形成され、それはまた占領開始後における政策論争に継承されていく。

そこでつぎに、こうした政策形成に影響を与えた外的要素として、戦争中の民間論調と、それを背景に展開された対日硬派と軟派の対立・論争の過程を、いわゆる「中国派」(China Crowd) と「日本派」(Japan Crowd) の対比に焦点をおいて観察してみたい。

日米戦争が開始されたときまで、一部の専門家を除き一般のアメリカ人にとって、極東および日本はきわめてなじみの薄い地域であった。真珠湾攻撃の衝撃と、ひきつづいてアメリカ政府が意識的に活用した「リメンバー・パールハーバー」の宣伝は、こうした一般民衆レベルの日本に対する敵意と憎悪を盛りあげ、対日戦の遂行に対する挙国体制を一挙に固めたといわれている。

同時に、日本という従来あまり知られていなかった東洋の敵国に関する知識と情報への需要が高まった。数少ない

日本専門家は政府の関係機関に続々と徴用されて、戦術的領域から戦後政策の形成というハイレベルの領域にわたる各分野で、精力的な貢献を開始した。[1] また大量の情報要員を急速に養成するため、主要大学に増設された日本語コースの教官として配属された者も少なくなかった。明らかにそれは、敵性語という理由で英語教育の縮小または廃止を実施した日本の場合とは対照的であり、実際に戦後期におけるアメリカの日本研究者の多数が、このような過程のなかで育っていったのである。

知的要求の切実性と効率的・組織的なアプローチによって、短期間に彼らがあげた成果はめざましいものがあり、一部は占領政策の形成と実施に直接的影響を与えた。たとえば、日本人と日本社会を分析した古典的名著として知られる『菊と刀』(*The Chrysanthemum and the Sword*, Boston, 1946.) の著者ルース・ベネディクト女史は、戦時情報局 Office of War Information (略称OWI) の極東部に勤務していた著名な人類学者であったが、一九四四年初めてこのテーマと取り組み、一年に満たない期間で研究を完成した。

またE・H・ノーマンの『日本における兵士と農民』(*Soldier and Peasant in Japan*, IPR, 1943.) は、日本研究者としてすでに令名のあった著者の力作であるが、この時期における日本研究の最高峰と評されている。

彼らはまた数少ない専門家として、新聞・雑誌等で日本および極東に関する啓蒙記事や政策討議に登場する機会が多く、それを通じて政府の政策形成のみならず、一般世論にも影響を与えた。

対日占領政策についても、真珠湾攻撃の直後から各種の論説がつぎつぎと発表され、ジャーナリズム誌上における論争に至ることも珍しくなかった。ロジャー・ディングマン助教授は、彼らを伝統派 traditionalist と、新ウイルソン派 Neo-Wilsonian に大別して観察し、戦争の進行にともなって、逐次、前者が後者に圧倒されていく過程を論

じている。[2] 戦争初期におけるこうした論壇の状況については、ジョージ・ワシントン大学のウイリアム・C・ジョンストンが『ファー・イースタン・サーベイ』(*Far Eastern Survey*) 誌の一九四二年一〇月一九日号に書いた「我々は強い日本を必要とするか」[3] という論文が要をつくしているので、左にその概要を紹介する。

「われわれは日本を敗北させねばならぬという点では一致している。しかし、日本の敗戦後どうするか、については見解が分かれる。日本を弱体化するのか、中国およびソ連と対抗しうる強い日本が望ましいのか。

ところが最近多くの人々から、日、中、ソを極東で均衡させるため、『強い日本』(strong Japan) を残したい、と主張する声が出ている。彼らは『弱い日本』は共産主義化する危険が大きい、と警告する。最近レンナー教授は米、独、日の勢力圏分割を提案し、満州をソ連へ引き渡す代わりに、沿海州は日本に所属するのが望ましい、と述べた。またスパイクマン教授は、日本に満州、朝鮮を保有させ、アメリカは台湾と南洋群島を獲得すべきである、と書いた。こうしたハウスホーファー流地政学の亜流的見解は、ウオルター・リップマンによって強く批判された。しかし、彼らの見解は大西洋憲章の原則に背反するもので、対日処理はアメリカだけでなく、参戦したすべての連合国によって決定される問題であることを銘記せねばならぬ。」

ジョンストンは明らかに対日厳罰主義者の系列に属し、のちにビッソンとともに同じ『ファー・イースタン・サーベイ』誌上で活動する。この雑誌は太平洋問題調査会 Institute of Pacific Relations (略称IPR) アメリカ支部の機関誌で、フィリップ・J・ジャッフェが編集していた『アメラシア』[4] (*Amerasia*) と並んで、進歩的極東専門家たちの論説を多く掲載していた。

戦後、IPRは「寄稿者の三〇・三%が親共産主義者」[5] で、アメリカの戦後極東政策を不当な方向に歪めたとし

て、赤狩り施風の渦に巻きこまれたが、この時期のＩＰＲは、多数の有能な極東研究者を傘下に集めていたため、半官半民的研究機関として政府に協力したのであった。[6] この意味でＩＰＲおよびその所属研究者が対日占領政策の形成に果たした役割は無視できないものがある。

二　太平洋問題調査会

太平洋問題調査会（ＩＰＲ）は、一九二五年に太平洋およびアジア地域十数カ国の学術交流を目的として設立された国際的研究団体で、二～三年に一回持ち回りで国際大会を開いていた。アメリカ支部は最も有力で、日本支部も自由主義的傾向の研究者を集め、戦前期から日米両支部間の交流はきわめて活発であった。

太平洋戦争の開始とともに、ＩＰＲは「日本の侵略行動はＩＰＲの精神に背反するもの」として、アメリカ政府に対する全面的協力を宣言し、それは、(1)極東専門家の提供あっせん、(2)政府の委託研究、(3)アメリカ軍教育資料の作成、(4)啓蒙的出版物の刊行、などの形で実施された。[7]

また、第八回ケベック大会、第九回ホットスプリングス大会等の国際会議は、他の連合国のアジア政策を窺う好機会であり、メンバーの交流を通じて政府の見解を非公式に伝達し、説得するチャンネルとみなされた。出席メンバーや討議課題の選択についても、政府の示唆が相当に働いていたあとが認められる。

一九四二年一二月のケベック大会は一二カ国、一五〇人の代表を集めて開催され、六五の論文が提出された。日本の戦後処理も討議テーマの一つとなり、日本軍の解体、全植民地の回収、朝鮮の独立等の条件について意見が一致

した。[8] それは一年後、カイロ宣言によって正式に要求された条件とほとんど同じであった。

より重要な意義をもつホットスプリングス大会は、対日戦が最終段階に入りつつあった一九四五年一月に開催され、ソ連を除く一三カ国に、国際連盟、国際労働機構（ＩＬＯ）、国際救済機構（ＵＮＲＲＡ）代表を交えた約一七〇人が参集した。大会の主要議題として、(1)日本の将来、(2)人種および文化関係、(3)植民地地域の将来、(4)経済復興と進歩、(5)集団安全保障、の五項目が予定され、最重点は国際連合の発足を目前にして(5)におかれた。

しかし、最も白熱的な論争を招いたのは、対日政策の基本方向をめぐってであった。ＩＰＲ事務局の議事録[9]によると、意見が一致したのは、

(1) 占領軍の構成は交戦した連合国の混成とする
(2) 占領政策を形成するための連合国管理機構の新設
(3) 日本の完全非武装化（total disarmament）
(4) 好戦的傾向が根絶されるまで連合国による日本の監視と統制を継続する
(5) 軍需産業を中心とする賠償の徴求

等々であり、最も意見が分かれたのは、天皇制および財閥の取扱いであった。このほか軍国主義の源泉としての農村の改革をふくむ急進的な諸改革の必要性、憲法改正によって議会の予算決定権を強化することなども強く主張され、全体としては急進的見解のほうが優越していたが、なかにはイギリス王立国際問題研究所（チャタム・ハウス）から提出された「敗戦後の日本」（“Japan in Defeat”）と題する論文のように、天皇制や財閥をふくむ旧体制をほぼ温存して占領政策に利用しようとする保守的見解もあった。

財閥の取扱いについての討議が一致しなかったのもそのためで、とりあえず天皇制と同じように日本人の自発的決定に委ねるほかはない、と結論されたが、急進論者の間には大きな不満が残った。

会議にはそのほかにも多数の研究報告が提出されたが、マスランド助教授（スタンフォード大学）が国内の関係二四団体に求めたアンケートを集約した「アメリカの戦後太平洋政策に関する各界の所見」[10]は、より広範な範囲における一般世論の動向を紹介したものとして興味深い。そのなかの対日政策の部分に注目すると、すべてのグループが日本の軍事的撃破と非武装化 disarmament を要求しているが、占領による改革の範囲についてはまちまちで、財界グループは大勢として日本経済の再建とくに貿易の早期再開を希望していた。

アメリカ政府は戦後、IPRを中心とする民間専門家グループの対日占領政策形成に対する影響を否定しつづけているが、それは必ずしも妥当とは言い切れない。少なくとも、ホットスプリングス大会に関するかぎり、政府がかなり密接なかかわりをもとうとした形跡が認められるし、討議内容の一部が利用された可能性が高い。[11]

当時、国務省の対日政策立案者はグルー国務次官らの「日本派」によって占められ、IPRの主流的見解とは相容れないものがあった。また大会も形式的には進歩派の主張を全面的に受け入れることなく、「日本派」とあまり隔たりのない比較的保守的な線を統一見解としてまとめた。しかしこうした進歩派の主張が、国務省内の「中国派」や初期SCAPの改革者たちの共鳴を受け、占領開始に前後した時点で影響力を及ぼした可能性も否定できないのである。

三　中国派

一九世紀末以来、アメリカが極東に対してとってきた伝統的な外交政策は、一般に「門戸開放政策」（the Open Door Policy）の名で知られている。その具体的内容は時期によって多少変動するが、中国の「領土保全」と経済上の「機会均等」は、アメリカが一貫して主張しつづけてきた要求であった。

そして日露戦争以後における日米の対立は、主として中国に対する日本の政治的・経済的侵蝕と、アメリカの門戸開放政策の衝突に起因するものであった。[12]

第二次大戦において、アメリカは日本に対して抗戦をつづける中国を支援し、その領土回復を保障するとともに、戦争終結後はアジアの中心勢力としての座を与えることを約束していた。[13]

しかし、長年にわたって内戦を繰り返し、近代国家として離陸する機会を逸してきた中国が、日本帝国の崩壊後ただちに極東の安定勢力としての地位を確立しうるかどうかについては、少なからぬ疑問があった。

またアメリカの資本にとっては、中国はあくまで巨大な潜在的市場にすぎず、戦前期を通じて日米間の貿易量は常に米中間のそれを上まわっていた。

こうした原則と現実の相克のなかで、アメリカ政府部内と極東専門家の間には、いわゆる「日本派」と「中国派」との対立が醸成されていく。

さらに中国派のなかでも、腐敗した国民党政権の現状にあきたらず、強力な内部改革を要求したり、あるいは同政

権の将来に見切りをつけて、穏健な「農業改革集団」(Agrarian Reformer) とみられた中国共産党と提携し、ソ連に対抗することを要請する若手グループが台頭して、ホーンベックらの伝統派 Old China Hand と対立したことは、問題を一層複雑化した。[14]

ともあれ、中国派の大多数が、中国への同情とは対照的に、日本に対しては好意をもたず、強硬な占領政策あるいは徹底した戦後改革の推進を主張していたのは事実で、一説によると、彼らは「親中国であるよりも、反日的という点」で結束していたといわれる。

ルーズベルト大統領も、古い家族的伝統を理由とした中国への心情的親近感をかくさなかったので、ある意味では中国派に属したといえよう。

もっとも、中国派が「強い中国」を育成するために「弱い日本」を望んだのに対し、SCAPで戦後改革の実際的推進者となったいわゆるニューディーラーたちの動機はやや発想を異にしていた。彼らは旧敵国との心情的連関をもたず、アメリカ国内の民主主義的伝統に拠り所を求めていた。両者を画然と区分するのは、必ずしも容易でないが、グループによって代表される「日本派」に反発するという点では、少なくとも利害の一致があったとみられる。

ところで、当時政府、民間を通じて中国派を代表する理論的指導者とみられたのは、中国、蒙古の専門家でIPRの長老的存在でもあったオーエン・ラチモア Owen Lattimore であった。

一九四一年、彼はル大統領から特派されて蔣介石の政治顧問となり、一九四四年にもウォーレス副大統領の随員として重慶に赴き、占領開始後はポーレー賠償使節団に加わった。また戦時情報局の幹部としても勤務し、中国専門家としての名声は内外に高かった。この時期における彼の代表的著作は、一九四五年二月に刊行され、アチソン国務次

官補がSWNCCの席上で朗読したり、トルーマン大統領の机上にも置かれていたと伝えられる『アジアの解決』(*Solution in Asia*) であった。[15] 戦後のアジアにおいては帝国主義と植民地主義の時代は終わり、その安定と繁栄は米、ソ、英、中の協力体制のうえに築かれるべきである、というのがラチモアの展望であった。[16]

ラチモアとほぼ同じ傾向に属し、占領政策に影響を与えたもう一つの著作は、一九四五年九月に公刊されたアンドリュー・ロス Andrew Roth の『日本のジレンマ』(*Dilemma in Japan*) であった。彼はマルクス主義的手法による日本の体制分析を試みたのち、「占領軍をごまかして改革を骨抜きにしようと試みるにちがいない日本の保守主義者」と、グループ以下の親日論者に対して警戒しなければならない、と強調した。天皇制については三段階を経由する廃止論を唱え、そのための民主勢力を育成すべきであると説き、当時延安と重慶にいて反戦運動を指導していた岡野進(野坂参三)、鹿地亘らの起用を勧告していた。

ロスは著書が刊行される直前の一九四五年六月、「アメラシア事件」[17]と呼ばれる機密文書漏洩事件に連座して逮捕され、海軍情報部の職を辞任したが、『日本のジレンマ』は「傾向といい、手軽な理想主義といい、これすべて見かけだおしで信頼しえないものだった」[18](ハリー・E・ワイルズ)としても、SCAPの一部ではバイブルのように愛読された、と伝えられている。

IPRの進歩派の間では、より一層精細で具体的な改革構想が、とくに経済政策面を中心として論議されていた形跡がある。のちに非米活動委員会が、「赤狩り」の名でラチモア、ヴィンセント以下多数のIPR関係者を追及したときも、焦点の一つは、中国政策のみならず対日経済政策についてラチモアを中心とした一種の「共同謀議」が存在したのではないか、というにあった。それは遂に立証されずに終わったが、類似の構想に立脚したいくつかの改革プ

ランは残されている。

たとえば、ジョンストン教授はホット・スプリングス大会に提出したレポートで、[19] (1)財閥の解体とくに持株会社制度の廃止、(2)土地再配分、モラトリアム、税制改革、土地改良等の諸施策を伴った農地改革、(3)企業に対する政府補助金の停止、(4)アルミ、人造石油等戦略物資の輸入および生産の禁止、(5)鉄鋼生産の制限、(6)精油工業の禁止、(7)海運の制限、などを提案している。興味深いのは賠償についての所見で、古い施設、機械を完全に撤去してしまうと、かえって新式化してしまうので別の制限措置が必要だ、と論じている点である。

のちにSCAPで農地改革に関係したグラジンジェフは、SCAP案ときわめて類似した農地改革の具体案[20]をまとめて大会に提出した。また、SCAPの民政局で活動したT・A・ビッソンも、終戦一カ月前の『ネーション』誌上に、(1)天皇制の廃止、(2)現憲法の廃止と新憲法の制定、(3)財閥解体と大企業の国有化、(4)農地改革、等を骨子とした改革案を提示していた。[21]

四　日本派

すでに記したように、対日政策をめぐる論争において「日本派」の数は決して多くはなく、むしろ世論形成の立場からみると少数派に属した。しかし、一九四四年から四五年にかけての決定的な時期に、国務省の政策担当者が圧倒的に「日本派」(知日派)によって占められたことは重要な意義をもつ。

すなわち、一九四四年五月の人事異動で、元駐日大使のグルーが反日派のホーンベック[22]に代わって極東局長に就任

し、次長にバランタイン(開戦前の日本課長)、特別補佐官にドーマン(元駐日大使館参事官)、日本課長にアール・R・ディッコーバー(同一等書記官)、課員にフランク・S・ウイリアムス(同商務官)、ロバート・A・フィアリー(同秘書)らの腹心を集めた。彼らはいずれも極東地域委員会(FEAC)のメンバーを兼ね、TSのブレークスリー、ボートンをふくめるとFEACの過半を制することができた。

さらに同年一二月グルーが国務次官に昇任し、ドーマンがSWNCC極東小委員会の議長を兼ねるに至って、日本派の勢力はますます強まった。しかし、このことは、必ずしも国務省ないしアメリカ政府が、対日政策を日本派の主導に委ねようとしたことを意味しない。

グルーは、すでに国務省勤務四〇年をこえ、一九二〇年代に国務次官を歴任した職業外交官の長老であり、また開戦を敵国で迎えて抑留生活を終え帰国した華々しい存在でもあった。伝記作者のハインリクス教授によると、帰国直後のグルーは、戦意高揚のための宣伝活動に動員され、ついで財界出身で外交経験の乏しい新国務長官ステチュニアスの良き補佐役として登用されたのであった。[23]

実際にグルーは、一九四二年八月交換船で帰国すると、国務長官特別補佐官の肩書で、講演旅行やラジオ放送に東奔西走し、席の暖まるひまもなかった。[24] 彼は駐日大使として一〇年在任した間に、親英米派の重臣、貴族等の宮廷勢力、財界人と親しく交流し、これらの「穏健派」(moderates)が軍部を中心とする軍国主義勢力に圧倒され、その結果日本がファシズムと侵略戦争への道へ突進していった過程をつぶさに眺めてきた。そして、軍部の暴走を抑え、日米間の破局を回避しようとする点において、グルーは「穏健派」の同志でもあった。

こうした親近感と日本人の社会心理に対するすぐれた洞察力に基づいて、彼は長期的な視野で日米関係の将来をと

らえ、戦後のアジアでアメリカの友邦として再生する日本を想定した。そのためには軍国主義者を国民から切り離し、「穏健派」の手で民主的改革と経済再建を遂行させれば十分であり、過度の変革は日本を混乱におとしいれ、共産化する危険があると考えた。そして日本の早期降伏を誘引するためにも、戦後の国民的統合を維持するためにも、天皇制は残置するのが望ましい、とした。[25]

戦時中の殺気立った空気を考慮して、グルーは公開の演説や放送では率直な表現を避け、注意深く発言したが、それでも日本に伝われば「穏健派」ないし「和平派」(peace feelers)を力づけ、ひいては早期降伏を促進するための配慮が加えられていた。実際に、日本国内の和平派はグルーの存在に力づけられ、国体の変更なしに戦争を終結しうる見通しを立てて、ひそかに終戦の促進を画策していた。[26]

しかし、アメリカ国内では、こうしたグルーの言動に対し、激しい反発が巻き起こった。[27] また政府部内でも、ホプキンス大統領顧問、アチソン、マクリーシュ両国務次官補のほか、陸軍省のマックロイ次官補、モーゲンソー、ホワイトのひきいる財務省、カーリー、コーら外国経済局の対日強硬派があり、スチムソンに支援されたグルーと日本派は、ともすれば孤立しがちであった。

しかし、有識者の間でも少数であったが、ヘレン・ミアーズ女史、ウイルフレッド・フライシャー(進駐軍兵士向けポケット・ガイドの起草者)、ジョン・F・エンブリーらのように親日的論陣を張る者もあり、[28] またイギリスの論壇は、一般に対日宥和的傾向が強かった。[29]

対日戦の終結が近づくにつれ、日本派と中国派の暗闘は激しさを加えるとともに、グルーらに対する中傷と非難は辛らつの度を加えた。一九四五年初め国務省極東局の顧問に入ろうとしてグルーに阻止されたラチモアは、アチソン

を通じて大統領に働きかけ、七月三日トルーマンに会って、対日政策の峻厳化と対中国政策の転換(国民党中心→中共重視)を説き、あわせてグルー一派の追放を進言した。[30]

このころアメリカ共産党も、機関誌で同じ趣旨の論説を繰り返し書きたてている。[31]

こうした政治的状況のなかで、グルーが曲りなりにも「日本派」の主張を守り抜くことができたのは、彼自身の巧妙な説得技術もさることながら、一九四五年に入って急速に展開した米ソ関係の推移によるところが大きかったと思われる。この点については次節でみてゆきたい。

(1) 戦争中に関係の政府機関に勤務していた著名な日本および極東専門家としては、国務省のボートン、カール・F・レーマー(ミシガン大)、クインシー・ライト(シカゴ大)、陸軍省諜報部のエドウィン・O・ライシャワー(ハーバード大)、OWIのオーエン・ラチモア(ジョンズ・ホプキンス大)、ジョン・K・フェアバンク(ハーバード大)、ジョージ・E・テイラー(ワシントン大)、ウイリアム・L・ホランド(IRR)、ハロルド・M・ヴィナック(シンシナチ大)、クロード・A・バス(スタンフォード大)、外国経済局(FEA)のルパート・エマーソン(ハーバード大)、戦略局(OSS)のケネス・コールグローブ(ノースウエスタン大)、チャールズ・ファーズ、トーマス・A・ビッソンらがあり、ほかに『日本のジレンマ』の著者アンドリュー・ロス、のちにSCAPのスタッフとなるウイリアム・J・シーボルトは海軍情報部(ONI)に、アンドリュー・J・グラジンジェフ、エリノア・ハドレー、トム・ブレークモアらはOSS、セオドア・コーエンはFEAに籍を置いていた。

(2) Roger Dingman, "In Time of War, Prepare for Peace" (mimeo, 1974).

(3) William C. Johnstone, "Must We Keep Japan Strong?," *The Far Eastern Survey*, Oct. 19, 1942, pp. 225-28.

(4) 『アメラシア』は一九三七年三月に発刊され、一九四七年に廃刊された極東関係の専門誌で、発行部数は二〇〇〇部弱であった。

(5) Earl Latham, *The Communist Controversy in Washington* (Cambridge, 1966), p. 300.

(6) IPRの受難の歴史については、John N. Thomas, *The Institute of Pacific Relations: Asian Scholars and American Politics* (Seattle, 1974), を参照。

(7) IPR American Council, *IPR in Wartime* (N. Y., 1946), p. 8. たとえば、『敵国日本を知れ』(*Know Your Enemy Japan*) と題したパンフレットは一四万部印刷された (The U. S. 82nd Congress Senate Committee on the Judiciary, *IPR Hearings, July 1951–June 1952*, 1951–1952, p. 2906.)。

(8) 第八回大会の議事録である *War and Peace in the Pacific* (1943) を参照。

(9) 第九回大会の議事録である *Security in the Pacific* (1945) を参照。

(10) John W. Masland, "Group Interests in Post-war American Pacific Policy," IPR Publication Series.

(11) 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、一九七〇年、一三二ページ、注三八、*IPR Hearings Report*, p. 194.
たとえば、大会へ送るアメリカ代表約三〇名の人選には大統領の特別補佐官ローチリン・カーリー Lauchlin Currie が参画して、国務省からディーン・G・アチソン（次官補）、W・L・クレイトン（同）、ジョン・C・ヴィンセント（極東局中国課長）、ユージン・ドーマンを、他の政府機関からハリー・D・ホワイト（財務省）、フランク・コー（外国経済局）らを推薦している。彼らは「ドーマンを除き、ほとんどがニューディーラー、中国派ないし対日硬派外交主張者」であった。しかしこれらの「左派」グループがラチモアを中心とする専門家グループと連絡して、のちに非米活動委員会が猜疑したように、「大会を支配し、リード」したかどうかは、一概に断定できない。海軍省から出席したメンバーも、報告書のなかで、ソ連に対する「一般的な猜疑と不信感」(Capt. Sabin's Memorandum, "Institute of Pacific Relations Conference," Jan. 27, 1945.) が支配的であったと述べている。
なお、これらのメンバーが実際に大会へ出席したかどうかは明確でない。IPR議事録に出席者として登録されている政府関係者はヴィンセント、コー、ラルフ・バンシュ（国務省）、フェイ陸軍中佐（参謀本部作戦部）の四人だけである。しかし、CADの記録によると、海軍省軍政課から、四人の士官が出席しており、非公式に参加した政府関係者はかなりいたもの、と推定される。

(12) この点については、秦郁彦『太平洋国際関係史』、一九七二年、を参照。

(13) Akira Iriye, *The Cold War in Asia* (Englewood Cliffs), pp. 78–84.

(14) *IPR Hearings Report*, pp. 186–88; *Amerasia Papers* (Washington, 1970), pp. 21–25, 797–800; Department of State. *The U. S. Relations with China* (China White Paper), pp. 567–76; *FRUS 1945*, VII, p. 968.
すなわち戦争中期以降、重慶駐在の国務省外交官（ヴィンセント、サービス、デービス、アチソンら）を中心に中国共産党に注目し、高い評価を与えたグループがあった。彼らは、一九四二年末ごろから中共に接触し、国民党中心の中国政策を転換させようと努めた。彼らが当時国務省に送った見解は、のちに「中国白書」、「アメラシア・ペーパー」「IPRヒアリングス」等で対中国政策の誤断を立証するため公表され、ラチモアらとともに非米活動委員会等で追及されたが、要約すれば、中共を革命的共産主義者ではなく、穏健な民主主義路線をとる民族主義者の集団であるとする理解のうえに立って、国民党政権への支持・援助を中止し、中共との提携に転換しよう、というのであった。こうした発想は、中共をソ連に追いやらず、親米勢力として確保しようとするプラクティカルな打算に由来していたが、国民党政権支持一本槍で、かつアメリカの過度の介入を警戒する伝統派や、ガウス、ハーレー両大使らと摩擦を起こさずにはすまず、「もう一人の国務長官」と呼ばれていたデービスをふくむ親中共派は一九四五年春、本国へ召換された。
のちに国務省が中共を Agrarian Reformer と誤認したという神話が広がったが、一九五一年上院のマッカーサー聴問会でアチソン国務長官は、それを否定した (John T. Flynn, *While You Slept*, N. Y., 1951, pp. 34–40.)。実際に公文書で使用された形跡はないが、ケネス・コールグローブが一九四三年一二月、シカゴでラチモアが中共を Agrarian Reformer と述べた旨、IPRのヒアリングスで証言している (*IPR Hearings*, pp. 912–13.) ので、中国派の一部が非公式に使用していたことは考えられる。なお、スチルウェル将軍（蔣介石付軍事顧問）、ウエデマイヤー将軍（同、スチルウェルの後任者）、ウオーレス副大統領らも動機は異なったが、反蔣介石という点では一致していた。

(15) IPRヒアリングにおけるドーマンの証言 (*IPR Hearings*, p. 723), *Current Biography*, Dec. 1945, p. 29.

(16) この観点からソ連に対する柔軟な対応ないし譲歩、中共との提携、植民地独立運動の理解と支援という彼の具体的戦略が導かれてくる。同時に日本に対しては、その侵略的性格は体制の必然的所産であるから徹底的な解体と再編成および将来にわたる国際的監視が必要である、とされた。なおこの時期におけるラチモアの見解は、一九四三年クレアモント・カレッジにおける講演パンフレット、一九四四年春のオマハ大学における講演を基に翌年春刊行された *Solution in Asia* (Boston, 1945), pp. 187–207; "The Sacred Cow of Japan," *Atlantic Monthly*, Jan. 1945, pp. 45–51; *IPR Hearings*, を参照。

(17) 一九四五年六月『アメラシア』誌の本部がOSSとFBIの手で捜索され、編集長のシャッフェ、国務省のサービス、海軍情報部のロス、ジャーナリストのマーク・ゲインらが政府文書を同誌に渡したという嫌疑で逮捕された事件 (Latham, *op. cit.*, pp. 275–81.)。

なお、八月の大陪審でサービス、ゲインは無罪となり、シャッフェ、ロスは告発されたが、のちに証拠不十分で釈放された。アメラシア事件については John S. Service, *The Amerasia Papers* (Berkeley, 1971); Anthony Kubek, *The Amerasia Papers: A Clue to the Catastrophe of China* (Washington, 1970), を参照。

(18) Harry E. Wildes, *Typhoon in Tokyo* (N. Y., 1954), pp. 3–4.

(19) W. C. Johnstone, *The Future of Japan*(London, 1945).

(20) A. J. Grajdanzev, "Japan's Postwar Agriculture"; Same, "Problems of Agrarian Reform in Japan."

(21) T. A. Bisson, "What Program for Japan?," *Nation*, July 14, 1945, pp. 28–29. このほか、とくに天皇制について論じた "Japan's Strategy of Revival," *New Republic*, Aug. 27, 1945, もある。

(22) ホーンベックは、ワシントン会議の前後から国務省極東部長を勤め、一九三七年極東担当の国務長官顧問となったが、依然として大きな影響力を行使し、親中国派として知られていた。ホーンベックについては、J・C・トムソン「国務省一人と機構」(『日米関係史』第一巻、一九七一年)、を参照。ホーンベックは一九四四年一月極東局長に返り咲いたが、日本に対してはモーゲンソー・プランと同じように「農業国」(Pastoral Country) にしてしまおう、という意見を抱いていたといわれる (Pacificus, "How to Deal with Japan," *Nation*, Oct. 14, 1944, pp. 436–37.)。

(23) Waldo H. Heinrichs, *American Ambassador* (Boston, 1966), pp. 363–70.

(24) *Ibid.* グルーは帰国後一年間に二五〇回の講演を試みた。

(25) グルーが初めて戦後日本の構想について率直に語ったのは、一九四三年一二月二九日のイリノイ教育協会における演説で、たちまち各方面からの批判を浴びた (*Ibid.*; Grew, *op. cit*, p. 1414.)。

(26) たとえば、一九四五年二月一四日、近衛文麿の天皇への上奏 (藤田尚徳『侍従長の回想』、一九六一年、六四ページ)。

(27) ドルー・ピアソンは彼を「天皇閥のアメリカ代表」(Spearhead of the Hirohito Clique) と呼び、『ネーション』のI・F・ストーンは「無能な外交官グルーの仕事は、天皇の悪口をいうなと触れまわるだけだ」と毒づき、『アメラシア』の論説は、繰り返し日本の「〝穏健派〟という危険な神話」について批判を加えた。比較的冷静な『ニューヨーク・タイムズ』ですら「天皇制や神道主義は、戦時中に論ずべき話題ではない」とたしなめた (Heinrichs, *op. cit.*, p. 380; I. F. Stone, "New Front : Old Firm," *Nation*, Dec. 16, 1944 ; Same, "Dangerous Myth of the [Moderates]," *Amerasia*, June 9, 1944; "Peace-loving Emperor of Japan," *Amerasia*, Jan. 7, 1944; *The New York Times*, Jan. 2, 1944.

一九四四年一二月、彼の国務次官任命に当たっても、上院のなかに反発する動きがあって承認は難航し、グルーは外交委員会の証言で天皇を女王蜂にたとえ、天皇制存置の可否は将来の決定課題である、と答えて切り抜けた (Heinrichs, *op. cit.*, p. 370; Grew, *op. cit.*, pp. 1415–19)。

(28) Helen Mears, "The Japanese Emperor," *Yale Review*, Winter, 1944; Ballantine memo, Aug. 6, 1945, *FRUS 1945*, VI, p. 587; Wilfred Fleisher, *What to Do with Japan* (N. Y., 1945); John F. Embree, "Military Occupation of Japan," *The Far Eastern Survey*, Sept. 20, 1944.

(29) E. H. Carr, *Conditions of Peace* (N. Y., 1942); John C. Somerville, "Post-war Japan," *National Review*, July 1945; Sir Frederic Whyte, *The Rise and Fall of Japan* (London, Sept. 1945).

(30) *IPR Hearings Report*, p. 198; John T. Flynn, *Lattimore Story* (N. Y., 1953), pp. 70–71.

(31) *Daily Worker*, June 7, 1945, June 20, 1945; *Political Affairs*, July 1945.

第四節　対日占領政策の最終構想

一　本土決戦と和平工作

前節で概観したように、対日占領政策の形成をめぐる論争と対立は、民間および政府部内における政策グループ間の複雑な交錯をふくみながら、最終段階へ近づいていった。

大戦中におけるアメリカの世界戦略は、対独優先主義によって貫かれていたが、実際には日独両枢軸国は、ヨーロッパと太平洋戦場においてほぼ平行したペースで崩壊への道をたどりつつあった。すなわち、一九四四年六月、連合軍のノルマンディー進攻とほぼ時を同じくして、アメリカ軍は内南洋の要点サイパン島に上陸し、中国奥地を根拠地とするB―29は西日本の空襲を開始した。翌七月サイパン島を守備する日本軍は玉砕したが、それは首都東京をふくむ全日本本土がB―29の戦略爆撃圏内に入ったことを意味した。

こうした戦局の決定的悪化に対応して、グルーが注目していた「穏健派」の重臣グループは、同年春ごろひそかに終戦工作を開始していたが、サイパン失陥の責任を追及して東条内閣を総辞職させることに成功した。

しかし、後継の小磯内閣は、貧困な政治指導力に悩み、政戦両略の一致を念願としつつも果たせず、軍部の比島決戦、本土決戦論にひきずられ、悲惨な玉砕戦闘を繰り返した。一〇月マッカーサーの指揮する連合軍はフィリピンに

進攻し、迎撃した連合艦隊の主力は壊滅して、日本本土と南方資源地帯との連絡は遮断された。圧倒的な連合軍の戦力に対して、術力の低下した日本空軍は特攻戦術で対抗するほかなく、フィリピン戦（一九四四年一〇月～翌年一月）、硫黄島戦（一九四五年二～三月）、沖縄戦（同三～六月）を通じて約三千機の特攻機が投入され、初期にはかなりの戦果をあげたが、戦勢を転換することはできなかった。

これに対し、マリアナ基地群を整備したアメリカ空軍は、一一月から本格的な本土爆撃を開始し、軍事施設、軍需工場のみならず、全国の主要都市は徹底的に破壊され、商船隊の壊滅とあいまって、日本の物的抗戦力はまひ状態に陥った。しかし軍部とくに陸軍は、地上部隊の主力はなお健在である、として比島戦の末期から本土決戦の構想を練り、一九四五年春から関東軍の引揚げと、国内の「根こそぎ動員」に着手し、徹底抗戦の態度を変えなかった。

四月、小磯内閣に代わった鈴木内閣は、天皇および重臣グループの意向を受けて終戦内閣として発足したのであったが、軍部の主戦論を宥和するために本土決戦の準備を進めながら、戦争終結の好機を模索しはじめた。そして当時なお日本と中立関係にあったソ連を通じる和平工作に着手したが、一方では和平条件を多少とも改善しうる局地的勝利への期待を捨て切れなかった。(1)

連合国がカイロ宣言等で日本に無条件降伏を要求していることはすでに知られていたので、和平条件の改善は「国体護持」をふくむ一種の有条件降伏を意味していた。(2)

しかし、ヤルタ秘密協定で対日参戦を約し、その代償を保障されていたソ連は日本の和平交渉に応じず、局地的勝利の最後の好機とみられた沖縄戦も、六月下旬日本軍の玉砕によって終わり、こうした期待は裏切られていった。

一方、ヨーロッパでは、一九四四年一二月ドイツ軍が試みた最後の反撃（アルデンヌ攻勢）も失敗し、米英仏連合

軍は東部戦線のソ連軍に呼応しつつドイツ本土に突入し、一九四五年五月七日ドイツは降伏して、六年近くにわたった欧州戦は終了し、連合軍は、在欧兵力を対日戦に振り向けるための大規模な転用を開始した。

こうして第二次大戦は最終段階に入り、主要連合国の関心は急速に、軍事戦略面から政治的次元へ移行してゆく。もっとも、米、英、ソの三大国の場合、関心転換の程度にはそれぞれニュアンスの差があった。イギリスにとっては、欧州戦の終了は大戦全体の終結を意味するに等しく、すべての関心は、戦後におけるヨーロッパ大陸の政治的再編成、とくにソ連との対抗関係に指向された。(3)

対独戦の終結前から東欧ブロックの形成、強化に狂奔していたソ連にとっても、対日戦への加入は、政治的目的以外の何物でもなかった。

しかし、対日戦の主たる遂行責任を負っていたアメリカの場合は、やや事情が異なった。太平洋戦争に関するかぎり、日本はアメリカの戦力を過小評価し、アメリカは日本の戦力を過大評価する傾向がみられたが、一九四五年に入っても、この傾向は依然として残っていた。本土決戦の主役を担当する日本陸軍は、侵攻軍の第一波を追い落とす成算がある、と判断し、(4)一方アメリカ陸海軍の大勢は、日本を撃破するには爆撃と海上封鎖だけでは不十分で、陸軍による本格的な本土上陸作戦が必要であり、(5)しかも日本軍の組織的抵抗を終了させるまでには一二～一八ヵ月の日数と数十万の人的犠牲は避けられない、と見積もっていた。(6)

決定的兵器としてひそかに期待されていた原子爆弾も、七月一六日ニューメキシコ州で爆発実験が成功するまでは兵器としての実用効果は不明で、戦略的考慮の対象外におかれていた。(7)

かくて五月二五日の統合参謀本部命令により、一一月一日を目標日とする九州侵攻（オリンピック作戦）と、翌年

三月の関東地区侵攻作戦（コロネット作戦）が前線の三司令官であるマッカーサー（陸軍）、ニミッツ（海軍）、アーノルド（空軍）に対して伝達され、六月一八日トルーマン大統領の承認を得た。それは、ソ連が参戦することによって、満州、朝鮮、中国の日本軍を引き受けることを、当然の前提としていた。(8)

原爆実験は、米、英、ソ三巨頭によるポツダム会談の中途で成功し、ただちに日本へ投下することが可能となり、アメリカの政治的立場は著しく強化され、ソ連参戦の必要性は客観的には減少した。しかし、ソ連の参戦は、依然対日戦におけるアメリカ軍の出血を減少させるために有益であり、またこの段階になれば、フォレスタル海軍長官が「ソ連に対日参戦を思いとどまらせるには、ソ連と一戦争しなくてはならないだろう」と言ったように、アメリカの必要性にかかわりなく、ソ連は参戦を強行するであろう、と考えられた。(9)

結果的に、原爆の投下（八月六日、九日）は、ポツダム宣言による警告とあいまって日本の早期降伏をもたらし、またソ連の早期参戦（八月九日）を誘引した。(10)

こうして、予想された以上に急速に展開した軍事的局面に対応するため、政治的諸計画もまた急いで追随しなければならなくなった。

それは対日占領政策に対しても、少なからぬ影響を与えることになる。

二　国務・陸・海三省調整委員会（SWNCC）

対日占領政策の原型は、すでにみてきたように、主として国務省内の作業グループによって、一九四二年秋ごろか

ら逐次準備されつつあった。しかし、第二次大戦が最終段階に近づき、日本の崩壊が目前に迫ってくると、それは国務省だけでなく、アメリカ政府部内関係各機関の現実的関心を呼び起こすようになる。

こうした諸機関のなかで最大の関係者は、占領地行政の実施を担当する陸軍ついで海軍であり、ホワイトハウス、財務省、農務省、外国経済局（FEA）、戦略局（OSS）、戦時情報局（OWI）なども発言権を要求していた。[11]

一九四四年二月、陸海両省の占領担当責任者は国務省に対し、将来予想される日本、朝鮮の占領に関連した約二〇の質問事項を提出した。それは占領下における民政の性格、対象地域、管理形態、占領期間から天皇制の存廃をふくむ広範な事項を網羅していた。[12]

これに対し国務省は、第二節で記したように、FEACで検討中の中間報告を整理しPWCの承認を経てとりあえずの回答を送ったが、多くの重要な問題点については、省内の最終的承認を得ていなかったため、留保的見解しか示すことができなかった。

当時ブレークスリー博士が起案した「日本に関する合衆国の戦後目的」（一九四四年五月四日）および関連の追加諸文書は、PWCで審議されたのち、同年夏から秋にかけて検討を中止したまま放置されていた。

それは、省内の事務処理体制の不備にも起因していたが、すでに記したようにPWCのメンバーがよりさし迫った対独占領政策をふくむヨーロッパ問題の処理に追われ、加えて知日派と反日派の対立が生じたためでもあった。

そのため陸、海軍省の要求に答える諸文書が「国務省の公式見解」として回付されたのは大幅におくれ、翌年一月上旬となったが、それは国務次官に就任した知日派のグルーがステチュニアス国務長官を説得するのに成功したからであった。[13]

この間、陸、海軍省はJCSの統参戦後委員会 Joint Post-war Committee で、独自の検討作業を進め、一二月末ストロング将軍は、降伏文書、占領軍最高司令官の日本政府に対する指令 General Order（第一～三号）の草案をグルーに届けて、「JCSの検討は軍事的側面に限られるので、政治、経済の分野については国務省が主となって作業を促進されたい」と要望した。グルーは、「その点について当省の専門家たちはすでに二年ばかり検討をつづけている」[14]と釈明したが、この事例でもみられるように、戦後政策に関する政府省庁間の調整体制に欠陥があることは、各方面で痛感されていた。

そこで一一月二九日、ステチュニアス国務長官はスチムソン陸軍長官とフォレスタル海軍長官に対し、三省の共通事項で「軍事、政治の両側面にわたる諸問題」（on questions having both military and political aspects）についての「見解を調整する」[15]（coordinating the views）ための機構を新設するよう要望し、ただちに賛成を得た。

国務・陸・海三省調整委員会(State-War-Navy Coordinating Committee, 略称SWNCC、スウィンクと発音)として知られるこの委員会は、当面、ドイツ、オーストリア、日本および朝鮮を主対象とした戦後政策を検討することになった。正式メンバーとしては、国務省からジェームズ・C・ダン James C. Dunn、陸軍省からジョン・J・マックロイ John J. McCloy、海軍省からアーテマス・L・ゲーツ Artemus L. Gates の各次官補が指名され、一二月一九日に開催された第一回の会合で、議長に国務省代表のダンが選出された。[16]

ついで翌年一月一三日には、その下部機構として極東を対象とする小委員会 Subcommittee for the Far East（議長ドーマン、通称極東小委員会、SFE）が新設され、太平洋および極東政策に関しSWNCCに提出する政策文書の起草を担当することになった。小委員会のメンバーは三省の極東担当者で構成されたので、国務省の場合はF

EACとほぼ同一の顔触れとなった。[17] このことはSWNCC文書の多くがCACおよびPWC文書に依拠して起案されることを意味し、SWNCCおよびSFEにおける国務省の実質的優越を保証した。これ以降戦後日本に関するあらゆる重要な政策事項は、極東小委員会の共同討議にかけられ、JCSの点検を経てSWNCCに提出され、さらに三省長官の承認を受けたのち、実施に移されるようになったが、事実上はSWNCCの承認の段階で、アメリカの公式政策として確立したと同様であった。例外として、「降伏後におけるアメリカの初期の対日方針」(United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, SWNCC—一五〇) のような特定の重要文書は、連合国最高司令官マッカーサー元帥に伝達される前に大統領の承認を経た。[18]

なお、小委員会のメンバーは、会議においては彼らの出身省を代表して発言したので、個別問題に関する各省間の対立はこの段階で十分に調整された。そのため小委員会の決定はほとんど無修正でSWNCCに承認されることが多く、政策決定過程は著しく短縮され、効率化された。SWNCCは一九四六年四月に改めて「占領地行政」を専担する機構として再編成されるが、一九四八年に国家安全保障会議にその機能を引きつぐまで活発に機能し、とくに降伏前後と占領初期において、「戦後日本の諸問題を処理するのに、はかりしれないほどの重要な役割を果たした」[19] (ボートン博士) のである。

一九四五年一月から八月一五日の日本降伏に至る約七カ月の間だけで、SWNCCは二一回、SFEは三三回の会合を開き、重要でしかも広範にわたる多数の諸案件を処理した。

その方式は、概していえば、軍事的要素の強い事項は小委員会の陸海軍省メンバーによって、政治、外交、経済に属する事項は国務省メンバーによって起案されたのち、事態の展開に沿ってそのつど改定を加えていった。したがって、アメリカ政府はどの時点においても、ただちに実施に移しうるアップ・ツー・デートの政策文書を利用しえたことになる。たとえば、前記の「初期の対日方針」は四月にSWNCC—一五〇として極東小委員会で起案され、一五〇(六月一一日)、一五〇／一(八月一一日)を経て八月一二日に一五〇／二としてSWNCCで修正採択され、ついで一五〇／三(八月二二日)、一五〇／四(八月三一日)、一五〇／四A(九月二一日)と数次の修正を経てマッカーサーに伝達され、九月二二日公表された。そしてこの間の九月六日にトルーマン大統領の承認を受けている。また、最も長引いた問題の一つである対日賠償については、一段落した一九四七年四月までにSWNCC—二三六／四三に至る頻繁な改定が加えられた。

SWNCCの下部機構としては、極東小委員会のほかにヨーロッパ、ラテン・アメリカ、中近東等の各小委員会が付設されたが、後の二者はほとんど活動せず、一九四五年二月に発足したヨーロッパ小委員会は、翌月に新設された「非公式対独政策委員会」(Informal Policy Committee on Germany, 略称IPCOG) に主要機能を奪われ、同年秋までは休止に近い状態となった。そしてこの間に対独占領政策の骨幹は、SWNCCの手を離れ、IPCOGによって形成されたのである。このことは、日独両占領政策の内容にきわだった差異をもたらす一因となった。

三　初期の対日方針(I)

一九四五年前半の段階で、SWNCCにおける対日占領政策の形成に関し重要な影響を与えた外的要素としては、二月のヤルタ会談、三〜四月にかけての非公式対独政策委員会(IPCOG)による対独占領政策の確立、四月一二

日のルーズベルト大統領急死によるトルーマンとの交代の三つがあげられる。

ヤルタ会談は、ルーズベルト大統領の個人外交的色彩が濃く、国務省は事前に政策事項についてほとんど協議を受けず、また事後においても、秘密協定の内容は正式には知らされなかった。

グルーは、会談でアメリカがソ連の対日参戦、千島・南樺太の獲得等をふくむ「不必要な譲歩」を認めたことを知ると、ル大統領の死後ただちに「ヤルタ協定」の再検討を唱えた。[20]

実際にソ連の短い参戦は、領土上の問題だけでなく、占領管理体制や賠償問題等で深刻、複雑な影響をもたらすのである。

つぎにIPCOGの設置と政策形成も「直接的でしかも重大な影響」[21] (direct and important impact) を与えた、といわれている。

すでに第一節で記したように、この委員会は、モーゲンソー財務長官の主張により、ルーズベルト大統領が対独占領政策決定のため臨時に設置したもので、陸、海、財務各省と外国経済局（FEA）の代表で構成されていた。そして財務省のモーゲンソー、ホワイト、カーリーらの主導で、モーゲンソー・プランとして知られる苛酷な対独方針に沿った政策形成が進められていた。

ルーズベルト大統領の急死もあって、モーゲンソー・プランはそのままの形では実現しなかったが、JCS—一〇六七として最終的に確定した対独占領政策は、米、英、ソ（のちにフランスも加わる）によるドイツ分割占領と直接統治、ドイツ中央政府の解体と地方分権化、ドイツ軍国主義と重工業の破壊、広範な経済民主化を基本方針として掲げた。

それは、中央政府の存続と間接統治、および無条件降伏が日本の政治経済組織の解体にまで至らないことを前提としたPWCおよびSWNCCの従来からの方針とは斉合しなかった。この不斉合に気づいた財務省、外国経済局は、国務省に対し、IPCOGが承認した対独基本方針が日本に対しても適用されるべきである、と主張しはじめた。[22]

当時、SWNCCの極東小委員会（SFE）は、前年にFEACとPWCで作成した対日関係の個別文書をほぼ優先順序によって再整理した約二〇の政策文書の起草を終わり、四月に入ると、前年のブレークスリー案を発展させた「初期の対日方針」の原案検討を開始していた。[23]

陸海両省からのメンバーが新たに加わったとはいえ、小委員会の内部では国務省メンバーの見解はおおむね支持され、六月一一日の第一次案[24]（SWNCC—一五〇）は、基本点においてブレークスリー案とほとんど変わらないものであった。

すなわち、アメリカの占領目的として、日本が再び世界平和の脅威とならないよう保障し、最終的にこうした責任を果たしうる政府を確立することを規定したのち、占領軍最高司令官に対する日本政府および天皇の従属性が明示された。

政治事項では、軍国主義の根絶と「可能なかぎりでの永久的非武装と非軍事化」(to the extent possible the permanent disarmament and demilitarization)、および民主化の促進が要望され、経済事項では、軍事産業の全部と重工業の一部は除去されて、国民生活水準は「近隣諸国を上まわらない」限度に押えられる反面、占領軍は最低限の国民生活水準を維持する責任を負う、とされた。

いわゆる経済民主化の分野については、「労働、産業、農業部門における民主的機関の発展」を推進し、「所有権、

経営権、経済体制の指導権の広範な分散」(a wider distribution of ownership, management and control of the Japanese economic system) を促進することが要請されていた。

しかし、賠償の支払いを終了したのちにおける平和的経済の再建および通商関係の再開は許容され、日本の世界経済への復帰が約束された。

全体として、第一次案は、各方面に対する配慮のもとに注意深い表現をもって構成されている。すなわち、日本政府と天皇の施政権は一時停止されるが、占領行政は「日本の行政機関を利用」(utilize the Japanese administrative machinery) して実施する、と直接軍政あるいは間接統治のいずれとも明確でない中間的方式を規定している。天皇制の将来についても明言を避けているが、少なくとも廃止の方向を示唆するいかなる表現もふくまれていない。

戦後改革の具体的プログラムも、公職追放と戦犯裁判を除くと抽象的で、経済民主化の項目は、経済、財政部門の検討が立ちおくれたこともあって、農地改革や財閥解体政策は必ずしも明確に示されていない。

注目されるのは、のちに憲法第九条に結実する非武装、軍備放棄の思想的萌芽がすでに出現していることである。

第一次案にみられるこうした特徴点は、その後の修正過程から眺めると、依然として不明確な戦争終結までの局面の変化、とくに他の政策グループからの加重条件を予期した技術的考慮に起因する、と思われる。

実際に修正過程においては、各種の具体的要求が追加されたため、文書はより長くなり、内容の基調は全体としてやや厳格な色彩を加えていったのである。

すでに第一次案が起草されている段階においても、財務省やFEAを先頭とする批判勢力に対応するため、対独政策との比較検討に基づく部合的修正が加えられている。第一次案における経済政策面の「進歩的」傾向は、こうした

先取り的配慮のためと推定される。

四　初期の対日方針(II)

一九四五年四月、SWNCCの対日政策グループは、財務省が「初期の対日方針」に関心を転じようとしていることを知った。モーゲンソーらの見解はすでに前年秋から見当がついていたし、グルーはIPCOGの討議で、国務省を代表して対独政策について何度も論戦を交えていた。国務省はドイツに対しても、中央政府を残存させる等対日政策と基本的にあまりへだたりのない寛大な方針の採用を主張していたのである。しかし、ルーズベルト大統領の支持を後楯にしたモーゲンソーの発言権は強く、アチソンを先頭とする国務省幹部も厳罰政策に加担する傾向がみられた。

こうした微妙な情勢のなかで、対日政策グループはきわめて慎重で巧妙な戦術をとった。極東小委員会は、国務、陸、海軍のメンバー間で基本的了解に達したのち、財政・金融の分野に関し財務省の意見を求めたが、検討に時間をかけすぎないよう二週間という期限を付し、二週間を経過しても回答がこないときは、財務省が文書全体を承認したもの、とみなし、ただちにSWNCCへ送付する方針を確認しておいた。[25] 外国経済局に対しても同様の措置がとられた。

それでも、ルーズベルト大統領の急死(四月一二日)、それに起因するモーゲンソー財務長官の発言権の弱化と、ひきつづく辞任(七月五日)がなかったら、こうした努力もどの程度有効に働いたか疑問である。ボートンは「ルーズ

ベルト大統領が専門家たちの勧告に従う見込みはむしろ少ないとさえ信じられていた」ので、彼が生きていたら「SWNCCの勧告ですら拒否したかもしれない」[26]と推定している。

しかし後任のトルーマンは、前大統領がカイロやヤルタで示した個人外交の方向を急速に切りかえ、外交政策については国務長官に依存する態度をとった。モーゲンソーは、大統領から、財務長官が外交に介入するのは不適切である、と申し渡された。そしてステチュニアス国務長官は、国際連合の創設業務に没頭してワシントンを留守にしがちだったので、この重要な時期にグルーが国務長官代理として行動した場合が少なくなかった。

かくて「初期の対日方針」（SWNCC—一五〇）の第一次案は、六月一一日に極東小委員会で正式に採択され、SWNCCへ回付される前に、国務長官の了解をとるため、二三日幹部会 Staff Committee へ送付された（二六日了承）。

このときドーマンが添付したメモによると、すでに外国経済局は同意を与え、財務省は未回答のまま、であった。[27]

財務省およびモーゲンソーのこの段階における干与の状況ははっきりしないが、対独政策をめぐる論争に没頭していたためか、対応は緩慢であったように見受けられる。モーゲンソー日記[28]によると、彼自身が問題の所在に気づいたのは六月中旬ごろだったらしい。それは財務省幹部会の席上でホワイト次官補から、「もし長官が対日指令に関心をお持ちとすれば、今や大綱はできあがっています。彼ら（国務省）は、われわれをつんぼ桟敷においています。ある部分については相談がありましたが、断片的にすぎません。しかしわれわれは正式には干渉する権限がありません。長官はどの点について今からでも発言したいとお考えでしょうか。しかし、繰り返しますが、われわれには正式に介入する権限がないので、議論しても無駄かもしれません」と、半ばはあきらめたようで、半ばは煽るような調子で経過を知らされたときであった。モーゲンソーは、いくつかの質問を試みたのち、「この件は追求しなければならぬ」（I will follow it through）と決然たる姿勢を示し、二五日朝グルーを電話に呼び出して執拗に迫ったが、[29]グルーはモーゲンソーの強引な要求を軽く受け流してしまった。そしてその後二週間を経ないうちに財務長官は辞任してしまい、財務省が対日政策に介入する機会は去った。[30]

そればかりでなく、財務省は、ドイツの場合と異なり、占領軍司令部からもほとんど完全に閉め出され、占領行政の実務面においても、影響力を及ぼすことができなくなった。[31]日本占領開始後における関係省庁の発言権の強弱は、多分に、この時期における政策グループ間の相関関係を反映しているといえよう。

しかし、SWNCC—一五〇がアメリカの最終政策として定着するまでには、なお若干の曲折を経なければならなかった。

五　早期終戦への試み

対日占領政策の形成過程に平行して、アメリカの最高指導層のなかでは、対日戦の終結を促進するための方策について、高度の政治的な論争が進行しつつあった。

五月八日欧州戦の終了に前後して、日本の軍事的崩壊は急速に進んだ。

首都東京以下全国の主要都市はB—29の戦略爆撃によりつぎつぎと焼失し、五月二五日の爆撃では宮城も炎上した。朝鮮海峡を除く主要な海上交通線は切断され、強力なアメリカ艦隊による日本本土の海上封鎖体制はほとんど完

成しようとしていた。六月に入ると空襲の目標は地方の中小都市に拡大され、二二日には沖縄の日本軍が玉砕した。

日本軍の抗戦力を過大評価していたアメリカ統合参謀本部も、六月一四日、日本が急速な崩壊に陥るか早期降伏に至る可能性がある、と前線司令官に注意を発し、八月一五日ごろを目標とする日本上陸計画も検討していた。[32] しかし太平洋戦争中に示された日本軍の頑強な抵抗ぶりからみて、抗戦の継続は避けられないであろう、というのが大勢的判断であった。

こうした状況のなかで、対日政策グループの関心は、無条件降伏の条件を緩和することによって、本土決戦で日本全土が荒廃する前に日本を降伏させる手段を見いだすことに移りつつあった。

しかし、「無条件降伏」はカイロ宣言等で国内的・国際的に再確認を重ねてきた基本原則であって、その変更がきわめて困難であることは明白であった。もっとも、「無条件降伏」の具体的定義づけは必ずしも明確でなく、便宜的な解釈の余地がないわけではなかった。極東小委員会は、「占領者が、国際法における軍事占領よりも強大な権力を獲得すること」[33]である、と解釈した。フォレスタル海軍長官は、軍隊の降伏に適用するだけで足りる、との解釈[34]を提示した。

一方、中国の蔣介石総統は、一九四四年年頭の声明で、「日本人の自由意思による政治形態の選択を許容する」と述べていたし、スターリンは、方式にこだわらず占領統治の内容をきびしくすればよい、との見解[35]を洩らしていた。トルーマン大統領も五月八日に、無条件降伏は日本国民の絶滅または奴隷化を意味するものではない、と声明していた。[36] しかし知日派のグルーは、こうした抽象的保障では効果がなく、一歩進んで天皇制の存置を明確に日本人へ約束する必要があり、また「天皇だけが終戦をもたらしうる唯一の人物」[37]である、と確信していた。

五月二八日、グルーは国務長官代理の資格でトルーマン大統領に意見書を提出し、右の趣旨を盛り込んだ対日降伏勧告を直ちに発するよう進言した。

グルーは中世以来天皇制が果たしてきた役割を説明したのち、天皇は軍閥に利用されただけで、実質的には象徴としての力しか持てなかったのであり、軍閥を一掃すれば何ら日本の非軍事化、民主化に有害な存在ではない、と説明した。そして「立憲君主制」(constitutional monarchy)の形で天皇制を残すことは、長期的なアメリカの国益から考慮して望ましい、と強調した。[38] グルーは早期降伏の利点としてアメリカ兵の人命節減だけをあげていたが、個人的には戦後における米ソ対決を予期した国際戦略の文脈のなかで日本を位置づけ、ソ連の参戦前に対日戦を終了させたい、と熱望していたのである。[39]

トルーマンはグルーの論旨に理解を示したが、スチムソン以下の関係首脳部の見解を求めたので、翌二九日グルーは陸、海軍両長官、マーシャル陸軍参謀総長、デービス戦時情報局長官の参集を求めた。そしてデービスを除く全員がグルーの提案に一応同意したが、軍代表から、公表できない「ある軍事的理由」(certain military reasons)により、声明の発出は一～二カ月延ばしたいという意見が出て、グルーはこの旨大統領に復命し、問題は一時棚上げされた。[40]

グルーは当時、「ある軍事的理由」とは沖縄戦の継続中という事態を指すのではないかと推察し、戦闘が終末段階に入った六月中旬から再度の提案を試みるが、現在ではそれは原子爆弾の開発を指していたもの、と解されている。[41]

六月一八日、グルーはスチムソンの支援で再び大統領に会って、沖縄占領の直後に対日声明を発すべきである、と説いたが、トルーマンは、ソ連の参戦、原爆の効果を念頭におきつつ、すでに日取りも決まっていた七月の三国首脳

会談（ポツダム会談）で取りあげたい、と答えた。[42]

そして同じ一八日に、大統領は日本本土侵攻作戦計画の決裁を終わった。

国務省内で孤立していたグルーは、これ以上政府部内をまとめて推進する力がなかった。その役割は、閣僚中の最長老で原爆開発の秘密を熟知し、原爆と本土侵攻作戦による惨害を怖れ、できればそれを回避したいと考えていたスチムソンの手に移る。

（1）服部卓四郎『大東亜戦争全史』、一九六五年、九〇〇―〇六ページ、東郷茂徳『東郷茂徳外交手記』、一九六七年、三二一―二二ページ。

（2）対ソ和平交渉の開始に当たって、佐藤尚武駐ソ大使は「国体護持」だけの条件にしぼるべきであると判断していたが、政府、軍部間ではまとまらず、最終条件は交渉の過程で固めることになった（服部前掲書、九一八ページ、東郷前掲書、三三二ページ）。

（3）たとえば、一九四五年六月ポツダム会談の予備折衝のため、大統領特使としてイギリスに派遣されたジョセフ・E・デービスは、チャーチルから強烈な反ソ論を聞かされ、イギリスは自国のヨーロッパにおける利益のみしか考えていない、と報告していた（*FRUS, Conference of Berlin*, Vol. I, p. 77.）。

（4）服部前掲書、八三二、八四〇ページ。

（5）H William D. Leahy Diary, Feb. 8, March 29, 1945, Library of Congress.

（6）アメリカ統合参謀本部（JCS）および陸軍参謀本部は、一九四五年初頭から日本本土侵攻作戦の本格的検討を開始し、陸軍総司令官に予定されたマッカーサー以下の意見をとり入れて、五月までに最終構想を固めた。この点については、Department of Defense, *op. cit.*, pp. 45–68; Cline, *op. cit.* を参照。なお、本土侵攻軍の兵力は三六個師団、一五二万三千と予定された（Dept. of Defense, *op. cit.*, p. 64.）が、作戦所要日数と損害見込みは、正式に算出されたことはなかった。ドイツ降伏後一八カ月という見積りは、一九四四年秋の第二次ケベック会談とヤルタ会談で出された（William D. Leahy, *I Was There: The Personal Story of the Chief of Staff to Presidents Roosevelt and Truman, based on his Notes and Diaries*

Made at the Time, N. Y., 1950, p. 410.）。

ポツダム会談時に米英連合参謀本部が確認したのは、補給手配上の作戦終了予定日を一九四六年一一月一五日とすることであった（*FRUS, Conference of Berlin*, Vol. I, p. 915.）。損害見込みは六月一八日の大統領決定に際してもあらためて討議されたが、過去の戦例が示されただけで、具体的数字は確認されていない。しかし、リーヒ提督（大統領付幕僚長）は、参加兵力の三五％を示唆している。トルーマン大統領の五〇万（Truman, *op. cit.*, pp. 265, 417.）、バーンズ国務長官やスチムソン陸軍長官が引用している「百万」説は出所が明確でないが、軍事専門家の非公式見積りであったかと思われる Byrnes, *op. cit.*, p. 262; Henry L. Stimson and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War*, N. Y., 1947, p.619.）。

（7）原爆投下をめぐる政治過程については、Herbert Feis, *The Atomic Bomb and the End of World War II* (Princeton, 1966) を、また、関連の論争については永井陽之助「原爆投下の決定」（『中央公論・歴史と人物』一九七三年八月号）を参照。

（8）アメリカ陸軍は満州、朝鮮、華北の日本軍を約一五〇万と見積もり、支那派遣軍が華中、華南を放棄して北上すれば、兵力はさらに増強されると推定した。ヤルタ協定に基づき、アメリカ陸軍はモスクワ駐在のディーン将軍を通じ、一九四五年春以降、対日戦における米ソ連合作戦の細目を協議していた。それは、両国空海軍の作戦境界の画定から、アメリカ軍のシベリア基地使用、オホーツク海の輸送ルート設定等をふくんでいたが、大部はソ連参戦までに合意に達しなかった（Dept. of Defense, *op. cit.*, pp. 48–52.）。John R. Deane, *Strange Alliance* (N. Y., 1947), pp. 262–65.

（9）グルー国務長官代理はすでに五月一二日、陸海軍両長官に対し、ソ連の対日参戦の必要性について疑問を提出したが、スチムソン陸軍長官は二一日付の回答で、グルーの趣旨に理解を与えつつも、既定の線は変更困難である、と回答した（Dept. of Defense, *op. cit.*, pp. 70–71.）。この点については、Herbert Feis, *Contest over Japan* (N. Y., 1967), p. 7, における批判を参照。

（10）ソ連の対日参戦は明らかに予定より早められた。スターリンは五月末に参戦の予定日を八月中とアメリカに伝えていたが、七月二一日JCSはマッカーサーに対し、八月一五日の見込み、と伝え、ポツダム会談でスターリンは、トルーマンとバーンズに八月中旬と伝えているからである（Dept. of Defense, *op. cit.*, pp. 74, 92, 106–07; Leahy, *op. cit.*, p. 397.）。

（11）外国経済局 Foreign Economic Administration は、一九四三年九月二五日付の大統領命令九三八〇号により、既設の武器（レンド）

援助局，商品金融公社 Commodity Credit Corporation，戦時経済部 Office of Economic Warfare，海外援助局 Office of Foreign Relief and Rehabilitation Operations 等を吸収して創設された。任務は「外国経済についての政府活動を統合，強化」することにあり，ワシントン輸出入銀行総裁レオ・T・クローリーが長官を兼ねた。対日政策に関与したのは，地域局の解放地域課（長，ルベート・ニマーソン），特別地域課，敵国課 Enemy Branch（長，H・H・フアウラー）であった。FEAは一九四五年九月に廃止され，その機能は国務，商務，農務省などに吸収された。

戦略局 Office of Strategic Services は，一九四二年六月に創設され，JCSに属して，戦略情報の収集と謀略工作を担当した。長官はW・T・ドノバンで，対日政策に関係したのは調査分析課（課長はウイリアム・L・ランガー博士）であった。

一九四五年九月廃止されたが，その機能は，のちCIAに引きつがれた（R. Harris Smith, *OSS*, Berkeley, 1972.）。

戦時情報局 Office of War Information は，一九四二年六月一三日付の大統領命令九一八二号により，国内，国外にわたる戦時情報の収集を任務として創設された。長官はエルマー・デービスで，対日政策に関係したのは，海外情報部とサンフランシスコ事務所（所長ラチモア，ついでC・バス）であった。一九四五年八月に廃止された（*The U. S. Government Organization Manual, 1942–1945.*）。

(12) 一九四四年二月一八日付でヒルドリング，バンスの両名より国務省に対し，「軍政下における民政関係の政策について」と題した質問が提出され，五月一五日に二一通の回答が送られた。その後三月二七日付の追加質問に対し，一四通（台湾関係）の，八月一六日付の追加質問に対し，一六通の回答文書が送られている（Grew to Forrestal, Memorandum, July 17, 1945, Grew MSS.; *FRUS 1944*, V, pp. 1190–94.）。

(13) Borton, *op. cit.*, pp. 17–18; Notter, *op. cit.*, p. 273.

一九四四年六月からFEACで起草された第二次分の諸文書は，ブレークスリー博士によって再整理されたうえ，一一月一〇日あらためてPWCに提出され，一七日大部が承認された。しかし，FEACの督促にもかかわらず，それらはPWC事務局に保留されたまま陸海軍省へ回付されず，グルーの国務次官就任後の一九四五年一月四日になってようやく回付された。

(14) *FRUS 1945*, VI, pp. 497–517.

(15) Notter, *op. cit.*, p. 348.

(16) 当初の出席メンバーとしては，三人の代表のほか，代理または補佐官としてジョン・D・ヒッカーソン（国務省西欧局次長），ジョン・H・ヒルドリング陸軍少将（陸軍省民政部長），R・A・カッター陸軍大佐（陸軍），ラッセル・ウイルソン海軍中将（海軍）が指名された（*ibid.*, p. 348.）。

(17) SFE初期のメンバーとしては国務省からドーマン（議長），ブレークスリー，ボートン，E・M・マーチン，ヴインセントら，陸軍からストロング少将，ヒルドリング少将，ブルックス少将，バフコック大佐，フェイ中佐ら，海軍からトレイン少将，セービン大佐，バンス大佐らが出席していた（SFE Minutes）。

(18) Borton, *op. cit.*, pp. 18–19.

(19) SWNCCの制度的，機能的変遷の過程については，JCS, "Change of State-War-Navy Coordinating Committee to State-Army-Navy-Air Force Coordinating Committe" (Memorandum for Information No. 556, Oct. 8, 1947), National Archives, を，文書ごとの成立および修正の過程については，SWNCC: Summary of Actions and Decisions, Nov. 1, 1946, National Archives, を参照されたい。

(20) フォレスタル海軍長官，バリマン駐ソ大使らも同様の見解をもっていたので，彼らをヤルタ修正派と呼ぶこともできよう。

(21) Borton, *op. cit.*, p. 20.

(22) 一九四四年夏，FEAのカーリーは，対日経済政策は対独政策文書をそのまま転用すれば十分である，と議論していたし（Collado to Blakeslee, Aug. 7, 1944, Notter MSS.），国務省商品課のハドレーも一九四五年春～夏のころ，JCS一一〇六七の忠実なコピーが望ましい，という声を聞いていた（E. M. Hadley, *Antitrust in Japan*, Princeton, 1970, pp. 8–9.）。

(23) 一九四五年三月三〇日のSWNCC会議における報告で，太平洋，極東関係の政策文書の進行状況（SWNCC一一六／四）が報告されている。それによると，同地域全般を包摂した基本政策（SWNCC一一六，五四），占領軍の構成（六八，七〇，七九），太平洋・極東高等委員会（六五），無条件降伏（二一），台湾問題，朝鮮問題等はほぼ完成しているが，降伏後の対日占領政策を扱った個別文書は，天皇（五五），戦犯（五七）等を除いて検討が大幅におくれ，「社会，経済計画」，「財政問題」等はまだ番号も付されていなかった（SWNCC Minutes, March 30, 1945.）。四月に入って，これらの文書の起案がつぎつぎと開始されたが，ヒルドリング将軍が一六日のSFE会議で，大統領の基本的態度を確かめないで，対日政策とく

に経済政策を起案しても、対独と同じ過ちをおかすことになる、と指摘した (SFE Minutes, Apr. 16, 1945.) ような状況下で、起案と審議はなかなかすすまず、番号とタイトルを決めただけで起案に至らないまま終わったのも少なくなかった (たとえば、SWNCC一九四～九八、一〇〇、一一四、一二九～一三一等)。

(24) *FRUS 1945*, VI, pp. 549–54.

なお、当初は、U. S. Initial Post-defeat Policy Relating to Japan と呼称されていた。

(25) SWNCC一一五〇の「総論」および「経済」の部が最初に国務省から財務省に送られたのは五月中旬であった。二八日、さらに国務省はFEAの了解をとったのち、修正案を重ねて財務省に送り、大統領の承認を要するので長くは待てない、と付言したが、六月二三日さらに経済担当者のマーチンからコーに対し、ポツダム会談も近づいているので、早期に同意されたい、と催促した (Martin to Coe, June 23, 1945; Borton, *op. cit.*, p. 22.)。

(26) Borton, *op. cit.*, p. 29.

(27) *FRUS 1945*, VI, p. 554.

(28) *Morgenthau Diary* (Germany), Vol. II (1967), pp. 1589–90, 1592–93.

(29) つぎに問答の要点を摘録してみよう。

H・M(モーゲンソー)「対日指令について、われわれは除外されているようだが、ぜひ発言したいことがある」

J・G(グルー)「まだ最終的に決定しているわけではない。見たいのは財政事項か」

H・M「全部を見たい。占領軍には財政部も置かれるはずなのに、なぜ財務省を外すのか」

J・G「まだ討議中で、外したわけではない」

H・M「なぜ日本だけは別のグループで扱うのかわからない」

J・G「いろいろな理由がある。一つにはクレイトン(経済担当国務次官補、IPCOG議長)は日本を知らない。起草しているのは日本専門家で、この国に住んでよく日本人の心理がわかる人間でないと、対日政策は作れない」

H・M「クレイトンはドイツに住んだことはない」

J・G「彼は極東よりヨーロッパのほうが詳しい」

H・M「ともかく、それをぜひ見たい。おそくならないうちに」

J・G「承知した。しかし、まだ固まっていないので誰にも見せられない。……そのうちお見せする」

(*ibid.*, Vol. I, p. 73; Grew Memorandum, June 25, 1945, Grew MSS.)

(30) 在独米占領軍政治顧問のマーフィーが、ポツダム会談に来たリーヒ提督から聞いたところでは、モーゲンソーは大統領に会談への参加を要求し、拒否されて辞職したという (*Morgenthau Diary*, Vol. I, p. 73.)。

(31) 在独アメリカ占領軍司令部には、財務省からの出向者が多く、一九四五年末に一四〇人もいて一勢力をきずいていたといわれる (*ibid.*)。

(32) Cline, *op. cit.*, pp. 344, 350.

(33) *FRUS 1945*, VI, pp. 519–20.

(34) 五月二九日の三省会議におけるフォレスタルの発言 (*The Forrestal Diaries*, p. 66.)。なお、付前掲書、一三六ページ参照。

(35) Grew, *op. cit.*, p. 1419.

(36) *Dept. of State Bulletin*, May 13, 1945, p. 886.

(37) Grew, *op. cit.*, p. 1406.

(38) *FRUS 1945*, VI, pp. 545–47.

(39) Grew, *op. cit.*, II, pp. 1445–46.

ハインリクス教授が指摘するように、グルーは天皇制の存置という表現ではなく、「日本国民は将来の政治形態を自身で決定することを許される」という表現による声明案(ドーマン起案)を大統領に提案したのであった。しかし、トルーマンの回想録は、グルーが天皇制存置を声明すべきであると述べた旨、記している。グルーの天皇制存置論はあまりにもよく知られていたので、トルーマンが誤った記憶を残したのはむりからぬところであり、それはまたグルーの真意と一致していた、とみてよい (Heinrichs, *op. cit.*, p. 380; Truman, *op. cit.*, p. 416; *FRUS 1945*, VI, pp. 545–47.)。

(40) *FRUS 1945*, VI, p. 548.

(41) Heinrichs, *op. cit.*, p. 375. 一九四五年五月九日、三人の科学者をふくむ原爆に関する暫定委員会(議長スチムソン)が編成され、六月一日の会合で対日戦使用決定、七月一六日実験成功、七月二五日作戦命令の発出とつづく (Louis Morton,

(42) "The Decision to Use the Atomic Bomb," *Foreign Affairs*, Jan. 1957.)。
Truman, *op. cit.*, p. 417; Grew, *op. cit.*, p. 1437; Grew Memorandum, June 18, 1945, Grew MSS.

第五節　終　戦

一　ポツダム宣言

一九四五年七月一七日から八月二日にかけてベルリン郊外のポツダムで開かれた米英ソ三国の首脳会談は、第二次大戦中に開催された連合国首脳会談のなかでは、期間、参加人数、討議課題の範囲のいずれをとっても最大規模のものであった。会談の比重は、圧倒的にドイツをふくむヨーロッパの戦後処理にかかっていたが、対日連合作戦の最終調整をはかるため、三国とも有力な軍事専門家グループを送っていた。

ポツダム宣言として知られる対日降伏勧告の発出は、アメリカの手で準備されていたが、それが最終的に連合国の共同宣言として発表されることは、確実な予定表には入っていなかった。

六月から七月初めにかけて国務省と陸軍省はポツダム会談の準備に没頭していたが、スチムソンは六月二六日グルー、フォレスタルと会合して、対日共同宣言の原案を検討し、七月二日宣言案を付し、スチムソンの個人的メモとして大統領に提出した。(1)

それは本土侵攻作戦における多大の出血を減少するため、時機をみて連合国（四カ国）による対日降伏勧告を発すべきであるとして、そのなかに「われわれは現在の皇室の下における立憲君主制を排除するものではない」(We do

not exclude a constitutional monarchy under her present dynasty）という趣旨を加えれば、日本が「降伏を受諾する可能性を大いに高めるだろう」（It would substantially add to the chance of acceptance）と述べていた。

しかし、共同宣言案を陸軍省から受領した国務省内部では、こうした動きに対する反発が高まってきた。折しもスチチュニアス国務長官は辞任し、七月三日民主党の実力者で元最高裁判事のジェームス・F・バーンズ James F. Byrnes が後任に任命された。バーンズは極東問題には経験が乏しく、しかも就任三日後にはポツダム会談に出席するためワシントンを出発しなければならなかった。

グルーは慣例として新任の国務長官に辞任を申し出て、会談終了まで待ってくれ、といわれ撤回したが、ただちにバーンズが彼に助言を求めていないことを感じとった。[2]

第一二項に天皇制の残置を約束した共同宣言案は、アチソン、マクリーシュ両次官補以下幹部会議（一〇名）のメンバーから猛反対を受けたが、七月六日グルーは出発直前のバーンズにこれを説明抜きで手渡した。[3] 一方マクリーシュも幹部会を代表して、強硬な反対論を列挙したメモを用意した。[4]

翌七日の幹部会でグルーは改めて包囲攻撃を受けたが、彼は「宣言案には陸海長官のほかマーシャル参謀総長、キング作戦部長も同意している……天皇制の廃止は絶対に不可能である（absolutely impossible）……戦争責任は軍部にあり、天皇にはない……軍部と大財閥を打倒すれば十分である」とつっぱね、アチソンが「幹部会の意見が一致しなかったことを記録に残したい」と要求すると、グルーはこの件について「幹部会に責任はない」と応じた。[5]

省内幹部の鋭い対立に困惑したバーンズはハル元国務長官の意見を求め、七月一六日ハルがポツダムのバーンズに

あてて打った勧告に従い、大統領と協議して第一二項の天皇に関する部分を共同宣言案から削除することにした。[6] ニューメキシコ州における原爆実験の成功（七月一六日）も、明らかにこの削除に影響したと思われるし、[7] 世論を盾にとった国務省幹部の強硬な反対論もあらためて考慮されたであろう。グルーがいうように、もしスチムソンの現地における執拗な説得がなかったら、共同宣言案の発出自体すら危ぶまれたのであった。[8]

ともあれ、ポツダム宣言は、七月二六日トルーマン米大統領、チャーチル英首相と蔣介石中国総統（電報による了承）の連名をもって公表された。なおソ連は、日本と交戦していない、という理由で、事前の通報すら受けなかった[9]（対日参戦と同時に宣言に参加）。

宣言は、圧倒的な連合国の軍事力が日本の最終的破壊のために発動されようとしている事態を強調したあと、第六項以下で降伏条件として、「軍国主義の除去」（第六項）、「連合国軍による日本国領域内の諸地点の占領」（第七項）、「カイロ宣言に基づく日本領土の縮小」（第八項）、「日本軍の武装解除と復員」（第九項）、「戦争犯罪人の処罰と民主主義の確立」（第一〇項）、「賠償の支払と軍事産業の禁止」（第一一項）等をあげた。それは禁止的、懲罰的要素を主としつつも、同時に前進的、建設的要素をもふくむものであった。

そして第一二項において、「前記諸目的が達成せられ且日本国国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且責任ある政府が擁立せらるるに於ては連合国の占領軍は直ちに日本国より撤収せらるべし」と述べ、第一三項の「吾等は日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し且右行動に於ける同政府の誠意に付適当且充分なる保障を提供せんことを同政府に対し要求す、右以外の日本国の選択は迅速且完全なる壊滅あるのみとす」で終わっていた。

しかし、宣言発出の直前にイギリスの要請によって加えられた若干の修正は、対日占領の形態に注目すべき微妙な変化をもたらした。すなわち、アメリカ草案の第一、四、一〇、一三項における「日本国民」(Japanese people)が、前二者は「日本」に、後の二者では「日本国政府」(Government of Japan)に変更され、第七項の「日本国領土」(Japanese territory)が「日本国領域内の諸地点」(points in Japanese territory)と改められた。その結果、日本国政府が誠意をもって宣言の条項を守るかぎり、この条件を受諾した日本政府の継続が許容された、と解する余地が生まれた。さらに、無条件降伏を「全日本国軍隊」に限定し、連合国の占領範囲を限定的に表現したこととあいまって、直接軍政方式から間接統治方式への転換をはかったともみられた。[10]

イギリスの要請は、五月末に「初期の対日方針」の概要をアメリカ政府から内報されて以来、英外務省極東局や軍部で検討され、チャーチル首相も了解していた対日政策を反映していた。

すなわち、日本専門家のジョージ・サンソムによって起案され、七月一八日にワシントンへ伝達された英外務省覚書は「目的については同意だが、それを実現する手段には問題がある」という見地から、天皇および日本政府の権限を残して必要な改革を実施させること、連合国の負担を軽減するため、占領の長期化、全面化を避け、占領地域も「重要地点」(key points)だけにとどめることを勧告し、さらに日本の経済力を東南アジア地域の復興に利用するよう要望していた。[11] もっとも、天皇条項だけはまもなくアメリカに一任すべき問題として撤回されている。[12]

共同宣言案に対するイギリスの修正案は、七月二二日ポツダムで、チャーチル英首相から米大統領に交付され、トルーマンはほぼ全面的にこれを受け入れたが、国務省事務当局は、従来の政策とポツダム宣言の相違点を比較検討(表1-5)して、重要な争点を事務的な検討を経ず「安易」に改変してしまったことへの不満をかくさなかった。

表 1-5　国務省によるポツダム宣言の比較検討

事　項	ポツダム宣言	国務省の政策
無条件降伏	全日本軍隊の無条件降伏（13項）	日本の無条件降伏――政府および軍隊
連合国の法的権限	指定する日本の諸地点は占領される．それ以外の地点に対する権限は不明確（7項）	連合国は日本政府に代わって絶対的権限を行使する
日本政府	日本政府の地位は不明確だが，継続してある程度の機能を果たすことは確実（10項）	日本政府の全権限は連合国に移転し，統治機構は連合国の指令下で機能する
天皇	言及せず．しかし天皇の排除は規定されていないので，残留しうる	天皇は日本の無条件降伏に署名し，天皇の権限は連合国に移転し，自身は保護，隔離される
占領目的の達成責任	不明確．日本政府は連合国の要求を実施する責任を負うと推定される	占領軍が直接に実施する
占領軍の撤退	連合国の占領目的が達成され，平和的で責任ある政府が樹立されればただちに撤退（12項）	不明確

（注）"Comparison of the Proclamation of July 26, 1945 with the Policy of the Dept. of State," prepared by the Office of Far Eastern Affairs and considered at the Meeting of the Secretary's Staff Committee, July 30(*FRUS, Conference of Berlin,* II, pp. 1284-89).

こうしたイギリスの緩和的修正は、大戦終結後において予期されるアジアの政治的変動のなかで、中国や東南アジア等に残存する諸権益を堅実に防衛しようとするイギリスの現実的、保守的な立場を反映していた。

とくに反共戦略のうえからは、「強すぎる日本」と同じように「弱すぎる日本」の存在はイギリスの国益に合致しなかった。アメリカ以上に反日感情が強く、また日本軍国主義の復活防止に熱心であったイギリスが、グルー一派と呼応するかのように、大戦の末期になって天皇制の残置をふくむ比較的寛容な対日政策を主張するようになったのは、このように複合した動機に基づいていたのである。[13]

しかしながら、ポツダム宣言は、天皇制の存続に関しては、いかなる言及もないまま、日本に通告されることとなった。

二　黙殺から受諾へ

ポツダム宣言の内容を知った日本政府は、七月二七日の最高戦争指導会議および閣議で、外相の提案に従い、しばらく意思表示を避け、一方、対ソ交渉を進め、ソ連の出方を見きわめたうえ、措置をきめることに一致した。ところが、軍の一部の強い要求により、二八日の記者会見で宣言に触れた鈴木首相は、「政府としては（宣言が）何ら重大なる価値あるとは考えない、ただ黙殺するだけである。われわれは戦争完遂にあくまでも邁進するのみである」と述べたとして、三〇日の各新聞に報道された[14]。連合国側は鈴木談話の「黙殺」を、「無視」（ignore）または「拒否」（reject）と受けとった[15]。

八月六日の広島に対する原爆投下、九日のソ連の対日宣戦布告は、いずれも日本の受諾拒否を理由にかかげている。原爆投下とソ連の参戦は、さすがに日本政府に大きな衝撃を与えた。しかし九日の戦争指導会議では、阿南陸相、梅津参謀総長、豊田軍令部総長の強硬論と、鈴木首相、東郷外相、米内海相の受諾論が対立したまま、意見の一致をみなかった。陸相らの主張は、全員が一致していた「国体護持の確認」のほかに連合国軍の進駐を認めない、無条件降伏ではなく自発的撤兵にとどめる、戦犯は日本側で処置する、等の要求を付そうというのであった。最強硬の阿南陸相ですら、個人的には今や事態はポツダム宣言の受諾以外にありえないことを自覚していたが、あくまでも戦争継続を主張する中堅幕僚層の威嚇的主張を代弁せざるをえない立場に置かれていた[16]。同日夜半から一〇日未明（日本時間）にかけての御前会議でも対立は依然として平行線をたどり、ついに天皇の聖断によってポツダム宣言の受諾が決

定された。政府はただちにスエーデン、スイス政府を通じ、連合国に対し、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることの了解の下に帝国政府は右宣言を受諾す。帝国政府は右の了解に誤りなく貴国政府がその旨明確なる意思を速かに表示せられんことを切望す[17]」との留保付で受諾通告を送った。

東京放送でいちはやく日本政府の意図を知ったトルーマン大統領は、一〇日午前九時（ワシントン時間）からホワイトハウスに緊急会議を招集し、日本側の留保条件がポツダム宣言の無条件降伏要求に合致するか否かについて諮問した。

日本が「このような苦境に陥っても、なおも天皇制の保障を求めている」ことに感銘したスチムソンは、「現地における日本軍の武装解除を確実にするためにも、日本側の天皇制に関する申入れを受け入れるべきである[18]」と述べ、リーヒ提督も同調し、フォレスタルは中立であった[19]。しかしバーンズは、「原爆投下、ソ連参戦ののちに、なぜ日本に譲歩する必要があるのか[20]」と反論し、トルーマンはバーンズに回答文の起草を命じた。起草は極東局のバランタインやボートンらによって大急ぎで進められ、正午前には完成したが、「宣言と矛盾しない回答文を書くのは比較的容易[21]」だった。最終案は、「降伏の時より天皇及日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其必要と認むる措置を執る連合国最高司令官の制限の下[22]に置かるるものとす……日本国の最終的の形態は『ポツダム宣言』に遵ひ日本国国民の自由に表明する意思に依り決定せらるべきものとす」であり、同日夜ソ連をふくむ主要連合国に照会され、その同意を得て、八月一二日、日本政府へ伝達された。

回答は直接には日本が求めていた「国体護持」を保障していなかったが、スチムソンは天皇制の存続は「暗黙のうち」（implicit）に認められたと感じ、バーンズは日本の受諾を確信していた[23]。五月以来のグルーの執拗な努力は完全

には満たされなかったが、日本の将来における政治形態についてまったく触れていなかったSWNCC一五〇の線よりは前進していた。この意味で国務省の「日本派」は、ディーン・アチソンも認めたように、長い曲折のすえに勝利を獲得したのであった。[24]

一方、回答を受けた日本政府は最高戦争指導会議で審議したが、国体護持の可能性をめぐって再び意見が対立し、結局一四日の御前会議で天皇から「国体問題についていろいろ疑義があるとのことであるが、私はこの回答文の文意を通じて、先方は相当好意を持っているものと解釈する」[25]との見解が示されたのち、聖断によってポツダム宣言の無条件受諾が決定された。そして同日午後一一時受諾に関する詔書が発布（翌日正午放送）されたが、そのなかには「朕はここに国体を護持し得て忠良なる汝臣民の赤誠に信倚し」との部分があり、天皇制の存置は既定の事実として、国民に伝えられたのであった。[26]

三　日本の降伏

八月一〇日、日本政府のポツダム宣言受諾に関する照会に対し、アメリカおよび連合国はすでに記したような回答を送ると同時に、降伏手続を中心とする最終的検討を開始した。

とくにアメリカは手続的事項だけでなく、戦後日本に対する全般・個別政策を、ポツダム宣言に表明された原則に照らして調整する作業を実施しなければならなかった。予想以上に早く展開した局面に対応するため、迅速な決定が何よりも必要とされた。

つぎに、その要点と経過を箇条的に列挙してみる。

(1)　降伏文書[27] Instrument of Surrender

年頭以来SWNCCの手で準備されていたもので、(イ)ポツダム宣言受諾の確認、(ロ)日本国軍隊の無条件降伏、(ハ)一切の日本軍および日本国民の敵対行為の停止および軍用、非軍用財産の破壊防止、(ニ)一切の陸海軍軍人及び行政官庁官吏の最高司令官命令の遵守および離職制限、(ホ)天皇、日本政府およびその後継者によるポツダム宣言条項の履行確約、(ヘ)連合国捕虜および被抑留者の解放および保護、(ト)天皇および日本政府の国家統治の権限がポツダム宣言の条項実施のため、適当とみとめる措置をとる連合国最高司令官の制限の下に置かれる、ことなどを規定していた。

この降伏文書は、九月二日ミズーリ号上において、重光、梅津両全権によって署名された。[28] なお、天皇が日本政府および大本営に対し、天皇に代わって連合国最高司令官より提出された降伏文書に署名し、降伏文書および一般命令（後述）の一切の規定を誠実に履行すべきことを命じる詔書案 Proclamation by the Emperor of Japan もアメリカの手で準備され、河辺使節団（後述）に交付された。

(2)　一般命令第一号 General Order No. 1

やはり、一九四五年初めからSWNCCの手で準備されていたもので、一切の日本軍に対して、戦闘を停止し、武装を解除し、無条件降伏をなすべきことを命じ、各地域における日本軍の降伏すべき連合国軍がそれぞれ何国の軍であるかを規定し、さらに日本軍隊、軍事施設、捕虜、被抑留者に関する一切の情報提供を命じていた。問題になったのは、日本軍の降伏相手の地域的分担であった。事前に連合国との間に公式の討議が行なわれ

なかったため、アメリカ政府は八月一一日からカイロ宣言以下の関連文書を基礎として急拠一案を作製し、関係国と協議した（表1－6を参照）。各国とも、ほぼアメリカ案で満足したが、ソ連は八月一六日、千島列島の全部と北海道北半（釧路―留萌の線以北）の追加を要望した。すでにソ連が日本の分割占領を希望していることを察していたアメリカ政府は、一八日前者については容認し、後者は拒絶する旨回答した。[29]

降伏先の分担は、必ずしも占領地域の画定を意味せず、単なる停戦手続上の便宜手段にすぎなかったが、米ソ間の競合によって、実際には勢力範囲の分割と同じ効果をもつに至った。とくに朝鮮については、戦争中の合意により、四大国の信託統治→独立のコースが想定されていたにもかかわらず、三八度線を境とする南北朝鮮の対峙という思わぬ事態が固定化してしまった。[30]

(3) 連合国最高司令官 Supreme Commander for the Allied Powers の任命

日本本土の占領軍の構成について、アメリカは、戦争中の経緯から米、英、ソ、中の四大国の混成軍を想定し、さらに対日戦における貢献度の高さから、三国は「名目的兵力」(token force) にとどまり、アメリカが兵力の大部を拠出し、最高司令官を任命する権利を有する、と解していた。[31] 八月一二日アメリカ政府は他の三大国に対し、マッカーサー元帥を最高司令官に任命したい、と通報した。マッカーサーは当時アメリカ太平洋陸軍総司令官としてマニラで日本本土進攻作戦に備え待機中であり、その地位、経歴、声望等で早くから占領軍最高司令官として想定され、所要の準備も非公式に進められていた。

ソ連のモロトフ外相は八月一一日ハリマンソ連駐在アメリカ大使に対し、占領軍最高司令官をアメリカ人（マッカーサー）とソ連極東軍総司令官ワシレフスキー元帥の二本建てにしたいと申し入れていたところであったが、

表 1-6　日本軍の降伏相手先

相手国	8月14日の JCS 案*	最終決定
中国（蔣総統）	中国本土，台湾，北部仏印	左に同じ
ソ連（極東軍最高司令官）	満州，朝鮮（北緯38度線以北），樺太	満州，朝鮮（北緯38度線以北），樺太，千島列島**
イギリス（東南アジア方面連合国最高司令官）	アンダマン，ニコバル，ビルマ，タイ，南部仏印，マラヤ，ボルネオ，旧蘭印，ニューギニア，ビスマーク，ソロモン	アンダマン，ニコバル，ビルマ，タイ，南部仏印，マラヤ，旧蘭印，アンボン
オーストラリア（同陸軍最高司令官）	—	ボルネオ，英領ニューギニア，ビスマーク，ソロモン
アメリカ海軍（太平洋艦隊司令長官）	南洋群島，琉球，小笠原，その他の太平洋諸島	左に同じ
アメリカ陸軍（太平洋方面陸軍部隊総司令官）	日本本土，朝鮮（北緯38度線以南），フィリピン	左に同じ

（注）＊　本案（SWNCC 21/7）は8月15日アメリカ案として英，ソ，中各国へ送付された．

＊＊　8月14日の段階では千島列島の北半（オネコタン水道より北）はソ，南半は米と想定されていた．

表 1-7　統合参謀本部の対日占領兵力拠出計画（占領第2期）

（単位：師団数，（　）内は万人）

JWPC 文書番号	385/1	385/2	385/3	同修正案	385/5
日付（月日）	8.16	8.22	8.28	9.8	9.22
アメリカ	8 1/3 (31.5)	7 (26.5)	8 (31.5)	8 (31.5)	5 (21.0)
イギリス	5 (16.5)	4 (13.5)	4 (13.5)	2 (6.5)	1 (2.0)
中国	4 (13.0)	3 (9.0)	2 (6.0)	2 (6.0)	3 (4.5)
ソ連	6 (21.0)	5 (18.0)	5 (17.5)	2 (7.0)	1 (2.0)
計	23 1/3 (80.2)	19 (67.0)	19 (68.5)	14 (51.0)	10 (29.5)

（注）　日付はいずれも1945年．

ハリマンに峻拒され、やむをえずマッカーサーの任命に同意した。[32] かくて、八月一四日トルーマン大統領は正式にマッカーサーを連合国最高司令官に任命し、同時にその任務に関する指令を与えた。[33] ついでアメリカ政府はスイス政府を通じ日本政府に対し、マッカーサー元帥が降伏の受理およびその実施のため連合国最高司令官に任命され、正式降伏の時、場所、その他の細部については、今後最高司令官から直接日本政府に連絡するむね通告した。なおソ連は北海道の占領を拒否されたため、実益の乏しい兵力拠出のための占領には参加せず、中国は名古屋地区を割り当てられていたが、内戦のため兵力派遣の余裕がなく中止し、イギリスは中国地方の占領にオーストラリア軍を参加させた。[34]

(4) 河辺使節団のマニラ派遣[35]

八月一六日マッカーサー元帥は、日本政府に対し、降伏条件を遂行するために必要な諸要求を受理するための特使をマニラに派遣するよう要求してきた。その結果、参謀次長河辺虎四郎陸軍中将以下、陸・海軍、外務省の随員一三名をふくむ一行が一九日木更津飛行場を出発、沖縄で米軍機に乗り換えて同日夕方マニラに到着、主としてアメリカ軍の日本本土進駐および日本軍の武装解除手続について会談し、さらに日本政府に伝達すべき天皇の詔書、降伏文書および一般命令第一号を受領して二一日帰京した。

(5) 「降伏後における米国の初期の対日方針」の改定（後述）

(6) 連合国の対日管理機構

すでに一九四四年末からSWNCC等で検討が進められ、連合国最高司令官の助言機関として三大国（ソ連参戦の場合は四大国）を構成員とする極東高等委員会 the Far East High Commission または極東諮問委員会 the Far East Advisory Commission（略称FEAC）の設立が考慮されていた。

一九四五年五月ドイツの降伏後、ドイツ統治のために設立された米、英、仏、ソ、四カ国の管理理事会が、主として米ソ間の対立のため十分に機能しないことを経験したアメリカは、その教訓から、対日管理はあくまでアメリカの単独責任で実施し、他の連合国には助言的役割しか与えないこと、また分割占領は避ける方針を固めた。[36] そして、八月二一日、アメリカは米、英、ソ、中の四カ国を構成員とするFEACの設置案を正式に提議した。しかし、ソ連およびイギリスはただちにはアメリカ案に同意せず、曲折を経て対日管理機構について合意が成立したのは、同年一二月に至ってであった。その過程についてはのちに記す。

四　「初期の対日方針」の改定

日本降伏の日をはさんだ約一〇日間、SWNCCは、「初期の対日方針」の改定作業に追われた。日本の降伏が予期以上に早かったため、対日占領政策の基本を律するこの政策文書はいまだに検討段階にあり、とくに経済政策の部分は改革の規模と性格をめぐる専門家レベルの見解が一致しないまま停滞していた。つぎにポツダム宣言の発出により、すべての政策文書を同宣言で表明された原則に照らして再調整する必要があった。しかも八月下旬に予定されたマッカーサー軍の日本本土進駐に間に合わせるため、二方向からの要請を満たす作業は、拙速に傾かざるをえなかった。八月一一、一二両日の第二〇、二一回SWNCC会議は、六月に極東小委員会（SFE）がまとめたSWNCC―一五〇を検討し、前記の趣旨による若干の手直しを経て一五〇／二となったが、マックロイ陸軍次官補は、全面的

な書き直しが必要である、と強調し、非公式の修正作業は、マックロイを中心とするSWNCC代表の手に委ねられた。[37] SFEがこの作業から除外されたのは、何よりも時間節約のためであったが、ドーマンら日本派との論争を避ける含みもあったといわれている。[38]

こうして大幅に書き改められた「初期の対日方針」（SWNCC—一五〇／三）は、八月二二日の非公式SWNCC会合で合意されたのちJCSへ回付され、二三、二四日のSFE会議でSFE—一〇七として紹介された。[39] しかし、SFEが起草者 draftsmanship になるという形式をとりながら、一切の修正を許さず、無条件の承認が求められたことに対して、メンバーの間から不満の声が起こった。[40] しかし討議の結果、SWNCC案は無修正で承認され、八月三一日のSWNCC第二二回会議で、JCSの要望による部分的修正を加え一五〇／四として採択された。[41] この間の二九日、JCSはマッカーサー元帥に対し、要旨を内報している。

ところでSWNCC—一五〇／三は、一五〇／二に比して構成的にも全面的な書き直しに近い大きな変化があり、しかも限られた上層部メンバーの間で非公式に修文されただけに、その意図について種々の憶測を生んできた。ドーマンは、「日本政府機構のより大幅な利用」[42]のための改定である、という公式説明に満足せず、グルーの引退（八月一六日）を契機としてヴィンセントらの中国派が日本派を抑え、対日政策を厳格な方向へ旋回させるために企てた陰謀がひそんでいた、と非難した。[43]

たしかに表1-8で明らかなように、当初のSFE案（SWNCC—一五〇）と最終の一五〇／四Aを比較すると、硬軟とりまぜつつも全体として後者のほうがより厳格性を増しているという印象はぬぐえない。しかし、時間切れのため、討議不足のまま追加された諸項目（とくに経済政策）が後者に多いことを差引きすれば、マックロイらの修正

作業は、ポツダム宣言の原則に対応する間接統治方式への転換にともなう手直しを主旨とした、といえそうである。陸軍省代表が主導権をとったのも、占領開始を目前にしてマッカーサー軍に対する指令を早急に送る必要性に迫られていたため、と解される。

しかし、短時日で必要事項の内容すべてを網羅するのは困難であることが判明したので、とりあえずの大綱を大統領指令として伝達し、あらためてJCSから具体的な指針としての細目を盛り込んだ指令を追加的に発することとなった。これが一一月一日付で承認され、三日にJCSからマッカーサー元帥あてに送られた「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（JCS—一三八〇／一五、以後「初期の基本的指令」と略称する）である。

この意味で「初期の基本的指令」は「初期の対日方針」の延長線上に位置し、両者の差異は、ポツダム宣言を境とする「初期の対日方針」における変化ほど顕著ではない。それだけに、中国派の日本派に対する巻返しの神話が結びつく余地もでたのであるが、[44] 一応、表1-8によって、重要な変更部分を比較してみよう。

当初案と最終指令を比較して厳格化したとみられる諸点は、主として経済政策面に集中している。しかし、財閥等の独占体解体、経済パージは、当初案の抽象的原則をパラフレーズしたにすぎない、とも思われ、実際にイギリスは当初案を示されたときに、こうした解釈を下していた。[45] また経済統制や救済計画面における放任ないし自力更生的基調への変化は、統治方式の転換にともなう必然と考えることもできよう。

おそらく、関係者の間でもっとも論議の的になったのは、「民主主義勢力の助長」に当たって、占領政策に反しない限度で、「日本国国民又は日本国政府が其の反対者抑圧のため実力を行使する」（傍点筆者）のが容認された点であ

表 1-8 「初期の対日方針」の変化

比較項目	SWNCC 150	SWNCC 150/4A
統治方式	○軍政	間接統治
占領の段階	3段階	——
天皇制	——	国民の自由選択
連合国の権限	——	アメリカの決定的地位
非軍事化	○永久的非武装と非軍事化	陸海空軍の武装解除
実力の行使	——	○部分的に容認
経済民主化	所有権，経営権，経済体制の指導権の広範な分散	○財閥解体，経済パージ
日本人の生活水準	○近隣諸国の水準を超えない	——
救済計画	最低限度の保障	○自力更生
経済統制	○占領終了後も継続	——

(注) (1) ○は日本側からみて厳格な事項.
(2) ——は特に言及されていないことを示す.

った。

この場合、実力行使の対象が右翼あるいは左翼勢力のいずれを想定しているかについてさまざまな憶測を生む余地が生じ、SFEの席上では二つの推論が対立した。[46] とくに占領の実施責任を負ったSCAPはこの不明瞭な指令を受けて困惑したが、結果的には、左右両翼を問わず、民衆の民主化運動に対して中立的、放任的な態度で臨む方針をとった。[47]

もし、SWNCCが、民主化過程における日本国民の「百家争鳴」的盛りあがりを引き出すため、意図的に挿入した条項だったとすれば、その後の実状と照合して目的は一応達せられたといえよう。

一方、大統領指令の修正作業と平行して国務、陸軍、海軍の三省は、八月下旬ごろから、より具体的な細目を規定した「初期の基本的指令」の起草に入っていた。[48] とくに、前年のCAC—二二二（PWC—二九六b）段階からおくれがちであった「経済」（第二部）および「財政」

（第三部）に重点が指向された。起草の中心となったのは、E・M・マーチンを責任者とする国務省内の経済専門家によって編成された「部局間対日経済政策委員会」（Interdivisional Committee on Economic Policy toward Japan）であり、国務、陸軍、海軍、財務四省の専門家から成る臨時委員会の討議を経てSFEおよびSWNCCへ提出された。メンバーの多くは進歩的ニューディーラーで占められ、とくに国務省商品課、労働関係課、財務省は、経済民主化の推進を強調していたが、上層部の保守派および日本派によって阻止されがちであった。たとえば商品課は「労働、産業、農業における民主的組織の拡大が不十分」と不平を述べ、労働関係課は、団体交渉権 collective bargaining の保障を明示すべし、と主張して容れられなかった。[49] もっとも強い不満を抱いたのは、モーゲンソーの去ったのちホワイトが主導していた財務省で、経済統制、パージ、財閥解体等について、より強力な規定を加えるよう主張しながらも、国務省に巣食う「政治的官僚たち」[50]を説得できそうもない、と歎いていた。

かくて、「初期の基本的指令」の経済政策は、農地改革を削除し、労働改革の規模を大幅に緩和するなど、各所でかなりの後退を強いられたものの、進歩的経済専門家の主張も「初期の対日方針」と矛盾しない範囲で反映され、対独政策との均衡をも考慮した政策文書として完成した。

(1) Stimson and Bundy, *op. cit.*, pp. 620-24; *FRUS, Conference of Berlin*, I, pp. 888-92.
(2) Grew, *op. cit.*, II, p. 1522.
(3) グルーによると、ポツダム宣言の原案は五月末大統領に提出したものとほとんど同じであったという（Grew, *op. cit.*, pp. 1422-23, 1428-34.）。しかし、合衆国外交関係文書は、グルーが七月六日バーンズに渡したのと同じものと推定される宣言案を掲載し、これは五月の国務省案ではなく、七月二日の陸軍省案を基礎として若干の修正を加えてある旨、注釈している。この間の関係は明瞭を欠くが、陸軍省案もドーマンらがSWNCCで準備したものに由来していて、出所は同一であっ

たと推定される。

なお、第一二項の天皇条項は七月六日の段階では「(その政治形態)は、現在の皇室の下での立憲君主制を含みうる」(this may include a constitutional monarchy under the present dynasty) となっていた (*FRUS, Conference of Berlin*, I, p. 888-94, 897-99.)。

ポツダム宣言の起草者および起草過程をめぐる論争については、竹前前掲書、一二〇、一三七、一三八ページ、天川前掲論文、一五二—五七ページを参照。

(4) このメモの要旨は次のとおりである。

(1) 天皇制は廃止し、天皇は戦争裁判にかけられるべきである。

(2) 「無条件降伏」の原則に違反する。世論を刺激し、対独政策との不均衡をもたらす。

(3) 結論として共同宣言の発出に反対する。

FRUS, Conference of Berlin, I, pp. 895-97; Dean G. Acheson, *Present at the Creation* (N. Y., 1969), p. 162.

(5) *FRUS, ibid.*, pp. 900-01, SC Minutes, July 7, 1945 (Notter Papers).

(6) Byrnes, *op. cit.*, p. 204; Hull, *op. cit.*, p. 1594; *FRUS, Conference of Berlin*, II, pp. 1267-68. ハルは降伏勧告が失敗した場合の国内における政治的反発を懸念した。

(7) 七月一八日リーヒ大統領付幕僚長は、第一二項は誤解されるおそれがある、という理由で問題の個所の削除と、のちに八月一〇日の日本側照会に対して出されたアメリカ回答とほぼ同趣旨の修正案を提案し、スチムソンも一応同意した (*FRUS, Conference of Berlin*, II, pp. 1268-72.)。

(8) Grew, *op. cit.*, p. 1425; Leahy, *op. cit.*, p. 434, なおスチムソンのトルーマンに対する影響力を否定する見解もある (Charles L. Mee, Jr., *Meeting at Potsdam*, N. Y., 1975, p. 155)。

七月一七日バーンズはスチムソンに、大統領と一致した見解として、共同宣言の早期発出には反対である、と伝え、本国のグルーを通じてハルに延期決定を伝達している。しかし、二三日までにトルーマンは問題の個所を削除し、天皇制にはまったく触れない内容の共同宣言を発する決断に達した。その原因ははっきりしないが、原爆の対日使用日程が確実（八月三日以降爆撃可能）となったのが最大の誘因であったと思われる。それは二四日朝スチムソンから予定日の報告を聞いて、「これこそ私が欲していたことできわめて喜ばしい。これで対日警告の手がかりができた」と語った言葉に示されていると同時に、スチムソンとバーンズに挟まれたトルーマンの微妙な心境が窺われる。また二一日海軍情報部のザカライアス大佐によって行なわれた対日降伏呼びかけ放送が新聞に大々的に報道され、共同宣言発出の尊が高まったことも一因になっているかもしれない。

なお、スチムソンは、二四日大統領との会談で、天皇条項の削除はやむをえないとしても、天皇制存置の趣旨を外交チャネルを通じて非公式に日本へ伝えるべきである、と進言している (*FRUS, Conference of Berlin*, II, pp. 1266-67, 1272.)。かくて、七月二四日、共同宣言の最終案はチャーチル英首相と蔣介石中国総統に回付され同意を得た。中国はほぼ原案のまま了承したが、イギリスは数カ所の修正を求め、全部採用された。

(9) 当初はソ連も共同宣言の当事者として予定されていたが、七月二三～二四日の段階でアメリカの判断により除外された (*FRUS, Conference of Berlin*, II, pp. 1275-76.)。

モロトフ・ソ連外相は事前相談を受けなかったことに対し、バーンズに苦情を述べたが、原爆実験の成功で強気になっていたバーンズは受けつけなかった。ファイスはソ連と協議していたら、共同宣言の発出はおくれたであろう、と述べている (Feis, *Contest over Japan*, pp. 14-15.)。

(10) なおチャーチル英首相は当初、宣言は米英両国だけによって発出すれば十分と考えていた (Rowan to Dixon, F 4767/G, July 23, 1945, British Public Record Office.)。なかでも第一〇項はアメリカ草案の「…日本国国民の間における民主的傾向は支持され且強化されるべし」が「…日本国政府は日本国国民の間における民主的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし」に改められた。第一三項の場合は、無条件降伏の要求対象が七月二日のスチムソン案における「日本における責任当局」から国務省案の「日本国国民および日本における責任当局」を経て最終的に「日本国政府」と三転している (*FRUS, Conference of Berlin*, II, pp. 897, 1275-83; Memorandum, Stimson to the President, July 16, 1945, Stimson MSS.; Sir L. Woodward, *British Foreign Policy in the Second World War*, London, 1962, p. 570; 天川前掲論文、一五四—五五ページ、一九七四年三月二八日、ボートン博士の筆者への談話、大蔵省資料Z一〇七—一三)。

(11) "Treatment of Japan after Defeat", Memo for the Far Eastern Committee, Aug. 9, 1945, F5090/364/23; Foreign Office to Washington (Balfour), July 18, 1945, No. 7570, British Public Record Office.

(12) Foreign Office to Washington (Balfour), July 29, 1945, No. 7949, British Public Record Office.
(13) Iriye, *op. cit.*, pp. 87–88. 細谷前掲論文。
(14) 『朝日』『毎日』『読売』等各新聞。
(15) Herbert Feis, *Japan Subdued* (Princeton, 1961), p. 98.
(16) 藤田尚徳『侍従長の回想』、一九六一年、一二八ページ。
(17) 外務省編『日本外交年表竝主要文書』下、一九六五年、六三二ページ。
(18) Stimson and Bundy, *op. cit.*, p. 627.
(19) Truman, *op. cit.*, p. 428; Leahy, *op. cit.*, p. 434; Stimson Diary, Aug. 10, 1945.
(20) Byrnes, *op. cit.*, p. 209.
(21) Borton, *op. cit.*, p. 26.
(22) 原文の "subject to ...." は本来「従属する」と訳されるべきであったが、主戦論者を刺激するのをおそれた外務省は故意に、このような意訳を行なって政府に提出した（信夫清三郎『戦後日本政治史―一九四五～一九五二―』第一巻、一九六五年、一一二ページ）。
(23) Stimson and Bundy, *op. cit.*, p. 627; Byrnes *op. cit.*, p. 209.
(24) Acheson, *op. cit.*, p. 162.
(25) 下村海南『終戦記』、一九四八年、一五一ページ。
(26) アメリカの「日本派」が、日本国民は自由意思によって天皇制の維持を選択するだろう、と確信していたのに対し、日本の指導層は必ずしも楽観的ではなかった。終戦放送と前後して開かれた枢密院会議でも、見通しは分かれた。この点については、信夫前掲書、第一巻、一一七―一八ページ、深井英五『枢密院重要議事覚書』、一九五三年、四三一ページ、を参照。
(27) SWNCC―二一シリーズ（降伏文書、天皇の詔書、一般命令、連合国最高司令官への指令等を一括）の改定過程については、*FRUS 1945*, VI, pp. 498–515, 521–29, 592–609, 634–39, 644–50, を参照。なお、最終改定のSWNCC―二一／八は、八月一七日トルーマン大統領によって承認された。
(28) 八月一一日、イギリス政府は、天皇の署名は要求しないほうが日本軍の武装解除を促進するだろう、と勧告し、アメリカ政府も受け入れた（*FRUS 1945*, VI, pp. 628, 634; Woodward, *op. cit.*, pp. 571–72.）。
(29) この間の経緯については、Feis, *Contest over Japan*, pp. 18–20; Truman, *op. cit.*, p. 441; *FRUS 1945*, VI, pp. 667–68, 670, を参照。

(30) 八月一一～一五日の間に、JCSは事態の急速な展開に対応するため、国務省と協議しながら、アジア大陸要点に対するアメリカ軍の急速な展開を指令した。朝鮮については、ソ連が対日参戦と同時に朝鮮へ侵入し短時日のうちに全朝鮮を席巻することが予想された（八月一〇日北朝鮮東北端上陸、二四日平壌進駐）。もっとも近いアメリカ軍は沖縄の第二四軍団であったが、準備不足のため急速な展開は困難であり、ポツダム会談で米ソ両国の海上作戦における境界線として合意された四〇度線よりさらに南側の三八度線で半島をほぼ半分割するのが精一杯、と判断された。八月一一日に三八度線による分割を陸軍参謀本部でボーンスティール大佐とともに発案した国務省出身のディーン・ラスク大佐は、ソ連が受諾したのは意外であった、と回想している（*FRUS 1945*, VI, p. 1039; Kolko, *op. cit.*, pp. 601–04.）。八月一四日のJCS会議では、アメリカ政府の対朝鮮政策の欠如が指摘されたのち、将来四大国の分割占領という事態もありうる、としてとりあえずの二分が了承され、同時に京城へできるだけ早く進駐する方針も決定された。また、ソ連の満州、華北方面への進出を牽制するため、中国軍の武装解除支援の名目で海兵隊一個師団の天津地区派遣も指令され、大連占領も可能ならば実施されるべきである、とされた（*FRUS 1945*, VI, pp. 657–58; Soon-sung Cho, *Korea in World Politics 1940–1950*, Berkeley, 1967, pp.47–53.）。
(31) SWNCCは八月一一日に承認（大統領の承認は一八日）した「日本敗北後における本土占領軍の国別構成」（SWNCC―七〇／五）のなかで、他の連合国の占領参加は望ましいが「アメリカは占領軍のなかで主導的発言権 Controlling Voice を行使」し「最高司令官を任命」すべきであり、さらに国別の分割占領は回避されねばならない、と結論していた（*FRUS 1945*, VI, pp. 603–04.）。この基本態度は前年のFEACおよびPWCの審議（CAC―八〇、PWC―一一一）の段階からほぼ一貫していたのであるが、一九四五年五月からSFEとJCSの間で、SWNCC―七〇シリーズの検討が進められた段階で、占領兵力負担の軽減を重視したJCSは一時、他の連合国に多数兵力の拠出を求める代わりに、ドイツと同じように、アメリカとほぼ同等の発言権を認める方向に傾いた。すなわち、八月一六日付で統参戦後委員会が作成したプラン（JWPC 385/1）では、占領第二期の占領軍構成を計二三個師団のうち米八・五、ソ六個師団と割り当て、補給上の理由から北海道・東北地区をソ連の占領区域とするなど、日本全土をブロック別に占領し、第三期には四カ国の管理理事会によって

統治することを想定していた。しかし、一八日の大統領決定でこうした分割統治構想は否定され、JWPCは計画を逐次後退させて、他国の拠出兵力を減少し、九月一八日の改定案では、アメリカ軍が単独で過半数を占めることとされた（JCS file Z 733-2）。なお、この間の詳細については入江昭「日米関係の源流」（『中央公論』一九七五年六月号）、五百旗頭真「米国における対日占領政策の形成過程」(一)、(二)『国際法外交雑誌』第七四巻第三、四号（一九七五年）参照。

(32) Feis, *Contest over Japan*, p. 16.

(33) *FRUS 1945*, VI, pp. 647-48.

(34) アメリカが想定していたアメリカ軍以外の連合軍進駐兵力は、英、中、ソからそれぞれ二・五～五万であった（Marshall to MacArthur, Sept. 26, 1945）が、結局ソ連、中国は辞退し一九四六年二月以降オーストラリア軍のノースコット中将が指揮するイギリス連邦軍（英、豪、ニュージーランド混成）約三万六千が進駐した。

(35) 鈴木九万監修『日本外交史』第二六巻、一九七三年、九一～二ページ参照。

(36) Feis, *Contest over Japan*, pp. 7-8, Truman, *op. cit.*, p. 432.

なお、FEACに関する討議過程（SWNCC一六五シリーズ）については *FRUS 1945*, VI, pp. 518-21, 529-35, 549 679-80, 683-85. を参照。

(37) 六月のSWNCC一五〇をSFEが修正した一五〇／一が八月一一日、一五〇／二が一二日にそれぞれSWNCC会議へ提出され、審議された。この間の修正は、直接軍政と占領の三段階区分が変更された程度で、そのほかは構成、内容ともに、ほぼ一五〇を踏襲している（SWNCC150, 150/1, 150/2, JCS file; SWNCC Minutes, Aug. 11, 12; SWNCC Memo Aug. 13; SFE Minutes, Aug. 20, 1945; Letter from McCloy to Author dated June 7, 1974.）。

(38) 一九七四年三月二八日、筆者のボートン博士からのヒアリング（大蔵省資料Z一〇七一二三）。ボートンは、ブレークスリーが、マックロイとともに修正作業に参加したと推定している。

(39) SWNCC Memo, Aug. 22; SFE Minutes, Aug. 23, 24, 1945.

(40) 八月二四日のSFE会議でマーチン、デニソン海軍大佐らは、修正点をフールして準備していたところ、SWNCCよりSFE一〇七として無修正条件付で天下り的な採択を求められたことに反発した（SFE Minutes, Aug. 24, 1945.）。

(41) 八月三一日のSWNCC会議では、JCSより、(1)元陸海軍軍人を教職から追放するのは範囲が広範にすぎるので、元陸海軍の職業将校 Career Officer に限定する、(2)信教の自由を保証することが、超国家主義者、軍国主義運動のかくれみのに利用されないよう追加規定する、(3)個人の自由と民主的過程の奨励が、日本人に無法行為や大衆暴力をふくむと誤解されないよう追加規定する、の三点が要望され、(1)、(2)は承認されたが、(3)はマックロイによって拒否された（SWNCC Minutes, Aug. 31; JCS Memo on JCS 1380/3, Aug. 29, 1945.）。

前記の修正によって、SWNCC一五〇／三は一五〇／四（JCS一三八〇／六）と変わった。

なお、本文書は九月六日大統領の承認を受けたが、九月二一日のSWNCC会議でさらに日本の輸出条件に関する軽微な修正が加えられた結果、最終的に一五〇／四Aとして確定した（SWNCC Minutes, Sept. 21, 1945.）。

(42) SFE Minutes, Aug. 21, 1945.

(43) ドーマンは、IPRの公聴会における証言で、八月二九日（三一日の思いちがいか――筆者注）のSWNCC決定と九月二二日に公表された政終指令との間に経済政策の変更があり、この間に、財閥解体や経済パージが追加されたこと、変更は、グルーにつづくドーマンの辞任（八月三一日）によってSFE議長に就任（九月一日）したヴィンセントおよび中国派の策謀によるものであった、と陳述した（*IPR Hearings, op. cit.*, p. 717.）。これに対しヴィンセントは、ドーマンのいう変更は、ドーマンがSFEに在任していた八月中旬になされたものである、と反論した（*ibid.* pp. 1862, 1872.）。この論争は、八月一二～二二日におけるSWNCC一五〇／三の修文過程を指していると思われるが、記録によるかぎり、ドーマンは八月三一日のSWNCC会議にも列席しており、前記の陳述は彼の中国派に対する錯誤あるいは中傷意図に発したものと認められる。

(44) Latham, *op. cit.*, p. 267. 竹前前掲書、一二四～二五ページ。

(45) SWNCC一五〇を五月二九日に内示されたイギリス政府は、八月一日付で一般的な了承を与えるとともに、この部分については「多分財閥の解体を意味し、おそらく政地改革をふくむものと解する」と注釈した（*FRUS 1945*, VI, p. 582.）。

(46) 八月二四日のSFE会議で、この点についてドーマンは、占領目的に適合するなら反動グループ Reactionary Group の反対運動があっても政府形態の変更が容認されるもの、と解釈（暗に左翼政権の成立を予期した）したのに対し、ローリー将軍（陸軍）は、アメリカの国策として共産党の暴力を容認することはできない、と論じた（SFE Minutes, Aug. 24, 1945.）。

本条項が入った真意は不明であるが、ボートンによると、共和党右派の保守派とみなされていたマッカーサーが、指令に

盛られた民主的改革を実施するかどうかに不安があったので、その歯止めとして考慮された、という（前掲ボートン博士からのヒアリング）。なおマックロイ陸軍次官補は、この条項の挿入に熱心であり、JCSの反対を押し切って「初期の基本的指令」にも入れさせている（SWNCC Minutes, Sept. 21, 1945.）。

(47) Courtney Whitney, *MacArthur: His Rendezvous with History* (N. Y., 1956), pp. 246–47.

(48) 日本が降伏した八月までは二本の政策文書として別個に審議されてきたSWNCC一一五〇と同五二（「降伏前の日本本土における軍政に関する基本的指令」）は、JSC段階では一三八〇に合流した。すなわち、SWNCC一五二（一九四五年三月一三日）は五二／一／D（三月二三日）、五二／二（八月二六日）、五二／三（九月一九日）を経て五二／四（九月二一日）でJCS一三八〇／九として合流した。五二／七は一三八〇／一五に対応する（"Summary of Actions and Decisions of SWNCC," Nov. 1, 1946.）。

(49) Memo, Hadley (CD) to Martin, July 7, 1945; Memo, Sullivan (LRD) to Mulliken, Aug. 28, 1945.

(50) Memo, White to Vinson (Secretary of Treasury), Aug. 28, 1945.

第二章　一九四五年後半期の占領政策

第一節　日本占領の開始

一　日本進駐

一九四五年八月三〇日午後二時、連合国最高司令官マッカーサー元帥は、沖縄から飛来したC―54輸送機バターン号で厚木飛行場に降りたち、その後七年に近い連合軍の日本占領が始まった。

マッカーサーは、同年一一月および翌年三月に予定されていた本土進攻作戦（ダウンフォール作戦）の総司令官として予定され、六月からフィリピン、沖縄で隷下部隊に対し侵攻準備のための集結訓練を開始していた。同時に、マッカーサー軍には五月九日付で占領予定地域に対する軍政の実施責任が与えられたので、ワシントンと連絡をとりながら、必要な準備に着手した。

とくに五月ごろから日本の「急激な崩壊または降伏」の可能性が見えてきたので、こうした事態に備えた平和進駐

および軍政計画が「ブラックリスト」作戦(Operation Blacklist)の秘匿名で至急に検討された。第一次案は七月一六日に完成して、二三日グアム島の高級指揮官会議に提出され、海軍が作成した「キャンパス」計画(Campus Plan)と照合したのち、八月八日最終案が概成し、一一日に統合参謀本部（JCS）から認可された。

陸海軍の対抗意識がはたらいて、「キャンパス」計画は海軍の一番乗りを想定していたが、マッカーサーは日本軍のレジスタンスに対抗するためには陸軍だけが適格であるとして猛反対し、困惑したJCSは、陸軍を占領の主体とし、海軍がそれを海上から支援する形で同時に日本本土へ到着する、という妥協策で解決した。

「ブラックリスト」作戦は、直接軍政を当然の前提としつつも「最大限かつ慎重に既存の日本政府および軍の機構を利用する」と規定し、たとえ天皇の降伏命令が出ても、日本側の非協力ないしゲリラ的抵抗が継続する事態を予期して、十分な準備期間をかけ、可能なかぎりの大兵力（約五六万）をもって本土各地に進駐しようとする構想であった。[1]

八月九日、ソ連の参戦と長崎に対する原爆投下が伝えられ、マッカーサーは日本の降伏が切迫しているむね隷下の第六、第八軍以下の各部隊に警報し、所要の準備に着手するよう下令したが、一五日、日本の正式降伏と連合国最高司令官への任命を通報されると、ただちに「ブラックリスト」作戦を発動した。

こうしたアメリカ側の準備計画を知らなかった日本政府は、ポツダム宣言を受諾した直後の一六日にスイス政府を通じて、アメリカ政府に進駐日時の事前通報や自主的武装解除、早期復員等とともに、「日本国領域内の占領地点の数を最小限にとどめ、かつその選択に当たり、たとえば東京を除外し、また派駐兵力も象徴的程度にとどめられたし」[2]との希望を打電した。この希望について意見を求められたマッカーサーは、ポツダム宣言に違反する「甘やかされた日本の要請」は峻拒すべきであるとの意見をJCSに送っているが、直接日本政府には回答がなかった。[3]

日本政府は、このほかにもアメリカ軍の進駐開始までの約半月間に、マニラのマッカーサーにあてて各種の希望を申し送っているが、大部分は無視され、回答を得るに至らなかった。[4]

八月一九、二〇の両日、マニラに飛来した河辺使節団とサザーランド参謀長の間で進駐要領が協定され、アメリカ軍は先遣隊の厚木着陸を二三日に希望したが、日本側の要請で二六日と決まり、以後ひきつづく日本本土各地への進駐予定計画が明らかにされた。[5]

厚木では降伏命令に服さない海軍航空隊の一部が反乱を起こしたが、二二～二三日までに鎮定され、台風による悪天候で、当初計画より二日おくれて先遣隊の一五〇人（指揮官テンチ大佐）が二八日朝厚木飛行場へ着陸した。ついで三〇日に第一一空挺師団の主力、第八軍司令官アイケルバーガー中将、マッカーサー元帥と幕僚が到着、夕方までに司令部を横浜税関ビルに開設し、幹部将校はニューグランドホテルに宿泊した。この日、アメリカ海軍部隊も東京湾および横須賀に進駐し、三一日以降、海路により占領軍主力が横浜、館山、鹿屋等に続々と上陸、進駐した。

これに対し日本政府は、占領軍との渉外に応じるため、八月二六日付で終戦連絡中央事務局（長官岡崎勝男）を設置し、横浜（二二日）、厚木（二四日）、館山（三〇日）、鹿屋（三〇日）に連合軍受入設営委員会をそれぞれ置いた。なお横浜委員会は、三〇日付で横浜終戦連絡委員会（長、鈴木九万公使）に改組されて、SCAPとの連絡を担当した。

鈴木公使は政府から、SCAPを横浜にとどめ、東京に進駐させないよう交渉すること、および占領軍が軍票を使用しないよう要請することを訓令されていたので、三〇日マッカーサー元帥以下に挨拶したのち、この旨を申し入れ

た。しかし九月二日、ミズリー号上の降伏調印が終わったあと、マーシャル参謀副長は鈴木を呼んで、SCAPおよび部隊の東京移駐を申し渡し、関連した要求事項を手交した。[6]

そして九月八日マッカーサーは東京のアメリカ大使館に移転し、SCAP司令部要員は一七日から日比谷の第一生命ビルで執務を開始した。東京地区は横浜に司令部を置く第八軍隷下の第一騎兵師団によって占領された。アメリカ軍の本土各地に対する進駐は九月から一〇月にかけてひきつづき継続され、一段落した一〇月末には、その総兵力は四〇万を越えていた。すなわち、第八軍は近畿以東の東日本および北日本を担当し、第六軍（司令官クルーガー中将）は京都に司令部を置き、四国、九州をふくむ西日本を担当した。[7]

また三八度線以南の朝鮮に対しては、九月八日沖縄の第二四軍団（ホッジ中将）が仁川に上陸し、翌日京城（ソウル）に進駐した。[8]

その後日本の治安状態が予想以上に良好であることが判明したので、除隊復員者の帰国に伴って占領兵力は逐次減少し、一二月末には第六軍が解散して、日本全土は第八軍だけによって占領されることになり、兵力も一九四六年に入ると二〇万弱となった。

二　太平洋陸軍の軍政計画

降伏直後の日本にとって最大の関心事の一つは、占領軍がドイツの先例のように、軍政要員による直接統治方式をとるか、日本政府を通じる間接統治方式を許容するか否か、であった。また、後者の場合でも、占領軍の干渉程度によって、被占領国の受ける影響は実質的にかなり差異が生じると考えられた。

この点については、SCAPも日本へ進駐を開始する時点では必ずしも明確な結論に達しておらず、一応「ゆるやかな直接軍政」[9]（Passive-Type Military Government）の形態を想定していた。

その理由として、第一に、ワシントンにおける対日政策の形成が、事態の急速な展開に追いつけず、占領政策の基本を規定し、間接統治方式の採用をふくんだ「降伏後におけるアメリカの初期の対日方針」の概要がマッカーサーに通報されたのは八月二九日になったこと、第二に、降伏後における日本政府の統治能力が弱化して、一部の不服従ないしゲリラ的抵抗等の事態が予想されたことがあげられ、マッカーサー元帥の権限に関する大統領指令（九月六日付）も、間接統治方式を指示しつつも「……必要があれば直接に行動する貴官の権利を妨げるものではない」[10]と、マッカーサーの裁量権を認めていた。

しかし、間接統治方式の採用は、SCAPにとっても望ましい方向であった。予想以上に早かった日本の降伏により、マニラの太平洋陸軍司令部（USAFPAC）における軍政計画の準備は着手されたばかりで、急速に需要を満たすには多大の困難が予見されたからである。

AFPACのなかに日本および朝鮮の軍政を担当するマッカーサー元帥直属の軍政局 Military Government Section が創設されたのは、終戦一〇日前の八月五日であったが、局長予定者のウイリアム・E・クリスト准将 Brig. Gen. William E. Crist（前沖縄地区軍政副部長）は、軍政計画の打ち合せと人員調達のためアメリカ本国に出張中で、二〇日ごろに帰任するまでは、代理のカール・E・エリクソン中佐の下にフィリピン軍政班から移った将校数名がいたにすぎなかった。[11]

図 2-1　アメリカ太平洋陸軍軍政局の組織（1945年9月ごろ）

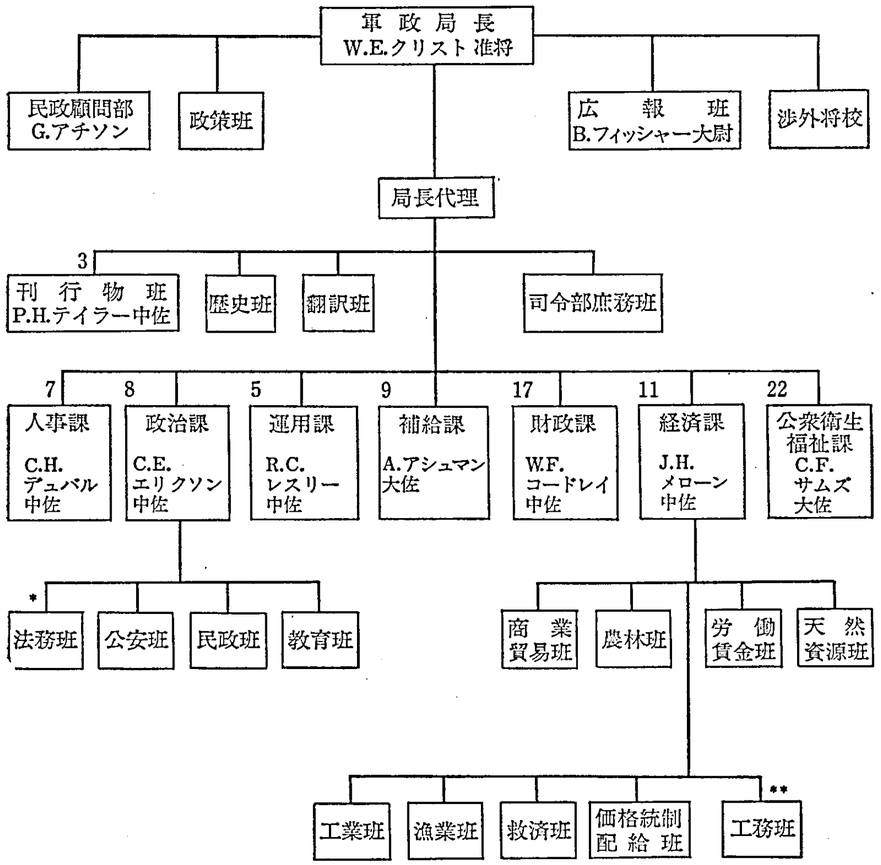

（注）　*　法務政策課（法務，民政，公安，政策各班をふくむ22名）となっていた時期もあった．
　　**　工務課（11名）となっていた時期もあった．
　　洋数字は実員数を示す．

そこで日本進駐を目前に控えて軍政要員の急速な充足が要請され、八月一八日から二五日にかけてカリフォルニア州モンテレーの民政集合基地 Civil Affairs Staging Area（略称CASA）で待機していた軍政将校の第一陣二九七人が空路マニラへ赴任してきた。[12] 前後して、のちに民政局次長として戦後改革の中心となるケーディス大佐やジャスティン・ウイリアムス、フランク・リゾーらも到着した。軍政局内の編成もあわただしく進められ、八月

末までには図2-1に示すような組織が概成した。[13] 最大規模の経済部を筆頭にした七部制であったが、要員の不足で紙上の編成だけにとどまった分野が多く、財政部は将校四名でとりあえず発足し占領軍通貨の使用計画と取り組んだ。[14] しかし軍政局のスタッフは、短期間に後述する三つの布告をふくむ占領最初期の軍政に関するひと通りの計画をまとめて、クリスト准将らの幹部が携行し、マッカーサー元帥とともに日本へ急行した。[15]

これに先だってワシントンから「初期の対日方針」の改訂経過を知らされたマッカーサー司令部は、「ブラックリスト」計画に基づいて八月一五日に示達していた作戦命令第四号 Operations Instruction No. 4 を八月二八日付で改定し、占領行政に関するすべての指令は天皇および日本政府に伝達され、SCAPはそれが履行されるかどうかを監視する態勢をとる旨、隷下部隊に示達した。[16] すなわち直接軍政から間接統治方式への変更である。

ところが、九月二日夕方マーシャル参謀副長に呼ばれた鈴木九万公使は、クリスト准将の立会のもとで、翌三日朝占領軍の手で告示される予定となっていた三種類の布告テキストを手交された。

第一布告は、日本政府の一切の権能がSCAPの権力のもとにおかれることなどの一般事項、第二布告は、占領政策の違反者を軍事裁判により処罰すること、第三布告は、アメリカ軍軍票B円を日本銀行円とともに日本における法定通貨とすること、をそれぞれ規定し、一〇万枚の和英両文のポスターはすでにマニラで印刷され、部隊への配布が終わっていた。日本政府は、これらの布告が直接日本国民に告示する様式をとっていることから、今後占領軍が直接軍政を意図しているものと解釈し、とくに軍票の使用と軍事裁判の条項に衝撃を受けた。[17]

そこで、同夜ただちに緊急閣議が開かれ、深夜、岡崎終連中央事務局長官が横浜に急行してサザーランド参謀長に面会し、政府の訓令に基づいて、とりあえず三布告の公布を延期するよう懇請した結果、アメリカ側も了解して隷下

部隊へ延期の措置をとるよう電令した。

ひきつづき翌三日朝、重光外相はマッカーサー元帥と会見して、SCAPが「日本政府を通ずることなく、直接日本国民に命令することは、日本政府に対する国民の信頼を喪失せしめ、種々の国内的混乱を生ぜしむる惧れ大」と説いて、再考を求めた。これに対して元帥は、「直接軍政を施行するのは本旨ではない」と答え、三布告の公布は中止となった。[18] マッカーサーの決断の背景として推測されるのは、三〇日厚木に着陸して以来の観察で、事態が予想以上に平穏で、直接軍政に固執する必要が薄く、ワシントンの予定した方針を全面的に採用しても心配がない、との判断が司令部内で固まりつつあったためであろう。重光外相の訪問は、いわば心理的に機の熟した時点をとらえたからこそ、比較的簡単に成功したと思われる。

三　中止された三つの布告

問題の三つの布告文テキストをつぎにかかげる。いずれも九月二日にマッカーサー元帥の署名を終わっているが、公布の中止にともなって焼却され、日本国民の目に触れることなしに終わった。[19]

聯合国軍代表最高指揮官総司令部

布　告（第一号）

日本国民ニ告ク

本官ハ聯合国軍代表最高指揮官トシテ玆ニ布告ス　日本帝国政府ノ聯合国軍ニ対スル無条件降伏ニ依リ彼我ノ間ニ日本軍聯合国軍間ニ長期ニ亙リテ行ハレタル武力的闘争ハ玆ニ終局ヲ告ケタリ

日本天皇日本政府及大本営ノ命ニ依リ而シテ之カ代表者ニ依リ署名セラレタル降伏条約ノ条件ニ基キ戦勝軍ハ今日日本国ヲ占領セントス

本官ハ聯合国軍代表最高指揮官トシテ賦与セラレタル権限ニ依リ日本国並住民ノ総テニ対シ軍事的統制権ヲ樹立シ左ノ如キ占領ニ関スル必要条件ヲ布告ス

第一条

日本帝国政府ノ行政司法立法ノ三権ヲ含ム総テノ権限ハ爾今本官ノ権限ノ下ニ於テ施行セラルルモノトス

第二条

日本政府ニ属スル官公吏名誉職及職員並ニ公益厚生及公衆衛生ヲ含ム各種公共施設若シクハ業務ニ従事スル有給及無給役職員其ノ他公共必須業務ニ従事スル者ハ総テ本官ノ命令ニ基キ依然其ノ職務ヲ続行シ総テノ記録及財産類ノ保存並ニ保全ニ当ルヘシ

第三条

公衆ハ総テ本官及本官ノ権限下ニ於テ発布セラルル総テノ命令ヲ即時遵守スヘシ

占領軍ニ対スル反抗行為又ハ安寧秩序ヲ紊スカ如キ行為ヲ為ス者ハ重刑ニ処セラルヘシ

第四条

人権財産権及住民ノ宗教上ノ信仰ハ之ヲ尊重ス　住民ハ本官ヨリ別命ナキ限リ日常ノ業務ヲ継続スヘシ

第五条

軍事統制期間中英語ヲ以テ公式語トシ英文及日本文ノ間ニ翻訳上若シクハ定義上疑義又ハ両意アル場合ハ英文ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

第六条

本布告及他ノ公文書ニ使用スル「統制」ナル語ハ「軍政」ヲ含ムモノトス

第七条

爾今各種布告、軍政命令、規定、告示、訓令、法令ハ本官ノ権限下ニ発布シ住民ニ対スル要求事項若クハ禁止事項ヲ明示スルモノトス

右布告ス

年　月　日

於

聯合国軍代表最高指揮官

アメリカ合衆国陸軍元帥

ダグラス・マクアーサー

聯合国軍代表最高指揮官総司令部

布　告（第二号）

犯罪及罪科ニ關スル件

本官ハ聯合国軍代表最高指揮官トシテ本官麾下全軍ノ占領区域ニ於ル安寧秩序ヲ維持センカ為茲ニ布告ス

左ノ条項ニ該当スル者ハ占領軍裁判所ノ有罪判決ヲ俟ツテ死刑若クハ裁判所ノ定ムル其ノ他ノ刑罰ニ処ス

(イ) 降伏条約及聯合国軍代表最高指揮官ノ権限下ニ発スル各種布告命令及訓令ニ違犯スル者

(ロ) 公共ノ安寧秩序ヲ紊ス者

(ハ) アメリカ合衆国竝ニ其ノ聯合国ノ所有物又ハ人命ノ安全若クハ保全ニ対シ有害ナル行為ヲ為ス者

(ニ) 公共ノ安寧秩序ヲ撹乱スル目的ヲ以テ行動スル者

右布告ス

年　月　日

於

聯合国軍代表最高指揮官

アメリカ合衆国陸軍元帥

ダグラス・マクアーサー

聯合国軍代表最高指揮官総司令部

布　告（第三号）

通貨ニ關スル件

日本国民ニ告ク

本官ハ聯合国軍代表最高指揮官トシテ茲ニ布告ス

第一条

一　占領軍ノ発行スル「B」記号ヲ附シタル軍用補助紙幣[ママ]ヲ以テ一切ノ公私「円」債務ノ支払ヲ為シ得ル日本法貨トス

二　占領軍ノ発行スル「B」記号ヲ附シタル軍用補助紙幣[ママ]、日本銀行発行紙幣[ママ]竝ニ日本政府発行券及貨幣[ママ]ハ凡ユル点ニ於テ同価値トナシ額面価ニ依リ両替シ得ルモノトス

第二条　日本軍用通貨ニ關スル件

三　日本陸海軍及日本政府発行ノ一切ノ軍用及占領地通貨ハ無効且無価値トシ如何ナル取引ニ於テモ之等通貨ノ受授[ママ]ヲ禁ス

第三条　通貨ノ輸出入禁止ニ關スル件

四　通貨、貨幣、証券、為替ノ輸出入ヲ含ム一切ノ対外国金銭取引ヲ禁止ス

但シ本官ノ許可スルトキハ此限リニ在ラス

五　本州、北海道、四国、九州及近海内以外ニ於ケル金銭取引ハ総テ外国トノ取引ト看做ス

第四条　其他ノ通貨ニ關スル件

六　アメリカ合衆国及聯合国其他第一条ニ掲ケサル一切ノ通貨ハ日本法貨ニアラス。本官ノ許可ナキ限リ之等通貨ノ受授ヲ禁ス

第五条　刑罰ニ關スル件

七　本布告ノ規定ニ違犯シタル者ハ占領軍裁判所ノ有罪判決ヲ俟ツテ死刑又ハ裁判所ノ決定スル他ノ刑ニ処ス

右布告ス

年　月　日

於

聯合国軍代表最高指揮官

アメリカ合衆国陸軍元帥

ダグラス・マクアーサー

内容を点検すると、訳文の方は全体に生硬で一見して自然な日本文でないことが明らかであり、誤訳、誤字も散見する。[20] また第三号第五条の「本布告ノ規定ニ違犯シタル者ハ……死刑又ハ裁判所ノ決定スル他ノ刑ニ処ス」（傍点筆者）という部分では、英文（正文）のほうは死刑の規定が欠けている。単純な誤訳か、意図的な追加か、明確でない。

ところで、この三布告は、必ずしも日本側の憂慮した直接軍政を趣旨とするものではなかった、と思われる。

第一、第二布告とも、内容は連合国最高司令官の占領政策における絶対的権限を日本国民に了知させることを主旨とし、特定の政策実施を指示したものではなかった。しかし、「軍政」の可能性を示唆した第一号第六条の存在や、降伏直後に東京への進駐除外を要望して拒絶されるなど、占領軍に対する甘い幻想を破られた日本政府は、やや神経過敏になっていて、占領軍が直接日本国民に伝達する形式をとろうとしたことに強い不安感を抱いたのであった。[21]

マッカーサーは第一次大戦の終了直後にレインボー師団長としてドイツのラインランドを占領した経験から、軍政の効果に懐疑的であり、とくに長期占領のマイナスを強く意識していた。[22] 重光外相の要請にあっさりと応じたのも、すでに間接統治方式への転換が本国で確定している以上、「天皇の体面を最初から傷つける」ような布告の発出にこだわるのは賢明でない、と判断したからであった。[23]

間接統治方式の採用が確認されたことにともなって、日本政府はSCAPから発せられる指令等に対応するための国内法的措置を進め、九月二〇日憲法第八条に基づく緊急勅令を制定し、この緊急勅令に基づく勅令（のちに政令）・閣令・省令によって、在来の法律、命令の改廃や新たな法律、命令の制定を行なうこととした。[24] いわゆるポツダム勅令である。そしてSCAPの占領政策に反する戦前戦中の法令の改廃や、占領管理の基本方針を実現するための新たな法的措置の多くが、いわば超憲法的な性格をもつこのポツダム勅令によって実施された。

その結果、日本国民としては、SCAPがいかなる指令を日本政府に発しているかを知る必要はなく、日本の法令を遵守してさえいればよい形となり、占領軍と被占領国民の間に生じやすい紛争の多くが回避されえた。

一方、SCAPも、指令の乱発による占領政策の実施という印象を避けるため、原則として日本政府の自発的発意という形態をとるようつとめた。

「指令」(Directive) の発出を第三号（九月二二日）までで打ち切り、その後は、効力としては同等であるが、軽易な印象を与える覚書 Memorandum、書簡、口頭指示等の形式に切りかえたのも、こうした配慮の一端であった。

なお、SCAPから日本政府へ発出された指示の形式について、概要を左に列挙しておく。[25]

(1) 指令 Directive……第一号（九月二日、一般命令第一号を添付）、第二号（九月三日）、第三号（九月二二日）の三つのみである。

(2) 総司令部覚書 Memorandum……広義の指令と解してよく、SCAPIN (SCAP Instruction) 番号を一九四六年一月二八日から付すようになったが、さかのぼって指令第一号から順につけられた。

(3) セクション・メモ Section Memo……総司令部各部局の覚書で、大部は終戦連絡中央事務局を通じ、または直接に関係各省庁にあてて発せられた。経済科学局（ESS）から大蔵省あてに送付されるのが一例である。

(4) チェック・シート Check Sheet……総司令部各部局からの部内通牒の写しを終連事務局に送付し、その内容について措置を要求するもの。

(5) 第八軍覚書 Eighth Army Memo……(略)

(6) 軍政部覚書 Military Government Memo……第八軍隷下の都道府県軍政部から主として終連地方局あてに発せられたもの。

四　軍票使用をめぐる交渉

重光外相が三布告に関するマッカーサーとの交渉で、占領軍の軍票使用計画を事実上中止させたことは、日本政府とくに大蔵省にとっては予期以上の成功であった。

占領軍の使用通貨問題は、降伏の直後から政府の重要な関心事であり、すでに横浜進駐前の八月二三日、外務省は津島蔵相の要請により、つぎのような電報をマニラに打電していた。「占領軍が日本において如何なる通貨を使用せらるるや通報を得ば幸なり。我方は占領軍が日本銀行券使用を希望す。これがため厚木、横浜、横須賀にて右通貨引渡の要求に応ずるの用意あり」

これに対して何ら回答がなかったので、政府は二八日重ねて「八月二三日電に対し返事なきが、軍票を使用せば国内の財政金融を撹乱し、その結果、財政金融組織が混乱収拾つかざるに至り、結局連合軍の要求条件実施に致命的影響を及ぼし、延いてはポツダム宣言履行に支障を来すが如き事態を招来するを保し難く、我方希望容認を切望す」とマニラに電報したが、依然として回答はこなかった。[26]

そこでアメリカ軍進駐後の八月三一日夜、鈴木公使、久保文蔵大蔵省外資局長らが、横浜のマッカーサー司令部にクリスト准将を訪問し、同趣旨の申し出をしたが、明確な回答を得られず、すでに記したように九月二日夜、マーシャル参謀副長からB型補助軍票 Supplemental Military Yen (Type "B") 三億円が兵士給与として各部隊に配布されており、これに関する布告第三号を翌三日に発する予定である旨、申し渡された。結局、三日の重光＝マッカーサー会談で三布告の公布は中止となったが、四日の重光＝サザーランド、久保＝クリスト会談で、すでに配分した軍票はできるだけ回収し、今後の必要資金は日本政府が日銀券を提供することになり、ひきつづき二四日まで、鈴木、久保、有吉正（大蔵事務官）、前川春雄（日銀調査役）らが、クリスト准将らと交渉を継続し、解決に達した。[27]

その結果、まず九月四日付で「占領軍の経費を賄うため、大蔵大臣は日本銀行に必要な資金を提供させる」ための覚書（SCAPIN七号）が発出され、日本銀行に占領軍の預金口座が開設されることになり、七日に第一回の円資金として一億円を交付し、一〇月二日までに口座残高は一一億円に達した。[28]

ついで、九月六日に第二の覚書（SCAPIN八号）が発せられ、(1)占領軍の発行するB型補助軍票は日本における法定通貨Legal Tenderである、(2)B型補助軍票は日銀券および硬貨等と等価で交換される、(3)(略)、ことが告示された。要するにSCAPとしては、実際上は日本円によって必要経費を賄う便法を採用したが、軍票の使用は既定方針なので、その権限は留保し、必要な法令的措置を要求したのである。

しかし、日本側の法令措置がおくれ、一方、アメリカ軍保有のドルが日本国内に流出する動きが見られたので、SCAPは重ねて九月一二日付の指令（SCAPIN二一号）で、B型補助軍票の法貨指定を督促するとともに、日本国内における米ドル、連合国通貨、その他の外国通貨の流通、授受を禁止した。

後者は九月四日、米政府の決定に基づき、SCAPからアメリカ軍自体の会計目的と将兵への支払目的のみに適用される交換レート（軍用レート）として一ドル対一五円（一九四七年三月に五〇円、四八年七月に二七〇円へ改定）が通達されていたところ、アメリカ軍将兵が各地でこの軍用レートによってドルと円を交換するヤミ行為がみられはじめたため、とられた措置であった。[29]

この間、日本政府は、アメリカ側の要求を大蔵省当局談、あるいは大蔵省声明という便法で満足させようと試みたが、[30]結局、今後も類似の問題が続発するであろう、との判断に立って、ポツダム勅令の制定に踏み切ることとなった。軍票の流通に関する大蔵省令は、占領中数多く制定されたポツダム政令の第一号となったのである。

九月一九日ポツダム勅令制定に関する枢密院会議で、重光外相は「最近アメリカ軍当局の我方に対する態度に若干の硬化を見せて参った」のは、主としてマッカーサーの対日温和政策に対するアメリカ世論の不満が影響したもの、と推測し、軍票問題についても「事実上の措置にて満足するが如き態度を示しながら突然立法的措置を急速にとるよう命令してきた」のは、前記のような情勢に関連があろう、と説明していた。[31]

そして大蔵省は、九月二一日、B型補助軍票を日銀券と同様に扱って全国に通用させ、その収受を拒否した者は処罰される旨を規定した覚書をSCAPに提出し、若干の折衝ののち二四日、同趣旨の大蔵省令第七九号を公布、施行した。

こうして、一部の例外を除いて、占領軍は事実上、日銀券のみを使用することになり、通貨の二本建による通貨秩序の混乱は防止されることになった。

日本政府としては、太平洋戦争中における占領地統治の体験から軍票の濫発によるインフレーションの激化をもっとも恐れていたし、間接統治の原則に背反するものと観念していた。一方、アメリカ側からすれば、それは日本国民に敗戦感を自覚させる「もっとも有効な心理的武器」[32]であり、間接統治の原則にかかわりなく留保すべき権利であった。

こうした両者の微妙な相克は、結局、形式論と実質論の折衷、妥協によって解決されたのである。

占領地域で米ドルを使用するか、軍票または現地通貨を使用するかは、アメリカ政府が大戦中から慎重に検討していた課題であったが、ドルを使用すると、現地通貨への不信から、経済混乱を招き、最悪の場合には、現地通貨による物資調達が不能になると懸念され、イタリア、フランス、ドイツ、オーストリア、沖縄（B円）、朝鮮（A円）

と、ほとんどすべての解放占領地域で軍票を使用することになった。[33] したがって、日本のように、軍票の流通を事実上中止して現地通貨を主用したのは例外的であった。

占領最初期に兵士の給与等として配分されたB円は、逐次日銀に回収されたが、それまでに流通した額は一億四九〇〇万円と推定されている。[34] ところがアメリカ軍兵士の円・ドル交換を許容していたため、アメリカ軍物資の横流し等で入手した円をドルで本国へ送金する等の事態が起こり、アメリカ軍は一九四六年七月、交換不能のA円を交付する経過措置をとったのち、九月から「ドル軍票」(Military Payment Certificate) を導入し、個人によるドル軍票と現地通貨の交換を禁止した。[35] なおB円の流通が正式に禁止されたのは一九四八年七月であった。

(1) Dept. of Army, *Reports of Gen. MacArthur: MacArthur in Japan: The Occupation: Military Phase*, Vol. I, Supplement (Washington D. C., 1966), pp. 2–12, "Basic Outline for [Blacklist] Operations to Occupy Japan Proper and Korea after Surrender or Collapse," Aug. 8, 1945, MacArthur Memorial; Svensson, *op. cit.*, pp. 118–27; Cline, *op. cit.*, p. 350. 「ブラックリスト」作戦は、使用兵力、展開の手順、捕虜の釈放、補給から日本軍の武装解除、復員にわたる広範な課題を網羅していた。なおこの段階では、第八軍の南樺太上陸も予定されていた。

(2) 鈴木九万監修『日本外交史』第二六巻『終戦から講和まで』、一九七三年、二四ページ。*Foreign Relations of the United States* (hereafter cited as *FRUS*) *1945*, VI, p. 669.

(3) 八月一七日付マッカーサー発マーシャル陸軍参謀総長あて電報 (*FRUS*, *op. cit.*, p. 671.)。

(4) 鈴木前掲書、二五ページ。

(5) 河辺使節団のマニラ交渉については、Dept. of Army, *Reports of Gen. MacArthur: The Campaigns of MacArthur in the Pacific* Vol. I, (Washington, 1966), pp. 447–49; Sydney F. Mashbir, *I Was an American Spy* (N. Y., 1953), pp. 292–308. を参照。

(6) 鈴木前掲書、一五―一六、二六ページ。

(7) 占領軍の兵力は第八軍だけで一九四五年九月末に二三・二万、一二月二四・一万、四六年一月一九・四万と記録されている。第六軍の実数は不明だが、第八軍とほぼ同数とされ、他に空軍（約三万）と海軍があった。そして一〇月末現在で、六個軍団、一五師団に編成されていた (*MacArthur in Japan*, *op. cit.*, p. 58; Robert L. Eichelberger, *Our Jungle Road to Tokyo*, N. Y., 1950, p. 270.)。一〇月中旬の外務省情報では進駐兵力は第六軍が約二三万、第八軍が一八・一万となっている。

(8) 実際には在朝鮮アメリカ陸軍 (United States Army Forces in Korea, 略称USAFIK、司令官ホッジ) の南朝鮮における最初期の軍政は、準備が日本本土の場合よりはるかにおくれていたため、順調に進まなかった。「初期の対日方針」に相当するSWNCC―一七六／八 (Basic Initial Directive to C-I-C, USAFPAC for the Administration of Civil Affairs) も、一〇月中旬になってやっとマッカーサー元帥へ通報された状況で、軍政経験の不足したホッジ中将は、日本で中止した布告第一～三号を翻案して韓国人に示したり、朝鮮総督府の官吏に当分の期間の行政を委任する等の失策を重ねた。とくにカイロ宣言で南朝鮮の即時独立を期待していた韓国人は、アメリカ軍の直接軍政が継続されていることに不満を高め、ベニングホフ政治顧問は「南朝鮮は今にも爆発しそうである」(Benninghoff to Secretary of State, Sept. 15, 1945, *FRUS 1945*, VI, p. 1049.) と訴えた。

その後、USAFIKはSCAPから軍政要員を増加され、欠陥を修正しながら軍政を軌道にのせたが、最初期の失敗が影響して、ホッジ司令官が何回も辞意を表明する状況のうちに推移した（南朝鮮における軍政の歴史については、Cho, *Korea in World Politics*, を参照）。

(9) *MacArthur in Japan*, p. 27n.

(10) メッセージ第一号の形で九月六日にJCSよりマッカーサー元帥に発せられたSCAPの権限に関する指令で、SWNCCによって起案され、一八一／二号の番号が与えられている (*FRUS*, *op. cit.*, p. 712.)。

(11) Carl J. Friedrich (ed.), *American Experiences in Military Government in World War II* (N. Y., 1948), pp. 323–26; A. M. Braibanti, "The Occupation of Japan" (unpublished Ph. D. dissertation, Syracuse Univ., 1949), pp. 134–41.

(12) 軍政局の組織は、「軍政マニュアル」に示された原則に従って編成され、ヨーロッパ侵攻連合軍（SHAEF）のG-5（軍政担当部）に相当した。G-1～G-4が直接の軍事戦闘を担当していることからもわかるように、それは戦闘継続中の

軍政実施を想定した組織であったから、日本のように戦闘終了後の占領には適合しない面があった。しかも軍政局長が一国家の民政全般を網羅する業務を担当する過大な責任を負う方式のため、五五日で解体され、再編成されることになった。

(13) 日本が最初に降伏の申入れをしたとき、CASAには一〇一三名の将校が待機中で、他に若干の軍政訓練を受けた約四〇〇名の下士官兵が各地からCASAに集まってきた。しかし、輸送船の不足で大多数の将校が極東へ向け乗船したのは一月中旬で、この間マッカーサーがもはや戦闘地域における軍政要員として訓練されたCASAの将校を歓迎しない、とのうわさが広がり士気を低下させた（前掲天川晃「戦後政治改革の前提」、一七二―七五ページ）。

(14) Braibanti, *op. cit.*, pp. 52-61, 145. なお、軍票B円は、アメリカ本国で印刷されて、ハワイへ集積されたのち、沖縄作戦で使用された（交換レートは一ドル対一〇円）。一九四五年六月八日から八月一五日の間に沖縄で配分されたB円は、九五〇三万円と記録されている。日本本土上陸作戦に備えて、四月一〇日、第一回のB円がハワイへ到着したが、それは八億七〇〇〇万円と別に三〇万円分のコインであった（U. S. Army Forces Middle Pacific, "History of Fiscal and Finance Activities in the Middle Pacific," pp. 52-53, Richardson MSS. Stanford-Hoover Institute.）。

(15) Friedrich, *op. cit.*, p. 330.

(16) 「ブラックリスト」作戦を実施するための作戦命令第四号（AFPAC Operations Instruction No. 4）は、八月一五日付で発令されたのち、占領後にわたり数度の改定を経ている。八月二八日付の改定作戦命令第四号付属第8号「軍政」では「連合国最高司令官は、実行可能の最大限度で天皇および日本国政府の各種機関を通じて日本国および日本国民の管理を実施する」（1b）と規定し、さらに「最高司令官は……必要に応じ直接部隊指揮官に命令して日本政府機関の服従を確保する」（3a）と念を押している。このほかに「別命あるまでの価格、賃金の釘づけ」（3e）や「軍票B円の使用」（3f）、「軍事法廷の設置」（4j）、「言論、報道、信教、集会の自由」（4k）等もふくまれている（Annex 8 [Military Government] to Operations Instructions No. 4, Aug. 28, 1945, Suitland Papers.）。これはブラックリスト作戦計画に付属した「軍政制度に関する基本計画」（Basic Plan for Institution of Military Government, Aug. 6, 1945.）を大幅に圧縮し修正したものであった。

なお、この点については *MacArthur in Japan*, pp. 27, 35, 75; Friedrich, *op. cit.*, p. 328; SCAP, "History of Non-military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951"（今後 SCAP, "Non-military" と略称する）、#2, Administration

of the Occupation, pp. 24-25.

(17) 鈴木前掲書、二七―二八ページ。

(18) 鈴木前掲書、二八―二九ページ、吉田茂『回想十年』第一巻、一九五七年、七七―七九ページに収録された岡崎勝男回想、重光葵『昭和の動乱』下、一九五二年、三〇二―〇三ページ。

(19) 従来、この三つの布告文は、鈴木公使らがチラとみせられた程度で、正確な記録が残っていなかった。一九七四年三月、筆者がジャスティン・ウイリアムス氏から入手したものが現存する唯一のものと思われる。ウイリアムス氏の所蔵文書には、九月一日付のクリスト准将より参謀長あてのメモランダムもあって、これは「箱書き」に当たるものであるが、それは布告第一～三号が占領軍各部隊によって掲示、配布される予定であることを記している。なおマッカーサー元帥は署名にあたって、第一号前文の「日本帝国政府ノ聯合軍ニ対スル無条件降伏ニ依リ……武力的闘争ハ茲ニ終局ヲ告ゲタリ」の部分を不必要な記述として英文の上を鉛筆で消している。しかし翌三日朝に掲示される一〇万枚のビラを刷り直す時間はないはずであるから、とりあえず問題の個所を墨ででも消すつもりだったのであろうか（詳細は秦郁彦「発見された軍票布告文」『フィナンス』一九七四年七月号を参照）。

(20) たとえば「聯合国軍代表最高指揮官総司令部」とか「犯罪及罪科」という訳語は間違いではないにしても、こなれた日本語とはいえない。また布告第三号では「紙幣」が「紙弊」に、「授受」が「受授」となっている。

(21) 占領軍が進駐に当たって、こうした布告を街頭に掲示する方式は「軍政マニュアル」に定められていた（*Army and Navy Manual of Military Government and Civil Affairs*, Dec. 22, 1943, pp. 45-48.）。

(22) Douglas MacArthur, *Reminiscences* (N. Y. 1964), p. 282; Courtney Whitney, *MacArthur: His Rendezvous with History* (N. Y., 1956), p. 214.

(23) Friedrich, *op. cit.*, p. 330.

(24) 鈴木前掲書中の田中二郎論文（二二一―二二ページ）。

(25) 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集』第二巻（一九四九年）、二―八ページ参照。

(26) 鈴木前掲書、二五ページ。なお軍票問題全般に関しては、日本銀行資料、第四集・第五巻、第二編第三章第一節、「戦後財政史口述資料」第一分冊（一九五一年四月一一日）の津島寿一氏口述、高石末吉『覚書終戦財政始末』第一巻、一九五九年、

第一章、有吉正「終戦直後の軍票対策」(『ファイナンス』一九七二年五月号)を参照。軍票使用に関する日本側のもっとも早い記録は、渡辺武大蔵省企画課長の八月一九日日誌に出てくるつぎのような記事である。

「駐屯軍に関する我方主張を外務省に連絡のこと

(イ)食料品は我方にては出せぬこと、(ロ)円を使用することとし軍票等を使用せしめざること、(ハ)郷里送金の要求に応じ得ぬこと、(ニ)直接駐屯に関係なき方面に金を使わぬこと、(ホ)持参物資を闇で売却するが如きことをなさぬこと(駐屯後の申入)

尚、右駐屯に伴う我方負担は賠償の内に入れる如く主張すること。」

なお以上の件がすべて河辺使節団によって米軍に連絡されたかどうかは明らかでない(大蔵省資料Z五〇八―三)。

高石末吉氏が山際正道日誌によって記すところでは、河辺使節団に随行した外務省の岡崎勝男氏がマニラで入手した情報として、アメリカ軍が軍票九億八二〇〇万円(四五日分)を準備中で、うち三億円はすでに給料として兵士に手交ずみであることを、山際大蔵次官から津島蔵相に報告した(高石前掲書、第一巻、七〇―七一ページ)というが、津島口述によると、八月二二日同盟通信の情報として、サンフランシスコ放送が、アメリカ本国よりマニラへ一億ドルの軍票を輸送中である、と伝えたことが、マニラへの申入れの直接的契機であったという。実際には終戦時、相当量の軍票がすでにアメリカ本国よりマニラへ到着し、司令部に集積されていて、大部は船便で九月中旬日本へ輸送されたらしい(一九七四年七月三日筆者のフランク・リゾー氏からのヒアリング)。

(27) 鈴木前掲書、二六―二九ページ。

(28) 日本銀行資料、第四集・第五巻、八ページ。

なお、一九四五会計年度末(一九四六年三月)までの日本銀行による立替支払残高は二四・三億円余に達したが、当初の一一億円は、主としてアメリカ軍兵士の円・ドル受払のための運転基金として利用され、その後はアメリカ軍施設費等、のちの終戦処理費的支出であったとみられる。この種の支出は一九四六会計年度から終戦処理費として正式に予算に計上された(同前二七ページ)。

(29) 終戦連絡中央事務局各省連絡官『聯合国日本管理政策』第一輯(一九四六年)、九〇―九一ページ。

(30) 九月九日、鈴木九万公使よりマッカーサー司令部に対し「日本政府は法律又は勅令に依らず速に日本国民に対し、大蔵省声明を発するを適当」と考え、この声明において「B式円表示軍用通貨の円満且有効なる流通の確保」を宣明したい、と申し入れた(大蔵省資料Z五二六―二六―一)。この趣旨は、八日に大蔵省当局談(九日付新聞に掲載)として公表されていたが、さらに一六日付の「日本帝国大蔵省声明」として日英両文で印刷され、街頭にかかげられた。しかしマッカーサー司令部は、日本政府があくまで法制的措置をとるよう要求した。

(31) 「公文類集」昭和二〇年政綱門に収録された「ポ宣言受諾に伴い発する命令に関する件に関する外相説明案」。

(32) 一九七四年三月一七、二三日、筆者のジャスティン・ウイリアムス氏からのヒアリング(大蔵省資料Z一〇七―二三)参照。

(33) Dept. of Treasury, *Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finances 1944–1945*, pp. 97–100.

(34) 前掲日本銀行資料、第四集・第七巻、六七三ページ。

(35) 一九四七年八月までにアメリカ陸軍が現地通貨からドルに交換した総額は一一〇億ドルであったが、うち三・八億ドルは、こうした不当な超過分で、円・ドル交換によるものは、七五〇〇万ドルにのぼっていた。その償却は、相当する円貨で日本から物資を買い上げ、さらにアメリカ軍へ転売するという方法で実施された(*Hearings before the Committee on Appropriations, Armed Services and Banking and Currency, U. S. Senate 80th Congress 1st Session*, "Occupation Currency Transactions," 1947, pp. 3, 594–96, 624.)。

第二節　日本占領の体制と機構

一　SCAPの権限

占領の開始とともに、日本政府の権限は連合国最高司令官 Supreme Commander for the Allied Powers（略称SCAP）のもとに従属することとなったのであるが、占領政策の内容に入る前に、SCAPを中心とする管理体制とくに権限関係と政策決定機構の概要について記述しておきたい。

SCAPは、正式にいえば、最高司令官すなわちマッカーサー個人をさし、幕僚スタッフをふくむ司令部機構 General Headquarters（略称GHQ）をさすGHQ／SCAPとは区別されなければならないが、実際にはSCAPの名称は後者をふくめて使用されることが多く、ときには実施部隊をふくむ占領軍全体をさすこともあった。[1]

またマッカーサーは、連合国最高司令官と同時に、米太平洋陸軍総司令官 Commander-in-Chief, Army Forces in the Pacific（略称AFPAC、一九四七年一月、米極東軍総司令官 Commander-in-Chief, the Far East Command に改変）を兼ね、さらに一九四六年、対日理事会 Allied Council for Japan（略称ACJ）の創設とともに、その議長を兼ねたので、三つの帽子（E・M・マーチン）を冠っていると称された。[2]

しかし占領政策の実施という観点からみれば、連合国最高司令官としての比重が圧倒的であり、米太平洋陸軍総司

令官または米極東軍総司令官としての役割は、主として純軍事作戦上の分野に限られていた。[3]

SCAPの権限は、一九四五年九月六日付でトルーマン米大統領からマッカーサー元帥あてに交付された指令[4] (JCS 1380/6) で明らかにされている。すなわち、第一項ではまず、「天皇及び日本政府の国家統治の権限は、連合国最高司令官としての貴官に従属する」と規定したのち、「貴官は貴官の使命を実行するため貴官が適当と認めるところに従って貴官の権限を行使できる」と、占領実施面における絶対広範な裁量権を認めている。

つぎに第二項において、「日本の管理は、日本政府を通じて行なわれる」と間接統治方式の採用を示したのち、「これは、このような措置が満足な成果をあげる限度内においてである。このことは、必要があれば直接に行動する貴官の権利を妨げるものではない」として、直接行動の権利を留保している。

注目すべき点は、第三項で「われわれがポツダム宣言を尊重し、実行しようとするのは、日本との契約的関係に拘束されていると考える」からではなく、それが「日本に関して、また極東における平和および安全に関して誠意をもって示されているわれわれの政策の一部をなすもの」だからである、と述べている部分で、第一項の「われわれと日本との関係は、契約的基礎の上に立っているのではなく、無条件降伏を基礎とするものである」という部分とあわせて、ポツダム宣言について生じうるSCAPおよび日本政府の「誤認」の可能性を一掃しようとしていることである。これは、ポツダム宣言の発出後、国務省の法律専門家による点検[5]で、不備な表現個所として指摘されていたいくつかの点をこの機会に補足、修正しておこうとした努力の一端ではないか、と推定される。

こうした配慮は決して無駄ではなかった。なぜなら、重光外相は「日本は連合軍側の申し出たるポツダム宣言の条項によって降伏したのである。ポツダム宣言によれば、軍隊は明らかに無条件降伏を要請せられておるが、その他に

ついては、日本政府の存在も認容せられており、明らかに相互の義務が記載されている」と信じ、九月三日の布告問題で初めて「ポツダム宣言の受諾ということに関して日本側と連合軍側との間に根本的な解釈の相違があるようである」[6]と気づいたからである。

重光の論点は、まさに国務省の法律専門家たちによってすでに指摘されていたところと一致していた。アメリカ政府は、ポツダム宣言が条約に類した拘束力をもたない一種のガイドラインである、と解釈することによって、日本側の発言する余地を封じるとともに、進んで、日本の運命は将来におけるアメリカ極東政策の方向によって決定される不安定なものでありうること、また他の連合国との関係においても、アメリカ独自の政策展開がありうることを暗示した、ともみられるのである。

しかし、この指令がマッカーサーの対日占領政策に関する大幅な権限を保証するとともに、連合国の共同占領とはいいながら、実質的には単独占領に等しいアメリカの優越性を主張していたことによって、対内的にはSCAPとワシントン、対外的にはアメリカと他の連合国との間の摩擦、対立が招来されるのである。

二　SCAPとワシントン

ガンサーによって古代ローマのシーザーに比喩されたマッカーサーは、彼に与えられた強大な権限に裏づけられ、日本政府と国民に対し、天皇に代わる最高統治者として君臨したのであるが、その権威的性格はワシントンのアメリカ政府に対しても発揮された。

形式的にいえば、彼の上長としては、大統領（トルーマン）、陸軍長官（スチムソン→パターソン）、統合参謀本部議長（リーヒ）、陸軍参謀総長（マーシャル→アイゼンハワー）の四人がいたが、リーヒ以下の三人は、軍人としての経歴からいえばマッカーサーの後輩にあたり、それに起因する遠慮があった。太平洋戦争中においても、マッカーサーは大戦略の決定に当たり、自説を強く主張して海軍や参謀本部と対立し、大統領の裁定にまで至った例が少なくなかったが、多くの場合彼の主張は貫徹されていた。

大戦終了後におけるアメリカ政府内の占領地統治に関する権限とチャンネルについてみると、官僚機構の上では政策の立案は国務省、その実施は陸軍省が主として担当する割りふりになっていた。しかし、立案と実施の境界は必ずしも明確でなく、相互に重複する部分もあり、実際には対日政策の立案は従来どおりSWNCCおよび極東小委員会で国・陸・海の三省の合議によって準備され、大統領の直属機関であるJCSとの協議を経て、JCS指令の形で実施命令がマッカーサーに伝達された。この場合、重要政策については、最終決定に先立って事前にJCSとマッカーサー司令部の間では非公式な意見の交換ないし内報的連絡が実施されていた。[7] アメリカ政府内におけるこのチャンネルは、一九四七年一一月四日、空軍省の独立にともなってSWNCCがSANACC（国務・陸軍・海軍・空軍四省調整委員会、State-Army-Navy-Air Coordinating Committee）と改称され、米ソ冷戦の進行によって新設の国家安全保障会議 National Security Council（略称NSC）に逐次この機能を譲って、一九四九年六月に廃止されるまでほぼ変わることなく継続した。もっとも、SWNCC（SANACC）の開催回数が逐年減少していった事実が示すように、占領地政策決定に関する比重も一九四七年以降は低下しはじめ、主務省庁に移行する傾向がみられる。[8]

また一九四五年末連合国の対日管理機構である極東委員会 The Far Eastern Commission（略称FEC）が設置

されて、対日政策についての最高決定権をもつようになり、アメリカ政府はその決定に従い指令を作成し、JCSを通じてマッカーサーに伝達するチャンネルに変わった。しかし、アメリカ政府は中間指令権 Interim Directive と拒否権 Veto によって、事実上FECの権限を有名無実化することが可能であり、また実際にもそのように行動したので、対日占領政策の主導権をめぐる主要な競合は、国務省、陸軍省（JCS）、SCAPの三者間に生じた。概括的にいえば、ワシントンからの干渉を好まず独立的な行動をとる傾向のあったSCAPに対して、国務省は不満と焦燥感を抱き、陸軍省は両者の中間に立って調停的に動いたといえよう。

SCAPの創設にあたって、国務省はグルーを政治顧問として送りこむことを考えたが、グルーが辞退したので[9]、若手の有能な中国専門家ジョージ・アチソン George Atcheson が起用され、その下にマックス・W・ビショップ、ジョン・S・サービス、ジョン・K・エマソン、ロバート・A・フィアリー、ウイリアム・J・シーボルト（アチソンの後任）らを配した。

しかし、政治顧問部（一九四六年四月、SCAP外交局に改組）は、SCAP内では他部局から白眼視され、重要政策の決定過程から疎外されがちで、しかも国務省との直接連絡を封じられ、マッカーサーとJCSを経由しての間接連絡しかできなかった。その結果、国務省は占領開始後まもなく、SCAPの実施しつつある政策について適切な情報が入ってこないことに気づきはじめた。

たとえば、一九四五年一〇月三日付で、国務省はアチソンに対し、政治犯釈放のうわさがあるが詳細を知らせよ、と問い合わせている[10]（SCAPの指令は四日発出）。しかもアチソンは来日後マッカーサーの礼賛者に急変してしまい、国務省の利益を代表して行動するかどうか疑わしくなっていた[11]。そこで国務省は陸軍省に対し、SCAPの国務省出

向者（アチソン）と「自由かつ直接に」通信するチャンネルを認めるよう交渉したが、長い討議の末、結局翌年一月、ほぼ従前どおりの方式を継続することに落ち着き、国務省の希望は達せられなかった。

アイゼンハワー陸軍参謀総長は、マッカーサーあてに交渉の経過と結論を伝えたのち、国務省の立場を尊重して、事態の改善に努力するよう指示し、とくに繊維調査団や財閥調査団（エドワーズ・ミッション）の応接について注意を促したが[12]、さして効果があがったとも思われない。のちに記すように、一九四六年二～三月にかけての新憲法起草の過程は、ほとんどアチソン事務所とワシントンに知らされず、国務省の強い不満を買った。加えて、ワシントンにおける国務、陸軍両省間の連絡も、必ずしも円滑とはいえず、国務省は、陸軍省がSCAP側に立って必要な措置をサボタージュしているのではないか、と猜疑していた[13]。

国務省は、さらに一九四六年四月、占領地担当国務次官補を新設して、陸軍省民事部長のヒルドリング少将を迎える等[14]、主導権の回復につとめたが、占領地行政に関する予算を掌握していた陸軍省の優越をくつがえすことは困難であった。

一方、程度の差こそあれ、陸軍省にとってもSCAPは扱いにくい存在であった。

「占領政策がワシントン政府よりも東京のGHQで形成されている、と印象づけ……GHQはワシントン政府の統制外にあるという観念を強化するように振る舞っていた[15]」（ボートン）マッカーサーは、陸軍省にも相談なしに指令や声明を発することが少なくなかった。

その結果、一九四五年九月の占領兵力削減に関するマッカーサー声明のように、国務、陸軍両省が一致してSCAPの独走をおさえる場合も出てきた。

すなわち九月一七日、マッカーサー元帥は、日本占領は成功しつつあり、間接統治方式の採用で予算、人員を節約できるので、六ヵ月以内に占領軍兵力は二〇万以下に削減できる、と声明し、前後してアイケルバーガー第八軍司令官も、占領は一年で不要になろうと述べた。[16] トルーマン大統領はこれをマッカーサーの越権行動と断じて激怒して取消しを命じ、アチソン国務次官は一九日の記者会見で、「占領軍は政策の道具 instrument であって政策の決定者 determinant ではない」と声明した。ところが議会で、アチソン声明をマッカーサーへの侮辱であるとする反論が起こったので、九月二二日国務省は、マッカーサーの権限に関する大統領指令（九月六日付）と「降伏後における米国の初期の対日方針」を公表した。[17]

従来ワシントンの指令があまりにも細目にわたりすぎる、というマッカーサーの苦情を取りつぎ、慰撫につとめてきたマーシャル参謀総長も憤激して、今後は陸軍省と連絡を密にせよ、と厳命した。[18] この事件は、マッカーサーの不得要領な釈明で落着したが、同じパターンによる対立は六年後に朝鮮戦争をめぐって再現し、マッカーサーの解任に発展するのである。

三　極東諮問委員会[19]

しかし、何といってもSCAPにとって最も不愉快な干渉勢力は、極東委員会（FEC）や対日理事会（ACJ）に代表される他の連合国であった。

アメリカは大戦中の経緯から対日占領に対する主要参戦国の参加を想定して、一九四四年末ごろから、その方式と

形態について検討を続けていた。[20] それは占領兵力の拠出と、占領管理への参加という二つの側面があったが、前者については米国人最高司令官が指揮権を行使すること、後者については極東諮問委員会 The Far Eastern Advisory Commission（略称FEAC）を設置するが、他の連合国の役割は助言機能に限定されることが前提となっていた。

アメリカのこうした思想は、「初期の対日方針」のなかで「協議および適当なる諮問機関の設置により主要連合国を満足せしむべき日本国の占領および管理の実施のための政策を樹立するため、あらゆる努力をつくすべきも、主要連合国に意見の不一致を生じたる場合においては合衆国の政策に従うものとす」（第二部一）とあるように、対日占領におけるアメリカの優越性を貫徹しようとする意図の表現であった。そしてドイツ占領管理の苦い体験と、日本占領の初期段階における成功の見通しは、こうしたアメリカの確信を強めた、といえる。[21]

しかし、英連邦諸国を筆頭とする主要連合国は、対日戦における貢献度を強調し、対日占領に対する「名目的」参加には満足せず、より「実質的」な参加方式を求めて反発した。

日本の降伏直後の八月二一日、アメリカは正式に、英、ソ、中の三大国に対し、メンバー拡大のふくみをのこしつつ、FEACをワシントンに設置するよう提案した。[22] これに対し、ソ、中の両国はいち早く賛意を表したが、イギリスは、オーストラリアを追加した五ヵ国をメンバーとし、政策決定機能をもった対日管理理事会 Allied Control Council の併設を要望した。[23] イギリスの提案は、主として、オーストラリアおよびニュージーランドの突き上げによるもので、とくにオーストラリアは、対日戦で多大の犠牲を払ったにもかかわらず、ポツダム会談その他の大国間協議から除外されていることに不満を抱き、将来における日本の脅威を除去するためにも占領政策に直接介入すること

を強く希望していたのであった。[24]

ところが九月末のロンドン外相会議で、ソ連はイギリス方式に同調して四カ国で構成される管理理事会の設置を強硬に主張するに至り、その後一カ月にわたるアメリカの説得に応じなかった。スターリンのハリマン大使に対する説明（一〇月二四日）によれば、(1)アメリカの要請で対日戦に参加したにもかかわらず、対日政策については疎外されつづけている、(2)マッカーサーは日本で専断的に振る舞っている、(3)重要政策は少数（の大国）で決定するのが効果的である、(4)日本の脅威はアメリカよりもソ連、中国にとってより重大である、というのがソ連の言い分であり、したがって「単なる一点の家具」(piece of furniture) 的な役割にはたえられない、というのであった。[25]

北海道の分割占領を望んで拒否されたソ連は、兵力の派遣を断念し、極東軍のデレビヤンコ中将 Lt. Gen. Kuzma N. Derevyanko を東京に駐在させたが、SCAPに冷遇されて、なすところなくモスクワに引き揚げたばかりであり、アメリカが日本を反共の障壁に利用しようとしているのではないか、と猜疑していた。[26]

しかし、代わりにイギリスが自説を撤回したので、アメリカはFEAC設立の準備を進め、メンバーを拡大して一一カ国に招請状を発し、ソ連の不参加のままに、一〇月三〇日第一回会合をワシントンで開催した。そしてソ連欠席のままに数回の会合を開き、各種の問題について討議したが、その間、米ソ両国はひきつづき対日管理機構の性格について交渉を継続した。

アメリカはいくつかの妥協案を検討したが、マッカーサーは、いかなる形でもSCAPと「独立または併存」(independent and coexistent) する性格の機構を東京に設けることに強く反対したので、[27] ソ連の要求する管理機能はワシントンのFEACに吸収せざるをえなくなり、一二月二六日、モスクワの米英ソ三国外相会議で、両国の相互

譲歩により、FEACに代わる極東委員会と対日理事会の設置が合意された。

両国が歩み寄ったのは、それぞれに理由があった。ソ連としては、SCAPによる既成事実の積み重ねを黙過するよりも、いかなる形にせよ日本占領に影響力を残すほうが得策である、と痛感しはじめたこと、アメリカとしては、日本占領を独占しているとの悪宣伝を免れたい、という思惑が働いたこと、そしていずれにとっても、戦後政策におけるグローバルな協調の枠を、この段階で破壊したくない、という配慮が作用したためであろう。

四　極東委員会・対日理事会

極東委員会は、米、英、ソ、中の四大国のほか、フランス、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピンの一一カ国（一九四九年にビルマ、パキスタンを追加）の代表から構成され、その任務は、(1)日本管理に関する政策、原則、基準の決定、(2)SCAPの政策実施に関する審査 review、(3)参加国が合意した事項の審議、の三点（付託条項ⅡA）であった。

このように、極東委員会の権限は広範かつ強力に見えたが、ソ連の主張したドイツ管理理事会方式と異なり、アメリカの優位を貫くための二重、三重の安全弁が巧妙に装置されていた。すなわち、委員会の決定は多数決によるが、アメリカをふくむ四大国は拒否権を与えられ（付託条項Ⅴ2）、しかも国連方式と異なり、政策決定がなされない場合には、アメリカ政府は「緊急事項発生時における中間指令権」（同Ⅲ2）を援用し、SCAPに対し中間指令 Interim Directive を発して、政策を実施することができた。そして、この中間指令は委員会が決定を取り消さないかぎり有

効（同Ⅲ2）であり、しかも委員会決定に達するためにはアメリカの同意を必要とした。したがって極東委員会で、既成事実をくつがえすために拒否権を行使することは、事実上不可能であった。

ただし、ソ連の主張で「日本の憲政機構」(Constitutional Structure) または「管理制度」(Regime of Control) の「根本的変更」(Fundamental Change)、「日本国政府全体の変更」(change in the Japanese Government as a whole) に関する事項については中間指令の適用を除外（同Ⅲ3）したが、これものちに実例が示すように、SCAPの「独走」を防止するにはあまり効果がなく、主要改革の多くを極東委員会の発足前に完了してしまったマッカーサーから、「拒否権があるのでFECは会合を開くのに手間どり、決定するにはさらに手間どった」[28]と嘲笑される結果となったのである。

モスクワでFECの設置が決定されたとき、FEAC（一二月二七日付でFECに改変）の代表は議長フランク・R・マッコイ将軍（アメリカ代表）を団長として日本を訪問中であり、一九四六年二月中旬ワシントンに帰ったのち、ソ連代表を迎えて事務所を旧日本大使館に開設した。しかし、ソ連の督促にもかかわらず、アメリカの引延し策により、委員会の動きはゆるやかで、ようやく二月二六日に第一回会合が開かれたが、ソ連の副議長要求や作業委員会の割り振り、事務局の構成等の手続問題に追われて、実質的審議に入る余裕がなかった[29]。すでに前年一二月、日本の「民主化政策は一段落した」と宣言していたSCAPは、この間隙に乗じて、新憲法起草作業を強行し、三月六日、天皇とマッカーサー元帥の名で日本政府案の内容が公表された。

極東委員会の対日政策に関する最初の要求が、新憲法草案の起草過程についての疑惑表明と、SCAPに対する連絡強化の要求であったことは、その後の極東委員会の役割を象徴するものであった。それでも最初の二年間における

図 2-2　極東委員会の構成（1946年2月）

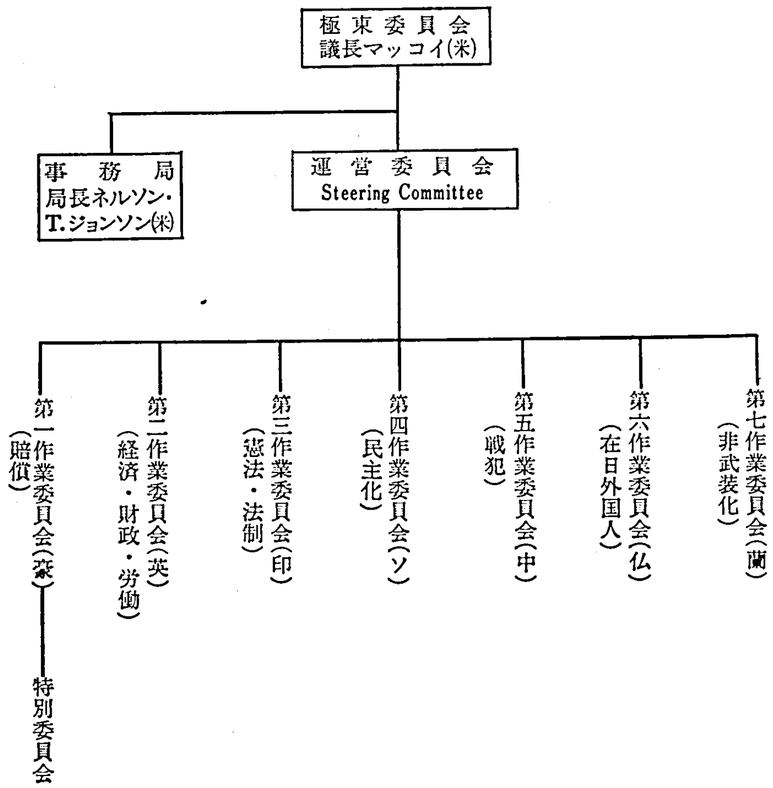

(注)　委員会の下の（　）は議長出身国を示す.
出所：Far Eastern Commission, *Activities of the Far Eastern Commission*, 1950, pp. 5-9, 1. c.

委員会の活動はかなり活発で新憲法、民主化、賠償、労働問題を中心に四六の政策決定を行ない、SCAPの政策実施過程に相当の影響を与えたが、一九四七年六月二〇日に採択された対日占領政策の基本文書である「降伏後における対日基本政策」(Basic Post-Surrender Policy for Japan, FEC 014/9) が、一年半前にアメリカ政府からSCAPに交付された「初期の基本的指令」(JCS 1380/15) の事実上の追認であった事実が象徴するように、SCAPを新たに制約する政策形成は困難であり、とくに冷戦を背景として、一九四八年以後その活動力は加速的に低下していった。

しかし、極東委員会よりもさらに不

運な運命を担ったのは、その衛星機関として同時に設置された対日理事会 Allied Council for Japan であった。理事会の任務は、「降伏条項、日本の占領および管理、降伏条項の補足的指令の実施に関して連合国最高司令官と協議し、助言を与えること」（理事会付託条項I）であった。メンバーは最高司令官（またはその代理）を議長とし、極東委員会で拒否権を有する米、英、ソ、中から任命された各一名の代表であった。すなわち、理事会は助言機能だけに限定されていたとはいえ、極東委員会を通じてある程度有効な影響力を発揮しうる余地を残していたのである。

しかし、SCAPの理事会に対する公然たる敵意によって、付託条項に規定されていた助言機能は、まったく有名無実化してしまった。

四月五日の第一回会合に先立って、マッカーサーは理事会を、「占領政策のサボタージュと妨害を目的としている」[30]と判定し、それを封じるために挑戦的戦術をとろう、と決意していた。そこで当日議長として開会の挨拶に立ったマッカーサーは、理事会の機能は助言に限られ、SCAPの統治責任を分担するものではないことを強調し、二週間に一回開かれる理事会を一般公開とすることを宣言したのち、議長をマーカット少将に譲って退席してしまった。ソ連代表のデレビヤンコ中将は、この挑戦に応じて、総選挙（四月一六日）で「反動派」が誕生した場合の選挙やり直しと、SCAPが日本政府に発する指令、計画の事前協議を要求し、さらに報道陣の退席を求め、冒頭から理事会は緊張した[31]。

マッカーサーは二度と理事会に姿を見せず、SCAPはその後、外交局長（G・アチソンついでシーボルト）を議長代理として出席させた。最初の一年間に提案された議題は六四で、占領政策の全分野にわたり、うち三三はソ連、二八はアメリカの提案であった。

しかし、理事会の席はまもなく、ソ連代表の占領政策批判と、「大人げない愚弄的態度」[32]で応酬するSCAP代表の反共宣伝の場と化してしまい、ついには「辛辣な論争から瀕死の状態」に落ちこんでしまったのである。なお、占領後期の極東委員会と対日理事会の状況については、第四章第一節で再説する。

(1) 一九四五年八月一二日以前の段階では、マッカーサーの職名は Supreme Commander of the Allied Powers と仮称されていたが、正式発令の間際に of が for と変えられた。この改変はマッカーサーに連合国よりもアメリカの利益代表者として行動させたい、とするワシントンの意図が蔵されているとみてよい。なお日本側は一般にSCAPよりも単にGHQと俗称することが多かった。

(2) Edwin M. Martin, *The Allied Occupation of Japan* (N. Y. 1948), pp. 9–10.

(3) SCAPとしてのマッカーサーの権限は日本だけに限られていたが、太平洋方面アメリカ陸軍総司令官としてのマッカーサーは、太平洋および極東全般の陸軍部隊および在日アメリカ陸海軍、他の連合国軍を指揮していた。一九四七年一月アメリカ極東軍の編成によって、指揮範囲は日本、南朝鮮、琉球、小笠原―マリアナ、フィリピンに狭まったが、極東海軍、極東空軍が指揮下に入った。なお緊急の場合には中国派遣のアメリカ軍も指揮下に入ることになっていた。また小笠原―マリアナの軍政はアメリカ海軍太平洋艦隊が担当し、南朝鮮、琉球における軍政の施行は米極東軍総司令官の任務であった（*Macarthur in Japan: The Occupation: Military Phase, op. cit.*, pp. 82–84.）。

(4) *FRUS 1945*, VI, p. 712.

(5) 七月末か八月初に作成されたと思われる日付不明の国務省法律専門家によるメモランダムは、ポツダム宣言と従来の国務省政策の相違点を比較検討し、とくに無条件降伏について、日本軍隊のみ（ポツダム宣言）でなく、政府、国民全体に適用されるべきであり、また契約的要素 Contractual element を認めるべきでない、との解釈を出していた（*FRUS, Conference of Berlin*, I, p. 451.）。しかし、この点は省内でも異論があり、八月二九日のSFE会議で、ドーマンは、日本の降伏は一種の契約であり、「交渉による和平」（Negotiated Peace）と理解するのが国務省の解釈である、と発言しているが、九月一日のSFE会議ではヴィンセントから正反対の見解が提出されている（SFE Minutes, Aug. 29, Sept. 1, 1945.）。

また、ボートンは無条件降伏の対象を日本軍隊のみに限定したのは、反対論者との討議を経たのちの結論であったと回想する（一九七四年三月二八日、筆者のボートン氏からのヒアリング、大蔵省資料Z一〇七―二三）。

(6) 重光前掲書、三〇一―一〇二ページ。

(7) こうした連絡は、主として陸軍通信隊の管理する電話、電報、テレタイプ (Telecom) 等の手段に依存していた。

(8) 一九四五年一〇月一六日付で、SWNCCの任務は「国務、陸軍、海軍三長官の指導のもとに、政治＝軍事的諸問題に関する政策 Policies on Politico-military Questions の協力と調整 Reconcile and Coordinate」と明文をもって協定された。一九四七年国防省の創設と空軍省の独立によって、SANACCと改称され、それにともなう改訂が加えられたが、国務省代表が議長をつとめる慣例が明文化されただけで、実質的な変更はなかった（"Brief History of the SWNCC and the IPCOG", Jan. 21, 1948, National Archives.）。このうち日本をふくむ占領地域に関するSWNCCの任務については、一九四六年四月八日付のSWNCC指令で「占領地域（ドイツ、オーストリア、日本、朝鮮）に対する合衆国の政策の調整」と規定され、なかでも、陸軍省は「ひきつづき……政策の実施、行政」の責任を、国務省は新設された占領地域担当国務次官補（SWNCCの議長を兼任）のもとに「すべての占領政策事項ないし決定事項」をSWNCCに提出する主導権をもつとされた（"U. S. Policy with respect to Occupied Area," Apr. 8, 1946, U. S. Dept. of State, *Occupation of Japan: Policy and Progress*, Far Eastern Series 17, Washington, 1946, pp. 82–84. 全文の邦訳は竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、四九四―九五ページに収録）。

なおSWNCC（SANACC）会議の頻度は、三一回（一九四五年）、二〇回（一九四六年）、一一回（一九四七年一一月まで）と漸減し、最後の議事録は一九四八年五月二〇日となっている。

(9) 一九四五年七月末、太平洋陸軍の軍政局長予定者であるクリスト准将が、ワシントンでグルー国務次官に政治・経済顧問団の人選を依頼した。グルー自身は、マッカーサーとは調和が困難であり、また征服者として日本に帰りたくないとの心情から、バーンズ国務長官の推薦をことわってドーマンを推した。このときグルーは数人のリストを提出しているが、ほとんど採用されず、結局政治顧問にはジョージ・アチソンが選ばれた（Grew memo, July 16; memo, Grew to Byrnes, Aug. 7; letters, Grew to MacArthur, Aug. 22; Grew to Elsie, Sept. 2; Grew to Daisy, Sept. 9, 1945, Grew MSS.）。

(10) *FRUS 1945*, VI, p. 734.

(11) たとえば一一月五日付でアチソンは大統領あての報告で「対日占領は予想以上の成功を収めつつあるが、その原因は、マッカーサーの細心 caution、自己抑制 restraint、知恵 wisdom、洞察力 far-sightedness にある」と述べている（*FRUS, op. cit.*, p. 825.）。

(12) The Chief of Staff (Eisenhower) to MacArthur, Jan. 7, 1946, *FRUS 1946*, VIII, p. 95.

(13) 一九七二年一二月一日、大蔵省におけるヒュー・ボートン博士講演（大蔵省資料Z一〇六―四六）。

(14) さらに国務省は一九四五年一〇月経済安定政策局 Office of Economic Security Policy（略称ESP）を新設して、廃止されたFEAの機能を吸収し、占領地域の経済政策を担当させた。そして、日本朝鮮経済課 Division of Japanese and Korean Economic Affairs（課長エドウィン・M・マーチン）が、賠償、財閥解体、労働問題等をふくむ対日経済政策を担当した（Graham H. Stuart, *The Department of State*, N. Y., 1949, p. 431.）。

(15) Hugh Borton, "Japan under the Allied Occupation 1945–1947," ed. by F. C. Jones, *The Far East 1942–1946* (London, 1950), p. 320. なおトルーマンも同様の印象を抱いていたようである（Truman, *Year of Decisions*, pp. 519–20.）。

(16) *FRUS 1945*, VI, pp. 715–19.

(17) 国務省は、マッカーサーの声明が、日本に過度の信頼をかけているように誤解される点を重視した。アチソンは国務次官任命についての上院の承認を求めているときで、ホイリー議員は反対票を投じたが、結局九月二四日、六九対一で上院はアチソンを信任した。この間、上院からマッカーサーの権限を明らかにせよという要求が出たので、国務省は回答に代えて二つの文書を提出し、公表した。SWNCCはすでに八月中から連合国と協議して二つの文書を公表することの可否について検討していたのであるが、一部では、この突然の公表は国務省とSCAPの対立を表現したもの、と受けとられた（Acheson, *Present at the Creation*, pp. 177–78; *Dept. of State Bulletin*, Sept. 19, 1945.）。

(18) マッカーサーは、「初期の基本的指令」が「あまりにも詳細で厳密」に規定され、SCAPの「弾力性を禁じ、情勢に適応しがたくなっている」ことに強い不満を抱き、中間ドラフトの段階で、九月三日マーシャル参謀総長に抗議の電報を送っていた。マーシャルは返電で、指令の実質は国務省の担当事項であり、命令というより、ガイダンスと観念して、適時意見を送れ、とはげましていた（Svensson, *op. cit.*, p. 69; *FRUS 1945*, VI, pp. 717–18）。

(19) 極東諮問委員会、極東委員会、対日理事会の設立をめぐる経緯については、Herbert Feis, *Contest over Japan* (N. Y.,

1967), を、その機能と設立後の活動状況については、*Activities of the Far Eastern Commission: Report by the Secretary General, Feb. 26, 1946-July 10, 1947* (Washington, D. C., 1947); *The Far Eastern Commission: Second Report by the Secretary General, July 10, 1947-December 23, 1948* (Washington, D. C., 1949); George H. Blakeslee, *The Far Eastern Commission: A Study in International Cooperation: 1945 to 1952* (Washington, 1953); William F. Sebald, *With MacArthur in Japan* (N. Y., 1965), ナショナル・アーカイブス所蔵の極東委員会関係ファイルを参照。

(20) モスクワ外相会議宣言（一九四三年一〇月三〇日）、カイロ宣言（同年一二月一日）、テヘラン会談（同年一二月末）、ヤルタ会談（一九四五年二月一二日）等で、四大国は漠然とした表現であったが、戦後政策の共同処理について合意していた。とくにモスクワでは、ヨーロッパ処理のためEAC（勧告機能）の設立が決定されたので、同様の機構を極東についても設立するのは当然と考えられた。この方向で一九四四年末からSWNCCの検討作業が開始され、一九四五年四月三〇日、FEAC設置案（SWNCC—六五／一）が作成された（*FRUS 1945*, VI, pp. 530-35.）。

(21) 一九四五年八月初めマーシャル陸軍参謀総長がトルーマン大統領に提出したメモは、日本軍の武装解除、復員という大事業をふくめた占領の責任をアメリカだけが負担するのは得策でないとの観点から、他の連合国の分担が望ましいと述べていた。しかし初期占領の成功は、こうした懸念を除去し、アメリカは単独占領にむしろ利点を感じるようになった（Herbert Feis, *Japan Subdued*, Princeton, 1961, p. 148.）。

(22) アメリカの提案したFEACは、(a)降伏文書に基づく義務を日本が履行するための政策、原則および基準の設定、(b)降伏文書の諸条項を日本に厳格に遂行させるために必要な措置と機構、(c)参加国政府の合意によって付託されるその他の事項、について参加国政府に対し勧告することを任務(II)とし、状況によって参加国を追加(IV)する余地をのこしていた（*FRUS, 1945*, VI, pp. 683-84.）。

(23) 中国は八月三一日、ソ連は九月七日受諾を回答した。この間に英ソ間の協議があり、ソ連はこの時点では、まずFEACを設置して、その席上で対日管理理事会の設置を討議しようと考えていたようである（*FRUS, op. cit.*, pp. 712-13.）。イギリスはすでに八月一八日アメリカへ対日管理理事会の併設を提案していたが、九月二八日アメリカ案にほぼ同調する旨回答した（*FRUS, op. cit.*, pp. 678-80.）。

(24) オーストラリア政府は、イギリス本国に対してのみならず、アメリカ政府に対しても直接に苦情を伝えていた。また八月

一四日には独自の対日占領政策を国務省に提示していたが、それは天皇の戦犯指定、連合国による急進的、直接的改革、財閥解体、重工業の破壊（軽工業化）等、モーゲンソー・プランを想起させる厳格なものであったが、国務省は、間に合わない、という理由で放置したらしい（*FRUS, op. cit.*, pp. 650-54）。しかし、米英両政府ともオーストラリアには気をつかい、オーストラリア軍の占領参加、対日理事会の英連邦代表にオーストラリア人（マクマホン・ボール）の起用、極東国際軍事裁判所の裁判長にオーストラリア人判事（ウェッブ）を任命するなど宥和につとめた。なお、この時期におけるオーストラリアの対日政策については、Richard N. Rosecrance, *Australian Diplomacy and Japan 1945-1951* (Melbourne, 1962), を参照。

(25) *FRUS, op. cit.*, pp. 782-85; Feis, *Contest over Japan*, pp. 55-56.

(26) 八月末、マニラを経て日本にきたデレビヤンコは、マッカーサーに会ってソ連軍進駐の件で論争し「逮捕する」と脅されたり（MacArthur, *Reminiscence*, p. 285.）、満州におけるソ連軍の暴行を報じた日本の新聞報道差止めを要請して「地獄へ行け」と追い払われたりした（Elliott R. Thorpe, *East Wind, Rain* [Boston, 1969], p. 214.）。一〇月いったんモスクワへ帰ったデレビヤンコは、翌年春対日理事会の代表としてふたたび来日する。

(27) たとえばバーンズ国務長官は、一〇月二〇日ごろSCAPのもとにおける軍事理事会方式をソ連に提案するようハリマン大使に訓令したが、当時東京に出張中のマックロイ陸軍次官補の懸命の努力でもマッカーサーを説得できず、撤回せざるをえなかった（*FRUS, op. cit.*, pp. 768-73; Feis, *Contest over Japan*, p. 57; MacArthur, *op. cit.*, p. 292.）。

(28) MacArthur, *op. cit.*, p. 335.

(29) ソ連代表は「インドやニュージーランドと同列では威信にかかわる」という露骨な理由で単独副議長の地位を要求したが容れられず、代わりに第四作業委員会（民主化）議長の地位を獲得した。アメリカは議長（首席代表マッコイ）のほか、事務局長（ジョンソン元駐中国大使）を獲得した。なおアメリカ次席代表には国務省のFEC担当者であるヒルドリング次官補が兼任で任命され、ブレークスリー博士が運営委員会のアメリカ代表となった。

(30) 四月四日付マッカーサーのビショップ（SCAP政治顧問代理）への指示（*FRUS 1946*, VIII, p. 190.）。

(31) ソ連代表は理事会の非公開を要請したが、マーカットは「初期の対日方針」を引用し、日本国民は占領政策について知る権利を保証されている、と反論し、オーストラリア代表の提案で、非公開会議も開きうることとなった。日本人の傍聴も第

一回会議から許されていた（*FRUS, op. cit.*, pp. 205-07; Seibald, *op. cit.*; W. Macmahon Ball, *Japan: Enemy or Ally?*, N. Y., 1949.

(32) Ball, *op. cit.*, p. 26.

第三節　占領軍の機構

一　GHQ／SCAP

総司令部（GHQ／SCAP）は、日本占領の目的を達成するために設けられた中枢的行政機関で、形式的には連合国最高司令官兼米太平洋陸軍（極東軍）総司令官マッカーサー元帥の幕僚機構であった。しかし、アメリカ以外の連合国は、英連邦軍が米第八軍の指揮下で占領軍として参加しただけであり、総司令部のスタッフは、原則として米軍人および民間人のみによって占められた。

二つの司令部は形式上は別の機構であったが、純軍事分野の主要な業務は重複していたので、GHQ／SCAPの創設にあたり太平洋陸軍総司令部の既設組織をそのまま転用し、主要幹部は両司令部の相当職務を兼任していた。たとえば、参謀部第二部長（G-2、情報担当）のウイロビー少将は、日本占領に関する情報関係職務についてはGHQ／SCAPのG-2部長として行動し、極東全般の軍事情報活動を処理するにあたっては米太平洋陸軍総司令部のG-2部長として行動した。またマーカット経済科学局長（SCAP）のように、太平洋陸軍の高射砲幕僚 Anti-aircraft Officer を兼任している例もあった。

一九四七年一月、極東軍への改編に際しても、内部機構はほとんど不変のまま承継されたが、担当地域が拡大し、

海、空軍が編入されたので、二人の参謀副長 Deputy Chief of Staff のうち一人をSCAP、一人を極東軍担当に分け、また参謀部内に統合戦略計画部 Joint Strategic Plans and Operations Group を設けた。[1]

先に記したように、マッカーサーが日本に進駐してきたときは直接軍政を予期した体制であり、太平洋陸軍の軍政局 Military Government Section がSCAPの非軍事事項を担当していた。しかし、日本政府を通じる間接統治方式をとることが確定したので、一〇月二日、軍政局は五五日存続しただけで解体され、新たに民政局を筆頭とする一〇の特別参謀部 Special Staff Sections が設置された。

それは、民政、経済科学、民間情報教育、天然資源、公衆衛生福祉、法務、民間通信、統計資料、民間諜報、物資調達の一〇局で、うち経済科学局はすでに九月一五日、民間情報教育局は九月二二日付で設置され、軍政局の機能と人員の大半を吸収していた。[2] その後、一九四六年秋までに、国際検事、一般会計、民間財産管理、外交、民間運輸、民間人事の六局が増設され、一九四七年末には一四局から成っていた。

特別参謀部に対置される一般参謀部 General Staff Sections は、G-1（企画、人事、庶務）、G-2（情報、保安、検閲）、G-3（作戦、訓練、引揚）、G-4（予算、設営、補給）の四部から成り、庶務部 Adjutant General's Section、広報局 Public Relations Office とともに太平洋陸軍の組織をそのまま転用し、二重機能をもたせたものであった。一般参謀部の業務は、おおむね庶務事項と純軍事事項に限られていたが、G-2は指揮下に編入された民間諜報局を足がかりとして特別参謀部の業務にしばしば介入し、のちに記すように、民主化政策をめぐって民政局と対立した。

初期における特別参謀部は、規模、人員ともに小さく、内部組織、業務分担もあまり明確でなかったが、一九四六

年以後たびたびの機構改正で逐次拡大、整備されていった。たとえば、民政局は当初は行政課（実施、計画の二班）、朝鮮課の二課にすぎなかったが、一九四七年春には、局次長、特別顧問等と、中央政府、政府機関、法務、地方自治、政党、公職資格審査、国会、特別企画の八課を擁する大世帯に拡張されていた。[3] また経済科学局の労働課は、創設後しばらくは課員二名だけであったが、一九四六年春には六名となり、一九四八年末には三四名に膨張した。[4]

司令部スタッフの要員は、当初主としてCASA卒業生をもって充当する計画であったが、[5] 実際には出身、動機、思想を異にする雑多な分子の混成となった。最初期においては、太平洋戦争中マッカーサー軍に属して転戦した職業軍人と民間人召集者が多数を占め、なかでも「バターン・ボーイズ」と呼ばれたマッカーサーの側近グループが、一般、特別参謀部にわたる要職を占めた。

しかし、戦争終結に伴う大幅な軍の縮小と復員によって、一九四五年末までに転任および民間復帰者があいつぎ、代わってアメリカ本国から日本専門家をふくむ多数の民間人行政官が中堅層以下のレベルに流入してきた。とくに、閉鎖された戦時政府機関の出身者が主力を占める傾向がみられる。SCAPは陸軍省等を通じ、有能な行政専門家を導入するために働きかけたが、終戦に伴う激動期のため、必ずしも予期した適任者を得られず、玉石混淆の感を免れなかった。[6] SCAPはこうした欠陥を、各分野にわたる専門家調査団の招聘によって補充した。

SCAPの内部機構について詳細に記述するのは煩にたえないので、つぎに主要部局の概略（占領後半期については別に記述する）だけを紹介することにしたい。[7]

(1)　副官部……マッカーサー元帥の秘書的事務を担当し、軍事秘書 Military Secretary（ボナー・F・フェラーズ大佐）と副官 Aide-de-Camp に二分されていたが、前者は一九四六年末に廃止され、ウィーラー大佐（のちハ

フ大佐)、バンカー大佐の二人の副官だけとなった。とくにバンカー大佐は弁護士出身の実業人でマッカーサー元帥の信任が厚く、影響力が大きかった。

(2) 民政局 Government Section (略称GS) ……中央、地方政府を通じる一切の政治、行政活動を担当したが、一九四五年一二月、クリスト准将に代わりマ元帥の腹心であるホイットニー准将が局長に就任して以来、ケーディス以下の有能な進歩的官僚を集め、新憲法制定をふくむ民主化政策を強力に推進した。なお、現地の司令官を通じる南朝鮮および琉球の軍政に関する連絡事務も民政局の担当であったが、一九四七年二月参謀副長室に移管された。[8]

(3) 経済科学局 (後述)

(4) 民間情報教育局 Civil Information and Education Section (略称CIE) ……日本の教育、宗教、美術、言語、図書、映画、演劇、出版、放送等を担当し、この分野における民主化政策を推進した。とくに教育制度の改革はCIEを中心に実施された。局次長のほか、教育、情報(出版、新聞係をふくむ)、宗教、文化財、調査分析の五課(一九四七—四八年)から成っていた。局長はケン・D・ダイク准将、ついでドナルド・R・ニュージェント中佐であった。事務所は東京放送会館。

(5) 天然資源局 Natural Resources Section (略称NRS) ……農業、林業、水産業、鉱業を担当、とくに民政局と協同して農地改革の指導にあたった。局次長のほか、庶務、農業、漁業、森林、地質・鉱山、図書の六課(一九四七—四八年)を置いた。局長はスタンフォード大学の地質学教授であったヒューバート・G・シェンク中佐が最後まで在任した。事務所は丸の内三菱商事ビル。

(6) 公衆衛生福祉局 Public Health and Welfare Section……公衆衛生および社会福祉を担当し、日本政府の厚生省に対応した。九課に分かれ、局長は脳神経学者のクロフォード・F・サムズ大佐であった。事務所は第一生命ビル、のちに三菱商事ビルへ移動。

(7) 法務局 Legal Section……B・C級戦犯の調査、逮捕、記録を担当、一九四七年七月までに二二一四名の容疑者を逮捕した。職員にはオーストラリア、イギリス、中国人も加わっていて、東京本部のほか、全国七カ所に支部をおいた。局長はアルヴァ・C・カーペンター大佐、事務所は丸の内明治生命ビル。

(8) 民間通信局 Civil Communications Section……郵政省に対応する局で、電信、電話、放送、郵便等の部門を担当した。局長はスペンサー・B・エイキン少将、ついでジョージ・I・バック准将。事務所は第一生命ビル。

(9) 統計資料局 Statistics and Reports Section……一九五〇年一月、民間史料局 Civil Historical Section に改組した。占領軍の非軍事的分野における統計、資料の作成、収集を担当。局長はチャールズ・H・アンガー大佐、事務所は第一生命ビル、のちエンパイア・ハウスへ移動。

(10) 民間諜報局 Civil Intelligence Section (略称CIS) ……FBIと同様の機能を想定して占領軍内部の防諜、公安とともに、日本人を対象とするマス・メディアの検閲、盗聴等を実施し、また警察、消防、刑務所、海上保安行政の監督、指導を担当した。初代局長エリオット・R・ソープ准将が転任したのち、一九四六年五月G-2に編入され、民間諜報課(CID、長ルーフス・S・ブラットン大佐)、公安課(長ハリー・E・プリアム大佐)に分かれ、対敵諜報部隊(CIC)、民間検閲隊を駆使して治安対策に活動した。事務所は第一生命ビルと郵船ビル。

(11) 物資調達局 General Procurement Agent……終戦連絡事務局（のち特別調達庁）を通じ、占領軍の必要とする物資および要員の日本における調達を担当した。

(12) 国際検事局 International Prosecution Section……極東国際軍事裁判（A級戦犯）を担当するため、一九四五年一二月八日設置された。局長はジョセフ・B・キーナン検事。一九四九年二月、目的を達して廃止された。

(13) 民間財産管理局（後述）。

(14) 外交局 Diplomatic Section……占領初期は政治顧問部 Office of the U.S. Political Adviser として最高司令官に直属し、スタッフは国務省から派遣されていたが、一九四六年四月、参謀長直属の外交局に改組され、内部部局の一部となった。しかし、外交局長は依然政治顧問（および大使）の称号を保持していた。任務はSCAPと駐日外交団間の外交折衝、対日理事会に関する事務等で、日本政府とは直接の関係がなかった。局長はマッカーサー元帥に代わって理事会の議長を代行した。局長はジョージ・アチソンで、一九四七年九月ウイリアム・J・シーボルトに代わった。事務所は日本橋三井銀行ビル。

(15) 民間運輸局 Civil Transportation Section（略称CTS）……陸上および海上民間輸送の利用、復興に関する業務を担当するため、一九四六年九月に設置された。日本の運輸省に対応する。局長はF・S・ベッソン准将、次長はシャグノン中佐、事務所は元朝鮮銀行ビル。

(16) 広報局 Public Relations Office……SCAPの活動に関する情報の対外提供を担当した。局長はフレイン・ベーカー准将、ついでM・P・エコルズ大佐。事務所は東京放送会館。

(17) 賠償局（後述）。

図 2-3　GHQ/SCAP の組織（1945年10月2日現在）

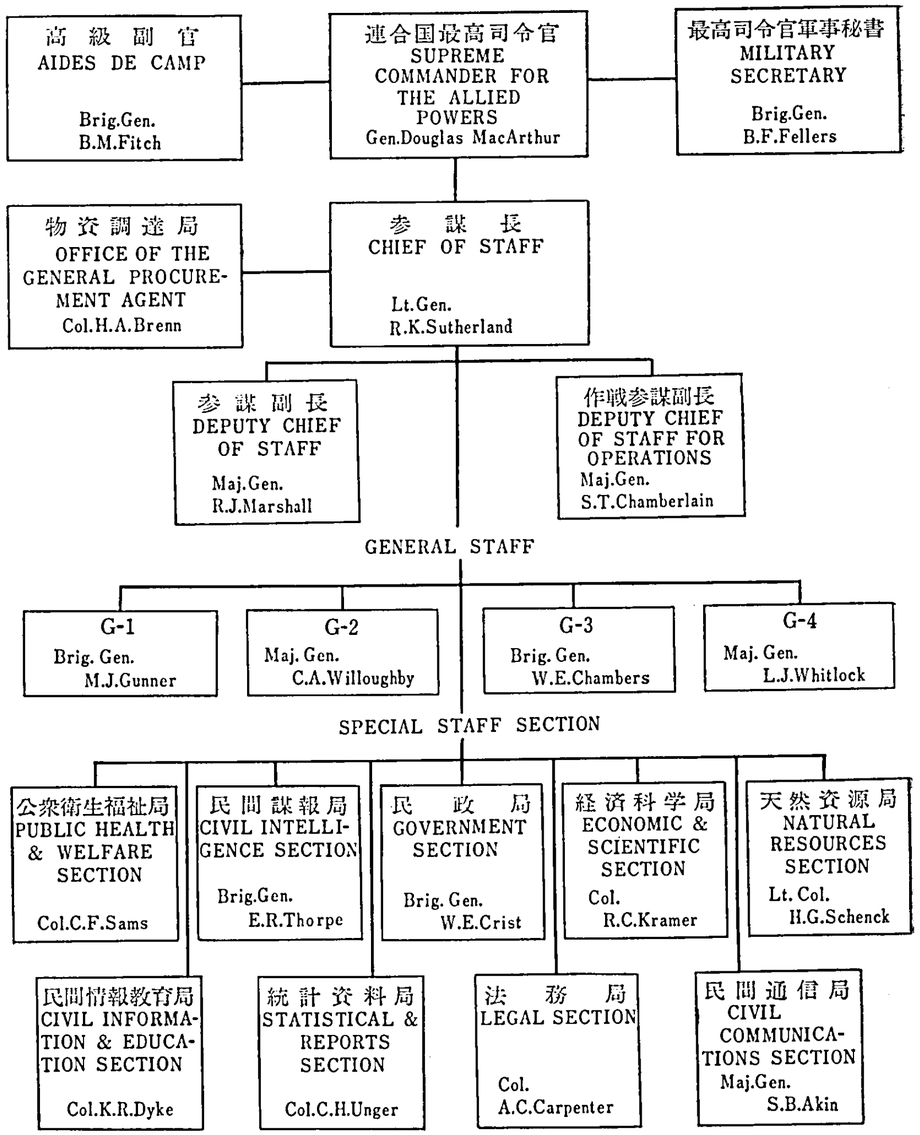

なお、経済科学局以下、大蔵省と関連の深かった部局については、つぎに項をあらためて略述する。

二　経済科学局等の任務

経済科学局 Economic and Scientific Section（略称ESS）の任務は、「ポツダム宣言を履行するために、日本において実施される経済、産業、財政、科学の諸政策に関して連合国最高司令官に助言を与える」（一九四五年一〇月二日付SCAP一般命令第三号）と規定されていた。民政局と並ぶ有力な局であり、人員、機構の点では、各局のうち最大規模（一一〇〇人）であった。[9] 一九四六年一月現在で、局次長、総務課のほか、財政、輸出入、労働、反トラスト・カルテル（公正取引）、工業、価格統制・配給、統計調査、科学技術、法制の九課から成り、別に広報、図書担当将校等があった。

このように、ESSは、経済の各分野にわたる広範な業務（科学に関する業務は名目的な比重しか占めなかった）を所管し、日本政府の中央官庁では、大蔵、商工両省、のちに経済安定本部をふくむ所管行政に対応していた。

占領前半期におけるESSの機構は、GSほど頻繁な改変はなく、局長直属の補佐官が強化されたほかは、繊維課（一九四六年六月）、輸出入回転基金管理課（一九四八年七月）が増設された程度であった。事務所は当初第一生命ビルであったが、一九四六年初めに日比谷の農林中金ビルに移った。のち規模の拡大にともなって一部は服部ビル、台銀ビル、エンパイア・ハウス、パシフィック・ビル、大橋図書館等に移った。

つぎに、主要課の概況について記述する。

表 2-1　財政課スタッフの一覧（1946年6月17日現在）

CHIEF:
- Mr. W. K. LeCount

ADMINISTRATIVE:
- Lt. Col. David H. Jennings
- Maj. Mary L. Kersey

MONEY AND BANKING:
- Lt. Col. Orville J. McDiarmid (leaving soon)
- Maj. Thomas L. Wood (leaving soon)
- Maj. Everett C. Sherbourne
- Maj. Loren J. Brentlinger
- Maj. Eugene F. Flanagan
- 1st Lt. Frank E. Rickel
- 1st Lt. Tristan E. Beplat
- 1st Lt. James C. Smith
- 1st Lt. Donald A. McLean
- Mr. C. D. Bruscino
- Mr. Thomas F. M. Adams
- Mr. J. B. Kimbarley
- Miss Alma P. Kelsen
- Mr. J. Sato

LIQUIDATION:
- Maj. Edgar J. Burns
- Maj. Eliot N. Vestner
- 2nd Lt. Harlie E. Johnson
- Lt. Comdr. C. W. Moore
- Mr. William N. Rogers
- Mr. C. E. Springston
- Miss Rose Zaretsky

PUBLIC FINANCE:
- Lt. Comdr. Paul C. Akin
- Mr. Adrian T. Middleton
- Mr. Henry Shavell
- Mr. James E. Walter
- Mr. Eugene M. Reed
- Miss Verna A. White

出所：大蔵省資料 Z526-2-6.

(1) 財政課 Finance Division……大蔵省の所管行政ともっとも密接な関係があり、SCAPにおける窓口でもあった。とくに日本政府の予算については、各省と大蔵省との関係に対応した役割をSCAPのなかで果たしていた。[10] 初代の課長は元ナショナル・シティ銀行横浜支店長のチャールズ・F・トーマス、二代も同銀行出身のウォルター・K・ルカウントで、最初期はエーキン、バロン、ボグダン、マクディアミッド、ルッカー、ビープラット、シャーボーンら一〇名余の陣容で業務分担も明確でなかったが、一九四七年春ごろまでには逐次整備され、金融・銀行班（班長マクディアミッド、ついでトリスタン・E・ビープラット。信用政策、日銀、外国為替、企業財務、保険各担当）、財政班（班長ポール・C・エーキン、ついでユージン・M・リード。国家予算、皇室財産、地方予算、租税、特別企画各担当）、閉鎖機関班（班長エドガー・J・バーンズ）の三班に分かれ人員も五〇名内外となった。一九四八年八月シャウプ勧告を控えて、内国歳入課 Internal Revenue Division（課長L・ハロルド・モス。調査企画、徴税、地方税、独占、教育宣伝係）が分離独立した。

(2) 反トラスト・カルテル課 Antitrust and Cartels Division……財閥解体を実施するため、ESSのなかでは もっとも早く活動を開始した。一九四六年四月には、財閥、カルテル統制、閉鎖機関、反トラスト法、渉外の各係があり、課長はエドワーズ使節団の一員であったジェームス・M・ヘンダーソンから一九四七年四月エドワード・C・ウエルシュに代わった。ウエルシュはSCAP内では有力なニューディーラーとして知られ、集排法の制定等を中心とする経済民主化政策を強力に進めた。

(3) 輸出入課 Import Export Division……一九四六年、外国貿易課 Foreign Trade Division と改称され、輸出入貿易、外国為替等を担当した。課長はリチャード・A・メイ、ついでピーター・A・マクダーモット、フラ

ンク・E・ピッケルであった。

(4) 価格統制・配給課 Price Control and Rationing Division……価格統制、生活物資の配分等、経済統制全般を担当し、安本との関係が深かった。課長はウィラード・S・エゲクビスト大尉、ついでハリー・F・アルバー。

(5) 工業課 Industrial Division……製造業、機械、化学、ガス、電気等、広範な工業生産と原料取得にわたる分野を担当した。とくに繊維産業の重要性が認識されたため、一九四六年繊維課 Textile Division（課長、ハロルド・S・テイト少佐）が分離、独立した。

(6) 労働課 Labor Division……労働制度の改革と労働運動の指導を担当した。占領政策のなかで労働問題は重視されていたので、当初は労働局を設置する構想もあったほどで、ESSの一課ではあったが、事実上半独立的な地位を保持していた。課長はカルピンスキー、コーエン、キレンと代わった。

(7) 統計調査課 Statistics and Research Division……日本経済の調査および統計を担当していたが、長期計画の作成も手がけ、四九年八月計画統計課 Program and Statistics Division と改称し、輸出入計画をふくむ経済計画の中心となり、影響力を高めた。課長はエマーソン・ロス、ついでケネス・D・モロー。

(8) 局長直属……局次長（ライダー大佐、ついでベリティ）のほか、一九四八年以降、顧問理事 Director、特別補佐官を置いて、ESS局長の補佐機能を強化した。なかでも、占領のほぼ全期間を通じ経済計画を担当したシャーウッド・M・ファイン博士の果たした役割は大きかった。

一九四九年以降の経済科学局については、第五章で改めて記すこととする。

つぎに、民間財産管理局 Office of the Civil Property Custodian（略称CPC）は、日本にある連合国および

旧敵国の財産、日本が旧占領地域や領土から略奪した財産、その他の財産を管理した。また日本の超国家主義機関および戦犯者の財産を接収し、日本政府所有の貴金属、宝石、外国為替資産の調査、押収をも担当した。局長はパトリック・H・タンゼイ准将で、設置時には局次長のほか総務、外国財産・雑財産、政府財産、法務の四課と監査官がおかれていた。なお局長の諮問機関として、一九四八年四月、返還諮問委員会 Restitution Advisory Committee（議長は局長の兼任）が設置された。事務所は帝国相互ビル。のちに国分ビルへ移る。

賠償局 Reparations Section……一九四七年五月八日付で設置され、賠償用として要求、撤去の対象に指定されている日本の工業施設の処理計画を担当した。局長はウイリアム・K・ハリソン准将で、次長のほか総務、連合国連絡、請求・配分、維持管理、撤去・輸送、実施、資産評価、計画の八課から成っていた。なお局長の諮問機関として同時に賠償諮問委員会 Reparations Technical Advisory Committee（議長ジョン・F・コンクリン准将、メンバーは極東委員会の派遣者）が設置され、一九四八年一二月賠償局が廃止されたのちも存続した。事務所は国分ビル。

三　地方軍政機構

スタッフ機関であるGHQ／SCAPに対し、「主として最高司令官の指令の遵守を監視する機関として、また必要があれば最高司令官が遵守を確実にするために用いる」（一九四五年一二月一九日付マッカーサー元帥の管下部隊への訓令）ライン機関として行動したのが、地方軍政機構である。[11]

彼らは政策決定機能をもたなかったとはいえ、実施方法の細部についてはある程度の裁量を与えられていたので、

間接統治の原則が強調されながらも、日本政府の地方機関や国民に直接軍政に近い感覚でのぞんだ例がめずらしくなかった。この意味で、日本占領政策における地方軍政機構の役割を軽視することはできない。

広義の地方軍政機構には、(1)戦闘部隊（第六、第八軍、英連邦軍など）、(2)軍政スタッフ、(3)SCAPの民間諜報局とくにCICの地方分遣隊（治安関係の調査、諜報、検閲、謀略に従事）の三つがあるが、狭義の場合は、軍および軍団司令部の軍政担当機構および府県軍政チームをさしている。

日本進駐にあたって直接軍政にあたることを想定していた第六、第八軍は、ヨーロッパ戦場の例にならい、G-1のなかに軍政班 Military Government Sub-Section を、師団、連隊レベルに軍政中隊 Military Government Company を編成、配置していたが、占領開始とともにGHQ／SCAPの組織に適合させるため、軍および軍団司令部に非軍事事項を担当する特別参謀部 Special Staff Section を設け、軍政中隊を戦闘部隊からはずして、軍司令部―軍団司令部―軍政グループ―軍政中隊、の指揮系列を確立した。その後第六軍の解散により、第八軍が日本本土全域を統轄する（一九四六年一月）ことになってから、さらに実情に即した修正を加え、一九四六年七月以降は、軍司令部（第八軍）―軍団司令部（京都の第一軍団、仙台の第九軍団）―地方軍政部 Military Government Region（総数八）―府県軍政チーム Military Government Team（総数四六）、の新系列に代わった。[12]

SCAPからの指令等は第八軍の「作戦命令」に書き変えられ、軍団司令部、地方軍政部を経て末端の軍政チームに伝達されるが、二つの中間機構は単なる経由機関で、地方軍政業務の実質は、第八軍の特別参謀部と第一線の府県軍政チームによって担当されていた、といえよう。

地方軍政機構における占領管理の方式を具体的に説明すると、つぎの二つに大別される。

第一は内面指導をふくむSCAPの政策実施を直接に遂行することであり、第二は占領政策の監視任務である。後者の場合、日本政府はSCAPから指令を受けると、それを日本の法令になおして地方行政機関に流す。軍政チームは地方行政機関がSCAP指令に基づく日本政府の法令を遵守しているかどうかを常時監視している。しかし遵守が怠られているのを発見しても、ただちに是正命令を出すことは禁じられており、上級機関に報告するだけに限られる。SCAPはこの報告に基づいて日本政府に是正措置を命じ、日本政府はさらに、それを地方行政機関に伝達するのである。この迂遠な循環方式は、間接統治の原則を尊重する建前からとられたのであるが、必ずしも厳格に守られたとはいいがたい。

軍政チームは占領政策の浸透と情報収集のため地方行政機関との連絡を密に保つとともに、「新聞、映画、紙芝居、ラジオ、集会、展示、会議、面接、職域連絡会」[13]等、多数のチャンネルを通して直接に民衆と接触していたので、とくにあらたまって命令を出さなくても、口頭の示唆だけで同じ効果をあげることができたのであり、越権的な直接介入現象はいたるところでみられた。

しかし一九四九年七月、SCAPは関係機関から「軍政」(Military Government)の名称を廃して「民事」(Civil Affairs)に変え、さらに一二月、第八軍の民事部、府県民事チームをも廃止して、八つの地方民事部のみを残し、ようやく弊害の目立ってきた地方機構を縮小した。

ともあれ、軍政官たちが直接、間接に干与した領域は、日本政府の行政のほとんど全分野に及んだ。このため第八軍の特別参謀部は、首席軍政官 Senior M. G. Officer の下に、法務・民政、経済、財政・民間財産、社会の各課に分かれ、GHQ／SCAP（および日本政府の中央官庁）とほぼ対応する編成をとっていたし[14]、占領初期において

は日本政府の威令が届きにくい行政を代行する例が少なくなかった。米の供出督励、石炭増産の促進、ヤミ物資の摘発、徴税強化等である。

しかし、軍政要員は全国あわせても二千数百名（GHQ／SCAPが別に約二〇〇〇名）しかいなかったので、SCAPと第八軍はしばしば重点目標をしぼった特別作戦を発動した。

財政・民間財産課の分野では、一九四六年春までは、閉鎖機関、外国財産、貴金属の管理・監視に重点がおかれていたが、以後は徴税の督励に指向された。とくに一九四七年度予算で税収見込の目標が大幅に下まわることが予想されたため、第八軍は一九四八年一月、戦闘部隊からも人員を選抜して五五の督励班を編成し、四五〇ヵ所の全国税務署を監察させた。第八軍は徴税不振の原因を、「納税者の新税法とくに予定申告納税制への不信感と反税団体の抵抗戦術」[15]に求めたが、直接に徴税事務へ介入することは避け、啓蒙宣伝と、各国税局、税務署に対する「目標額割当」(allocation tax goals and quotas)の指導にとどめた。

しかし、「シープ徴税」と称されたこの特別作戦は、予期された以上の成果を収めたので、ひきつづき継続されることになる。

(1) *MacArthur in Japan: The Occupation: Military Phase*, p. 84.

(2) 九月二六日サザーランド参謀長は、(1)間接統治方式に転換し直接軍政の予定を中止したこと、(2)すでに特別参謀部が新設されつつあること、を理由として軍政局を廃止し、余剰の人員は朝鮮向けの軍政要員として転用する計画を通報し、二八日軍政局は正式に廃止された（SCAP, "Non-military," #2, Administrations of the Occupation, pp. 26-27.）。

(3) 一九四六年二月一日の機構改変で、行政課は六班編成となり、八月には各班が課に昇格し四七年二月以降もさらに数回の改変があった。とくに四七年六月、公務員制度の改正を担当するために新設された公務員課 Civil Service Division は、そ

の後拡張され、四八年には民政局人員の過半を占める規模となった。これらの過程については、SCAP, "Non-military," #2, Administration of the Occupation, pp. 41-43; SCAP, Government Section, *Political Reorientation of Japan*, Vol. I, pp. 790, 796. を参照。

(4) 竹前前掲書、五八ページ。

(5) CASAから日本に派遣された軍政将校は一一五七人に達したが、大部が六カ月勤務ののち本国へ帰り、あまり活用されなかった。また朝鮮には同じく五五六人が配属された (Braibanti, *op. cit.*, p. 62.)。

(6) 一九四六年一月七日付の参謀総長発SCAPあて電によると、国務省、財務省は出向職員を出す意図があるが、SCAPがひもつきの形を嫌うので、専門家スタッフを各省からかき集めるのは困難をきわめている、と説明されている (*FRUS 1946* VIII, p. 96.)。

(7) SCAPの内部機構については、*MacArthur in Japan, op. cit.*, pp. 75-82; SCAP, "Non-military," #2, Administration of the Occupation. 竹前前掲書、五三—六一ページを参照。

(8) SCAPは一九四八年八月、南朝鮮が独立するまで、同地に対する軍政責任を負い、また四九年六月末、在南朝鮮アメリカ陸軍が撤退するまで、極東軍総司令官として指揮権を持っていた。しかし、軍政に関する限り、細目はほとんど現地司令官の裁量に委ねられていた (*Political Reorientation of Japan*, II, pp. 796, 799.)。沖縄の軍政は、占領当初はアメリカ海軍の担当(一九四五年四月)であったが、その後陸軍(同六月)→海軍(同九月)→陸軍(四六年七月)と変動し、四六年七月以降はSCAPの責任下で陸軍出身の軍政長官が実務を担当した (宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』、一九七五年、参照)。

(9) 一九四七年九月のケーディス・メモによると、当時の経済科学局の人員は、将校三五 (うち連合国二)、下士官・兵三三、シビリアン五六八、外国人四〇、計六七六人のほか、日本人四五三人が勤務していた。

(10) 一九七三年六月五日、ユージン・M・リード氏に対するD・K・ナント氏のヒアリング (大蔵省資料Z一〇六—一四)。

(11) 地方軍政機構一般については、竹前前掲書、六六—七六ページ。*MacArthur in Japan: The Occupation: Military Phase*, Chapter VII; Braibanti, *op. cit.*, Part IV, V.

(12) 地方軍政機構の組織と規模は何度も変わっているが、標準的には府県軍政チームが三一～四七人 (長は中、大佐)、地方軍政部は四一人を定員としていた。東京・横浜地区はとくに地方軍政部に準じた規模の「東京—神奈川軍政地区」が担当

し、定員は二一五人であった (竹前前掲書)。

(13) *MacArthur in Japan, op. cit.*, pp. 204-05.

(14) 編成はしばしば変わったが、一九四七年ごろの経済課 Economic Division は、天然資源、工業、労働、価格統制、貿易の各係 Sub-Section、社会課 Social Affairs Division は民間情報、民間教育、公衆衛生、福祉、引揚の各係で構成されていた。財政・民間財産課をふくむ他の各課は小規模でとくに係に分かれていなかったようである。なお特別参謀部の定員は将校五二人、下士官兵五七人、文官七三人(一九四八年八月)であった (*ibid.*, p. 203.)。

(15) *Ibid.*, pp. 223-24.

第四節　初期改革

一　静観から介入へ

占領初期におけるアメリカの占領政策は、おおむね「降伏後における米国の初期の対日方針」（一九四五年九月二二日公表）および「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（同一一月三日ＳＣＡＰへ伝達、非公表、以後「初期の基本的指令」と略称）の二文書に示された方向に沿って実施されたといえよう。

とくに初期改革の選択範囲はこの文書によってかなりきびしく拘束され、マッカーサーの権力にまつわるかずかずの伝説にもかかわらず、ＳＣＡＰの裁量は、実施プログラムの順序やテンポを加減する程度に限定されていた。前記二文書の中間案を示されたマッカーサーは、九月三日の電報でマーシャル参謀総長に対し、「このように厳格で微細にわたる指令は、実質的に最高司令官へ与えられた任務の具体的な実施方法を本官から奪い……任務の成功を妨げ……占領を長引かせ、より多くの兵力を必要とする」[1]と苦情を申し送り、「情報」または「指針」として扱うものと宣言していた。ともあれＳＣＡＰが日本側に対して、政策の決定権はワシントンよりも東京にある、と印象づける戦術をとっていたのは事実であった。

しかし、初期の改革構想に関するかぎり、ＳＣＡＰがワシントンの指令の線から明らかに逸脱した目標を追求した

ことはなく、また過去数年を軍事作戦に専念してきた占領軍に、それだけの余裕はなかった。もっとも、与えられた目標の範囲内でいずれを優先するかについて、マッカーサー以下ＳＣＡＰ実力者の哲学や趣好が反映したことは否定できないし、部分的にはサボタージュ的現象もみられないわけではなかった。

マッカーサーが厚木に向かう機上でホイットニーに口述したと伝えられる当面の改革目標は、「(1)軍事力の破壊、(2)代議政治の導入、(3)婦人の参政、(4)政治犯の釈放、(5)農民の解放、(6)自由な労働運動の保障、(7)自由経済の促進、(8)警察の圧制廃止、(9)自由かつ責任ある新聞の育成、(10)教育の自由化、(11)地方分権[2]」の一一項目で、ワシントンの正式指令が到着する前の段階であるだけに、ややマッカーサーの個人的趣好をうかがわせるものがあるが、実際にはこれらのプログラムのほとんどすべてを、前記の二指令はふくんでいた。

しかし、多岐にわたる改革目標を豊かなイメージと劇的要素をともなった体系にまとめあげ、敗戦国民の社会心理にマッチするような手法で提示していった巧妙な政治技術は、多分にマッカーサー独特のものであった。たとえば、ボートン博士は「占領成功」の一因は、改革指令をまとめて出さず、適当なタイミングで小出しにしてショック効果を緩和し、あるいは指令の発出を抑えて外力の干渉を予防した点にあったと評している。[3]

ところで前記の二文書に流れる占領政策の最高目標を要約すると、日本の「非軍事化」と「民主化」の二点にしぼられよう。これに対応してマッカーサーは、日本管理方針に触れた最初の声明（九月九日）で「軍国主義、軍国的国家主義の根絶」と「自由主義的傾向の奨励」を強調したが、具体的な改革構想については述べず、言論、新聞、宗教の自由を要求したにとどまった。そして翌一〇日「言論・出版および通信の自由」に関するＳＣＡＰ覚書が発せられたが、それはひきつづき、プレス・コード（九月一九日）、ラジオ・コード（九月二二日）に関する覚書が出されている

ことからも明らかなように、マス・メディアの統制権限を日本政府の手からとりあげてSCAPの監督下に移し「占領軍に対する破壊的批判」(destructive criticism of the allied forces of occupation)を封じるのが主たる目的であった。

SCAPが戦犯容疑者の逮捕（九月一一日開始）を除いて、進駐後一カ月余にわたってほぼ静観の態度をとっていたのには、いくつかの理由があった。

第一は、最優先目標であった日本軍の武装解除を急速かつ円滑に達成するためであり、一〇月一六日のマッカーサー元帥声明は、日本本土（兵力三五〇万）における武装解除と復員は完了し、三五〇万にのぼる外地日本軍の武装解除もほとんど終了しつつあることを確認し、かくもすみやかで順調な軍隊の解体は「世界史に未だかつてその例を見ない」[4]と自賛した。

第二は、直接軍政から間接統治方式への転換に伴う体制と機構の整備に手間どったことで、一〇月二日民政局以下の特別参謀部の編成で一応軌道にのった。

第三は、間接統治の原則に照らして、しばらく日本側の自発的改革の意欲を見定めようとしたためである。

九月二二日の「初期の対日方針」公表によって、日本政府はワシントンが意図していた改革の概要を知らされた。すなわち、非軍事化のための主要な政策として、戦争犯罪人の逮捕、秘密警察の解体、超国家主義団体の解散、軍国主義者や超国家主義者の公職からの追放、軍国主義的教育制度の除去、軍事力の経済的基礎の破壊等が示された。民主化のための主要な政策としては、宗教的信仰の自由、民主的政党の奨励、政治犯の釈放、基本的人権を保護するための制度的改正、労働組合等の奨励、財閥解体等々が列挙されていた。

しかしグルーら日本派の勢力への漠然とした期待感から、ワシントンおよびSCAPの内情に対する楽観的誤断にとらわれ「五カ条の御誓文」を民主主義の源流とみなしていた当時の政府と保守派の政治指導者たちにとって、「初期の対日方針」が要求したような改革路線は理解しにくいものであり、感覚的にも適応しうるものではなかった。[5]

SCAPは、東久邇宮内閣が新聞の検閲発禁を継続し、政治犯の釈放をためらい、治安維持法、特高警察を温存しようとしているのを眺め、民衆運動の低調さを観察して、日本側の自発性に期待する方針を放棄した。

SCAPの政治顧問として着任したばかりのジョージ・アチソンは、九月二七日、つぎのような第一印象を国務省に送っている。「政府と行政官は日常事務と占領軍の指令を実行することにだけ没頭し……一部の機会主義者は表面的な民主主義活動にかけまわっている……予想されたとおり、敗戦の衝撃と軍国的秩序の突然の崩壊と極度に窮迫した生活のため、国民は自失状態にあり、進歩的、知的リーダーシップの空白は、当分の期間満たされそうにない」[6]

また、九月二五日のワシントン発AP特電は「日本国民による民主主義的革命の可能性は期待薄であり……少なくとも最初のうちは真の変革への原動力がマッカーサー元帥によって与えられねばならぬことを明瞭にしている」[7]と報じ、近い将来における対日政策の変動を予告した。

こうした昏迷状況のなかで、一〇月四日SCAPは「政治的、公民的および宗教的自由制限の除去」に関する覚書（SCAPIN九三号）を発し、天皇についての自由討議をふくむ一切の抑圧法令の廃止、思想警察組織の廃止、政治犯の釈放、山崎内相以下警察幹部の罷免を要求した。多数の戦時閣僚をかかえ、内相を失った東久邇宮内閣は総辞職して幣原内閣に代わり、以後、SCAPは矢つぎばやに民主化指令を発して改革の主導権を手中に収めた。

つぎに、初期改革の進行状況を政治・社会面と経済面の二分野に分けて概観する。

二　政治・社会改革の概観

(1)　戦犯の逮捕と裁判[8]

第二次大戦中、連合国はロンドンに「連合国戦争犯罪委員会」（委員長はオーストラリアのライト卿）を設置し、重慶に極東・太平洋分科会を置いて戦犯追及の準備を進めていた。その特色は、従来のような国際法上の戦争法規違反者にとどまらず、いわゆる平和および人道に対する罪という新概念によって、枢軸国の戦争指導者を戦争犯罪人として訴追したことにあった。

一九四五年八月八日、ロンドン協約に基づいて国際軍事裁判所条令が制定され、ナチス・ドイツの戦争指導者を対象としたニュールンベルク裁判が開始された。つづいて日本の降伏によって、委員会は急拠日本の戦争指導者に対する訴追手続を進め、九月一四日、四五名の戦犯リストをＳＣＡＰに送付した。一方、ＳＣＡＰもワシントンのＳＷＮＣＣと連絡をとりながら戦犯容疑者のリストを作成し、九月一一日の東条元首相を筆頭として、皇族をふくむ軍・政・財界の指導者をつぎつぎに逮捕した。この間日本政府は、日本側の責任による戦犯の処罰をＳＣＡＰに申し入れたが、容認されなかった。[9]

そして、残虐行為等によるＢＣ級戦犯の裁判は一二月一七日から横浜および海外各地で開始され、戦争指導者（Ａ級戦犯）に対する裁判は、翌年一月二九日ＳＣＡＰの下に設置された東京国際軍事裁判所（裁判長はオーストラリアのウェッブ判事）の管轄下で五月から開始され、一九四八年一一月に終結した。

戦犯問題でもっとも注目されていたのは天皇の処遇であり、オーストラリア、中国、ソ連を先頭とする連合国の多くは、早くから天皇の訴追を主張していた。それは、天皇制自体の運命とも深くかかわりあっていたが、アメリカはほぼ一貫して天皇を除外する方針をとり、結局一九四六年四月三日の極東委員会決定で、最終的にそれが確認された。

(2)　基本的人権の確保に関する諸改革

一九四五年一〇月四日のＳＣＡＰ覚書は、人身、思想、信仰、集会、結社、言論等の自由および人種、国籍、信仰、政見等を理由とする差別待遇の撤廃を強調するとともに、この原則に抵触する法令、機関の廃止を指令した。つぎで一〇月一一日マッカーサー元帥は、新内閣を組織したばかりの幣原首相に対して「日本の権利宣言」（Bill of Rights）と称された五大改革を指示し、婦人参政権の付与、労働組合の奨励、学校教育の自由主義化、圧制組織の解体、経済機構の民主化を要求した。

これによって、国防保安法、軍機保護法、言論出版集会結社等臨時取締法、治安維持法、治安警察法、宗教団体法、新聞紙法、国家総動員法、戦時刑事特別法がつぎつぎに廃止されていった。

(3)　教育改革および国教分離

ＳＣＡＰは一九四五年一〇月二二日の「日本の教育制度の行政」に関する覚書（ＳＣＡＰＩＮ一七八号）等一連の指令で、軍国主義と超国家主義観念に立脚した教育の中止と民主的教育への転換、不適格者の教職追放、修身等の学科廃止を要求した。また一二月一五日の国家神道廃止に関する指令は、国教分離の体制を保障するとともに、神道の教育に対する影響を排除するものであった。

これらの措置はとりあえずの緊急措置であって、長期的視野に立った日本人の国民的再教育 Reorientation を企図していたSCAPは、翌年三月ジョージ・D・スタッダード博士（ニューヨーク州教育委員長）を団長とする教育使節団をアメリカ本国から招請して、六・三制を基調とする大幅な教育改革を推進した。[10]

(4) 公職追放[11]

軍国主義的指導者や好戦的国家主義の積極的推進者を公職や重要な私的企業の監督的・教育的地位から排除する方針は、ポツダム宣言その他ですでに明らかにされていたのであるが、SCAPは一九四六年一月四日の「好ましくない人物の公職からの除去」に関する覚書（SCAPIN五五〇号）で、日本政府に対しその実施を要求した。すでに前年中の指令により、警察、教育関係者には追放が開始されていたが、一月四日の覚書は、その対象がきわめて広範であったため、日本の政・財・官界に与えたショックは大きかった。

とくに幣原内閣は閣僚中からも数名の該当者を出し、いったん総辞職して閣僚を再編成したほどで、各政党からも大量の該当者が続出し、四月に予定された戦後最初の総選挙を前にして、大幅な新旧世代の交代による政治的再編成が予想された。しかし、『朝日新聞』が「無血革命」[12]と表現し、ジョージ・アチソンが「日本における非ナチ化政策（デナチフィケーション）」[13]と名づけた公職追放は、その峻烈な内容のゆえに、民主化政策の手段をこえて、懲罰的意図（ピューニティブ）をもふくむのではないか、との猜疑を生んだ。

SCAPの責任者であるホイットニー民政局長は、マッカーサーの裁量で「本来の指令より大幅に穏健な線」に後退させ「懲罰的色彩を緩和」したのであって、日本の追放がドイツの例に比してはるかに軽度であることを強調している。[14]

ともあれ、民政局が追放を好んで政治的操作に利用したのは否定できない。すなわち、だれが追放令に該当するかは、日本政府と公職適否審査委員会の決定に委ねられていたが、SCAPは特定の個人を指定したり、取り消したりする権限を確保していたので、民政局は追放を武器として政治的人事に介入した。鳩山一郎、石橋湛山、平野力三、松本治一郎らのケースがその例であり、とくに石橋蔵相の場合は、財政政策に関する経済科学局との対立が追放の主たる動機となったのであった。

追放は、一九四八年三月まで継続され、この間数次の改正を経て、対象を経済界、地方公共団体、言論界（このうち、いわゆる経済パージについてはのちに詳述する）に広げ、さらに該当者の三親等に及ぼすなど、強化、徹底され、総数は二〇万人をこえた。[15]

(5) 新憲法の制定（後述）

三　経済政策とインフレーション対策

あいつぐ民主化改革の指令がSCAPと日本国民を一種の熱狂にまきこもうとしていた一九四五年一一月五日に、ジョージ・アチソンは大統領にあてて「アメリカの政策指令を実施に移すための戦略は政治的に予想以上の成功をおさめつつある」と観察したあと、「この成功を阻む重大な障害が起こるとすれば、それは経済面においてであろう」[16]と述べた。

アチソンが懸念したように、戦争の破壊と疲弊に打ちひしがれた日本経済は、低調の底にあり、工業生産は戦前の

一〇%以下を低迷していた。しかも戦時統制によってかろうじて押えられていたインフレは、終戦と同時に爆発的な高進に向かう兆候がみえはじめた。何よりも、多数の復員、引揚者を迎え、数十年来の不作と重なって、一〇〇〇万人餓死説が流れるほどの深刻な食糧不足が迫りつつあり、しかも海外から食糧を輸入する見通しもつかなかった。

しかし、ワシントンの指令は、経済政策面については、きわめてきびしい制約を課していた。すなわち「初期の対日方針」は「日本の苦境は日本国自らの行為の直接の結果にして連合国は其の蒙りたる損害復旧の負担を引き受けざるべし」と述べ、「初期の基本的指令」は重ねて「貴官は、日本の経済的復興または日本経済の強化について何らの責任をも負わない」し、また「日本にいずれの特定の生活水準を維持しまたは維持させる何らの義務をも負わない」と念をおしていた。

それは経済および民生面における占領軍の責任を解除したともみられるものであるが、一方で経済の「非軍事化」と「民主化」を基調とする諸改革を推進する責任をも負わされたSCAPとしては、日本国民の「経済および民生上の最低限の安定」を無視しえない、というジレンマに直面する。

同じようなジレンマはドイツのアメリカ占領軍にもあったが、「飢餓線上の改革」が文字どおり成立しない以上、SCAPはインフレ防止等の経済政策に介入し、また「占領軍を危うくするか軍事行動を妨げるような広範囲の疾病または民生不安の防止」（「初期の基本的指令」）という名目で、民生安定のための救済に乗り出さざるをえなくなった。

しかし、ワシントンの指令による制約が、占領最初期におけるSCAPの経済政策を消極的にしたことは否定できない。実際に、一九四五年中における一般経済政策に関するSCAP指令は、つぎに列挙するように、多くが民需転換、食糧確保等を中心とする応急措置ないし情報提供の要求にとどまっている。

○応急措置に関する主要指令[17]

SCAPIN	二九号	九月一五日	必需物資の増産と経済統制の継続
	五八号	九月二五日	軍用石油、生糸等の民需転用許可
	五九号	九月二五日	証券取引所の再開禁止
	六三号	九月二六日	軍用飛行場の農耕地転用許可
	七一号	九月二八日	造船、港湾作業の二四時間操業
	二七二号	一一月一二日	炭坑用爆薬の生産許可
	三〇〇号	一一月一八日	皇室財産の凍結

○情報提供の要求に関する主要指令

SCAPIN	三号	九月二二日	経済統制機構手続および主要工場の財産目録の報告
	三八号	九月二〇日	歳入、歳出、財政機構等の報告[18]
	九六号	一〇月　六日	外国為替資産の報告
	二五七号	一一月　九日	農業生産計画の報告
	二四七号	一一月一四日	政府補助金の調査

○その他の主要指令

SCAPIN	四五号	九月二二日	金融取引の統制
	七四号	九月三〇日	戦時特別機関の閉鎖

一一〇号　一〇月　九日　最少限必要な輸入の許可
三三七号　一一月二四日　戦時利得の排除および国家財政の整理[19]
三三八号　一一月二四日　恩給、年金等の支払停止
三五九号　一一月二八日　新通貨発行の事前承認
三九八号　一二月　六日　石炭の増産

これら一連の指令によって、SCAPは大蔵省の所管行政をふくむ日本政府の経済行政について、一応掌握しうる態勢を築いたといえる。

SCAPの経済政策面における消極性によって、もっとも影響を受けたのはインフレ対策であったろう。それはまた終戦直後にとるべき経済政策の一般的性格について、日本政府とSCAPの見解に大きな差のあることを露呈したものであった。すなわち、終戦と同時に東久邇宮内閣は、軍事費および軍需生産のための政府支出は急減し、民需生産の復活に応じてインフレは相当防止しうる、との判断に立って、預金の無制限支払を声明し、臨時軍事費や復員手当、解雇手当、軍需補償金等の支払をつづけた結果、日銀券の発行高は、八月一日の二八五億円から、同月末には一挙に四二三億円へ増大し、九月はやや収縮したが、一〇月以降も増発をつづけた[20]。

また鈴木内閣は八月一四日の閣議で「軍其の他の保有する軍需用保有物資資材の緊急処分の件」を決定し、軍民離間の間隙を防止する」という名分で、軍命令により、食料、衣料、資材等大量の軍用物資を「穏密裡」に都道府県、経済統制団体、復員軍人、民間へ放出した[21]。SCAPは八月二〇日マニラで河辺使節団に交付した一般命令第一号のなかで、この種の物資の処分を禁じていたが、日本政府が中止および回収を命令したのは二八日になってからで、それまでに陸海軍物資の七〇%が流出してしまっていた。

SCAPは、残額を凍結したのち、九月二四日、民生安定のため大部を日本政府に移管したが、翌年一月の指令で、あらためて「八月一四日と九月二日」の間に処分された旧軍用物資の追及を厳命した。その後、国会に特別委員会が設けられ、「隠退蔵物資」(Hoarded Goods)の摘発を進めたが、問題の物資の多くは、正規の流通ルートにのらず、ヤミ市場に流出したまま戻らなかった[22]。

インフレについて比較的楽観的でむしろデフレーションの発生さえ懸念していた政府は、九月一八日の閣議で生鮮食料品の価格統制と配給制の撤廃を決定した。ところがSCAPは九月二二日の指令第三号で、賃金および必需品の価格統制および配給割当制度の継続を要求してきた。戦争の終結により自由経済への復帰を当然と考え、またそれが占領軍の意向にも合致するであろう、と予想した日本政府の観測ははずれた[23]。クレーマー経済科学局長は、日本政府の照会に対し、厳格な経済統制の目的は、社会的公平と破壊的インフレの防止にあり、あくまでも非常措置にすぎない旨説明し、統制の緩和に難色を示したが、生鮮食料品 Perishable Foods の統制だけは、一一月二〇日撤廃された。しかし、それは完全な失敗に終わり、アメリカ軍の放出物資を見返りに魚介類を確保する状況で[24]、インフレをますます助長させる一因となった。

統制緩和問題にみられる経済面でのこうした疎隔は、翌年以降さらに深まり、やがてSCAPの経済政策面に対する直接介入を招来するのである。

四　賠償政策とポーレー使節団

第二次大戦後におけるアメリカの賠償政策の特徴は、まず旧枢軸国に対する非軍事化政策の一環として位置づけたこと、つぎに、第一次大戦後の対独賠償問題の教訓を生かし、経済合理性に背反しない範囲で、しかも現実性のあるプログラムにまとめようとした点にあった。

そして、この線に沿って、現金 Cash や生産物 Current Product の賠償を避け、取立ての中心を軍需工業の過剰既存設備におき、さらに総額を支払国の経済自立を不能としない程度に押える、というアメリカ案の基本原則が提示された。[25] しかも、アメリカは対象設備の大部が陳腐化し、劣悪化していることを発見すると、国内経済の擾乱要因となることをおそれて、いち早く請求権を放棄し、後進諸国の経済復旧へ振り向ける方向に転換した。[26]

しかし直接に日独の軍隊の手で国土を荒廃させられたソ連以下の連合国は、賠償を自国の経済的復旧のため迅速、安直に利用すること以外は考えない傾向があったので、連合国間の見解は一致せず、統一的な賠償政策はついに確立できないままに「冷戦」の過程で消滅した。

主要連合国の間で賠償の具体案が討議されたのは、ヤルタ会談が最初で、対象は対独賠償だけに限られたが、早くも米ソ両国の間に基本的な不一致の存することが露呈した。[27] すなわち、ソ連は総額二〇〇億ドルのうち五〇%をソ連の取得分とすることを主張したが、米英両国は、総額があまりに過大である、として反対したので、結論に達せず、モスクワに三国の賠償委員会を設置してひきつづき検討を続行することになった。

アメリカは、カリフォルニアの「石油資本家でタフなネゴシエーター」[28]として知られたエドウイン・W・ポーレー Edwin W. Pauley を委員会の米代表に任命したが、ポーレーは大統領特使兼大使の資格で、対日賠償をもあわせて担当することになった。[29]

モスクワにおける賠償委員会の討議は難航したまま一九四五年七月のポツダム会談に持ち越され、米、英、ソ三国は各占領地区から取り立てるほか、ソ連は西側地区から食料等の供給と交換に一五%を追加取得すること等に合意したが、総額については、主としてアメリカの反対で未定のままに終わった。

アメリカが総額の算定に警戒的でこれにイギリスも同調したのは、戦禍で荒廃した占領地区の実態からみて、賠償の取立ては困難であり、むしろ民生安定のための救済支出を予期していたので、第一次大戦後と同じようにアメリカがドイツの賠償支払を肩代りする結果になることを恐れたからでもあった。[30]

この間にソ連は、西側の抗議を無視して、自己の占領地区から「戦利品」(War Booty) の名目で事実上の賠償取立てを開始し、ポーレーとハリマンは八月中旬、満州と朝鮮で同様の事態が起こるのを憂慮して、ワシントンに警告を送ったほどであった。[31]

こうして対独賠償問題は暗礁に乗りあげたので、ポーレーは九月に帰国して大統領へ報告書を提出したのち、代わって対日賠償を処理するため、極東へ派遣されることになった。[32]

この段階までは、対日賠償については、ポツダム宣言と「初期の対日方針」のなかで簡単な原則事項しか示されていなかったのである。[33]

ポーレー使節団の一行（次席のマクスウエル、学界のラチモア以下、財界人、技術者、エコノミスト、法律家等十

数名）は、一一月五日以降東京に到着し、おりから来日中の戦略爆撃調査団の援助を受け、SCAPと日本政府が準備した資料に基づいて作業に入った。この間一〇〇以上の工業施設を踏査したほか、一部のメンバーを主要請求国である中国、南朝鮮、フィリピンに派遣し、また翌年五月あらためて満州、北朝鮮におけるソ連軍の施設撤去状況を視察した。[34]

そして、SWNCCの了解を経たのち、早くも一二月六日、一般に「ポーレー中間報告」（Interim Report）と呼ばれている「日本からの賠償即時実施計画」（Reparations from Japan, Immediate Program）を作成し、一八日ポーレーから大統領に提出されたが、その骨子は真珠湾攻撃四周年目の一二月七日に公表された。[35]

アメリカが中間報告を急いだのは、対独賠償の経験から、ソ連をふくむ関係連合国が最終的な結論に達するには相当の日数を要する、と思われたので、請求国の緊急な需要に応じ、日本の平時生産を早く再開させるため、とりあえず暫定的水準を設定して実施に移行するのが効果的である、と判断したためであった。このため、SCAPは翌年一月二〇日付の覚書で、航空機工場、陸海軍工廠、重要研究所等三八九工場を第一次賠償予定物件として指定した。

ポーレー使節団はSWNCCに残務をひきついで二月下旬に解散し、五～一二月にかけて極東委員会の手でカテゴリー別に「中間賠償計画」が決定されたが、一部の修正を除くと、ほぼ全面的にポーレー案が採用された。[36]

ポーレー報告は、単に日本の賠償規模を算定しただけにとどまらず、産業の許容規模や国民の生活水準を設定し、さらに財閥解体、農地改革、経済パージ等の経済改革にも言及していた。この意味で、ポーレー報告は、アメリカによって提示された日本経済の将来像に対する戦後最初の総合的展望でもあり、また賠償を通じて、アジア諸国の政治的・経済的安定を指向する経済戦略の表明でもあった。

そこで、つぎに中間報告および「ポーレー最終報告」（一九四六年四月一日付）に盛られた要点を列挙的にかかげておく。

(1) 日本経済の非軍事化を徹底する。
(2) 平和経済維持のための最低必要水準を上まわる過剰な重工業プラントおよび在外資産を賠償にふりむける。
(3) 賠償は主として日本の軍事行動によって被害を蒙ったアジア諸国に引き渡され、東アジア全体の経済的、政治的安定に寄与させる。
(4) 日本国民に許容される生活水準は、アジアの他の諸国を上まわらない程度にとどめられる。[37]
(5) 財閥解体の促進、賠償指定にあたり、財閥系企業を優先的に選定する。
(6) 農地改革、経済パージの実施。

賠償指定プラントの対象は、陸海軍工廠、航空機、軽金属、ボール・ベアリング（以上は全部）、鉄鋼、工作機械、造船所、火力発電所、硫酸、ソーダ（以上は約半分）の各部門にわたり、過剰能力算定の根拠はまちまちであったが、基幹部門の鉄鋼生産許容能力（年産二五〇万トン）は、満州事変直前の一九三〇年とほぼ同じ水準であった。[38]

ポーレー報告で想定された日本経済の水準は、日本政府が予期していたよりもかなり低いものであった。一一月末から使節団に接触していた松島外務次官、朝海終連総務課長らは、中間報告が公表されると、執拗に陳情を繰り返し、民需用のボール・ベアリング、アルミニウム、硫安、火薬等の生産を認め、鉄鋼年産量を三三〇万トンまで引き上げるよう要望した。その結果、日本側が「数字の一部を些少なりとも我に有利に変更させたは欣快」[39]（外務省資料）と評価したように、極東委員会が中間賠償報告をまとめる段階までに若干部分の緩和に成功した。

五　財閥解体の着手

日本経済の非軍事化と民主化をめざした経済改革のなかで、アメリカがもっとも重視したのは、財閥解体とひきつづく経済力集中排除であった。

それは、財閥が戦前から戦中期にかけての日本経済を支配し、軍閥と一体になって侵略戦争を推進した、とするアメリカのほぼ一致した認識に由来しており、その解体は、コーウィン・D・エドワーズ Corwin D. Edwards の表現によれば、何よりも「心理的、制度的な非軍事化」[40]を達成するため、なのであった。

しかし、一九四五年以前における財閥の研究者はT・A・ビッソンら少数に限られ、一般には戦時中の政府宣伝によって多分に誇張され、ステロタイプ化された「悪玉」のイメージが流通していた。[41]たとえば、賠償使節団長のポーレーは、その報告書のなかで、「財閥のすべてが軍国主義者であり、彼らは戦争によって巨大な利益を得たばかりでなく、敗戦後も依然その独占的地位を強化しつつある。……小企業は戦災で一掃されたが……財閥は残った」[42]と述べている。

こうした認識が財閥解体政策を強力に推進させる契機になったのは疑いのないところであるが、同時に一九世紀以来のアメリカ本国における反独占思想の伝統が与えた影響力も無視できない。すなわち、独占や不完全競争は、いかなる形にせよ、それ自体が自由企業 Free Enterprise と完全競争 Fair Competition の原理に立脚したアメリカ流民主主義に背反するという観念で、ホフシュタッターによれば「競争への信仰に根ざした反トラスト運動と立法は典

型的なアメリカの産物」[43]なのであった。

ニューディール時代から第二次大戦中にかけて、アメリカ政府の反独占政策は国内的にも強化されたばかりでなく、戦後の世界経済政策との関連で国際的にも拡大されようとしていた。[44]したがって、対独および対日占領政策のなかに反独占条項が入ったのは、この意味でも自然といえた。[45]

しかし、対象とされた日本側の認識は大幅に食い違っていた。三井財閥の首脳部が、敗戦によって戦争経済の重圧から解放され、戦前以来のアメリカ企業との提携関係を復活して平和経済の主流に復帰できると判断し、終戦直後に大規模な事業計画を立案したのは、もっとも極端な錯誤の一例であった。[46]三井だけでなく、他の財閥も、多かれ少なかれ軍部の大財閥に対する反感からきた被害者意識を抱いていたので、占領軍の好意的処遇を漠然と期待していた。

SCAPのクレーマー大佐が九月二七日初めて三井の首脳部と会見したときも、三井側は山西事件（一九四三年陸軍の反感を買って、三井が山西省から閉め出され、理事長以下の幹部が辞職した事件）の例をひいて、弁明につとめたし、[47]また外人記者団に対しても、財閥は戦争に反対し、戦争で大損害を受けたとキャンペーンされた。[48]また吉田外相は一〇月一九日の外人記者会見で、古くからの「良い財閥」と新興の「悪い財閥」に分類して、前者には戦争責任はない、と弁護して国際的な反発を招いている。[49]

実際に、終戦前のワシントンにおける対日経済政策の立案過程で、グルー、ドーマンらの知日派は、ある程度こうした日本側の期待にこたえるかのような立場をとり、財閥解体、経済力集中排除に関する政策形成に抵抗したが、それでも改革が「魔女狩り」[50]（Witch Hunt）的な規模に拡大しないよう抑制するのが限度であった。

こうした啓蒙は、アメリカ側の認識を若干改めさせ、解体のテンポを多少ともスローダウンさせるには有効であっ

たが、財閥側が期待した微温的改革の程度ではとうていすまなかった。

SCAPのクレーマー経済科学局長は、九月末から三井、住友、安田、三菱の各財閥首脳を非公式に歴訪して、自発的解体を勧告した。編成早々のSCAPには、複雑な財閥解体問題を処理できるスタッフがなく、クレーマー自身もニューヨークの繊維業者出身で専門知識に乏しかったので、三井を筆頭とする四大財閥に重点をしぼり、彼らに自発的解体計画を提示させる方法をとったのである。[51] 交渉は一〇月末まで約一カ月にわたってつづき、各社は部分的改革案を準備するなど抵抗をはかったが、アメリカ側の目標が全面解体を目ざすものであることが逐次判明してきたので、一〇月一七日まず安田がこの線にそった解体計画を提出し、最後まで抵抗した三菱も一〇月末までに屈服した。[52]

この間、SCAP側は日本政府を介在させず、各社と直接交渉を進める方式をとったが、三菱の抵抗は財閥関係者を多数かかえた日本政府のテコ入れによるものではないかと推測して、一〇月二〇日の指令（SCAPIN一六二号）で、解体計画は日本政府の事前承認を伴うよう要求し、結局安田プランに沿った四社の解体計画は一一月四日、大蔵省からSCAPへ提出された。

その要点はつぎのとおりである。

(1) 持株会社（三井、住友、三菱各本社、安田保善社）は、その所有する株式等の資産を新設する持株会社整理委員会（HCLC）に移管したのち解散する。

(2) HCLCは、この株式を従業員をふくむ広範囲に売却する。

(3) 持株会社の役員は辞職する。

(4) 財閥家族の成員は、あらゆる経営的地位より後退する。

SCAPは一〇月一七日安田プランが提出されると、ただちにその内容とその他の財閥との交渉状況をワシントンに送り、この線で収拾したいと提案したが、国務省と司法省の専門家たちは、それが「初期の対日方針」に示されたアメリカの政策に合致しない、という理由で承認できない、と陸軍省に通報した。[53] 彼らは、まずSCAPが解体を財閥と協議しつつ進める方式をとったのは好ましくない、と感じた。つぎに内容的にも、四大財閥の網状組織のなかで、持株会社という一単位が解散するだけにとどまり、より広範な経済力集中の分散や、役員、株式保有の重複関係の切断が考慮されておらず、下部レベルにおける財閥機能の代位または将来の全面復活の危険が残っている、と判断した。[54] とくに九月のマッカーサー元帥声明をめぐる紛争以来、SCAPの改革意欲に疑念を抱いていた国務省の目には、安田プランは財閥に対し「寛大にすぎる」と映じたのである。同時に「表面的な処理をなすには、あまりに複雑で重要」な財閥解体を、SCAPの貧弱なスタッフに委ねるのは無理があるとして「ひきつづき提出されてくる同様の計画をより知的に評価しうる」専門家グループを日本に派遣することが急拠決定された。[55]

SCAPは、このようなワシントンの意向に基づき、一一月六日の覚書「持株会社解体の件」（SCAPIN二四四号）で、一応四日付の大蔵省提案を承認しその実施を要求するが、「連合国最高司令官は随時右提案を補塡または修正」する自由を留保する旨を述べたうえ、「民間の工業、商業、金融、農業の企業結合の解体ならびに好ましからざる企業相互間の経営者重複および持株保有関係を絶滅する」計画の提出、私的独占を禁止する法律の制定、私的国際カルテル等の禁止等を命令した。

ノースウエスタン大学教授で、戦時中から国際カルテルの専門家として司法省、国務省のコンサルタントをつとめていたコーウイン・エドワーズを団長とし、司法省の反トラスト部関係者を主体とした八人の国務・陸軍合同調査団

が来日したのは、一九四六年一月六日であった。[56] そして二カ月半にわたる作業ののちまとめられたエドワーズ報告書は、その後の財閥解体および経済力集中排除政策（以後「集排政策」と略称することがある）のガイドラインとなった。しかしビッソンが指摘したように、着手段階におけるSCAPの「不手際なアプローチ」と東京―ワシントン間の連絡不良は、政策全体の進行を大幅におくらせ、混乱を招く原因となった。[57]

六　農地改革

農地改革は、ある意味では戦後の諸改革のなかで、日本の非軍事化と民主化という初期占領政策の特徴をもっとも典型的に代表している、といえよう。

戦前期における日本の農村を特徴づけていた地主的土地所有制と、その下で高率の現物小作料と累積負債にあえぐ零細小作農の存在は、早くから先進諸国の専門家たちによって注目されていたところであった。[58]

そして連合国の進歩派や反日派の間では、こうした農村の封建的土地制度が、財閥の産業支配とならんで日本軍国主義の温床であり、対外侵略の原動力になった、という見解が支配的であった。占領開始後はじめて農地改革の必要性について触れた一九四五年九月の『マンチェスター・ガーディアン』紙によれば、「農民生活を向上させることは、日本の工業に対する低賃金労働の給源を断ち、また日本軍の徴兵力を減ずることとなる。一方、農民の購売力の増加は国内の需要をふやし、ひいては対外輸出と侵略を緩和させる効果がある」のであった。[59]

しかし実際には、占領が開始されるまでに、アメリカは農地改革についての具体案を用意していなかったばかりでなく、ワシントンは「初期の対日方針」や「初期の基本的指令」においても、SCAPに対し、何らの方針も示していなかった。[60] すなわち、数多い戦後改革のなかで、農地改革は、スベンソンが「尾が犬を振った」[61]と形容したように、ワシントンの指令なしに、SCAPと日本政府の複合したイニシアティブで遂行されたためずらしい例に属する。

その理由としては、つぎの諸点があげられる。

(1) 国務省の対日政策グループが、地主層を敵にまわすと日本の共産化を促進する危険がある、という理由でその温存を希望し、フィアリーと農務省のラデジンスキーによって起案された農地改革案を採択しなかった。[62]

(2) 占領後における日本の深刻な食糧危機が予見されていたので、改革よりも当面の食糧増産と配給の確保が重視された。[63]

(3) 最初期のSCAPをふくめ、農村構造のまったく異なるアメリカ側には、改革着手の前提として、日本独特の複雑な農村制度と慣行を把握できるだけの適任者も、時間的余裕も乏しかった。[64]

ところが皮肉なことに、(2)にあげた理由は、日本政府にとっては逆に自発的な農地改革を決意させる契機となった。すでに本土決戦を控えて食糧の確保に悩んでいた農林省は、終戦直前に「国内戦場化ニ伴フ食糧対策」という名目で、小作料の金納化や部落農業団体による農地管理等を企図していたが、それは、占領軍がむしろ日本の占領地政策と同じように地主層の温存をはかるだろう、との見通しに立って、その前に少しでも改革を進めておこうとしたからであった。[65]

幣原内閣の松村謙三農相は、年来の自作農強化論者であったが、供出米督励のため農村を視察して、当時頻発していた帰村地主の土地取上げ紛争を目撃し、食糧危機克服のために早急な対策が必要であることを痛感した。[66] そこで、

松村は企画院事件に連座して出獄したばかりの和田博雄を農政局長に起用して、一〇月中旬農林省案をまとめ、SCAPの天然資源局に説明したのち、閣議に提出した。

当時天然資源局は日本政府から要請された食糧の緊急輸入と国内産食糧の増産措置に追われ、シェンク局長、レオナード農業課長らのスタッフがようやく日本農業の実態調査に着手したばかりで、農林省の改革案については傍観する態度をとっていた。[67]

農地調整法の改正という形式をとった農林省案は、不在地主の縮小と小作料の金納化による料率の引下げに重点をおいていた。また農地の所有限度を三町歩とし、農地委員会のあっせんによる強制譲渡方式をとっていたが、閣議で三町歩の所有限度は五町歩に修正され、一一月二六日に召集された第八九臨時帝国議会に提出されると、保守党の地主出身議員による反対で審議は難航した。

この状況をみていたSCAPは、一二月九日日本政府に対し、農地改革の促進に関する覚書を発し、翌年三月一五日までに適切な計画を提出するよう指示した。「民主化促進上、経済的障害を排除し人権の尊重を全からしめ、かつ数世紀にわたる封建的圧制の下、日本農民を奴隷化してきた経済的桎梏を打破するがため……」という格調の高い表現で始まるこの覚書は、一般に農民解放令と呼ばれ、日本側に「天来の雷電」[68]のような衝撃を与えた。

SCAPが、この段階で急に農地改革に対して積極的となったのは、一〇月末にSCAPの政治顧問部に着任したフィアリーが、アチソン顧問を通じてマッカーサー元帥に、SCAPの主導による徹底した農地改革の推進を献言したのが契機となっている。『日本における農地改革』の著者ロナルド・P・ドーアによれば、フィアリー・メモは「マッカーサーの想像力を直撃」し、以後農地改革は名実ともに「マッカーサーの改革」の地位を獲得したのであった。[69]

しかし、農民解放令が政府の主動によるものではないかとさえ疑っていた議会は、なおも法案の緩和方を進め、それがSCAPの要請に合致しないことを知りつつも、一九四五年一二月一八日改正農地調整法案（第一次農地改革）を成立させた。[70]

天然資源局は、農務省の外国農業局で極東農業の専門家として令名のあったウォルフ・I・ラデジンスキー Wolf I. Ladejinsky を迎えてただちに検討を開始し、第一次農地改革が農民解放令の趣旨に適合していない、という結論に到達したが、翌年三月になって提出された日本政府の計画も、要点は一二月の案とあまり変わっていなかった。

SCAPの日本案に対する不満は、大別してつぎの二点にしぼられていた。[71] 一つは、農地の保有限度が高すぎて、全小作地の半ば近くが残存してしまうことであった。他の一つは、農地の移転が地主優位の農地委員会を通じて実施され、しかも終了までに五年の長期を見込んでいることであった。とくに小規模農地の多い日本では、三町歩以上の地主は全地主の二・三%にすぎないので、限度を五町歩にとれば、該当する地主がほとんど存在しないことが実地調査によって確認された。

しかしSCAPは、日本側と連合国内部の複雑な情勢を考慮して、指令による強行を避け、対日理事会を利用する巧妙な戦術をとった。

当時、革新政党や農民組合は無償没収に近い徹底した改革をとなえ、対日理事会ではソ連代表が同様の提案でSCAPを牽制していた。しかし、ラデジンスキーが見たところでは、日本の進歩的専門家や知識層は、西欧の場合と異なり、小作農に対する同情を示さず、改革が一定の線を越えることには反対していた。[72] それは、ワイルズが皮肉ったように、戦争中から農村の生活水準は相対的に上昇しつつあり、ヤミ米の利得による「一尺祝い」の報道が、インフ

レに苦しんでいた都市生活者の反感を刺激したためかもしれない。[73]

対日理事会は四～七月にかけての公開討議を経て英連邦代表のマクマホン・ボールがSCAPと協議してまとめた案を採択し、日本政府もSCAPもこの線で受け入れた。[74] いわゆる第二次農地改革案であり、自作農創設特別措置法案および農地調整法改正法律案として議会に提出されたのち、一〇月一一日に通過した。

自作農の保有限度は三町歩、在村地主は一町歩に制限され、不在地主は完全に一掃されて、その結果、自作農地は全耕作地の九〇%に達する見通しとなった。農地の移転は国が直接に買収と売渡しに当たる方式に変わったが、インフレの進行もあって、買収価格は、急進派のグラジンジェフですら「事実上の没収」[75]と評価したほど低廉となった。

改革の実施期間は二年に短縮され、実際に占領軍軍政チームのジープ巡回による督励下で、目だった抵抗や混乱なしに進行し、一九四九年までにほぼ終了した。

コルコは、農地改革が「もっとも成功した占領改革」となったのは、財閥解体や集排政策と異なり、日本の支配階級である資本家が地主制の解体に本質的に反対しなかったからである、と指摘する。[76] たしかに日本は、第二次農地改革の時点までに、SCAPの目標が独立自営農民層の創出による左翼勢力への対抗に変わりつつあることに気づいていた。マッカーサーの表現を借りると、「健全、穏健な民主主義を打ちたてるため、また過激な教義の圧力に対抗するため、これより確実な防壁はありえない」のであった。

農地改革は、当初から農地の細分化を促進するとか、山林への適用が除外されているとか、その他左右両方面からの批判が絶えなかったが、[77] それによってまがりなりにも農村の近代化が達成され、さらに戦後保守政治のもっとも安定した基盤を形成した事実は否定できないであろう。

(1) MacArthur to War Dept. (CA 51630), Sept. 3, 1945, National Archives.
(2) Courtney Whitney, *op. cit.*, p. 213.
(3) Hugh Borton, "Japan and the Allied Occupation 1945-1947," F. C. Jones (ed.), *The Far East 1942-1946* (London, 1950), p. 321.
(4) *MacArthur in Japan*, *op. cit.*, p. 131.
(5) 信夫清三郎『戦後日本政治史』I、一九六五年、一五九―六〇、一七二―七五ページ参照。
(6) *FRUS 1945*, VI, pp. 724-25.
(7) 『読売報知新聞』一九四五年九月二五日付。
(8) 戦犯問題についてのアメリカおよび連合国の政策形成の推移については、*FRUS 1945*, VI, pp. 989-1015; *FRUS 1946*, VIII, pp. 382-471. を参照。
(9) 鈴木九万監修『日本外交史』第二六巻『終戦から講和まで』、三四―四五ページ。
(10) Svensson, *op. cit.*, Chapter X; *Report of the United States Education Mission to Japan* (March 30, 1946).
(11) 公職追放については、Hans H. Baerwald, *The Purge of Japanese Leaders and the Occupation* (Berkeley, 1959); John D. Montgomery, *Forced to Be Free* (Chicago, 1957); J. D. Montgomery, "The Purge in Occupied Japan" (Johns Hopkins Univ. Operations Research Office, 1954); *Political Reorientation of Japan*, 2 vols. 等を参照。
(12) 『朝日新聞』一九四六年一月六日付。
(13) Atcheson to Truman, Jan. 4, 1946 (*FRUS 1946*, VIII, p. 87).
(14) *Political Reorientation of Japan* のホイットニー序文。

すでに記したように、マッカーサーは「初期の対日方針」および「初期の基本的指令」作成の過程でワシントンへ経済パージについて反対意見を申し送っていた。ホイットニーは、当時のワシントン上層部に「別のモーゲンソー・プラン」が存するのではないか、と疑っていた(Whitney, *op. cit.*, p. 297.)。一般に、一月の追放覚書作成をめぐって、厳格派のGSと寛容派のG-2が対立し、マッカーサーがGSを支持した（たとえばマーク・ゲイン）と伝えられているが、実態はより複雑だったようである。たとえば、追放者の大部を占めたのは職業軍人（少尉以上）であったが、「初期の基本的指令」は細部

について規定していなかったので、SCAP内では将官以上、少佐以上、少尉以上と意見が分かれ、結局もっとも厳格なラインで収拾された（Baerwald, *op. cit.*, p. 17.）。

(15) 追放者の総数は二一万人（審査対象者は二三一万人）、うち軍人が七九・六%を占め、政界人一六・五%、超国家主義者一・六%、財界人〇・九%、官僚〇・九%（一八〇九人）、言論人〇・五%とつづく。官僚の場合は内務省が大半を占め、大蔵省は最低に近い九人だけであった（Baerwald, *op. cit.*, pp. 78-79.）。
なお、非ナチ化政策によるドイツの追放者は、アメリカ占領地区のみで四一万八千余人で、人口比等を加味すると日本の一〇倍に達し、しかも単なる公職からの追放にとどまらず、重労働、財産没収、公民権の剝奪、居住地制限等の刑罰が加重された（Montgomery, *Forced to be Free*, pp. 24-27.）。

(16) *FRUS 1945*, VI, p. 825.

(17) 基本的消費物資を確保するための民需生産転換について、SCAPは積極的に日本側の要望を受け入れた。さらに一一月二九日には、民需生産への転換がおくれているのは、指令第三号による軍需品生産の禁止条項が生産者に誤解されているため、と察して転換の促進方を指示している。

(18) 一九四五年度予算、一九四五年八月までの各月政府収支等に関する報告の徴収を要求したもので、大蔵省が受領した最初のSCAP指令であった。責任者の渡辺武大臣官房企画課長は英文タイプライターを探しだし、タイピストを募集してSCAPに回答（二週間の期限付）を届けた（渡辺武『占領下の日本財政覚え書』、一九六六年、一二ページ）。なお大蔵省はSCAPとの渉外事務が増大するものと予想して、一〇月一二日大臣官房に渉外部を設置した。ついで、一二月一二日付の覚書（SCAPIN四二七号）は、一九四五年度追加予算のほか、今後一切の予算案は議会提出前にSCAPへ提出すべきことを命じた。

(19) 戦時利得の排除をめぐる過程については後述する。同指令は最後の第八項で「制限される財政行為」として、公債等の発行、借入金、債務保証、補助金交付等をあげ、SCAPの個別許可を要求していた。

(20) たとえば津島蔵相は、第一次大戦後のドイツのような悪性インフレが日本に生じる危険はないと判断し、九月一一日の演説では、デフレーション進展の可能性を説いていた（鈴木武雄『現代日本財政史』第一巻、一九五二年、一二〇ページ、前記津島寿一氏口述）。したがって蔵相は、昭和二一年度予算では財政緊縮の課題と本格的に取り組むが、二〇年度予算の実

行計画では「予算の節約に付留意すること」（八月二一日閣議決定、「公文類集」第六九編巻四〇、財政部門一）と表現するにとどめていた。

(21) 「公文類集」第六九編巻五三、軍事門二（昭和二〇年）。

(22) SCAPIN五八二号（一九四六年一月一一日付）。このときに流出した軍需物資の量については諸説あり、「平時経済の四年分の供給量」（『U・S・ニューズ・アンド・ワールド・レポート』）は誇大にすぎるとしても、陸海軍全保有量の七〇%とか、総額五〇〇億円というところが妥当であろうか（SCAP, "Summation of Non-military Activities in JapanSept./Oct. 1945-Aug. 1948" No. 27, Dec. 1947; *Political Reorientation of Japan*, Vol. I, pp. 308-10. 信夫前掲書、I、一三一—三三ページ）。

(23) 終戦に伴う経済統制の緩和ないし撤廃は、日本政府部内のほぼ一致した方針であった。早くも八月一四日付の「戦争終結に伴い考慮すべき問題」（綜合計画局物価部）と題した文書は、経済統制は撤廃し「必需物資に付漸進的緩和」をはかると記し、九月二五日の内閣調査局の文書は「終戦に伴い……価格等統制は当然之を撤廃すべきも……」と述べていた（大蔵省資料Z五〇五—七、五〇五—一九）。

(24) 『聯合国日本管理政策』、一〇三—〇六、一四〇—四七、一六九—七一ページ、SCAP, "Non-military," #35, Price and Distribution: Food Program, pp. 144-45.

(25) Martin, *op. cit.*, pp. 25-26; Truman, *op. cit.*, pp. 308-10.
これらの原則は一九四五年四月二七日、ボーレーの賠償代表任命にあたって、トルーマン大統領から与えられた訓令にも明示されている。

(26) Martin, *op. cit.*, p. 24; Bruce M. Brenn, "United States Reparations Policy toward Japan, September 1945 to May 1949", Richard K. Beardsley (ed.), *Studies in Japanese History and Politics* (Occasional Paper No. 10, Center for Japanese Studies, University of Michigan, 1967), pp. 74-76, 103-04.
アメリカが賠償請求権を事実上放棄して、被侵略国の復興に転用する意図を明らかにしたのは、一九四五年八月九日のトルーマン声明が最初であった。ボーレーも対日賠償処理のため極東へ向かう直前の一〇月三一日付声明（"United States Reparation Policy for Japan"）で同様の趣旨を再確認し、進んで対日賠償の目的はアジアの政治的・経済的安定にある、

と強調した (*FRUS 1945*, VI, pp. 997–98.)。しかし、アメリカが断念したこれらの賠償物件が、請求国にとって魅力ある対象であるかは疑わしく、早くもマッカーサーは一九四六年一月、FEAC事務局長のジョンソンに、中国、フィリピン向けの物件の大部分は不良品で役に立たないだろうと述べていた (*FRUS 1946*, VIII, p. 124.)。

(27) 対独賠償の経過については、Gabriel Kolko, *The Politics of War*, Book II; Wheeler-Bennett, *op. cit.*, pp. 267–70; *FRUS*, *Conference of Berlin*, *op. cit.*; Herbert Feis, *Between War and Peace* (Princeton, 1960), pp. 253–58; Bruce Kukulick, *American Policy and the Division of Germany* (Ithaca, 1972); D. L. Mansfield, "The Evolution of United States Policy toward German Reparations" (Unpublished Ph. D dissertation, Univ. of Denver, 1973) 等を参照。

(28) Feis, *Between War and Peace*, p. 253.

(29) 一九四五年四月、ポーレーに与えられた任務は「現大戦での侵略国から賠償を徴求する方式と手段の検討および交渉について大統領を補佐し代表する」と規定されていた (*Report on Japanese Reparations to the President of the United States*, Apr. 1, 1946, p. 1. 以後 Pauley Final Report と略称する)。

(30) Feis, *Between War and Peace*, pp. 255–56.

(31) Truman, *op. cit.*, p. 433.

(32) "Pauley-Lubin Report to the President", Sept. 20, 1945 (*FRUS*, *Conference of Berlin*, II, p. 940).

(33) SWNCCにおいても、対日賠償問題はポーレーが直接に処理することが判明していたので、立ち入った討議を進めなかった。しかし、ポーレー任命前の一九四五年二月ごろには、五年間に二億五〇〇〇万ドルを主として現物で徴収する案等が議論されていた ("Notes on Japanese Economic Papers" (Kahn Memorandum, Feb. 14, 1945, State Dept.)。

(34) Pauley, "Report on Japanese Assets in Manchuria to the President of the United States," July 1946.

(35) Interim Report は Final Report のなかに収録されている。一二月七日の声明は *FRUS 1945*, VI, pp. 1007–09 に収録されている。この声明は冒頭で日本の真珠湾攻撃を引用し、意識的にその四周年を発表の日として選んだものであった(Martin Bennett, "Japanese Reparations: Fact or Fantasy?," *Pacific Affairs*, June 1948, p. 186.)。

(36) Brenn, *op. cit.*, p. 81. なおポーレーは、一九四五年一一月の段階では、一九二六―三〇年ベースによる鉄鋼年産二〇〇万トンを許容枠とする、よりきびしい水準を考慮していたようである (Maxwell to Wolf, Nov. 17, 1945, SWNCC 203/1/D, State Dept.)。

(37) 朝海浩一郎終連総務課長は一一月二八日、中島飛行機工場を視察するポーレーに同行して、日本人の生活水準をさらに低下させることは堪えがたい、と陳情したところ、ポーレーは、広義の生活水準ではなく主として食料のカロリー量を意味する、と答えた (外務省資料)。

(38) 基準年次はポーレー報告書には明示されていないが、部内の討議過程をみると、生活水準、生産水準はともに一九二六―三〇年を基準として算定されている。また日本側が要望した鉄鋼年産三三〇万トンは、一九三〇年の生産水準に人口増その他の要素を加味して算出されたものであった (*FRUS 1945*, VI, pp. 1000, 1008. 外務省資料、一一月二九日、一二月八日付会談録)。

(39) 外務省資料、一九四六年一月一〇日第八次会談録。

(40) Corwin D. Edwards, "The Dissolution of the Japanese Combines," *Pacific Affairs*, Sept. 1946, p. 227.

(41) T. A. Bisson, "The Zaibatsu's Wartime Role," *Pacific Affairs*, Dec. 1945; Same "Increase of Zaibatsu Predominance in Wartime Japan," *Pacific Affairs*, March 1945.

(42) Pauley Final Report, Reference 7b.

(43) Richard Hofstadter, *The Paranoid Style in American Politics and Other Essays* (N. Y., 1965), p. 195.

(44) ニューディール時代後半期におけるアメリカの反独占政策は、一九三八年に設置された臨時全国経済委員会 Temporary National Economic Committee (略称TNEC) によって推進された。TNECの政府委員は、司法省反トラスト部、証券取引委員会、連邦公正取引委員会、労働省、財務省、商務省から送られ、イッキーズ内相、ジャクソン検事次長、サーモン・アーノルド反トラスト部長らを中心にC・L・ケーディスやE・C・ウェルシュもふくまれていた (Hofstadter, *op. cit.*,p. 229; Hadley, *Antitrust in Japan*, p. 5.)。また一九四二年以降、戦後政策との関連で、司法省、国務省商品課は、国際カルテルの解体を主要目標とする研究、立案を進めていた (Corwin Edwards [ed.], *A Cartel Policy for the United Nations*, (N. Y., 1945)。

(45) 対独政策文書では、JCS一一〇六七とポツダム協定に、対日政策文書では「初期の対日方針」と「初期の基本的指令」に入っている。

(46) 終戦直後に三井財閥は，資金二〇億円を住宅，水田，塩田の復興に投じる予定で三井復興事業会社の設立申請を準備していた（「三井本社史」下，一九五六年，九一六―一二四ページ，江戸英雄『すしやの証文』，一九六六年，一七〇，一九七ページ）。

(47) 住本利男『占領秘録』上巻，一九五二年，一六一―一六二ページ。

(48) T. A. Bisson, *Zaibatsu Dissolution in Japan* (Berkeley, 1954), p. 66.

(49) *Ibid.*, p. 70. 『朝日新聞』一九四五年一〇月二一日付。

(50) 一九四五年二月一六日の対日経済政策に関する会議におけるドーマンの発言 (FEAC Minutes No. 188, Feb. 16, 1945, Notter MSS.)。しかし，グルーは天皇制の残置を最大の課題と考えていたので，財閥の解体は止むをえない，と判断していたようである (Grew to Elsie, Sept. 9, 1945, Grew MSS.)。

(51) Raymond C. Kramer, "Japan Must Compete," *Fortune*, June 1947; SCAP, "Non-military", #24, Elimination of Zaibatsu Control, p. 37.

(52) 四大財閥の解体決意に至る過程については「三井本社史」下（一九五六年），九二一ページ以下，『安田保善社とその関係事業史』，一九七四年，八七六ページ以下，野田哲造「住友財閥の解体について」（一九七三年四月四日大蔵省における講演要旨「財政史ニュース」第五六号），安藤良雄編『昭和経済史への証言』下，一九六六年，一六三―一六八ページ，を参照。

(53) GHQ/SCAP to War Dept., Oct. 20, 1945 (CA53580), Oct. 22, 1945 (CA53699), Svensson, *op. cit.*, pp. 226–27.

(54) 一一月三日JCSはマッカーサーに対し，安田プランに対する自由行動を留保し，(a)持株会社以下の下部レベルにおける重複関係，(b)HCLCの構成を日本政府の任命に委ねる，(c)株式の評価と時点等はとくに問題であると指摘し，専門家調査団の派遣を待って処理するよう指示していた (JCS to MacArthur, Nov. 3, 1945.)。なおこの点については Edwards, *op. cit.*, p. 237; "Report of the Mission on Japanese Combines," March 1946 (hereafter referred to as *Edwards Report*), Vol. I, pp. 21–22. を参照。

(55) The Assistant Secretary of State for Economic Affairs (Clayton) to the Assistant Attorney General (Berge), Oct. 31, 1945 (*FRUS 1945*, VI, pp. 811–12). なお専門家グループの派遣は，すでに一〇月二三日滞日中のマックロイ陸軍次官補から要請がでていた (McCloy to War Dept., Oct. 23, 1945, DTG231812Z)。

(56) エドワーズ調査団の顔ぶれは，つぎのとおりである。ロベート・ドーキンス（副団長，連邦公正取引委員会），ウイリアム・B・デイクソン（司法省反トラスト部），ジェームス・M・ハンダーソン（同，ついでSCAP反トラスト・カルテル課長），サミュエル・ニール（同），R・M・ハンター（オハイオ州立大学教授），レイモンド・バーノン（国務省），ベンジャミン・ウォーレス（関税委員会）。

(57) Bisson, *op. cit.*, p. 78.

(58) Wolf I. Ladejinsky, "Farm Tenancy and Japanese Agriculture", *Foreign Agriculture*, Oct. 1937, pp. 425–46; Same, "Agriculture in Japan: Prewar," *Foreign Agriculture*, Sept. 1945, pp. 130–42; Andrew J. Grad, "Problems of Agrarian Reform in Japan" (Paper No. 4, IPR Hotsprings Convention, Jan. 1945).

(59) *Manchester Guardian*, Sept. 26, 1945.

(60) 一九四五年四月七日付で，SFEは国務省メンバーが「日本における農地保有制度の調整」(Adjustment in Systems of Land Tenure) をSWNCC―一〇〇として起案するよう決定し，その内容は，(1)敗戦前期の農地保有の実態分析，(2)具体的な政策は占領が開始された時点の状況に応じて対応しうるよう弾力的であること，という条件を付した。(2)のような条件が付されたのは異例で，起案者を著しく困惑させたであろう，と推察される。結局SWNCC―一〇〇は起草されないうちに終戦を迎え，まもなく起草中止項目の一つとなった (SWNCC 100, Apr. 7, 1945, National Archives)。

(61) Svensson, *op. cit.*, p. 285.

(62) R. P. Dore, *Land Reform in Japan* (London, 1959), p. 131. もっとも国務省における政策審議の席上では，農業生産力の減退に対する懸念が表面上の理由となった。しかし日本人が発案する場合には，ワシントンの指令をまって，占領軍が農地改革に乗りだす事態を予想していた (Minutes of Inter-divisional Committee on Economic Policy toward Japan, June 23, 1945.)。

(63) SWNCC文書「日本における食料と農業の管理」は，一九四五年四月七日にSWNCC―九八（SFE―一二九）として準備されたが，一〇月一一日修正され，一一月五日に九八／二として採択された。(a)食料生産の増大，(b)茶と桑畑を除く耕地の拡大，(c)肥料供給の増大，(d)肥料の海外からの輸入，(e)配給の公正，(f)合成ビタミンの生産，等が列挙されている (*FRUS 1945*, VI, pp. 747–49; Svensson, *op. cit.*, p. 94.)。なお「初期の対日方針」と「初期の基本的指令」でも食糧の増

産と配給の確保が強調されているが、いずれも農地改革の実施については触れていない。

(64) 初期の天然資源局における農業関係の主要スタッフとしては、ウォーレン・H・レオナード博士（元コロラド農大の農耕学教授）、マーク・B・ウィリアムソン、レイモンド・H・デービス（土壌管理の専門家）、ローレンス・I・ヒューズ（元農務省）、ウィリアム・M・ギルマーチン大尉（カルフォルニア大学の経済学博士課程学生）らがあった。しかしヒューズによると、日本農業の専門家はなく、農地改革の企画は一九四五年一二月に来日したラディンスキーと助手役のギルマーチンのコンビが中心になったという（Laurence I. Hewes, Jr., *Japan, Land and Men*, Ames, 1955, pp. 67–69.）。

(65) 『農地改革顚末概要』一九五一年、一〇一ページ、東畑四郎「農地改革について」『ファイナンス』一九七四年一二月号。

(66) 住本利男『占領秘録』下巻、一三六ページ。

(67) Dore, *op. cit.*, p. 130.

(68) 『連合国日本管理政策』第一輯、一五八ページ。

(69) 一〇月二六日アチソンからマッカーサー元帥に提出されたいわゆるフィアリー・メモは、占領開始前にフィアリーとラディンスキーによって起案され、ワシントンのFEACへ提出され、日の目を見なかった農地改革プランを若干手直ししたものであった（一九七四年三月二二日フィアリー氏からの筆者のヒアリング、大蔵省資料Z一〇七一二三）。フィアリー・メモは、不在地主を否定し、小作地の政府買による買上げ（買収価格は生産価値に基づく価格）と小作人への所有権移転、農地賃貸料率を二五％以下に押えること、等をかかげていたが、農地所有面積の限度については具体的に触れず、また改革により食糧生産が阻害されないことを強調している（"Agrarian Reform in Japan," Atcheson to Secretary of State, Oct. 26, 1945, Confidential dispatch No. 30. 740.00119 (Control Japan)）。

なおドーアは、マッカーサー元帥の実父がフィリピンの軍事総督時代に農地改革に関係したこと等がマ元帥の関心を強く呼び起こした契機であった、と想像している（Dore, *op. cit.*, pp. 131–32.）。

(70) Hewes, *op. cit.*, p. 59.

(71) SCAP, "Non-military", #27, The Rural Land Reform Program, pp. 27–31.

(72) Gilmartin and Ladejinsky, "The Promise of Agrarian Reform in Japan," *Foreign Affairs*, Jan. 1948, p. 319.

(73) Wildes, *Tyhoon in Tokyo*, pp. 195–97.

(74) Ball, *op. cit.*, pp. 112–20.

(75) Andrew J. Grad, *Land and Peasant in Japan* (N. Y., 1952), p. 219.

(76) Joyce and Gabriel Kolko, *The Limits of Power* (N. Y., 1972), p. 318.

(77) GSの地方自治課に勤務していたグラジンジェフは、農地改革が既耕地のみを対象とし、面積のうえでは三倍半にのぼる私有の山林と荒地を除外したことを批判していた（Andrew J. Grad, "Land Reform in Japan," *Pacific Affairs*, June 1948, p. 131.）。一説によると、グラジンジェフは山林解放を強硬に主張して容れられなかったため、辞任したという（Wildes, *op. cit.*, p. 182.）。

第三章　一九四六―四七年の占領政策

第一節　新憲法体制の成立(1)

一　SWNCC―二二八

アメリカは早くから、ポツダム宣言等で宣明された連合国の占領目的を効果的に達成するためには、憲法の改正によって日本の国家体制全体を改変することが必要である、と考えていた。

前大戦の経験から、連合国は占領終了後における日独両国の復活に対して警戒的であり、それを防止するための手段を慎重に考慮した。のちに述べる国際的査察制度もその一例であったが、占領中の諸改革を定着させ、その効果に永続性を持たせるためには、憲法の改正が有効と考えられた。

もっとも、ポツダム宣言においても、「初期の対日方針」等の公表文書でも、憲法改正の必要性が明言されず、その方向を示したSWNCCの政策文書（SWNCC―二二八）である「日本の統治体制の改革」(Reform of the Jap-

anese Governmental System）が、初期改革のほぼ一段落したのちの一九四六年一月というかなりおそい時点で準備されたのは、つぎのような諸理由によると考えられる。

(1)　「日本国の最終的な政治形態は、ポツダム宣言に従い、日本国国民の自由に表明せる意思により決定さるべきものとする」とのバーンズ回答（一九四五年八月一一日）の趣旨から、憲法改正を連合国の要求として示すのは妥当でなく、それが「永続的な価値を有し、したがって最も効果的であるためには、日本政府が……みずから発議し、実施したもの」でなければならないし、また「連合国によって強要されたものであることを日本国民が知れば、日本国民が将来ともそれらを受け入れ、支持する可能性は著しく薄れるであろう」[2]と判断されたこと。

(2)　憲法改正で最大の焦点になると予想された天皇制の取扱いについて、アメリカおよび連合国内部における見解の統一が難航したこと。

(3)　憲法改正の前に実質的な改革を先行させたこと。

このため、SWNCC―二二八をSCAPに交付した時点になっても、ワシントンは天皇制の存廃について公式の結論を示さず、日本国民の選択という形式で、マッカーサーに事実上の決定を委ねたのである[3]。

しかし、できうるかぎり日本政府に主体性をもたせながら、望ましい内容の憲法改正を実現しようとしたアメリカの努力は完全には成功せず、結果的にはSCAPが起案したアメリカ製憲法草案を日本が受け入れる形に終わった。それは、SCAPのたびたびの示唆にもかかわらず、日本政府が憲法改正に熱意をもたず、明治憲法の弾力的運用ないし最少限の部分的修正で切り抜けようとしたからであった。

改正に関するSCAPによる最初の示唆は、一九四五年一〇月四日、マッカーサーから東久邇宮内閣の副首相格で

あった近衛文麿を通じてなされた。近衛は憲法改正をSCAPから委託されたものと理解し、八日、高木八尺博士らを伴ってアチソン政治顧問を訪問し、より具体的な「助言と示唆」を聴取したのち、佐々木惣一博士らを顧問として起草にかかった。

アチソンが明治憲法の欠陥を指摘するという形で、「個人的かつ非公式なコメント」[4]として近衛らに示唆した改正点は、つぎのようなものであった。

(a)　衆議院の権威とくに皇室予算をふくむ予算に対する権限の増大、議会に責任を負う内閣制の採用、貴族院の拒否権の廃止

(b)　国民の基本権（ビル・オブ・ライト）の保障、警察および教育における中央集権の排除

(c)　貴族院の民主化

(d)　官吏の弾劾とリコールの採用

(e)　軍の政治への影響抹殺、軍部大臣の文民制

(f)　枢密院の廃止

(g)　憲法改正規定の改正

アチソンは国務省に以上の経過を報告するとともに、憲法改正に関するアメリカ政府の見解を示してほしい、と要望した。これに対し国務省は一〇月一六日付の返電で、政府としての公式政策は近い将来に決定される見込みであると述べたのち、担当者のとりあえずの見解を要約したものを連絡してきた[5]。それは天皇制の存否に応じて新憲法にふくまれる条項を整理したもので、要点はつぎのとおりであった。

(a)　天皇制が廃止される場合
(1)　選挙された議会による財政と予算の完全な統制
(2)　日本の法律の保護下にあるすべての人間の人権保護
(3)　国家元首の権限は憲法によって明白に規定された事項のみに制限される

(b)　天皇制が存続する場合
(1)　内閣は代議制立法部の助言と同意で選ばれ、代議制立法部に責任を負う。内閣は天皇に助言と補佐をする
(2)　代議制立法部以外の機関が、立法に対する拒否権を行使してはならない
(3)　天皇は内閣が勧告し立法部が承認した憲法改正を発議しなければならない
(4)　立法部は随意に集会しうることとする
(5)　将来許されるかもしれない軍隊を所管する大臣は文民でなければならず、軍が直接天皇に進言しうる特権はすべて排除される

国務省案は一一月一四日SWNCC極東小委員会に提出され、翌年一月七日SWNCC―二二八として正式に承認されるのであるが、軽微な追加と修正を除き、骨子には大きな変化はなかった。[6]

一月一一日、SCAPに伝達された指令にふくまれた要点は、天皇の権限の縮小、統帥権の廃止、国務大臣の文民制、議院内閣制、議会の予算統制権、地方自治の強化、基本的人権の拡大等であって、SWNCCはSCAPがタイミングを考慮しつつ、日本政府にこの線に沿った新憲法を制定させるよう誘導する役割を期待していたのである。

しかし、タイミングと誘導の考慮については、きわめて微妙な問題の発生することが予想された。そこでワシントンはSCAPへの伝達に当たって、文書の公表を禁じ「実施されるべき改革を詳細に明示した公式の指示 formal instruction を日本政府に発するのは、最後の手段とすべきである」と取扱い上の注意を与えるとともに、文書が創設されたばかりの極東委員会に対しても送付されることを付言していた。[7]

一方、日本側では、アチソン構想を大幅に取り入れた近衛案が一一月下旬に完成して天皇に提出されたが、一二月六日近衛は戦犯に指名されてまもなく自決し、憲法改正の主導権は幣原内閣の松本烝治国務大臣を委員長とする「憲法問題調査委員会」の手に移った。

SCAP側においても、憲法改正の業務はホイットニーの民政局長就任（一二月一五日）に前後して、アチソン事務所から民政局の法律家グループの手に移った。[8]

民政局は、すでにラウエル案（一二月六日）等独自の準備的研究にも着手していたが、すでに記したような最高方針を守って、松本委員会のスロー・ペースに焦慮しながら、進行状況を注視していた。[9] ところが、二月一日の『毎日新聞』は、最終審議の段階に入っていた松本案の要旨を報道した。

これを日本政府の観測気球と推定したSCAPは、その内容が天皇制について実質的変更を加えていないなどきわめて保守的であり、SWNCC―二二八の要求に照らして、承認を与えうるような線からはるかに遠いものである、と判断し、また世論の反響も好評でないとみて、松本案を拒否し、みずから憲法改正案の起草に着手することを決意した。[10]

二　マッカーサー草案

一九四六年二月三日、マッカーサーはホイットニー民政局長に対し、ＳＣＡＰ自身による憲法草案を至急に起草するよう命令し、(1)天皇制の存置、(2)戦争放棄、(3)封建制度の廃止（華族制の廃止）と、予算の型にイギリス方式を採用、の三原則を必須条件として示し、それ以外の条項は民政局の自由裁量に委ねた。[11]

日本政府改正案の提出を目前にしながら、ＳＣＡＰがあえてこうした手段をとったのは、日本案を拒絶してやり直しを強制するのはあまりに刺激的である、と判断されたこと、何よりも極東委員会の発意に先だって既成事実を固めておきたいという焦慮感による。当時、東京に滞在中であった極東(諮問)委員会の一行は、一月一七日の民政局との懇談会や帰国前日の一月三〇日のマッカーサー元帥会見の席で、憲法改正に対するＳＣＡＰの意向をただしていた。[12]

おりからバーンズ米国務長官は、一月三〇日に、憲法改正に関するＳＣＡＰの権限について援護的な声明を試みたが、この点について極東委員会とＳＣＡＰとの間に複雑な法的論争の起こる余地があった。

そこで、民政局は起草作業に入るにあたって、あらためて法的検討を進め、連合国最高司令官であるマッカーサーが、連合国およびＪＣＳから憲法改正問題を処理する権限を与えられていること、またこの権限は「極東委員会がこの問題につき自ら政策決定をした場合を除いては、実質的制限を受けることはない」[13]との解釈（二月一日付のホイットニー発マッカーサーあてメモランダム）に達していた。いいかえると、極東委員会の権限が既存のＳＣＡＰ命令に遡及しがたい、という難点を利用しようとするものであった。

二月四日、民政局行政課（課長ケーディス大佐）の全員二五名を召集したホイットニーは「歴史的な憲法制定会議の開会」を宣言し、ＳＣＡＰ内の他の部局にも知らせない極秘作業で一二日までに草案を完成するよう指示した。作業は総合調整にあたる運営委員会 Steering Committee と、専門分野を分担する八つの小委員会を設け、小委員会が起草した案を運営委員会に提出し、両委員会の合同会議を開いてこれを検討する、という方式で進行した。

そして約一週間にわたる不休の作業ののち完成した草案は、二月一二日に、マッカーサー元帥の承認を得た。[14]それは「象徴天皇」と「戦争放棄」[15]という特異な二項目をふくむ「リベラルで進歩的」[16]な作品で、ホイットニーの説明によれば、「アメリカの政治思想」に立脚しつつ、明治憲法やワイマール憲法等ヨーロッパ諸国の憲法を部分的に取り入れたものであった。[17]実際に条文のいくつかは、アメリカ憲法、独立宣言、ゲティスバーグ演説、大西洋憲章をほとんどそのまま引き写した、と指摘されている。[18]しかしアメリカ流の三権分立はとらず、国会中心主義を強調しながら、むしろイギリス流の議院内閣制が採用されていた。

起草担当者には憲法学者あるいは日本の政治・法律専門家をふくまず、また参考資料も乏しかったが、表3－1からも察せられるように、一応政治・法律の実務分野における有能な経験者をそろえていた、といえよう。とくに運営委員会を構成したケーディス、ラウエル、ハッセーの三人は、いずれもリベラリズム全盛時代のハーバード大学出身の法律家であり、ほぼ共通の政治感覚をそなえていた。

二月一三日、ホイットニーは吉田外相、松本国務相と会見して、八日に提出されていた松本案の受諾を拒否するとともに、ＳＣＡＰ側の憲法改正草案を手交した。

松本案はイギリス風の立憲君主制を想定して立案されたものであったが、明治憲法の条項に大幅な変更を加えては

表 3-1　憲法起草委員会主要メンバーの背景

人名	出身州	出身校	分担	職歴
ホイットニー准将	ワシントンD.C.	ジョージ・ワシントン大学ロー・スクール	総括	弁護士
ケーディス大佐	ニューヨーク	ハーバード大学ロー・スクール	第9条	財務省
ラウエル中佐	カリフォルニア	同上	司法	弁護士
ハッセー中佐	マサチューセッツ	ハーバード大学，バージニア大学ロー・スクール	前文	弁護士
ヘイズ中佐	ワイオミング		立法	弁護士
スウォープ中佐	ペンシルバニア	コロンビア大学	同上	下院議員，プエルトリコ知事
ピーク博士	ニューヨーク	同上	行政	コロンビア大学
ロースト中佐（博士）	カリフォルニア	南カリフォルニア大学	人権	リード大学
ティルトン少佐	アリゾナ	ハーバード大学ビジネス・スクール	地方自治	コネチカット大学
リゾー大尉	ニューヨーク	ニューヨーク大学	財政	会計士
ネルソン中尉	ニューヨーク		天皇・条約授権	製紙業者

いなかった。民政局は「明治憲法の字句を自由主義化することによってSCAPの容認しうるものにし、実際の憲法は従来どおり漠然として弾力性のある形で、支配層が適宜に適用し、解釈できるようにしてあったのはまったく明瞭であり「もっとも保守的な民間草案よりも、さらにずっとおくれたもの」と酷評した。

このとき、ホイットニーが、天皇制の存置とひきかえに草案の受諾を日本側に迫った局面もあったが[19]、結局政府は一週間抵抗したのち二一日幣原首相がマッカーサー元帥を訪問して受諾の方向を決し、翌日の閣議でこれを確認した。二一日の部内会議でマッカーサーは、天皇と戦争放棄条項が主眼である、と述べたのち、極東委員会に代表される外的圧力について言及し、SCAP案が国際的な容認をうける最低の線であることを強調したが、たしかに憲法改正を国際的立場から見る視点は、日本政府には乏しかった。また民政局が自信をもって見通したように、両案が公開されれば、世論の支持はSCAP案へ傾く可能性があった。高柳教授によれば、こうした諸要素がSCAPの強気な「押しつけ」を可能とし、日本政府の譲歩を早めたのであった[20]。

三月六日、SCAP案に基づいて書き直された日本政府案は内外に公表され、同時に「この憲法は五カ月前に余が内閣に対して最初の指令以来、日本政府と連合国最高司令部の関係者の間における労苦に満ちた調査と、数回にわたる会合ののちに起草されたものである」とのマッカーサー元帥声明が発せられた。

しかし、日本側の強い要請で修正されたのは、土地国有規定の削除と二院制の採用程度で、大部分はSCAP案の直訳であったため、その性格について内外から広範な疑惑が起こるのは避けられなかった。アチソン事務所のビショップは、国務省あての報告で、日本言論界の反応を要約したあと、不意打ちをうけた不快感をこめて「非日本語的な用法とスタイルのため、大多数の日本人はこの草案が日本人でなくアメリカ人が書いたもの、と想像している。このことは、長期的に見て日本国民の受容と支持を減退させる要素となろう[21]」と述べた。

もっとも不愉快な衝撃をうけたのはワシントンの極東委員会であった。東京におけるSCAPとの会談で、憲法改正は将来の問題である、との印象をうけていた委員会は、二月二六日の創立会合につづき、三月六日の第二回会合でも四月の総選挙問題に関心を集中していたので、虚をつかれた形となった。そして三月二〇日、全会一致で極東委員会による憲法草案の検討を要求したが、以後一年近くにわたり、アメリカ政府をはさんで極東委員会とSCAPはこ

とごとに対立し、険悪な応酬を繰り返すことになる。[22]

SCAPがとくに初期の段階でとった態度は、極東委員会の権威を「無視」し「非協力的」だったと非難されてもむりからぬものがあった。一例をあげると、新憲法担当者の派遣説明を要請したのに対し、マッカーサーは、最高司令官以外に詳しく説明のできるスタッフが見当たらないし、幹部は民主化にいそがしいので事務にさしつかえる、と回答し、ワシントンもこの返事を一カ月のあいだ握りつぶして伝えなかった。[23]

この間に、六月二五日議会に提出された憲法改正案の審議が進行したので、[24] 極東委員会の空気も漸次アメリカ政府とSCAPの立場を黙認するようになり、主権在民の明文化、閣僚の議員資格と文民資格の規定、制定後における国会と極東委員会の再審査権等を追加させて、九月二五日事実上の承認を与えたが、それはニュージーランド代表が述べたように、「いずれの代表も完全に満足しているわけではない」が、「これ以上憲法を討議するのは無用」[25]であるとみなされたからであった。

かくて日本の新憲法は、一〇月七日議会を通過したのち、明治憲法に規定された改正手続を終わって一一月三日に公布され、翌一九四七年五月三日から施行された。

三　財政条項[26]

憲法改正と政治的再編成の性格を把握するためには、憲法の主要条項ごとに、さらに立ち入った観察を進めることが必要であろうが、それは本稿の主旨ではないので、ここでは財政条項だけをとりあげてみる。

新憲法の特色の一つは、行政府に対し、立法府と司法府の地位が相対的に強化され、とくに国会の内閣に対する優位が各所で保障されたことであった。

それは三権分立を基調とするアメリカの政治制度を念頭においていたSCAPの起草グループの影響によるところが大きいが、一面では戦前の日本民主主義が軍国主義の圧力に屈したのは、民意を代表する国会の権限が弱く、とくに臨時軍事費の例のように、予算統制権が有名無実化していたことに起因する、という史的認識からきていた。したがってSWNCC―二二八は、新憲法における財政および予算の面を重視し、「立法府は財政上の措置に関し、専権を有するものとする」と述べ、さらに「予算は立法府の明示的な同意があるのでなければ成立しない」ものとし、「予算に関する完全な権限を、国民を代表する立法府に与える」ことを強調した。

しかし、民政局スタッフによる起草の段階では、明治憲法の財政条項の多くが踏襲され、「イギリス流予算方式」の採用を指示したマッカーサー・ノートの影響もあって、実際には日米英各国の制度を折衷した形となり、画期的な改変とはならなかった。これは財政制度が本質的にもっている技術的・保守的性格のためでもあろう。

以下、主要な論点ごとに、憲法の財政条項（第七章）および関連事項の成立過程を概観してみることにしたい。

(1)　財政の基本原則等

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使する（現行第八三条）基本原則を示したほか、租税法律主義、国費支出、国庫債務負担の国会議決が同第八四、八五条で規定された。八四、八五条は明治憲法の規定（六二条）と趣旨においてほとんど変わらないが、八五条については、明治憲法下で認められていた「予算外国庫の負担となるべき契約に関する件」という法形式の債務負担を否定した。明治憲法において広範に認められていた議会の財政権限

に関する例外規定（皇室費、既定費、義務費、前年度予算踏襲、財政上の緊急処分権等）は、すべて否定されている。

（2）予算

(a) 国会の修正権

SWNCC―二二八は「立法府は……予算のどの項目についても、これを減額し、増額し、もしくは削減し、または新項目を提案する権限を、完全な形で有する」と指示し、増額修正を認める点において、イギリス型よりもアメリカ型をとっていた。起草の途中で財政担当のリゾー大尉から、アメリカの例を見ても立法府が過大な支出を認めるおそれがあるとして歯止め規定の必要性が論じられたが、運営委員会は、SWNCC―二二八の指針を尊重して、アメリカにおけるような行政府の拒否権を与えるのは避け、SCAP案において「国会はその年度について見込まれた歳入を越える額の歳出を認めてはならない。この歳入は、借入れ金収入を含むものとする」という制限規定を付け加えるにとどめた。しかし日本政府は、国会の修正権は明文をもって規定する必要のない当然の事項である、として修正権に関する規定の削除を主張し、最終的にはSCAP案の趣旨をふくむ了解のもとに「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない」（現行第八六条）と、簡潔に規定することとなった。

(b) 国会の審議、議決の手続

SCAP案においては、とくに規定を設けていなかったが、日本政府案によって「国会」の章（現行第六〇条）に、法律の場合と異なる手続規定が置かれることになった。すなわち、明治憲法は衆議院の予算先議権（第六五条）を認

めてはいたが、基本的には両院平等の思想に立っていたのに対し、新憲法は予算議決における衆議院の優位性を明瞭に規定（第六〇条）した。

(c) 継続費

SCAP案において、年度を越える歳出予算の承認を禁じる単年度予算の規定がおかれたのに対し、ケーディスは長期計画を要する公共事業等のために数年度にわたる継続費支出の権限を国会に与えるべきであると主張したが、運営委員会はある年の国会が爾後の国会による支出を約束するのは適切でない、として原案のままと決定した。その後、日本政府案の段階で、これらの規定は削除されたが、現行憲法では一九五二年に改正された財政法（第一四条の二）の規定で、範囲と期間を限り成立後の会計年度の予算審議において、国会が重ねて審議することを妨げない、という制約のもとに継続費が認められている。

(d) 暫定予算

SWNCC―二二八は、予算が不成立の場合には前年度の予算を施行することができるとした明治憲法の制度（第七一条）を批判し、その廃止を示唆していたが、SCAP案起草の過程でリゾー大尉は、同様の趣旨に基づく暫定予算の規定を置くことを主張した。しかし運営委員会は、行政府が立法府の承認を得ない予算に依存すべきではなく、予算不成立の場合には内閣は総辞職すべきである、との見地から暫定予算の規定を容認しなかった。この点は貴族院の審議で、重大な技術的欠陥として問題になったが、結局現在運用されているように、財政法（第三〇条）に、前記のような暫定予算とは性格の異なる国会の議決に基づく暫定予算の規定を置くことによって解決した。

(e) 予備費

ＳＣＡＰ案は主として予算不成立の場合に備え、予備費を予算の外に存する次年度においても支出しうるような性格のもの、として規定していたが、日本政府案（現行第八七条）では、国会の事後承諾を前提として「予見しがたい予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出する」となり、予算のなかにおかれ、当年度のみの支出をまかなう性格に変わった。

(f)　皇室財産

ＳＷＮＣＣ―二二八は、一切の皇室収入を国庫に繰り入れ、皇室費は立法府の承認を受け毎年の予算から支出する原則を示していたが、ＳＣＡＰ案の段階でさらに規制を強化し、世襲財産を除く全皇室財産は国に属する、との規定を追加した。日本政府は、世襲財産より生じる収入は国庫に納入する必要がない趣旨の修正案を提示し、議会の審議中にも同様の修正提案が出たが、ＳＣＡＰは強く拒絶し、世襲財産や皇室財産からの収入については言及せず、私的財産を除く含みで「すべて皇室財産は国に属する」（現行第八八条）とだけ規定するよう要請した。

これは七月二日の極東委員会決定に沿うためであったが[27]、裏面の事情を知らない日本側では、衆議院議長の辞任に至るような紛糾を起こした。

(g)　公の財産の支出または利用の制限

国家神道の廃絶に代表されるアメリカ占領政策の一環として、ＳＣＡＰ案のなかで重視された規定の一つであるが、たいした論議なしに、現行憲法第九〇条として確定した。

(h)　独立機関の二重予算

新憲法の発効にともなう関連諸法の整備過程で、ＳＣＡＰは、立法府、司法府の地位を強化するために、国会と最

高裁判所の予算を「大蔵省の強権から解放する」（release from the stronghold of the Finance Ministry）ことを主張した。政府は反対したが、結局国会法（第三二条）と裁判所法（第八三条）に独立予算の規定が入り、財政法（第一九条）において国会、裁判所、会計検査院の予算について減額する場合は国会が裁定することとされた。

また、裁判官等および国会議員の給与を、一般公務員より切り離して優遇する規定も、ＳＣＡＰの推進によって実現した[28]。

四　政治的再編成の進行

一九四七年一月の年頭の辞で、マッカーサーは「昨年はまさに文明社会の進化の途上ほとんど匹敵する時期をみない法制的改革の一年であった」と自賛したが、新憲法の実施にともなう各種法令の整備や国家制度・組織の改革の大部は一九四七年に持ち越された。それは、戦後諸改革のいわば総仕あげともいうべきもので、一九四七年末までにおおむね一段落し、民主化政策は一九四八年から新たな段階に入る。

このうち法令整備の面においては、内閣法、国会法、財政法、裁判所法、民法および刑法改正案等の関連一六法案が、憲法改正案の審議に平行して一九四六年秋の議会に提出されたが、実質的な審議は他の追加法案とともに四七年春の第九二議会に持ち越された。

しかし五月の新憲法施行に間に合わせることが要請されていたため、十分な審議をつくす余裕がなく、また議会側の「熱意不足」もあって、拙速的に処理された印象をぬぐえない。

これに対し、極東委員会およびＳＣＡＰは、これらの「憲法を補足する諸法令」に対し、憲法自体に劣らないほどの熱意と関心を傾け、その結果、立案の各段階で細部にわたる干渉を辞さなかった。一件ごとの審査を要求する極東委員会に対し、ＳＣＡＰは例によって巧妙なサボタージュ戦術をとって委員会をいらだたせ、憤激させ、間に立ったマッコイ米代表を困惑させたが、憲法の場合のような指令による強制までには至らなかった。[29]

ＳＣＡＰでは、憲法の起草が一段落すると、ただちに民政局、法務局、経済科学局、G-2等が分担して作業に入ったが、民政局は「手形交換所」(clearing house) と称して、部内の主導権を握った。憲法と同じように、なるべく日本政府の自主性を尊重し、新設の臨時法制調査会 Provisional Legislation Investigating Committee に委ねることとしたが、それは「占領軍が受動的役割を果たすことを意味するものではない」[30]とされた。

民政局の公式記録によると、民政局が一九四六年六月から二年間に審査した法案は、八〇〇件にのぼり、後半には政令レベルの審査も実施された。すべての政府提出法案は、議会提出前の原案だけでなく、会期中の修正案も、事前に民政局へ提出して了解をとるよう要求されていたので、日米双方の関係者の事務負担量は激増し、深夜勤務や休日勤務も珍しくなかった。[31]

このように、政府に対しては煩瑣な干渉を辞さなかった民政局も、国会に対しては、その立法能力を高めるため、議員立法を奨励したり、政府法案が難航した場合もＳＣＡＰが直接に介入するのを禁じ、政府に指令を発してポツダム勅令に切りかえる等の配慮を示した。もっとも、この禁令に違反して委員会に圧力をかけるケースは絶えず、民政局は「見つけしだい訂正」[32]していたが、一九四七年末の過度経済力集中排除法審議に際しては、民政局と経済科学局が共同して法案の通過を強要するという事態が生じた。

つぎに、新憲法の施行に基づく主要な制度、組織の改革を概観する。

(1) 行政制度・組織の再編成

新憲法によって内閣は行政権の主体となり、内閣における総理大臣の地位、権限が強化され、閣僚中の首長的地位が確立された。それにともなって、単独の行政機関としての総理大臣の補助機関として総理庁が新設され、内局のほか、戦災復興院、経済安定本部、物価庁、行政調査部等の諸機関がおかれた。また、議院内閣制、政党内閣制を建前とした結果、政党の支配に左右されない中立的行政機構の必要性が要求され、アメリカの例にならって、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、地方財政委員会等、多数の行政委員会が創設された。

行政の民主化を目標とする行政組織全体の再編成は、一九四六年一〇月に設置された行政調査部が担当したが、ＳＣＡＰとの折衝が長びいたため、国家行政組織法の制定は大幅におくれ、一九四八年七月となった。この間に旧憲法下で大きな権限を行使した行政機構の廃止、改組、新たな行政需要に応じる新規機構の創設がつぎつぎと進められた。主要なものとしては、前者では内務省、司法省（ともに一九四七年一二月）、法制局（一九四八年二月）の解体、文部省の権限縮小、宮内省の格下げ、大蔵省主計局の分離案等が、後者では経済安定本部（一九四六年八月）、労働省（一九四七年九月）、法務庁（一九四八年二月）の新設等があげられる。民政局は、改革の実施にあたって、日本側の学識経験者からも意見を徴し、かなり綿密な準備研究を重ねているが、それでも既成のイメージに基づく偏見や誤認を免れることができなかった。

とくに内務省は「国民圧制の機関」であり、その官吏は特権階級の出身で「きわめて狭い視野の持主」[33]と断定され、片山社会党内閣の抵抗にもかかわらず、徹底的に解体させられてしまった。もう一つの官僚の牙城とみなされた

大蔵省に対しても、SCAPは主計局の内閣移管、金融庁の分離構想を持ち出し、権限の縮小を狙ったが、実現しなかった。この両案がいずれもアメリカ本国の制度をモデルとしていたように、SCAPの発想は、とかく戦中・戦後のアメリカの制度・組織を基準とする傾向があった。行政委員会、公社・公団がそれであり、時限立法による行政機関（経済安定本部、行政調査部、地方財政委員会）も、アメリカ的発想の模倣であった。

こうした一連の改革は、定着しないままに、占領の終了後消滅した例も少なくないが、ともあれ日本の行政制度・組織がSCAPによって大幅に近代化された事実は否定できないであろう。

（2）　地方自治制度[34]

行政の地方分権化と地方における行政の民主化は、占領の当初からSCAPが推進した政策であり、一部は日本政府の手で着手されていたが、新憲法の施行にともない、より徹底した改革構想を盛り込んだ「地方自治法」が立案され、一九四七年四月に公布された。

SCAPの主管者である民政局地方自治課（長、セシル・G・ティルトン中佐）は、徹底した地方自治主義を信奉し、国の事務の地方移譲、地方首長の公選制拡大、自治体警察の創設等を推進したが、それは多分に日本の歴史的伝統を無視して都道府県をアメリカ本国の州（State）と類似視する誤認に由来していた。したがって、地方自治法の施行後も、地方行財政の実情は予期されたような改善を見なかったので、一九四七年末から翌年にかけて二次にわたる法改正を実施した。とくに地方自治を裏付ける財政的基礎の薄弱さが痛感されたため、内務省廃止と同時に地方財政委員会 Local Finance Committee を創設し、地方財政法の制定、地方税法の改正等による地方財源の充実をはかった。しかし、地方財政の強化問題は大蔵省およびそれを支持する経済科学局の立場と競合するため難航し、シャウ

プ使節団の来日（一九四九年）まで持ち越された。

（3）　警察制度

一九四六年春来日したアメリカの警察調査団の報告を参照して、SCAPは四七年九月、画期的な改革案を片山内閣に指令し、一二月警察法が公布された。それは従来の中央集権的警察を解体して国家地方警察と市町村自治体警察に二分し、その管理を民間人から成る公安委員会に委ねようとするもので、同時に警察官の増員（九万四〇〇〇→一二万五〇〇〇人）も承認された。

この新制度に対しては、当初から批判があり、SCAPのなかでも、直接に治安維持を担当するG-2は、日本政府の主張を支持し、過度の地方分権化、とくに弱小自治体警察の設置に反対したが、数カ月にわたる民政局との論争ののち、マッカーサー元帥の裁断によって、民政局案の線に決定されたものであった。[35] 当時、極東委員会では、日本の警察力の武装をめぐる激しい論争が展開されていたところであり、こうした配慮も影響したものと思われる。[36]

（4）　公務員制度

旧憲法下の官僚組織を「財閥、軍国主義者の一味」とみなしていたSCAPは、いち早く一九四六年一月日本政府に公務員制度 Civil Service の改革を指令し、四月に法制局案による第一次の改革が実施されたが、とうていSCAP側の満足する域に達しなかった。[37] たまたま五月に大蔵大臣から経済科学局に対し、給与制度の改革を実施するため、アメリカから専門家の派遣を要請したことが契機[38]となって、一一月にアメリカ・カナダ人事調査協会 Civil Service Assembly of the U.S. and Canada 会長のブレン・フーバー Blaine Hoover を団長とし、連邦人事委員会の専門家を中心とする人事行政顧問団が来日して、翌年六月公務員制度全般にわたる根本的改革案をSCAPに提出し

た。それは、旧官吏制度の「非民主的性格」を一掃し、アメリカの公務員制度をモデルとして、試験、採用、訓練、評価、職階、給与、厚生、雇傭関係等広範な分野にわたって近代的人事管理システムを導入しよう、とするものであった。[39]

ところがフーバーの帰国中に、日本政府と民政局がまとめて一〇月に議会で成立した国家公務員法は、公務員の団体交渉権、スト権等の労働権禁止の規定を削除し、人事院の独立的地位を弱める等、多くの点で原案から逸脱したものであった。民政局公務員課長として復帰してきたフーバーは、ただちに改正作業を開始し、一九四八年七月、ほぼ前年六月の原案に近い線の改正が実現した。国家公務員法の改正は、SCAP内におけるニューディール派の後退と労働政策の転換を反映するもので、国内的にも熾烈な政治的争点となった。

(1) 憲法改正をめぐるアメリカおよび連合国の動きと、日米間の交渉経緯については、つぎのような文献が好適である。*FRUS 1945*, VI; *FRUS 1946*, VIII; The Department of State (George H. Blakeslee), *The Far Eastern Commission 1945 to 1952* (Washington, 1953); SCAPGS, *Political Reorientation of Japan* (1949), 2 vols.; E. H.F. Svensson, "The Military Occupation of Japan: The First Years. Planning, Policy Formulation and Reforms" (unpublished Ph. D. dissertation, Univ. of Denver, 1966); Hussey Papers (University of Michigan). 高柳賢三・大友一郎・田中英夫『日本国憲法制定の過程』二巻、一九七二年、外務省外交文書、リール五四号。

(2) SWNCC 228, Jan. 7, 1946, "Facts and Bearing on the Problem" 7, Conclusion 5, *FRUS 1946*, VIII, pp. 98-103.

(3) すでに記したように、ポツダム宣言受諾に際しての日本政府の照会に対し、連合国は、天皇制の将来が「日本国民の自由に表明せる意思」によって決定されると約束していた。したがって、連合国側の天皇制廃止論者も正面からその主張を持ち出す根拠が乏しいので、主として天皇個人の戦犯指名を要求する戦術をとった。結局一九四六年一月、米英代表の画策で、結論は極東委員会の手に委ねられることになり、四月三日、アメリカの提案にしたがって、天皇を戦犯から除外することが決定される。この間、アメリカ政府部内でも熾烈な論争が進行していたが、一九四五年一〇月二六日SCAPに対し、天皇

が存在しなくても占領が満足に遂行できると判断された場合には天皇を戦犯として考慮する、との方針が伝達された。それは天皇制を存続させるかぎり、天皇の戦犯指名はありえないことを示唆していた。マッカーサーは、こうした内外の動きを慎重に考慮しながら、SCAPとしての最終判断を表明するもっとも効果的なタイミングを模索していたが、翌年一月二五日、ワシントンへあてた長文の電報で、天皇の戦犯指名に強く反対する見解を表明するとともに、数日後、天皇制存続をふくむ新憲法草案の起草を命令した。この間の詳細については、竹前栄治「象徴天皇制への軌跡」(『中央公論』一九七五年三月特大号)、児島襄「天皇とアメリカと太平洋戦争」(『文芸春秋』一九七五年一二月号)を参照。

(4) Atcheson to Secretary of State, Oct. 4, 1945, Oct. 10, 1945, *FRUS 1945*, VI, pp. 736, 739. SCAPの憲法改正の意図を日本政府に伝達するチャンネルとして近衛が選定された理由は明確でない。一〇月四日は東久邇宮内閣の辞職を必至とした内相罷免命令が出た日であり、事実近衛も国務大臣の地位を去った。しかも、マッカーサー元帥はアチソン顧問の進言によって、近衛自身が改正の主導権をとるよう勧告していた。八日に重ねて近衛が高木教授を伴って具体的助言を求めるためアチソンを訪問し、ついで勅命を奏請したのち、起草に移ったのも、そのように理解したからであった。しかし、近衛に対する内外の世論が悪化し、やがて戦犯指名が確実とみられるに至ったので、一一月一日、SCAPは、近衛に憲法改正を依頼した事実はない旨の声明を発し、近衛らの憤激を買った(児島前掲書、二六―三八ページ、一一七―二五ページ)。憲法改正の業務がアチソンから民政局に移った理由の一部はこの点にもあったと思われる。なおマッカーサー元帥は一〇月一一日幣原新首相に対し、あらためて憲法改正を示唆し、政府は松本国務大臣を担当者として美濃部達吉博士らの憲法学者をふくむ「憲法問題調査委員会」を設置した。

(5) Secretary of State to Atcheson, Oct. 16, 1945, *FRUS 1945*, VI, pp. 757-58.

(6) SWNCC―二二八(SFE―一四二)は国務省のヒュー・ボートンらによって起案された(SFE―一四二としてすでに九月中に起案が開始されている)。SCAPに伝達されるまでの経過を要約すると、つぎのとおりである。

〇一〇月一六日(日本時間一七日)……SCAPのアチソンに要旨を伝達、〇一〇月二二日……国務省案の完成、〇同二三日SFEに提出、〇同二五日アチソン事務所のエマーソンより高木教授へ内報、〇一一月二〇日……極東小委員会による国務省案の承認(SFE―一四二/一)、〇一一月二九日……SWNCC―二二八(一一月二七日付)をJCSへ回付、〇一二月一三日……アチソン内報を受領、〇同一八日……JCSよりSWNCCへメモ(SWNCC―二二八/一)を提出、〇一

九四六年一月四日SWNCCによるSWNCC一二二八の採択、〇一月一一日……情報としてSCAPへ伝達 (Atcheson Memorandum, Dec. 13, 1945, *FRUS 1945*, VI, pp. 882-83; Svensson, *op. cit.*, p. 192.)。

(7) SWNCC 228, Conclusions 5, Recommendation, *FRUS 1946*, VIII, pp. 100, 101.

(8) 近衛への委託問題を契機として、マッカーサーと国務省代表としてのアチソンの関係は悪化しつつあり、それが憲法改正問題を民政局の所管に移す一因になったとみられる。アチソンが天皇制廃止論者であり、戦犯や追放についても、急進的な見解を持していたことは、SCAP対国務省の対立を別にしても、当然、マッカーサーや側近との疎隔を招く原因となった。たとえば一一月七日付の報告で、アチソンは「マ元帥の「枢密院」ないし「元老」的存在となっているバターン・ボーイズたちが、国務省を憲法改正問題から排除しようとしている」と不満を述べ、たとえSCAPとの関係が悪化しても、改正促進のための声明を国務省が発すべきである、と主張していた。

結局、アチソンは一二月一三日、マッカーサー元帥に提出したメモで、本件を民政局の所管に移したいと自発的に提案して、改正問題から遠ざかった (*FRUS 1945*, VI, pp. 834, 837-58)。

(9) 占領最初期において、民政局で憲法問題を担当していたのは、弁護士出身のマイロ・E・ラウェル Milo E. Rowell 中佐(行政課法規班長)であった。ラウェル案の完成後、スタッフはさらに拡充され、政府案ばかりでなく、民間で研究されていたいくつかの改正案も検討の対象となった。なかでも「象徴天皇制」を提案していた憲法研究会案(高野岩三郎らの起草、一二月二七日発表)は民政局の注意をひき、のちのマッカーサー・ノートの内容にも影響を与えている(高柳他前掲書I、三一一二五ページ、二七一三九ページ、同II、一八一二二ページ)。

(10) 高柳他前掲書I、二五一二九ページ。

(11) マッカーサー・ノートといわれ、黄色の軍用箋にペン書きで書かれたメモであったが、第三項は二つの項目をふくむともみられ、二～三日後に追加された一院制の採用とあわせ、四～五項がマッカーサーから起草前に指示された項目とみなされる (*Political Reorientation of Japan*, I, pp. 102-03. 高柳他前掲書I、五三、同II、九九一一〇一ページ)。

(12) 一月一七日の会談で、SCAPが憲法改正に関与しているか、とただしたのに対し、民政局を代表してケーディス大佐は繰り返して否定し、それは極東委員会が長期間かけて取り扱う問題であると回答していた (FEC Tokyo Conference, Jan. 17, 1946, Hussey Papers, file 20.)。ついで一月三〇日の会談でもマッカーサー元帥は同様の趣旨と受けとれる発言をしていた (*FRUS 1946*, VIII, pp. 124-25.)。

(13) Whitney Memorandum to MacArthur, *Political Reorientation of Japan*, Appendix, pp. 622-23. 高柳他前掲書II、九一一九七ページ。

(14) 高柳他前掲書I、四六一五三ページ。

(15) 戦争放棄を規定した新憲法第九条の起源をめぐる論点については、森邦彦「かくて第九条は誕生した」(『諸君』一九七四年一二月号)を参照されたい。

(16) Bishop to the Secretary of State, March 19, 1946, *FRUS 1946*, VIII, pp. 180-81.

(17) Whitney memo to MacArthur, Feb. 10, 1946. 高柳他前掲書II、二五八ページ。

(18) *Time*, March 18, 1946. セオドア・H・マックネリー「日本の憲法改正にたいする国内的・国際的影響(抄)」(一九五九年、憲法調査会事務局、憲資・総第三十五号)、八六一八九ページ。

(19) 会談概要(高柳他前掲書I、五七一五九ページ、同II、三二三一三三ページ)。

(20) 高柳他前掲書I、八一一八四ページ。

(21) *FRUS 1946*, VIII, pp. 180-81.

(22) 極東委員会における憲法審議の過程については、Dept. of State (George H. Blakeslee), *The Far Eastern Commission, 1945 to 1952* (Washington, 1953), Chapter 5; *FEC Activities of the Far Eastern Commission: Report by the Secretary General*, Feb. 26, 1946-July 10, 1947 (Washington, 1947), を参照。

(23) MacArthur to the Joint Chiefs of Staff, May 4, 1946, *FRUS 1946*, VIII, p. 220.

(24) 議会における憲法審議の概要については、Peter G. Cornwall, "Japanese Political Reaction to Constitutional Revision 1945-1946", R. K. Beardsley (ed.), *Studies in Japanese History and Politics* (Ann Arbor, 1967), を参照。

(25) Blakeslee, *op. cit.*, p. 58.

(26) 憲法改正における財政条項の起草過程については、高柳他前掲書II、解説、第七章が詳しい。

(27) 現行憲法の第八八条は、七月二日の極東委員会決定(4項d)をほとんどそのまま採用したものとなっている (*Activities of the Far Eastern Commission, op. cit.*, p. 65.)。

(28) *Political Reorientation of Japan*, I, pp. 161, 237.

(29) 極東委員会は一九四六年九月以降アメリカ政府に憲法関連法案の提供を要求し、ＳＣＡＰも航空便で事前に届ける旨約束していたが、最初の四法案が届いたときは、すでに議会を通過したのちであった。間に立った国務省はＳＣＡＰに対し、関連法案の審査は、憲法承認の条件となっているので励行するよう説得したので、一九四七年に入ると、審査はやや順調に進むようになった。極東委員会の第三作業委員会は四月までに三五の法案を審査し、若干の要望事項がＳＣＡＰに送られた (Blakeslee, *op. cit.*, pp. 62-63.)。

(30) Oppler Memorandum to Whitney, Apr. 11, 1946, Hussey Papers.

(31) *Political Reorientation of Japan*, I, pp. 167, 170.

(32) *Ibid.*, pp. 169-70.

(33) Hussey Memorandum, Dec. 1947 (undated), Hussey Papers.

(34) Cecil G. Tilton, "Local Government," *Political Reorientation of Japan* (Stanford, 1965), Chapter 5, 6. 田中二郎「連合国総司令部と地方制度の改革について」(自治大学校『戦後自治史』Ⅱ、一九六一年)、天川晃「地方自治制度の改革」(『戦後改革・3　政治過程』、一九七四年) を参照。

(35) ウイロビー『知られざる日本占領』、一九七三年、一四〇—四三ページ、星野安三郎「警察制度の改革」(『戦後改革・3　政治過程』) を参照。

(36) Blakeslee, *op. cit.*, pp. 67-70.

(37) Blaine Hoover, "Civil Service," *Political Reorientation of Japan*, I, p. 247.

(38) 大蔵大臣の要請 (五月三日) は、ＳＣＡＰにとってはまったく意外で、フーバーは、当時来日中のアメリカ労働諮問調査団の接触が契機ではなかったか、と推測している。ところが、法制局はこの要請を主計局の独走と非難したため、対立は閣議に持ち込まれ、政府からあらためて公務員制度全般にわたる専門家グループの派遣を要請することになった (*ibid.*, p. 248.)。

(39) *Ibid.*, p. 253.

第二節　危機の日本経済

一　インフレーションと石橋財政

新憲法の成立に代表される民主的改革の旋風が吹いている一方で、日本経済は、生産の不振とインフレーションの進行によって危機的様相を深めつつあった。

終戦時に戦前期の一〇%前後まで落ち込んだ工業生産水準は、民需生産の再開にもかかわらず低迷をつづけ、一年を経過してようやく三〇%まで回復したにすぎなかった。何よりも農業生産の減退は、復員、引揚者で急増した人口をかかえ、一千万人餓死説が流れたほどの深刻な食糧危機をもたらし、日本政府の懇請によって一九四六年春からアメリカの食糧援助が開始されたが、それも必要量をはるかに下まわり、国民の大多数はなお飢餓線上をさまよっていた。

消費・生産財の不足と財政の赤字によって、インフレーションはようやく悪性化の兆候を見せ、一九四六年一月の日銀券発行高は終戦時の二倍に膨張し、公定対ヤミ価格の差は四〇倍に開いた。

こうした日本経済の危機化に対してＳＣＡＰは決して無関心ではありえなかったが、一九四七年に入るまでは傍観的と評していいすぎでない消極的な態度をとっていた。それは、ＳＣＡＰの関心が政治改革面に集中し、経済政策へ

の配慮が軽視されたこと、スタッフに有能なエコノミストを欠いていたことにもよるが、基本的にはワシントンの占領政策による制約からきていた。

すなわち「初期の対日方針」および「初期の基本的指令」は、SCAPが「日本の経済的復興または日本経済の強化について何らの責任をも負わない」し、「日本にいずれの特定の生活水準を維持しまたは維持させる何らの義務をも負わない」ことを明らかにし、経済の非軍事化、民主化面を除く日本経済の運営についてSCAPが中立的立場に立つことを要求していた。もっとも、それは完全な放任を意味せず、SCAPの監督下に「日本国当局は自己の責任に於て必須国家公共事業、財政、金融並に必需物資の生産及分配を含む経済活動の統制を設け且実施する」とともに「深刻なインフレーションは、占領の終局の目的の達成を大いに遅延させる」ので、前記の非軍事化および民主化政策を阻害しない範囲で「このようなインフレーションを回避するためにあらゆる実行可能な努力」を払うよう要請していた。

したがってSCAPとくに経済科学局(ESS)は、当初指令の趣旨を忠実に守って財閥解体、経済パージのほか、戦時補償・軍人恩給・年金の打切り、財産税の創設等の非軍事化・民主化政策を中心とする分野に重点をおき、日本政府とくに大蔵省との折衝を重ねた。予算編成については、インフレ抑止の見地から支出抑制・赤字公債の禁止等健全財政の原則を示した（一九四六年一月二一日付SCAPIN六三五号）が、全予算の約三分の一に達する「終戦処理費」（占領軍への支出経費）をのぞいて、細部にわたる干渉は試みていない。

しかし、経済統制の強化については、SCAPの方がより積極的であった。日本政府は、長い戦時統制にあきていた世論にこたえるため、統制緩和の方針をとっていたのであるが、SCAPは一九四五年一二月二六日付の覚書（SCAPIN五〇二号）で「価格統制の撤廃はインフレを助長し、配給統制の撤廃は消費者に対する不公正を招来する」として政府の提案を拒絶し、必需物資に対する統制はむしろ強化する意向であることを明らかにした。そして廃止される戦時統制機構に代わる強力な新経済統制機構の設置を推進し、半年に近い曲折した検討作業ののち、一九四六年八月、経済安定本部 Economic Stabilization Board が誕生した。[1] 安本の創設が予定よりもおくれたのは、新機関をアメリカの戦時機関にならって価格、賃金の統制、原料、資材の割当をふくむ経済計画の総合的な企画、実施機関に高めようとするSCAPの構想が、「首相の諮問機関的存在よりややましな程度」[2]の権限にとどめようとする日本政府の抵抗に直面したからであった。

この間に、幣原内閣は一九四六年二月一六日「経済危機突破総合対策」を発表し、従来のような各省ごとの対症療法でなく通貨と物価、生産と配給にわたる総合対策の実施によって、インフレの進行を停止し、生産再開の糸口を開こうとした。すなわち、通貨・物価対策では、標準世帯生計費を五〇〇円とする物価体系を設定し、給与等は月額五〇〇円までは現金払にするが、それ以上は封鎖払とした。そして二月一六日の金融緊急措置令により、三月二日を期して旧円と新円の切換を実施し、旧円は金融機関に預け入れさせて封鎖預金とした。

その骨子は、すでに前年末から財産税の創設とともに、政府部内で検討されていたのであるが、いちはやく内外に流布されたため、急激な換物運動が起こり、政府は経済科学局（主務者ボグダン、タマーニア）との協議を経て、とりあえず通貨切換措置だけを先行させたのである。[3]

金融緊急措置によって、日銀券の発行高は二月一八日の六一八億円から三月一二日の一五二億円へ収縮し、インフレは一時収束へ向かったかにみえた。しかし随伴すべき諸施策とくに生産・配給対策の不徹底と政府の赤字支出、銀

行の封鎖貸出等によってインフレはまもなく再発、新円によるヤミ経済が拡大し、金融緊急措置が予期した成果をあげられなかったことは、明らかになった。[4] また一時上昇傾向にあった鉱工業生産も、資材ストックの枯渇によって、九月を頂点にふたたび下降した。

とくに五月に成立した第一次吉田内閣の石橋湛山蔵相は、持論のケインズ理論を援用して、現在のインフレは生産の再開と拡大によって克服されるものであり、そのためにはある程度の赤字財政も通貨増発もやむをえない、という見解を堅持して、積極方針をとった。[5]

インフレの抑制を重視していた経済科学局は、当然石橋財政に好感をもたなかった。なかでも、前年一一月の指令発出以来懸案となっていた戦時補償の打切り、財産税徴収問題で、数ヵ月にわたった石橋蔵相の強硬な抵抗は、SCAPの蔵相に対する反発を高めた。

若干の控除を除いて軍需会社等の戦時補償請求権（戦争保険と各種の企業補償）に一〇〇％の特別税（予定収入約六七〇億円）を課し、累進法による高率の個人財産税を賦課（約四三五億円）しようとするSCAPのチャーン修正案は、インフレ抑止にとどまらず、非軍事化政策の一環として推進されていただけに、吉田首相のマッカーサー元帥に対する懇請によっても変更されうるものではなかった。[6] 結局「とるものはとり、やるものはやる」という大蔵省の原則は崩れざるをえず、指令による屈服という形式に固執した石橋蔵相もついに折れて、八月八日の閣議で補償の全面打切りを決定、秋の国会で戦時補償特別措置法と財産税法が成立した。

しかし石橋蔵相の抵抗は、あらためてSCAPが日本経済の危機的状況を認識し、インフレ対策を中心とする経済再建政策に介入していく一つの契機をつくった。

「インフレと占領目的への脅威」と題した一一月四日のメモで、民政局のエコノミストであるT・A・ビッソンはつぎのように書いた。

「インフレはしだいに、危機的様相を深めつつある。……現年度の歳出不足は財産税収入によってほぼまかなわれると予想されるが、来年はどうするのか……目下は着実な反インフレ対策をとるべきであるのに……日本政府はインフレを促進するような政策をとりつつあり、物価上昇をむしろ歓迎している……インフレはすでに占領目的に対する脅威となっている。[7]」

かくてSCAPから「インフレーショニスト」と刻印され、さらに日本政府内における反占領軍派の巨頭として警戒された石橋蔵相は、翌年五月、東洋経済新報社元社長の経歴をもって言論界追放の適用を受け、強引に公職から追放されてしまった。

二　ボグダン＝タマーニア構想

マッカーサーが「一種の経済封鎖」と表現したように、世界経済から隔離されていた一九四六年の日本経済は、連合国の対日経済政策の空白によって、将来の方向と展望を得られないままに暗中を彷徨していた、といえよう。

とくに賠償規模が決まらないために、許容される鉱工業生産の水準と貿易規模が、未確定のままに推移したことは、長期的な経済再建計画の樹立を困難とし、短期的には民間企業の生産再開意欲を抑制した。

この間に、日本側の半公的・私的な研究団体や経済学者によって日本経済の将来構図を描き出そうとする真剣な努

力も試みられている。その一つである外務省調査局特別調査委員会の報告「日本経済再建の基本問題」[8]は、終戦直後から半年をかけて一九四六年三月に完成しているが、「一日も速かに具体的な再建の第一歩」に踏み出さないと、「エスキモー的段階への逆転、終局的には人口の大量縮減を招来するのみ」という切迫した危機感に立っていた。

しかし、あまりにも多い悲観的条件のゆえに、具体的な構想がたたず、「国際的分業への積極的参加、国内資源の徹底的利用および消費生活の合理化」という平凡な提言にとどまらざるをえなかった。検討の焦点になった産業構造の形態についても、農業国家への逆戻りはほとんど不可能と見通されたが、重工業の復活という望ましい方向は占領政策上とれないので、さしあたり「技術の高度化」という中間的目標にしぼられていた。

ややおくれて一九四六年三月、マーカット経済科学局長の指示で、元シュレーダー銀行の投資家でドイツ占領軍司令部から移ったノーバート・A・ボグダン Norbert A. Bogdan とIPR系の中国経済専門家フランク・A・タマーニア Frank A. Tamagna が主任者となってまとめた「日本経済のプログラム」(Economic Program for Japan, 一一二ページ)が五月に完成した。[9]それはSCAPが日本の「平和時における経済構造」について試みた最初の総合的分析であったが、あくまでも初期占領政策の既定枠を意識しつつ立案され、さらに前述の外務省研究を参考としたため、似たりよったりの貧困な展望に終わってしまった。

しかし、SCAPが直面している経済政策上の問題点を要領よく整理し、全体として再建の方向を打ち出しているだけに、興味深いものがあるので、つぎに要点をかかげる。

前　提

(1) 重工業化政策は採用しない。

(2) 食糧自給は困難であり、当分、海外からの食糧輸入は継続するであろう。
(3) インフレは比較的早期に安定し、生産は戦前レベルに回復するであろう。
(4) 海外からの借款は考慮しない。

経済構造

(1) 一九三〇―三四年の工業生産レベルを目標とする。
(2) 工業部門の比重を縮小し、化学(肥料)、農業部門を拡大する。
(3) 工業生産および輸出品の主力を繊維におく。

勧　告

(1) 経済統制の強化、生産回復、緊縮財政、労使関係の安定。
(2) SCAPの責任範囲を画定し、必要分野にマンパワーを集中する。
(3) 経済安定本部を設立し、経済統制の責任を負わせる。
(4) 経済科学局内に経済政策委員会を設置し、安本にSCAPの連絡官を派遣する。
(5) 賠償撤去規模の早期確定を促進する。

この報告書の全体を通じて流れている特徴の一つは、前提条件のきびしさと矛盾するかのような楽観的トーンであろう。

繊維の輸出によって食糧の輸入をまかなうパターンは、すでに一九四六年春までに、SCAPの当面の貿易政策として確立されつつあったが、生糸については、海外市場で人造繊維への代替化が進行しつつあり、綿製品の輸出は原

綿の輸入と相関関係にあったので、このパターンの拡大によって戦前期レベルの回復が可能か否か、については大いに疑問があった。提言されたSCAPの役割も、放任から介入への転換を示唆していたものの、監督強化の域にとどまり、微温的にすぎない。

しかし、帰国を前にして中国を視察し、六月五日外務省研究の起草グループと懇談したボグダンは、より消極的、悲観的であった。すなわち、アジア諸国の工業化に日本が参加する形での重工業、化学製品の輸出も、アメリカの対日投資もほとんど見込みがない、と日本側を失望させたのち、彼は「日本人に適しているのは家畜の飼育、鶏卵の輸出等で、観光も有望」[10]とつけ加えている。ついでにボグダンは、この「五カ年計画」は、部内の検討が終わればワシントンへ提出され、極東委員会で審議されるだろうと洩らしたが、実際にはSCAP部内で検討を繰り返しているうちに、のちに記すようなワシントンの政策修正に追い越されてしまった。

それは、あらゆる点で過渡的な性格を脱しえなかった一九四六年におけるSCAP経済政策の産物であった、といえよう。

三　賠償と工業水準

日本経済の回復を促進するためには、さきに記したように、賠償規模の早急な確定が必要である、という認識はSCAPだけでなく、ワシントンにおいても深まりつつあった。

全体としての撤去および残存設備の高低もさることながら、賠償物件の個別指定が未確定のままに推移すること

表 3-2　1950年に予想される産業別人口構成の比較　（単位：万人）

	総人口	有業人口	農林	工業	土建	商業	公務・自由
ボグダン案	7,960	3,640	1,620	525	150	450	200
商工省案[1]	8,200	3,817	1,700	577	170	500	250
外務省案[2]	8,200	3,770	1,500	600	120	500	250
1935年（実数）	6,445	2,962	1,414	491	79	448	204
1944年（実数）	7,266	3,153	1,388	842	107	224	290
1950年（実数）[3]	8,320	3,563	1,652	569	153	432	

（注）1）商工省「将来における日本の産業構成」.
2）外務省調査局「賠償能力に関する一研究」.
3）一橋大学経済研究所『解説・日本経済統計』，40ページ.
出所：「ボグダンの総合五箇年計画案」.

は、ポーレーが懸念したように、設備の劣化を招き、企業家や銀行家の活動意欲に「心理的悪影響」を与えると判断された。しかし、アメリカの賠償関係者の焦慮にもかかわらず、極東委員会の足並みがそろわないため、対日賠償政策は一進一退を重ねつつ「はてしないペーパー作り」に埋没したまま、一九四七年へ持ち越される。

ポーレー最終報告書（一九四六年四月一日）が勧告した手順とガイドラインは、要約すると、つぎのようなものであった。[11]

手順

(1) ポーレー中間賠償計画に対するアメリカ政府の承認、(2)同上に対するFECの承認、(3)SCAPに対し早急な撤去準備開始の指令、(4)連合国への賠償要求リストの提出を要請、(5)連合国賠償委員会を設置して、最終的な賠償計画を検討する。

ガイドライン

(a)戦利品の対象を限定する（兵器のみ）、(b)賠償計画の早急な着手と実施、(c)賠償の対象として財閥の設備を優先する、(d)日本人の生活水準をアジアの隣接諸国より高くない水準に抑制する、(e)資源の国内依存を高め、日本の輸出規模を最低輸入需要をまかなう範囲に抑制する。

このうち手順については、(1)〜(4)は一九四六年中にほぼ終了し、SCAPや日本政府の要請による細部の手直しによって、やや緩和された主要一〇部門に関する極東委員会中間賠償撤去計画 FEC Interim Reparations Removals が、一九四六年五〜一二月にかけて、順次決定された。[12] しかし、賠償処理をFECの枠外に設置する連合国賠償委員会に委ねようとするアメリカ政府の提案は、ソ連の反対等で実現しなかった。[13]

つぎに、ガイドラインのなかで極東委員会が早期に一致したのは(c)だけで、相互にからみあった(a)(d)(e)の各勧告は、各国の対立、とくに(a)項に関するソ連の一方的主張によって容易に進展せず、この間、アメリカ側内部にも政策の変化が生じた結果、(b)項の実現も不可能となってしまった。

ポーレーによって約八億ドルと概算された満州の日本工業施設は、すでに一九四六年前半までに根こそぎ撤去されていて、ソ連はそれを事後的に正当化するため、戦利品とみなすよう極東委員会に要求していた。アメリカは、日本の在外財産は賠償の一部として、被侵略国（この場合は中国）に帰属させることを主張していたが、ソ連は在満施設については切り離して、中ソ間の交渉に委ねるべきであると論じ、それ以上の譲歩には応じなかった。[14] このため、連合国間の賠償配分比率を確定することは、ほとんど不可能となってしまった。

しかも、ソ連は、日本国内からの撤去分についても請求権を留保したので、アメリカ以上にイギリス、オーストラリア、中国等の強い不満を招いた。

こうして、極東委員会の討議が停滞している間に、アメリカの内部でも、ポーレー報告のガイドラインに対する疑問が台頭してきた。マッカーサー元帥は、早くも一九四六年一月末に来日した極東委員会の一行に対し、元工兵将校として、撤去される賠償設備が中国、フィリピン等の後進国に適合するか否かに懸念を感じる、と述べていた。[15] その

後の実態調査が進むにつれて、SCAPは日本国内の世論にも動かされ、日本の荒廃した工業施設はポーレー報告が期待するほどの価値に乏しく、過剰設備の算定は誇張されている、という同情的見解に傾いていく。[16]

四月末のSWNCC討議では、アメリカにとってほとんど不要な賠償設備を撤去して、日本の生産レベルを引き下げ、代わりに多額の援助を注入するのは賢明であろうか、という疑問が呈示された。[17] 国務省日本朝鮮経済課長のエドウイン・M・マーチン Edwin M. Martin によれば、「設備の多くは旧式で保守の不足と爆撃、火災、疎開で損傷したうえ、占領後も放置されたため、ますます劣悪化している。極東の受領予定国は、器材、建物の設計、輸送等で多額の経費を必要とし、運転できる技術者は少ないので、差引きすると、収益はわずかになる。しかも彼らが望んでいる軽工業設備は日本に残されるだろう。また原料の輸入を断たれ、近代軍事技術にとり残された日本から、これらの設備を撤去しても、再侵略を防止する保障になるか疑わしい」[18] のであった。

こうしたジレンマを解決する手段として「生産物賠償」(current goods) 方式への転換も着想されたが、そのためには日本に生産と貿易レベルの大幅な上昇を許容する必要があり、極東委員会諸国が受け入れる見込みは薄かった。[19]

そこで、賠償の最終決定がおくれるのを見越したアメリカ政府は、SCAPの強い要請を受けて撤去規模の代わりに、日本が許容される一般的生活水準を保障し、それに基づく主要産業の残存設備規模を明示するとともに、緊急に受入れを要望している極東の後進諸国に対する前渡しを実施しようとした。[20]

しかし、極東委員会における審議は進まず、半年前後かかって、一九四七年一月二三日まず「日本の平時需要」(Peaceful Needs of Japan) が、二月二〇日に「日本の保証された生産水準」(Assured Production Capacity Levels for Japan) の二文書がようやく採択された。前者は、一九三〇—三四年の生活水準 standard of living を

一九五〇年に達成することを許容しようとするものであり、それに必要な工業生産レベルを算定するため、一〇の主要部門について設備能力の上限を示したのが後者である。しかしながら、基準年次の生活水準自体が漠然としていたうえに、例示された工業水準の許容枠は、いぜん不明確な部分を残していた。

例を鋼塊 steel ingot にとると、ポーレー中間賠償に示された過剰撤去分の年産「二五〇万トン以上」は、FEC中間撤去計画で「三五〇万トン以上」に緩和されていたが、新たな許容上限能力二〇〇万トンとの差額一五〇万トン分は未定のままで、他の部門も同様であった。[21] 繊維工業等の軽工業部門については、上限は指定されていなかったが、それは無制限な生活水準の向上を日本に許容する主旨ではなく、一九三〇―三四年レベルより低い水準に取り残される「アジア近隣諸国」の不満をなだめるため、一種の飢餓輸出を課そうとする見地からであった。

すなわち極東委員会は二月二七日の政策決定で、日本人の繊維消費を年間一人二・五ポンドにおさえ、繊維品および繊維機械、ゴム製品、陶磁器、電気製品、石炭等の消費物資をこれらの地域に供給するよう要請していた。[22] それは生産物賠償の変型ともみなされるものであるが、ようやくインフレの鎮圧と経済安定に乗りだそうとしていたSCAPの協力を期待することは望み薄であり、紙上構想に終わるであろうことは目にみえていた。こうして極東委員会を舞台とした連合国の対日賠償政策は、一九四七年早々にはデッドロックに乗り上げてしまい、その打開のために何らかの政策転換が要請されるに至った。

四　第一次ストライク調査団

対日賠償政策の転換を要請する動きは、まずSCAPで起こった。一九四六年の夏から秋にかけて、ポーレー＝FEC中間賠償の緩和を要請していたSCAPは、交渉が見込み薄であることを知ると、一二月二一日、マッカーサー元帥の名で、中間賠償を最終的な規模として確定し、このレベルまでの生産回復を日本に許容することをワシントンに要望した。それは、かねてから日本政府がSCAPに懇請していたところでもあった。マッカーサーはまたFEC諸国との交渉に早く見切りをつけて、アメリカが単独行動に踏み切ることを勧告していた。[23]

ワシントンでも、国務省、陸軍省はSWNCCや対日賠償政策委員会（一九四七年一月、国務、陸軍両省によって設置）を舞台として、一九四六年末ごろから、政策転換の方向を模索しつつあったが、一九四七年四月四日、初めてFEC規約の中間指令権を発動し、SCAPに対して大要次のような中間取立指令を発した。[24]

(1)　連合国最高司令官に対し、賠償支払の前渡しとして、日本の産業施設を一部の戦災国に即時取り立てさせる権限を与える。

(2)　取立ての比率は中国一五、フィリピン五、オランダ（蘭印）五、イギリス（ビルマ、マラヤおよび極東のイギリス植民地）五%とする。アメリカはこの前渡し計画には参加しない。

(3)　この中間指令による撤去は、一九四六年、極東委員会が、鉄鋼、造船、火力発電所、工作機械、航空機、陸海軍工廠、その他数種の化学工業の一〇工業部門において、賠償用として決定した産業能力の三〇%となる。

アメリカ政府が中間指令の発出に踏み切った動機は単純ではないが、「アメリカとしてはすでにコミットした賠償の実施を急ぐことで中国やフィリピンを満足させることになろうし、また小規模な取立てで、より大規模な取立ての不要性を認識させる」[25]（ホルマン）効果もふくまれていたにちがいない。

しかし、取立ての実施はさらにおくれた。SCAPは、即時取立ての対象となる設備の指定に、FEC諸国から派遣された連合国技術諮問委員会 Allied Technical Advisory Committee や対日理事会が介入するのを喜ばず、撤去作業に入るのがおくれたため、中国向けの機械を積んだ第一船が日本を出港したのは、翌年一月一六日となった。

またFECでは、引き続き全撤去分に対する国別配分比率をめぐって年末近くまで討議がつづいたが、ついに一致をみないままに中断した。[26]

一方ワシントンでは一九四六年末ごろから、陸軍省を中心にして、従来のポーレー＝FECラインとまったく異なる発想に立って、対日賠償を再検討しようとする動きが台頭しつつあった。こうした発想の根拠は多様で、真の動機と説得上の論理が往々にして混淆するが、主たるものは経費節約と冷戦対策の二点であったといえよう。便宜上これを「納税者論理」と「冷戦論理」といいかえてもよい。すなわち、食糧援助を基幹とする占領費の増加に対し、一九四六年秋の中間選挙で共和党が進出して以来、議会方面を中心として、「納税者（タックス・ペイヤー）」の負担を軽減せよ、という圧力が高まり、実際に一九四七年初頭の議会で、軍事費の大幅削減が論議されていた。

また戦後極東の安定勢力として期待されていた中国は、いぜんとして国共内戦の泥沼にあり、朝鮮の南北分裂体制も固定化しようとしていたので、米ソ冷戦体制における反共の障壁として日本が浮かびあがってきた。この場合、具体的に日本が期待された役割は、一九四七年五月のクリーブランド演説でアチソン国務長官が提唱したように、賠償の吸収能力を失っているアジア諸国の経済再建に寄与するため「アジアの工場」(Workshop of Asia)[27]となることであった。

ところで、さきにあげた二つの論理は、アメリカの立場からすると、一見矛盾しあう関係にあった。「冷戦の論理」

にしたがい「アジアの工場」として日本経済を再建しようとすれば、起動力を与えるためにアメリカの経済援助を強化する必要があり、短期的には「納税者の論理」を無視しなければならないのである。この矛盾は、のちに占領政策転換の過程で、まさに矛盾したまま解決されるのであるが、いずれにしても、賠償政策をこうした新たな文脈のなかでとらえれば、最終規模の早期確定ないし大幅な緩和が要求されてくるのは当然であった。しかも陸軍省は、巧妙にも、対日経済政策の全面的な転換を賠償政策をテコとして実現しようと考えていた。

一九四七年一月末、陸軍省は「賠償計画全体を再評価する」ため、クリフォード・S・ストライク Clifford S. Strike (F・H・マクグロー会社社長)を団長とし、五人の技術者からなる「対日賠償特別委員会」(Special Committee on Japanese Reparations)を日本に派遣した。[28] そして二月一八日に陸軍省およびマッカーサー元帥に提出された、いわゆる第一次ストライク報告は、ポーレー報告やアメリカ全国技術者協議会報告[29]の線に制約されず、「より現実的で実際的な賠償計画」を再編成するという趣旨に沿って、つぎのような骨子の勧告を試みていた。[30]

(1) 現在の賠償計画に基づく撤去は中止し、新たな賠償計画を樹立する。

(2) 日本政府に対し新計画を示し、将来のある時点以降はアメリカの日本経済に対する援助を停止する旨、通報する。

(3) 純軍需施設を除き、工業部門における許容水準を引き上げる。一例として、鋼塊は年産四七〇万トンとし、商船隊の復活を可能とするため、造船能力の制限量を再考慮する。

(4) 生産物賠償は実施しない。

勧告の基調は、一九五〇年を目標とする日本経済の自立化をめざしていたSCAPの構想にそったもので、とくに

一九四七年一月に立案された「日本産業の非軍事化と経済統制」[31] (Industrial Disarmament and Economic Control of Japan, Jan. 22, 1947)のほぼ全面的な採用が強調されていた。ストライクはさらに「日本産業の非軍事化はすでに達成され」ており、賠償の緩和による日本経済の自立が達成されないかぎり、アメリカの対日援助はつづくので「賠償をアメリカの納税者が負担する」結果になる、と強調した。

ストライクが、賠償処理における納税者論理を代表していたのに対し、同行した陸軍省民事部のチェシェルダイン大佐は、冷戦論理を援用した対日政策全般を律する注目すべき見解を展開していた。

すなわち、大佐は、マッカーサー元帥およびピーターセン陸軍次官補へ提出した報告のなかで、「日本は資本主義的民主主義 capitalistic democracy と共産主義の対決する戦場」であり「アメリカはこの戦争で勝利か敗北の選択を迫られており……そのために日本との友好は維持されねばならない」と大胆率直に論じ、つぎのような勧告を提示していた。[32]

(1) 中間賠償レベルを最終賠償レベルとすること、生産物賠償は徴求しないことを声明する。
(2) ストライク報告と、一月二二日付のSCAP文書の線に沿った残存設備を許容する。
(3) 日本の輸出入を拡大するため必要な措置をとる。
(4) 対日政策はアメリカの国益にそって決定されるべきである。
(5) これ以上の遅延による惨害を防ぐため、陸軍省はSWNCCに対し、至急に対日経済政策および賠償に対する最終計画の決定を要請すべきである。

チェシェルダイン報告は、明らかに賠償問題の枠をこえ「冷戦論理」に「納税者論理」をたくみに連結して、アメリカの単独行動による対日経済政策の全般にわたる転換を強調していた。うがってみれば、技術コンサルタントとしてのストライク委員会は、陸軍省主流の政策を裏付け、次の段階における転換戦略の布石として利用された、というべきであろうか。

それが、ポーレー使節団のベネットの猜疑するように、ピーターセン次官補の演出した「行政的道化芝居」[33]であったか否かは断定しがたいが、一九四七年春から秋にかけて、陸軍省がチェシェルダインの勧告を実現するため、異常な熱意を傾けたのは事実であった。

しかし、陸軍省の独走はFECを怒らせ、ポーレー・グループの不満を買い、中間に立った国務省を困惑させた。四月上旬、混乱した賠償政策を調整するため、ワシントンで開催された関係者会議は、険悪な感情的対立をもたらした。ストライクの定義[34]によれば、会議は「陸軍省派」と「ポーレー派」に分裂し、妥協の産物として四月八日「日本における賠償撤去」(Reparations Removals from Japan) と題したSWNCC文書（二三六／四三）が採択され、翌日FECへ送付された。

それは、基本的にポーレー＝FEC中間撤去計画の線に沿って、最終レベルは中間レベルより当然厳格にする、という従来の前提を放棄し、中間レベルを最終レベルとして確定しようとする点で前進していたが、陸軍省の満足を得るものではなかった。[35]

FECに見切りをつけていた陸軍省はあらためてストライクを団長とする一一人の技術者とエコノミストから成る「海外技術会社」(Overseas Consultants Inc. 略称OCI) に、日本経済自立化の構想をふくむ賠償計画の再検討を依頼した。一行は五カ月にわたって精密な現地調査に当たる予定であったが、国務省は陸軍省がストライクと契

約した任務が既定政策の枠を逸脱している、と非難し、ピーターセン、ヒルドリング両次官補の険悪な対立に発展した。結局、契約の一部を修正することで了解が成立し、一時出発を危ぶまれた第二次ストライク調査団は、七月に日本へ向かった。[36]

こうして陸軍省の企図した賠償政策をテコとする対日政策の転換は、機の熟さないまま中断し、秋に入って、ロイヤル（陸軍長官）＝ドレーパー（陸軍次官）の強力なコンビを迎えて軌道に乗ることとなる。

五　SCAPの介入

一九四七年一月五日、SCAPのアチソン外交局長は、トルーマン大統領にあてた報告で、新憲法制定をふくむ政治改革面の成功を強調したのち、日本経済の実状についてつぎのように述べていた。

「全般的な経済状態はきわめて悪化しつつある。インフレは高進し、賠償が未解決のため、産業の復興と転換が妨げられている。ストはアメリカ本国と同じぐらい頻発し、深刻化している……日本経済は破綻に瀕している。そしてわれわれが好む好まないにかかわらず、日本経済はアメリカの責任となりつつある。アメリカ以外のどこが食糧の不足を供給できるだろうか。もし日本が自立できないとすると、その重荷はすべてわれわれの肩にかかってくる。したがって賠償の解決と貿易の拡大が不可欠となる。[37]」

こうしたアチソンの憂慮は必ずしも誇大とはいえなかった。一九四六年秋以降における経済情勢の急速な悪化はだれの目にも明らかであり、インフレは縮小再生産へ向かう新たな危機的段階へ入ろうとしていた。すなわち九月一六

日、日銀券発行高は金融緊急措置直前のピークを突破したが、生産の再開は一向に進まず、九月を頂点として逆に下降を始め、年末には戦前比指数二七・七％に低落した。一方、占領政策によって育成された労働運動はかつてない高まりをみせ、二月一日を期して民主人民政府の樹立をめざすゼネストが決行されようとしていた。当時広く流布された「三月危機」説は、こうした悲観的諸要素が、日本経済の決定的破綻に行きつくことを予告するものであったといえよう。

それは占領第三年目の一九四七年を「転機の年」と意識していた連合国最高司令官マッカーサーにとっても、これ以上放置できない事態であった。占領の長期化に反対していた彼は、すでに一九四七年中に対日講和会議を開き、占領を終結させたい、と決意していた。そのためには、占領目的が達成されたことを確認するだけでなく、日本に最小限の自立経済を保証しておく必要があった。

一九四七年春におけるマッカーサーの経済政策面への介入は、おそらく翌年の大統領選挙への配慮をもふくむ複合した諸動機から発していたと思われる。[38] 一月末、ワシントンに派遣されたアチソンは、早期講和の実現を要請するとともに、日本経済復興に関する本国政府の支援を求めた。

国務省は「日本占領の経済的側面を今まで軽視しすぎた」[39]ことを反省したが、議会の予算削減圧力が高まっていた時期でもあり、若干のエコノミストをドイツ軍政部から引き抜いて増派する以外は、SCAPの要請にこたえる手段がなかった。当時、国務省事務当局で起草していたマーチン・プランも、すでに供与した対日援助を早期に償還させることをかかげ、さらに日本経済の再建は、連合国を刺激しない範囲にとどめることを強調した消極的な構想であった。[40]

かくて、三月二二日吉田首相に送られたマッカーサー書簡は、きわめてきびしいトーンとなった。それは「食糧問題……原料や工業製品の増産、賃金と価格の安定、最大量の輸出と健全な財政等その他の要素をも包含する経済安定の総合的問題」を解決するため、日本政府に対し「現情勢の要求する総合的一連の経済金融統制を展開するため、急速かつ強力な措置を採ること」を要求し、あわせて対日援助は「日本における不適正配給並びにインフレーションに対処しうるに十分なほど大規模なものと期待されてはならぬ」[41]と警告していた。

これに対し、吉田首相は二八日に送った返書で、食糧の一一〇%供出、石炭三〇〇〇万トンの生産等を骨子とし、全面的にマッカーサー書簡の要求に沿った「所要の対策」を断行する旨約束した[42]。しかし、督励したSCAPも、叱咤された日本政府も、一挙に生産を向上しインフレを収束しうる即効的な政策手段を持ち合わせていたわけではなかった。

SCAPから助言を求められた対日理事会は、四月中旬、英連邦代表マクマホン・ボールのまとめた報告書を提出した。それはイギリス労働党系の政治学者であったボールの哲学を反映していて、物価と賃金のスパイラルは、賃金を押えるよりも、価格、利潤、配給の統制を徹底させることによって切断すべきである、と主張していた[43]。

しかしボールは、経済危機の克服は経済学の課題ではなく、政治的決意の問題である、と観察していた。すなわち、インフレの根源は、日本政府の「向こうみずな財政政策」と安易な対米依存思想に由来しており、占領軍は、故意に経済危機を放置することで占領政策を緩和させようとする日本の「危険な火遊び」に巻き込まれつつある、というのであった[44]。同じころボグダン＝タマーニア計画の起草者であるフランク・M・タマーニアも、西欧諸国が戦前の半量の石炭で、すでに工業生産の三分の二ないし四分の三のレベルまで回復したのに、日本が三分の二以上の石炭で

なお三分の一の工業生産水準にしか達していないのはなぜか、という疑問を表明していた[45]。

経済危機の根源を日本政府の政策に求める見解は、ほかならぬ日本の財政経済学者のなかにもみられた。この年の九月イギリスのストラトフォード・オン・エボンで開かれたIPR大会に提出された大内兵衛博士の論文は、終戦以来政府が一貫してとってきた「インフレ政策」と「銀行救済方針」を鋭く攻撃し、赤字財政、インフレ、生産不振、生活困窮の「忌むべき循環」を早く断ち切らないと日本経済は浮上できないが、目下のところ「一条の光」[46]もみられない、と絶望していた。

しかし、大内博士に攻撃された石橋蔵相は、SCAPの圧力により若干の手直しは余儀なくされたものの、いぜん積極財政の基調を崩さず、四七年一月に産業資金の重点的撒布を目的として創設された復興金融金庫は、いわゆる復金インフレの源泉となった。四月九日、経済科学局のファイン博士から「今日の経済状態は終戦後最も悪いものであって、世間では今にも崩壊するようにいうが[47]」、と聞かれたときも、蔵相は楽観論を述べ、ファインが配給統制の強化を説くと、労働攻勢による賃上げ防止のほうが重要である、と反論し、アメリカ政府の対日援助が見込み薄であることを注意されると、民間外資の導入を要望するなどことごとに見解は食いちがい、まもなく蔵相の追放事件に発展する。

もっとも、SCAPがインフレに対する石橋的アプローチをまったく否定的にみていたわけではなかった。価格統制・配給課長のアルバーによると、経済科学局のなかでも通貨の緊縮と予算の均衡を重視する保守派（財政課、工業課、輸出入課等）および、均衡予算に固執せず、不足はアメリカの対日援助に仰ぎ、生産再開を優先しようとする自由派（価格統制・配給課、調査統計課、労働課等）に分裂していたという[48]。

実際にSCAPが打ち出した政策は、二・一ストの禁止に始まる労働運動の抑圧、隠退蔵物資の摘発や供出米のジープ督励、かねてから懸案になっていた経済安定本部の権限強化、終戦処理費の大幅減額、五〇〇円生活の引上げ、食糧援助の強化、民間貿易の再開等、両派の主張を多角的に組み合わせた混合政策であった。[49]

六月一日に成立した片山内閣は、インフレ克服と生産復興をめざした八項目の「経済緊急対策」を発表した。焦点は一八〇〇円の平均賃金を基準とする新物価体系の設定と、石炭（年産三〇〇〇万トン予定）増産を基軸とする傾斜生産方式の推進にあり、SCAPも、経済安定をめざす日本政府による「最初の総合的計画」として評価した。[50]

社会党首班とはいいながら、実際には社会、民主、国民協同の三党連立中道政権であった片山内閣は、保守、革新の両翼から牽制されて、とかく安定を欠きがちであったが、生産指数は緩慢ながら上向線をたどり、五月に戦前比四〇%をこえ、年末には四五%に達した。とくに超重点部門に指定された石炭は、主要炭鉱が国家管理に移され、二四時間操業、食糧の特配等、SCAPの介入、督励もあって九〇%に近いレベルまで回復した。

しかし、いぜんインフレの進行は停止せず、経済科学局は、これ以上の生産上昇は工業原料の大幅輸入が確保されないと困難であろう、と判断していた。[51] 一二月末、シーボルト外交局長と会談した都留重人経済安定本部副長官は第一回経済白書の起草者で、SCAPの信頼が厚いエコノミストであったが、つぎの半年の間に「全日本経済は崩壊してしまうかもしれない」[52]と悲観的な見通しを述べていた。

(1) 幣原内閣は一九四六年三月一日、一連の経済緊急対策を担当する機構として「緊急経済対策本部」の設置案を閣議で決定したが、ほぼ同時（三月二日）に、SCAPのESSは、私案の形で同様の政府機関を設置するよう提案した。そして同月中旬から終連とSCAPの間で協議を重ねたが、双方の構想に相当の差があり、容易に調整が進まなかった。新機関についてESS側が要望したのは、(a)経済政策事項については各省に優越する存在であること、(b)経済危機突破のための暫定的機構 Emergency Board であること（承認指令のとき一年間の期限を付された）、(c)政変等に影響されない継続性を有すること、(d)スタッフには民間人をも起用すること等で、大戦中におけるアメリカの緊急機関である経済安定局 Office of Economic Stabilization Board をモデルとしていた。結局、SCAPの構想に沿って、五月一七日付の覚書（SCAPIN九六〇）で経済安定本部の設置が指令された。しかし総務長官（総裁は首相の兼任）の人選等で発足はおくれ、八月一二日となった（経済企画庁編『戦後経済企画行政の歩み』行政・機構編、一九五八年、四五―四七ページ、Peake to Hussey, March 26, 1946, Hussey MSS.）。

(2) Ellerman (GS) Memorandum, March 15, 1946, Hussey MSS.

(3) 戦時財政清算のための通貨切換、財産税賦課構想は、すでに終戦の直後から大蔵省を中心としてひそかに検討されていた。もっとも早い関連文書は、一九四五年一〇月二九日付の「財政再建に関する件」（大蔵省資料Z五二六―一―二）で、新円発行、財産税、戦時財産増加税の創設（計一〇〇〇億円の収入を見込む）により「全国民戦死の観念をもってする」と意気込んでいた。しかし、一一月上旬には、まずアメリカの新聞ついで国内新聞が要旨を報道するに至り、換物運動が起こった。SCAPが大蔵省から協議を受けたのは一月下旬であったが、ESSはJCS指令の趣旨にそって慎重に検討した結果、「金融緊急措置」（Emergency Financial Measures）の「必要性は……明確」であり「唯一の対策」であると認めるので「反対しない」旨通報した（ESS Memo to the Chief of Staff, undated, Suitland Papers Z703-15, No. 1.）。

このように、SCAPは介入方針をとらず、日本政府の政策を注視するにとどまったが、インフレの停止については相当な期待感を抱いていたと思われる。前記のメモは、通貨の収縮により、一九三七年ベースに比較して通貨量が六倍、米価が一〇倍、石炭価格が一五倍程度に落ち着き、一方、賃金は二・五倍にくぎ付けできるもの、と予想していた。

(4) 金融緊急措置の失敗の原因については、鈴木武雄『現代日本財政史』第一巻、一九五二年、二二一―二一ページ参照。またESS通貨金融班長のT・E・ビープラット Tristan E. Beplat は、「大蔵省や銀行の能率的、公正な作業」にもかかわらず、「通貨切換えは結果的に失敗したが、それは機が熟していなかったこと、財産税や公定価格、賃金の切下げ、政府支出の緊縮等、平行すべき諸措置を伴わなかったためであった」と観察していた（File from Office of International Finance, Dept. of Treasury Papers, undated 1948?）。

(5) 『石橋湛山全集』第一三巻、一九七〇年、参照。石橋蔵相のインフレ論は、一九四六年七月二五日第九〇議会における財政演説に代表される。このなかで、石橋は赤字財政も通貨増発も「かえって……真の意味の健全財政」(一九二ページ) と断定している。

(6) 前年一一月の指令にこたえて、一九四六年一月、日本政府がまとめたのは、個人財産税 (五〇〇億円)、法人財産税(二〇〇億円)、個人財産増加税 (二五〇億円)、法人戦時利得税 (五〇億円) 計一〇〇〇億円を徴収する代わりに、戦時補償は実行するという、いわゆる「とるものはとり、やるものはやる」構想であった。しかし、四月に経済科学局の租税顧問として来日したアメリカ租税研究所副所長のレオ・チャーン Leo Cherne は、池田主税局長ら大蔵省担当者と数次の交渉を経たのち、五月一四日、法人に対し一〇〇%の戦時補償特別税を課す (補償の全面打切り) ことを骨子とする覚書をマッカーサー元帥に提出した (Cherne to MacArthur, May 14, 1946, Suitland Papers, Z703-6, No. 2.)。チャーンは西欧諸国における財産税とくに法人財産税賦課の実績から、その効果に懐疑的であり、補償打切りの代償として、法人課税の中止を主張した。また個人財産税については累進率を高め、下限三万円、賦課率五～八五% (日本案は一五～七〇%) の採用を要望していた。五月二〇日のSCAP関係者会議では、この案に基づいて、一週間以内に指令を発し、六月二五日までに法案の国会通過、八月二五日までに納付、というスケジュールを作ったが、日本側の猛抵抗によって延引し、結局、指令の発出はされなかったが、大蔵省の全面的屈伏によって終わった (Bisson memo, May 20, 1946. 渡辺武『占領下の日本財政覚え書』、三一―三三ページ、大蔵省資料Z五〇七―四、租税―二十一年交渉)。

(7) Bisson memo, Nov. 4, 1946, Hussey MSS.

(8) 特別調査委員会は、一九四五年八月から翌年三月まで約四〇回の研究討議を重ね、一二月二七日中間報告として「日本経済再建の方途」をまとめ、三月に「日本経済再建の基本問題」を完成し、印刷に付した。平行して一九五〇年を目標とした長期経済計画である外務省試案「生活水準と日本経済」(四五年一二月および四六年一一月) の作業も進められた。主要メンバーとしては、有沢広巳、稲葉秀三、石川一郎、大内兵衛、亀山直人、近藤康男、土屋清、東畑精一、中山伊知郎、脇村義太郎、大来佐武郎らのほか、大蔵、外務、安本等のエコノミストも加わっていた。

(9) "Economic Program for Japan," May 3, 1946, Suitland Papers, Z721-6.

(10) 「ポグダンとの会見記録」(大来事務官、一九四六年四月一日)、「ポグダンとの会談記」(杉山事務官、一九四六年六月五日)、「ポグダンの総合五箇年計画案」(日付不明)、経済企画庁資料、Z五二六―六―一、なお主要産業部門の想定規模は、ボーレー賠償計画とほぼ同水準ないし一部やや有利であった。もっとも、日本側はポグダンとの会談では部分的な内容しか知ることができなかった。

(11) Bruce M. Brenn, "United States Reparations Policy toward Japan," R. K. Beardsley(ed.), *Studies in Japanese History and Politics*, pp. 77-78. 実際に大統領へ提出されたのは一一月二八日であった。

(12) *Activities of the Far Eastern Commission: Report by the Secretary General*, pp. 16-19, 68-77, SFE Report, May 15, 1946 (*FRUS 1946*, VIII, pp. 493-98).

(13) Blakeslee, *op. cit.*, pp. 129-31.

(14) 終戦時における日本の在外財産総額については、SCAPの民間財産管理局 (CPC) が膨大な人員を投入して算定作業を進めていた。一九四八年九月、SCAPからワシントンに報告されたのは約三〇九億ドル (うち満州八六億ドル) であった (SCAP, "Non-military", #23, Japanese Property Administration, pp. 66-70, Appendix 17.)。満州分についてボーレー使節団の調査では、一九四五年六月現在の日本による投資残高は一一〇億円、ソ連軍による撤去分約八億ドル、撤去に伴う満州経済の被害約二〇億ドルとなっている (Edwin W. Pauley, *Report on Japanese Assets in Manchuria to the President of the United States*, July 1946, Washington.)。

イギリスは、対独賠償の関連もあり、もっとも強硬な態度を示していた。ボーレーも、早くから日本の渉外担当者に「ソ連は二～三日参戦したのみで対日賠償を請求の資格なしと思う。満州における日本の投資は中国が取得するはず」と述べていた (外務省資料、一九四五年一一月二八日付)。ソ連の最終的回答は九月四日アメリカ政府に伝達されたが、それは(1)在満財産はソ連の戦利品であり、対日賠償とは別個の枠で中ソ間の交渉によって処理する、(2)樺太、千島についても、同様、(3)朝鮮における日本の資産は朝鮮に帰属させる、等であった (*FRUS 1946*, VIII, p. 565.)。結局アメリカは北朝鮮におけるソ連の撤去を阻止しえただけで、この件についての交渉は決裂した。この間の交渉過程については Blakeslee, *op. cit.*, pp. 131-35. を参照。

(15) *FRUS 1946*, VIII, p. 124.

(16) 日本の世論は、一般にボーレー中間報告を、きわめて苛酷な条件で、日本経済の再建を絶望的にするものと受けとってい

た。日本共産党の野坂参三ですら、ジャーナリストのマーク・ゲインに「これが実施されたら日本は一九〇〇年前後に逆戻りしてしまう」と述べていた (Mark Gayn, *Japan Diary*, Dec. 8, 1946, p. 467.)。SCAPのボーレー報告に対するコメントについては、*FRUS 1946*, VIII, pp. 502-04. を参照。

(17) *FRUS 1946*, VIII, p. 493n.

(18) Edwin M. Martin, *The Allied Occupation of Japan* (N. Y., 1948), pp. 25-26. のちに、第二次ストライク報告で受領国の負担経費（輸送、再据付）が計算され、鉄鋼、ソーダ灰、硫酸設備等は、賠償価値を上まわることが判明した (Brenn, *op. cit.*, pp. 93-95.)。

(19) *Ibid.*, Letter by J. Kenneth Galbraith, Dec. 1, 1946, *New York Times*; Minutes, Meeting of Committee on Japanese Reparations, June 23, 1947, State Dept.

(20) SCAP, "Non-military," #22, Reparations, pp. 10-12.

(21) Blakeslee, *op. cit.*, p. 126; *FRUS 1947*, VI, p. 368.

(22) "Short Period Controls over the Japanese Economy to Relieve World Shortages" (FEC Policy Decision, Feb. 27, 1947).

(23) Blakeslee, *op. cit.* pp. 152-53; Prime Minister Yoshida to Gen. MacArthur, Oct. 23, 1946; MacArthur to Yoshida, Nov. 10, 1946 (Suitland Papers, Z703-44, No. 11, No. 17).

(24) *FRUS 1947*, VI, pp. 376-80.

(25) D. S. Holman, "Japan's Position in the Economy of the Far East," *Pacific Affairs*, Dec. 1947, pp. 374-75.

(26) 一九四七年五月一四日に、FEC一一カ国が任意に提出した配分比率は、中国の四〇%を筆頭として計二〇四・五%に達した。その後の交渉でも調整は難航し、一一月六日のアメリカ案（中国三〇、アメリカ二八、イギリス、オーストラリア、フィリピン各八、ソ連四%等）も、ソ連、英連邦等に拒絶されたまま中断した (Blakeslee, *op. cit.*, pp. 142-51.)。

(27) Dean Acheson, *Present at the Creation*, p. 229.

(28) 第一次ストライク調査団は、対独賠償の経験者であるストライク、ペリー、コフマンの三人に、ベーシュス、マッケンルを加えた五人で構成されていた。一月八日付のピーターセン陸軍次官補の依頼で結成され、国務、陸軍両省と協議したのち、一月二八日日本に到着、二月一九日に離日した。

(29) 国務、陸、海軍三省は、一九四五年二月、「侵略国の産業非軍事化に関する研究と提案」について「全国技術者協会」(Engineers Joint Council) の協力を求め、まず九月にドイツに関する報告書が完成した。ついでカールトン・S・プロクター Carlton S. Proctor を団長とする六人の技術者が一一月に日本を訪問して報告書を作成した。報告書はボーレー報告と重複する部分が多く、たとえば許容工業水準として鋼塊二三〇万トンを勧告していた (National Engineers Committee of the Engineers Joint Council, "Report on the Industrial Disarmament of Japan," Suitland Papers, Z703-33.)。

(30) Strike to Petersen, Feb. 24, Strike to MacArthur, Feb. 18, 1947 (Suitland Papers, Z703-1, No. 3).

(31) Suitland Papers, Z703-14, No. 1.

(32) Col. Raymond M. Cheseldine, "Report on Policy Matters in Connection with Government and Civil Affairs Activities for Japan," Feb. 17, 1947, MacArthur Memorial, R. G. 5.

(33) Martin Bennett, "Japanese Reparations: Fact or Fantasy?", *Pacific Affairs*, June 1948, p. 188. コルコは陸軍省が第一次、第二次ストライク調査団に七五万ドルの巨費を支払っていることから、ストライクの役割に同様の疑惑を抱いている (J. Kolko and G. Kolko, *The Limits of Power*, p. 512.)。

(34) Clifford S. Strike, "Revenge is Expensive," *The American Magazine*, Sept. 1947, pp. 50-51.

(35) *FRUS 1947*, VI, pp. 382, 385-87; Blakeslee, *op. cit.*, pp. 153-54.

(36) 陸軍省は、SWNCC一二三六／四三をFECが三週間以内に採択しなければ、中間指令権を行使して、アメリカが単独行動に移ることを要請していた。八月になっても、FECの審議は停滞していたが、国務省はマッコイFEC米代表の猛反対もあって、なお単独行動に踏み切れず、ピーターセンはヒルドリングを約束違反となじり、ヒルドリングは第二次ストライク調査団の派遣を越権的と非難し、五月～七月にかけて両者の応酬は泥仕合と化した (Petersen to Hilldring, May 12, 1947, Hilldring to Petersen, May 29, 1947, Hilldring to Petersen, July 15, 1947, Petersen to Hilldring, July 22, July 24, 1947, McCoy to Hilldring, Aug. 11, 1947; *FRUS 1947*, VI, pp. 391-92, 405-06, 413-14, 415-18, 421, 272-75.)。

(37) *FRUS 1947*, VI, pp. 159-60.

(38) 一九四七年ごろから、マッカーサーは翌年の大統領選挙における共和党の有力候補者として伝えられ、彼自身も一九四八

年三月九日、推されればあえて辞退しない、と声明した。『フォーチュン』誌の一九四八年六月号によると、世論調査で、マッカーサー（一五％）は、アイゼンハワー（二四％）に次ぐ人気を示し、デューイ（一二％）、トルーマン（一一％）、バンデンバーグ（九％）を引き離していたが、六月の共和党指名大会で惨敗し、機会を失った(John Gunther, *The Riddle of MacArthur*, London, 1951, pp. 54-58)。

(39) Roswell H. Whitman, "Economic Recovery in Japan", *Military Government Journal*, Jan. 1948, p. 2.
(40) Martin to Hilldring, March 12, 1947, *FRUS 1947*, VI, pp. 184-86.
(41) *FRUS 1947*, VI, pp. 191-92.
(42) Yoshida to MacArthur, March 28, 1947 (Suitland Papers, Z703-44, No. 34).
(43) W. Macmahon Ball, *Japan: Enemy or Ally?* (N. Y., 1949), pp. 133-43.
(44) *Ibid.*, p. 104.
(45) Frank M. Tamagna, "Politics and Economics in Far Eastern Reconstruction" (IPR Papers, No. 5, 1947).
(46) Hyoe Ouchi, "Financial and Monetary Situation in Post-War Japan," (IPR Papers, 1947).
(47) 渡辺前掲書、五一―五三ページ。
(48) 一九七二年一月二四日、ハリー・F・アルバー Harry F. Alber 氏の大蔵省における講演（大蔵省資料Z一〇六―二一）。
(49) 一九四七年春を中心に、経済科学局で立案されたつぎのような諸文書を参照されたい。「日本産業の非軍事化と経済統制」(Industrial Disarmament and Economic Control of Japan, Jan. 22, 1947)、「経済安定計画」(Program for Economic Stabilization, Feb. 16, 1947)、「日本経済均衡のための改革案」(A Possible Reform for a Balanced Japanese Economy, March 27, 1947)、「ESS経済安定計画の要点」(Essentials of the ESS Economic Stabilization Program, May 20, 1947)、Suitland Papers, Z703-14, No. 1, Z703-21, No. 1, No. 3, Z703-20, No. 1.
(50) Alber's Comment on "Emergency Economic Measure," (June 9, 1947, Suitland Papers, Z703-20, No. 2).
(51) Research and Statistics Div. ESS, "Economic Conditions in Japan," Aug. 1, 1947; Feb. 4, 1948 (mimeo), Hussey MSS. file 69-B.
(52) Sebald to the Secretary of State, Dec. 30, 1947, *FRUS 1947*, VI, pp. 344-45.

第三節　援助と貿易

一　アメリカの援助政策

戦後日本の対外貿易は、食糧供給を中心とするアメリカの占領地「救済」計画の枠内で再開され、ついで「救済」計画が日本経済の再建をめざす本格的な「援助」政策へと移行していく過程で拡大した。これをアメリカ側からみると、対日援助をふくむ広範な対外援助政策は、大戦後におけるアメリカ資本主義の圧倒的優越を前提としたグローバルな経済政策の一環であった。

たしかに、第二次大戦終結前後におけるアメリカの対外援助ほど、大規模かつ組織的に実施された先例はなかったであろう。その総額は戦争中の兵器援助をふくめ、一二〇〇億ドル（一九四〇―五八年）の巨額に達するものと計算されている。(1)

この過程で、アメリカは枢軸陣営を打倒したのち再建し、戦火に荒廃したヨーロッパ経済を復興させ、米ソ冷戦体制の経済的負担を独占し、さらにイギリスに代わって国際経済の主導的地位を確保した。そして対日援助の総額が一二〇〇億ドルのうちで三〇億ドル余にすぎないことは、こうしたアメリカのグローバルな経済戦略における日本の比重を示唆していると同時に、巨大なドルの浪費に終わったかにみえる対外援助史上の数少ない成功を代表している、

といえるかもしれない。そこで対日援助の実態に入る前に、この時期におけるアメリカの広義の対外援助を、時期別、ついで主要項目別に概観することとしたい。

(1) 第一期（大戦前）……一九四五年六月のドイツ降伏まで。アメリカは民主主義の兵器廠として、武器貸与法（レンド・リース）により連合国への大幅な兵器援助を負担し、その総額は四七一億ドルに達した。このほか、主としてヨーロッパ諸国およびドイツに対するアンラ、米陸軍の救済支出も開始されている。

(2) 第二期（救済期）……マーシャル・プランがスタートする前の一九四七年末ごろまで。「解放」地域に対するアンラおよび「占領」地域に対するアメリカ陸軍の救済援助が主体で、その中心は飢餓防止のための食糧供給であった。このほかイギリスに対する借款供与（三七・五億ドル）、トルコ、ギリシャへの緊急軍事援助もあった。

(3) 第三期（経済復興援助期）……マーシャル・プラン（一〇三億ドル）の開始された一九四八年から朝鮮戦争が勃発した一九五〇年六月まで。救済援助は縮小され、日本、ドイツ等の占領地域に対する経済復興援助が開始された。また後進国開発援助のためのポイント・フォア計画も、一九四九年からスタートする。

(4) 第四期（軍事援助期）……朝鮮戦争以降、冷戦の激化にともない、すでに一九四九年にスタートしていた自由陣営に対する軍事援助の比重は逐次高まり、一九五三年には全援助の三分の二を占めるに至った。

つぎに、第二期までの援助を主要項目別にみていこう。

(a) 武器貸与法援助……総額四七一億ドルのうち、イギリスへ二八六億ドル、ソ連へ一〇八億ドル、中国へ一六億ドルが供与された[2]。対日戦の終了によって中止されたが、中国向けは戦後にも延長された。

(b) 対英借款……一九四五年一二月の米英金融協定によって、レンド・リースの五〇年賦返済を協定すると同時

に、緊急援助としてイギリスへ三七・五億ドルの借款が設定された。さらに他の連合国のドル不足を補完するため、IMF、世界銀行、輸出入銀行による融資が拡大された[3]。

(c) アンラ United Nations Relief and Rehabilitation（連合国救済機構）……一九四三年一一月、連合国三一カ国（のち四六カ国）によって、「解放地域」（Liberated Area）の住民救済を目的として設置された。出資三七億ドルのうち二七億ドルをアメリカが負担した。食糧、医薬品等を中心に一九四五年秋～一九四六年にかけて、ソ連をふくむヨーロッパ各国、中国等を対象に贈与ベースで支出された。一九四六年末にはほとんど全額を費消したので、アメリカ政府は単独で三・五億ドルのポスト・アンラ計画（一九四七年五月議会可決）を追加した[4]。

(d) 余剰物資 Surplus Property の処分……一九四四年上院を通過した法律で、軍用品を主とする余剰物資（車両、飛行機、船舶、建設資材等）の処分にあたり、国内だけでなく、海外諸国に対しても売却、交換、クレジットが可能となり、その一部は援助として活用された[5]。

(e) アメリカ陸軍の救済援助（プレ・ガリオア）……第二次大戦後半期におけるアメリカ軍のヨーロッパおよび太平洋攻勢にともない、軍事占領および軍政実施の一環として、住民に対する救済活動の必要性が予見されたので、ルーズベルト大統領は一九四三年一一月一〇日陸軍省に対し、適当な民事機関が引きつぐまで、他の連合国軍と協力して初期の救済活動を担当するよう指令した[6]。対象としては解放地域、占領地域 Occupied Area の両方をふくんだが、後者の場合には、救済の範囲は占領軍の安全を危うくするような「広範囲の疾病または民生不安」を防止する最小限の枠に制限されていた。これは、「疾病および社会不安方式」[7]（disease and unrest for-

mula）と呼ばれ、日独両国に対する初期の救済政策を律する基本原則となった。陸軍による民生物資の供給Civilian Supplyは、まず一九四三年七月のシシリー島進攻の直後から開始され、軍事作戦の進行にともなってイタリア、フランス、バルカン諸国、ドイツ、オーストリア等へ拡大され、太平洋では、まずフィリピン、蘭印、琉球等へ、ついで日本に対して適用された。(8)

イタリアをふくむ解放地域の多くは、大戦の終結に前後してアンラ等の民事機関の管轄下に移ったが、ドイツ、日本、朝鮮、オーストリアに対する救済活動は、ひきつづき陸軍の管轄下に残り、うちドイツ、日本の両国は「疾病および社会不安」方式の制約下におかれていた。問題は、この方式の解釈と運用、とくに世界的な食糧不足のなかで、両国への食糧供給に踏み切るか否かにあった。結局、陸軍省は一九四六年春までに、この方式を狭く解釈することはアメリカの利益に反すると判断し、解放地域との間にカロリー上の差別を残すという形で、日独両国に対し「飢餓防止」のための食糧等の供給を開始することになる。(9)

(f)　アメリカ陸軍の救済援助（ガリオア）……一九四六会計年度（一九四五年七月―四六年六月）末までのアメリカ陸軍の救済活動はとくに項目を設けず、陸軍省一般予算のなかから「民生供給計画」（Civilian Supply Program）として支出されていたが、一九四七年度からは「ガリオア」（Government and Relief in Occupied Areas, GARIOA、「占領地における施政及び救済」）予算という科目が新たに設けられた。予算額は前年度の三億二四〇〇万ドルから五億ドル（最終的には七億二五〇〇万ドル）に、さらに翌年度には一〇億ドルに増額されたが、それは日独両国に対する食糧援助を本格化させるためであった。

こうしたガリオア予算の拡大は、当然議会の論争点となり、陸軍省はそのつど理由づけに苦心しなければならなかった。当時、議員の間には、いまだに戦争中の反独、反日感情が残っていたし、伝えられる飢餓の発生情報に疑問を抱く者もあった。たとえば、一九四六年五月の下院予算小委員会では、陸軍省民事部長のエコルズ将軍が、これら議員のカロリー論議に攻めたてられ、せめてブッフェンワルト（ナチスのユダヤ人収容所）並みのカロリー（一人一日八〇〇～九〇〇カロリー）を保証してやりたい、と訴えた。将軍はまた救済計画の根拠を、両国が占領政策によって経済レベルを押えられているので、占領軍は代償として飢餓防止の責任を負う、という論理に求めていた。ガリオア援助がアンラのような贈与ではなく、将来の返済を前提としていることも、こうした論議のなかで確認されていた。(10) しかし、日独両国が援助額とほぼ同額ないしはそれを上まわる占領費（終戦処理費）を赤字財政のなかで負担し、その重圧が経済再建を困難にしていた事実はあまり注意されなか

表 3-3　アメリカの対外援助（種類別）　（単位：億ドル）

種　類	1940年7月～1945年6月	1945年7月～1958年6月
贈与（grant）	481.3	550.2
貸与（loan & credit）	11.0	165.3
計	492.2	715.5

表 3-4　アメリカの対外援助（国別，地域別）
（単位：億ドル）
1945年7月～1958年6月

地　域	援助額
アメリカ大陸	28
ヨーロッパ	315
うち　西ドイツ	52
イギリス	89
フランス	69
イタリア	32
中近東・アフリカ	49
アジア・太平洋	112
うち　日本	35
朝鮮	22
中国，台湾	27
総　計	716

（出所）：D.E. Pentony (ed.), *United States Foreign Aid, July 1, 1940 to June 30, 1958*, pp. 10-11.

った。[11]

一九四七年二月、両院合同予算委員会は政府提出の一九四八年度予算の一五%強を削減し、ガリオアを主体とする陸軍省の民事関係予算は一〇億ドルから五億ドルに削減された。マッカーサー元帥はただちに抗議のメッセージを議会に送り、パターソン陸軍長官は「占領地域の飢餓は不可避となる」[12]と声明した。しかし、冷戦の開始によって、緊縮ムードは吹き飛び、最終的には前年度の五〇%増にあたるガリオア支出が認められ、ついで、日独両国に対する経済復興援助へと拡大されてゆく。

二　食糧危機と対日援助の開始

すでに記したように、占領初期の対日援助は、アメリカ陸軍省のプレ・ガリオア援助の枠内で「疾病および社会不安」を防止するための最少限の供給（輸入）しか許容されていなかった。しかも、通常の輸出入はすべてSCAPの統制下に置かれているうえ、輸入規模は輸出の範囲内に押えられていた。

長期の戦争によって疲弊しきっていた日本経済は、輸出余力をほとんど失っていたが、日本政府はさし迫った食糧危機を突破するために、海外から大量の食糧を輸入する必要があると判断していた。

戦前の日本は恒常的な食糧輸入国であり、全需要の約二〇%を植民地、外国から移入していたのであるが、戦争中の農地疲弊と、一九四五年初秋の悪天候によって、米の収獲見込は前年の八割以下に低下し、引揚げ、復員等による人口増をかかえて、翌年の春ごろから深刻な飢餓が発生するものと懸念されていた。

そこで日本政府は、占領軍の進駐直後から、SCAPに対し四六二万トンの食糧を一九四六年中に輸入することについて交渉を開始した。[13] しかし、経済科学局、天然資源局、公衆衛生福祉局等の担当官は、算出根拠となった農林省の統計の信頼性に疑問を抱き、旧軍の隠匿食糧を摘発し、農村からの供出を厳格に実施するのが先決である、との態度をとっていた。結局SCAPは、カロリー基準を日本側申請の二一六〇カロリーから一八〇〇カロリーに落とし、「日本政府の申告には……誤差があっても意図的な虚偽はない」[14]と一応判定して、二一四万トンの輸入を要請したが、ワシントンでは、秋に訪日したマックロイ陸軍次官補らの情報で、日本の食糧危機を楽観視していたため、この要請はしばらく放置されていた。[15]

SWNCCは一一月五日に採択した「対日救済政策」（SWNCC—一〇七／一）で「疾病と社会不安」方式の厳格な適用を確認し、日本政府の自力調達努力を要求していた。そしてSCAPに対しては、とりあえずの救済援助を「都市部で一五〇〇カロリー以上の実質摂取量」をこえない範囲にとどめるよう注意し、輸入食糧の数量を算定するために最低所要カロリーの再計算を指示した。[16]

ワシントンが日本の食糧供給に冷淡であったのは、一九四五—四六年の世界食糧需給がきわめて悪く、連合国や解放地域においてすら飢餓の切迫が伝えられ、配分にあたっていた「連合国食糧機構」（Combined Food Board, アメリカ、イギリス、カナダで構成）は殺到する食糧援助の要請に忙殺されていたからでもあった。[17] すなわち、この年の食糧生産は、アメリカ（前年比三〇%増）、南アメリカ（同一七%増）のほかは世界的な不作で、アジアにおいても満州、朝鮮を除くと、いずれも減産で、輸出余力は大幅に縮小していた。[18]

かくて日本は、若干のSCAP手持食糧の放出を受けたほかは、輸入食糧をまったく得られないままに冬を越し、

危機点とされた一九四六年春を迎えた。[19]

日本政府の懇請に押されて、SCAPはあらためて「絶対最低熱量」の九〇〇カロリーを確保するため、三月から五月にかけて、毎月二〇万トンの穀物または代用食糧の緊急輸入を強く要請した。三月と五月に来日したアメリカ政府食糧使節団やフーバー元大統領を長とするアメリカ飢餓緊急対策委員会も、事態の深刻性を認識し、ワシントンもこの要請を承認したが、極東委員会の介入によって問題は紛糾した。[20] 構成国のなかには、食糧危機に直面していた国もあり、勝者と敗者が食糧を奪いあう形となっただけに、論争は「極東委員会の歴史で、もっとも激烈なもの」[21]となった。

ニュージーランド代表は「世界的飢餓の原因を作ったのは……日本人自身ではないか」[22]と論じ、何人かの代表は日本に対する食糧の割当権は委員会がもつべきである、と主張した。これに対し、アメリカ代表は、在日連合国軍の安全が危険に瀕している、というマッカーサーの判断を尊重すべきである、と押し切り、結局四月二五日、極東委員会は「連合国または解放地域よりも優先的、優越的待遇にならない」[23]範囲で、日本の食糧輸入を認めた。

農務省は毎月一五万トンの供給を計画したが実際には三月に一〇・七万トン、四月に四・八万トン、五月には四・〇万トンが積み出されたにすぎず、一九四六年中に日本が輸入した食糧は、SCAPが要請した四分の一以下の七〇万トン前後にとどまった。このように大幅に削減された供給量では、陸軍省が設定したドイツ人一五五〇カロリー、日本人一三五〇カロリーの標準熱量を確保するのは不可能となったので、SCAPは九〇〇カロリーに切り下げ、それも困難になると一週に五日だけ、この「絶対最低熱量」を維持することとし、タイミングをみながら重点的に輸入食糧を放出した。[24] 五月一九日の食糧メーデーの翌日に、京浜地区へ八五三五トンの小麦粉を緊急放出したごときは、

その好例である。

ところで、こうした供給側の深刻な飢餓論争にもかかわらず、実際には日本でもドイツでも「大量飢餓」の発生はみられなかった。三月三〇日、輸入食糧の第一船が二・五万トンの小麦と米を積んで横浜に入港したとき、AP東京電は、アメリカ政府食糧使節団が滞在しているのに「飢餓はまったくみられないし、栄養不足もない」と皮肉り、「しかし五月には大都市は危なくなる」と予告していた。[25]

日本政府は、幸運な見込み違いの原因をいかにSCAPへ弁明すればよいか、当惑した。吉田首相は、マッカーサー元帥から問いただされ、農林省の統計が不正確であったことを認め「戦前にわが国の統計が完備していたならば、あんな無謀な戦争はやらなかったろうし、またやれば戦争に勝っていたかもしれない」と言い抜けた。[26] もっとも、誤算の原因は、単に統計誤差というよりも「食糧危機は生産よりも配分の問題である」[27]とマクマホン・ボールが指摘したように、農家の隠匿米が予想以上に多く、それがヤミ市場を通じて消費者へ流出したことにあった。実際に日本政府の栄養調査によると、一九四五年一二月の東京市民の摂取量一九七一カロリーのうち、配給分五五%に対しヤミが四〇%を占めていたのである。[28] またコーエンによると、作付面積については、府県の報告と軍政チームの調査の間には、三〜二〇%の差があったという。そしてヤミ米の収入による農村の富裕化はめざましく、戦前は国民所得の一〇%にすぎなかった農家所得は、一九四七年には三〇%を越し、四〇〇〜五〇〇億円の現金・預金が蓄積され、都市の貧窮化と好対照をなした。[29]

「食糧危機」は逐次緩和されながらも、一九四七年、一九四八年とつづいた。輸入食糧は毎年の政府操作量の二〇%前後を占め、ほとんど全部がガリオア予算によるアメリカからの供給であった。良質の穀物や蛋白質は少なく、小

表 3-5　日本の主要品目別食糧輸入(月間平均)

(単位：メートルトン)

年　次	米	小　麦	小麦粉	とうもろこし	野　菜	砂　糖
1946年	1,309	38,551	8,233	7,405	153	123
1947年	225	67,495	19,031	34,661	7,068	3,496
1948年*	7	60,300	2,865	0	7,600	45,100
1930-34年	142,000	49,600	506	3,568	69,400	71,200

(注)　*　1～6月の平均.

出所：Jerome B. Cohen, *Japan's Economy in War and Reconstruction*, p. 479.

表 3-6　ガリオア予算によるアメリカの対日食糧輸出主要品目(1947年)

(単位：1000ドル)

品　目	金　額
小麦	93,197
小麦粉	40,612
とうもろこし	45,537
大麦	30,822
大豆粉	15,191
砂糖	8,694
ドライミルク	7,919
米	1,103
肉	646
食糧計(その他共)	275,220
(参考)化学品	48,312
(〃)ガリオア総供与	353,947

出所：U.S. Bureau of Census, *Foreign Trade Statistics Note*, May 1948.

表 3-7　アメリカの対日・対韓等援助額　(単位：100万ドル)

米会計年度	種　目	全予算	うち対日本分	うち対韓国分	うち対琉球分
1946	ガリオア	294.0	111.0	6	
1947	ガリオア	725.0	310.9	93	9
1948	ガリオア	1,083.0	377.3		
	エロア		—		
	小計		377.3	113	14
1949	ガリオア	1,300.0	396.0		
	エロア		74.8		
	小計		470.8	144	25

(注)　1.「全予算」の数字は，*Digest of Appropriations*(U.S. Treasury Dept.)より取った。
2.「うち対日本分」の数字はSCAP/ESS,"Current Economic and Financial Situation in Japan," Jan. 10, 1949(Suitland Papers, Z 703-39), p.55より取った。なお1946～48年は，対琉球分をふくむ.
3.「うち対韓国分」の数字は State Dept., *The Conflict in Korea* (Far Eastern Series 45, 1951), p. 8, より取った.
4.「うち対琉球分」の数字は，宮里政玄『アメリカの沖縄統治』1966年，28-29ページ，より取った.
5.　1946会計年度は1945年7月～1946年6月にわたる.

麦、小麦粉のほかは、日本人の食生活になじみの薄かったとうもろこし、大麦、大豆粉、脱脂ミルク、砂糖、乾燥豆等が主体で、軍政チームは調理法の伝授に多忙をきわめた。これらの雑穀が、アメリカ政府の価格支持のもとで過剰ストックになっていた、いわゆる「余剰農産物」であることは、まぎれもない事実であったが、空腹をかかえた日本国民としては、なにものにもまさる恩恵であり、衆議院は一九四七年七月五日、満場一致で「世界的食糧不足の中にあって対日輸入確保のために絶大な努力を払った」連合国最高司令官に対する感謝決議を採択した。

しかし、マッカーサーは食糧援助の互恵的性格を、より冷静にとらえていた。彼は同年二月ガリオア予算がアメリカ議会で削減されたときに、メッセージを送って「この援助は慈善行為ではなく……アメリカの納税者は一ドルも損をしないで…

…日本が邪悪なイデオロギーの餌食になるのを防止できる」[30]ことを強調していた。そうだとすれば、食糧援助はまさに占領政策における「マッカーサーのもっとも効果的な武器」[31]（ラッセル・ブラインズ）として活用されたことになる。

三　民間貿易の再開

占領初期における日本の対外貿易は、連合国のきびしい監視とSCAPの全面的な統制下に、一九四五年秋、政府間貿易の形で細々と復活したが[32]、民間貿易が再開されたのは、二年後の一九四七年八月になってからであった。

戦後二年間の日本の貿易にみられる構造的特徴は、戦前期（一九三七年）に比して、一六％（一九四五年九月～一九四六年末）ないし二七％（一九四七年）に縮小した輸出入規模、圧倒的な対米依存率（一九四七年で輸入の九二％）、一対三（輸出対輸入）に達する国際収支の不均衡等であり、このパターンは、逐次改善されながらもほぼ占領の全期間を通じて解消されなかった。輸出品の主力は、圧倒的に綿製品、生糸等の繊維（一九四七年で全輸出の七六％）であったが、海外市場の不安定と原料入手の隘路があって、生産レベルは戦前期の二〇％前後で頭打ちしたため、巨額の食糧輸入をまかなうにはほど遠く、貿易の赤字はアメリカのガリオア援助によって補塡された。

一九四七年半ばごろまでに、SCAPとワシントンは、こうした貿易パターンを継続するかぎり、日本経済の再建は望み薄であり、アメリカ納税者の負担も減少しないであろうことを認識するに至った。

しかし、貿易規模の拡大と構造的転換への方向は、他の連合国とくに極東委員会諸国の警戒心を招くおそれがあった。日本経済の本質的な貿易依存性は広く認識されていたが、同時に、それは戦前の対外膨張主義と日本商品のダン

表 3-8　日本の輸出入規模　（単位：100万ドル）

年	輸　出(A)	うち対米比率(%)	輸　入(B)	うち対米比率(%)	(A)−(B)
1937	1,206	15.3	1,372	26.7	△166
1946*	103	74.9	305	97.4	△202
1947	174	11.6	526	91.9	△353

（注）＊ 1945年9月～1946年12月.
出所：U.S. Dept. of Commerce, *Foreign Commerce Year Book*, 1948, p. 489.

表 3-9　日本の主要輸出品構成比（1947年価格）

種　類	1930～34年平均(%)	1947年(%)
生糸・絹製品	19.7	9.7
綿製品	27.9	60.4
その他の繊維	18.1	6.3
機械，金属製品	7.7	4.3
化学品	2.5	1.1
食品加工品	9.3	2.3
その他共計	100.0	100.0

出所：Jerome B. Cohen, *op. cit.*, p. 493.

ピングという悪いイメージと結びついていたし、日本商品の国際競争力に対する恐怖は、アメリカ市場においても、根強く残っていた。

SCAPの前経済科学局長で、ニューヨークの繊維業者に復帰していたクレーマーは、『フォーチュン』誌の一九四七年六月号で、アメリカの繊維、陶器、缶詰業界が日本商品の復帰禁止運動を進めているのを批判して、「それでは日本経済はいかにして生きていけばよいのか」と問い、「飢えた人々ほど危険なものはない」[33]と警告していた。クレーマーが日本経済の生存権を擁護したのは、一年半前に彼がSCAPで果たした役割を思えば、自然であったかもしれない。

SCAPは、繊維産業を非軍事化政策に抵触しない有望な輸出産業として重視し、占領開始の直後から熱心な助長政策をとっていた。人絹、綿、羊毛製品の輸出は原料の輸入を先決としたので、まず、戦

前の対米輸出品の主力であり、五年間アメリカ市場から遠ざかっていた生糸の輸出再開が推進された。[34]

五カ年で二七万梱（ベール）の生産レベルに拡大する計画が作成され、一九四六年三月には、早くも戦前のストック生糸を積んだアメリカ向けの第一船が出港した。[35]

陸軍省から派遣された生糸アドバイザーのマガーニアの警告にもかかわらず、ＳＣＡＰは、アメリカ市場の変化なかでも統制価格の解除と、ナイロンへの転換による日本生糸に対する需要の急減を軽視していた。[36] その結果、復興金融公社 Reconstruction Finance Corporation の融資にもかかわらず、アメリカ本土で滞貨の山が生じ、一九四七年の輸出は前年より減少し、絹ストッキング時代が去ったことが明らかになった。

一九四六年一月に来日した繊維調査団（アメリカ政府、業界、中国、インド、イギリス各国の代表より構成）は、二カ月にわたる繊維産業の実態調査を実施して、綿製品がもっとも有望であるとの結論に達した。[37] 当時、アメリカ商品金融公社 U.S. Commodity Credit Corporation（略称ＣＣＣ）には、多量の原綿ストックが残っていたので、原綿と製品のクレジット・バーターが考案され、初年度分として九〇万梱の原綿を日本に供給し、製品の六〇％を輸出し、のこりを国内消費に振り向ける協定が成立した。

しかし、アメリカ市場は一九四八年一月に至るまで、日本綿製品の受入れを拒絶していたので、ＣＣＣとのバーターはまもなく行きづまり、ポーレー賠償計画が予定した上限能力の三五〇万錘（スピンドル）に達する前に、生産は停滞した。[38]

ＳＣＡＰは代わりにインド、エジプトから原綿を輸入し、製品市場をスターリング地域に求める等、努力を払ったが、かつて、ランカシャーの綿業を壊滅させた日本綿業の黄金時代が復活する見込みはなかった。

アメリカ政府も、ＣＣＣクレジットにひきつづき、銀行団による六〇〇〇万ドルの占領地日本回転基金（一九四八

年五月）および議員立法による一億五〇〇〇万ドルの天然繊維回転基金（同六月）を設立し、アメリカ産原綿による加工輸出を拡大することに努めた。

繊維調査団の検討対象となった他の繊維では、レーヨン（人絹）と、羊毛製品が主たるものであったが、前者については石炭、パルプの入手が、後者は原毛の輸入に隘路があって、生産と輸出は進まず、その他とあわせて一九四七年の輸出は六・三％（戦前は一八％）にとどまった。[39] 繊維輸出をテコとする日本経済の自立が期待薄であることに気づいたピーターセン陸軍次官補は、一九四七年一月ストライクにあてた手紙で、賠償計画を再検討して、輸出構造を変える着想を示唆した。[40]

一九四七年六月一〇日、ＳＣＡＰは八月一五日から制限付で民間貿易を再開すると声明した。それまでは日本の輸出は日本政府（貿易庁）→ＳＣＡＰ（輸出入課）→合衆国商事会社 The U.S. Commercial Company→ＳＣＡＰの海外代理会社（一九四七年末よりＳＣＡＰ貿易事務所へ移管）、輸入は貿易庁←ＳＣＡＰ←アメリカ陸軍主計事務所Quartermaster, the U.S. Army の系列によって管理され、民間貿易業者には下請的役割しか許されていなかった。[41] 加えて、全体の輸出入計画を統制し、調整する権限は、極東委員会およびその下部機関である連合国対日貿易部 Inter-Allied Trade Board for Japan（一九四六年一〇月設立）に委ねられていた。[42]

こうした連合国の管理貿易は、つぎのような点に特徴づけられていた。[43]

(1)　まったくの盲貿易であったこと。

(2)　実質的には連合国相手の貿易で、しかも輸出品の海外での売残り、クレーム発生があっても、ＳＣＡＰは責任を負わなかった。

(3)　輸出入手続はすべてＳＣＡＰと貿易庁間で行なわれ、貿易上の決済については海外における日本商品の売却、支払、受取りはＳＣＡＰの決定した為替レートにより、ＳＣＡＰ勘定ドル建てのなかで処理され、一方、国内における輸出品の買上げと輸入品の売却は貿易庁特別会計（円建て）で処理されていた。

この場合、国内価格と海外価格は無関係で、商品ごとに為替レートが異なる複数レート制をとっており、輸出入物資を相対的に高い価格で買い上げ、安く売却していた貿易特別会計の円資金は恒常的な赤字をつづけ、差額を借入金でまかなっていた。

民間貿易の再開といっても、従来の管理貿易方式が大幅に緩和されたわけではなかった。外国バイヤーの入国数は四〇〇人、滞在日数は二一日に限定され、成立した取引は、日本政府とＳＣＡＰの承認をえたうえで貿易庁を通じて実施されることになっていた。また生糸、綿製品等の輸出は除外され、輸入は一九五〇年一月までは、全面的に民間貿易の対象外とされていた。(44)

さらに極東委員会は、七月二四日の「対日貿易政策一六原則」で、あらためて輸入が「疾病および社会不安」方式の制限下にあることを再確認し、既存の固定資本財、施設等の輸出を禁止（第一二項）していた。(45)

民間貿易の再開は、マッカーサー元帥が「日本の経済封鎖を一部解除するもので、健全な措置ではあるが部分的なものにすぎない」（六月一日）と述べたように、当面は実質よりも、日本国民に心理的開放感を与え、各国の貿易業者を通じて日本の経済界へ世界市場に適応できるだけの新鮮な輸出感覚を刺激したことに意義があった。

またエバール調査団（五月）、クリーブランド調査団（七月）の来日等を契機として、将来における日本の貿易パターンの方向が検討され、単一為替レートの設定と、輸出入クレジットの拡大が検討されたが、こうした一連の政策

は、一九四八年に入ってアメリカの対日占領政策が転換する過程で結実していくのである。

(1)　D. E Pentony (ed.), *The United States Foreign Aid, July 1, 1940–June 30, 1958*, p. 6.
計一二〇七億七五〇〇万ドルのうち、戦前分（一九四五年六月まで）が四九二億二四〇〇万ドル、戦後分（一九五八年六月まで）が七一五億五二〇〇万ドルで、別にＩＭＦ、世界銀行、国際金融公社への出資金が三四億二〇〇〇万ドルあった。なお戦後分のうち、軍事援助が約三〇％を占める。地域別では七一六億ドルのうち、ヨーロッパが三一五億ドルを占め、極東および太平洋が一一二億ドル（うち日本三五、朝鮮二二、中国・台湾が各二七億ドル）を占めている（*ibid.*, pp. 10–11.）。
なお、商務省統計によると、一九四〇年七月～五一年六月の対外援助総額は八二〇億ドルで、返済分一一〇億ドルを差し引くと七二〇億ドルとなっている（U. S. Dept. of Commerce, *Foreign Aid, 1940–1951*, Washington, 1952, p. 1.）。

(2)　Dept. of Commerce, *op. cit.*, p. 2.

(3)　*Ibid.*, pp. 2–3.

(4)　*Ibid.*, p. 3, Irving S. Friedman and M. M. Garritsen, "Foreign Economic Problems of Post-war U. S." (IPR Papers, Sept. 1947), p. 51; William A. Brown and R. Opie, *American Foreign Assistance* (Washington, 1953), p. 111. 二七億ドルのうち、中国へ四・九、ポーランドへ四・四、ユーゴスラビアへ三・九、イタリアへ三・九、ソ連へ二・三億ドルが供与されている。

(5)　『ＵＳニューズ』誌の一九四七年二月二一日号によると、海外にある余剰物資計八八億ドルのうち、すでに七四億ドル分が売却ずみであるが、値引率が高いためアメリカ政府が回収したのは一七億ドルにすぎず、それもほとんどクレジット等の延納で、現金収入は四億ドル程度であった、という。なお、Brown and Opie, *op. cit.*, p. 96. を参照。

(6)　Roosevelt to Stimson, Nov. 10, 1943, Notter MSS.

(7)　飢餓の発生は疾病（伝染病をふくむ）の拡大を招き、占領軍の健康条件に影響する、と解せられた。

(8)　一九四五年五月二八日および六月一一日の下院におけるヒルドリング少将およびシングラー准将の証言（*Hearings before the Subcommittee of Committee on Appropriations on the Military Establishment Appropriation Bill, 1946, House, 79th Congress, 1st Session*, pp. 46–56, 759–62.）。

(9) Brown and Opie, *op. cit.*, p. 108.

(10) *Hearings before the Subcommittee of the Committee on Appropriations on the Military Establishment Appropriation Bill, 1947, House, 79th Congress 2nd Session*, pp. 879-85.

(11) 一九四六年末、石橋蔵相が終戦処理費の合理化、削減を強硬にＳＣＡＰへ持ち出して以来、この問題はアメリカ本国政府やジャーナリストの注意をひくようになった（Whitman, *op. cit.*, p. 4; Gayn, *op. cit.*, pp. 484-85.）。

(12) *New York Times*, Feb. 12, 1947, 1 : 5; Feb. 13, 1947, 1 : 7.

(13) 九月一八日の閣議で、政府は二五〇～三〇〇万トンの食糧輸入を連合軍に要請することを決定した（「公文類集」六九編、巻五九、産業門二）。九月二九日付の終連からＳＣＡＰに対する要請によると、必要カロリーである二一六〇カロリーを充足するため、一九四六年に穀類、砂糖、油脂等計四六一万トンの輸入が必要である、と算出している（CLO to SCAP No. 108, Sept. 29, 1945, Suitland Papers, Z703-25.）。初期食糧輸入の要請日付、数量については諸説があるが、この四六一万トンという輸入所要量は、少なくとも一九四五年末までワシントンの陸軍省をふくむアメリカ側の検討ベースとなっていたようである。

(14) SCAP/NRS Report, No. 2, "Food Position of Japan Proper for 1945 and 1946—A Preliminary Report," Nov. 13, 1945; Revised Report, No. 36, March 31, 1946; Egekvist (ESS) memo, Oct. 11, 1945 (Suitland Papers, Z703-25, No. 3).

(15) *New York Times*, Nov. 8, 1945, 8 : 3; 一九四五年一〇月六日のＮＢＣ放送座談会におけるヒルドリング将軍の言明（*Dept. of State Bulletin*, No. 328, Oct. 7, 1945, pp. 538-45); Egekvist memo, *op. cit.* ワシントンの関係者の間には、終戦前から、日本は食糧自給が可能である、という楽観論があり（Martin to Kahn, June 21, 1945, State Dept.）、ＳＣＡＰも進駐後、日本政府の懇請にもかかわらず、食糧危機は当分起こらないであろうと判断して、九月二五日、救済物資の放出計画を中止した（Chief of Staff, AFPAC to Supply Div., Sept. 25, 1945; Braibanti, *op. cit.*, pp. 152-53.）。

(16) *FRUS 1945*, VI, pp. 731-33. なおＳＷＮＣＣ—一〇七／一の原案は、ＳＦＥ—一二五として一九四五年四月一七日に起草され、同一二五／一（九月二九日）を経て一〇月一日に再起草され、一一月五日に決定された。九～一一月の間に部分的な修正が加えられ、内容は厳格さを増した。なお、一〇七／一は一一月八日ＪＣＳ—一五六六としてＳＣＡＰへ指令された（Svensson, *op. cit.*, pp. 95-96.）。

(17) ＣＦＢは一九四二年六月に戦時機関として設立されたが、一九四六年秋、国連農業機構（ＦＡＯ）の援助を受けて、三四カ国で構成される国際緊急食糧協議会 International Emergency Food Council に改組された（Duncan Wall, "International Organization in World Food Crisis," *Foreign Agriculture*, Jan. 1948.）。

(18) *Ibid.*, Friedman and Garritsen, *op. cit.*, pp. 2-4, 78.
ウォールによると、アメリカ農産物の全生産に対する輸出余力は戦前の五％から、戦後は四〇～五〇％（約一五〇〇万トン）に増加していた。一方、アジアの米輸出総力は戦後急減し、一九三七年の七四六万トンに対し、一九四六年は九七万トン、四七年は一二九万トンであった（Dept. of Commerce, *Foreign Commerce Weekly*, June 13, 1949, p. 7.）。

(19) 占領軍による最初の救済物資は、一九四五年八月末、横浜市役所へ放出されたトラック三一台分であろう。またＳＣＡＰはアメリカ軍が日本人の食糧を徴発しないよう命令していた（Charles A. Willoughby, *MacArthur 1941-1951*, N. Y., 1954), p. 304; *Reports of Gen. MacArthur: The Campaigns of MacArthur in the Pacific*, Vol. I, Supplement, p. 49.）。その後、各駐屯部隊が個々の判断により、駐屯地域へ食糧放出を実施した例が記録されている（高石末吉『覚書終戦財政始末』第一〇巻、一二六、一六〇ページ）。

(20) *FRUS 1946*, VI, pp. 149-50, アメリカ政府食糧使節団は、アンダーソン農務次官、レイモンド・Ｌ・ハリソン大佐（団長）から成り、フーバー委員会にはハーバート・ファイスが加わっていた。フーバーは、帰国後、パターソン陸軍長官に日本・朝鮮の食糧危機は「切迫（アージェント）」しており、アメリカは両国に特別な責任がある、と強調した（War Council Minutes, May 12, 1946, Patterson MSS.）。

(21) Hugh Borton, "Japan under the Allied Occupation 1945-1947," pp. 379-81. なお、極東委員会とアメリカ政府は、一九四七年末まで、対日食糧援助、漁業拡大、南極洋捕鯨船団の派遣等をめぐって対立をつづけた。

(22) Blakeslee, *op. cit.*, p. 176.

(23) *Activities of the Far Eastern Commission, op. cit.*, p. 90.

(24) Gen. Echols' Statement, May 31, 1946, *House Hearings, op. cit.*, pp. 879-84.
なお、食糧供給問題をめぐるカロリー論争は各所で展開され、その根拠は区々であったうえ、実質的に摂取されていたカロリーを測定することは困難であった。日本政府のカロリー調査では、一九三〇—三四年の二二四二に対し、一九四六年五

月が東京で一三五二、農村は二〇二二（実質はさらに二〇〇多いか？）カロリー、一九四七年八月にはそれぞれ一七〇四、二〇四一（プラス二〇〇）カロリーとされ、SCAPの報告等と大幅に食いちがっているが、これはヤミ食糧によるカロリーが入っていないためであろうか(Jerome B. Cohen, *Japan's Economy in Wartime and Reconstruction,* Minneapolis, 1958, p. 478.)。

(25) *New York Times,* March 31, 1946, 13 : 6.

(26) 吉田茂『回想十年』第一巻、一四五ページ。なお、この件が契機となって、政府統計の改善が推進され、アメリカ政府予算局の統計使節団を迎え、日本政府とSCAPの協力で大幅な改善が実施された。

(27) Ball, *op. cit.*, p. 103.

(28) SCAP, "Non-military," #25, Price and Distribution: Food Program, p. 101.

(29) Cohen, *op. cit.*, pp. 461-63.

(30) *New York Times,* Feb. 24, 1947, 1 : 6.

(31) Russel Brines, *MacArthur's Japan* (N. Y., 1948), p. 147.

(32) 戦後最初期における貿易の実態は明確を欠くが、一九四五年九月二五日付のSCAPメモランダムで許可が出され、一〇月三日に第一船が出港した朝鮮向けの石炭が最初の輸出であったと思われる。当時SCAPがとりまとめた海外の対日輸入要求としては、朝鮮から毎月七・五万トン、香港から月一・八万トンの石炭、中国から坑木二九・七万本等があり、いずれも年末までに船積した。一方、日本政府からは絹四万梱、羽二重五〇〇万ヤードの輸出が可能と報告されていたが、船積は翌年となった。輸入要求についてはSCAPの審査が厳重でただちには実施されなかったが、一一月には朝鮮から塩二五一九トン、香港からタピオカ八七〇トンの輸入、アメリカ軍からダイナマイト三〇〇、重油七・一万ガロン、ケロシン二・四万ベルルが放出されている(SCAP, "Summation of Non-military Activities in Japan and Korea, Oct. 1945", pp. 81-83; Nov. 1945, p. 97. 経済企画庁編『戦後経済史（貿易・国際収支篇）』、一九六二年、三一ページ)。

(33) R. C. Kramer, "Japan Must Compete", *Fortune,* June 1947, pp. 112-13.

(34) SCAPは、早くも、一九四五年九月一六日に、不足物資輸入の見返りとして、四万梱の絹の輸出を着想し、ワシントンの許可を求めた (SCAP to JCS, Sept. 16, 1945, ZA5510.)。

(35) 「生糸および同製品のストック決結」(一九四五年九月二五日付、SCAPIN五八号)、「桑畑の農地転用禁止」(同一〇月一一日付、SCAPIN一二〇号)、John R. Stuart, "The Position of Silk in Japanese Exports," *Pacific Affairs,* March 1948.

(36) 一九四五年一〇月、クレーマーの要請で陸軍省はシルク専門家のピーター・F・マガーニア Peter F. Magagna をSCAPのシルク・アドバイザーとして日本へ派遣した。しかしマガーニアが翌年二月着任したときにはSCAPの生糸優先方針は確立していて、経済科学局との間に紛糾を生じた (Magagna to Marquat Memorandum, "Discussion of ESS Comments on Magagna Silk Program of March 20, 1946," Truman MSS.; Stuart, *op. cit.*; Brines, *op. cit.*, p. 152.)。

(37) 第一次繊維調査団は、キャロウイ繊維研究所の所長ロバート・A・フィリップ Robert A. Phillip を団長とし、国務省二名（ネーマー、テイラー）、繊維業者三名、中国代表二名、インド、イギリス代表各二名から構成され、一九四六年一月二一日に来日し、八五カ所の繊維プラントを調査したのち、三月三一日国務省、陸軍省へ報告書を提出した (*The Textile Mission to Japan: Report to the War Dept. and to the Dept. of State January-March 1946* (Washington, 1946); Stanley Nehmer and M. C. Crimmins, "Significance of Textiles in the Japanese Economy," *Dept. of State Bulletin,* Apr. 25, 1948.

(38) Cohen, *op. cit.*, pp. 484-87; Nehmer and Crimmins, *op. cit.*

(39) Cohen, *op. cit.*, pp. 483, 493.

(40) Petersen to Strike, Jan. 8, 1947.

(41) *FRUS 1947*, VI, pp. 204-05.

(42) *FRUS 1947*, VI, pp. 298, 340; *Activities of the Far Eastern Commission, op. cit.*, pp. 24-25, 89.

(43) 鹿島平和研究所編『日本外交史』第三〇巻、一九七二年、三〇ページ。

(44) *Political Reorientation of Japan,* I, p. 771.

(45) FEC一〇三二／二六 (*The Far Eastern Commission: Second Report by the Secretary General*), pp. 31-34.

第四節　経済改革の進行

一　独占禁止政策の強化

インフレと過少生産の危機にあえいでいた日本経済は、一方で財閥解体、独禁法の制定、経済力集中排除、経済パージに代表されるドラスティックな諸改革を達成するよう要請されていた。

それは、たとえば重態の病人を治療しつつ、同時に体質転換のための手術を強行するようなものであったから、当然日本側の抵抗を招いただけでなく、アメリカ側内部にも異論を生じた。そして一九四七年末までにアメリカの政策が日本経済の再建を優先する方向へ動いていく過程で、ワシントンと東京にまたがる劇的な論争に発展し、占領政策転換の一契機をつくり出したのである。

この過程をあとから振り返ってみると、今なお多くの重要な疑問点がのこっている。すなわち、(a)初期のワシントン指令は、どの程度までの改革規模を想定していたのか、(b)論争の焦点となったFEC―二三〇を決定するまでに一年以上の時日を費やしたのはなぜか、(c)SCAPはなぜ改革ムードが後退しつつあった一九四七年末に、ワシントンと対決する形で集排法の成立を強行したのか、等々である。

そこでこうした疑問点を中心に、財閥解体、経済力集中排除および経済パージの進行状況を概観してみたい（細部は第二巻「独占禁止」にゆずる）。

まず(a)についてであるが、「初期の対日方針」は「所得並に生産及商業手段の所有権を広範囲に分配することを得しむる」ために、「日本国の商工業の大部分を支配し来りたる産業上及金融上の大コンビネーションの解体計画を支持すべきこと」（第四部2）を指示していた。「初期の基本的指令」に示されたのも同工異曲の表現であり、ともに経済パージについての規定をともなっていた。

「産業上及金融上の大コンビネーション」が、主として「財閥」という日本的な型態の「独占体」をさしていることは当然であったが、のちには前項に示された目的の実現と関連して、単一の大企業にまで拡張適用されるに至る。

ところで財閥は、軍閥と並んで日本の侵略戦争を必然化させ、日本の民主化を妨げる巨大な「制度（インスチチューション）」とみなされていた。エドワーズの論法によれば、財閥の同族支配下における半封建的労資関係は、労働者の低賃金→国内市場の狭隘化→輸出依存経済→対外侵略、という連鎖過程を呼び起こすとされた。したがって、非軍事化の目標を達成するためには、財閥の頭脳的存在である本社機構（持株会社等）をはじめ、資本、人事、契約関係を通じて成立している縦断的・横断的結合を分解するだけでは不十分で、「所有権」の分散を通じ、中小規模の企業や労働組合等を対抗勢力として育成する必要がある、とされた。(1)

エドワーズ報告（一九四六年三月）の骨幹をなす経済力集中排除の構想は、このように非軍事化政策のための戦略論として正当化されているのであるが、同時に、シャーマン法（一八九〇年）、クレイトン法（一九一四年）の制定以来長い伝統をもつアメリカの反独占思想が背後にあったことは否定できない。

すなわち、アメリカの独占体は政府（司法省反トラスト部、連邦公正取引委員会）との法延闘争のなかで、独占

表 3-10　アメリカにおける企業合同の型態

型態＼時期	1926—30	1940—47	1951—55	1956—60	1966—68
水平的合同	75.9	62.0	39.2	30.1	8.6
垂直的合同	4.8	17.0	12.2	14.9	9.8
コングロマリット	19.3	21.0	48.6	55.0	81.6
計(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：Ross M. Robertson, *History of the American Economy*, 3rd edition, p. 617.

monopoly→寡占 oligopoly→コングロマリット conglomerate へと変貌しながら強固に生きのびてきたのであるが、第二次大戦の終結をはさむ数年は、国内的にも国際的にも反独占の風潮が高揚した時期にあたっていた。こうした動きを背景として、一九四五年三月の連邦政府対アメリカ・アルミニウム会社（アルコア）の判例は「単に規模が大きいだけでは訴追されない」という従来の原則を破り、たとえ競争原理を侵さなくても、市場占有率の高いことだけで「独占」に該当する、と宣告し、企業の分割を勧告した。[2]

戦争責任者の一環として財閥を解体したのちの日本経済再編成にあたって、アメリカ本国における過渡的な独占理論は格好のガイドラインとなった。

エドワーズは「アメリカ式の趣好を日本に押しつけるつもりはない」[3]と弁明していたが、占領軍の絶対権力と、ワシントンの漠然たる指令は、アメリカ本国において不可能な経済実験を日本で理論どおりに展開することを可能にしていた。関係者の主観的意図は別としても、のちにノーランド上院議員が、「私が一員であるこの国の政府官吏がかかる文書を作成したとは到底信じられない」[4]と述べたことは、エドワーズ報告と、それを基礎にしたFEC—二三〇が、一部でこうした実験的性格をおびた政策文書とみられたことを

物語っている。

つぎに、問題のFEC—二三〇が決定に至るまで一年以上の長時日を要した理由を探ってみよう。

すでに触れたように、エドワーズ報告は一九四六年三月にまとめられ、五月にSCAPのコメントを受け、八月からSWNCCで起草が開始された。数案を経て、翌年四月二九日にSWNCC—三〇二／二が採択され、五月一二日、アメリカ政府はFEC—二三〇（案）としてこれを極東委員会に提出した。[5] エドワーズ報告とFEC—二三〇の間には軽微な修正を除いてほとんど差異がみられない。

SCAPのコメントをうけてから、SWNCCが最終案を採択するまででも一年かかっているが、この間、日本ではSCAPの主導のもとに財閥解体と経済パージの作業が進み、部分的にはSWNCC—三〇二の路線を追い越したり、逸脱したりしていた。たとえば、一九四六年八月のSCAP案（カイム案）に基づく独占禁止法は、SWNCC—三〇二が極東委員会へ回付される直前の四七年四月にすでに成立していたし、[6] 財閥家族の個人持株は没収されることなく、代わりに政府公債が交付されていた。それにもかかわらず、FEC—二三〇（SWNCC—三〇二）は、SCAPがつくりあげていた既成事実に適合させるための修正すら施されなかった。したがって、ハドレーがいうように一九四七年秋以降のFEC—二三〇をめぐる論争で反対派がSCAPの集排政策を実際以上に「急進的」と誤認し、排撃の気勢を助長する結果を招いたきらいがある。[7]

ところで、問題のFEC—二三〇（SWNCC—三〇二／二）は、八〇〇〇語を越える長大な政策文書で、SCAPに対する指令としては、他に例をみないほど細部にわたる丹念な規定を網羅し、財閥解体と集中排除によって既存独占体の分解を進めるとともに、独禁法との組合せによって将来における復活を予防することを志向していた。全般に

わたって紹介するのは煩にすぎるので、重要な部分だけを摘記する。

(a)　「過度経済力集中」とみなされる企業の分割

(b)　右の企業で支配力を行使してきた人物（債権者、株主、経営者等）およびその関係者の一〇年間にわたる追放と資産処分

(c)　処分された資産の民主的拡散

(d)　「過度経済力集中」に対する金融的規制

(1)　財閥会社に併合された金融機関の分離

(2)　大銀行の分割

(3)　金融機関相互および金融機関と企業の結合関係の切断（金融機関の企業に対する投資制限、金融機関の持株制限と大株主の就職制限、金融機関の株式持合の制限等）

(4)　金融機関に対する差別待遇の廃止（預金保険制度の設定、預金受入最高限度の設定〔約一〇〇億円〕、商業銀行、特殊銀行の業務範囲の縮小、大蔵省の金融行政に関する権限の縮小、同省官吏の就職制限、日本銀行の改組等）

(e)　「過度経済力集中」の法律的規制

(1)　企業統制団体、統制法規等の廃止

(2)　独占禁止法（反トラスト法）の制定

(3)　特許法、会社法、税法の改正

問題の焦点は「過度経済力集中」の定義と、対象企業の認定方式にあった。FEC―二三〇は、この点については厳密な規定を避け、「資産価値」や「活動力」のきわめて大きな企業で「競争を制限し、独立性を妨げる」ものとし、認定の裁量はSCAPに委ねたが、目安としては持株会社整理委員会によって逐次指定されてきた「制限会社」（約一二〇〇社）を網羅する規模を想定していた。

かくて、日本政府は一九四七年七月一八日のSCAP内示に基づき、経済安定本部が中心となって「経済力集中排除法」案を作成し、一〇月九日衆議院に提出した。

二　経済パージの拡大

FEC―二三〇は、財閥解体と集中排除によって日本経済の制度面における変革をはかっただけでなく、広範な経済パージを併用して、人事面からの再編成をも達成しようとしていた。企業規模が過大である、というだけの理由で解体されるべきであるとした集中排除の理念に見合うためには、該当する企業幹部の追放と資産処分は当然とされたのである。

それは、すでに進行しつつあった既定の経済パージの枠を拡大することを意味し、実質責任を負っていたSCAPを困惑させた。本来、戦争責任者を公職から追放するのを主旨としていた狭義のパージを経済界に拡大することは、理論的にも実際的にも、かなりの無理をともなった。「初期の基本的指令」は、そのために「反証のない限り、一九三七年以来産業、金融、商業又は農業において高度の責任を有する枢要な地位を占めたことのあるいかなる者も好戦

的国家主義および侵略の積極的推進者であったもの」（第二部第二三項）と推定しなければならなかった。[8]

実施の衝にあたったSCAPは、ただちに経済パージのふくむ困難な問題点に直面した。適用の範囲を画定する作業も容易でなかったし、企業の管理的役職を「公職」（public office）とみなすことにも問題があった。

なによりも、日本経済の危機的段階で有能なマネージャー・クラスを一掃すれば、いっそう混乱を高め、占領政策の破綻を招くのではないか、との危惧があった。部内の反対論ないし延期論が強いため、一九四六年春から夏にかけて激しい論争がつづき、一時は中止も予想されたが、結局民政局がマッカーサー元帥の支持を獲得して、経済パージの実施は決定された。[9] しかし、こうした部内の反対論に加え、日本政府の執拗な抵抗もあって、当初のドラスティックな構想はやや緩和され、形式上も一九四六年一月四日の政治パージに関する指令（SCAPIN五五〇号）の別表（「軍国主義者および超国家主義者」）に追加する方式をとり、新たな指令を出すのを避けた。[10]

日本政府は、一九四七年一月四日追放令を整備して、新たに「公職に関する就職禁止、退職等に関する件」（昭和二二年勅令第一号）を制定し、追放の範囲を地方政界、経済界、言論報道界等に拡大するとともに、追放者の支配力を断ち切るため、三親等内の者の包含、追放者の元勤務先への立入禁止、違反者に対する罰則の強化等を規定した。

このうち経済界への適用については、金融機関をふくむ二四五の「顕著に独占的」な企業で、指定の期間（一九三七―四五年九月）に有力な役員（公職とみなす）として在職した者は、自動的に追放または排除されることになった。また前記以外の役員等および、政府系企業（二六）、戦時物資割当機関（約六〇）、特殊法人（八七、うち経済関係二八）、その他（三八）の役員等は、公職適否審査委員会の個別審査にかけられたのち、該当者は追放されることになった。審査は一九四七年秋までにほぼ終了し、自発的な辞職者をふくみ、被追放者は、一五三五人を数えた。[11]

しかし、一九四七年の経済パージは、決定に至るまでの曲折や、政治パージの方式を借用したこともあって、いくつかの抜け穴を残していた。その一つは財閥解体作業との均衡が不十分なことであった。すなわち、SCAPIN五五〇号で指定された「顕著に独占的」な企業二四五は、のちに集排法の対象となった代表的な大企業をほぼ網羅していたが、財閥系子会社、関連会社の半ば以上をもらしていた。

財閥関係者のパージがおくれたのは、一九四五年一一月安田プランが提出されたときに、四大財閥家族の経済界からの退陣がふくまれていたにもかかわらず、SCAPが指令による確認を怠ったのが一因であった。財閥家族の管理を担当していた大蔵省は、この条項を本社機構からの辞職で足りる、との解釈をとっていたので、三井財閥の当主が別企業の社長に就任する事態が生じ、SCAPを刺激した。

そこで本事項は持株会社整理委員会に移管され、一九四六年七月SCAPは改めて財閥一四家（一一月、一〇家に減少）の家族（五六名）と関係役員 Zaibatsu appointee を、すべてこの財閥関連企業より追放する計画を作成するよう指令した（SCAPIN一〇七九号）。しかし主眼とされた財閥関係役員の追放については日本側の抵抗が強く、結局、新たに立法する方式をとることになり、「財閥同族支配力排除法」（Law for the Termination of Zaibatsu Family Control）として、一九四七年秋の国会に集排法とともに提出され、同じ日に通過して翌年一月七日公布された。

この法律で対象とされた財閥関連企業は、一〇財閥本社との関係度の強弱によって七カテゴリーに分けられ、A～C分類二四二社の役員は自動的に、D～G分類一四四〇社の役員は、個別審査によって追放されることとされた。しかし実際上の効果は、喜劇的といえるほど貧弱な姿になってしまった。対象となった関係役員三六六八名のうち、既

表 3-11　分野別のパージ人員数

分野	人数	比率
陸海軍	167,035[1](人)	79.6(%)
官僚	1,809[2]	0.9
政治	34,892	16.5
超国家主義者	3,438	1.6
経済界	1,898	0.9
言論界	1,216	0.5
計	210,288	100.0

(注)　1)　うち戦争犯罪人3,422名，憲兵39,394名.
　　2)　うち武徳会関係者1,200名.
出所：Hans H. Baerwald, *The Purge of Japanese Leaders under the Occupation*, p. 80.

表 3-12　各省別パージ適用者数

中央官庁	パージ適用者		在省総人員	
	計	うち勅任・奏任官	計	うち勅任・奏任官
内閣	7	3	5,217	211
外務	32	23	632	45
大蔵	9	7	7,725	52
司法	47	26	2,309	96
文部	84	39	11,242	1,234
農林	152	5	4,391	58
商工	42	4	3,136	74
厚生	14	7	5,149	87
逓信	99	4	3,166	41
運輸	587	7	6,500	97
内務*	2,127	103		

(注)　*　1945年10月の特高関係者のパージのみ.
出所：John D. Montgomery, *Forced to Be Free*, p. 86; Same, "The Purge in Occupied Japan," p. 30.

退職者一六七三名のほか死亡者が六二三名を占め、再審査通過者六一四名を除くと、追放者はわずか四〇名に減少した。[12] とくにSCAPIN五五〇号による重複追放者が七五八名にのぼったことは、単独立法の意義をほとんど失わせるものであった、といってよかろう。

経済パージが日本経済とくにその再建のテンポに及ぼした影響については諸論があり、事後的に立証するのも困難であるが、実質的には軽微な影響しか与えなかった、というのが通説である。

第一に、追放規模からみると、政治パージに抵触した経済人約一五〇名を加えても、被追放者の総数は二〇〇〇名弱であり、有力企業一社当り二～四名程度にすぎない。

第二に、追放期間は比較的短く、大多数が一九五一年六月の第二次追放解除によって復帰したので、一〇年間の予定の半ばにみたない三年弱程度に終わった。事前の猶予期間が比較的長かったことも考慮すると、後継者を選定し、追放中も影響力を残すだけの余裕があったといえよう。

第三に、追放条件の寛厳の程度であるが、下級職への降職（実際にはほとんどなかった）、または指定企業以外の企業への就職、新会社の創立等は許容されていたので、政治パージの被追放者よりは恵まれていたといえよう。

モントゴメリー教授は、日独の経済パージを比較して、ドイツの場合はアメリカ地区だけでも職長クラスをふくむ一〇万人の旧ナチが追放され、入獄や財産没収に至った者も少なくない例をあげ、日本のパージの相対的寛大性を指摘している。[13]

ところで、経済パージが日本経済の体質をどの程度変化させたかについては、民政局のパージ担当者であったビッソンやハドレーのような当事者の間でも評価が分かれる。

ビッソンは、FEC―二三〇の流産を惜しみながらも、日本のような年功序列型社会では、被追放者の代替は容易であるから、パージは単に「首のすげかえ」[14]にしかならなかった、と嘆いている。これに対しハドレーは、世代の交代により、企業幹部が一〇歳近く若返り、経営の近代化が促進された点を高く評価している[15]。

しかし、占領軍にとってパージの最大の効用は、おそらく日本政府および国民の恐怖感を利用して、占領政策に対する批判や反抗を巧妙に封じた点にあった。財閥解体も、経済パージの裏付けがあったからこそ、ほとんど無抵抗で遂行しえたといえよう。

FEC―二三〇の強烈な改革構想がもたらした衝撃は、このような抑制を失わせ、初めて占領政策に対する日本側の組織的抵抗を誘発した。それは、ほぼ同じころ、アメリカ国内の一部とくにビジネスを中心として台頭したSCAP批判勢力と結びついていく。

三　カウフマン・レポートの波紋

SCAPの占領政策に対するアメリカ内部の公然たる批判は、まず『ニューズウイーク』誌を舞台として展開された。一九四七年一月二七日付の東京報告は、センセーショナルな筆致で経済パージをとりあげ、「日本経済の頭脳」と目される二万五千～三万人の実業人が「心外にも資本主義の総本山であるアメリカ」の手で追放され、「ヤミ屋になるか共産主義者になるか」迷っている、と伝え、議会の調査団を派遣して実態を調査せよ、と訴えた。また元ESS官僚のエゲクビストは、追放者のなかにはアメリカの大学卒業生で民主主義の伝導者にふさわしい人材が多いと

論じた[16]。

一九四七年中を通じて執拗に展開された『ニューズウイーク』の反SCAPキャンペーンは、SCAPの経済改革に対する反感と、日本に対する経済的進出ないし再進出をもくろむ実業人の不満を代表していた[17]。

こうした批判勢力は、キャンペーンの過程でドーマン、カウフマン、ハリー・カーン（『ニューズウイーク』海外担当編集者）らを中心とする一種の日本ロビー（「日本協議会」）に成長していく[18]。

しかし、SCAPは、あたかも外部の批判に反発するかのように、一九四七年の半ばごろから集中排除政策の強行に乗りだしていった。

前年にエドワーズ調査団の勧告を「原則は健全」だが、「範囲が広すぎ」たり、「リベラルにすぎ」たり、「不賢明」な個所が多いうえに「きわめて実行困難で……ほとんど不可能に近い[19]」と酷評したSCAPが、FEC―二三〇の忠実な信奉者に一転したのは、四月に反トラスト・カルテル課長として赴任してきたエドワード・C・ウエルシュ Edward C. Welsh に負うところが少なくない。ウオール街出身のフォレスタル国防長官に「元OPAボーイ」と名ざしで非難され、一時FEC―二三〇の起草者と誤認されたウエルシュは、戦時政府のOPA（物価局）に勤務していた有能なニューディーラーで、最新の反独占理論を日本で展開しようとする意欲に燃えていた[20]。

七月三日、集排政策の第一号として三井物産、三菱商事の解体命令[21]を出したウエルシュは、半月後の一八日には、安本の担当官を呼んで、五月三〇日にマーカットの承認をえていた「企業再編成の基準[22]」(Standards of Enterprise Reorganization) を発展させた「経済再建および再編成基準法」(Economic Reconstruction and Reorganization Standard Law) の司令部案を渡し、一カ月以内に法案を準備するよう厳命した。それは「健全な民主的日本経済建

設の基礎工事」のため「日本経済を再編制し、かつ可及的速かに経済力の集中を排除する」（第一条）ことを目的とし、対象範囲を単なる独占的企業や多角経営企業にとどめず、「カルテル、企業統合、シンジケート、トラスト、企業合同、組合その他、……競争を制限し、……独占的支配を助長し、競争を排除し……国内もしくは国際市場における活動を制限する目的もしくは効果を有するもの、または有したもの……」（第二条）と拡大し、かつ集中排除の基準作成と認定の権限を持株会社整理委員会（ＨＣＬＣ）に委ねるため、所要の法令改正をあわせて実施しようとするものであった。[23] 日本政府は一読して、その峻烈な内容に衝撃をうけたが、ＳＣＡＰの関係者間でも異論は少なくなかった。ウエルシュはマーカット経済科学局長に対し、ケーディスら民政局の全面的支援が確保されており、日本政府に圧力をかけてただちに立法化しうる見込みである、と保証していたが、[24] コーエンは八月六日のメモで「ＳＣＡＰ内の調整は不十分で……経済科学局の他の課は原則には賛成しても内容には反対している。……ホイットニー民政局長も今ではこの法案は憲法違反の疑いがあり、立法化すべきではない、と信じている」と記し、ＨＣＬＣにあまりにも過大な権限を与えることに反対したのち、強行すれば、左右両翼からの広範な批判を巻き起こすおそれがある、と警告していた。[25]

こうした司令部内の動きを察知した日本政府は、非公式ルートを利用してワシントンの日本ロビー等に働きかけるとともに、片山首相からマッカーサーあての親書を発して緩和方を懇請した。[26] しかし九月一〇日のマ元帥返書は、無条件拒絶とみられるもので、マーカット少将は和田安本長官を呼んで、「一言一句も修正することなく法令化せよ」[27] と申し渡した。

こうして日本政府の懸命の抵抗も無駄に終わり、「(過度)経済力集中排除法」(Law for Elimination of Concentrations of [Excessive] Economic Power) と名を改めた法案は、九月二八日の臨時閣議で承認を受けたのち、一〇月九日国会に提出され、一一月二三日衆議院を通過した。

集排法をめぐる論争の発端を作ったジェームス・Ｌ・カウフマン James L. Kauffman が、ＦＥＣ―二三〇文書をひそかに入手して、激越な反対意見をつらねた報告書を作成したのは、ＳＣＡＰが強行突破の決意を固めた九月上旬であった。[28]

カウフマンは、戦前長く日本で活動し、東大の英米法講師もつとめた知日派の法律家で、八月に第二次ストライク調査団の一行に加わって「対日投資の環境」を調査するため来日し、戦前の外債処理について来栖蔵相と非公式に会談した。三一ページに達する長文の報告書のなかで、彼はＦＥＣ―二三〇の概要を紹介したのち、ＳＣＡＰに巣食う「強欲で権力的な改革家たち」が、非軍事化政策の枠をこえて、パージと集中排除により、日本経済を崩壊させ「アメリカ資本のもっとも魅力的顧客」であり「ソ連に対するわれわれの緩衝」となるべき日本を共産主義に追いやろうとしている、と説く。そしてワシントンは即時に「日本における経済実験」を中止し「二流の過激な理論家」を放逐して「能力と経験のある」人物に入れ替えるべし、と要望していた。

カウフマン報告はまずワシントンの関係官庁首脳部へ配布され、ついで議会筋、ビジネス、ジャーナリズムに流布されたのち、年末までには大蔵省をはじめとする日本政府関係者の間にも回覧されるに至り、多大の反響をまき起こした。[29] 九月中旬に来日した新任早々のドレーパー陸軍次官は、報告書が指摘した問題点を調査し、ほぼ同調する意見を抱いてワシントンへ帰り、政策転換に動き始めた。[30] ＳＣＡＰは、カウフマンが外資系企業の日本における利益を戦前から独占的に代表していた法律事務所のパートナーであり、とくにリビー・オーエンス・フォード・ガラス会社の

資本が入っていた日本板ガラス会社（住友系）を、集中排除とパージから除外させようと策動して失敗したことが「報復」の動機になっている、と反撃した。[31]

カウフマン報告書が、政策批判というよりは企業利益のからんだ中傷的性格の強い文書であったことは、おそらくSCAPの反発を高める一因になったであろう。いち早くカウフマンに同調して集排政策排撃の先頭に立ったフォレスタル、ドレーパーがカウフマンの顧客であるウオール街の投資会社ディロン・リード商会の出身者であったことも、別の刺激材料となったかもしれない。

陸軍省からの集排法延期要請に対し、一〇月二四日、マッカーサーはワシントンの政策文書を各所に引用しながら痛烈に反論し、集排法は早期に成立させるべきである、と主張する電報を送った。たしかにワシントンは奇妙な矛盾した立場に追い込まれていた。形式的には、FEC―二三〇は最近SWNCCの手で起草されたものであり、SCAPはそれを忠実に実施しようとしているだけ、といえた。

しかも、マッカーサーの荘重な宣告によれば、集排政策は「私企業の自由競争システム」[32]というもっともアメリカ的な観念に立脚しているがために、企業の国有化を唱える日本の「社会主義者」から反対を受けているのであった。

一〇月三一日、ロイヤル陸軍長官、ケナン国務省政策企画部長らと協議したフォレスタルは、誤った政策の源泉はFEC―二三〇を不注意に準備したワシントンにあることを認識したのち、FEC―二三〇を急遽修正するだけでなく、初期占領政策に代わる新たな指令を発して、対日経済政策の転換をはかる必要がある、との結論に一致した。[33]

FEC―二三〇（SWNCC―三〇二）の再検討と修正を担当したゴードン・グレー Gordon Gray 陸軍次官補は、集排政策が日本を「商店主の経済」（shopkeeper's economy）にしてしまう危険を見出し、「有能なコンサルタン

ト」を派遣して再検討作業に当たらせることを勧告した。[34]

ロベット国務次官は、国務省のみならず、陸軍省の事務レベルにもあった反発と抵抗を懸念したものか、指令による修正によらず、引退中のスチムソン元陸軍長官を動かして、マッカーサーを説得させようと試みた。[35]

しかし、グレーの修正作業が難航している間に、一二月一日付の『ニューズウイーク』誌は、カウフマン報告とFEC―二三〇の要約を掲載し、論争は一挙に公開の場へ持ち出される。一九日には、ノーランド上院議員が議会の壇上から激しく責任の追究を開始した。[36]

こうした外圧と論争の拡大は、マッカーサーの態度をかえって硬化させるだけに終わった。一一月下旬、一時日本政府に集排法案の審議中止を命じたSCAPは、急転して国会会期の最終日である一二月九日に到着したワシントンの指令に基づき、同日の深夜に「経済力集中排除法」の冒頭に「過度」を付すなど若干の緩和修正を施したうえで参議院を通過させた（一二月一八日施行）。最終審議は、ウエルシュとウイリアムス国会課長の示唆によって、「時計の針を停めて」[37]強行されたのである。

同時に国会を通過した「財閥同族支配力排除法」も、一九四八年一月七日に公布された。ワシントンは一部財界人の適用除外を示唆したが、マッカーサーはにべもなく拒絶したうえ、この法律は財閥解体計画の一部で「パージとは無関係」と強弁し、日本の経済再建を阻害している原因はパージではなくて、原料と食糧の不足である、ときめつけた。[38]しかし、これが、SCAPの示した抵抗の限度であった。法案の成立を阻止できなかったワシントンは、翌年三月一二日FEC―二三〇に対する支持を撤回する旨公表し、翌年五月、五人の審査委員（「五人委員会」）を日本に派遣して、運用面で集排政策を骨抜きにする。

こうしたアメリカの行動は極東委員会諸国の不満を買ったが、アメリカ代表は四八年一二月九日の極東委員会でFEC―二三〇が「現実の事態に追いつかれてしまい、不用かつアウトモードになってしまった」[39]として審議対象より落とすよう提案し、結局、集排政策は「いぜんとして重要な課題で……監視と注意が必要」[40]（イギリス代表）という形式的な確認を最後に消滅してしまった。

(1) Corwin D. Edwards, "The Dissolution of the Japanese Combines," *Pacific Affairs*, Sept. 1946, pp. 227–30.
(2) Ross M. Robertson, *History of the American Economy*, 3rd edition (N. Y., 1973), pp. 615–23.
(3) Edwards, *op. cit.*, p. 227.
(4) *Congressional Record*, Senate, Dec. 19, 1947, Vol. 93, No. 168, pp. 11809–11.
(5) FEC―二三〇が極東委員会に提出される前後までの経過は、つぎのとおりである。
(1)エドワーズ調査団の来日（一九四六年一月六日～三月一五日）、(2)エドワーズ報告書のSCAPへの提出（同三月一四日）、(3)SCAPはエドワーズ報告書に関するコメントをJCSへ送付（同五月一七日）、(4)SWNCCの極東小委員会、SFE―一八二を起案（同八月一日）、(5)JCSはSFE―一八二をSCAPに送付、コメントを要請（同八月二一日）、(6)SCAPはSFE―一八二に対するコメントをJCSに伝達（同一〇月一五日）、(7)SFE―一八二／一を起案（同一二月一九日）、(8)SFE―一八二／一をSWNCC―三〇二／二として回付（一九四七年一月二二日）、(9)SWNCC―三〇二／二を承認（同四月二九日）、(10)極東委員会にSWNCC―三〇二／二（FEC―二三〇）およびエドワーズ報告を提出、(11)JCSよりSCAPへFEC―二三〇を内示（同七月）、(12)極東委員会第二分科会議長よりアメリカ代表にコメントを要請（同七月八日）。なお、三〇二／二は四月二九日の会議で審議されたときに、三〇二／三と三〇二／四（詳細は不明）を取り入れて。一部を差しかえ、除去した部分は焼却するよう指定している。この改訂版に新しい番号を付さないで、三〇二／二の番号を残した理由は明らかでないが、除去部分および三〇二／三、三〇二／四を記録として残すのを好まない、という事情があったのかもしれない（SWNCC Minutes, Apr. 29, 1947.）。
(6) 独禁法の制定経過については公正取引委員会編『独占禁止政策二十年史』、一九六八年、四二―四七ページ参照。

(7) Eleanor M. Hadley, *Antitrust in Japan* (Princeton, 1970), p. 130.
(8) この「みなし規定」については、SWNCC会議における「初期の基本的指令」の審議段階でも陸軍代表から削除の申入れがあったが、国務省代表に押し切られた（SWNCC Minutes, Oct. 11, 1945.）。
(9) 経済パージの是非をめぐる論争は、SCAPIN五五〇号発出前の一九四五年一一～一二月に起こり、準備不足でとりあえず延期された。したがって、一九四六年一月のパージでは、E項（海外開発機関）、G項（軍国主義者、超国家主義者）に該当する経済人約一五〇名が公職から追放されただけにとどまった。ついで、経済科学局が中心となって経済パージが立案されたが、ふたたび激しい部内の論争が起こり、五～八月にかけて頂点に達した。反対派はウイロビーのひきいるG-2を筆頭とし、一般参謀部の制服グループが結束していた。この過程で、民政局が推進派の主導権を握り、マッカーサーの支持によって民政局が勝利を収めた（Bisson, *Zaibatsu Dissolution in Japan*, pp. 158–61; Gayn, *op. cit.*, pp. 242–43.）。
(10) この間の日米間交渉の経緯等については、*Political Reorientation of Japan*, Vol. I, pp. 46–50; 住本利男『占領秘録』、八八―九〇ページを参照。
(11) Hadley, *op. cit.*, pp. 89–94.
(12) *Ibid.*, pp. 99–102.
(13) John D. Montgomery, *Forced to Be Free* (Chicago, 1957), pp. 103–08, 122.
(14) Bisson, *op. cit.*, p. 177.
(15) Hadley, *op. cit.*, pp. 104–06.
(16) *Newsweek*, Jan. 27, 1947, p. 40; W. S. Egekvist, "Postwar Economic Problems in Japan," *Education*, Nov. 1948, p. 170.
(17) 『ニューズウイーク』誌は、当時の商務長官W・アベレル・ハリマン一家が、一九三七年に創立した反共的傾向の強い週刊誌であった。カウフマンは一九四六年末ハリマンが計画してSCAPに拒絶されたため流産した財界視察団の一員に予定されていた。当時SCAPは本国実業人の日本入国をきびしく制限していて、仲介の労をとったボグダン（ヘンリー・シュレーダー銀行副社長）が、一九四六年九月マッカーサーにドイツの例をひきその緩和方を陳情したほどであった（Howard B. Schonberger, "Zaibatsu Dissolution and the American Restoration of Japan," *Bulletin of Concerned Asian Scholars*, Vol. 5, No. 2, Sept. 1973, pp. 19–20, 22.）。

なお『ニューズウイーク』誌によるSCAP批判の関連記事は、一九四七年二月一〇日、五月二六日、六月二三日、一二月一日、同二二日、同二九日の各号にみられる。

(18) 「日本に関するアメリカ協議会」(American Council on Japan) は一九四七年に組織され、会長にカウフマン、副会長にドーマン、書記長にハリー・F・カーン Harry F. Kern が就任し、主としてワシントンの政界に働きかけ、しばしば講演会を開き、知名の士を招いた。日本の独立後一九五三年に解散した（ユージン・ドーマン「対日占領政策と米国の良識」『国際問題』一九六三年六月号、五八―六三ページ)。一九四九年初期のメンバーには、前記のほか、バランタイン（元国務省極東局長)、キャッスル（元駐日大使)、グルー、ハート提督、ブラット提督、ラングドン・ウオーナー（美術館長)、ラトゥーレット教授らが名前をつらね、のちにアイケルバーガー中将も参加した (Dodge MSS., Z711-1, No. 8.)。

(19) SCAP "Non-military," #24, "Elimination of Zaibatsu Control 1945 through 1950," Appendix 5, pp. 58-66; Hadley, *op. cit.*, pp. 126-27.

(20) ウエルシュは、オハイオ州立大で博士号を取得して母校の助教授をつとめたのち、一九三七年連邦政府に入り、TNECを経て一九四二年からOPAに勤務した。この間に鉄鋼業等の独占排除等にあたり、関連の論文も書いていた（一九七四年三月二一日、筆者のウエルシュ氏からのヒアリング、大蔵省資料Z一〇七―二三)。

(21) 一九四七年七月三日付のSCAPIN一七四一号で二大商事会社の解体が指令され、両社は一〇〇以上の小会社に分割された。ウエルシュはアチソン外交局長に、両者の指名解体は、その威嚇効果で財閥解体作業を促進すること、また八月の民間貿易再開を控えて、両社の貿易界における伝統的優位、国際カルテルの復活を覆し、中小貿易業者の育成をはかることに目的があると述べていた (Atcheson to the Secretary of State, July 10, 1947, *FRUS 1947*, VI, pp. 253-54.)。なお、渡辺武前掲書、七二―七三ページ参照。

(22) Herbert H. Scheier (ESS/AC), "Brief History of the Reorganization Branch of the Antitrust and Cartels Division," Oct. 1949, p. 14-15, Suitland Papers.

(23) 七月一八日の草案については光藤俊雄氏（安本連絡部事務官）の一九七二年五月二六日大蔵省における講演（大蔵省資料Z一〇六―三一)、大蔵省資料Z五一四―一参照。

(24) Memo, Welsh to Marquat, July 18, 1947, Suitland Papers, Z703-12, No. 15.

(25) Cohen (ESS, Adviser) to Marquat, Aug. 6, 1947, Suitland Papers, Z703—12, No. 16.

(26) 集排法阻止のための日本側情報ルートとしては、終連（土屋隼）―SCAP内の反ニューディーラー・グループ―ワシントンの日本ロビー、大蔵省（渡辺渉外部長)―チェンバレン（NCB日本代表)―ドレーパー等があり、ワシントンおよびSCAPの内情をほぼ正確に把握していたが、裏工作は進めず、主として新聞を利用したキャンペーン等の正攻法によった（前掲光藤講演、および渡辺武日誌、一九四七年一一月四日、一一月二一日)。

(27) 前掲光藤講演。なお、SCAPは日本側のサボタージュを防ぐため、参謀長の承認（八月九日）を得て、SCAPINとポツダム勅令をもって実施に移す方針であったが、日本政府から国会に法案を提出したい、と懇請され、妥協した (Scheier, *op. cit.*, p. 20.)。

(28) James L. Kauffman, "Report on Conditions in Japan as of September 6, 1947," Hussey MSS. カウフマンは八月末ごろSCAPを訪ねたとき、不在中であった民政局高官の秘書からFEC―二三〇を入手し、コピーして配布したと伝えられている。

(29) カウフマンが一九四九年五月一三日、アイケルバーガー将軍に送った書簡 (Eichelberger MSS.) によると、当初の配布先はフォレスタル国防長官、ロイヤル陸軍長官、ロベット国務次官、ハリマン商務長官、ソアーズ海軍少将（国家安全保障会議事務局長）らであった (Schonberger, *op. cit.*, p. 24.)。

(30) ドレーパーは、マッカーサー元帥と対日占領政策について協議するため九月一八日に来日し、各界の代表とも懇談した。二六日には栗栖蔵相とも会談している。大蔵省は集排法問題について、渡辺渉外部長―チェンバレンNCB日本代表のラインでドレーパーに陳情し、帰国後もワシントンにおける情勢の推移を連絡していた（渡辺武日誌、一九四七年九月二六日、二七日、一一月四日)。

(31) Memorandum for the Undersecretary of the Army, n. d., Kades MSS. （このメモランダムは、九月末ごろ来日中のドレーパー陸軍次官のためにケーディス民政局次長が作成したものと推定される) "Hussey Memo on Kauffman Conference," Dec. 26, 1947, Hussey MSS.

(32) MacArthur to Dept. of Army, Oct. 24, 1947, Stimson MSS. Z724—12, Schonberger, *op. cit.*, pp. 24-25.

(33) *Forrestal Diaries*, pp. 328-29.

(34) Gray, "Memorandum for the Secretary of the Army," Nov. 14, 1947, Stimson MSS.

(35) Schonberger, *op. cit.*, pp. 25-26. スチムソンは、グレーの見解に同調し、「人種も政府もまったく異なる国で、このような実験が紛争を招くのは当然である」と述べたが、さしあたり解決策はない、と仲介をことわった (Stimson to Royall, Nov. 21, 1947, Stimson MSS. Z 724—13)。

(36) *Congressional Record*, Dec. 19, 1947, pp. 11686-88, Jan. 19, 1948, p. 298.

(37) C. M. Hamm, "Deconcentration of Economic Power," Aug. 9, 1950, p. 15, Suitland Papers. この採決法はウイリアムスがアメリカ議会の先例を引用して、西尾官房長官に示唆したものであった (筆者のウイリアムス氏からのヒアリング、大蔵省資料Z一〇七一二三)。

(38) ドレーパー陸軍次官は一月七日、ウェスティングハウス電機会社の依頼として、三菱電機首脳部三名の追放適用除外を要請し、翌八日には、追放適用者の人数を知らせよ、と電報したのに対し、マッカーサーは九日の電報で拒絶した (Draper to MacArthur, W 93502, Jan. 7, 1948, W 93502; Jan. 8, 1948, MacArthur to Draper, Jan. 9, 1948, Hussey MSS.)。

(39) Note by the Secretary General, FEC, Dec. 9, 1948, FEC Papers, Z 703—62, No. 8.

(40) *Ibid.*, May 12, 1949, FEC Papers, Z 703—62, No. 18.

第四章　対日占領政策の転換

第一節　冷戦と日本

一　冷戦の開始

占領開始後におけるアメリカの対日政策に最大の影響を与えた単一の外的要素は、一九四七年のトルーマン・ドクトリンに始まる「冷戦」(Cold War) 体制の成立であった。その後二〇年以上にわたる米ソ両ブロックのグローバルな対峙に発展するのであるが、占領下の日本は、この冷戦体制にアメリカ・ブロックの一翼として組み込まれ、そのなかで独立を回復し、再生への道を踏みだすことになる。それは、アメリカの単独占領という条件のもとにあった日本としては、事実上、選択の余地のほとんどない方向であったといえよう。

冷戦の影響は、まもなくヨーロッパからアジアに波及し、こうした二極的世界の出現は、第二次大戦中におけるアメリカの戦後政策がまったく予期していないところであっ

た。

ルーズベルト大統領らの主流によって布石された戦後世界像は、大戦中の連合国とくに米、英、ソ、中の四大国の協調体制を支柱とし、国連憲章、ブレトン・ウッズ体制によって補強された開放的、安定的な国際体系であった。

それは、シュレジンジャーによれば、国際政治における伝統的な「勢力均衡（バランス・オブ・パワー）」の原理を、ウイルソン以来のアメリカ的「普遍主義（ユニバーサリズム）」の理念に置換しようとする貴重な挑戦であった。[1]

しかし、この挑戦は枢軸陣営の打倒という共通の目標が失われたことによって牽引力を失い、さらにつぎにあげるような諸要因によって実現を阻まれることになる。

第一は、アメリカを除く三大国が依然として勢力均衡の原則を固持しつつ行動したことである。

第二に、政治的には四大国の優越を前提とした集団指導体制が確立されたが、経済的には大戦で疲弊した他の三大国はアメリカの圧倒的な経済力に依存せざるをえず、実際に、終戦後数年間、他の三大国は、対米債務の重圧下に置かれていた。

第三は、四大国のうち、内戦によって分裂した中国と経済的に衰弱したイギリスは、大戦終結を境として急速に力を失い、代わって旧植民地を中心とする後進諸国の自立運動が高まってきた。

勢力均衡の行動原則をいささかも譲らなかったソ連は、ヤルタ協定で南樺太、千島の領有に成功したのち、ポーランドその他の東欧諸国を着実にその勢力範囲に収め、ブレトン・ウッズ体制への加入を拒否し、後進諸国の民族解放運動を支援した。

しかし、アメリカ式のユニバーサリズムが、異なる世界観と行動原則に立つソ連に対して説得力をもたないことが

広く認識されるまでには、大戦終結後二年近い時日と経験が必要であった。大戦末期からトルーマン・ドクトリンに至る過渡期のアメリカ外交政策は、ユニバーサリズムとバランス・オブ・パワーの相克のなかでゆれ動いた。

一九六〇年代の後半にアメリカの学界で展開された「冷戦」論争も、ゆれ動く過渡期のどの側面を重視するかに焦点があったといえよう。冷戦の起源と責任を原爆の威力を背景とするアメリカの計画的な反ソ政策に求めるウイリアムス、フレミング、アルペロビッツ、コルコ、バーンシュタインら、いわゆる「修正主義派」(revisionist) の解釈は、シュレジンジャーやモーゲンソーが反論するように、この時期のアメリカに不動の外交政策が存したという仮定に立つ「あと知恵」的誤断であろう。[2]

アメリカの政策指導者のなかに少なからぬ反共、反ソ論者がいたことはまぎれもない事実であり、大戦中からのフォレスタル、ハリマン、グルー、ダレスらの言動をつらねただけでも、冷戦の起源を通説より数年さかのぼらせることが可能にみえる。

なかでも「大量報復政策」をのちに提唱するジョン・フォスター・ダレスは、一九四七年一月の演説で、「マルクス的共産主義の哲学は明らかにキリスト教と背反」するもので、ソ連は「妥協も和解も信じていない」と断じ「ローマ帝国の崩壊以後、最大の物的国力を誇る」アメリカは「強力な軍事力を必要あるときは行使する意志を堅持すべきである」[3]と論じ、終生変わらなかった彼の反共十字軍的使命感に立つ対決主義を鼓吹していた。また大統領補佐官のクラーク・クリフォードは、すでに一九四六年秋、米ソ関係の総合的展望を試みたメモ[4]のなかで、軍事的対決をふくむ強硬論を表明していたし、軍部のなかには、早くから半公然と米ソ戦を唱える者がいた。[5]

しかし一方では、ルーズベルト時代の対ソ協調主義を承継してダレス流の反共論に拮抗するニューディール左派勢

力も根強くのこっていた。その一人は、副大統領からトルーマン政権の商務長官に転じていたヘンリー・A・ウオーレスであった。ウオーレスは、ソ連の行動を「単なる経済的困難と安全保障に対する不安感」に発したもので、ソ連が東欧を社会主義化しようとするのは、アメリカが西欧、ラテンアメリカ諸国の民主主義化を望むのと同様である、と弁護して、トルーマンと正面から衝突し、一九四六年九月辞職して第三党結成運動に走った。[6] 前後して内務長官のイッキーズも内閣を去り、やがてマッカーシー旋風につながる政府高官の忠誠審査が強化されていく。

匿名で『フォーリン・アフェアーズ』誌の一九四七年七月号に出たジョージ・F・ケナン George F. Kennan（国務省政策企画部長）の「ソ連の行動の源泉」（"The Source of Soviet Conduct"）と題した論文は、初期の冷戦理論を体系づけたものとしてもてはやされたが、実際にはウオーレスからダレス的段階に移行する過渡的理論であり、両者の折衷でもあった。

ケナンは、長い対ソ外交の経験から、米ソの間には共通したゲームのルールが存しないことを見いだしたのち、ソ連の対外膨張主義はその国内的権力構造に由来する不可避的な所産であること、その特徴は、あたかも水がしみ通るように、相手側の弱点があるかぎり、とどまるところを知らない浸透戦術にあることを指摘した。したがって、こうしたソ連の行動に対抗するために、アメリカは「長期にわたる、忍耐強い、しかも毅然として細心な封じこめ」の体制をとる必要がある、とされた。

ケナンの新鮮な発想と提案は、旋風のような反響を巻き起こし、いわゆる「封じこめ政策」（Containment Policy）は一挙に冷戦のスローガンとなったが、彼はのちに、説明不足もあって、それがいかに広く歪曲され誤解されたかについて、詳細な論証を試みている。すなわち、ケナンによれば、究極における米ソ協定への到達を目標とし、しかも

限定地域（アメリカ、イギリス、西ヨーロッパ、日本）だけに適用されるべき政治的「封じこめ」を提唱したにもかかわらず、グローバルな規模での軍事的対決を打ち出したものと曲解されたのである、という。[7]

現実の問題としても、大戦終結後いちはやく戦時体制を平時体制に切りかえてしまったアメリカは、ソ連ブロックとの軍事的対決に乗り出すだけの物的・心理的準備に欠けていたし、これをさらに準戦時体制へ再転換するには、適切なきっかけと相当の時間を必要とした。

一九四七年二月二二日、就任早々のマーシャル国務長官は、プリンストン大学における演説で、アメリカのグローバルな規模における「地理的、経済的、軍事的、科学的なかかわりあい」を再確認したが、その留守中に駐米イギリス大使は、国務省を訪問してギリシャに派遣されているイギリス軍（一・六万）の撤退と、ギリシャ、トルコに対する経済、軍事援助の打切りを通報した。当時、ギリシャは、共産ゲリラの活動によって、イギリスの支持するツアルダリス政権が危機に立っており、トルコも地中海への進路を求めるソ連の圧力にさらされていた。[8]

しかし、一九四六～四七年冬の悪天候は、西ヨーロッパの経済を惨憺たる状況に追い込み、国際収支の悪化に悩んでいたイギリスは、食糧、石炭、電力の不足で、工業生産が一時停止する窮地に陥り、年間二～三億ドルの対ギリシャ援助を継続することが困難になったのである。[9] すでに二年近く「ソ連をあやすのに疲れはてていた」[10] トルーマン政権の反応は迅速であった。

三月一二日、大統領は議会でトルーマン・ドクトリンとして知られる反共演説において、ヨーロッパを共産主義から防衛する大規模な援助の第一歩として、ギリシャ、トルコに対する四億ドルの緊急援助を要請した。それは、鉄のカーテンを境とするヨーロッパの東西分断は既成事実として認めるが、ソ連の東地中海、中近東への膨張は許さな

い、というアメリカの断固たる決意を表明したとみられるものであった。

対ギリシャ・トルコ援助法案は五月二二日に大統領の署名を終わり、つづいて六月五日には西欧経済の復興をめざしたマーシャル・プランが公表され、アメリカの豊富な物的資源は奔流のようにヨーロッパへ流れこんだ。

並行して冷戦遂行のための国内体制の再編成も急速に進んだ。七月に成立した国家安全保障法 National Security Act of 1947 によって、陸、海、空三軍を統合する国防省（ペンタゴン）が新設され、フォレスタルが初代の国防長官に就任した。また大統領の国家安全保障に関する助言機関として国家安全保障会議 National Security Council（略称NSC）が設立された。[11] NSCのもとには、強力な情報謀略機関として新設されたCIAが属した。国務省には、軍人出身のマーシャルが陸軍参謀本部の機能をモデルとして外交政策の総合企画を推進するため、新たに政策企画部 Policy Planning Staff が設けられ、ケナンが部長に任命された。[12]

年頭に大幅な軍事費の削減を試みた議会も、一挙に孤立主義を清算して、超党派による冷戦と軍拡のコースに同調するに至った。そしてヨーロッパにおけるドイツ、アジアにおける日本の役割が、冷戦構造のなかで改めて浮かびあがってくるのである。

二　マーシャル・プラン

冷戦の開始と拡大は、戦後の国際経済体系についてアメリカが描いていたユートピア的構想を挫折させた。ルーズベルトやハルには、閉鎖的なブロック経済のエゴイズムが、第二次大戦の誘因となったので、戦後世界の平和を確立

するためには開放的で安定的な国際経済体制を構築しなければならない、という認識があった。それは国際通貨基金 International Monetary Fund（略称IMF）、国際復興開発銀行 International Bank for Reconstruction and Development（略称IBRD）、通称世界銀行 World Bank）に代表されるいわゆるブレトンウッズ機構と、ハバナ憲章（一九四八年三月）に立脚する国際貿易機構（略称ITO、未成立）の協調によって、国際金融の安定、強化、多角的無差別通商の拡大をはかり、戦後世界経済の急速な再建をめざすものであった。[13] 銀行家出身の駐英大使オルドリッチの表現によれば「双務主義は戦争への道であり、多角主義は平和への大道」[14] なのであった。

ソ連を除く主要連合国は、大戦中の武器援助および戦後の経済援助と引きかえの形で、アメリカのこうしたビジョンを受け入れた。典型的な例は、ポンドの自主性と英連邦特恵制度の維持に固執するイギリスを譲歩させるために、アメリカがとった交渉過程にみられる。すなわち一九四五年一二月の米英金融協定で、アメリカは武器貸与債権（二八六億ドル）の大部を放棄し、五ヵ年にわたり三七・五億ドル（五〇年賦、無利子）のクレジットを供与するかわりに、イギリスはポンドの交換性回復、英連邦諸国の対英ポンド債権の解除、特恵関税制度の解体を約束させられたのである。[15]

ソ連も、一九四五年一月に戦後の経済再建のため六〇億ドルのクレジットを申し入れ、モーゲンソーや財務省は乗り気になっていたが、アメリカ政府の大勢は対英交渉と同じように、これを政治取引の具に利用しようとしたので、立ち消えになってしまった。[16]

対ソ・クレジットの流産は、それをテコに輸出市場をソ連に拡大しようとするアメリカの幻想を破っただけでなく、東欧ブロックの形成によって世界経済は社会主義市場を失い、とくに相互依存的構造となっていたヨーロッパ経

済の分断で、西欧諸国は深刻な影響を被った。[17]

生産指標で見るかぎりにおいて、西ヨーロッパ諸国の経済再建は、第一次大戦直後よりも急速であった。一九四六年初頭に、平均して戦前比の八〇%まで回復した西欧諸国の鉱工業生産は、年末には九八%に達し、一九四七年には悪天候と石炭等の原料の不足で一時停滞したが、ドイツ（三〇%）、イタリア（六〇%）を例外として、多くは戦前水準を越した。[18]

問題は食糧、石炭等部門的な供給不足と、国際収支の悪化による構造的なドル不足にあった。大戦終結後から一九四八年春に至る二年半の西欧諸国におけるドル不足は、計一五〇億ドルに達した。

この不足は、アンラ等の救済援助、米英金融協定による対英借款、フランス向けを主とするワシントン輸出入銀行の融資、世界銀行からの貸付、マーシャル・プランの前払分である「中間援助」等によって埋められたが、なお不足した約三〇億ドルは各国の金引出によって充当された。とくにイギリスの国際収支は、貿易収支の赤字を海外投資からの貿易外収益で相殺していた戦前型の構造が崩れ、対独占領経費をふくむ海外における支出増、貿易外収入の減少、ポンド債務の増加等によって悪化する一方であり、一九四七年七月の交換性回復も、ポンド売の殺到により、一カ月後には停止せざるをえなかった。[19]

一九四六年春、ヨーロッパ経済の実状を視察したクレイトン経済担当国務次官は、こうした経済危機のなかで、共産勢力の伸張による政治的崩壊が迫りつつあり、大規模なアメリカの経済援助がないと西欧世界は「解体」(disintegrate) してしまうであろう、と警告した。[20] 前後してモスクワの外相会議で対独政策をめぐるソ連の態度に失望したマーシャル国務長官は、六月五日ハーバード大学の卒業式における演説で、マーシャル・プランとして知られるヨーロッパに対する「統一的長期経済復興」(unified long-term program of recovery) の援助構想を明らかにした。それはやや誇張すれば、アメリカにとって西ヨーロッパの危機に対する「史上三回目の介入」であると同時に、アメリカ資本主義の社会主義経済に対する「挑戦の宣言」[21]（ルイス・ハーレ）でもあった。

表 4-1　マーシャル援助のための ECA への供与資金

（単位：100万ドル）

	1948年4月～1949年6月	1949年7月～1950年6月	1950年7月～1951年6月	計
直接予算支出	5,074	3,628	2,200	10,902
貸付	1,122	200	63	1,385
中間援助の持越分	15	7	—	21
他の援助からの移管*	10	225	217	452
計	6,221	4,060	2,480	12,760

（注）主要国別配分比率はイギリス23.2%，フランス20.8%，イタリア10.6%，ドイツ10.6%，オランダ8.1%等である．

*：ギリシャ，トルコ向け緊急援助，対独ガリオア援助，軍事援助分からの移管．

出所：W. A. Brown and R. Opie, *American Foreign Assistance*, Washington, 1953, p. 247.

それだけに援助計画の成功は、冷戦に乗りだしたばかりのアメリカの威信とかかわりあっていた。マーシャル・プランの起草者でもあったケナンによると、計画を成功させるために、(1)援助を受けるヨーロッパ国民に計画の主導権を委ねる、(2)個別援助を避け経済共同体としてのヨーロッパ諸国を援助対象とする、(3)ドイツの経済復興に重点を指向する、という三原則が堅持された。[22]

この場合、ソ連の影響下にある東ヨーロッパ諸国の参加とドイツの復活に対する周辺諸国の反対が懸念されたが、ソ連は七月のパリ英仏外相会議でマーシャル・プランへの反対を声明して退場し、東ヨーロッパ諸国も同調した。その結果英仏両国を中心とする西欧一六カ国のみによる「ヨーロッパ経済協力機構」(Organization for European Economic Cooperation, 略称OEEC) が誕生し、一

九五一年までに参加国の経済水準を一九三八年のレベルまで回復させることを目標とした四カ年計画が作成された。

ドイツに対する懸念は、翌年のブラッセル条約でまず英仏共同防衛の体制が作られ、ついで北大西洋条約機構（NATO）の創設（一九四九年四月）で、アメリカの軍事力が組み込まれることによって薄らぎ、ドイツのヨーロッパ共同体への復帰は予想されたよりも早く実現する。

こうした西ヨーロッパ諸国の急速な結束に応じて、アメリカ議会は一九四八年三月、「経済協力法」（Economic Cooperation Act of 1948）を可決し、その実施機関として、経済協力局（Economic Cooperation Agency、略称ECA、長官ポール・G・ホフマン）を設立した。贈与ベースを主とする四カ年間の投入資金総額は明示されなかったが、政府は一七〇億ドル程度を見込み、初年度分として五三億ドルの支出が承認された。

マーシャル・プランは、一九五一年の目標年次へ到達する前に、予期以上の成功を収めつつあることが明らかとなった。あらゆる経済指標は第一年度の後半から急角度の上昇線をたどりはじめ、目標年度において、西欧経済は平均して一九三八年の六〇％増のラインに達した。[23]

西ヨーロッパ経済の急速な復興を可能にしたのは、構成国がほぼ自力で統合的な経済計画を運営できるだけの等質かつ補完的なポテンシャリティーに恵まれていたからでもあるが、一〇〇億ドルをこえたドルの大量投入は何よりも決定的なモメントとなったことは疑いがない。

しかし、アメリカ経済自体も、こうした形でのドル撒布を必要とする事情にあったことを見逃せない。一九四七年前半のアメリカには、完全雇用と高輸出を保証していた戦後好況が終わって、リセッションの兆候がしのびよっていた。軍拡に加えてマーシャル・プランによる経済需要の拡大は、景気の後退を抑止する有効な対策となった。マーシャル・プランの買付けによる対欧輸出は全輸出の三〇％台を占め、とくにガット体制に逆行する輸入制限による保護措置を求めていた過剰農産物（四年間で三八億ドル）が大量に処分された。[24]

表 4-2　戦後アメリカ経済の諸指標

年	GNP (1929年＝100)	卸売物価指数 (1926年＝100)	輸出金額 (1923-25年＝100)	失業率 (%)
1945年	118	105.8	106	1.9
1946年	126	121.1	126	3.9
1947年	141	152.1	148	3.6
1948年	149	165.1	186	3.4
1949年	151	155.0	173	5.5
1950年	152	161.5	228	5.0
1951年	165	180.4	282	3.0

出所：*Historical Statistics of the United States: Colonial Times to 1957*, pp. 73, 139, 143, 541.

表 4-3　1930～50年代アメリカ経済の景気循環

好況期				不況期			
底	ピーク	期間(月)	振幅(%)	ピーク	底	期間(月)	振幅(%)
				29年8月	33年3月	43	75.1
33年3月	37年5月	50	63.7	37年5月	38年6月	13	45.4
38年6月	45年2月	80	72.7	45年2月	45年10月	8	41.0
45年10月	48年11月	37	14.7	48年11月	49年10月	11	17.5
49年10月	53年7月	45	23.9	53年7月	54年8月	13	14.3
54年8月	57年7月	35	13.9	57年7月	58年4月	9	22.7

出所：Bert G. Hickman, *Growth and Stability of the Postwar Economy*, 1960, pp. 24-25.

したがって、ペーターソンがいうように、対欧援助がなければ、一九四八年後半に到来して朝鮮戦争の直前までつづいたリセッションは、より深刻な衝撃をもたらしたかもしれない。[25]

アメリカは社会主義市場を失った代わりに、統合された西ヨーロッパ市場を成立させることに成功した。それは、ひきつづいて、アメリカの主導下における西欧の政治的・軍事

的統合を可能にさせるものであり、鉄のカーテンを境とする東西両陣営の対決態勢に移行する。

三　対独占領政策の転換

ドイツの潜在的工業力をマーシャル・プランによるヨーロッパの復興に活用しようとするアメリカの構想は、対独占領政策の根本的な転換を意味した。そして、冷戦の文脈のなかにおける対独政策の転換が、同じようにアメリカの占領下にあった日本に対するパラレルな政策転換に転移するのは自然であった。

こうした連関を念頭において、大戦の終結から一九四八年ごろに至るアメリカの対独占領政策の推移を概観しておきたい。

ところでアメリカ（および連合国）のドイツに対する占領政策を日本と比較すると、(1)非軍事化、(2)非重工業化、(3)非ナチ化、(4)民主化、として要約される基本目的の面では、ほぼ共通しているが、占領の体制や機構面では大きな差異があった。すなわち、日本が実質的にアメリカの単独占領下にあったのに対し、ドイツは米、英、仏、ソ四ヵ国の共同管理と分割占領下におかれ、さらに日本では日本政府を通じる間接統治方式がとられたのに対し、ドイツでは中央集権的政府機構が解体され、四ヵ国占領軍の直接軍政が施行されたのである。

もっとも、経済政策については、早くから四ヵ国管理理事会で全ドイツを一単位として運用する方針が合意されていたが、終戦後一年も経たないうちに、賠償問題その他で西側三ヵ国とソ連の主張は、ことごとに対立するようになり、バーンズ国務長官のスツットガルト演説（一九四六年九月）に前後して、アメリカは西側占領地区を統合し、独自

表 4-4　ドイツに許容された工業水準

	日付(年・月)	一般水準(1938年＝100)	鉄鋼年産能力(万トン)	撤去工場数
C.フーバー案(米)	1945. 10	74	780	
四カ国協定	1946. 3	55	580	1,546
英米協定(英米地区のみ)	1947. 8	70	1,070	859
英米仏三国協定	1949. 4		1,330	700

出所：John H. Backer, *Priming the German Economy*, Durham, 1971, Chapter Ⅲ.

表 4-5　ドイツ工業生産の推移　(1936年＝100)

月＼年	1946	1947	1948	1949	1950
1	27	31	49	81	93
4	31	39	56	85	103
7	38	42	60	87	111
10	40	46	76	97	132
年平均	34	40	63	90	114

(注)　米英地区のみ.
出所：Henry C. Wallich, *Mainsprings of the German Revival*, New Haven, 1955, p. 35.

の政策展開を進める方向に転じた。米ソ冷戦の開始は、こうした動きをいっそう促進し、一九四七年七月、アメリカは悪名高いJCS―一〇六七を撤回し、新指令JCS―一七七九を発して、懲罰的改革に代えドイツの「安定的政治・経済条件の確立」を実現するための新たな目標を示し、とくに経済政策面において、つぎつぎと緩和措置をとりはじめた。

その結果、ソ連との対立はいよいよ強まり、一九四八年四月以降、通貨改革の実施をめぐる論争から、管理理事会は機能を停止し、ソ連はベルリン封鎖を断行して、東ドイツ地区と西側地区の交流は断たれた。

アメリカは大量の輸送機を動員した、いわゆるベルリン空輸作戦で応じ、翌年五月、三二三日間にわたった封鎖は解除され

たが、まもなく九月にドイツ連邦共和国(西ドイツ)、一〇月にドイツ民主共和国（東ドイツ）がそれぞれ成立して、ドイツの東西分裂体制は固定化された。

独立によって、西ドイツは三カ国の高等弁務官による民政へ移行したが、完全に主権を回復したのは、日本より三年おくれ、一九五五年五月となった。

ここで西ドイツ地区における占領政策の過程を詳しく記述するのは紙数が許さないので、対日政策とパラレルな関連をもつ経済政策の展開について数例を紹介するにとどめたい。

(1) 賠償と工業水準[26]……ポツダム協定によって、ソ連はその占領地区から、その他の連合国は米英仏三国の占領地区から現物による賠償を取り立てるほか、ソ連はさらに西側地区よりその一〇%を無条件に、一五%を食糧等と交換で追加取得する原則が合意されたが、総額（ソ連の要求は一〇〇～二〇〇億ドル）については一致をみなかった(ドイツの在外財産は所在国が没収した)。占領の開始にともない、実施の細目は四カ国管理理事会の手に委ねられ、まず取立ての前提となる「平時におけるドイツの工業水準」の設定が検討された。そして一九四六年三月に、一九三八年レベルの五五%を許容する線で合意が成立し、一五四六工場(プラント)が賠償撤去用として指定されたほか、軍需工業を中心とする広範な産業部門の再開が禁止または制限された。

しかし、ガリオア援助の開始によって、第一次大戦後と同様に賠償の肩代りを引き受ける形になるのを好まなかったアメリカは、ソ連に引き渡すための撤去計画を遷延し、一九四七年一月米英地区の「統合」(bizonia)が成立したのち、工業水準の許容枠を次つぎに緩和し（表4－4参照)、撤去工場の数も一九五〇年までに数次の改定を加えた結果、最終的には七〇〇を割り、一部の撤去分を除いて西側地区の賠償は事実上打ち切られてしまった。

(2) 農地改革[27]……東ドイツ地区ではソ連の占領直後に徹底した土地改革が実施され、ユンカーの大土地所有は無償の没収という形で分解させられた。西側地区には大地主は少なかったが、一応ポツダム協定に沿って一九四六～四七年にかけ、一〇〇ヘクタール以上の地主保有地を強制売却させる法律が成立した。しかし、改革の実施は不徹底に終わり、一九四九年に入っても、結果的に戦前期と大差のない状態のまま中絶した。

(3) 経済力集中排除[28]……JCS－一〇六七は、「すべてのカルテル……カルテル類似」の禁止（第二部第三六項）と「ドイツ産業の所有権と支配力の分配」（同第三七項）の実施を規定し、ポツダム協定も一般にデカルテル政策 Decartelization の名で知られる独占体の解体と経済力集中排除方針の採用を確認し、四カ国管理理事会で具体的な適用基準の作成に入った。とくにアメリカ軍政部では、司法省から派遣された反トラスト専門家たちの手によって、日本の独禁法と集中排除法に相当する法律第五六号 Law 56 の立法作業が進められ、一九四七年二月、米英地区で公布された。しかし、戦前から対独投資の有力な金融業者であったディロン・リード商会の出身でアメリカ軍政部経済部長のドレーパーは、当初から、デカルテルおよびデナチフィケーション政策の実施はドイツ経済の自立を阻害する、という理由で反対をつづけ、とくに一九四六年夏以降は本国財界の支援をうけて、集排政策を逐次骨抜きにすることに成功した[29]。

またルールの炭坑を接収した労働党政権下のイギリスは、大企業の公有化を促進するという別の観点から、必ずしもデカルテル政策の厳格な適用に協力しなかった。

こうして一九四七年五月、陸軍省が派遣した実業家グループは、早くも法律第五六号への「厳格な固執」はド

イツの復興を阻害すると認め、政策実施の延期または法改正を勧告し、SCAPのウエルシュに劣らぬ熱意で集排政策を進めていた反カルテル課長のマーチンは辞任した。七月に発出されたJCS―一七七九は、形の上では集排政策の継続を指示していたが、二年後の四月に提出されたファーガソン・レポートが「不成功の原因探究」を強調したときまでに、集排政策は、実質的に放棄されていた。このように、ドイツにおける集排政策も不徹底のままに中断したが、それでも、資産三〇億ドルと称された国際的な巨大独占体のIGファルベンは五二社に分割され、日本では手を触れられなかった銀行についても、六大銀行の分割がまがりなりにも達成されたのであった。

(4) 通貨改革[30]……軍政下のドイツでは、日本と同じように、終戦直後から生産不振、インフレ、ヤミ、飢餓、失業の典型的悪循環が始まり、経済不安が深刻化するのを憂慮した占領軍は早くから通貨改革の準備を進めていた。一九四六年五月アメリカ軍政部のドッジ財政部長がまとめてクレー軍政副長官に提出した改革案は、起草者たちの名をとって、一般にコルム＝ドッジ＝ゴールドスミス案と呼ばれている。

それは、四カ国の合意のもとにナチス戦時財政の影響を清算する前提で、(1)預金の封鎖をともなう新通貨の発行と一〇対一の価値切り下げ、(2)ナチス国家債務の切捨、(3)累進的財産税の創設、(4)所得再配分のための固定資産税創設、(5)単一為替レートの設定、等を骨子とするもので、賃金、物価水準の調整（実質的な凍結）や軍票発行の中止とあわせて、インフレ高進の根を断とうとするかなりドラスチックな構想であった。それは通貨価値の切下げを除くと、同じ時期に日本政府が企てた金融緊急措置と類似した発想に立っていたといえよう。

しかし、軍票マルク Allied Military Mark の濫発によってドイツ経済の把握に乗りだしていたソ連との間に

了解が成立せず、通貨改革は予定より二年おくれて一九四八年六月、西側三カ国だけで実施された。通貨の切下げ率が旧ライヒス・マルク一〇に対し新ドイツ・マルク〇・六五と修正され、技術的に困難な固定資産税の賦課が延期されたほかは、ほぼコルム＝ドッジ＝ゴールドスミス案の勧告に沿うものであった。これに対し、ソ連は報復としてベルリン封鎖で応じ、東ドイツ地区で独自の通貨改革を実施した。西側地区の通貨改革は、ドッジが「ほとんど信じられないほどの変化[31]」と自賛したような好影響を西ドイツ経済にもたらした。すなわち、改革後半年以内にインフレの進行は停止し、工業生産は上昇に移り、貿易も拡大して「西ドイツ経済の奇蹟」を達成する跳躍点となったのである。

(5) 銀行改革[32]……クレー将軍から「健全で、かつ非中央集権的な銀行制度」(Sound decentralized banking system) の創設を依頼されたデトロイトの銀行家ドッジ財政部長は、アメリカの連邦準備制度 Federal Reserve System と商業銀行制度にならった改革案を準備したが、フランス、イギリスはアメリカ方式の導入に反対したので、アメリカは一九四七年一月、とりあえずアメリカ占領地区だけで改革を実施した。それは各州（ラント）ごとに地区準備銀行 District Bank に相当する中央銀行を新設し、各界から選出された代表委員会の監督下で運営する、という方式であった。同時にデカルテル法の対象となった六大銀行の支店も独立して、それぞれ新規の銀行となった。この方式は逐次西側の他地区でも採用され、一九四八年三月西側地区共通の中央発券銀行として、レンダー・バンク Bank Deutscher Länder が発足した。

(6) 貿易と援助[33]……終戦と同時に停止した外国貿易は、まもなく各占領区司令官の統制下に細々と復活したが、食糧を中心とする極端な入超となり、その差額は援助によって補塡された。プレガリオアおよびガリオアによる食

表 4-6　ドイツの輸出入

（単位：100万ドル）

年	輸入			輸出	入超
	援助ベース	商業ベース	計		
1945（8～12月）	64	32	96	52	44
1946	468	221	689	201	488
1947	606	243	843	315	528
1948	1,026	562	1,588	642	946
1949	956	1,281	2,237	1,123	1,114
計	3,120	2,339	5,453	2,333	3,120

出所：Wallich, *op. cit.*, p. 230.

表 4-7　ドイツに対する連合国の援助

（1954年10月まで）

（単位：億ドル）

総計	44（うち，英8，仏0.15）
うち　マーシャル援助等	20
うち　ガリオア援助	17
FY 1946—47	1.9
1947—48	4.6
1948—49	4.9
1949—50	3.9

出所：Wallich, *op. cit.*, pp. 355-56; Backer, *op. cit.*, p. 57.

糧援助は、日本の場合と同じく、一九四六年春、食糧視察団の助言とクレー軍政副長官の要請によって開始されたが、統計の不備もあって、食糧危機が実態以上に誇張されたのも共通していた。一九四七年米英地区の統合にともなって合同輸出入機関 Joint Export and Import Agency が創設されたが、いぜん民間貿易は禁止され、複数為替レートによる占領軍ベースの盲貿易がつづいた。通貨改革にさきだつ一九四八年四月に、一マルク対〇・三ドルという高目の単一為替レートが設定された。それは、生産復興のために輸入を先行させようとする政策的配慮に基づいて算定されたものであるが、一九四九年九月のポンド切下げに対応して一マルク対〇・二三八ドルの新レート（二〇・六%の切下げ）に変わり、以後一般経済条件の好転を背景として輸出は増大した。

このようなアメリカおよび西側連合国の対独政策を対日政策と比較すると、ほぼ同じようなサイクルで、平均して一年ぐらい先行しつつ推移したといえそうである。それは占領開始の前後におけるワシントンの政策形成者が共通で

図 4-1　連合国およびアメリカの対独軍政機構（1946年春）

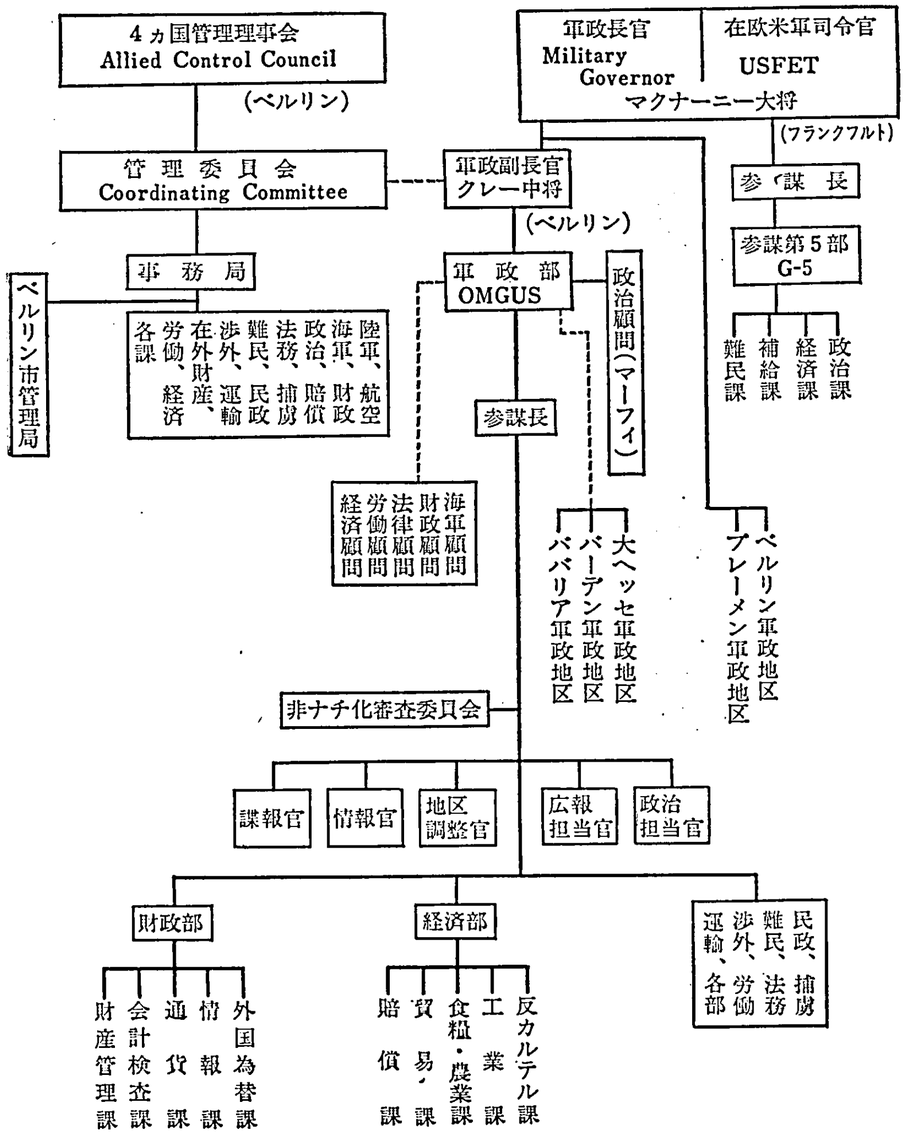

（注）USFET＝U. S. Forces Europe Theatre
OMGUS＝Office of Military Government of U. S.

出所：Carl J. Friedrich, *American Experiences in Military Government in World War II*, pp. 418, 424.

あり、しかも後発した対日政策は先行した対独政策の先例を踏襲することが少なくなかったこと、最高司令官（マッカーサー、アイゼンハワー＝クレー）の個性差にもかかわらず、ドッジやドレーパーに代表されるように、共通の改革者が登場したこと等の事情を考慮すれば、当然であったといえよう。

それにしても「ヨーロッパ経済はドイツなしでやっていける」[34]（ハリー・D・ホワイト）と断じたアメリカが、三年もたたないうちに「もし西洋文明がヨーロッパで生き残ろうとすれば、ドイツの復活は必要である」[35]（フーバー報告書）と急変したのは、米ソ冷戦の展開という国際環境の変化を抜きにしては考えられぬことであった。

それはアジアの冷戦環境における日本の運命に、いかなる変化をもたらすのであろうか。

四　アジアの冷戦

ヨーロッパにおける冷戦は、ベルリン封鎖の危機点を越えたのち、東西両陣営は、NATO対ワルシャワ条約機構という集団安全保障体制によるそれなりに安定した長期対峙の態勢へ移行し、アメリカは西欧を共産主義の支配から防衛することに成功した。

しかし、アジアを舞台とする冷戦は、国共内戦にひきつづく中華人民共和国の誕生、南北朝鮮の分裂、東南アジアにおける反植民地運動の拡大を経て朝鮮戦争の勃発を迎え、アメリカが戦後のアジアに期待していたイメージは、つぎつぎに崩れていった。

とくに戦後アジアの中心勢力として育成してきた中国を失ったことは、アメリカにとっては深刻な幻滅であり、その強烈なフラストレーションは、マッカーシー旋風に代表されるヒステリックな国内的反動すら呼び起こした。[36] そして「中国喪失の神話」は、かえってアメリカの理性的後退をもたらさず、アーネスト・メイが「歴史的教訓に対する誤った固執」[37]と呼んだように、ドミノ理論を援用した朝鮮やベトナムでの軍事的介入へエスカレートする誘因となったのである。

すでに第一章で観察したように、第二次大戦前後における中国ほど、国際政治における虚構と現実のジレンマを典型的に表現していた例はなかったであろう。すなわち、中国は形の上では四大国の一つとして遇せられながら、戦後アジアの政治配置を画定したヤルタ協定には招聘されず、自国の主権変更をもふくむ米、英、ソ三国の了解事項を事後的に承諾させられたのであった。

表 4-8　日独両国における占領諸指標の比較

項目	ドイツ	日本
占領の開始	1945年5月	1945年8月
新憲法の制定	1949年5月	1946年11月
第1回総選挙	1946年1月	1946年4月
戦争裁判終結	1946年10月	1948年12月
パージ指令	1945年7月	1946年1月
自衛力の創設	1955年5月	1950年7月
占領政策の転換	1947年7月(JCS 1779)	1948年10月(NSC 13/2)
経済パージ指令	1945年10月	1947年1月
集排法の制定	1947年2月	1947年12月
集排政策の中止	1947年5月	1948年秋
銀行改革	1947年1月	
農地改革の開始	1946年9月	1946年10月
民間貿易の再開	1948年12月	1947年8月
単一為替レート設定	1948年4月	1949年4月
通貨改革(インフレ終結)	1948年6月	1949年4月
工業生産の戦前水準突破	1950年春	1950年秋
占領の終結	1949年9月(民政移行) 1955年5月(主権回復)	1952年4月

いわゆるヤルタ体制の成立は、アメリカの太平洋における優越、ソ連の北東アジアへの進出、イギリス等の東南アジアへの復帰を枠づけていたが、中国は実質的には米ソ間の将来の争奪対象として残されたともいえる。[38]

この争奪戦は、早くも半年後日本の降伏による混乱に乗じて開始された。ソ連の対日参戦と、ひきつづく南下進撃によって満州、朝鮮、華北が席巻される形勢になるのを見たアメリカは、日本軍の武装解除を援助するという理由で海兵隊を華北に急派し、この方面に有力な地歩を築いていた中共軍が、国府軍に代わり勢力拡大をはかるのを牽制した。大戦中、日本軍の非占領地域の内外にわたって割拠対峙していた国共両軍は、日本軍の引揚げにともなって生じる広大な空白地区の争奪をめぐって、新たな抗争を開始しつつあった。

ヤルタにおいては、国府政権の正統性が保証されていたとはいえ、アメリカは現実には中共の勢力拡大に対する有効な阻止手段を見いだせず、またソ連が中共を支援して東ヨーロッパと同じように全中国の共産化をはかっているのではないか、という疑惑をぬぐえなかった。加えて、国務省の中国専門家の間でも、中国の分裂は不可避であるとの前提に立って、国府政権への無条件援助により中ソ共産ブロックの成立を阻止しようとする介入派と、いぜんとして米ソの協調を前提に、統一中国の実現を達成しようとする非介入派の複雑な対立がからみ、明確な政策を打ち出すのが困難になっていた。[39]

そして、一九四九年一〇月の中共制覇に至るまで、アメリカが現実にとった政策は、計約二〇億ドルの経済および軍事援助をなしくずし的に国府政権へ注入する、という限定介入であった。

それでも、一九四五年末から国共内戦を調停するため一年近く滞在したマーシャル特使一行は、巨額の援助を国府政権の内部改革に活用して国民の支持を回復させようと努めた。しかしこうした努力もほとんど効果をあげえず、蔣

政権の「政治的腐敗」と経済政策の失敗によるインフレの高進は、農民層だけでなく財界人、知識人層の支持を急速に失わせ、人心は漸進的改良主義のポーズをとっていた中国共産党にひきつけられていった。[40] また数的にも装備的にも中共軍に優越していた国府軍は、軍事顧問団長バー将軍が痛烈に批判したように、「完全な戦意の喪失に導いた世界でもっとも劣悪な統率力と、その他多くの士気を破壊する要素」[41]に蝕まれ、戦略上の過失とあいまって、一九四六年末に再開された内戦で連敗を重ねるばかりだった。

内戦は一九四九年になると末期的段階に入り、ソ連軍の撤退（一九四六年春）後数度にわたって争奪を繰り返した満州は、同年二月最終的に中共軍の手中に入り、四月には首都南京が落ち、蔣政権は翌月、中国本土を放棄して台湾へ移った。そして一〇月一日には中華人民共和国が成立した。

こうした地すべり的な国府軍の崩壊は、アメリカ軍部にも深刻な危機感を与えずにはおかなかった。リーヒ統合参謀本部議長は、日本が非武装状態なので、中国はアジアにおけるソ連の膨張を阻止しうる唯一の反対勢力であるから、ひきつづき効率的な援助を続行すべきであるが、そうしても潮流を変えることは困難であろう、[42] と論じ、バー将軍は「アメリカ軍の投入をふくむ無制限の援助のみしか打つ手はないが、それは勧告できない」[43]と焦慮していた。

対岸の日本から中国の事態を注視していたマッカーサーは、一九四八年三月イートン下院議員に「平和的、友好的な中国の存在は、世界平和にとって深甚な重要性をもっている」[44]と述べたが、同年一一月中共軍の秋季大攻勢が成功しつつある情勢のなかで、大要つぎのような判断と勧告を参謀本部に送った。[45]

(1)　ソ連が華北、揚子江口に軍事基地を獲得すると、米ソ戦に際しての極東アメリカ軍の地位は悪化する。

(2)　太平洋におけるアメリカの左翼防衛線は沖縄、グアム、フィリピンの線に後退してしまい、現行の作戦計画は

修正を必要とする。

(3) 極東アメリカ三軍の兵力は危険なほど少数であり、対ソ防壁の第一線となる日本のアメリカ軍兵力を増強する必要がある。

(4) 日本周辺におけるアメリカ空・海軍の増勢をはかるとともに、北海道の防備を強化するため、陸軍二個師団を駐留させる。

(5) アメリカ軍の指揮権が及ばない在日英連邦軍を撤退させる。

(6) 朝鮮からのアメリカ軍撤退に反対する。

マッカーサーによれば、中国大陸の新情勢によって「アメリカの極東における軍事的地位は、計算された許容線をはるかに上まわる危険にさらされている」のであった。

しかし、国府軍に対する武器援助の七〇%が中共軍の手に渡っていく実情に手を焼いていた軍中央部は、さすがにマッカーサー流の単純な対決主義にくみすることはできなかった。当時参謀本部の知嚢と目されていたウェデマイヤー将軍（作戦部長）は、一九四七年夏二度目の極東視察旅行から帰って、成功の見込みがないアメリカ軍の直接介入に鋭く反対し、あわせて防衛の困難な南朝鮮からの撤退を提言していた。[46]

統合参謀本部の見積りによれば、ソ連はまだ第二次大戦の痛手から完全に回復できず、その経済力はヨーロッパ戦線をささえるのが限度であり、しかもマーシャル・プランの成功で西ヨーロッパ侵攻が困難になったので、直接軍事力による前進は避け、極東、中東、旧植民地地域に対する「平和的浸透」(peaceful penetration) 戦術を進めるもの、と予想していた。[47]

ヨーロッパ正面における均衡の回復を背景として、国府政権に対する挫折感は、一時的には軍部にアジア大陸からの後退戦略を決意させる方向に働き、一九四九年三月、国家安全保障会議（NSC）は南朝鮮に駐留するアメリカ軍の撤退を正式に決定した。[48]

アチソン国務長官も「中国白書」を公表して（一九四九年八月）、二〇億ドルの高価な失敗を率直に認めるとともに、中国の内戦から手をひいて、近い将来に予見される中ソ対立に期待する戦略を提唱したが、[49] 中共は劉少奇論文（四八年一一月）、毛沢東論文（四九年七月一日）等で、「向ソ一辺倒」による激しいアメリカ敵視の方針を宣明し、「中共チトー化」の夢は砕かれようとしていた。[50]

中国の喪失によって決定的となったアジアの冷戦環境のなかで、日本の占める戦略的地位は大きく変動した。アメリカにとって日本は、アジア大陸の周辺部における反共防衛線の中でもっともすぐれた地政的条件を占めていた。敗戦による破壊から立ち直っていないとはいえ、その人的、工業的、軍事的潜在力は、その他のアジア諸国の群を抜いていた。しかも占領軍の成功した統治下で、国民の大多数は親米、反共の政治路線を支持していた。中国をアジアの安定勢力として育成する見通しが立たなくなってきたアメリカにとって、それに代わる選択は日本以外にはなかった。

こうした認識は、SCAPとワシントンの現実主義者や反共論者の間ではかなり早い時期から台頭していた。たとえば、農地改革案の起草者でもあったSCAP外交局のフィアリーは、新憲法の草案が審議段階にあった一九四六年四月に「アメリカの対日安全保障政策についての再評価」[51]を試みた長文の意見書で、「米ソ戦は不可避であり、日本は将来における一戦場である」との前提に立って「日本がアメリカの想定敵国（ソ連）と結ぶ危険」を予防するた

め、改革政策を切りあげ、再武装を許し、日本をアジアの安定勢力として強化すべきである、と論じていた。

明らかに、フィアリーは日本が近い将来にアメリカとソ連（共産勢力）の間で争奪の対象になることを見通していた、といえる。

それは、敗戦直後の絶望のなかで、芳沢謙吉元外相が「せめて我国にいくらか有利なるやと思わるる点は、ソと米と東亜において競合牽制する情勢を生じることなり」[52]と期待したように、日本再生の活路を冷戦の拡大に見いだそうとする一部の現実主義者の志向にも合致していた。

五　早期講和の流産

アジアにおける冷戦体制の成立は、第二次大戦の戦後処理という線上で構想されていた対日早期講和の機会を押し流し、日本占領は予想以上に長期化することとなった。それが日本にとって好ましい結果であったかどうかは、にわかに判定しがたい。いずれにしても、一九四七年の早期講和をめぐる過程には被占領者である日本の意志が影響する余地はほとんどなく、アメリカおよび主要連合国の利害に沿って終始したことだけは確かであった。

あとからふり返ってみると、この段階における講和の成立は、いかにも過早にすぎたと思われるが、ともかく実現一歩前まで接近したのは、マッカーサー独特の信念に基づく推進によるところが少なくない。それが彼の権威主義や翌年の大統領選挙と、どのようにかかわっていたかは明確でないが[53]、マッカーサーが「歴史は軍事占領というものが……一定期間以上は効果をあげえぬと教えている」（一九四七年二月、議会に対するメッセージ）という明快な認識に立った早期講和論を、占領開始の直後から一貫して唱えていたのは事実であった。このような観点から眺めると、二・一ストに代表される国内的動揺は、占領の長期化が必然的に生み出す不協和現象であり、軍事占領の限界が近づいていることを示すものと解された[54]。

しかし、ワシントンの国務省は、まったく異なる視点から講和問題を観察していた。

バーンズ国務長官によれば、対日問題はアメリカが「太平洋における支配権」を確保しつづけるという目的の範囲でとらえるべきものであり、講和の成立後も、アメリカがひきつづき日本に対する影響を主導しうる方式でなければならなかった[55]。

また一九四六年秋、マッカーサーの要請[56]を受けて省内で編成された講和条約起草チーム（主任者の日本課長ボートンの名をとってボートン・グループと呼ばれた）の一員であったE・M・マーチン（日本朝鮮経済課長）は、対日講和をとりあげた契機について、

(1)　マッカーサーの熱望
(2)　短期占領を前提とした占領機構の不適合性
(3)　経済復興を促進するため日本国民の責任感を引き出す必要性
(4)　占領経費節減の要求

の四つをあげ、「平和的、安定的で自立した、しかも親米傾向」の日本を保障する条件は満たされているだろうか、と問いかけていた[57]。

彼らが危惧していたのは、非軍事化、民主化のための初期改革が完了していない段階で日本に独立を与え、しかも

極東委員会諸国との協調を崩さない枠組のなかで、アメリカの支配力を残していく条約が外交技術的に可能であろうか、という点にあった。

こうした制約条件のもとで起草されたボートン・グループの第一案が、バーンズ案として知られる二五年間の四カ国非武装条約案を「移し(キャリ・オーバー)かえ」[58]したに近い、厳格で懲罰的なものとなったのは避けられぬところであったろう。

なかでも日本に講和条約および非武装条約の履行を強制するため、極東委員会に代わる「管理理事会」(Control Council)と査察軍(Inspection Force)を置いて、二五年間にわたる監視を実施する構想は、形を変えた占領の継続に等しいものであった[59]。

ボートンは、一九四七年三月上旬未成の第一案を持って東京へ出張し、マッカーサーの見解を求めた。講和会議を同年夏に召集する点について意見は一致したが、調印後六カ月で全占領軍を撤退させることを考えていた元帥は、条約締結後における長期の駐兵ないし管理の継続には反対し、「最小限の査察」にとどめるよう主張した[60]。

ボートン来訪中の三月一九日、マッカーサーが記者会見で対日講和について発言したのを契機に、この問題は急速に展開していく。

極東委員会一一カ国を中心とする主要関係国も、当初は気乗り薄の気配であったが、六～七月にかけてアメリカの熱心な説得で、ソ連を除く一〇カ国が参加する意向を示した。

対日講和条約案は、一九四七年三月にワシントンからSCAPへ提示した第一案、SCAPの見解を取り入れて修正した八月五日付の第二案、四八年一月八日付の再修正案と、三段階になっているが、つぎに第二案の要点をかかげる[62]。

第一章　領土事項……日本領土の範囲、琉球、南千島をふくみ、小笠原、南鳥島を除外
第二章　政治的事項……民主的改革の続行
第三章　戦争犯罪人
第四章　中間的査察と援助 Interim Supervision and Assistance ……極東委員会諸国の代表による大使委員会 Council of Ambassadors とスタッフを日本に常任させ、必要な期間、条約事項の履行を監視する。占領軍は条約締結後六カ月以内に撤退する
第五章　非武装化と非軍事化 Disarmament and Demilitarization……軍隊保有、軍事研究、軍用および民間航空機保有の禁止、軍需的工業資材・商船隊の保有制限、大使委員会による監視、本章の規定は四カ国非武装条約と同一期間有効
第六章　賠償
第七章　連合国財産、権利等
第八章　その他の経済的事項……経済民主化改革の続行、アメリカの対日援助の返還等
第九章　(略)
第一〇章　(略)

全文は一〇章、五六条にわたる長大かつ詳細なもので、問題の第四章については、マッカーサーの意見を入れ、相当に緩和しているが、第五章との関連で二五年間の監視体制は事実上変わっていないともいえる。

しかし、参加国と議決方式をめぐる煩雑なやりとりののち、結局はソ連の反対と中国の対ソ同調によって、八月中

旬にサンフランシスコで予定された平和会議は順延され、翌年初めまでには、行きづまりのまま無期延期の形で立ち消えになってしまった。

米ソ間の対立点は、アメリカ案が主要な対日参戦国を網羅した極東委員会一一ヵ国の三分の二多数決で議決しようとするのに対し、ソ連は四ヵ国外相会議による予備討議の先行と、国連や極東委員会と同じような四大国拒否権の確保を固執したことにあった。

それは単なる手続上のかけ引きではなく、外相会議、極東委員会、対日理事会における数年来の深刻な体験を反映した争点であるだけに、歩み寄りの余地は乏しかった。

とくに、極東委員会でソ連の拒否権に悩まされ、中間指令権による単独行動を考慮しはじめていたアメリカは、八月ごろにはソ連の説得が成功しない場合に、いわゆる「片面講和」(separate peace) に踏み切るべきか否かについて慎重に検討した。[63] マッカーサーは最初から片面講和論者であり、英連邦諸国のなかでもっとも対日警戒心の強かったオーストラリアも、七月にエバット外相が訪日して以来急転して、ソ連の除外を支持するに至った。[64]

しかし、中国が中ソ条約の単独不講和条項を盾にしたソ連の圧力によってアメリカ方式を拒絶するに及び、早期講和の見通しは絶望的になった。一二月にワシントンへの出張から帰った民政局のハッセーは、「中ソを除いた平和条約はまったく考えられない。国務省も陸軍省にも今や楽観論は見られず、向う数年間講和はありえないとの判断が有力である」[65]と報告した。

ワシントンの対日講和に対する熱意が冷却したのは、中ソの脱落だけが原因ではなく、夏ごろからケナン政策企画部長らを中心に、国務省内部で早期講和に反対する有力な意見が台頭してきたからでもあった。すなわち、ケナンは

八月一二日、ロベット国務次官に提出したメモで、ジョン・P・デービスの分析を同封して、ボートン案の眼目になっている日本の非軍事化は、もはや現実的な課題ではなく、焦点は撤兵後における日本の安全保障、とくに共産主義の浸透に対する効果的な防衛策を講じることにある、と強調し、日本および太平洋地域に対する基本政策の再検討が終わるまで、対日講和問題をたな上げするよう提言した。[66]

ダンがいうように、一九四七年におけるアメリカの対日講和に対するアプローチは「冷戦型ではなくて第二次大戦型」[67]であり、日本軍国主義の復活を防止することが優先し、日本が独立を回復してアメリカ軍が撤退したのちの安全保障については、確実な配慮が加えられていなかった。

早期講和の動きを察知した日本政府がもっとも懸念したのは、この点であった。しかし、第九条をふくむ新憲法が発効した直後の時期であっただけに、生みの親であるマッカーサー以下の占領軍首脳は、国連依存という従来からの非公式発言を再確認しただけで、[68] 日本政府が動くのに警戒的であった。

七月末芦田外相は片山首相、西尾官房長官と協議したのち、かねてから外務省で進めていた準備研究に基づき、講和条約に対する日本政府の希望として、(1)国連加盟、(2)占領軍撤退後における警察力の増強、(3)経済活動に対する制限の除去、等をふくんだメモをアチソン外交局長とホイットニー民政局長に手交したが、ともに受領を拒絶されている。そこで芦田は、九月に休暇で一時帰国するアイケルバーガー中将に鈴木終連横浜事務局長の私案として、七月のメモに修正を加えたメモを託してワシントンへの伝達を依頼した。芦田メモは、日本の安全保障をアメリカへ依存する代わりに駐留アメリカ軍へ基地を提供するという、のちの日米安全保障条約に近い構想をはじめて提示していた。[69]

それは、マッカーサーの主張に逆行して、在日軍事基地の長期にわたる利用を希望していた統合参謀本部や、対日

政策を冷戦型に修正する作業を進めていた国務省ケナン・グループの志向に合致するものでもあった。

(1) Arthur M. Schlesinger, Jr., "Origins of the Cold War," *Foreign Affairs*, Oct. 1967, p. 27.

(2) 冷戦の起源と歴史に関する著作は数多いが、傾向としてはファイスの諸作品、マクネイル、ガッディス・スミス、ウラムらの正統派、フレミング、ウイリアムス、アルペロビッツ、コルコ、バーンシュタイン、ホロビッツらの修正主義派、ハーレ、ガッディス、ルーカスらの中間派に分かれる。ウイリアムスのウイスコンシン学派を中心とする修正主義派の解釈に対する批判は、Schlesinger, *op. cit.*; Robert J. Maddox, *The New Left and Origins of the Cold War* (Princeton, 1973); Hans J. Morgenthau, "Arguing about the Cold War," *Encounter*, May 1967; 永井陽之助「現代史の神話」(『中央公論・歴史と人物』一九七三年五月号)、麻田貞雄「冷戦の起源と修正主義研究」(『国際問題』一九七四年五月号) を参照。
なお、イギリスの正統派的見解としては、ホイラー・ベネットの John Wheeler-Bennett and A. Nicholls, *The Semblance of Peace: The Political Settlement after Second World War* (London, 1972). がある。
冷戦論争の焦点は、(1)ルーズベルトからトルーマンへの交代とアメリカの反ソ政策への転換の関連性、(2)ソ連の東欧政策とヤルタ協定の関連性、(3)一枚岩的な共産主義ブロックが存在したのか、(4)冷戦におけるスターリンの役割、等にあった。またトルーマン・ドクトリンの歴史的意義について、これをモンロー・ドクトリン、両大戦参戦に比すべき、画期的な外交政策の転換として重視するリンク (Arthur S. Link, *American Epoch*, N. Y., 1967.) に対し、むしろ第二次大戦における介入政策の延長としてとらえるスミス (Gaddith Smith, *Dean Acheson*, N. Y., 1972.) や、一九五〇年の朝鮮戦争を本格的な冷戦の起点と見るガッディス (John L. Gaddis, "Was Truman Doctorine a Real Turning Point?," *Foreign Affairs*, Jan. 1974.) らの対立がある。

(3) Dulles' Speech at the Inland Press Association, Jan. 29, 1947, Vandenberg MSS.

(4) Arthur Krock, *Memoirs* (N. Y., 1968), pp. 421-82.

(5) Ernest R. May, "*Lessons*" *of the Past* (N. Y., 1973), pp. 30, 41.

(6) Harry S. Truman, *Year of Decisions* (Garden City, 1955), pp. 555-58; John W. Spanier, *American Foreign Policy since World War II* (N. Y., 1971), pp. 32-34.

(7) George F. Kennan, *Memoirs 1925-1950* (Boston, 1967), pp. 375-83.
「誤解」された「封じこめ政策」に対する批判は、「冷戦」の名付親であるウオルター・リップマンによって一九四七年に展開された (Walter Lippman, *Cold War in the U. S. Foreign Policy*, N. Y., 1947.) が、それはケナン論文の真意とあまり隔りのないものであったという。このとき、リップマンは米ソ両軍のヨーロッパ大陸からの相互撤退を提案したが、ケナンものちに同じ趣旨の「引きはなし政策」(Disengagement Policy) を提唱するようになる。

(8) 一九四四年一〇月、チャーチルがスターリンに有名なパーセンテージ協定で東欧、バルカン諸国の勢力範囲分割を提案したとき、他の諸国についてはソ連に五〇%以上を認めたが、ギリシャだけは例外で九〇(イギリスその他)対一〇(ソ連)となっていた。ソ連はその後事実上東欧、バルカン諸国を一〇〇%自己の勢力圏とみなして行動し、自由選挙を通じる政権の樹立というヤルタ協定の了解を無視した。それだけに、ギリシャの失陥はイギリスにとってもたえがたい苦痛であり、アメリカに肩代りを要望することになった (Wheeler-Bennett, *op. cit.*, pp. 558-64.)。

(9) *Ibid.*

(10) Truman to Byrnes, Jan. 5, 1947, Truman, *op. cit.*, pp. 551-52.

(11) NSCの任務は、同法 (および一九四九年八月の改正) によって「軍と他の国家諸機関との協力をより効率化するための国家安全保障に関する内政、外交、軍事政策の統合」について、大統領へ助言すること、とされていた。正規のメンバーは当初大統領、国務長官、国防長官、陸海空三軍長官、国家安全保障資源委員会 National Security Resources Board (資源動員を担当) 議長 (のちに三軍長官がはずされ、副大統領が入った) で、別に事務局をおいた (*U. S. Government Manual 1948.*)。

(12) 政策企画部は一九四七年五月五日に編成され、初期のスタッフにはジョンソン (元ウイリアムス大学教授)、ラインシュタイン (エコノミスト)、ジョン・P・デービス、アダムス、ボーンスティール陸軍大佐 (のち南朝鮮駐屯軍司令官) らがいた。のちにハーバート・ファイス、ルイス・J・ハーレらが加わる (Kennan, *op. cit.*, pp. 328, 468.)。

(13) ブレトンウッズ体制の成立史については、J. K. Horsefield, *The International Monetary Fund 1945-1965*, Vol. I; Chronicle (Washington, 1969); E. F. Penrose, *Economic Planning for the Peace* (Princeton, 1953); 堀江薫雄『国際通貨基金の研究』、一九六二年、を参照。

(14) Thomas G. Paterson, "The Quest for Peace and Prosperity," B. J. Bernstein (ed.), *Politics and Policies of the Truman Administration* (Chicago, 1970), p. 82.

(15) Lloyd C. Gardner, *Economic Aspects of New Deal Diplomacy* (Madison, 1964), pp. 106-07.

(16) *Ibid.*, pp. 315-16.

(17) Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy* (N. Y., 1956), p. 295.

(18) *Fortune*, June 1948, p. 3.

(19) S. E. Harris (ed.), *Foreign Economic Policy for the U. S.* (Cambridge, 1948), pp. 79-82.

(20) Thomas G. Paterson, *Soviet-American Confrontation* (Baltimore, 1973), pp. 210-11; Library of Congress, *U.S. Foreign Aid* (Greenwood, 1959), p. 35.

(21) Louis J. Halle, *The Cold War as History* (N. Y., 1967), p. 129.

(22) Kennan, *op. cit.*, p. 323.

(23) Harris, *op. cit.*, p. 305.

(24) Hadley Arkes, *Bureaucracy, the Marshall Plan and the National Interest* (Princeton, 1972), p. 261.

(25) Paterson, "The Quest for Peace and Prosperity," p. 95.

(26) 全般的には、John H. Backer, *Priming the German Economy: American Occupational Policies 1945-1948* (Durham, 1971), Chapter III; Lucius B. Clay, *Decision in Germany* (Garden City, 1950), pp. 322-25; D. L. Mansfield, "The Evolution of United States Policy toward German Reparations" (unpublished Ph.D. dissertation, Univ. of Denver, 1973), Part III; Herbert Feis, *Between War and Peace* (Princeton, 1960); Bruce Kukulick, *American Policy and the Division of Germany: Clash with Russia over Reparations* (Ithaca, 1972). を参照。

(27) Clay, *op. cit.*, p. 269. 北村次一『戦後ドイツの政治と経済』一九七三年、第二部第五章。

(28) James S. Martin, *All Honorable Men* (Boston, 1950); Martin, "Germany's Cartels Are at It Again," *New Republic*, Oct. 6, 1947; W. Friedmann, *The Allied Military Government of Germany* (London, 1947), pp. 147-49; Garlands S. Ferguson, "Report to the Secretary of Army," Apr. 15, 1949; Clay, *op. cit.*, pp. 326-31.

(29) 大戦末期、司法省と国務省の反トラスト専門家にとっては、ドイツの国内カルテルだけでなく、IGファルベン以下の巨大な国際カルテルを解体することが、目標となっていた。とくに戦前から深まっていた米独企業間の国際カルテル関係を打破するのが、一つの課題であった。司法省出身のマーチンは、アメリカ軍政部の反カルテル課長として一九四六年八月、持株会社、株式結合、特許権等で強力に結びついていた独占体を解体し、さらに、約八五の大企業を分割しようとする集排法の原案をクレー将軍に提出した。集排の適用基準は従業員三〇〇〇人以上、当該分野の生産占拠率二五%以上とされ（最終的には一〇〇〇人以上と修正）ていたが、ドレーパーの強烈な抵抗で骨抜きにされ、一九四七年五月マーチンの辞職となる。この対立過程でクレー将軍は中間的立場をとっていたが、JCS指令を半公然と無視するドレーパーには手を焼いて、著書のなかで「不忠誠（ディス・ロイヤル）」な軍人と非難している (Martin, *op. cit.*; Clay, *op. cit.*, p. 230.)。

(30) Memo, Colm-Dodge-Goldsmith Plan, Apr. 8, 1946, State Dept.; Friedmann, *op. cit.*, pp. 201-03; Henry C. Wallich, *Mainsprings of the German Revival* (New Haven, 1955), pp. 255-56; J. Kolko and G. Kolko, *The Limits of Power*, pp. 142, 173; Fred H. Klopstock, "Monetary Reform in Western Germany," *The Journal of Political Economy*, Aug. 1949. エイドルフ・J・ウォーナー「アメリカの対独占領政策の展開—通貨・金融政策を中心として—」（一九七一年一一月、「財政史ニュース」特別第三号、日本銀行調査局『通貨改革とドイツ経済』（調査特別第一〇号、一九四九年四月）二六—三四ページ、宮田喜代蔵『第二次大戦後の西独通貨改革』、一九六七年、を参照。

(31) Wallich, *op. cit.*, p. 71.

(32) Clay, *op. cit.*, pp. 203-04; Backer, *op. cit.*, p. 166; ウォーナー前掲論文。

(33) Wallich, *op. cit.*, pp. 346-57; "Hoover Report to the President of the U. S.", Feb. 26, 1947, Polloch Papers; Nicholas Balabkins, *Germany under Direct Controls* (New Brunswick, 1964), Chapter 3; エアハルト、有沢広巳訳『ドイツ経済の奇蹟』、一九五四年、第四章。

(34) H. D. White memo, "Is European Prosperity Dependent upon German Industry?", Sept. 7, 1944, White MSS.

(35) Hoover Report to the President of the U. S., Eeb. 26, 1947.

(36) マッカーシー旋風については、Alan D. Harper, *The Politics of Royalty* (Westport, 1969); Earl Latham, *The Communist Controversy in Washington* (Cambridge, 1966); Athan Theoharis, "The Escalation of the Loyalty Program," Bernstein

(ed.), *Politics and Policies of the Truman Administration*; Richard M. Freeland, *The Truman Doctrine and the Origins of McCarthyism* (N. Y., 1972). を参照。

(37) May, *op. cit.*, Preface.

(38) ヤルタ協定では大西洋憲章の精神を尊重して、ソ連の取得する権利を除き、勢力範囲圏の分割は明確には規定されなかった。それに代わる過渡的・折衷的方式として、アメリカは大国または国連による信託統治方式を広範に導入しようとした。旧日本領南洋群島もその一つであり、一九四七年国連の信託統治下に入ったが、実質的にはアメリカが完全な支配権を行使することになった。イギリスはフランス、オランダの利益をも代表して太平洋におけるアメリカの優越を承認する代わりに、東南アジアの旧植民地に対する宗主権の復活を確保することに関心を集中した。

すでに大戦中日本軍の占領下で部分的な民族独立を経験していたこの地域では、復帰してきた旧宗主国への抵抗運動が高まりつつあり、イギリスは、アメリカや中国が戦時中に宣伝していた反植民地主義の影響力が強まるのを警戒していた。この点については、Akira Iriye, *Cold War in Asia* (Englewood Cliffs, 1974), pp. 69–70, 85–88. を参照。しかし、インドネシア、インドシナにおける独立運動の拡大、マラヤ・ゲリラの伸張等に手を焼いた旧宗主国に代わり、アメリカは冷戦の一環として、逐次東南アジアへの介入政策にコミットしていく。

(39) 国務省の極東局でも見解は分裂し、中国課長のドラムライトと極東局長のヴィンセントが介入派と非介入派をそれぞれ代表していた (Iriye, *op. cit.*, pp. 116–18.)。

(40) Spanier, *op. cit.*, pp. 76–80.

(41) Dean Acheson, *Present at the Creation* (N. Y., 1969), p. 305.

(42) Memo on NSC 22/1, Leahy to Forrestal, Aug. 5, 1948, *FRUS 1948*, VIII, pp. 133–35.

(43) Gen. Barr's Telegram of Dec. 18, 1948, *FRUS 1948*, VIII., p. 236.

(44) MacArthur to Dept. of Army (Wedemeyer) C 65590, Nov. 20, 1948, JCS file.

(45) *Ibid.*

(46) Report to the President, Sept. 19, 1947; Albert C. Wedemeyer, *Wedemeyer Reports* (N. Y., 1958), Appendix VI.

(47) この見積りは、一九四八年四月のソ連軍事力について陸軍約三〇〇万（三〇日以内に一〇〇〇万人の動員可）、空軍一万四〇〇〇機、五〇万人、海軍六〇万人、戦艦三、巡洋艦九、駆逐艦九七、潜水艦二六一の数字をかかげ、工業生産力は一九四〇年レベルまで回復したが、ピークの一九四二～四三年には達していない、としている (Forrestal Diary, Oct. 21, 1948, Princeton Univ. Library.)。

(48) 一九四五年一二月のモスクワ外相会議は、南北朝鮮の統一と、四カ国による五年間の信託統治について合意したが、すでに既成事実となっていた南北の分裂は変わらず、米、ソはそれぞれ李承晩、金日成を首班とする臨時政権を樹立した。四八年一月、国連の決議に基づき、統一自由選挙を実施するため、国連朝鮮委員会が派遣されたが、結局南朝鮮だけの実施に終わり、八月に南朝鮮が独立を宣言し、北朝鮮も翌月、これにつづいた。

この間、アメリカは四八年四月のNSC決定で南朝鮮からの撤退方針を内定し、九月から一部の撤退を開始、四九年六月末に全部の撤兵を終わり、ムチオ大使のもとに五〇〇人の軍事顧問団（KMAG）だけが残って韓国軍の訓練、援助等に当たった (Cho, *Korea in World Politics, 1940—1950*. 神谷不二『朝鮮戦争』、一九六六年、を参照)。

(49) Acheson, *op. cit.*, pp. 302–03, 327–28.

(50) Iriye, *op. cit.*, p. 168. 衛藤藩吉編『アジア現代史』、一九六九年、七四—七五ページ。

(51) Robert A. Fearey Memo, "Reappraisal of U. S. Security Interests and Policies in regard to Japan," Atcheson to Secretary of State, Apr. 23, 1946, No. 384; Comment on Fearey's memo by John K. Emmerson, May 15, 1946, State Dept. file.

なおフィアリー・メモに四カ月おくれた四六年八月には、在モスクワ大使館のデービス一等書記官からも、ほぼ同一趣旨のメモが届いていた。しかし、エマソンのコメントが述べているように、日本の再武装は占領の基本政策と衝突することが明らかであり、こうした見解はこの時期の国務省では例外的であったといえよう (Davies Memo, Aug. 10, 1946; Memo by Emmerson, Oct. 9, 1946, *FRUS 1946*, VIII, pp. 285–86, 337–39.)。

(52) 深井英五『枢密院重要議事覚書』、一九五三年、四三六ページ、外務省『終戦秘録』、一九五二年、七七〇—七一ページ。

(53) マッカーサーは、対日講和を対独講和に先行させることを説き、ワシントンのヨーロッパ第一主義に対する反発ではないか、との推測を招いた。またマッカーサー自身が議長として東京に講和会議を召集することは、一九四八年の大統領選挙への出馬を意識した花道とみる向きもあった。

マッカーサーのかつぎ出しを画策していたのは、共和党右派でアメリカ第一委員会 (America First Committee) のリーダーであったロバート・E・ウッド（シアーズ・ローバック社長）、マクナイダー元将軍、フィリップ・ラフォレットらで、マッカーサー側近のフェラーズ将軍、イーストウッド大佐らが仲介役をつとめていた。マッカーサーは、一九四七年夏ごろから、これらの推進グループに、指名されれば出馬する意志のあることを伝えていたが、一一月ウッドからの帰国要請に対し、対日平和条約の交渉が停頓したので帰国できないこと、それが締結されるまで日本に留まる意向であることを明らかにした。しかし翌年三月、マッカーサーは改めて出馬の意志がある旨公表し、アイケルバーガー第八軍司令官に帰国後は後任に推すと約束さえしていた (Eichelberger Diary, March 7, 1947) が、一時盛りあがった人気は急速に凋落し、四月のウィスコンシン州の予備選挙、六月の共和党指名大会で大敗し、機会を失った (Howard B. Schonberger, "The General and the Presidency: Douglas MacArthur and the Election of 1948," *Wisconsin Magazine of History*, Spring 1974.)。

(54) Sebald, *With MacArthur in Japan*, p. 245.

(55) Memo, Byrnes to Truman, Feb. 27, 1946, *FRUS 1946*, VIII, pp. 150–51.

(56) マッカーサーが本国政府に対日講和条約草案の準備を申し入れたのは、一九四六年九月バターソン陸軍長官と東京で会談した時が最初であった (*FRUS 1946*, VIII, p. 326.)。

(57) Memo, Martin to Borton, Sept. 26, 1946, *FRUS 1946*, VIII, pp. 328–29.

(58) John K. Emmerson, *Arms, Yen and Power: Japanese Dilemma* (N. Y., 1971), p. 60.

(59) Stout to Hilldring, Jan. 15, 1947, Atcheson to MacArthur, March 20, 1947, National Archives.

(60) Hugh Borton, *Japan's Modern Century* (N. Y., 1970), p. 479. 一九七二年一二月一日、ボートン氏の大蔵省における講演（大蔵省資料Z一〇六—四六）、MacArthur's Memorandum, March 21, 1947, *FRUS 1947*, VI, pp. 454–56; Atcheson to Hilldring, Apr. 11, 1947, National Archives.

(61) *Political Reorientation of Japan*, II, pp. 765–66. 記者会見における質疑応答のなかで、マッカーサー元帥は日本の安全保障問題についてつぎのように述べていた。

「(日本を保護する方式として) 小規模な軍隊を再建しようとする考え方もあるが……日本人は不当な侵略に対しては世界の進歩した道徳性に信頼しており……国際連合が日本をコントロールすべきで……日本もそれを歓迎するであろう。」"Draft Treaty of Peace with Japan," Aug. 5, 1947, National Archives.

(62) 八月の第二案は、オーストリアとの講和条約を範例としていたが、四八年一月の第三案は国務省政策企画部の構想にそって再修正された。修正の要点は、領土事項について、南千島、琉球の帰属は未定（後者は米の戦略的信託統治のふくみ）、小笠原、南鳥島はアメリカの戦略的信託統治としたほか、大使委員会の改革に対する査察期間を五年程度に短縮し、経済関係の諸問題を留保している。

非武装および非軍事化については、対独四カ国条約（バーンズ案）が四七年一一月のロンドン外相会議でもまとまらなかったのを考慮したためか、ほぼ同一の内容を講和条約案に移し変え、従来の二本立方式をとりやめた点が注目される。しかし四七年一一月のバーンズ改定案が、期間を二五年から四〇年に延長しているので、その斉合は問題となりえた ("Analysis of the Japanese Peace Treaty Draft of January 8, 1948," *FRUS 1948*, VI, pp. 656–60.)。

(63) Penfield memo, Aug. 2, 1947, *FRUS 1947*, VI, p. 477; Memo by the Legal Adviser (Fahy) to Lovett, Aug. 7, 1947, *FRUS 1947*, VI, p. 484–85.

(64) Borton, *op. cit.*, p. 480; Atcheson to Marshall (Secretary of State), July 28, 1947, *FRUS 1947*, VI, p. 475.

(65) Hussey memo, Dec. 6, 1947, Hussey MSS.

(66) Memo, Davies to Kennan, Aug. 11, 1947, Memo, Kennan to Lovett, Aug. 12, 1947, *FRUS 1948*, VI, pp. 485–87.

(67) Frederic S. Dunn, *Peace-Making and the Settlement with Japan* (Princeton, 1963), p. 59.

(68) アチソンの朝海終連総務課長への内話（一九四六年七月一七日）、マッカーサーの記者会見における発言（一九四七年三月一九日）等（西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』、一九七一年、三〇—三一ページ）。

(69) 外務省は一九四五年一一月、省内に「平和条約問題研究幹事会」を設置して、ひそかに講和問題の準備作業を開始し、翌年五月一応の成案を作成した。それは講和の時期を一応一九四七年頃と仮定し、安全保障については、対外的には極東委員会諸国による地域的安全保障体制の確立、国内的には「武装警察隊」ないし「国内治安隊」の創設を提唱していた。

マッカーサーの記者会見後、日本政府は講和の時期が接近したものと判断して一九四七年五月、各省連絡幹事会を設け、八月六日の閣議決定により、正式の準備作業に入った。この間、米ソ冷戦の拡大にともなって、外務省では将来の安全保障を国連や極東委員会に求める考え方は弱まり、日米安保条約方式（アメリカ軍の日本本土常駐ないし有事駐留）への傾斜を

深めた（西村前掲書、二二―四二ページ、西村「占領前期の対日講和問題」『ファイナンス』一九七五年二月号、吉田茂『回想十年』第三巻、二三―二六ページ、一〇八―一四ページ、大蔵省資料Z五〇六―二二、Martin E. Weinstein, *Japan's Postwar Defence Policy, 1947–1968*, N. Y., 1971, pp. 16–26.）。

なお、芦田外相は四七年一二月にも、シーボルト外交局長へ講和に関する日本政府の要望を手交しようとして拒絶され、国務省もこの処理を是認した。しかし、内容は洩れてアメリカの有力な雑誌に掲載され、国際的な反響を呼んだ（Secretary of State to Sebald, Jan. 14, 1948, *FRUS 1948*, VI, pp. 648–49; *U. S. News and World Report.*）。またアイケルバーガー日記は、鈴木から小規模な「警察軍」（Constabulary）の創設を要望された、と記している（Eichelberger Diary, Sept. 7, 1947.）。

第二節　占領改革の終了

一　ケナン＝ドレーパー構想

一九四七年から四九年にかけて進行したアメリカの対日占領政策の転換は、おそらく占領史の研究でもっとも重要かつ論争の的となってきた主題の一つであろう。とくに国際政治の場から隔絶していた日本の介入する余地がない領域で推移しただけに、その決定過程は日本人にとって、はなはだ実感の薄い部分となっている。

最近、アメリカ政府公文書の公開が進んだことによって、通俗的解釈の一部が修正され、この時期におけるアメリカの対アジア、対日本政策の全体像はかなり明瞭となってきた。

その一つは、政策の転換が異なる動機と系統をもった複数の政策主体によって推進され、比較的長期にわたる複雑な調整過程を経て、一九四八年一〇月の国家安全保障会議決定（NSC―一三／二）によって最終的に統合されたことである。

この意味で、従来政策転換の転回点として注目されてきたロイヤル声明（一九四八年一月）、ジョンストン報告（同四月）、集中排除審査委員会 Deconcentration Review Board の来日（同五月）、経済安定九原則指令（同一二月）等は、過渡的、二次的なメルクマールであった、といえよう。(1)

きわめて早い時点で政策転換の諸特徴を的確にとらえたのは、政治学者出身の対日理事会英連邦代表マクマホン・ボールであった。彼は一九四九年に刊行された『日本―敵か味方か?』(*Japan: Enemy or Ally?*)のなかで、つぎのように書いている。

「一九四七年の末ごろから、もっとも意義深い特徴として、SCAP内における改革主義的意欲が著しく減退した……アメリカの政策変化はパージと財閥解体に重点がおかれたが、変化の理由は、日本を自立させて本国の納税者負担を軽減させる、という明瞭かつ単純でわかりやすい願望からであった。しかし〝根源的な動機〟(root motive)は、より政治的なもので、ソ連と共産主義への恐怖から対ソ防壁を形成し、国内における共産主義の拡大を防衛しようとする……アメリカの世界政策から発し……ドイツにおける政策変化とパラレルな関係に立っていた。[2]」

この簡潔で要を得た観察のなかには、政策転換をもたらした主要な外見的・本質的諸要素のほとんどがふくまれている。重要な点は、ボールが指摘した説得技術としての納税者論理も冷戦論理も、前者がアメリカ納税者の負担減を、後者は反共同盟国としての価値を高めることを重視するというニュアンスの差異はあっても、日本の自立とくに日本経済の復興を積極的に推進する、という当面の目標については一致していたことである。

さらに、非軍事化、民主化のための改革はすでに完了した、とみなし、賠償、集中排除、経済パージ等、日本経済復興の阻害要因と考えられる諸改革を中止または緩和する必要がある、との認識も共通していた。

問題は、こうした政策転換と矛盾する初期指令の存在と極東委員会諸国の反対であった。初期指令はSCAPとワシントンにおけるニューディーラーや事務官僚の積極的、消極的抵抗のよりどころとなっていたし、極東委員会諸国は、改革政策の厳格な履行を要求し、アメリカの単独行動を抑止するという点については結束していた。そして、マッカーサーという強力な司令官にひきいられたSCAPの介在は、結果的にこの過程を錯綜させ、混乱を持ち込んだ、といえよう。

すなわち、SCAPは一面では被占領者である日本の要請を代弁して、賠償の軽減と生産許容水準の引き上げ、援助の増大を求め、それを達成するために、アメリカが単独行動に踏み切ることを早くから主張していたが、他方では集排政策や経済パージに代表される諸改革を徹底することに固執した。その結果、対日占領政策の転換は、アメリカと極東委員会諸国との対立という図式ではなく、外観上は、集排政策を導火線とするワシントンとSCAPの対立を起点として展開していくこととなった。

この内争がSCAP側にとって不利かつ不本意な経過をたどったのは、マッカーサーに一任する形になっていた占領政策に、アメリカ本国の政策機構とプレッシャー・グループが直接に介入してきたこと、両者の争点が「改革か復興か」という単純化されたスローガンの選択にすりかえられてしまったためでもあった。

SCAPの「抵抗」は、多かれ少なかれマッカーサーの解任に至るまでつづくが、大勢は一九四七年末の段階でほぼ定まり、ロイヤル声明から九原則指令に至る約一年の時日は、一時的にこじれたワシントンとSCAPの関係をときほぐし、政策転換の劇的効果を減殺するために配慮された緩衝期間であった、とみてよい。

ところで、アメリカの政策転換が初めて公然と提示されたのは、一九四八年一月であった。恒例のマッカーサー元帥年頭告辞は相変わらず初期政策の堅持を繰り返していたが、一月六日ロイヤル陸軍長官は、サンフランシスコのコモンウエルス・クラブにおける演説で、日本が「内外よりする全体主義的扇動者」や「非民主的イデオロギー」の餌食にならないためには、アメリカの経済援助が必要であるが、そのような負担をいつまでも継続することはできない

ので、日本の経済自立を促進しなければならぬ、と強調したのち、日本の復興の障害となっている非軍事化、賠償、集中排除、経済パージ等の諸政策を、新たな国際情勢の展開に照合して修正する必要がある、と論じた。

そしてロイヤルは、この新方針のもとで「幾多の肯定的措置がすでに講ぜられ、現に講ぜられつつある」と述べ、つぎのような表現で演説をしめくくった。

「われわれは、完全に自立できる程度に強力で安定し、かつ今後極東に生じるかも知れぬ新たな全体主義的戦争の脅威に対する障壁として機能しうる自足的民主主義を日本に確立する、という確固たる目的を堅持する。」[3]

つづいて一月二一日極東委員会のマッコイ米代表は、ロイヤル声明の趣旨を繰り返すとともに、対日経済政策に関しアメリカが単独行動 unilateral action に踏み切ることを示唆する声明を発した。

それを正当化するために、声明は、初期の占領目的はすでに達成され極東委員会の任務は事実上終わっていること、日本経済の自立化を進めないかぎり、アメリカ納税者の不満を押え切れない、という一見もっともな理由を並べていた。

このマッコイ声明が出るまでには、国務省、陸軍省、マッコイ、SCAPの間で半年以上の複雑な曲折があり、結局ドレーパー次官を中心とする陸軍省のねばりづよい説得が国務省の慎重論を押し切って実現したものであった。[4]

こうして、ロイヤル、マッコイ両声明によって政策転換を軌道にのせたアメリカにとって、つぎの課題は、それを具体化した個別プログラムを作りあげることであった。かつて、クレー将軍の経済部長としてドイツ占領政策の転換を手がけたドレーパーは、一九四八年三月、ケミカル・バンク会長のジョンストンを団長とする第一級の実業家グループをひきいて来日し、翌月、賠償規模の大幅な軽減を勧告したジョンストン報告書を完成した（後述）。それは事実

上の団長であったドレーパーの名をとってドレーパー＝ジョンストン報告書とも呼ばれている。ドレーパーがあえて表面に立つことをさけたのは、実業家グループの発言が尊重されるアメリカの国情を考慮したためであったが、一面では前年来各方面から彼に集中していた批判の声をかわす意味もあった、と推察される。[5]

ドレーパーらに対する批判の声は、ニューディーラー派と中堅官僚層の二方面から出ていた。たとえば、ウオーレス前商務長官は一九四七年一〇月ハーバード大学における演説で、ウオール街の代弁者であるフォレスタル国防長官、ロベット国務次官、ドレーパーの三人は現在の職務に不適格である、と攻撃し、翌年三月には同じ理由でロイヤル陸軍長官の追放を主張した。[6] 当時、ジャーナリズムや進歩的な学者の間では、政府首脳に占めるウオール街出身者の比重が高まりつつあることが問題になっていた。[7]

またSCAPのハッセーは陸軍省の中堅官僚から入手した情報として、日本市場への復帰と制覇を狙っている一部の企業が、ドレーパー、フォレスタル、ロベットらを操縦している、という見方を伝えていた。[8]

ドレーパーの来日に前後して、国務省のケナン政策企画部長一行[9]も東京を訪問して、政策転換のためのプログラム作成を開始した。二人にとっては、何よりも日本の支配者であるマッカーサーの了解をとりつけることが先決であった。

彼らがどの程度元帥の説得に成功しえたかは疑問であるが、[10] 敏腕の投資銀行家とソ連専門の職業外交官のコンビは、やがてNSC一三に帰結する基本構想を固めて帰国した。そしてドレーパーは、経済実務家の感覚と納税者論理に立って、賠償の早期解決、集排政策の廃棄、輸出の大幅拡大、援助の一時的強化、さらにドッジを起用する通貨、財政政策の再建にわたる日本経済の総合的復興計画を概成した。[11]

一方、ケナンは冷戦論理に立って、ヨーロッパとドイツにおける「封じ込め政策の成功」[12]をアジア、太平洋地域で再現しようとする観点から、日本の占める対外的・対内的条件を分析した。

中国を失い、朝鮮半島が南北に分裂している状況のもとで、日本とフィリピンは、西太平洋におけるアメリカの反共防衛線における二大拠点となっていた。日本の安全保障は、憲法第九条の存在によって曖昧なままに放置され、軽装備の弱体で分散した警察力（自治体警察九万五千、国家地方警察三万）では、共産勢力の国内蜂起を鎮圧するのも困難である、と判定された。

そして、このような国内的条件下で、従来の占領政策を継続して経済的貧困を長引かせるのも、占領軍を撤退させるのも、ともに日本を共産主義の好餌に追いやるだけである、と彼は結論づけた。ケナンは、帰国後国務長官に提出した三月二五日付の報告書で、つぎのような勧告を進言している。[13]

(1) 講和条約の締結は延期し、内容は簡潔、非懲罰的（ノン・ペニュティブ）なものとする。
(2) 講和の成立までアメリカ軍の駐留を継続するが、兵力は最小限まで減少する。
(3) 講和後の日本の安全保障は当時の情勢によって決定する（非軍事化または制限付再武装）。
(4) 沖縄の永久的保有と基地の拡張。
(5) 横須賀海軍基地の拡張と講和後の継続使用。
(6) 警察力の強化と装備の改善。
(7) SCAPの統制を緩和し、ESSを中心に業務の範囲を縮小し、監察的役割に移行する。
(8) 極東委員会の拘束にとらわれず、中間指令と単独指令を利用する。

(9) これ以上の改革を中止し、日本側の自主性に任せる。
(10) 対日政策の最重点を経済復興に指向する。経済安定のためにインフレを抑圧し、均衡予算を組み、長期的な援助計画を作成する。
(11) パージの緩和。
(12) 終戦処理費の大幅減額またはアメリカ側のドルによる一部負担。
(13) 賠償は中間賠償計画の三〇%にとどめる。
(14) 日米文化交流、検閲の緩和、放送等。
(15) 国務省直属の大使級政治顧問をSCAPに配置する。
(16) その他（連合国財産の処理、戦争裁判等）。

早期講和の流産以来対日政策形成の実権は、極東局を離れて政策企画部に移っていたので、ケナンの勧告は、ほとんど無修正のまま国務長官の承認を得てNSCへ回付され、ドレーパーの勧告と合流した。[14]

対日占領政策の転換は、こうしてドレーパー＝ケナンの合作として、最終的に方向づけられたのである。

二　賠償規模の縮小

ロイヤル声明を契機とする占領政策転換への動きは、まず賠償政策の大幅な変化として具体化する。

すでに第三章で記したように、第一次ストライク調査団報告をめぐってポーレー派と陸軍省派の対立が生じ、つい

でこの妥協の産物であるSWNCC—二三六／四三を中間指令としてアメリカが一方的に指令するか否かをめぐって、国務省と陸軍省は一九四七年末まで紛糾したすえ、結論は第二次ストライク調査団の報告を待って出されることになった。[15]

第二次調査団は、マクグロー社を母体とした「海外調査相談所」の技術者、会計士三三名（のち、さらに増員）から編成され、一九四七年八月から約半年日本に滞在して実地調査にあたったが、メンバーのなかにはカウフマンのような法律家や二人のエコノミストも混じり、契約金額の大きさもあって、その意図に疑惑の目をむける者もあった。[16]

正式には「アメリカ合衆国に対する日本産業賠償調査報告」（Report on Industrial Reparations Survey of Japan to the United States of America, February, 1948）と題された第二次ストライク報告書が陸軍省に提出されたのは一九四八年二月二六日で、五〇〇ページにのぼる全文が公表されたのは三月九日であった。

報告書はA部（第一部）、B部（第二部）および付表から成り、A部はSWNCC—二三六／四三の線に沿った個別のプラントの評価を、B部は、A部とは関係なくストライク調査団独自の調査にもとづいて作成された残置および撤去規模に関する勧告であった。前提条件を異にした二つの勧告が一本の報告書のなかで並立する奇妙な形式になったのは、前年以来の賠償政策をめぐるアメリカ政府内の不一致に起因する苦肉の策だったからである。

報告書は冒頭の部分で、A部は当初の訓令に沿って二三六／四三の制約下で作業したものであり「かかる残置能力が（日本の）経済自立化を達成するのに適切か否か、については判断しない」とことわると同時に、B部は、SWNCC文書が妥当であるかどうかを審査せよ、と命じたピーターセン陸軍次官補の追加訓令に基づいて作業した旨注釈していた。

こうした配慮にもかかわらず、ポーレー・グループのベネットが言ったように、「A部はB部のかくれみの」[17]とみるのが圧倒的で、関係者の注意は「一九五三年に一九三〇—三四年の生活水準を回復し、日本経済の自立化を達成する」観点から再編成されたB部の勧告に集中した。

それは、ポーレー勧告およびその延長線上にあったSWNCC—二三六／四三の枠組から離脱する方向を打ち出したもので、単に規模を縮小しただけでなく、ポーレー勧告の前提となっていた、いくつかの基本原則を正面から否定していた。

すなわち、ポーレーが日本の過剰設備能力を撤去して、アジア近隣諸国の工業化に寄与させようとしていたのに対し、ストライクは、アジア諸国＝原料提供者、日本＝工業製品供給者という戦前期のパターンを復活するほうが双方の利益になるという認識に立って、日本経済の復興に必要な設備は残置し、不要部分（主として旧軍用設備）だけを撤去して引き渡すよう勧告していた。その結果、鉄鋼、火力発電、工作機械、ベアリング、石油精製等、重化学工業の主要部門はほとんど撤去の対象から外されてしまった。そしてこうした大幅な規模縮小に対する批判をかわすためか、ストライクは、既存の設備能力を低目に見積もったり、撤去および再据付の費用が意外に高くつくことを算定するなど、細かい配慮を忘れていない。[18]

第二次ストライク勧告は予期されたとおり、極東委員会諸国やポーレー・グループの反発を招いたが、SCAPや日本政府からは好感をもって迎えられた。経済科学局は、「日本を自立国家にするためのB部勧告は健全」[19]と評価し、賠償庁は「注意深く検討」して「日本の条件と需要を公正かつ正確に評価したもので……きわめて喜ばしい」[20]と述べたのち、造船、軽金属、硝酸部門におけるいっそうの緩和と、軍工廠保有機械の一部免除を要望し、SCAPか

残置，撤去能力の比較(年産能力)

ストライク(A)		ストライク(B)		ジョンストン
残置能力	撤去能力	残置能力	撤去能力	撤去能力
3,500	2,900	7,680	撤去せず	撤去せず
3,511	1,245	4,756	同　上	同　上
493	0	735	同　上	同　上
10,000	26,970	39,670	同　上	同　上
32,500	59,318	91,818	同　上	同　上
1,906	366	2,273	同　上	同　上
153	648	400	385	152
1,240	60	4,000		
0	900	0	900	750
25,000	68,100	355,100	撤去せず	撤去せず
			1,476	560
			1,648	662

to May 1949," pp. 91, 95, 97.

ら「明らかに、きわめて寛大な取扱いをさらに乗り越えようとするもの」[21]と、たしなめられたほどであった。

しかし、ストライク報告が公表されてから三カ月もたたないうちに、ジョンストン報告書が発表され、賠償規模はさらに三分の一に切り下げられてしまう。

ジョンストン報告は、さきに記したように、実質的にはドレーパー報告と呼ばれるべきもので「日本と朝鮮の経済的地位と見通しに関する報告――その改善に要する方策」(Report on the Economic Position and Prospects of Japan and Korea: Measures related to improve them, Apr. 26, 1948.) という正式の題名が示すように、日本経済の復興を中心とするアジア政策の方向を提示しようとする点に主眼

表 4-9　ポーレー，ストライク，ジョンストン報告における

部門	単位	ポーレー	
		残置能力	撤去能力
鋼塊	1000メートルトン	2,250	9,000
硫酸	〃		1,500
ソーダ工業	〃	300	450/500
工作機械(年産能力)	台	10,000	600,000
ボール・ローラー・ベアリング	1000円(1939価格)	0	全部
火力発電	1000kW	2,000	2,000
造船	1000グロストン	100	*
船舶	〃	1,500	869
人造ゴム	メートルトン	0	8プラント
アルミニウム	〃	0	全部
第1次軍需施設	100万円(1939価格)		1,476
総計	〃		2,466

(注)　*　10大造船所を除くすべての造船施設は撤去または破壊される.
出所：Brenn, "United States Reparation Policy toward Japan, September 1945

があり、賠償についてはストライクの報告で主要産業部門の撤去がほとんど中止されていたので、旧軍用設備の撤去範囲を約三分の一に減らしたほか、商船隊再建のふくみで造船能力の制限枠を拡大した程度にとどまった。

日本経済が新たに拡大された許容能力よりはるかに低い水準に低迷していた実態を考慮すれば、経済復興を阻害する要因として考えられてきた賠償の足かせは、一応すべて取り払われたといってよいであろう。

ジョンストン報告書は、こうして余力の生じた設備に過剰労働力を投入し、工業用原料を供給すれば、日本経済の離陸は可能であると判断した。しかし、生産不振とインフレ高進の悪循環を断ち切るためには、強力かつ総合的な財政・金融措置をとるだ

けでなく、従来の救済援助に代えて、マーシャル・プラン下のドイツと同じような復興援助を誘い水として注入する必要がある、とされた。

当時、陸軍省はガリオア援助とは別に、議会へ二億二〇〇〇万ドルの対日、対韓復興援助（うち対日は一億四四〇〇万ドル）を要請していたところであり、ジョンストン報告書が公表された時点（五月一九日）は、議会審議の最終段階とタイミングが一致していた。

また報告書は、(1)均衡財政の確立、(2)終戦処理費の削減、(3)公定価格の修正、(4)徴税の強化、(5)為替レートの速やかな設定、(6)民間貿易の拡大、(7)軍用交換レート（一ドル＝五〇円）の改訂、(8)集排政策の緩和、等のような具体的勧告を盛り込み、さらにこれらの措置は、アメリカ政府の中間指令をもって実施に移すよう示唆していた。その大部は、同年末の経済安定九原則指令と翌年のドッジ改革のなかに再現する。

ジョンストン報告書の影響力は、メンバーに、パーシー・H・ジョンストン団長のほか、帰国と同時に経済協力局（ECA）長官に就任したポール・G・ホフマン（スチュードベーカー自動車会社社長）やロバート・F・ローリー（全米貿易協議会会長）のような財界の有力者をふくんでいたことによって強められた。[22]

このような意味で、財界人を「かくれみの」として起用したドレーパーの狙いは当たったといえる。対日賠償問題は、その後ジョンストン報告の線に踏み切るか否かで、陸軍省およびSCAPと国務省の間で、半年以上にわたって堂々めぐりの論争がつづいた。とくに国務省は、極東委員会の反対を予想して、造船能力と第一次軍需施設の緩和に難色を示し、NSC一一三／二（後述）の決定に当たっても、賠償条項だけはあとまわし、とされたほどであったが、九原則による経済安定政策の実施に踏み切ったことで大勢は定まった。

すなわち、マッカーサーは、九原則指令をワシントンから受けると、「経済安定が今や占領の目的となったのに、これ以上賠償を取り立てようとするのは矛盾する」し、「結局はアメリカの負担に移行するだけ」[23]で、安定計画を危くすると論じ、さらに一歩進んで賠償の全面打切りを主張した。

その結果、撤去、積出しがまだ進行途上にあった一九四九年五月のマッコイ声明によって、アメリカは中間賠償計画の三〇％（前渡分）の線で打ち切ることを公表した。フィリピンや中国は強く抗議したがアメリカは受けつけず、のちにサンフランシスコ平和条約で、日本と要求国の個別折衝の余地を残す方式で解決した。

フィリピン向けの最終積出しが終わった一九五〇年五月の時点までに日本が履行した賠償額は、二・八万梱、約四五〇〇万ドル（一六二億円）、使用船舶延べ一〇六隻と記録されている。[24] これを日本が喪失した二〇〇億ドル以上の在外財産や日本が負担した管理撤去経費一三九億円と比較すれば、おどろくほど少額であり、賠償問題の本質が対日政策をめぐる極東委員会諸国間の政治論争にあったことは明らかである。

三　集中排除政策の緩和

占領政策転換の過程で、もっともドラマチックな展開をみせたのは、集排政策の緩和と廃棄に至る推移であろう。それは、しばしば「逆コース」（reverse course）の名で呼ばれる占領改革の変容を典型的に示していると同時に、日本国民にとっては「アメリカの占領政策が必ずしも一枚岩ではない事実を、公然と知らされた最初の機会」（ライシャワー）でもあった。

もっとも、ワシントンにとって、日本経済の再建に熱心なSCAPが、集排政策の変更に抵抗したのは意外というほかはなかった。とくに財界を背景とする共和党右派に近いとみられていたマッカーサー自身が一時抵抗の先頭に立ったことは、ワシントンを困惑させた。

集排政策をめぐる抗争の性格については、当時から、さまざまな解釈が出されている。しかし、単純に改革の理念をめぐる理論闘争と割り切るのも、ウエルシュの独断やマッカーサーの自尊心に帰一させるのも妥当とはいえないだろう。

マクマホン・ボールは、マッカーサーの一九四八年年頭メッセージを引用しながら、SCAPの集排政策は、彼自身の「自由かつ競争的な企業に基礎をおいた私的資本主義」[25] (private capitalism based upon free competitive enterprise) というイメージに直結していた、と解釈している。そして反トラスト・カルテル課長のウエルシュは、それを敷衍するかのように「自由かつ競争的な企業」のイメージを、大企業ではなく「中小規模の私企業」[26] (small and medium-sized enterprise) に見出そう、としていた。

したがって、彼らにとって力点の相違はあっても、大企業、独占体、国公有化企業、社会主義、共産主義等はアメリカ式民主主義の理念に背反する存在であり、共和党右派のマッカーサーと民主党左派のニューディーラーであるウエルシュが共感しうる余地がでてくるのであった。「競争原理の強制は、社会主義に対するもっとも有望な代替手段」[27] (enforcement of competition…is the most promising alternative to socialism) と評したブルースターの位置づけに従えば、集排政策は体制内の先取り的改革であり、社会主義への挑戦ともいえた。

その中間的性格のゆえに、集排政策は一方では「社会主義化」[28] (Socialization) と「誤認」したフォレスタルらの

アメリカ財界主流と「外国資本隷属への地ならし」[29] という理由で反発する社会党、共産党など日本の革新勢力に挟撃されるだけの理由があった。

ウエルシュの独断専行説やマッカーサーの体面による抵抗という解釈も関係者の間では広く信じられ、事態の収拾が、こうした要素を考慮して進められたことも事実である。[30] おそらく、マッカーサーの心境と判断をもっとも明確に表現しているのは、側近の一人が一九四八年一月末に記録したつぎのような要旨のメモであろうか。

「本日夜、余はマ元帥を訪問して、一時間半にわたり懇談した。彼は最近の集排問題について司令部を擁護する態度で語った。彼は今や事態を正確に把握している、と感じた。元帥はSCAPが事前にエドワーズ報告に対して警告を送っていたにもかかわらず、SWNCCがFEC―二三〇のもつダイナマイト的効果に気づかなかったことを非難し……株式を労組に安価で売るようなつもりはなく、長時間かけても公正な価格で処分するつもりである、と語った。そしてこの騒動は、ニューズウイークに巣くうハリマン一家の〝ウォール街閥〟がたくらんだ陰謀である、と断じた。しかし、元帥は、FEC―二三〇への批判が出たのは、米本国の日本に対する関心をよびおこした意味では結構なことであった、とも述べた。[31]」

このメモは、集排政策をめぐる混乱がウエルシュの独断に始まり、マッカーサーが途中のある時点で介入したこと、元帥がウエルシュを支持しつつも、政策の修正自体には必ずしも反対していないことを示唆している。

実際に、マッカーサーはこの時点以後、一年にわたって一方ではウエルシュの奔放な抵抗を許容しつつ、他方では集中排除審査委員会 Deconcentration Review Board（五人委員会とも略称）を本国から招聘して適用基準を骨抜きにしていく、という巧妙な戦術をとるのである。

五人委員会を招聘する構想は、すでに集排法が国会を通過する前の前年一一月末に固まりつつあった。陸軍省は当初ワシントンで直接に審査することを提案したが、国務省が、日本国民にアメリカ側の内部対立を見すかされるような方式をとるのに反対したので、[32]一九四八年一月二六日付のマ元帥要請を受け入れて、「持株会社整理委員会（HCLC）のとろうとする集中排除措置の対象となった工業、サービス、保険、銀行の各企業部門の国内経済における運用効率 operating efficiency に与える影響」[33]を分析する権威ある助言グループとして、ロイ・S・キャンベル Roy S. Campbell（ニューヨーク造船会社社長）を委員長とする五人の専門家を派遣することになった。[34]

この点についてのワシントンとSCAP上層部の了解は比較的早い段階から進展し、前年の一一月下旬には、マーカット経済科学局長からマ元帥要請とほぼ同趣旨の連絡が発せられていた。[35]二八日には、マーカットから渡辺大蔵省渉外部長に「自分の作戦は……一応集中排除法を通して置いてその口を封じ、しかも実際の適用は寛大なものにしたいと思っていたのである」との内話があり、さらに一二月一二日には「集中排除は自分は最初から同じ考えであるが」と前置きして、ウエルシュの職務熱心が招いた混乱を釈明し、五人委員会の来日をほのめかしていた。[36]

こうして日本政府は、年末までには、集排政策の前途についてかなり楽観的な見通しをもつに至ったが、西ドイツの米軍政部同僚と連絡していたウエルシュは、政策転換の動きを察すると、かえって性急かつ強引に作業をすすめた。[37]

すなわち、前年夏からの企業調査に基づいて、年末までに対象を約四五〇にしぼった反トラスト・カルテル課は、年初からリストを経済科学局内の「集排委員会」(Deconcentration Board)に提出し、最終討議にかけた。[38]

七人の委員のうち、財政課、工業課、繊維課は全面反対ないし大幅縮小を主張したが容れられず、HCLCは、二

月八日鉱工業部門二五七社、同二二日には配給・サービス部門六八社が「過度の経済力の集中」に該当する、と公表した。同時に集排法第三、六条の規定に基づいて、認定の具体的な基準も発表されたが、それは従業員数（一万人以上）で区分した西ドイツ集排法のような明確なものでなく、きわめて弾力的、抽象的で「リストにのった企業のかなりの部分は、もっともらしい〔過度の経済力集中の〕定義にあてはまったが、そうでないものも多数」[39]（ハドレー）にのぼった。ハドレーは、後者の例として浅野物産、大丸百貨店、藤永田造船所などをあげ、結果的には「この計画にとっても批判者にとっても、金融部門をふくめて、全体の指定を一〇〇社ぐらいにしぼったほうが、賢明であろう」[40]と述べている。

しかし、五人委員会の到着（五月四日）にさきだって、SCAP部内では、指定範囲を大幅に縮小する作業がマーカットの主導で進みはじめた。四月一七日の経済科学局会議では、適用除外を三二社にとどめようとするウエルシュを「現状は共産主義者を喜ばせるだけだ」[41]と断言したマーカットが押えて、約二〇〇社をはずす新たなリストを作成することになった。反トラスト・カルテル課の案にとどまっていた五大銀行の分割・再編成構想にもたな上げが指示され、月末にはロイヤル陸軍長官へ、指定該当対象は一五七社に減少した、と報告された。[42]

五人委員会は、来日するとただちに経済科学局から提出された再編成案のカテゴリー別再審査を開始したが、七月一日までには二二五社が解除されてしまい、のこりの大物一〇〇社についても、九月一一日に発表された四原則に沿って、つぎつぎと解除が進み、最終的に再編成指令が発せられたのは一八社（工場処分、株式処分を除くと一一社）にとどまった。

また五大銀行の分割、再編成も、七月二日に「日本における主要企業の復活と運営を成功させるため」[43]という理由

表 4-10　集排法による分割計画の変化

会社名	業種	従業員(人)	対全国生産能力比(%)	工場数	分割計画 当初案	分割計画 最終指令(年月)
日本製鉄	鉄鋼	38,228	41.8 (鋼塊)	5	2	2 (48.12)
三井鉱山	石炭・非鉄金属	83,870	16.4 (石炭)	12	6	2 (49. 8)
三菱化成	ガラス・人絹・化学薬品・硫安・コークス		43.7 (苛性ソーダ)	9	10	指定取消 (48. 4)
三井化学	染料・コークス・医薬等		14.6 (染料)	8	6	指定取消 (48. 4)
日産化学	染料・油脂・塗料等		31.4 (過燐酸石灰)	23	19	指定取消 (48.10)
三菱重工業	造船・造機・車両・農器具等	57,000	23.0 (造船)	24	21	3 (49. 6)
日立製作所	電気機器・通信機・車両等	32,587	18.0 (発電機)	21	7	工場処分 (49. 3)
王子製紙	パルプ・製紙	11,400	58.9 (パルプ)	15		3 (49. 1)
大日本ビール	ビール・清涼飲料	3,257	72.0 (ビール)	9		2 (49. 1)

出所：大蔵省資料Z514-1および持株会社整理委員会編『日本財閥とその解体』.

で再編成不要の回答が発せられ、同月二九日このむねHCLCに通報された。

五人委員会が集排法適用基準の緩和を使命としていたことは、当初からある程度知られていたのであるが、これほど大幅になるとは、日本側も予想していなかったところであり、四原則の説明会（九月一一日）で、HCLCの野田岩次郎委員から「一社だけでなく、一七五社について、法律の施行や手続きの点で誤りがあったということを日本国民に知らせるとすれば、HCLCの威信をいちじるしく傷つける」と苦情が出て、アメリカ側から「HCLCはまちがいをおかした、という態度を永久にすてる」[44]よう要望される一幕もあった。

とくに四原則が、集排法で敵視されていた日本の大企業の多角経営方式を「過度の経済力の集中とみなさない」と解釈して、多数の指定解除を論理づけたことは、その後アメリカにおけるコングロマリット型独占の拡大と対照して興味深いものがある。

一九四九年六月、独禁法の緩和をめざす改正が成立した二ヵ月後の八月、集中排除審査委員会は日本における活動を終えて帰国したが、キャンベル委員長は記者会見で、「日本における経済力の過度の集中は完全に打破せられ、すべての分野において自由競争の条件がつくりだされた」と述べ、集排政策の終結を確認したのである。

四　金融改革の中止

占領軍による改革は、日本の政治、経済、社会のほとんどあらゆる分野に波及したが、日本銀行を頂点とする金融界は、集排法や金融業法の適用を免れてほぼ従来の体制を維持したまま温存され、ドッジ・ライン以後における日本経済復興の過程では、旧財閥に代わって企業集団をリードする役割を担った。

改革の手が銀行（金融機関）に及ばなかったのには、いくつかの理由があるが、要約すれば、財閥系を除く商業銀行に対するアメリカ側の改革イメージが薄かったことから、改革の着手がおくれ、占領政策の転換が始まった時期にずれこんでしまったこと、経済科学局内部で、財政課と反トラスト・カルテル課が対立したこと、大蔵省を中心とする日本側の巧妙な抵抗が成功したこと、などをあげることができよう。

エドワーズ報告やFEC―二三〇文書が金融機関をあまり重視しなかったのは、アメリカ本国で商業銀行の営業範囲、支店認可についての法的規制がきびしいため、独占度が比較的に低く、独禁政策の主対象となっていなかったことに加え、日本でも、産業界と異なり、上位銀行の中にきわだってシェアの高い巨大銀行がみられなかったことも影響した、といわれている。[45]

それでもSCAPの反トラスト・カルテル課は、集排法の実施にあたり、五～九銀行の分割を検討していたが、[46] HCLCによる指定は、工業、サービス部門よりあとまわしとなり、一九四八年五月にはマーカットとウエルシュの激烈な論争ののち、五大銀行（安田、帝国、三菱、三和、住友）の分割は、実質的に中止され、五人委員会の形式的な同意を経て、七月三〇日、銀行の除外が内外に公表された。[47] ルカウント財政課長は、早速かけつけた渡辺大蔵省渉外部長に「昨年一一月以来の long struggle なり」[48] と感慨を述べるところがあった。

マーカットは、ウエルシュの抵抗をなだめるために、金融部門の統制と改革は、当時財政課で立案中の金融業法に委ねることを提案した。[49] しかし財政課のアプローチは、アメリカの連邦準備制度に類似した統制制度や、商業銀行中心、長短期金融の分離、直接金融方式などアメリカ型の金融構造を移植することに重点があり、ウエルシュらが考えていた急進的な分割構想には遠かった。

五月末に連邦準備制度理事会事務局出身のクリフォード・E・ケーグル Clifford E. Cagle によって立案された中間ドラフトには、金融機関相互と産業間における人的・金融的支配関係の防止、貸付投資の制限、証券業務の禁止、預金者保護等の規定がふくまれていたが、[50] かなりの部分は前年一二月に第二次金融制度調査会の答申に基づいて大蔵省がとりまとめ、SCAPへ提出した金融業法案に盛り込まれていた。[51]

しかし、八月一七日、財政課から大蔵、安本、日銀の代表へ交付された「新立法による金融制度の全面的改正」(Over-all Revision of the Banking Structure through Enactment of New Legislation) と題する覚書（署名も番号もなく、一般にケーグル案と呼ばれた）は、五月の中間ドラフトに比較すると後退が目立ち、とくに細部の規定は日本側の創意に譲って、金融政策の決定機構に重点を向けようとしていた。

それは「強力にしてよくバランスのとれた政治的色彩のない、大蔵省から独立した委員会」を創設し、金融政策の最高権限を付与して金融業法の実施に当たらせることを骨子としたもので、この独立委員会は「金融庁」あるいは「金融委員会」と呼ばれた（原名は、Board of Banking and Finance であるが、バンキング・ボードと略称されていた。また金融省、金融院、通貨金融委員会という呼称も、この前後に流布されていた）。[52]

ケーグル案が想定していたボードの性格は、大要つぎのようなものであった。

(1) バンキング・ボードの議長は首相が任命し、国会の同意を得た閣僚級の人物で、構成員（七名）の任期は比較的長期とする。

(2) ボードは日本の通貨信用政策の決定と実施に責任をもつ政府機関で、大蔵省の所管する財政政策と協調をはかる。

(3) ボードは金融業法を執行し、その範囲内で日本銀行をふくむ全銀行およびその他の金融機関のすべてを規制し、監督する。

(4) 大蔵省より銀行局のほか、印刷、為替、保険、預金部行政等をボードに移管する。

内示を受けた日本政府とくに大蔵省のショックは大きかった。同年春に民政局が提示した主計局分離案[53]を経済科学局との連携作戦でかろうじて阻止したばかりの大蔵省は「アメリカでもうまくいっていない」財務省と連邦準備理事会の並立関係を経済危機下の日本に持ち込み「密接不可分の関係にある財政と金融政策の調節」を困難にするもの、として反対の意向を表明した。

SCAPの「勧告」案が提示されたのち、連日のように開かれた説明会で、こうした空気を察したマーカット少将

は八月二四日、栗栖蔵相に「日本の特殊事情なるものを理由として問題の進捗をおくらし、その結果、アメリカよりのクレジットを得ることを妨げる」のは得策ではなかろう、と威嚇し、「特殊事情なる表現は、濫用しない」[54]ことを誓約させた。そこで大蔵省も大綱は受諾せざるをえない、と判断して具体案の作成に移った。

そして三人委員会（蔵相、安本長官、日銀総裁）にかけたのち、九月から一〇月にかけ銀行局を中心に業界の意見も参考としつつカテゴリー別の試案を作成し、財政課と折衝したが、普通銀行の証券業務分離等については容易に決着がつかず、一〇月一四日、とりあえず委員会を大蔵大臣の所轄とする等の権限を一部留保するが、おおむねSCAPの分離構想を容れたバンキング・ボードだけの構成案を財政課に提出した[55]。銀行局が検討していた金融委員会事務局の組織案は、官房、法制、調査統計、検査、銀行、特殊金融、保険、復金、預金部資金の一官房、八部、三七課、定員五五七六名（出先機関をふくむ）にのぼる大規模なものであった[56]。

こうした大蔵省の苦闘ぶりに比べると、ほぼ現状維持の見通しを立てていた日本銀行は、余裕のある折衝を展開した。一万田日銀総裁は、春以来経済科学局へ連邦準備制度の導入を申し入れるなど、かなり積極的なアプローチをはかっていた[57]。

その結果、ケーグル案では、日本銀行は株式を民間金融機関に開放し、理事会のメンバーを各界から起用する程度の改正を要望されただけで、一部で予想されていたような地区連邦準備銀行（アメリカの場合は一二行）を模した分割に至らず、単独の中央銀行としての地位、権限は不変のままであった。

しかも、ボード創設の趣旨が「政府の銀行に対する不当な支配と独裁からの保護[58]」にあったとすれば、日銀がボードの監督下に入るとしても、実質的には、大蔵省に優越した影響力を行使しうるとも予想された。

日銀がいちはやく九月二三日にSCAPへ提出した非公式案は、委員会を首相直轄の行政官庁とし、金融委員長と日銀総裁をふくむ諮問委員会の設置等を盛り込んだものであったが、財政課のアリソンから「初めて接する建設的な優れた案[59]」と賞賛された。

しかし、大蔵、日銀案の対照的性格が顕在化するのにさきだって、一〇月中旬ごろから、金融業法案に関するSCAPの態度が微妙な変化を見せはじめる。一〇月一七日、スミス財政課金融班長は愛知銀行局長に対し、解散後の国会劈頭に法案を提出する予定にはこだわらない、と述べ、「全部片付くには……一、二年かかるものと今でも信じている……だからスローダウンされることは絶対困るが、慎重に意見をとりまとめるために相当の時日がかかることは当然」とか「ケーグルは主任として急いでいるが、SCAP全体の意向ではない……さして御心配になることはないと思う」とか語り、勢いをえた愛知が「私見としてボードは絶対困る[60]」と陳情した。

さらに二九日にはスミスが日銀方面に対し、ワシントンからの訓電（二七日付）が到着したことをほのめかしつつ、金融改革は経済安定が達成されるまで延期し、今後は日本側みずからの「責任と構想[61]」(responsibility and idea)に委ねる意向であることを伝えた。

ワシントンにおける内部的検討がどのような経過をたどったかは十分に明確でないが、一二月に経済安定九原則に関する指令が発出されたときまでには、国務、陸軍、財務各省と連邦準備制度理事会の間で、最大の眼目となるインフレ抑圧のため、日銀に臨時的な権限の拡大を許すほかは、ほぼ現状を維持するという方針が確認されていた。

しかし、一二月一七日付の陸軍省電報が「もっとも現実的なアプローチは日本銀行の権限を一時的に拡大することである[62]」として列挙した四項目の指示は、やや漠然としていて具体性に欠け、ケーグルは改革を中止するためのもっ

表 4-11　株主種類別株式分布状況（上場株式）

（百分比）

種　類	1945年	1949年	1953年
政府・地方団体	8.3	2.8	0.7
金融機関	11.2	9.9	22.9
投資信託	—	—	6.7
証券業者	2.8	12.6	9.3
その他の法人	24.7	5.6	13.5
個人	53.1	69.1	53.8
外国人	—	—	
合計	100.0	100.0	100.0

出所：Eleanor M. Hadley, *Antitrust in Japan*, p. 194.

に触れておきたい。[64]

日本の証券市場は、産業資金の供給者としての地位が金融市場に比して格段に低かったという伝統もあって、占領軍改革者の注意をひかず、終戦直後の経済混乱期においては、半ば閉鎖された状態に置かれていた。

しかし財閥解体に次いで金融制度の改革を中心とする経済民主化の過程で、財閥株式の公開による大衆株主層の創出、復興資金調達のための大衆投資者の動員をめざした、いわゆる「証券民主化」運動が派生してきた。

とくに、持株会社整理委員会に集中した大量の株式処分が一九四七年後半から開始されたのにともなって、証券ともらしいワシントンの口実ではないかと怪しんだ。ルカウントは、これをバンキング・ボードの権限を日銀に移管する趣旨であろう、と推測し、そうなれば日銀には「タコの足のような権力が集中し……総裁は金融独裁者になってしまう」[63]と不満を述べたが、大勢は今や動かしがたい、と観念して、日銀部内に政策委員会 Policy Control Board を設ける妥協案をマーカット少将に提言した。この妥協案は若干の曲折のすえ採用され、ドッジ・ミッションの来日を待って一九四九年六月、日銀政策委員会の設置に至るが、集中排除、バンキング・ボード、金融業法をめぐって展開された一連の金融改革構想は、結果的には、泰山が鳴動しただけで中絶してしまったのである。

なお、金融改革と平行して進行した証券制度の改革について、簡単

市場の活動も積極化してくると予想されたので、SCAPの経済科学局は、旧証券関係諸法を統合した証券取引法 Securities Transaction Law の立案を進め、一九四七年三月国会を通過させた。しかし、関係政令の施行が終わらない段階でSCAPに着任したT・F・M・アダムス Thomas F. M. Adams の推進で、アメリカの連邦証券取引法にならった改正案が再起草され、一九四八年三月に現行法が成立した。注目すべき点は、本来金融業法の一項として予定されていた証券引受業務を証券業者のみに限定する条項が、証券取引法第六五条として挿入されたことであった。

また、マッカーサーの強い主張で終戦直後からひきつづき閉鎖されたままになっていた証券取引所は、ドッジ・ミッションの来日を機会として再開の方針が定まり、一九四九年五月から再開された。

証券民主化の柱となっていた株式の大衆分散は、当初は順調に進行したが、ドッジ・ライン下の不況で、金融機関へ集中する傾向が現われ、結局その目標は十分に達成されないままに終わったといえよう（表4－11表参照）。

五　ニューディーラーの退場

ウオード教授は「占領の遺産」（"The Legacy of the Occupation"）と題した論文のなかで、占領改革のほとんどは一九四七年末までに終了し、その後の日本占領は「活気のない監督事務」[65]に移行した、と述べている。

すでにみてきたように、一九四七年末を頂点として、SCAPの改革ムードは潮が引くように薄れてゆき、一九四八年に持ち越された政治的・経済的改革プランの多くはつぎつぎと中止されるか、放棄されていった。

しかも、国家公務員に団交権とスト権を認めないこととする国家公務員法の改正[66]（一九四八年七月にSCAP指令、一一月に国会通過）でみられるように、占領軍は単なる改革の中止にとどまらず、いわゆる「行きすぎた改革」の修正に乗りだす方向を打ち出していた。解放者、改革者として定着しつつあった占領軍のイメージを裏切られた人々は、自嘲の思いをこめて、この新たな路線を「逆コース」と呼んだ。

いわゆる「逆コース」の進行は、初期改革の推進力となっていたニューディーラーと呼ばれる進歩派官僚グループの凋落をもたらし、SCAP内部の権力構造を変化させた。その過程は占領裏面史におけるもっとも劇的な部分として、広く流布されているので、簡単に触れてみる。

ところでワシントンの保守主義者たちの誇大な宣伝によれば、ある時期のSCAPはニューディーラーないし「ピンカーズ」（桃色主義者）の一色に塗りつぶされているかのように伝えられたが、それは必ずしも正しくない。結論的にいえば、マッカーサーを頂点とするSCAP官僚の構成は、はなはだ多彩で、イデオロギー的にも人的系譜のうえでも、決して「一枚岩」ではなかった。

すなわち、大戦の初期からマッカーサー元帥につき従ってきたバターン・ボーイズと呼ばれる側近派もあれば、太平洋戦線で加入した純粋の職業軍人もあり、民政要員のなかには、応召して軍服を着た民間人、技術者のほか、政府、大学等から派遣された職能専門家、戦前から日本に往来していた知日家や日系二世等が雑然と同居していた。

ホイットニー民政局長（元マニラの弁護士）、マーカット経済科学局長（元シアトル・タイムズ記者）、ウイロビー情報部長らに副官のフェラーズ准将、バンカー大佐の二人を加えたのがバターン・ボイーズの中核であり、アイケルバーガー中将（第八軍司令官）、サザーランド、ムーラー両参謀長らは野戦型の職業軍人を代表していた。

職能専門家としてはスタンフォード大学の地質学教授であったシェンク天然資源局長、セントルイスの優秀な神経学者であったサムズ公衆衛生福祉局長らが数えられ、シーボルト外交局長のように日英混血の女性を妻とし、戦前に日本で弁護士を開業していた人物や、和歌山で英語教師の前歴をもつニュージェント民間情報教育局長もいた。

いわゆるニューディーラーたちは、これら幹部のもとで実務を担当する中堅層に散在していた。このうち、自他共に許すニューディーラーと称されたのは、民政局次長のケーディスを筆頭に、ハッセー（民政局）、ウエルシュ（反トラスト・カルテル課長）、コーエン、キレン両労働課長、アルバー物価配給課長らで、いずれもルーズベルト政権における行政改革の経験があり、行政官としての能力は概して優秀であった。

しばしば、このグループの代表として名前があがるチャールズ・L・ケーディス大佐の経歴と役割を眺めてみよう。

ケーディスは当時四〇歳に満たない働き盛りで、ポルトガル系ユダヤ人の家系に生まれ、ハーバード大学ロー・スクールを卒業して財務省に入り、予算局、TNEC等で有能なニューディーラー官僚として頭角を現わした。第二次大戦中は、アメリカ第七軍付の軍政官として南フランスに派遣され、陸軍省民事部勤務を経て、対日戦の終結と同時に民政局行政課長（ついで局次長）として日本へ赴任した。

民政局はマッカーサーと一心同体といわれたホイットニーが主宰し、他部局の業務を総括する位置を占めていたので、初期改革のなかでケーディスの手を経なかったものは少ない。

すなわち、ケーディス（および民政局のスタッフ）は、新憲法の起草、パージ、労働改革、警察改革から集排政策にわたる諸改革を主導したばかりでなく、内閣の交代、国会の運営、政党間の離合に至る国内政治の内面指導にまで

深入りし、日本の保守派政治家や経済人から最大の実力者と目されていた。

民政局につぐニューディーラーの本拠は経済科学局であったが、担当業務の技術的性格に加え、本来保守的で「（SCAPで）一番好ましい……粗雑ながらユーモアの感覚もある人物」[67]（マーク・ゲイン）と評されたマーカット局長の人柄もあって、局全体としては保守派と急進派の均衡が保たれていた。

なおSCAPのなかには、少数ではあったが、これらニューディーラーよりさらに急進的な左翼分子も入り込んでいた。民政局のビッソン、グラジンジェフら、労働課のコスタンチーノ、外交局のサービス、エマソンらで、いずれもウイロビーやワシントンのページにひっかかって、途中でSCAPを去っている。このグループの特徴は、ニューディーラーが共産党および共産主義とは明確な一線を画していたのに対し、とかく容共的とみられる言動が目立った点にあろう。

とくに占領最初期の段階では、日本共産党も中国共産党も「コミュニストとはマルクス主義者ではなく、モスクワの指令を受けている者」[68]という枠でのコミュニストには属さず、アメリカの国家利益とは必ずしも矛盾しない民族主義集団とみなされる傾向があった。

こうした進歩派、左派グループと対立していたのが、マッカーサーから「わが愛するファシスト」とからかわれていたG-2部長ウイロビー少将を筆頭とする保守派、右派グループであった。陸軍参謀学校の戦史教官時代に当時のマッカーサー参謀総長に見いだされ、十数年にわたって側近を離れなかったウイロビーは、SCAPでは情報業務のほか治安、検閲の実働部隊を指揮下に収め、一般参謀部（G-1～G-4）の制服軍人集団にほぼ共通する単純で強烈な反共・反ソ論を代表していた。

マーク・ゲインによれば、すでに一九四五年末ごろには、彼らの間では「日本は将来における米ソ闘争における最大の同盟者である」[69]という認識が一般化し、私的な席上で米ソ戦を興奮して論じる将校が少なくなかった。ウイロビー自身も公開の席上でこうした論旨の演説を試みたことがあり、将来の再軍備に備えて「服部グループ」と呼ばれた旧日本陸海軍将校の一団を戦史編纂の名目で保護していた。[70]

SCAPは、形式上は連合国の一員であるソ連を名ざしで非難することを禁じていたが、制服軍人の刺激的な言動は、なかなか改まらなかったとみえて、陸軍省は一九四七年に入ると二回にわたって、米ソ戦論議を自粛するよう通達を発している。[71]

連合国最高司令官としてのマッカーサーは、彼の「枢密院あるいは元老」[72]（ジョージ・アチソン）と称されたバターン・ボーイズの忠誠に支えられ、イデオロギー的にも人的系譜においても多様な諸集団を包容し、そのバランスの上に君臨していたのである。

SCAP内部における権力闘争の操作を通じて政策の変化を実現するマッカーサーの方式は、内部的な統御技術としても、日本国民に対する統治技術としても、きわめて巧妙であったといえる。なぜなら、SCAP内の対立は一種の忠誠競争に転化し、日本側は占領政策の転移をSCAP内の勢力争いという次元で受けとめ、いずれにしても、マッカーサーは「慈悲深い専制君主」（ガンサー）のポーズをとりながら、超然的支配をつづけることができたからである。

占領開始後二～三年になると、日米双方の行政官僚の間だけでなく、SCAPと日本側の政治勢力の間に、一種の親和関係が形成され、ときとして国内的な政争に発展したこともあった。

こうした局面は、SCAPの厳重な報道統制に反感を抱くアメリカの新聞、通信特派員によって誇張されたきらいもあるが、自由党吉田派に近いG－2と、社会党、民主党を中心とする「中道政権」を支持した民政局の抗争は、昭電事件、山崎首班問題によってクローズアップされることになる。

初期改革の段階においては、民政局に押された気味であったG－2が、徐々に反撃に転じたのは、SCAPの反共反ソ路線が露骨になってきた一九四六年後半からであった。

それは、いかにも情報、謀略を本務とするウイロビーにふさわしい手段を併用して進められた。一九四六年一一月の『ネーション』誌は、五月の食糧メーデー弾圧以後SCAP内の反動政策が強まり、ウイロビーによる左翼分子の摘発と追放が着手されている、と報じたが[73]、翌年四月ウイロビーは指揮下の民間諜報課（CIC）と陸軍省の裏づけ資料の調査に基づき、「SCAPへの左翼主義者の浸透状況[74]」と題した報告書をマッカーサーに提出した。

一九四八年に入ると、ウイロビーはマッカーサーの支持が民政局からG－2に移りはじめたことを感じとり、標的を左翼分子から民政局を中心とするニューディーラーに拡大し、思想調査だけでなく日本の警察官をも動員して、彼らの政治的失脚をはかるに至る。この策謀は、ホイットニーの抗弁にもかかわらず、ある程度成功し、同年末までに、SCAP内の進歩派分子はつぎつぎと本国へ送り返されていった[75]。

同年一二月、ケーディス民政局次長は、ホイットニー民政局長の旅行命令（T・O）で「陸軍省にGHQの基本的構想を了知させる[76]」(to acquaint the War Dept. with the basic thinking of GHQ) 任務を与えられ、一二〇日の予定でワシントンに出張したまま帰らず、翌年五月三日現地で辞職した。

ケーディスが日本へ帰ることを断念したのは、ウイロビーらの事前手配もあって、陸軍省や議会方面に対する説得

が成功しなかったこともあるが[77]、いわゆる中道政権の維持に固執するあまりの山崎猛首班工作[78]が失敗して、G－2が後盾となった吉田内閣が出現し、急速に「逆コース」の道をたどり始めた日本に彼が復帰してくる余地はなかった。

一九四九年五月、彼がニューヨークの外交評議会で試みたつぎのような演説は、日本の改革に賭けたニューディーラーたちの伝道者的情熱とその挫折感を表現した一つの記念碑となった。

「SCAPが目下直面している緊急の課題は、政治的・経済的安定の達成を名目に、改革を押しつぶそうとしている勢力を巻き返すことである。今や右翼分子 the Right は、共産主義に対するヒステリックな恐怖感を利用して団結、集会の自由を圧迫し、警察の民主化と地方分権化を無効化しようとしている。しかし、マッカーサー元帥から与えられた貴重な自由を味わった日本国民はそれを守り抜こうとするだろう[79]。」

ニューディーラーの退場は、過去一年半にわたって日本の政治を支配した中道政権の没落を促した。一九四九年一月の総選挙で反共と自由経済を標傍した民主自由党は絶対多数の勝利を獲得し（二月一六日第三次吉田内閣成立）、以後占領の終了まで保守安定政権の支配がつづいた。それは、はからずも「九原則及びドッジ安定計画の実施にとって恰好の政治的基盤を提供[80]」することとなったのである。

（1）同一レベルのメルクマールでも、ケナンの来日（一九四八年三月）、ヤング・ミッションの来日（同五月）等、最近まで詳細が明らかにされなかったものは、今まで見落とされがちであった。占領政策転換の決定的時点をどの段階に求めるかという興味深い課題について従来の研究はまちまちであり、人によって相当の幅がある。ホランドは一九四七年五月のアチソン演説、ビッソンはジョンストン報告書の時点をあげ、ウオード教授は一九四七年二月の二・一ストに転換の起点を求め、ドレーパー、ジョンストンが来日した一九四八年三月を頂点とみなす (E. M. Martin, *The Allied Occupation of Japan*(N. Y., 1948), Preface by W. L. Holland; T. A. Bisson, *Zaibatsu Dissolution in Japan* (Berkeley, 1954), p. 142; Robert E.

Ward, "The Legacy of the Occupation," Passin (ed.), *The United States and Japan* (1966), p. 49.

このように、転換の時点について諸説が分かれるのは、ダンがいうように、それが「劇的でないプロセスをとり、単一でない政策主体によって推進されたから」といえようか (Dunn, *op. cit.*, p. 73.)。

(2) Ball, *Japan : Enemy or Ally ?*, p. 182.

(3) V. P. Dutt (ed.), *East Asia: China, Korea, Japan, 1947–1950* (London, 1958), pp. 631–37.

(4) 一九四七年七月以降、国務、陸軍両省は日本経済の回復計画をそれぞれSWNCCに提出して審議（国務省起草のSWNCC一三八一と陸軍省起草の三八四）を進めていた。いずれも基本構想については異存はなかったが、国務省が極東委員会の了解を得られる範囲にとどめようとしたのに対し、陸軍省は八月に極東委員会の政策決定がおくれがちであることを理由としてアメリカの単独行動を正当化するSWNCC一三八〇を提出し、マッコイ米代表から「極東委員会の危機を招く」として反撃された。結局、ドレーパーの説得で国務省はSWNCC一三八四の表現を柔らげた形でマッコイ声明として公表することに同意した (McCoy to Hilldring, Aug. 11, 1947, Saltzman to SWNCC, Oct. 9, 1947, Saltzman to Draper, Nov. 12, 1947, *FRUS 1947*, VI, pp. 272–75, 302–04, 313–17; McCoy's Statement, *FRUS 1948*, VI, pp. 654–55; Hussey memo, Dec. 6, 1947, Hussey MSS., CSGPO to CINCFE, Jan. 22, 1948 (W94476), Hussey MSS.

(5) 一九七二年九月一九日、筆者のドレーパー氏からのヒアリング（大蔵省資料Z一〇七一一）。

(6) *New York Times*, Oct. 2, 1947, 19:2, Feb. 16, 1948, 5:3.

(7) ヴィクター・ベーロ『最高の金融帝国』、一九五八年、第一六、一七章。竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、一九七〇年、一二四、一四〇ページ。

(8) Hussey memo, Dec. 6, 1947, Hussey MSS.

(9) 一行はケナン（公使格）のほかにニートランド・ヴァン・R・シュイラー准将、ハリー・O・バクソン大佐、マルコム・ギルクリスト中佐（以上は参謀本部作戦部）、マーシャル・グリーン（国務省）、秘書のくスマン嬢から成り、滞日期間は三月一日から三月一一日まで（途中フィリピンを往復）であった (FEC memo, Feb. 27, 1948, MacArthur Memorial.)。

(10) ケナン、ドレーパーの両氏は、マ元帥の説得に成功した、という印象を受けている (Kennan, *op. cit.*, p. 386. 前掲ドレーパー氏からのヒアリング）が、三月一日、五日、二一日のマッカーサー＝ケナン会談（二一日はドレーパーも参加）の記録は多くの論点で見解が分かれたことを示している (*FRUS 1948*, VI, pp. 697–712.)。

(11) 前掲ドレーパー氏からのヒアリング。

(12) Kennan, *op. cit.*, p. 378.

(13) *Ibid.*, pp. 391–92; *FRUS 1948*, VI, pp. 691–96.

(14) Kennan, *op. cit.*, p. 392. 一九七四年三月二八日、筆者のボートン氏からのヒアリング（大蔵省資料Z一〇七一二三）。

(15) Petersen to Hilldring, July 22, July 24, 1947; State-War memo, Oct. 29, 1947, Draper, to Lovett, Nov. 20, 1947, *FRUS 1947*, VI, pp. 415–18, 421, 436–37, 441.

(16) 「海外調査相談所」は、一九一九年に創立され第二次大戦中、平の契約非業で急成長したマググロー建設会社 Fran H. McGraw and Company を筆頭に、技術コンサルタント一〇社が加わって一九四七年に創立された。所長のストライクは、マググロー社の社長でもあり、こうした点からベネットは、ストライクがマググロー社（第一次調査）、「海外調査相談所」（第二次調査）を使い分けしている、と非難した (Martin Bennett, "Japanese Reparations: Fact or Fantasy?," *Pacific Affairs*, June 1948, p. 189; McGraw file, Feb. 5, 1949, Suitland Papers, Z 703—1, No. 11.)。

(17) Bennett, *op. cit.*, p. 190.

(18) 表4-9でわかるように、鋼塊の場合をとってみると、ポーレー報告の現有能力（残置能力＋撤去能力）は一一二五万トンとなっているのに対し、ストライク報告(B)は七六八万トンで、ポーレーはそれを上まわる九〇〇万トンの撤去を勧告する奇妙な結果となっている。平均して両者の間には三〇%程度の見積り差がみられる。

また、ストライク報告(B)は、撤去および再据付費用について、日本負担分八・一億円、請求国負担分九・二億円（一九三九年価格）と算出し、それが賠償総額二四・四億円の約七割に達すること、再据付期間として一二～三六カ月を要することも指摘していた (Brenn, *op. cit.*, pp. 93–95.)。

(19) Industry Division (ESS) memo, "Comments on OCI Report," March 3, 1948, Suitland Papers, Z 703—1, No. 19.

(20) Director General of Japan Reparations Board to ESS, May 20, 1948, Suitland Papers, Z 703—1, No. 20.

(21) ESS memo, May 26, 1948, Z 703—1, No. 22.

(22) ジョンストン報告書は，ジョンストン，ホフマン，ローリー，シドニー・H・シェフー（ニューヨーク繊維製品仲買商代表）の連名で陸軍長官に提出されているが，使節団にはこのほか，フレデリック・A・ウイリアムス（元キャノン織物会社社長），ジョセフ・F・ジェイコブス（南朝鮮駐留米軍司令官政治顧問），ベーベート・フアイス博士（陸軍長官特別経済顧問），アレキサンダー・リップマン（財務省エコノミスト），チェシェルダイン陸軍大佐（陸軍省民事部）らが含まれ，計一三名であった。

(23) Bishop to Butterworth, Dec. 17, 1948, *FRUS 1948*, VI, pp. 1064–65.

(24) 岡野鑑記『日本賠償論』，一九五八年，一二二，一二八ページ。

(25) Ball, *op. cit.*, p. 132; *Political Reorientation of Japan*, II, p. 776.

(26) 一九四九年九月一日，ウェルシュのフアイ・ベータ・カッパ協会日本支部における「日本の将来」(“Future: Japan”) と題した講演記録 (Schenck MSS.)。

(27) Kingman Brewster, *Antitrust and American Business Abroad* (N. Y., 1958), p. 42.

(28) Forrestal memo, Nov. 1947, Hussey MSS.

(29) Kozo Yamamura, *Economic Policy in Postwar Japan* (Berkeley, 1967), p. 23; Hadley, *Antitrust in Japan*, p. 11.

(30) ナショナル・シティ・バンクのチェンバレンは一九四七年一一月二五日，渡辺大蔵省渉外部長に，「ドレーパーから電報が来たことは事実にてウェルシュの独断はチェックせらるべし，ホイットニーの近く替るという噂を米新聞記者よりよく聞くが真相は判らない」と語っていた（渡辺武日誌）。ウェルシュは，一九七四年三月二一日，筆者のヒアリングにおいて，マッカーサーは事前には集排法の細部は知らされていなかった，と述べ，それにもかかわらず，マ元帥がウェルシュを支持したのはSCAPの威信を考慮したからでもある，と示唆した（大蔵省資料Z一〇七—二三）。

(31) このメモは，光藤俊雄氏（当時終戦連絡事務局）が読売新聞記者を通じてSCAP広報局長のフレイン・ベーカー准将 Brig. Gen. Fraine Baker より入手したものであった（大蔵省資料Z五一四—一）。

(32) Wisner to Lovett memo, Dec. 1, 1947, State Dept. file.

(33) SCAP (MacArthur) to Dept. of Army (Z36542), Jan. 26, 1948, Suitland Papers, Z 703—10, No. 1.

(34) 前掲一月二六日の電報で，SCAPは団長，司法省反トラスト部の専門家，証券取引委員会の証券企業会計に関する専門家，企業経営家，技術家から成る構成を要望した。

実際に派遣された顔ぶれは，団長キャンベルのほか，ジョセフ・B・ロビンソン Joseph B. Robinson（ロビンソン連結器会社社長，技術家出身），エドワード・J・バーガー Edward J. Burger（クリーブランドのベブリック・サービス会社副社長），ウオルター・R・ハッチンソン Walter R. Hutchinson（元司法長官特別補佐官），バイロン・D・ウッドサイド Byron D. Woodside（証券取引委員会企業金融部副部長）であったが，ウッドサイドを除く四人は，いずれも当時の紳士録に記録されていない (Hadley, *op. cit.*, p. 167.)。五人委員会は，二月五日陸軍省民事部の指令で編成に着手し，四月二六日宣誓式を行なった。その最終報告は一九四九年七月一五日マッカーサー元帥あてに提出された (Campbell to Marquat, June 4, 1948; Robinson to MacArthur, July 15, 1949, Suitland Papers, Z 703—10, No. 4.)。

(35) Marquat to CAD, Dept. of Army (draft), Nov. 25, 1947, Suitland Papers, Z 703—12, No. 17.

(36) 渡辺武日誌。

(37) ウェルシュは在独軍政部反カルテル課と連絡をとっていて，ドレーパー経済部長の陸軍次官就任によりドイツと同じような政策転換が生じるのを予想して，その前に既成事実を確立しようとあせっていた（前掲ウェルシュ氏からのヒアリング）。

(38) Scheier, *op. cit.*, pp. 32–33.

(39) Hadley, *op. cit.*, pp. 113–14.

(40) *Ibid.*, p. 115.

(41) Freile (ESS) memo, Apr. 17, 1948, Suitland Papers, Z 703—12, No. 28.

(42) ESS memo, Apr. 18, 1948; SCAP to Royall, Apr. 27, 1948, Suitland Papers, Z703—12, No. 30.

(43) Memo, Campbell to Marquat, Aug. 19, 1948, Suitland Papers, Z703—12, No. 48.

(44) Hadley, *op. cit.*, p. 173.

(45) Hadley, *op. cit.*, p. 72. 前掲ウェルシュからのヒアリング。

(46) 反トラスト・カルテル課の当初の試案は，日本をほぼ七つの金融市場地区に分け，あらゆる銀行は，この地区のひとつ以外には支店業務を許さない，とするもので，アメリカの商業銀行制度に近かった。この案は結局廃案され，五大銀行だけを指定し，各行を少なくとも二つ以上，多くとも三つを越えない独立銀行に分割する，という第二案が検討された (C. M.

Hamm, "Deconcentration of Economic Power," Aug. 9, 1950, SCAP file, p. 24; Hadley, *op. cit.*, p. 163. なおウエルシュは、一九四八年四月の段階で、九つの銀行を対象にしたい、と述べていた(ESS memo, Apr. 18, 1948, Suitland Papers, Z 703—12, No. 29.)。

(47) 一九四八年一月二六日付のワシントンあてSCAP電（前掲）では、鉱工業、配給、サービス、保険、銀行（六行を予定）の順序で指定するが、後の二者の指定基準は別に作成する予定、と述べていた。

(48) 渡辺武日誌、一九四八年七月三一日。

(49) 四月一七日のESS会談で、マーカットはウエルシュに銀行の分割は中止するが、その代わりに金融業法で銀行を統制すればよい、と説いていた(ESS memo, Apr. 17, 1948, *op. cit.*)。そして七月二九日銀行除外の方針をHCLCに伝達したとき、ウエルシュは金融業法によって同一目的を達成するつもりである、と付言していた（Welsh memo, July 30, 1948, Suitland Papers, Z 703—12, No. 44.)。

(50) Memo, LeCount to Marquat, May 28, 1948, Suitland Papers, Z 703-15, No. 10.
なお、ケーグル（財政課金融班日銀係長）は、一五年間連邦準備制度理事会事務局に勤務したエコノミストで、検査部次長から、一九四七年九月SCAPに赴任した（日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成（昭和二十年八月—二十七年）』、一九六七年、一四六ページ)。

(51) 金融制度改革に関する日本側の検討作業は、第一次金融制度調査会（一九四五～四六年、大蔵省所管の金融庁設置案等）が解散したのち、第二次金融制度調査会（一九四六年一二月～四七年一一月）の答申を受けて、一九四七年一二月大蔵省によって「金融業法案要綱」がまとめられ、SCAPへ提出された。それは(1)民主化、(2)公共性、(3)各分野の調整、等を中心に金融業種別の具体的規定を盛り込んだもので、通貨信用委員会（各界代表一一人より構成）を大蔵省内におき、金融行政の基本を律する構想であった（「金融業法案要綱」一九四七年一二月四日、日銀調査局前掲書、一〇九、一二四—二五ページ)。

(52) 八月一七日案の概要は、七月一五日付のマーカット発芦田首相あてメモランダム("Overall Revision of Banking Structure," July 15, 1948, Suitland Papers, Z 703—15, No. 12.)ですでに日本政府へ通報されていた。一七日案の全文は大蔵省資料、日銀調査局前掲書、一四八—五四ページに収録されている。細部については、大蔵省事務当局とESSの間で頻繁に開かれ

た説明会の応答要旨（八月一九、二〇、二三、二五、二七日、九月九日、大蔵省資料Z五二六—六—四）や渡辺渉外部長の日誌（八月一七、一八、一九、二〇、二三、二五日、九月一、二、三日等）を参照されたい。(1)～(4)は、八月一七日案および、その後日本側とSCAPの折衝の間に明らかとなった要点の双方をまとめてかかげた。

(53) 占領開始後、日本政府の各省庁は大幅な再編成を求められていたが、大蔵省は無風地帯におかれていた。一九四六年民政局がジョン・マキ John M. Maki（日系二世の政治学者）を主務者として各省の機能分析をこころみたときも、大蔵省については、その「非政治的、技術的性格と重要な業務内容」に鑑み、銀行行政について若干の問題はあるが、予算に関する権限はむしろ強化されるべきである、とし、結論的には「さしあたり、何らの改変を必要としない」むね勧告していた(Maki memo, July 18, 1946, Hussey MSS.)。
ところが、一九四七年末、行政調査部（翌年春廃止）の改廃にからんで、「スーパー・ミニストリ」である大蔵省から主計局を分離して首相直轄の予算庁に改変しようとする構想が民政局内に生まれ、大蔵省は主計総局案（行政調査部を吸収して大蔵省内に設置）を示して陳情を重ねた。民政局案に対しては経済科学局内でも、反トラスト・カルテル課、労働課、調査分析課は同調したが、財政課が強力に大蔵省を援護したので、一九四八年三月ごろを頂点に停頓したまま、七月の行政管理庁設置で終止符を打った(Memos Ross to Marquat, March 3, 1948; Welsh to Marquat, March 15, 1948, Suitland Papers, Z 703—27, No. 4, No. 8. 渡辺武日誌、一九四八年三月二、一二、二四日、四月七日、行政管理庁「行政管理庁設置を巡り展開せられた予算庁問題の経緯」、一九四九年八月二六日)。なおアメリカでは、一九二一年、予算局が財務省内に設置されたが、一九三九年に大統領府直属に変わっている。

(54) 八月二四日マーカット＝栗栖会談録（大蔵省資料Z五二六—六—四)。

(55) 日銀調査局前掲書、一七九—八〇ページ、日本銀行資料、第四集・第一巻、四八七—九〇ページ。

(56) 大蔵省資料Z五二六—六—五（日付不明、一九四八年九月?)。

(57) ESS memo, may 22, 1948, Suitland Papers, Z 703—15, No. 8.

(58) LeCount to Marquat, May 28, 1948, Suitland Papers, Z703—15, No. 8.

(59) 日本銀行資料、第四集・第一巻、四五八—六六ページ。

(60) 大蔵省資料Z五二六—六—五。

(61) CSCAD (Army Dept.) to SCAP (W 91507), Oct. 27, 1948, Suitland Papers. 日銀調査局前掲書，二〇二ページ。

(62) Memo, Cagle to LeCount, Dec. 28, 1948, Suitland Papers, Z 703—15, No. 19. 四項目というのは，(1)日銀に全銀行を統制する権限を与える。しかし，銀行新設の認可権は大蔵省に残す，(2)日銀に銀行の支払準備統制権を与える，(3)銀行統制に関する大蔵省の諸権限を日銀に移し，その独立性を高める，(4)通貨と信用に関する追加的権限を日銀に与える，というようなものであった。

(63) Memo, LeCount to Marquat, Dec. 31, 1948, Z 703—15, No. 20.

(64) 証券制度の改革全般については，SCAP, "Non-military," #39, Money and Banking, Chapter Ⅲ; T. F. M. Adams, *Japanese Securities Markets: A Historical Survey* (Tokyo, 1953), Chapter I. 志村嘉一「証券制度改革」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革　7，経済改革』)，一九七四年，および本財政史第一四巻「証券」を参照。

(65) Robert E. Ward, *op. cit.*, p. 51.

(66) 国公法の改正はワシントンの支持を背景とするフーバー公務員課長の主導によって進められ，マッカーサーは，労働課や民政局の猛反対を押えて，フーバーの主張を採択した。フーバーの論拠は，スト権を容認している日本の国公法を国家公務員のスト権を認めないアメリカ本国の慣行に一致させるよう改正すべきである，というのであり，典型的な「行きすぎた改革」の是正例であった。そしてマッカーサーの前での七時間にわたる論争（七月六日）に敗れたキレン労働課長は辞任した（竹前前掲書，二二二—二二六ページ）。

(67) Mark Gayn, *Japan Diary*, p. 341.

(68) 『ニューズウイーク』誌のベケナムが，渡辺大蔵省渉外部長に語った談話（渡辺武日誌，一九四七年五月三〇日）。マッカーサーが片山哲に共産党をふくむ革新連合を示唆して，片山から「認識の浅さ」を注意されたこともあった（片山哲『回顧と展望』，一九六七年，二六三ページ）。

(69) Gayn, *op. cit.*, p. 42; Kahn's Article in *Newsweek*, Aug. 4, 1947.

(70) たとえば一九四六年一〇月一〇日，東京のスタンフォード・クラブにおけるウィロビーの演説 (Gayn, *op. cit.*, p. 342.)，日本の再軍備に関する警告的報道は，外務省の早期講和準備とからんで一九四七年中期ごろからしばしば伝えられるようになる (Ball, *op. cit.*, p. 188; *FRUS 1947*, VI, p. 221.)。

(71) Bradley to MacArthur, Nov. 12, 1947, May 20, 1948, MacArthur Memorial.

(72) Atcheson to Secretary of State, Nov. 7, 1945, *FRUS 1945*, VI, p. 837.

(73) Harold Strauss, "Right Face in Japan," *Nation*, Nov. 23, 1946.

(74) それはすでに数名の「コミニスト」が解雇されたことを明らかにしたのち，疑惑の目をIPRのメンバー，戦後市民権を得たロシア・東欧系の職員に向け，ビッソン，グランジェフ，ハドレー（以上民政局），コーヒン，コスタンチーノ（以上労働課）らの身上調査を添えて，機密漏洩の懸念を強調し，同時に彼らと親交のあった一部のジャーナリスト（フロム，ゲイン，ウォーカー，コンデラ）も枢軸にあげていた。ウィロビー『知られざる日本占領』，一九七三年，一六二—一六六ページ。

(75) SCAP職員の追放者については，ベースによるものと，逆帰の転任や自発的帰国との境界が必ずしも明瞭でないため，一部の文献では誇張して伝えられている。一九四六年春に帰国したダイク民間情報局長，ソープ准将，J・K・ニマンらの場合は，むしろ後者のカテゴリーに属すとみなすべきであろう。

ほぼ確実な追放者とみなしてよいのは，一九四七年では「忠誠審査」(Royalty Check) にひっかかったスタンチフィールド（労働課），ミラー（物価配給課），キーニー，アンダーソン（いずれもCIE）の四名であるが，ハッセーの抗議メモによれば，実際には些細な違反理由を付けられて帰国させられた，という (Hussey memo, Sept. 7, 1947, Hussey MSS.)。翌一九四八年には，八月に物価配給課長のアルバーが「忠誠審査」にかけられて帰国したことが『ニューヨーク・タイムズ』に報道されている。ウィロビーが指名した前記の要注意人物も多くが前後して帰国しているが，詳細は明瞭でない。

(76) Letter, Kades to Author, June 5, 1974.

(77) ウィロビー前掲書，一五八—一五九ページ。なお，ケーディス氏の筆者に対する談話（一九七一年六月三〇日）によれば，辞職の決意を固める契機になったのは，ドッジ，ロイヤルの訪日（一九四九年二月）であった，という。

(78) 芦田内閣の総辞職に当たり，ケーディスらは吉田内閣の出現を防止するため，民主自由党幹事長山崎猛を離党させ，彼を首班とする中道政権を樹立しようと企てたが，G－2と連繋した民主自由党吉田派の巻き返しが成功して，一〇月一九日第二次吉田内閣が成立した。

(79) Statement for delivery at the Council on Foreign Relations, New York City on May 10, 1949 by C. L. Kades, Suitland

Papers, Z 703—30, No. 3.

(80) 鈴木武雄『現代日本財政史』第三巻、一九六〇年、一五ページ。

第三節　ドッジ改革

一　ヤング・ミッションと中間安定

一九四八年一月、SCAPのアルバー物価配給課長は、一九四七年後半における経済諸指標の好転を分析しつつ、「インフレーションはまだしばらくつづくと思われるが、日本経済は、一時的にせよ相対的安定期に入った」[1]と観察した。

五月末に発表された日本政府の第二次経済白書も「現在のわが国経済を十ヵ月前に比べると、国民生活は依然として苦しい状態にあるけれども、国内における石炭の増産と国際関係における連合国の対日援助増加を中心として、経済再建の見透しは、著しく明るさを加え……物価の騰貴も昨秋以来ややその速度を弱め、インフレーションの破局化を避けうる希望も生れてきた」と書いていた。

たしかに鉱工業生産は、一九四七年の四〇%台から一九四八年には五〇%台をこえて、年末には七八%強（一九三〇—三四年水準比）まで上昇し、日銀券の年間膨張率も一三五%から四七%へ鈍化していた。

しかし、インフレの前途については、なお警戒すべき材料も少なくなかった。金融緊急措置時の三・三物価体系（一九四六年三月）に代わって、一九四七年七月に設定された新物価体系（七・七体系、重要物資の公定価格を戦前

表 4-12　1948～49 年の経済指標

	1948年				1949年			
	日銀券平均発行高指数(1)	東京卸売物価指数(2)	GHQ 鉱工業生産指数(3)	失業率(4)	日銀券平均発行高指数	東京卸売物価指数	GHQ 鉱工業生産指数	失業率
	1948.1[1)]=100	1948.1=100	1930—34=100		1948.1=100	1948.1=100	1930—34=100 (1932—36=100)	
1月	100.0	100.0	47.0	1.4%	157.1	223.3	76.8(67.2)	0.9%
2	99.4	101.1	50.7	1.1	149.2	230.6	79.6(69.5)	1.3
3	101.3	101.9	56.2	0.7	147.2	231.6	87.8(76.2)	1.1
4	101.1	102.2	58.3	0.7	144.5	242.2	91.9(79.3)	1.2
5	102.7	103.6	61.8	0.5	143.3	247.0	88.4(76.2)	1.2
6	104.1	110.3	64.1	0.5	138.5	246.1	89.9(78.7)	1.0
7	109.1	158.1	68.9	0.4	136.6	246.4	(80.7)	1.0
8	114.5	185.2	70.2	0.4	138.2	250.5	(79.5)	1.0
9	118.3	200.3	76.4	0.4	136.5	255.0	(79.0)	1.3
10	124.8	203.9	77.1	0.8	139.6	257.5	(80.6)	1.0
11	131.7	218.0	77.5	0.6	136.6	257.6	(79.6)	0.9
12	147.3	220.1	78.7	0.7	147.3	257.3	(82.4)	1.0
平均	112.9	150.4	66.7		143.1	245.4	(77.9)	

(注)　1)日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和24年版，1934—36＝100 の数値を1948年1月＝100 に換算，2)日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和 25 年版．3) Programs and Statistics Div., ESS, GHQ/SCAP, *Japanese Economic Statistics*, No. 35, Section 1 (July, 1949). ここでは「鉱工業総合」指数を示した．これに「公益事業」を含めた「工業活動」指数は，10～20％程度高目になる．なお1930—34＝100 の指数は，1949年6月で打ち切られた．1949 年は GHQ の 1932—36＝100 の指数をかっこして併記した．4)総理府統計局の労働力調査により，失業者数／総労働者総数を算出．

水準の六〇～六五倍に、賃金水準を二七・八倍の一八〇〇円ベースにくぎづけする）は、物価と賃金の悪循環的上昇で一年を経ずして崩壊し、一九四八年六月には、新々物価体系（補正体系）へ改定された。とくに賃金の上昇で、物資生産コストと公定価格の開きは拡大し、その差額は、価格差補給金と日銀信用による復金の赤字融資増加によって補塡されていた。

新々物価体系は一時的に公定価格とヤミ価格の格差を縮めたが、三七〇〇円の賃金ベースは、労働攻勢の激化で、

秋に入ると大幅な改定が避けられない情勢となり、年末の一九四九年度予算案をめぐる政府内折衝では、五三〇〇円または六三〇〇円への賃上げが論議されていた。

第三次経済白書（一九四九年三月）は、一方でインフレの緩慢化、物価騰貴の鈍化等の「経済安定へのきざし」が出ていることを指摘しつつも、他方では「入超の累積、企業経営の不健全性、国内物価体系と国際物価体系のアンバランス、見せかけの過剰生産」等の不健全な事態が改善されていないことに警戒していた。

ところで白書にみられる楽観論と悲観論の並立は「一挙安定論」と「中間安定論」の論争に代表された経済復興をめぐる現状認識と方法論の対立を反映していたといえよう。

「一挙安定論」は、インフレを収束するためには通貨改革をともなう根本的処理が必要であるとする立場で、のちのドッジ・プランに近く、鈴木武雄、木村禧八郎氏ら一部の財政学者によって主張されていた。[2] これに対し「中間安定論」は「ダラダラ安定」とも呼ばれたように、生産の増強を進めながらインフレをなしくずし的に処理しようとする考え方で、経済安定本部を中心とする官庁エコノミストや、安本系の経済学者によって唱えられたが、その背後にはアメリカの援助増加や外資導入に依存する思惑がひそんでいた。「外資導入内閣」と呼ばれ、機会あるごとに外資の大量流入の可能性を唱えていた芦田内閣は、結局「中間安定論」に立脚した経済路線を採択した。[3]

一九四八年五月に安本を中心として立案された経済復興計画第一次試案も、五ヵ年間で一九三〇—三四年の経済水準に復帰する目標をかかげていたが、準備期間（約半年）、中間安定第一期（次の約一年）、同第二期（次の約半年）と約二年をかけて、なしくずし的なインフレ克服・経済安定をはかる方針を示すと同時に、合計一六億ドル余と見込まれる国際収支の赤字は、アメリカの援助または外資に依存することを前提としていた。また六月中旬に安本からSC

表 4-13　目標年度における日本経済の復興目標

	基準年次(1934年)	(A)経済復興計画第1次試案(1)	(B)経済復興計画(2)	(C) Green Book(3)	(D) Blue Book(4)	(E) 1948年実績(5)
日付(年月日)		1948. 5. 17	1949. 5. 30	1947. 10	1948. 11	
計画期間		1948～52	1949～53		1949～53 (FY)	
目標年度		1952	1953	1953 (FY)	1953 (FY)	
鉱工業生産指数	100	130	134	100 (135)	135	59
石炭年産(万トン)	3,117	4,400	5,000		4,800	3,477
鋼材年産(万トン)	220	230	305		300	118
輸出(100万ドル)	1,737	1,647	1,511	(1,640)	1,325	259
輸入(100万ドル)	2,187	1,657	1,581	(1,540)	1,500	683
国民所得指数	100	121	129			86
摂取カロリー(1日当)	2,242	2,111	2,202	2,130	1,950	1,719
備考		海外援助を期待		所要資金1,200(950)百万ドル	1949—52に米援助13.6億ドル見込	

(注)　(1)(2)(5)　林雄二郎『日本の経済計画』I.
(3)　ESS/SCAP, Possibility of Balanced Japanese Economy, Oct. 1947, Suitland Papers, Z 703-40, No. 3, Condition A〔環境不変〕と，B〔環境改善〕の二つがあり，Bは（　）内に示した.
(4)　ESS/SCAP, Program for a Self Supporting Japanese Economy, Nov. 1948, Suitland Papers, Z 703-31.

APに提出された「中間的経済安定計画」(Program of Interim Stabilization)も「我国経済の安定のためには、外資の援助がなければ絶対不可能」と断定し「海外の経済的援助が本格化し、食糧事情の好転の可能性を期待しうる時期まで、即ち本年一〇月末ごろまで」は準備期間として様子を見る他力依存ぶりを露呈していた。(4)

実際には、アメリカ本国における救済中心のガリオア援助から経済復興を主眼とするECA援助への切りかえは、議会方面で難航したすえ否決され、大幅に削減された復興援助費（エロア援助）がガリオア予算の枠内で認められたに

すぎず、綿花クレジットを除くと、民間外資は対日進出に対しきわめて警戒的であった。それにもかかわらず、日本側の期待感の高まりをアメリカ側が容認するかの態度をとっていたのは、対米依存ムードを経済政策上のバーゲンとして利用しようとする配慮が働いたものと思われる。

のちに記すように、九原則に対する日本側の抵抗を最終的に霧散させたのは、まさに援助の打切り、という切札だったのである。もっとも、同じアメリカ側でもワシントンとSCAPの間には相当な感覚の差異があり、SCAPに関するかぎりは、日本政府の中間安定路線を積極的に否認したわけではなく、むしろ同調する方向をとっていた。この時期までには、いわゆる渉外外交を通じて、日米の事務官僚の間には多かれ少なかれ一種の親和関係が成立しており、日常の折衝を通じてSCAP官僚は、既成事実の積重ねに深くコミットしていた。加えて、SCAPエコノミストの間では、インフレーションの理論的アプローチについても、ブロンヘンブレナー教授が分類したように「石橋流ケインジアン理論」から「健全財政主義」に至る「六つの異なるセオリー」が乱立してまとまらなかった。(5)

その結果、一九四八年段階におけるSCAPの経済政策は、対症療法的諸施策を列挙し、日本政府の中間安定論を黙認ないし追認する程度にとどまらざるをえなかった。七月にマーカット少将から栗栖安本長官に交付された「経済安定一〇原則」は、こうした微温的政策の代表例であった。(6) また九原則指令に一カ月さきだって完成した経済復興計画のSCAP版である「日本経済自立五カ年計画」(Program for a Self Supporting Japanese Economy, Nov. 1948, ブルー・ブックと通称)は、一四億ドルの国際収支赤字をアメリカ本国の援助に依存するのをはじめとして、安本の第一次試案と似たりよったりの規模と構想を示している。

それはいずれも外力依存の温室経済を当分維持し、単一為替レートの設定をふくむ競争的な国際経済への復帰を引

き延ばすことを想定していたといえる。

経済復興計画第一次試案は、単一レートの設定をインフレの収束が軌道にのるであろう一九四九年一一月以後と目算し、SCAPの担当者は、輸出が年間七億ドルのベースに到達する四九年四～一〇月ごろを想定して複数レート体系を精緻化する作業に熱中していた。(7)

しかし、ワシントンは補給金をともなう複数為替レート制は本質的にインフレ促進的であり、援助は単にこの不健全なシステムの尻を決済するために浪費されているのではないか、と猜疑しはじめていた。

すなわち、当時の複数レート下の貿易では、輸出入レートは物資別の国内公定価格を基準として行政ベースで算定され、国際価格との差額は補助金でまかなわれていたため、入超下にもかかわらず、過剰通貨が撒布され、業者の合理化努力の不足とあいまって、インフレを促進する一因をなしていたのである。経済の安定と単一レートのいずれを先行すべきかは、鶏が先か卵が先かの論争に似ていたが、日本政府とSCAPの共同戦線に直面したワシントンは、単一レートの設定を通じて「一挙安定」を達成しうる可能性をさぐるため、一九四八年五月、連邦準備制度理事会調査統計局次長ラルフ・A・ヤング Ralph A. Young を団長とする「円レート政策に関する特別使節団」(Special Mission on Yen Foreign Exchange Policy) を日本に派遣した。(8)

使節団の表面的な任務は、為替レート設定に関する技術的な検討であったが、五月一四日付でドレーパー陸軍次官からヤング団長に与えられた訓令が「(単一レート) が存在しないため、日本占領の主要な経済上の目的を達成する努力が妨げられていることが明らかとなった」と述べているように、ワシントンは日本経済安定に関するより広範な政策的勧告を期待していたのである。

表 4-14　ヤング勧告，経済安定10原則，同9原則の要点

	ヤング報告の勧告	経済安定10原則	経済安定9原則
日付	1948. 6. 12	1948. 7. 15	1948. 12. 11
形式	ヤング・ミッション→アメリカ政府勧告	マーカット→芦田内閣内示→閣議決定	アメリカ政府→SCAP中間指令 SCAP→吉田首相指令
内容	1. 信用の量的制限 2. 予算支出の20%削減 3. 徴税の強化 4. 原料割当の改善 5. 賃金の安定 6. 外国為替統制の日銀移管 7. 食糧集荷の促進	1. 鉱工業生産の増強 2. 割当・配給制の強化 3. 食糧供出の強化 4. 公定価格の維持 5. 賃金の安定 6. 徴税の強化 7. 租税負担の公平 8. 特別会計の赤字縮小 9. 外国為替統制の確立 10. 信用統制の強化	1. 総合予算の均衡 2. 徴税の強化 3. 信用拡張の制限 4. 賃金の安定 5. 物価統制の強化 6. 外国為替統制の強化 7. 輸出増進 8. 鉱工業生産の増強 9. 食糧集荷の促進
為替レート	48年10月1日までに単一為替レート(270～330円)の設定	言及なし	単一為替レートの早期設定

訓令は為替レートについて、ヤング団長に対し、SCAPと協力して、(1)単一レートの設定が可能か否か、並びに設定される相場を運営するために必要な補足的措置、(2)単一レートの設定を時期尚早と判定する場合には円の軍用並びに貿易外国際的資本取引用の新しいレート、について勧告すべき事項を報告するよう求めていた。NSC―一三(後述)とのかねあいで早急な結論を要請されていたヤング使節団は、五月二〇日東京について以来SCAPとともに不休の検討作業を進め、早くも六月一二日に六九ページの報告書をまとめた。(9) 勧告の要点はつぎのとおりである。

(1)　一九四八年一〇月一日までに一般的な単一為替レートとして、一ドル

対二七〇～三三〇円の間で決定する権限をSCAPに与える。

(2) 一九四八年七月一日までに、軍用レートを一ドル対二七〇円に改定する。

(3) SCAPによる貿易、為替統制の強化。

(4) 経済安定のための補足的諸措置（表4-14参照）。

二カ月前に公表されたドレーパー＝ジョンストン報告が、日本では単一レートを設定するだけの経済条件はまだ成熟していない、と結論していたのに対し、ヤング報告書は、日本経済の現状に対する鋭い分析を通じて、複数レート制が生み出しているインフレ的性格に注目し、「一挙安定論」の立場から早急に単一レートを設定すべきである、との見解を明示した。一ドル＝三〇〇円（SCAPの裁量による上下三〇円の幅を付す）の勧告レートは、(1)現在の輸出額を維持し、ついで増大しうるような高さであること、(2)高コスト産業により効率的な生産を促進させるような低さであること、(3)レート導入直後の数カ月間に進行するインフレに対する適度のクッションとなること、等を考慮して算定されたもので、とくに(1)と(2)については、レート設定時に日本の輸出の八〇％が成り立つこと（バルク・ライン）を前提としていた。

ヤング勧告は、予期されたように、SCAPの拒絶反応を招いた。マッカーサー元帥はただちにワシントンに対し、単一レートの設定自体には同意するが、そのタイミングは、貿易と生産の水準が戦前水準に復帰するまで待つべきであり、かつ強力な経済安定措置を先行させなければ、深刻な社会不安が発生するだろう、との反対意見を上申した。[10]

複数レート制を推進していた経済科学局は、単一レートを採用すれば、デフレ効果どころか、設定の前後に急激な

物価上昇（三〇〇％）をもたらすであろう、と反論した。[11]

このようなSCAPの猛反対を反映して、ヤング勧告を審議した六月二八日の「国際金融問題に関する国家諮問委員会」(National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems、略称NAC）では、陸軍省とその他機関代表の見解が容易に一致しなかった。財務省のスナイダー長官（NAC議長）と国務省のソープ経済担当国務次官補は、複数レートの残置はIMFの原則に抵触すると論じて、ヤング勧告を支持し、ロイヤル陸軍長官は、SCAPが反対する以上強行は望ましくない、との態度をとり、さらに為替レートの設定と同時か、または先行してその他の分野における諸措置がとられないかぎり実効は期待できない、と論じた。

その結果、NACはヤング勧告を採択はしたが、実施のタイミングについては「行政的に可能なかぎり早期に」(as soon as administratively possible) と表現するにとどまり、事実上、一〇月一日を目標とした単一レートの設定構想は流産してしまったのである。[12]

二　NSC―一三と九原則(I)

ヤング報告の採択をめぐるNACの紛糾は、日本経済復興の方法論について、ワシントンとSCAPの間に大きな疎隔のあることを、あらためて露呈した。

ヤング勧告が第七章の「付帯すべき安定措置」(Accompanying Stabilization Measures) において「為替安定について提案された計画が有効に実行される諸条件」で「全部ではないとしても……単一レート設定に先立って実施

可能であり、実施されるべき」として提案した経済安定に関する七～九項目の「補助的措置」は、SCAPから七月一五日に日本政府へ交付された経済安定一〇原則のなかに一応盛り込まれたが、ヤング報告自体はSCAPの要請で公表されないこととなり、単一レートの設定は一〇原則から脱落していた。SCAPが単一レートの早期設定だけでなく、この「補助的措置」についても熱意をもっていないことは明らかであった。

財務省と連邦準備制度理事会は、ヤング勧告の実施を強く主張し、容れられない場合は議会で審議中の対日援助予算を中止すべきである、との強硬論を唱えていた。[13] ヤング使節団のメンバーは、SCAPの反論に応じるため、七月末ワシントンで検討を再開し、八月一六日付で「追加勧告」をまとめたが、論争は枝葉末節にわたる技術的応酬に移行してしまった。[14]

ドレーパー陸軍次官を中心とする陸軍省は、決定的な権限が与えられていなかったヤング使節団の性格からみて、これ以上SCAPと論争を継続するのは得策でない、との判断に達し、勧告の採択を断念して、形式、実質ともにマッカーサーとSCAPを有効かつ確実に統制しうる代替策を検討した。フィアリーの表現によれば「説得は放棄され、実施命令を出すだけ」[15]の段階となったのである。

こうして一九四八年一二月一〇日（日本時間では一一日）、ドレーパーの主導のもとで、NACによって準備された「経済安定九原則」（Nine-Point Economic Stabilization Program）は、極東委員会の中間指令（FEC―三二九）という形式をとってマッカーサー元帥に伝達された。それはSCAPの無条件服従を期待するために、指令発出の権限についての根拠を引用し、さらに国家安全保障会議（NSC）とNACの承認を経由していることが付言されていた。[16]

すなわち九原則は、アメリカの対外経済政策に関する最高の審議機関であるNSCを通過し、大統領の承認を経るという荘重な手続を踏んだのち、アメリカの国家意思として確定したものであった。しかも、九原則は独立した決定ではなく、対日占領政策の転換にともなう新たな総合政策を集成したNSC―一三／二の一部でもあった。

「アメリカの対日政策に関する諸勧告」（Recommendations with respect to U.S. Policy toward Japan）という標題の付されたNSC―一三／二は、一九四八年五月末国務省のケナン政策企画部長を中心として立案され、陸海軍省とNSC事務局の間で若干の修正を経たのち、一〇月七日のNSC会議承認を経て、同月九日トルーマン大統領の承認（一部項目の承認は一一月に持ち越された）を得たものであった。[18] それは「日本が占領の終了後も安定を維持し、自発的意志でアメリカの友好国として残るよう経済的、社会的に強化する」[19]ことを目標に、つぎにかかげるような二〇項目にわたる諸政策を実施に移すよう規定し、「これらの政策と競合し、抵触する従来の指令等は無効とする」[20]と付言していた。

そしてつぎのような各政策の具体化と実施の細目は、国務長官の総括下で関係各省庁に委ねられることとされた。

(1) 対日講和のタイミング
(2) 将来における講和条約の性格
(3) 在日米軍の縮少
(4) 講和後における日本の安全保障
(5) 琉球、南方諸島（小笠原）、南鳥島（マーカス）の長期保有と基地開発

(6) 横須賀海軍基地の利用
(7) 警察力の強化
(8) SCAPの縮小
(9) 極東委員会（一一月二二日承認）
(10) 対日理事会
(11) SCAPと日本政府の関係
(12) 日本政府への権限移譲
(13) パージの緩和
(14) 占領費の減額
(15) 経済復興と経済安定
(16) 連合国財産の処理
(17) 日米文化交流問題等
(18) 戦争裁判
(19) 軍需産業の制限
(20) 賠償問題（未決定）

（注）(5)を部分的に修正し、(20)を追加してNSC一三／三（一九四九年五月六日）となる。

NSC一三／二がとりあげた項目と内容は、三月二六日付のケナン勧告と外見上はほとんど変わっていない。項目としては、軍政から民政への移行を含意した国務省政治顧問のSCAP派遣が落ちて軍需産業の制限が入り、内容的には、沖縄の長期保有が小笠原、南鳥島まで拡張され、占領費の一部ドル払いが削除されたぐらいである。

しかし、裏面では国務省と陸軍省、ワシントンとSCAPの間に少なからぬ対立と論争があったし、それらはNSC決定によってもすっきり解消したわけではなかった。すなわち、前者では占領中および占領終了後における日本の安全保障が最大の焦点となった。すでに三月のマッカーサー＝ケナン＝ドレーパー会談で、日本の再武装を主張するドレーパーと反対するマッカーサーの中間に立ったケナンは、講和の時点の世界情勢により、再武装か完全非武装かを選択すればよい、と論じていた。

ケナンは代わりに、FBIとコースト・ガードをモデルとする中央集権的警察隊および沿岸警察の創設を積極的に要請したが、前者は国務省内の反対で流れ、後者は論争途上の四八年五月にSCAPの指令で、非武装の巡視船二八隻を基幹とする海上保安庁として誕生している。

一方、陸軍省はケナン方式よりも一歩前進した一五万人の「国家警察軍」(National Police Force) を創設する事実上の再武装構想をNSC一三に追加するよう推進していたが、「憲法第九条が非現実的であることは信じるが、このようにあからさまな規定を入れるべきではない」[21]とする国務省の反対で実現せず、単に「警察力の強化」と表現するにとどまった。

しかし陸軍省は、SCAPに対する電報では、第(7)項の趣旨について「警察改革の原則を変えることなしに非武装の日本が占領終了後に効果的な警察力による保護」を獲得できるよう、人員・装備の強化をはかることにある、と説明したのち、「災害または反乱に対処しうる適切な機動的国家警察予備隊」(adequate mobile national police re-

serves for disaster or civil violence）の創設と、治安情報を収集するＦＢＩ型の独立機関を法務庁に設置することを考慮するよう要請している。[22]

「警察軍」または「国家警察予備隊」が当時の国家地方警察を強化した程度のものか、民兵ないしは正規軍を想定していたのか、やや明確を欠くが、それは、ＳＣＡＰやワシントンの関係者間における日本再武装の構図が統一を欠いていたことに起因する、と思われる。

もっとも積極的な再武装論者はアイケルバーガー第八軍司令官で、機会あるごとに「兵士よりも家族数が上まわる」在日アメリカ軍と無武装の日本警察の弱体ぶりを訴え、とくにトンネル、橋、飛行場等が治安上の弱点であると強調して、「コンスタビュラリ」（Constabulary）創設の必要性を説いていた。[23]

ＳＣＡＰの軍事幕僚たちも同調して、一九四八年春の軍事会議では、連隊ないし師団レベルの日本軍を創設し、アメリカ軍が保管している旧日本軍のライフル一〇万挺を配分することに意見が一致したが、ソ連の対日侵略はありえない、と主張するマッカーサーによって却下されてしまった。[24]

同年秋第八軍司令官を辞任して帰国したアイケルバーガーは、各方面に彼の構想を説いてまわり、おそらくは陸軍の意向を受けて一五万人の警察軍創設のアドバルーンをあげ、国際的な反響を招いた。

憲法第九条の誕生にコミットしたという意識の薄いワシントンは、当時西ドイツの再軍備計画を推進していたときであり、朝鮮からのアメリカ軍撤退問題（一九四九年六月撤兵完了）とも関連して、対日講和にひきつづくアメリカ軍の日本からの撤退または兵力縮小を考慮し、それにさきだって日本の再武装に着目したのは自然のなりゆきといえた。[25] また日本の将来の安全保障が不安であるかぎり、アメリカ資本の進出が困難である、という事情も考慮に入っていた。[26]

しかし、すでに記したようにマッカーサーの意向と国務省内の一部の異論によって、ＮＳＣ―一三／二の第(7)項は曖昧な要請のままに終わり、その要請も握り潰されてしまったのである。

三　ＮＳＣ―一三と九原則（Ⅱ）

対日政策の画期的転換を志向したＮＳＣ―一三／二の中心は、九原則によって具体化される日本経済の復興および安定を規定した第(15)項と、ＳＣＡＰの責任、機構を縮小し、占領行政の権限を大幅に日本政府へ移譲して、改革の実施は日本側の自主性に委ねようとした第(8)、(11)、(12)、(13)項にあった。後者は集中排除、金融改革の中止や国家公務員法の改正等ですでに進行しつつあった路線を一段と徹底すると同時に、巨大な官僚機構と化していたＳＣＡＰが、あまりにも細部にわたって日本政府の行政分野に介入している弊害を是正しようとするものであった。

それだけに、アメリカはこの新たな対日政策が軌道にのるまでには、若干の曲折が起こるであろうことを予期していた。ところが、もっとも執拗で強烈な抵抗を試みたのは、極東委員会諸国ではなく、ほかならぬマッカーサー元帥とＳＣＡＰなのであった。

統合参謀本部（ＪＣＳ）はＮＳＣ―一三／二が審議中の段階から、概要を情報としてＳＣＡＰに流していたのであるが、ＳＣＡＰは、復興と改革は両立しない、というケナン流の解釈に承服せず、とくに前記の二大要点については強硬に反対しつづけていた。[27] そして一二月一日にＪＣＳが最終決定を米極東軍総司令官（ＣＩＮＣＦＥ）であるマッ

カーサー元帥あてに伝達するとともに、実施計画を作成し定期的にその成果を報告するよう求めたのに対し、[28]SCAPは元帥の名で、ドレーパー陸軍次官にあててつぎのようにきわめて強硬な抗議電を送った。

「貴電の趣旨は理解できない。NSC―一三／二の諸条項で、米極東軍総司令官としての余の責任領域に属するものは全くないか、あってもきわめてわずかにすぎない。また連合国最高司令官（SCAP）としての余は、すでに承知されていると思うが、極東委員会によって決定された連合国の政策だけに従属し、アメリカ政府は例外的に極東委員会の中間指令という形式によってのみ、余に命令しうる立場にある。九原則の指令はこの形式と手続きに従って伝達されている。NSC―一三／二はCINCFEとしての余に極秘情報として伝えられているが、これを実施に移せば、極東委員会の指令と矛盾を生じるのはほぼ確実である……手続上の問題を別としても、極東委員会諸国との協定を無視するのは、きわめて危険で不測の事態 the most dangerous and unpredictable consequences を招くおそれがある……要求されている実績報告についても、SCAPは陸軍省に定期報告を送っており手続的に違法な事項について報告するのは差し控えたい。[29]」

要するにマッカーサーは、連合国とアメリカ軍を代表する司令官としての資格を使い分けながら、手続上合法的（傍点筆者）な経済安定九原則を除いて、NSC―一三／二の諸政策を実行する意志のないことを通告しているのであった。

この法理論的挑戦に対して、陸軍省や国務省はSCAPの任命権がアメリカ大統領にあると応酬し根気よく説得を重ねたが、マッカーサーは自説をまげず、辞任さえほのめかされて、[30]うやむやに放置してしまった。したがって、NSC―一三の実施は、ジョンソン国防長官が国務省の督促に対し「日本人に対する占領の心理的インパクトを減じる

手段にほとんど手をつけられていない。GHQの人員も減っていない。パージについては何も着手されていないし、警察力の増強と中央化も進渉していない[31]」（一九四九年七月）と答えるような状態のままに推移した。とくに憲法第九条の生みの親であるマッカーサーが、「占領の性格と目的を破壊する」として反発した力の強化ないし「制限的再軍備」(Limited Military Armament)は、まったく手がつけられないままに放置され、朝鮮戦争の勃発の直後にようやく七万五千人の警察予備隊が創設されるのである。

しかし、NSC決定のなかで日本の運命にもっとも深くかかわった経済安定九原則は、対日援助をめぐってNACで一時難航したが、結局ドッジ公使を日本に派遣して予定どおり実施に移されることとなった。

すなわち、日本経済の復興を規定したNSC―一三／二第(15)項を具体化する実施計画は、(8)経済安定措置と復興援助を組み合わせていた。

ところが一二月三日のNACスタッフ・コミティは、予算局から諮問された一九五〇会計年度の対日エロア援助費を否決した。

財務省を中心とするコミティのメンバーは、ヤング報告以来陸軍のSCAP統制力に不信感を抱いており、「強力な経済・財政安定措置がとられない限り、援助資金を注入しても日本経済復興の効果はあがらない」と観念していたのである。

そこでドレーパー陸軍次官はコミティにかけつけて説得に努め、SCAPに従来のような勧告ではなく、指令をもって強力な経済安定措置をとらせることを保証するのと引き換えに、NACがエロア予算の支出に反対しないことを[32]とりつけた。

翌四日、NACは前日の了解の線で正式に経済安定九原則の採用とその厳格な実施を決定した。ドレーパーはマッカーサーにこの旨を報じたのち「占領目的達成に関する最大の危険は日本の経済的崩壊 economic collapse であり……インフレの克服が最大の課題である」というNACの一致した判断を伝え、NACは経済安定措置と援助を交換条件としてしぶしぶ陸軍省案を受け入れたのであるから、SCAPの協力が何よりも必要である、と強調した。[33]

討議に参加したSCAP経済科学局のファイン博士も、別電で「ドレーパーの努力によって、やっとエロア援助が承認された……九原則はヤング報告第七章の勧告にほぼ沿っているが、一〇原則の失敗にかんがみ、よりきびしいSCAPの指導が要請されている」[34]と報告している。

こうして、一二月一〇日、九原則に関するJCS指令は正式にSCAPへ伝達された。

SCAPおよび日本政府の反発ないしサボタージュを懸念した陸軍省は、あらためてこの決定がNSCとNACの一致して推進している重要政策である旨を繰り返したのち、大規模な対日援助の継続は、日本政府がこれらの必要な手段を実行するか否か、にかかっている旨をSCAPが明確に伝えるべきである、と付言していた。[35]

問題は、すでにドレーパーが気づいていたようにSCAPのデコントロールを規定したNSC―一三／二の第(8)、(12)項と、一時的な統制強化を必然的にもたらす九原則実施との矛盾であった。

マッカーサーはただちに陸軍省へ発した返電のなかで、この点を指摘し、「史上類例のない統制の実施なしに指令は実現しえない」し、それは「企業の自由な活動（フリー・エンタープライズ）を基調としてきたこれまでの方向を逆転させ……基本的権利や自由の否認をも伴う……したがって（新政策の）成功は、精神的リーダーシップに依存せざるをえない……さもないと、爆発的な結果が起こるかも知れない」と述べたのち「しかし、余は最善をつくすであろう」[36]、と約束した。

NSC―一三／二の大部を拒絶したマッカーサーも、対日援助と引き換えになっていた九原則指令は、しぶしぶながら受け入れざるをえなかったのである。

四　ドッジの日本派遣

デトロイト銀行頭取のジョセフ・M・ドッジ Joseph M. Dodge が、経済安定九原則の実施にあたって日本へ赴き、マッカーサー元帥を援助するようトルーマン大統領から要請を受けたのは、「九原則」指令が発せられた翌日の一九四八年一二月一一日であった。

タイミングからいえば、「九原則」はすでにアメリカの国家意思として確定していたので、その枠内で、実施段階だけをSCAPの財政顧問という助言者的立場で行動するドッジの役割は、単なるワシントンの執行者にすぎなかったようにみえる。

しかし、「九原則」の形成過程でドッジの見解が非公式にせよ影響していたこと、「九原則」の具体的な実施計画の作成は、大部がドッジの来日後に着手されたこと、何よりも、大統領を頂点とするワシントン官僚機構の全面的な支援体制が保証されていたことは、ドッジの個性をかなり大胆に反映した政策の展開を可能にした。

したがって、日本の戦後経済史に一時期を画したいわゆるドッジ・ラインの評価は、多かれ少なかれ、銀行家・財政家としてのドッジ自身の個性を抜きにしては論じられない。ともあれ、この段階における「九原則」の実施責任者として、ドッジほどの適任者は他になかったであろう。

彼を起用することを発案したのは、大戦中に陸軍省で、戦後は在西独アメリカ軍政部で同僚として活動したドレーパー陸軍次官であった。とくにコルム＝ドッジ＝ゴールドスミス案として知られる西ドイツ通貨改革の成功は、財政家としてのドッジの声価を確立したが、その前半生は、中西部の堅実な一地方銀行家として、ほとんど世に知られない存在であった。経済人としてのドッジの世界観、行動様式は、こうした背景と決して無縁ではありえない。

典型的なセルフ・メイド・マンであったドッジは、一八九〇年デトロイトに生まれ、地元のハイスクールを卒業後、保険会社の書記として社会への第一歩を踏み出し、ミシガン州銀行検査官、自動車部品会社のマネージャーを経て、一九三三年デトロイト銀行 Detroit Bank & Trust の頭取に就任した。当時、この銀行は全米で第八二位に位置する小規模な地方銀行にすぎなかったのであるが、ドッジの指導下で着実に成長をつづけ、一九五五年には第二五位の座を占めるに至った[37]。

彼の公的生活は、一九四三年に、陸軍省価格調整局の契約委員会議長として、軍需生産の支払評価に関係したことに始まる。ついで対独占領の開始とともに、軍政部財政部長として通貨改革、銀行改革の立案と実施に当たり、四六年六月デトロイト銀行に復帰したが、その後もオーストリア平和条約会議の委員としてヨーロッパに派遣され、四七年には全米銀行家協会 American Bankers Association の会長に選出されて、財務省と連携してインフレ抑制、貯蓄増強のキャンペーンを展開するなど、しだいに連邦政府との関係を深めた[38]。

経済人としてのドッジは「古風な正統派銀行家[39]」(antediluvian orthodox banker, コルコ) とか「古典的資本主義の信条の持主[40]」(池田勇人) と評され、性格的には、ときに頑固とも冷酷ともいわれた堅固な意志をもつ禁欲的な勤勉家(ワーカー)であった。ケインズ的な完全雇用論やリフレーション理論には理解がなく、とくに社会主義的な経済統制は

彼がもっとも嫌うところであった。

ドイツ軍政部時代に書いたメモのなかで、ドッジは「現下の世界的傾向は、社会主義 socialism の拡大と所有権に対する国家統制であるが……結局それは一種の全体主義になってしまうだろう……アメリカは相対的に自由企業 relatively free enterprise の最後の拠点となっているが、このシステムがどのくらい長くつづくだろうか[41]」と書き、アメリカ的な自由主義経済の将来を憂慮の目で見つめると同時に、みずからこの古典的伝統を固守しようとする決意を新たにしていた。

こうしたドッジの保守的体質は、彼を健全財政主義者、デフレーションニスト、反共主義者としてきわだたせることになり、マッカーサー、ドレーパー、池田勇人のような人々に信頼感を与えた一因となっている。

ところで、ドレーパー陸軍次官が、はじめてドッジに日本行きを依頼したのは一九四八年春ごろであったが、彼はドイツから帰って間もないこと、全米銀行家協会会長の仕事が多忙であること、を理由にことわった[42]。しかし、ドレーパーは断念せず根気よく説得をつづけ、九原則起草の途中でも部下を派遣してドッジの意見を求めた。

一一月一一日ジョージ・A・リンカーン大佐（陸軍次官補佐官）が、ヤング報告と日本経済の安定についてドッジと会談した際のメモによると、ドッジはドイツ経済が戦前水準の七〇％を越えたのに対し、日本経済はいぜん「三五％」程度を低迷している対照的事実に注目し、終戦以来三年を経過しているだけに、再建はそれだけ困難を増しているが、こうした「望ましくない傾向」(undesirable trend) を放置すると「経済危機が今までの政治的社会的民主化における成果の大部を破綻させてしまうかも知れない[43]」と述べた。そして九原則を実施するための専門家グループを二～三カ月派遣して報告書を提出させるよう勧告したが、彼は「いかなる個人または機関がこのプログラムを担当し

うるか」[44]と質問し、みずから乗り出す意向のあることを示唆した。

こうした下工作を終わったうえで、ドッジは再選された直後のトルーマン大統領の招請に応じ、一二月一一日午前ホワイトハウスに出頭してロイヤル陸軍長官、ドレーパー次官立会いのもとで、正式にSCAPの財政顧問として日本へ赴くよう要請を受けた。

トルーマンは、中国の政治的激動と日本の経済困難はアメリカ政府にとって「最高の関心事」(highest consideration)である、と前置きして、一一月から一二月にかけてNSCとNACによって討議され、決定された新対日政策の概要を紹介した。二日後にドッジからデトロイト銀行役員会議長のサーバーへ提出された会談メモ[45]に従って、その一部を再録してみよう。

トルーマン「日本経済の問題点についてはすでにある程度御存知と思うが」

ドッジ「二週間前に一日半を費やして関係書類を分析してみたが……率直にいって今までの政策には不満だし、すべてが三年おくれている」

トルーマン「同感である」

ドッジ「したがって、問題の解決はかなり困難になっているし、私が考えている案を実行に移すと、SCAPとの間で深刻な内紛を引き起こすかも知れない」

トルーマン「それは予想しているので、対策は考えている」

ドッジ「また、ドイツの場合と異なり、私は日本の総司令官を個人的に知らないので、困難はさらに大きいであろう」

トルーマン「その種の御心配はおかけしないように配慮する」

ドッジ「この仕事は一人ではできない。きわめて高い能力の専門家たちを必要とする」

トルーマン「そのとおりだと思う。関係各省庁には全面的に協力させるし、必要な援助は何でもしたい」

ドッジ「まず銀行の役員会の意見を聞く必要があるが、長期間の不在は困難と思うので、期間については弾力的に考えてほしい」

トルーマン「重要な問題なので、ぜひ引き受けられたい」

大統領との会談後、ロイヤル陸軍長官はさらにドッジの説得に努め、訪日時には陸軍長官か財務長官を同行させよう、と説いたが、ドッジは回答を保留した。彼が受諾をためらった最大の理由は、おそらくワシントンの新政策に敵意を抱いているマッカーサーのもとで、依頼された任務を果たしうるだろうか、という不安であったろう。

前記の役員会へ提出したメモのなかでドッジは、日本行きは気が進まない、と記し、ドレーパーも、ドッジにことわられたら、それに代わる適任者をさがそうとマッカーサー元帥へ打電していたが[46]、結局ドッジは大統領の要請を受諾した。

調査団の編成は急速に進み、財政学者二名、国務省、陸軍省、財務省から各一名にヤング博士を加えた七名の一行は、ロイヤル陸軍長官、ウエデマイヤー中将に介添されて、一九四九年二月一日軍用機で東京に着いた[47]。

それは九原則指令が発出されてから六週間後、民主自由党が大勝を収めた総選挙の一週間後にあたっていた。ドッジ公使一行は二月九日大屋蔵相と、一〇日には吉田首相と会見したが、本格的な折衝は一六日に第三次吉田内閣が成立し、池田勇人が蔵相に任命されるまで持ち越され、この間、一行は経済科学局が提供した資料に基づいて、日本経

済の分析と討議に没頭していた。

ところで、ドッジ一行を迎えたＳＣＡＰの空気には微妙なものがあった。

一二月一七日、ＳＣＡＰは九原則指令が日本政府に伝達されたことを発表したのち、「このような計画が必要なことは、マッカーサー元帥も……みとめてきたことであり」と述べ、一九日の元帥から吉田首相にあてた書簡は「この要求がいかに苛酷であろうと、また国民各個の犠牲がいかに大きかろうと……彼らがそれをしなかったなら日本は亡びるだろう」[48]と宣告し、表面的にはワシントンと一体であるようにつくろっていたが、「九原則指令は平手打ちされたような衝撃であった。それはＳＣＡＰがインフレのコントロールに無能無策であるといわれたようなものだからだ」[49]という経済科学局一係官の感想が偽らぬ実感ではなかったろうか。

このころ、ＳＣＡＰと日本政府、野党は公務員給与の新ベース設定について激しい攻防を展開していたこともあって、ただちに九原則の具体化について検討を進める余裕がなかった。賃金水準の安定は、九原則中の重要項目の一つであったにもかかわらず、マッカーサーは一二月一五日の吉田首相との会談で、大蔵省が主張し、財政課も了承していた五三〇〇円案を退け、民政局と人事院が推していた六三〇〇円案を裁定した[50]。こうした騒然たる空気のなかで、とりあえず経済科学局の各担当官から提出されたコメントは、九原則に対する反発をかくしていなかった[51]。

七月の一〇原則発出前後から、ＳＣＡＰの経済政策は、財政、労働、物価配給三課の合議で推進されていたのであるが、ヘプラー労働課長は、一二月一七日のメモで、翌年二月一日を目標とする既定の安定化計画が進行中であり、九原則が出たからといって修正の必要はないと述べ、とくに賃金問題については、賃金三原則（賃上げの財源を財政補給金、公定価格引上げ、赤字融資に求めることを禁止した一一月一〇日付のヘプラー通達）の限度をこえて、直接

統制（凍結）やスト権、団交権の制限にまで至ることには強く反対していた[52]。

労働課は、九原則の厳格な実施が労働階級に犠牲をしわ寄せし、労働運動の激化となってはねかえることを懸念していたのである。

また経済計画全般の責任者であったファイン博士は、九原則決定の最終段階でワシントンに呼ばれ、ドレーパーからＳＣＡＰの説得を依頼されていたにもかかわらず、三月六日付の「インフレか安定か」と題したメモで「一九四八年中のインフレは工業生産と貿易をギア・アップするために不可欠なクレジットの膨張が原因で……改善の過程ではインフレの脅威は常にさけられない」として、イタリア経済の例をひきながら「経済安定はそれ自体が目的ではなく、目標は工業生産水準と国民所得の上昇にある」[53]と反論していた。

こうしたＳＣＡＰ内のすっきりしない空気は、日本政府にもいちはやく伝わっていた。リード財政課長は渡辺大蔵省渉外部長に、「九原則についての具体案は日本側が作成すべきもので、司令部は原則に合致するかどうかを確かめる立場にある」[54]と述べ、暗に九原則の実施に熱意がもてないことをもらしていた。さらに渡辺は各方面からの情報を収集して、ドッジは「冷静な合理主義者で急速に仕事をやりとげる人」であり、ワシントンから「ＥＳＳあたりにも反対意見があれば、その人事更迭をしてもよいとの了解がある」[55]ことをさぐり出していた。渡辺に限らず、インフレの即時安定を支持する立場にあった大蔵省には、こうしたドッジの評判と役割にはむしろ好感をもつ空気があったようである。しかし、政府も野党も、表面では九原則の遵守を誓いつつも、大多数はＳＣＡＰの抵抗で従来どおりの中間安定路線がつづくことに漠然とした期待をつないでいた。

鈴木武雄教授は、つぎのように書いている。

「折からの総選挙において、あらゆる政党がわが党こそ〔九原則〕実行の適任者であるとして競い合ったことは、占領下とはいえ、まことに悲しいことであった。いままでインフレの即時安定には反対であるか、またはすくなくとも冷淡であった諸政党が、占領軍最高司令官の命令一下、たちまち手のひらをかえしたようにこれに追従するということは、……〝九原則〟の内容、そのインフレ即時安定の意義を必ずしも心から支持しているというわけではないともいうことができる。[56]」

超均衡財政と称されたきびしいドッジ・プランが提示されるに及んで、吉田内閣は選挙公約との矛盾に直面して苦境に立つこととなる。

五　超均衡財政

一九四九年二月の前半を日本経済の現状分析に集中したドッジ・グループは、その結果に基づいて、まず二三日に日本政府からSCAPへ提出された一九四九年度予算案の組み替えに着手した。

ドッジは池田蔵相との会談で、インフレ収束策として、(1)ソ連式の物資統制、(2)西ドイツで実施した通貨の切下げ、(3)均衡財政の確立、という三つの選択があるが、日本の場合には(3)をとりたい、と述べ、一部で懸念されていた通貨切下げは採用しない意向であることを明らかにした。[57]

緊縮財政を軸として経済安定をはかる方向は、すでに九原則の筆頭項目として示されていたのであるが、「均衡財政」という標語自体は、長くSCAPの財政担当官や大蔵省の間では慣用句となっていたので、さほど深刻には受け

取られていなかった。

実際に、終戦以来各年度の予算を見ると、特別会計こそ赤字であったが、財政法の規定とSCAPの指示にしたがって、一般会計では形式上の均衡が保たれていた。占領経費である「終戦処理費」が歳出の三分の一前後を占め、たびたびの日本政府の要請にもかかわらず削減できなかった事情も、SCAPが一般、特別両会計等をあわせた総合予算の均衡について強く迫れなかった一因であったろう。

また経済科学局財政課は、頻繁な補正予算（一九四七年度は一五回に達した）の審査に忙殺され、とくに物価と賃金の絶えざる上昇分を補塡するための財源操作で、その日暮しに近い状況にあった。

一般会計の形式的な均衡を維持するための犠牲は、特別会計等を通じる公債、借入金の増大にしわ寄せされた。一九四八年度中に復興金融債券（復金債）を主力とする政府債務の純増は一〇〇〇億円を越え、それはただちに日銀券の増発を招き、インフレを促進していたのであった。

数回にわたるドッジ＝池田会談を経て、三月二二日に日本政府へ提示されたドッジの組み替え予算案は、一般会計、各特別会計、政府関係諸機関、地方公共団体にわたる予算項目を精細に検討したのち、かくれていた債務や補給金を明るみへ出し、名実ともに「総合予算の真の均衡」(true balance in consolidated budget) を達成する見地から作成されていた。その概要は表4－15に見るとおりであるが、ドッジ予算案が「超均衡」と称されたゆえんは、単なる財政全体の均衡にとどまらず、純計で一五〇〇億円に達する黒字を計上し、その大部を復金債等の債務償還にあてたことにあった（表4－16参照）。

その結果、予算の規模は日本政府原案に比して二割以上拡大し、拡大した歳出は税収によってまかなうこととされ

表 4-15　1949年度一般会計予算：歳出　（単位：億円）

	1948年度	49年度 政府原案	49年度 SCAP内示案	49年度 (当初)	49年度 (補正後)
日付		49. 2. 23	49. 3. 22	49. 4. 20 (国会通過)	
価格調整費	625	700	1,987	2,022	1,792
終戦処理費	1,071	1,100	1,250	1,252	1,253
産業経済費	582			675	982
地方財政費	510	710	577	615	705
公共事業費	495	750	500	519	626
出資及投資金	186	403	699	419	466
賠償撤去費	49	90	27	27	27
失業対策費	10	150	0	30	47
国債費	99	139	136	136	132
合計(その他共)	4,731	5,782	7,030	7,047	7,410

出所：大蔵省資料Z508-18等による.

る一方、公共事業費や失業対策費への支出は大幅に削減された。「価格調整費」として計上されている各種の補給金は、逆に総額としては三倍近く膨張しているが、これは前述のように貿易特別会計等の「かくれた補助金」が明るみに出たためで、実質的には前年度なみで、単一為替レートの設定を前提に輸出補助金はすべて打ち切られていた。

ドッジは、池田蔵相への内示に当たって、「これは完全なデフレではなくディス・インフレの予算である」[58]と規定したが、日本経済に対する波及効果は広範かつ深刻なものになるであろうと予想され、デフレーションないし安定恐慌の襲来を予期する者も少なくなかった。

それだけに、ドッジとしては「評判の悪い措置」[59]であることは承知のうえで、あらかじめワシントンとマッカーサー元帥の承認をとりつけたのち、相当の決意と自信をもって踏み切ったものであり、SCAP官僚の不満と日本政府の陳情は受けつけない、という堅い姿勢をとった[60]。

日本側における当面の折衝役である池田蔵相は、財政家とし

表 4-16　1946～49年度総合予算収支表

（単位：億円）

		1946年度	1947年度	1948年度	1949年度
歳入	一般会計	1,191	2,143	4,231	7,049
	特別会計	2,703	4,800	11,975	25,050
	政府関係機関	…	…	…	13,140
	合計	3,899	6,942	16,707	45,240
	純計	1,253	3,699	9,273	25,362
歳出	一般会計	1,191	2,143	4,731	7,046
	特別会計	2,685	4,812	11,969	24,769
	政府関係機関	…	…	…	13,140
	合計	3,876	6,954	16,701	44,957
	純計	2,148	4,203	10,161	23,795
純計差引		△ 893 (△ 923)	△ 509 (△1,039)	△ 887 (△1,419)	1,567
*純歳入/純歳出 (%)		58.4	87.9	92.1	108.7

（注）1.　「純計差引」の△印は歳出超過.

2.　かっこ内は，復金債を公債に含めた場合．1949年度は公債のなかに復金債を含む.

出所：『国の予算』（昭和24年度），9—10ページより作成.

*の数字は，"Organization and Activities of GHQ/SCAP and Far East Command" (1950), p. 48, よりとった.

ては「根本的には自由党の掲げた政策と一致」[61]していると感じ、ドッジの経済哲学に共鳴するところがあったが、与党の新人政治家としては、選挙公約との板挟みになって苦境に立ち、一時は辞職を考慮したほどであった。とくに所得税の減税、取引高税の廃止等を公約しているにもかかわらず、ドッジ予算ではかえって徴税の強化が折りこまれ、担税率は前年度の五割増になるものと予想された。しかし吉田首相は、ドッジの池田に対する信頼が高いのをみて辞任を慰留し、安本や党内、財界の不満を押えて、ほとんど無修正でドッジ案を政府案として国会へ提出し

た[62]（四月二〇日成立）。

ドッジ予算に対する日本側内部における対応の差は、ほぼパラレルな形でSCAP部内にも存在した。

経済科学局のファイン、コーエン、ヘプラーらは、共同討議の席でしばしばドッジ・グループと激論を交え、険悪な空気に至ることもまれではなかった。たとえば三月一四日の予算審議の席では、国家公務員の三〇%を行政整理で削減する原案に対し、ファインとヘプラーが強硬に反対し、ヘプラーが労働者の生活水準を押し下げるわけにゆかぬと論じると、ドッジは今でも高すぎると応酬し、間に立ったマーカットが困惑する情景もみられた[63]。またファイン博士は、このころドッジも同席した座で、池田蔵相に「予算均衡のために生産と輸出を犠牲にするのは不賛成[64]」と述べたりしていた。

この間、マッカーサーはドッジと経済科学局を争わせながら、みずからは超然と見守る姿勢をとっていたが、吉田首相と同じように、早くからドッジ・ラインにコミットする見極めをつけていたと思われる。ドッジはSCAP官僚への不信感をつのらせたが、マッカーサーの支持を獲得したと信じ[65]、日本側も二人は一致している、と観察していた。

かくて、超均衡予算に対する不満と抵抗は、対日援助中止の威嚇を背景に「リード財政課長が正面に立って大蔵省がバックし、SCAPの各局が各省を押える[66]」という形で収拾されていった。

そして、問題の焦点は、ドッジ・ラインによって生じるであろう衝撃をどの程度緩和し救済するか、という方法論に移行した。

ドッジは予算の内示にあたって、「この予算は何びとからも公平に不満を買うであろうから、良い予算だと考える[67]」

と述べたが、行政整理、租税負担の増大、生計費の上昇、公共事業費、失業対策費の圧縮等による耐乏生活の重圧が、一般勤労者、中小企業、低所得者層等に集中することは明らかであった。

すでに前年から強化されつつあった賃上げ抑制政策によって労働運動は激化しつつあり、SCAP労働課は「一九四九年度予算は……あまりに苛酷で、危険な社会的・政治的・経済的反響を無視しているように思われる[68]」と抗議した。

しかし戦前期に比し「一二一%の雇用で四〇%の生産水準」にしか達していない労働生産性の低さに注目していたドッジは、それが、SCAPの労働政策の甘さに起因すると断定し、ある程度の失業増はむしろ健全である、との態度をとって、失業対策費の復活を断固として拒絶した[69]。

このようなドッジのきびしい哲学を反映して、ドッジ・ライン下におけるSCAPの労働政策は硬化し、ストライキに対する占領軍の直接介入が開始され、それは戦後の労働運動を急進化させてゆく契機ともなった。

もっとも彼は自己の設定した原則には妥協を許さなかったが、すべての逃げ道を塞いだわけではなく、超均衡予算がもたらすであろうデフレ的衝撃を減殺し緩和するため、いくつかの対策を準備し、日本側の国内政治要因を考慮した最小限の譲歩にも応じた。つぎにその数例を列挙しよう。

第一は、金融の緩和によって財政面の引き締め効果を緩和する諸措置を容認し、さらに復金融資に代わる「見返資金」(Counterpart Fund) の新設（一九四九年四月三〇日）による産業資金の供給ルートを設定したことである。

すなわち、一九四九年六月以降における日銀貸出の拡大、買オペレーション、金利引下げ等によって「金づまり」は若干緩和された。それは債務償還政策で資金力を高めた市中銀行が、復興金融金庫に代わって産業資金供給の主力

表 4-17 主要国別主要目的別見返資金運用状況

（マーシャル・プラン開始以来1952年3月末までの累計）

（単位：100万ドル，換算額）

	イギリス	フランス	西ドイツ (a)	イタリア	オランダ	オーストラリア	ギリシャ	その他各国	合計	(参考)日本(b)
各国使用可能額(c)	1,753	2,626	1,078	1,082	772	746	771	840	9,668	962
引出額	1,752	2,625	967	926	298	525	349	500	7,941	879
(使用目的別内訳)										
1.債務償還	1,707	171	—	—	—	85	—	289	2,252	(d) 311
2.生産増強	2	2,031	725	676	181	397	157	136	4,305	514
農林・水産	(e)	234	70	116	139	58	50	25	692	14
鉱業	—	341	108	—	—	23	4	15	491	18
工業	—	249	220	122	28	123	16	17	774	22
鉄道	—	180	16	269	—	77	14	—	556	53
商船・漁船	—	71	29	20	—	—	—	33	153	119
電気ガスその他動力	—	744	183	—	—	77	9	17	1,029	120
その他及び未整理	2	213	99	150	14	39	65	30	611	168
3.軍事目的	38	100	—	—	26	—	5	60	230	—
4.その他目的	5	322	242	251	90	43	187	14	1,154	54
住宅公共建築	—	314	84	91	88	28	65	1	672	48
特別救済計画	2	3	8	24	(e)	2	112	11	162	—
その他及び未整理	3	5	150	136	2	13	10	2	320	6

（注）(a) 連邦共和国（西ドイツ）であって，本表ではガリオア見返資金を除く．
(b) 比較のために日本の見返資金状況をドルに換算して掲げた．
(c) 積立額からアメリカの使用する5％を控除したもの，日本については運用収入を含む資金総額．
(d) 国債買入（137百万ドル相当額）を含む．
(e) 50万ドル未満．

出所：大蔵省理財局見返資金課編『見返資金の記録』，1952年，207ページ．

となるパターンを設定するものでもあった。

見返資金は、対日援助物資の円売上代金を貿易資金特別会計から分離して積み立て、マーシャル援助の先例にならって、SCAPの管理下で「日本経済の安定と再建」のために運用しようとするもので、初年度分一二九三億円の大半は債務償還に充当され、民間企業への投資は四〇％弱にすぎなかったが、逐次電力等を中心とする公私企業の重要部門に重点を移した。[70] 当時は資金運用部資金も証券市場も不振で、産業設備投資に占める見返資金の比重は一般市中金融に匹敵したため、民間の需要

が殺到した（表4-17参照）。

それは第一に、ドッジ・ライン下における景気調節弁の役割を担うと同時に、ワシントンやSCAPの日本経済に対する影響力を残すための巧妙なメカニズムでもあった。

第二は、実質的な価格差補給金の支出規模をほぼ前年度並みに据え置き、段階的な削減方式を採用したことである。日本経済は援助と補給金という二本の足の上に立っている、と比喩したドッジのいわゆる「竹馬経済」論に接した日本側は、より大幅な補給金の削減を予期していたのであるが、ドッジはこの点ではむしろ大蔵省を押

表 4-18　日米両国の租税負担比較

期間		租税収入(A)		国民所得(B)		A／B		個人所得税／国民所得	
日本	アメリカ	日本(10億円)	アメリカ(10億ドル)	日本(10億円)	アメリカ(10億ドル)	日本	アメリカ	日本	アメリカ
1946～47	1945	37.9	37.0	500.0	182.8	7.6	20.2	2.4	10.1
1947～48	1946	190.0	32.9	1,156.0	178.2	16.4	18.4	6.9	9.1
1948～49	1947	410.4	37.1	2,393.0	202.6	17.2	18.3	7.3	8.8

出所：ESS/SCAP, "Tax Data for Economic Mission," Jan. 27, 1949, Dodge MSS. Z711-1, No. 9.

表 4-19　一般会計歳入予算の変遷　（単位：億円）

	1948年度	49年度政府原案	49年度SCAP内示案	49年度成立予算(当初)	49年度成立予算(補正後)	シャウプ勧告(50年度)	50年度成立予算(当初)
租税及印紙収入	3,161	4,123	5,146	5,147	5,160	4,560	4,446
所得税	1,835	2,286	3,100	3,102	2,998	2,880	2,487
法人税	181	256	256	273	501	350	386
酒税	458	599	650	650	752	800	1,030
取引高税	214	0	451	451	318	—	—
富裕税	—	—	—	—	—	20	20
専売益金	962	1,150	1,200	1,210	1,195		1,210
合計（その他共）	4,731	5,721	7,035	7,049	7,413		6,614

える形で、当初予算には二〇〇〇億円の補給金を計上し、景気の推移に応じて大蔵省が減額してゆく余地を残した（最終的には二〇〇億円余を削減）。

第三は、一九四九年五月に来日したシャウプ使節団[71]の勧告（九月一五日公表）に沿って、史上最高の水準に達した租税負担率を引き下げるのを容認したことである。使節団はドッジ・ラインの枠内で税制と徴税行政面における技術的改善を本来の任務としていたのであるが、シャウプは、取引高税の廃止、青色申告制、富裕税、付加価値税の新設（延期後中止）、資産再評価に

よる法人課税の改定、地方税の強化等、画期的な新税制体系を導入したにとどまらず、租税を通じて経済政策全般に対する積極的な提言を試みた。

累進率の引下げを中心とする所得税減税も、補給金の削減による生計費への圧迫を緩和する効果を考量したものであり、シャウプ一行と入れ代わりにワシントンへ帰っていたドッジ・グループは、NACとともに反対意見を送ったが、減税公約との関連で大歓迎した日本政府の働きかけもあって、シャウプとSCAPに押し切られてしまった[72]。

四九年一一月の一九四九年度補正予算は、こうした諸点をとり入れて、当初予算のもつ強烈なデフレ圧力をある程度緩和するものであった（表4-19参照）。

とくにシャウプ新税制の一部が、早くもこの補正予算にとり入れられ、五〇年一月から減税が実施されたことは注目してよい。

最後に、ドッジ使節団の最大の眼目の一つであった単一為替レートが一ドル＝三六〇円という、予想されたよりも円安の水準で決定されたことをあげなければならない。もっとも、それは次項で触れるように、減税と並んで、ドッジにとってはやや不本意な線で決定されたものであった。

ともあれ、ドッジが陸軍省の要請で四九年一〇月末に再度来日するまでに、経済安定政策が確実な成功をたどりつつあることは明らかとなった[73]。彼は八月九日付の池田蔵相にあてた長文の書簡で、つぎのように書いている。

「帰国以来ときどきワシントンへ行き、関係者と協議し、アメリカの新聞や『ニッポン・タイムズ』等で日本経済の推移を見守っている……今や初めて物価と賃金が安定化する兆候を見せはじめ、しかも失業は予想されたよりも、はるかに少ない……世界情勢は日本経済の安定をより必要としつつあり……日本は何よりも生産性の上昇と輸

出の拡大によって国際競争力を高めなければならない……日本国内で経済安定（スタビリゼーション）への反対が強いのにおどろいているが、対日援助の増大を前にしてインフレへの逆戻りは得策ではない。インフレとヤミは、通貨価値だけでなく、道徳価値をも破壊する……私のテストの結果は六〇日や九〇日ではわからない。[74]」

六　三六〇円レートの決定

経済安定九原則指令は、その末尾で、これらの原則は「単一外国為替相場を早期に設定できるような諸条件を確保することを目標として推進される」と述べ、単一レートの早期設定が決定的となったことを表明していた。

SCAPも、日本政府も、使節団によって具体的なレートの水準が確定されるであろうことを予期し、従来のように時期尚早という理由で複数レート制を継続するのは困難であろう、と判断していた。そこでヤング使節団の勧告（二七〇～三三〇円）を基礎とした望ましいレートの算定と、いくつかの仮定水準に応じた影響度およびその対策を網羅した検討作業が開始された。

日本政府は安本を中心として、X作業、K作業、R作業、Z作業等を進め、一九四九年一月には、閣僚レベルの「単一為替設定対策審議会」を開いて、審議を重ねた。

すでに記したように、貿易再開後の貿易取引は、物資別のいわゆる複数為替レートにより実施され、国際価格と国内価格の落差を各種の補給金でカバーしていた。概していえば、輸出は円安、輸入は円高のレートとなっていて、四八年末における平均レートは輸出について一ドル＝三四〇円、輸入については一ドル＝一六〇円程度で、個別物資に

表 4-20　輸出入品の円ドル比率（1949年1月現在）

（単位：1ドルに対し円）

輸出品	対1ドル	対全輸出比(%)	輸入品	対1ドル	対全輸入比(%)
繊維および製品		61.6	綿花国内用	80	14.3
綿織物	250～420	27.7	〃 輸出用	250	
生糸	420	7.9	砂糖	177	12.4
絹織物	315	6.1	小麦	165	11.4
毛織物	350	1.9	重油	284	7.6
綿糸	250	1.7	塩	103	3.8
陶磁器	600	3.1	石炭	178～267	3.6
鋼船	500	2.0	羊毛	120～140	2.5
玩具	500	1.0	生ゴム	154	1.7
セメント	320	0.8	鉄鉱石	125	1.6
かん詰	300	0.7	化学薬品	200～350	1.2
茶	330	0.6	りん鉱石	154	0.8
自転車	510	0.3	銑鉄	67	
肥料	390	0.3	大豆粕	37	
板ガラス	600	0.2			
ミシン	415	0.1			
棒鋼	240	0			

出所：物価庁『物価統制資料集』第1集，通商産業省『日本貿易の展開』，1956年．

よって三七〇円から六〇〇円までの幅があった[75]（表4—20参照）。

貿易庁が管理する貿易資金特別会計（円勘定）は、外貨を管理するSCAP勘定を通じて輸出物資を割高に買い上げ、輸入品（および援助物資）を割安で払い下げ、その差損を負担していた。その赤字は原価ゼロ（のちに返済義務が確定したが）の援助物資を公定価格で払い下げた円収入をドンブリ勘定で充当していたが、それでも不足した分は日銀からの借入金でまかなっていた。一九四八年度末に、見返資金特別会計の分離に際して締め切った貿易資金特別会計の累積欠損は、三七三五億円と記録されている。

X～Z作業では、一ドル＝三〇〇～四〇〇円の間で単一レートの三～四点を仮定して試算したが、産業別の実態調査を加味したとはいえ、机上の計算では補給金の増減を見込んだ複雑な

波及効果を正確に測定するのは困難で、結論は悲観的となりがちであった。たとえばK作業では一ドル＝四〇〇円としても、輸出の三五～四五％が採算不能となり、輸入品の円価格は二～四倍に上昇し、賃金を四〇％引き上げる必要があるとされ、労働省の研究では、一ドル＝三〇〇円の場合に、輸入品の円価格は二～四倍にはね上がるものと計算されていた。[76] 適正レートの算定も孤立経済のため、円の実勢測定が容易でなく、日米の購買力比価、生計費比価、賃金比価は二七七～三九三円にわたり、とくに公定価格とヤミ価格の技術的処理に難点があった。[77]

しかし一月に入って頻繁に開かれた単一為替設定対策審議会では、輸入補助金と一部の輸出補助金を暫定的に残せば、一ドル＝三五〇円で、生糸を除く輸出主力品の繊維は採算がとれ、全体の八割が生きのこれる、という線で一致しつつあった。[78]

それは、年末に支配的であった三〇〇円より五〇円、SCAPが一九四九年度予算編成にあたって積算基礎として仮定した三三〇円より二〇円安い水準となっていた。こうした日本政府側の苦渋に満ちた前進ぶりに比して、経済科学局内の大勢は、いぜん流動的であった。レート算定の主務者の一人であったセイモア・J・ジェイノー Seimour J. Janow は、一月一一日付のメモで、単一レートが近く「政治的理由」(political reason) で決まるのは避けがたいだろうとの見通しを立てつつも、輸入レートは一本の三三〇円、輸出レートは三三〇円以上で八本程度の複数とし、合理化を進めながら六カ月後に最終的に統合する、という折衷案が望ましいと主張していた。[79]

当時経済科学局では、大規模なレート算定作業を進めつつあり、輸出品の主力である繊維に対する配慮から四〇〇円前後を主張する声もあったが、二月中旬ごろまでには一部の輸入補給金をともなう三三〇円の単一レート採用に踏み切る空気となった。なかでも繊維の輸出競争力については、コスト調査において個別企業―業界団体―商工省―SCAPの各段階で安全率を見込んだマージンが入ってくるので、採算点が実際以上に誇張されたが、この時期になると、SCAPも日本政府も生糸の将来性には見切りをつけ、むしろ鉄鋼製品など重工業品の競争力に関心が移っていた。[80]

一方、ドッジ公使は、三月七日の第一回記者会見で、「輸入を不当に圧迫することなしに輸出を刺激するようなレート」を考慮している、と述べ、さらに「設定されたのちにそのレートを維持していくということも必要である。上下に大幅に変動する為替レートを欲するものはだれもいないはずである」[81] と示唆しただけで、この件については日本政府との討議を回避した。

ドッジが最終的に一ドル＝三三〇円の単一為替レート採用の決意を固め、マッカーサーの名でワシントンの承認を求めたのは、三月二三日ごろであった。

その要点はつぎのとおりである。[82]

(1) SCAPはドッジの同意を得て商業、為替取引、軍用をふくめ一ドル＝三三〇円（上下一〇％以内の変動をSCAPの権限として留保する）の単一為替レートを四月一日以降発効させることを要請する。

(2) 輸出補助金は廃止するが、輸入補助金は前年度の約半額の水準で残置し、そのうち六三％は、食糧、肥料で、残りはコークス、銑鉄、鉄鉱石等の輸入に充当する。

(3) 見返資金を設定する。

(4) この新レートのもとでは、一九四八年一二月を基礎として、全輸出の八〇％が採算可能であり、残りの二〇％は合理化努力を要請される。

マーカット経済科学局長は、予算と見返資金と為替レートがそろって新年度の四月一日からスタートするのは「心理的、政治的な利益になる」[83]と意識して、ワシントンがただちに承認を出すよう期待していた。しかし、意外にもワシントンはドッジが実質的な責任者であるこの勧告を否定した。

「国際金融問題に関する国家諮問委員会」（NAC）は、三月二五日のスタッフ・コミティでSCAP案を検討した結果を二九日のNAC会議に提出した。

コミティは、SCAPが三三〇円を勧告した算出根拠は示されていないが、ヤング勧告以後のインフレ進行が見込まれていないので円の過大評価 overvalue になっている、と判定し、「入手できる証拠」(available evidence) から考慮すれば、このような過大評価はSCAPの「近い将来における対外貿易目的の変更を達成する」(subsequent modification in the interest of achieving SCAP's foreign trade objectives) には不適切である、と論じた。そしてSCAPは、三三〇円以上のレートでは現行の物価・賃金体系が混乱する、と主張しているが、補給金による調節が可能であるし、一〇%の許容幅もあるので、三三〇～三六〇円の間に変更することに「反対の理由を見いだせない」[84]と結論した。

この勧告を受けて三月二九日のNAC会議は、スタッフ・コミティの原案をほぼそのまま承認し、「NACは一ドル＝三三〇円のSCAP勧告を受諾する用意がある」が、それを三六〇円に変更するよう「SCAPが考慮することを強く勧告する」[85]（It strongly recommends that consideration be given to up to 360 Yen per dollar）との決定（NAC決定三二一号）を採択した。また将来におけるレートのいかなる変更についても、NACの事前承認が必要であると規定された。

このNAC決定について起こる疑問は、第一に、三三〇円を三六〇円に修正するためのまわりくどい表現であり、第二に、修正の理由についての曖昧性であろう。前者は、誇り高いマッカーサー元帥の体面を重んじた婉曲な言いまわしにすぎない、とも考えられる。もしそうだとすると、財務長官を議長とする閣僚レベルのNACが、一出先機関のSCAPに対していかに遠慮していたか、を立証する好材料になろう。後者については、「入手できる証拠」とは何をさし、「近い将来における対外貿易目的の変更」とは何を意味しているか、が問題になる。

NACが指摘したように、三三〇円のレートは将来における国際的、国内的な変動要素を考慮すれば、たしかに余裕（マージン）の乏しいものであり、また限度一杯の超均衡財政を推進していたドッジも、日本経済だけに目を奪われていたSCAPも、こうした余裕を考慮する契機に乏しかった。

ドッジはワシントンとのテレコムによる討議で三六〇円に変更することを説得されたが、その理由については、「主として輸出水準の維持ないし拡大をはかるための真の刺激」[86]として理解するにとどまっていたようである。すなわち、一九四八年後半から進行していたリセッションによる世界的な物価水準の低落や、半年後（四九年九月一八日）のポンド切下げ（三〇・五%）にともなう大幅な通貨調整は考慮の枠内に入っていなかった、と思われる。

しかし、NACでは少なくとも、イギリスがポンド切下げに追い込まれる国際収支の悪化に悩んでいたこと、米英金融協定における債権者としての立場から、その推移に注目していたので、三六〇円レートがそれをおりこんだ数字であった公算は高い、といえよう。[87]

三六〇円レートが公表されたのは、このNAC決定より一カ月近くたった四月二三日（二五日より実施）になったが、それは三三〇円で組んであった一九四九年度予算の新レートによる再編成、とくに補給金の再計算が必要となっ

たからであった。

若干の輸出ドライブを加味した一ドル＝三六〇円という新レートは、その後二〇年以上にわたって維持された事実が証明するように、きわめて妥当なものであった、と評することができよう。その効果は一年を経ないうちにだれの目にも明らかとなった。すなわちドッジを「多大な悲観主義」[88]におとしいれたアメリカ本国のリセッション、ポンドの切下げ、補給金の減廃によるコスト上昇など、輸出条件の悪化が重なったにもかかわらず、四九年の輸出実績は前年に比して約倍増し、国際収支は大幅に改善された。

ポンド切下げにあたって、SCAPやワシントンが少なからず動揺したのに対し、日本政府が一致して三六〇円レートの維持を主張したのは、こうした諸指標に示された日本経済の国際競争力に自信を得たからであった。[89]

(1) Memo, Alber to Fine, Jan. 21, 1948, Suitland Papers, Z703—56, No. 8.
　このメモは、好転した諸指標として、(1)一九四七年産米の供出向上、(2)魚介類の配給増、(3)主食遅配の解消、(4)家計支出の安定化、(5)ヤミ価格上昇の鈍化、(6)労働攻勢の鎮静、(7)交通機関の回復、(8)石炭生産の上昇等をあげている。

(2) 一九四七年末から四八年初にかけて白熱化した論壇の「一挙安定」か「中間安定」かをめぐる論争の詳細については、鈴木武雄『現代日本財政史』第二巻、第二章を参照されたい。

(3) 芦田内閣は、一九四八年三月一〇日組閣の成立と同時に公表した声明の第一項で、「新内閣の重要使命は、外資導入による経済の再建と対外信用の回復にあり」とかかげ、施政方針演説でも同一の趣旨を繰り返した。その結果、外資導入の可能性に対する期待感が広がったが、同年一二月ストライクが高田毎日新聞特派員に語ったように、「平和条約が結ばれるまでは条件が整わないから安心して投資できない。従ってそれまでに日本に投資しようとする米人はないと思う」(『毎日新聞』一二月六日付)というのが実態で、実際に一九四八年中に入ってきた外資はなかった。この幻の外資ブームは、おそらく、被占領地日本回転基金(一九四七年七月)と天然繊維回転基金(四八年六月)の設定をめぐるアメリカ金融シンジケートの動き(渡辺武『占領下の日本財政覚え書』、五六—六〇ページ)と、七億ドルあるいは八億ドルと伝えられた一九四九会計

年度における対日援助予算(第五章参照)への期待が混淆または誇張されたものか、と思われる。

(4) 経済安定本部「中間安定の実現」(一九四八年三月二日、大蔵省資料 Z 503—1, No. 10), "Program of Interim Stabilization," June 11, 1948, ESB.

(5) Martin Bronfenbrenner, "Inflation Theories of the SCAP Period," Hope, Vol. 7(1975), No. 2. 氏はこの論文で(1)石橋流ケインジアン理論、(2)俗流マルクシズム、(3)OPA式価格統制理論、(4)健全財政主義、(5)銀行家的金融理論、(6)古典的シカゴ学派の価格弾力理論、をあげている。

(6) Marquat to Japanese Government, "Essentials of Economic Stabilization Program," July 15, 1948, Suitland Papers, Z 703—20, No. 5. 前文には、「アメリカの援助が継続することを保証するため」(insuring the continuation of American aid)とあり、援助をバーゲンとして利用する意図が露骨に示されているが、各項目は対症療法的な諸施策を羅列しただけで、渡辺大蔵省渉外部長がSCAP中をまわって真意を聞きまわったがだれも分からず、ヤング使節団への義理立てで出されたものかと推測したほどであった(渡辺武日誌、一九四八年七月一九日)。

(7) SCAPは、一九四七年末から翌年初めにかけて経済科学局に設けた「円レート委員会」(Yen Exchange Committee, 議長はビープラット)で単一レートの試算作業を進め、一ドル＝一五〇円のレートを算出したが、インフレ進行下における「エラーは影響があまりにも深刻」であるとして、単一レートに踏み切るのは時期尚早と勧告した("Statement of the Yen Exchange Committee on the Subject of Establishing the Exchange Rate for Japan," June 2, 1948, Treasury Dept. file, 「司令部内に於ける為替処理対策に関する推移」、一九四七年一一月二〇日、大蔵省『調査月報』第三七巻特別第六号、一九四八年一〇月二五日号、二四一—九二ページ)。

平行して日本政府も検討を進め、輸入には一般レートを、輸出には複数レートを採用する中間案を要請していた(Sebald to Secretary of State, Dec. 23, 1947, *FRUS 1947*, VI, pp. 337-38.)。なお安本を中心に四八年四月を目標とする単一レート設定の秘密作業もあったという(大蔵省における都留重人氏のヒアリング、大蔵省資料Z一〇六—一二)。ビープラットの後任であるコーエンも、段階的にさや寄せしながら単一レートに接近する持説を唱え、一九四八年五月ごろから貿易庁に命じて、商品グループ別の円ドル比率と最低価格制(フロア・プライス)を組み合わせた「価格比率制度」(Price Ratio System)の作業を進めていた(日本銀行資料、第四集・第一五巻、七一四—二三ページ)。この方式はヤング・ミッションの反対で

流れたが、一〇月には類似の「価格算定制度」(Price Computing System, 略称PCS)が発足した。

(8) ヤング使節団のメンバーは、団長ヤングのほかに、国務省からオービル・J・マクディアミッド Orville J. McDiamid、財務省からアーサー・W・スチュアート Arthur W. Stuart、商務省からマイケル・リー Michael Lee、陸軍からポール・A・フェアレーソン中佐 Lt. Col. Paul A. Feyereison、ハンリー・K・ハウザー Henry K. Heuser、連邦準備制度理事会からアーサー・B・ハーシー Arthur B. Hersey の六名であった。一行は五月二〇日に来日し、六月一二日東京で報告書をまとめ、六月下旬に帰国した。

(9) ヤング使節団の報告書は、一九七〇年に秘解除され、その原文は翌年一月ヤング氏から吉野俊彦日銀理事に送付され、全訳が『エコノミスト』誌の一九七二年三月七日増大号に掲載された。ヤング報告に対するSCAPの批判に答えた一九四八年八月一六日付の「追加勧告」(Further Comments by Yen Foreign Exchange Rate Mission) も収録されている。なお同誌における吉野俊彦氏の解説記事、吉野俊彦「ベールをぬいだ旧平価設定の事情」(『銀行倶楽部』一九七二年七月号)、および筆者のヤング氏に対する電話応答(一九七二年二月一八日、大蔵省資料Z一〇六—二四)等を参照。

(10) NAC Minutes, Meeting No. 98, June 28, 1948, Treasury Dept. file.

(11) W. V. Turnage (Research and Programs Div. ESS) memo, June 6, 1948. 八月一六日付のヤング追加勧告は、こうしたSCAPの見解に反論し、単一レート設定による直接的な物価上昇は、生計費で五～七、工業品で二五～三五、輸入原材料で三〇～五〇%程度にすぎない、と論証している。

(12) "Japanese Exchange Rate," NAC Minutes, Meeting No. 98 (Action 263), NAC Document 88, June 28, 1948, The Staff Committee to NAC, Document No. 714, June 25, 1948, Treasury Dept. file.

(13) 一九七二年一〇月五日筆者のマクディアミッド氏からのヒアリング(大蔵省資料Z一〇七—一)。

(14) 前掲ヤング氏に対する電話応答による。

(15) Robert A. Fearey, *The Occupation of Japan: Second Phase: 1948–1950* (N. Y., 1950), p. 127.

(16) JCS to SCAP (W 81058), Dec. 10, 1948, JCS file.

(17) NACは、ブレトン・ウッズ協定法(一九四五年七月三一日議会で成立)に基づいて、同年八月二一日に設立され、IMF、世界銀行、輸出入銀行その他の政府機関による『対外借款と対外為替・金融取引』(Foreign loans or foreign financial exchange or monetary transactions) についての政策および運用について調整」することを任務とし、メンバーは、財務長官(議長)、国務長官、商務長官、連邦準備制度理事会議長、輸出入銀行総裁から構成されていた(*Report of the National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems*, March 8, 1946, p. 2.)。

(18) 五月二六日に国務省政策企画部の文書(PPS—二八／二)として起草され、六月二日NSC事務局へ提出され、NSC—一三の番号と標題 (Recommendations with Respect to U. S. Policy toward Japan) を与えられた。その後関係省庁の間で若干の修正を受けて九月三〇日のNSC会議でNSC—一三／一と変わり、一〇月七日のNSC会議で一三／二として確定した。SCAPに対しては一〇月二〇日にJCS—一三八〇／四三および四七の番号で送られている。なお関係部分の写しは、財務省以下の関係省庁、イギリス、カナダ政府等にも送られたようである(*FRUS 1948*, VI, pp. 775, 853, 857.)。
Memorandum, Ohly to Gen. Grunther, Sept. 24, 1948; CSGPO (Wedemeyer) to CINCFE (W 91539), Oct. 26, 1948, JCS file.

(19) Dunn, *op. cit.*, p. 77.

(20) CSGPO to CINCFE (W 80454), Dec. 2, 1948, MacArthur Memorial, Z715—3, No. 30.

(21) Allison to Hamilton, Apr. 30, 1948, *FRUS 1948*, VI, p. 743.

(22) CSCAD to CINCFE (W 92991), Nov. 23, 1948, MacArthur Memorial, Z715—3, No. 27. なお治安情報機関の設置は、一九四九年六月法務庁特別審査局として実現し、一九五二年七月には公安調査庁へ昇格した。

(23) 一九四八年四月ごろの在日アメリカ第八軍の兵力は四・一万(別に将校六千)で、うち実戦兵力は約二万、四個師団のうち最小規模は第二四師団の三千、最大は第一一空挺師団の六千人であり、これに対し、在日アメリカ軍の家族は二・三万であった。アイケルバーガーは、この前後に、あらゆる機会をとらえて、第八軍の「疑わしい戦力」について訴え、とくに、全国一五〇〇カ所のトンネルと橋が破壊されれば、軍の輸送が不可能になるとして、警備部隊の必要性を説いていた(Eichelberger to Wedemeyer, Apr. 16, Apr. 19, 1948, Eichelberger Papers.)。

(24) Eichelberger Diary, March 12, 1948.

(25) 当時、ワシントンとくにJCSでは、在日アメリカ軍の減少ないし撤退が検討されており、ブラッドレー統参議長は、アイケルバーガーと協議した結果、「国内警備隊または警察隊」(Constabulary or Police Force) が創設されるまでは撤兵すべ

きでない，との結論をマーシャル国務長官に報告した。マーシャルはフォレスタル国防長官に「警察軍」の創設を極東委員会に提案すれば，とくにソ連とオーストラリアから猛反対を受けるだろう，と語ったので，翌日フォレスタルはオーストラリアの新聞代表サー・マードック Sir Murdock と会って，一一万の在日アメリカ軍を撤退させるために「警察軍」を創設することについて打診したところ，オーストラリア国民はマッカーサーを尊敬しているので，彼が提案すれば受け入れるだろう，との返答を得た (Forrestal Diary, Oct. 10, 1948, Princeton Univ. Library.)。

なお，当時日本に創設を企図された警察軍については用語上，概念上の混乱が見られるが，関係者によれば，通常警察と正規軍の中間に位する軽装備の治安維持専用部隊（ただし緊急時には正規軍と同様の役割を予期する）を想定したもので，とくに米領時代のフィリピンで編成された「コンスタビュラリ」がサンプルとして考えられた，という (Letters, Gen. Lincoln to Author, Feb. 20, 1975; Gen. Wedemeyer to Author, March 18, 1975.)。

(26) たとえば，ドレーパー陸軍次官の特別補佐官として就任したばかりのラルフ・W・E・リード博士（元SCAP勤務，ドッジ使節団に同行）は，日本を視察して帰った直後に，対日政策について詳細な分析と提案を試みたメモ（一九四八年一〇月一八日付）のなかで，外資の進出を阻んでいる単一の最大要素は，日本の安全保障問題である，と指摘していた (Memo, Reid to Draper, Oct. 18, 1948, Dodge MSS., Z 711—1, No. 2.)。

(27) たとえば MacArthur to Draper, June 12, 1948, *FRUS 1948*, VI, pp. 819-23.

(28) CSGPO (Gen. Maddocks) to CINCFE (W 80454), Dec. 1, 1948; Same to Same (W 81345), Dec. 16, 1948, JCS file.

(29) SCAP (MacArthur) to Draper (C 66402), Dec. 18, 1948, JCS file.

(30) Bishop to Butterworth, July 6, 1949, National Archives.

(31) MacArthur to Acheson, June 16, 1949, National Archives.

(32) Draper to MacArthur (W 80566), Dec. 3, 1948, MacArthur Memorial, Z 715—3, No. 31.

(33) Draper to MacArthur (W 80640), Dec. 5, 1948, MacArthur Memorial, Z 715—3, No. 34.

(34) Fine to MacArthur (W 80734), Dec. 7, 1948, MacArthur Memorial, Z 715—3, No. 35.

(35) Army Dept. to SCAP (W 81014), Dec. 11, 1948, MacArthur Memorial, Z 715—3, No. 37.

(36) SCAP to Army Dept. (C 66236), Dec. 12, 1948, MacArthur Memorial, Z 715—3, No. 38.

(37) Arthur M. Woodford, *Detroit and its Banks: the Story of Detroit Bank & Trust* (Detroit, 1974), pp. 182, 211.

(38) 一九四七年秋，協会はドッジ新会長の督励下で，傘下の約一万五〇〇〇の銀行を動員してインフレ傾向を抑制するための大キャンペーンに乗りだした。重点は，(1)銀行資金の供給を生産的部門へ集中する，(2)インフレ的な特別金融を抑制する，(3)貯蓄増強運動，の三つにおかれ，顕著な効果をあげて，ストライダー財務長官から感謝を受けた (Wilbert M. Schneider, *The American Bankers Association: Its Past and Present*, Washington, D. C., 1956, pp. 254-55.)。

(39) Kolko, *op. cit.*, p. 522.

(40) 池田勇人『均衡財政』，一九五二年，一一九ページ。

(41) Dodge, "The General Economic and Political Problem and Its Relationship to Banking" (n. d., 1946?), Dodge MSS.

(42) 前掲ドレーパー氏のヒアリングによれば，第一回の訪日（一九四七年九月）時にマッカーサーから権威あるエコノミストのあっせんを依頼され，ドッジを推して同意を受けたが断わられた，という。しかし，各種の資料から推して，この依頼は翌年三月の第二回訪日時であった可能性が高い。またマッカーサーがはたしてドッジ級のエコノミストの派遣を衷心から希望していたかは，その後の経緯からみて疑わしい点がある。

(43) G. A. Lincoln Memorandum, Nov. 11, 1948, Dodge MSS. Z 711—1, No. 4.

(44) *Ibid.*

(45) Memo, Dodge to Cleveland Thurber (Board of Directors, The Detroit Bank), Dec. 13, 1948, Dodge MSS. Z 711—1, No. 5. このメモによると，一二月一〇日午後四時ごろドッジはドレーパーから電話で，迎えの飛行機を出すから，ただちにホワイトハウスへ来られたい，と要請された。しかしドッジは飛行機をことわり，午後五時四五分発の夜行列車でワシントンに向かい，翌日午前一一時一五分から大統領と会見した。

(46) Draper to MacArthur, Dec. 14, 1948, MacArthur Memorial, Z 715—1, No. 18.

(47) 調査団の顔ぶれはつぎのとおりである。

William W. Diehl (Office of International Finance, Treasury Dept.), Dr. Orville J. McDiamid (Associate Chief, Division of Financial Affairs, Dept. of State), Dr. Paul M. O'Leary (Dean, School of Business and Public Administration, Cornell Univ.), Dr. Ralph W. E. Reid (Special Assistant to the Undersecretary of the Army), Dr. Audley Stephen (School of

Finance, Rutgers Univ.), Ralph A. Young (Associate Director, Division of Research and Statistics, Federal Reserve System).

一行は二月一日に来日し、五月二日に帰国した。

なお、ドッジは、一行のなかに租税専門家を加えるよう要請していたが、のちに記すように、すでに七月ごろ、SCAPは、翌年五月を目途に、コロンビア大学教授カール・S・シャウプ博士らを招くことを内定していたので、ドッジ調査団からは除外された（"Tax Data for Economic Mission," Dodge MSS. Z 711—1, No. 9.）。

(48) SCAP Letter to Prime Minister on Stabilization, Dec. 19, 1948, Suitland Papers, Z 703—44, No. 82.

(49) 一九七二年一〇月五日、筆者のオーピル・J・マクディアミッド博士からのヒアリング（大蔵省資料Z一〇七一一）。

(50) 渡辺武前掲書、一六七—六八ページ。

(51) 経済科学局は、一応一九四九年一月に九原則の各項目に即したかなり詳細な実施計画を作成したが、基調は従来の中間安定路線を踏襲した微温的なものであった（ESS, "Program to Achieve Economic Stabilization in Japan persuant to Interim Directives of the U. S. Government, Jan. 29, 1949, Dodge MSS. Z 711—1, No. 14.）。

なお日本政府も、当時これに対応する「綜合施策大綱」を立案していた（大蔵省資料Z五〇八一一六、物価庁『物価統制資料集』第一冊、一九五〇年一二月、三四—三七ページ）。

(52) Memo, Whittington, Reed, Hepler to Marquat, "Joint Recommendations as to Stabilization Policy," Oct. 26, 1948, Suitland Papers, Z 703—20, No. 8; Same to Same, Nov. 7, 1948, No. 7; memo, LeCount, Hepler, Whittington to Marquat, Nov. 8, 1948, No. 6, memo, Hepler to Marquat, "Wage Stabilization," Dec. 17, 1948, Suitland Papers, Z 703—23, No. 13.

(53) Memo, Fine to Marquat, "Inflation vs. Stabilization," March 6, 1949, Suitland Papers, Z 703—23, No. 17.

(54) 渡辺武前掲書、一八六ページ。

(55) 同前、一八九ページ。

(56) 鈴木武雄前掲書、第三巻、三二ページ。

(57) 池田勇人前掲書、二一五—一六ページ。

(58) 渡辺武前掲書、二〇一ページ。

(59) 同前、一九〇ページ。

(60) Dodge Diary, Feb. 21, Feb. 23, Feb. 24, Feb. 26, 1949, Dodge MSS. Z 711—4, No. 1.

(61) 池田勇人前掲書、二二〇ページ。

(62) 吉田茂前掲書、第三巻、一九五七年、二〇七—〇九ページ。三月九日の第三回の池田＝ドッジ会談で、池田はドッジ・ラインに対し「金融界は賛成、産業界は警戒的」と説明していた。賛成派の筆頭は一万田日銀総裁で、反対派の筆頭は安本および民主自由党幹部であった。

(63) Minutes of Budget Meeting, March 14, 1949, Dodge MSS. Z 711—2, No. 10.

(64) 渡辺武前掲書、一九七ページ。

(65) 二月二一日の日誌に、ドッジはマッカーサーを「疑いもなく、正直で誠実で卓越した……天性のドラマタイザー」(unquestionably brilliant, honest and sincere dramatizer) と讃美していたが、SCAPの経済官僚に対しては「協調が悪く、財政効果に鈍感で、決定は比較的下部のほうでなされている」(Dodge memo, Feb. 9, 1949, Dodge MSS. Z 711—2, No. 3.) と酷評している。

(66) 一九七四年九月一八日付中村隆英氏の渡辺武氏からのヒアリング（大蔵省資料Z一〇七一二五）。

(67) 渡辺武日誌、一九四九年三月一九日。

(68) Labor Div./ESS memo, March 7, 1949, Dodge MSS. Z 711—4, No. 12.

(69) ドッジの労働哲学は池田蔵相に述べた「永年の諸弊を蛻失し海外の領土を失いながら人間だけがウヨウヨしているこの国に、労働基準法などという理屈だけ立派な法律があるのを知っていたら、はじめから自分は、日本にくるのではなかった」（池田勇人前掲書、二一九ページ）という感想に代表されている。

(70) 見返資金の構想は、三月九日のドッジ＝池田会談で、ドッジから超均衡予算の方針とセットで示唆されている。なお見返資金の設定と運用をめぐる資料については、Suitland Papers, Z 703—2; Dodge MSS. Z 711—3, Z 711—14, 大蔵省理財局見返資金課編『見返資金の記録』、一九五二年、を参照。

(71) シャウプ招聘をふくむSCAPの税制改革構想は一九四八年春にスタートした。アメリカ内国歳入庁出身で南朝鮮軍政部

から来たハロルド・モスL. Harold Mossが中心となって、アメリカ本国から租税行政の専門家を集め、八月経済科学局内に内国歳入課 Internal Revenue Divisionが新設された。シャウプの招聘は七月に内定し、来日時期は翌年五月と予定された("Tax data for Economic Mission," Jan. 27, 1949, Dodge MSS. Z711—1, No. 9; Nanto's hearings from Moss, July 21, 1973.)。すなわち、シャウプの人選はドッジにさきだって決まっていたのであり、ドッジが一行のなかに租税専門家を加えたい、と希望していたにもかかわらず、シャウプを同行せず、また共同作業を試みなかった(ドッジの離日は五月二日、シャウプの訪日は五月一〇日)点に両者の微妙な関係が推測される。なおシャウプ博士によれば、モスの訪問を受けて日本行きを承知し、使節団の人選に当たったが、ドッジはシャウプとの共同作業を希望しなかった、という(一九七一年六月二九日、筆者のシャウプ博士からのヒアリング、大蔵省資料Z一〇七—一〇)。シャウプ使節団の氏名はつぎのとおりである。

カール・S・シャウプ Carl S. Shoup　コロンビア大学教授
ウイリアム・G・ウォーレン William G. Warren　同
ウイリアム・S・ヴィッカリー William S. Vickery　同
ジェローム・B・コーエン Jerome B. Cohen　ニューヨーク市立大学教授
ハワード・R・ボーエン Howard R. Bowen　イリノイ大学教授
スタンレー・S・サリー Stanley S. Surrey　カリフォルニア大学教授
ロランド・B・ハットフィールド Rolland B. Hatfield　ミネソタ州セントポール税制調査局長

なおシャウプ、ウォーレン、ヴィッカリー、サリーの四名は翌一九五〇年七月に再度来日して、九月二一日第二次勧告を出し、帰国した。

(72) シャウプ一行は九月に報告書をマッカーサー元帥に提出するにさきだって、ワシントンに事前の了解を求めた。減税については、ドッジの反対意見が強く、「シャウプに期待しているのは行政的改善、手段上の改正等の技術的勧告」のはずである、と反発したNACも同調したが、シャウプは勧告は総合的に採用しないと無意味である、と強硬に主張したので、減税の幅を減らす線で妥協したようである(R. C. Snyder to West, "NAC Views on Shoup No. 2," July 21, 1949, Dodge MSS. Z711—20, No. 1; Dodge to Marquat, June 1, 1949, Dodge MSS. Z711—6, No. 1.)。

(73) マッカーサーは、一九四九年八月に東京に出張したヴォーヒーズ陸軍次官 Tracy S. Voorheesに、ドッジの業績をたたえ、二～三カ月のうちに再訪し、ついで六カ月ごとに約二カ月程度来日するよう要請方を依頼した。ドッジは再訪については、あまり気が進まなかったが、結局要請を入れて一〇月三〇日訪日し、補正予算案を査定したのち、一二月四日帰国した(Voorhees to Dodge, Sept. 4, 1949, MacArthur Memorial, Z715—1, No. 20.)。

(74) Dodge to Ikeda, Aug. 9, 1949, Dodge MSS. Z711—6, No. 11. なお、この書簡は、ドッジが日本で公表されることを予期して書いたもののようであるが、経済科学局で押えられて、池田蔵相の手許には届かず、したがって発表もされなかった(宮沢著『東京—ワシントンの密談』、一九五六年、三六ページ、渡辺武前掲書、二四九ページ)。

(75) 輸出入の平均レートは、一九四七年一〇月で輸出一四〇円、輸入六〇円、一九四八年八月で輸出二六八円、輸入一一五円、と推移していた(経済企画庁『戦後経済史(貿易・国際収支編)』、一九六二年、六四ページ)。

(76) X～Z作業の内容については前掲『物価統制資料集』第一分冊、三一一ページ、経済企画庁『戦後経済史(経済政策編)』、一九六〇年、一九六—二〇〇ページ、を参照。

(77) 同前。

(78) 一月中の審議会議事録は大蔵省資料Z五〇八—一六に収録されている。

(79) Janow memo, Jan. 11, 1949, Suitland Papers, Z703—7, No. 41.

(80) Marquat memo, "Application of Exchange Rate Proposals," Feb. 19, 1949, Suitland Papers, 一九七一年九月一七日ジェイノー氏の大蔵省における講演(大蔵省資料Z一〇六—一一)。

(81) 鈴木武雄前掲書、第三巻、三七ページ。

(82) SCAP (Dodge, Marquat) to Dept. of Army (draft), March 22, 1949, Suitland Papers.

(83) Marquat memo, March 24, 1949, Suitland Papers.

(84) Memo, NAC Staff Committee to NAC, "Proposed Single Rate of Exchange for Japanese Yen and Related Measures," March 25, 1949; NAC Document No. 807, Treasury Dept.

(85) NAC Action No. 321, Meeting No. 122, March 29, 1949, NAC Document No. 88, March 30, 1949, Treasury Dept.

(86) Dodge memo, March 30, 1949, Dodge MSS. Z711—2, No. 37.

(87) イギリスの国際収支とくに対米収支は一九四九年に入ると急速に悪化し、ドル保有高は一九四六年一二月の二六億から一九四九年六月末には一六億ドルに落ちこみ、七月にイギリス政府はドル圏からの輸入を大幅に制限した。このポンド危機を打開するため、夏中を通じて米英両政府の間で協議が進められ、結局九月一八日に対ポンド四・〇三ドルのレートは、二・八〇ドルく切り下げられた (NAC, *Semiannual Report to the President and to the Congress for the Period April 1—Sept. 30,* 1949, p. 21.)。それにさきだって、八月末までに為替市場でポンド売りが増加していた (Kolko, *op. cit.*, p. 458.)。マイクセルによると、アメリカは早くからポンドの切下げを要望し、承知しないときは援助の停止を示唆した、ともいう (Raymond F. Mikesell, *Foreign Exchange in the Postwar World,* Baltimore, 1954, p. 144.)。なお、NAC決定がポンド切下げを織りこんでいたか否かについては確証がないが、ジョン・R・アリソン氏（SCAP経済科学局）は、三三〇円レートに固執していたドッジがテレコム討議で譲歩したのは、ポンド事情の見通しをワシントンから説得されたため、と述べている（一九七三年七月二八日ナント氏のアリソン氏からのヒアリング、大蔵省資料Z一〇七一一八）。こうした経緯からみて、三六〇円レート決定に当たり、NACがポンド切下げを織りこんでいたことは、ほぼ確実と考えられる。

(88) Dodge to MacArthur, June 2, 1949, Dodge MSS. Z 711—6, No. 1.

(89) 渡辺大蔵省渉外部長は、ポンド切下げの報告を受けると池田蔵相と協議して、ただちに円レートの変更はしない旨の発表を出すようSCAPに要請し、SCAPは、九月二〇日に「対米レートは目下のところ変更しない」旨のマ元帥声明を発表したが、この間、ワシントンの国務、財務、陸軍省、連邦準備銀行は、約一五%の円切下げ説に傾き (Hemmendinger to Allison, Oct. 14, 1949)、相談を受けた。ドッジも決断しかねていたようで、九月三〇日付のロルド・モスあて書簡で、「いかなる措置をとるべきか困難な問題であるが……もし必要と思われるなら円を切り下げることも考えられる」と書いていた (Dodge to Moss, Sept. 30, 1949, Dodge MSS. Z 711—6, No. 27.)。結局、SCAPはワシントンの反対を押し切って、一〇月一五日に円レート不変更を正式に声明した。なお、日本側の切下げ反対の根拠は、一〇月八日、日本銀行からSCAPに提出された意見書によると、(1)今こそ産業合理化の好機である、(2)ポンドは従来過大評価されていたので、切下げは適切であり、日本のポンド圏への輸出主力である綿製品は切下げレート下でも競争力がある、(3)円切下げの必要があるとすれば、ポンド切下げの効果を見定めたのちでもおそくない、等であった(Bank of Japan to Marquat, Logan, "View Concerning Foreign Exchange Rate," Oct. 8, 1949, Dodge MSS. Z 711—5, No. 15.)。

第五章　占領後期の対日政策

第一節　朝鮮戦争と日本

一　冷戦体制の固定化

一九四九年秋の中華人民共和国成立（一〇月一日）とソ連の原爆開発（九月）は、米ソ冷戦が前哨戦的段階から、本格的な東西対決の新段階に移行したことを象徴する里程標であった。アメリカにとって、それは大戦後ソ連との間で争奪の的になっていた中国を最終的に喪失したこと、また、戦後世界における優越的地位を保障してきた核兵器の独占が予想以上に早く破れたことを意味した。

この新たな段階は、(1)冷戦構造がグローバルな規模で定着したこと（冷戦の制度化 institutionalize）、(2)政治・経済・イデオロギー的要素に加え、軍事的要素の占める比重が著しく高まったこと（冷戦の軍事化）、(3)共産陣営を一枚岩 monolith と前提したアメリカおよび同盟国の集団安全保障体制が形成されたこと（米ソ対立から東西対立への

表 5-1　アメリカのアジア政策に関する NSC 文書の一覧

NSC 番号	日　付	対象地域	要　点
8	1948. 4. 8	南朝鮮	1. 民主的，自立的な統一朝鮮の確立，2. アメリカ軍の早期撤退，3. 南朝鮮軍の強化・訓練，4. アメリカ軍撤退後も経済・軍事援助を継続
13/2	1948. 10. 9	日本	(略)
13/3	1949. 5. 6	日本	(略)
20/4	1948. 11. 24	ソ連	米ソ対決の基本戦略
34	1948. 10. 13	中国	1. 国府政権の崩壊を予期，2. その後の政権承認は柔軟に考慮，3. 中・ソの一体化を防止
37/7	1949. 8. 22	台湾	軍事力による台湾の防衛を否定
48/2	1949. 12. 30	全アジア	1. 反共諸国と共同してアジアにおける共産勢力拡大の阻止，2. アジアの反共諸国に対する政治・経済・軍事援助の強化，3. インドシナの重視
64	1950. 2. 27	インドシナ	フランスおよびバオダイ政権に対する軍事援助の開始
68	1950. 4. 7	全世界	軍事力および軍事予算の大幅拡大
124/1	1952. 2. 13	東南アジア	インドシナ戦争に中国が介入するときにはアメリカ空海軍力の使用と中国沿岸の封鎖

移行）などによって、特徴づけることができよう。

そして、地域的にはベルリン封鎖の解除（一九四九年五月）、NATOの結成（一九四九年四月）によるヨーロッパ方面の相対的安定により、冷戦の重心はアジアに転移し、一九五〇年六月の朝鮮戦争勃発を経て、以後アジア大陸の周辺地域は約二〇年にわたって両陣営間による長期限定戦争の舞台となったのである。

冷戦の軍事化は、アメリカの対外政策決定体制にも変化をもたらし、国家安全保障会議（NSC）がSWNCCやJCSに代わって逐次、主導的地位を占めるに至った。実際に一九四八年から五二年にかけての冷戦の基本戦略は、表5-1に示したような一連のNSC決定によって方向づけられたのである。

それは、日本をふくむいくつかの国別プラン

から地域別プランを経て、NSC—二〇シリーズを継承したNSC—六八（"U. S. Objectives and Programs for National Security"）においてグローバルな規模の総合的反共戦略にまで拡大した。この過程で注目されたのは、概して国防省よりは国務省の方が、また国防省の制服グループよりも「国防インテリ」と称されるシビリアン官僚がタカ派的な姿勢をとって動いたことである。しかし朝鮮戦争前におけるアメリカの冷戦戦略は、将来における「巻き返し」(Roll Back) の可能性を秘めながらも、本質的には守勢の戦略にとどまっていた。NSC—六八はつぎのように宣告している。

「自由世界における力の中心としてアメリカは指導力を行使すべき重大な責任を負っている。そのために、われわれは自由世界のエネルギーと資源を動員してクレムリンによる世界制覇の野望を阻止しなければならない……さもないとわれわれは徐々に後退を強いられるだけとなる。」[1]

すなわち、従来の米ソ対立は、クレムリンの統制する共産主義ブロックと、アメリカが主導する自由主義ブロックの全面的対決という図式に変わっていることが看取される。そして、このような危機感を増幅し、あるいは正当化したのは、トルーマン・ドクトリン以来の冷戦体験から帰結された共産ブロック一枚岩観と「ドミノ理論」(Domino theory, 将棋だおし論)であった。それはアイゼンハワー政権のダレス国務長官による「瀬戸際外交」(Brinkmanship)や「大量報復戦略」(Massive Retaliation) に発展し、ベトナム戦争に至るアメリカの介入政策を正当化する原理として定着するに至るのであるが、朝鮮戦争前の段階では、なお過渡的、中間的な色彩をぬぐえなかった。

朝鮮戦争は、アジアにおけるアメリカの冷戦戦略が中国の失陥にともなう一時的後退→立て直し→反撃の過程をとる中間点で発生したといえる。従来この移行期における政策決定の実態は空白に近かったが、ペンタゴン・ペーパー

の公開[2]によって、かなり明瞭となってきた。それによると一九四九～五〇年前半の冷戦戦略に関連した政策文書は、移行期にさけがたい不安定と不決断のジレンマを表現したものが多く、行きつ戻りつの動揺を反復している。

その代表的な一例は、一九四九年一二月のNSC決定「アメリカの対アジア政策」[3]（The Position of the U. S. with Respect to Asia, NSC—四八／二）においてみることができる。関連文書のなかから数例をあげてみると、たとえば、共産主義の直接的・間接的侵入に抵抗するためアジアの非共産主義国家を結集した「地域連合」（regional association）ないし「集団安全保障取極」（collective security arrangement）の形成を促進し、所要の政治・経済・軍事援助を供給するが、そのためには被援助国の自発性・自助的努力（セルフ・ヘルプ）が前提であるとしている。またベトナムを中心とする東南アジア諸国の戦乱を「反コロニアリズムと民族独立運動の闘争」として理解を示し、宗主国の譲歩を求めながら、一方では、西欧諸国とくに英連邦との協調による反共包囲網を強化するよう規定していた。さらに、中国やホー・チ・ミン政権をソ連の衛星国と断じながら、一方では中ソの分裂をはかり、中国共産党のなかのスターリン主義者と、それ以外の分子との離間に努めることを提唱し、台湾が中国の手に落ちないよう外交・経済手段による妨害につとめるが、「公然たる軍事行動」（overt military action）による防衛はしない、とも述べていた。

NSC—四八／二における日本の位置づけはNSC—一三のラインをほぼ踏襲していたが、インドとならんで、アジアにおける数少ない工業潜在力をもつ国家として再評価され、非共産主義諸国のなかで「もっとも重要な役割」（most important part）を果たすよう、その経済復興を推進することが確認された。

とくに貿易の拡大と資本投下の必要性が強調されたが、前者については、中国との貿易が焦点となり、これを禁止

すると日本経済は自立できないし、また日本国内の反米ムードを煽るだろうと懸念していた。拡大する日本経済の市場をどこに求めるかは、数年来、アメリカの占領政策立案者の間で、課題とされていたのであるが、NSCは、SCAPに東南アジアを含む代替市場を開発するよう求めながら、まだ中国市場の役割を否定し切れなかったのである。[4]

このようにNSC—四八／二の基調となっている曖昧さは、一九五〇年初頭にアメリカのアジア防衛線についての論争を誘発する一因となった。一月一二日アチソン国務長官は、ナショナル・プレス・クラブにおける演説で、ソ連の中国辺境地区への浸透状況と中ソ対立の可能性に触れたのち、太平洋地域における軍事戦略を展望して、西太平洋におけるアメリカの「防衛線」（defensive perimeter）は、アリューシャン列島から日本、琉球を経てフィリピンに至る線である、と述べた。そして旧属領のフィリピンと非武装日本の防衛は、アメリカの「直接的な責任」（direct responsibility）であるが、その他の地域は「まず攻撃を受けた国民の抵抗にまち、つぎに国連憲章のもとにおける全文明世界の援助に依存しなければならない」[5]と付け加えた。

アチソン演説は、その一週間前にトルーマンが台湾政策について述べた言明とあわせ、一般にアメリカが朝鮮と台湾を放棄した宣言とみなされて、内外に少なからぬ反響を巻き起こした。とくに朝鮮戦争の勃発後は、この声明がアメリカの決意に対する共産陣営の誤認を招いて北朝鮮侵入を誘発した、と非難された。[6]しかし、彼がこの演説で明確な防衛責任を認めたのは、現にアメリカ軍が駐留していた地域であり、朝鮮についても、日本よりは「低い程度」（to a lesser degree）で責任を負う、と述べていたのである。

アチソン自身の弁明によれば、問題の防衛線自体は一〇カ月前におけるマッカーサー元帥の言明[7]を繰り返したものにすぎず、何よりも演説の二週間後に米韓相互援助条約の調印を控え、アメリカの韓国に対するコミットは決して否

定されていなかった、という。[8] NSC—四八／一の注意深い表現に従えば、それは「ソ連の侵略を防衛するための最低限の拠点 minimum position」[9]を示したものなのであったが、日本放棄論さえ流れていた当時の後退ムード[10]のなかで、朝鮮、台湾の放棄という憶測が飛んだのも、むりからぬところであったといえようか。

当時、アジア周辺部における東西陣営の接線で危険点とみられていたのは、三八度線、台湾海峡、インドシナの三カ所であった。このうち、アメリカ国内で華やかな政治的論争の的になっていたのは台湾海峡[11]であったが、NSCがもっとも注目していたのは「中国と接する地域で西側が戦っていた唯一の場所で……しかも中国の援助で支えられている」[12]と信じられていたインドシナであった。

ペンタゴン・ペーパーが大戦末期から朝鮮戦争に至る対インドシナ政策を「愛憎と不決断」[13] (ambivalence and indecision) と形容しているように、中国の失陥が確実になるまで、フィリピンを除く東南アジア地域に対するアメリカの関心は薄く、政策は空白に近かった。しかし大戦終結の直後から、ビルマ、マラヤ、インドネシア、インドシナでは、復帰してきた旧宗主国のイギリス、フランス、オランダとの間で民族独立と植民地体制からの解放をめざした内乱が継続し、フィリピンでも共産ゲリラのフク団が活動していた。とくに一九四七年一一月のジュダノフ宣言、四八年二月のカルカッタ青年会議以後は反乱勢力に対するソ連あるいは中国の影響力が強まり、東南アジアは急速に冷戦体制の枠に組み入れられていった。[14]

インドシナでは、フランスはバオダイ帝を立てて、ホー・チ・ミンのひきいる共産軍と一九四七年以来戦っていたが、四九年に入ると、戦局の主導権は逐次ホー軍に移り、フランス軍はサイゴンを根拠に、かろうじて「点と線」だけを確保する状態になりつつあった。アメリカは当初バオダイ政権の安定に疑問をもち、インドシナ戦争への介入に

表 5-2　アメリカ軍事力の変遷

年*	A. 総兵力 (千人)	B. うち陸軍 (千人)	C. 軍事費支出 (100万ドル)	予算全支出 / C (%)
1940	458	269	1,498	16.5
1945	12,123	8,268	81,216	82.5
1946	3,030	1,891	43,176	71.4
1947	1,583	991	14,368	36.8
1948	1,446	554	11,771	35.6
1949	1,615	660	12,908	32.7
1950	1,460	593	13,009	32.8
1951	3,249	1,531	22,444	50.9
1952	3,636	1,596	43,976	67.2
1953	3,555	1,534	50,363	67.8

(注)　* A, B については毎年6月末現在, C については会計年度を示す.
出所：Dept. of Commerce, *Statistical Abstract of the United States*, 1959.

は警戒的だったのであるが、一九五〇年一月、ソ連、中国がホー政権を承認すると、翌月、直ちにバオダイ政権の承認で応じ、さらにフランスの要請を受け入れて、五月から現地のフランス軍に対する軍事・経済援助を開始した。対インドシナ政策を規定したNSC—六四によれば、「アメリカの安全にとって東南アジアにおける共産主義のこれ以上の拡大を阻止するために、実施可能なあらゆる措置をとる」ことが必要であり、インドシナは「東南アジアにおける最重要地点で、しかも現在（共産主義の）急迫した脅威下にある」[15]と認識されたからであった。

こうしてアメリカのインドシナ戦争への介入は、朝鮮戦争に数カ月さきだって開始され、当初一千万ドルの援助枠は急増して、一九五四年には一一億ドルに達し、全戦費の七八%を負担するに至った。[16]

インドシナ戦争への介入決定をふくむ一九四九年から五〇年にかけての冬は、あとから振り返ると冷戦史上の画期的な転機点となった。アジアにおける東西ブロックの対立を構造化した中ソ同盟条約、米韓条約、インドシナの南北分裂に加えて、ソ連の原爆

開発に対抗するアメリカの水爆開発指令（一九五〇年一月）と一連の連鎖反応がつづくなかで、アメリカはNSC—六八に集約される大規模な軍備拡張計画の検討に着手した。それは共産陣営との「全面戦争」(all-out war) に備えるため、「相互防衛援助法」(Mutual Defense Assistance Act, Oct. 1949) によって開始された西側同盟国の軍事力増強と並んで、アメリカ三軍の軍事力を大幅に拡大しようとするもので、ソ連の核兵器が抑止力を発揮する五四年までに、国防費の予算規模を平時の一三〇億ドル台から一挙に三五〇～五〇〇億ドルに引き上げることを想定していた。[17]

このような軍拡体制への転換に対しては、当然内部的な抵抗があった。議会、予算局、ジョンソン国防長官を含む一部の閣僚は、第二次トルーマン政権がかかげていた内政重点の「フェア・ディール」(Fair Deal) 政策を遂行する立場から反発し、国務省のソ連専門家であるケナンやボーレンは、対ソ刺激を回避する観点から反対した。[18] 結局NSC—六八は、ケナンに代わって政策企画部長に就任したタカ派のポール・H・ニッツェ Paul H. Nitze を主宰者とする国務、国防両省の特別チームによって進められ、一九五〇年四月第一次案がトルーマン大統領に提出されたのち具体的な所要予算の見積り作業に入ったところで朝鮮戦争の勃発を迎えた。[19]

二　朝鮮戦争

アメリカの冷戦戦略家たちの目が東南アジアの一角に吸い寄せられていた一九五〇年六月二五日朝、北朝鮮軍は三八度線を突破、南下し、敗走する韓国（南朝鮮）軍を追って、早くも二七日には首都ソウルを占領した。

朝鮮戦争の発端をめぐる経過と背景については諸説があり、今なお解明されていない部分が多い。[20][21]

表 5-3　日本および朝鮮におけるアメリカ陸軍兵力の変遷

（単位：1万人）

日付（年・月）	在日米軍	在日米軍の日本人雇用者	在鮮米軍	韓国陸軍
1945.10	約40(15)		8.4(3)	—
1948.10	10.2(4)	20	1.6	6.5(2)
1950. 6	8.3(4)*	21.7	0.05**	9.8(10)

（注）1.　かっこ内は師団数.
2.　別に在日イギリス軍3.6万（1946年9月）があった.
*　内訳は第7, 24, 25, 第1騎兵各師団計52,462, 高射砲隊5,290, その他25,119, 合計82,871名 (Appleman, *op. cit.*, p. 49).
**　軍事顧問団.

当時の韓国軍は、兵力数では北に比し大差はなかったものの、軽火器中心の貧弱な装備で、ソ連製の戦車をふくむ重装備の北朝鮮軍とは戦力のうえで格段の差があった。

さらに韓国軍をバック・アップする在日アメリカ陸軍は逐年縮減されて、名目上は四個師団とはいえ、実兵力は後方部隊を入れても八万余にすぎず、訓練、装備はともに不足していた。[22]

このため、朝鮮戦争の初動段階は、北朝鮮軍の圧倒的な優勢のうちに推移し、李承晩政権は一挙に潰滅するかにみえたが、共産ブロック側にも、誤算があった。

アメリカがただちに韓国防衛の決断を下し、ソ連代表が欠席していた国連の安全保障理事会を動かして、国連軍の名で本格的な反撃に出たこと、北朝鮮軍の進撃に呼応するであろうと期待していた韓国内左翼分子の蜂起が実現しなかったことである。

アメリカが従来の逡巡を捨てて韓国防衛に踏み切ったのは、インドシナ介入やNSC—六八が代表するように、冷戦戦略が後退から反撃へ転換する条件が成熟しつつあったのと、北朝鮮軍の攻撃があまりにも公然かつ組織的で、これを看過するのはアメリカの威信にかかわる、と判断され、国連もそ

れに同調したからであった。

朝鮮戦争の経過について詳細に記述するのは避けるが、概略の展開だけを追ってみよう。

七月八日国連軍司令官に任命されたマッカーサー元帥の指揮下で在日アメリカ第八軍の一部は韓国に急派され、極東空軍と第七艦隊の援護下で釜山周辺に展開して、北朝鮮軍を拒止する。この間に在日アメリカ陸軍主力と増援の海兵隊で編成された第一〇軍団は、九月一五日仁川に上陸し、補給路を断たれ、南北から挟撃された北朝鮮軍は四散した。

追撃態勢に移った国連軍は、ソウルを回復したのち三八度線を突破し、一〇月二〇日には北朝鮮の首都平壌を占領した。その翌日にマッカーサー元帥は、戦争は「きわめて歴然と終局に近づきつつある」と言明したが、数日後には仁川上陸の前後から満州に集結していた中国軍が、鴨緑江を越えて進入しつつあることが明らかとなった。

しかし事態を軽視したマッカーサーは、予定どおり一一月二四日満鮮国境を目標とする最終攻勢を発動し、逆に優勢な中国軍の反撃に会って分断、包囲され、大損害を出して退却した。翌年春、国連軍は再反撃に転じたが、戦線は固着し、五三年夏の休戦に至るまで三八度線を挟んだ一進一退の陣地戦がつづいた。

この間の一九五一年四月一一日、マッカーサーはトルーマン大統領によってアメリカ極東軍総司令官・連合国最高司令官・国連軍司令官の地位を解任され、後任には第八軍司令官のマシュー・B・リッジウェイ中将 Matthew. B. Ridgway が任命された。

よく知られているように、マッカーサー元帥解任の原因は、朝鮮戦争およびアジア全体の反共戦略に関するワシントンとの対立にあった。

ワシントンがグローバルな戦略判断から、朝鮮戦争を通常兵器による限定戦争の領域に抑止しようとしたのに対し、マッカーサーはアジア第一主義の立場から、対ソ・対中国全面戦争のリスクをおかしても確実な軍事的勝利を獲得しようとして、中国封鎖、蔣介石軍の投入、満州・中国本部の爆撃、さらに核兵器の使用に至る強硬手段を主張した。軍人としてのマッカーサーの声望に遠慮した大統領やJCSが、共和党右派と連携した彼の越権的行動に対し決然とした態度をとれなかったので、両者の対立は半年以上にわたってくすぶったが、中国軍の介入による国連軍の敗北、イギリスを中心とする西欧諸国の圧力が高まるに及んで、解任は強行された。

六年近くにわたり敗戦国日本に君臨したマッカーサー元帥は、こうして戦争継続中の解任という劇的な衝撃を残して日本を去った。バターン・ボーイズと呼ばれたホイットニー、ウイロビーらの忠実な側近たちも、同時にSCAPから離任した。

それでは、マッカーサーという強烈な個性が失われたことは、彼が登場したときに比較しうるような激変を日本にもたらしたであろうか。

結論的に言えば、答は否である。

講和会議を半年後、独立回復を一年後に控えて、占領は最後の段階に入りつつあり、SCAPの計画的な権限委譲によって、各分野における日本の主権回復はなしくずし的に進行していた。後任者のリッジウェイは常識的な武人型の人物で、朝鮮戦争の作戦指導に追われ、日本の内政に深くかかわろうとしなかった。

上院の外交・軍事合同委員会で華やかに展開された、いわゆる「トルーマン＝マッカーサー論争」(Truman-MacArthur Controversy) で、マッカーサーが「日本人一二歳説」に代表される一連の日本批判を語ったことは、日本

国民の間に浸透していたマッカーサー信仰を一挙に冷却させた。

しかし、朝鮮戦争自体が占領下の日本にもたらした直接・間接の影響は広範かつ甚大であったといえよう。そのなかで主要なものだけを摘記すると、まず第一に、東西対立を基調とする国際政治の場で、日本の西側陣営への移行が決定的となったことをあげなければならない。

一九四九年末から再び講和の気運が高まったのに対応して、日本国内では、いわゆる全面講和か単独講和かをめぐる論争が白熱化し、南原東大総長と吉田首相の「曲学阿世」問答（一九五〇年五月）にまで発展した。

日米の政府レベルは逐次、ソ連・中国を除外した単独講和もやむをえない、とする方向に固まりつつあったが、野党、学界、ジャーナリズムを中心とする全面講和論は、非武装・中立論や、基地反対運動と連携して、かなり広範な世論の動員に成功し、反米運動に転化しかねない政治勢力となりつつあった。

そしてアメリカ側も、こうした日本国内の動きに影響され、対日講和の責任者に指名されたダレス国務省顧問も、最初期の草案（一九五〇年六月六日）では、一応中ソをふくむ全面講和の目標を設定していたし[23]、マッカーサー元帥は、早期講和を推進しつつも、独立後の日本を「東洋のスイス」として中立化する期待を捨てきれず、アメリカ軍基地の残置にも反対していた[24]。

しかし、朝鮮戦争によって、日本は国連軍（アメリカ軍）の巨大な後方補給基地と化し、中立主義や全面講和論は現実性を失ってしまう。

五〇年八月には、在日アメリカ軍四個師団のすべてが朝鮮に出動した空白を埋めるため、定員七万五〇〇〇人の警察予備隊 National Police Reserve が創設された。

一方、コミンフォルム批判（一九五〇年一月）以来活発化した左翼勢力に対する占領軍の取締りは強化され、七月から言論界、産業界をふくむレッド・パージによって、年末までに一万人以上が追放された。平行して戦争責任者のパージ解除が進められ、そのなかには警察予備隊幹部に充当するための旧職業軍人もふくまれていた。

第二は、ドッジ・ライン二年目のデフレ圧力下で沈滞の色を濃くしていた日本経済が、アメリカの軍需調達によるいわゆる特需ブームで息をふきかえすとともに、ひきつづく新特需への期待を通じて、アメリカ経済との結びつきを深めたことである。特需による外貨収入は二三～二四億ドルと見積もられているが、それはドッジが「思いがけない幸運」「歓迎すべき刺激剤[25]」と表現したように、ドッジ・ラインの原則を崩すことなしに、日本経済の規模を画期的に拡大することができたのである。

第三は、こうした政治的・経済的な対米傾斜を背景として、日本の独立回復が促進されたことで、六年余にわたったアメリカの日本占領は一九五二年四月をもって終了した。

朝鮮戦争は共産ブロックをふくむ全面講和への道を閉ざしたが、日本を西側陣営へ引きとめるために、アメリカの軍部や英連邦諸国等に根強く残っていた反対論を押え、日本側が「予想よりも寛大[26]」（吉田茂）と評したような条件で早期講和に達することを可能とした。

かくてサンフランシスコ講和への道は、日本の選択の自由をほとんど許さない形で設定されたのである。

三　講和への動き

一九四七年にいったん中断した対日講和への動きは、一九四九年末ごろから、アメリカ国務省の主導によって復活し、朝鮮戦争の勃発を契機として加速的に進展した。しかし、皮肉にもこの過程でアメリカがもっとも苦心したのは、当の相手である日本との折衝ではなく、冷戦の競争者であったソ連との対立でもなく、アメリカ内部における政策の調整であった。

アチソン国務長官は、主要関係者である「コミニスト、ペンタゴン、同盟国、旧敵国の四グループ」のなかでは、「コミニストが一番楽で……もっとも頑固で粘り強い抵抗を示したのはペンタゴンであった」[27]と述懐している。もっとも、アチソンの感想は、対日講和について米ソ間の協調が実現したことを表現するものではなく、ソ連がほぼ全面的に交渉の舞台から引き下がってしまったことを意味していた。

アメリカとしては、形式上は最後までソ連（および中国）が対日講和に参加する門戸を開いておいたのであるが、四九年秋に日本の非武装・中立を軸とする全面講和の方向を主張していたケナン構想が否定されたのちは、実質的に単独（または多数）講和・日米安保条約方式の路線が定まり、ソ連が介在する余地は失われた[28]。

またソ連自身も、五〇年早々から国連安保理事会、極東委員会、対日理事会を退場し、国際交渉での発言を事実上放棄していたので、対日講和はアメリカのペースにまかせられる態勢となっていた。

二年に近い空白ののち四九年一〇月、国務省がマッカーサーの熱心な要請をとりあげて、再び講和条約の草案をま

とめた段階で直面した主要な問題点は、(1)講和の時期、(2)講和後日本に課す制限事項の範囲、(3)講和後における日本の安全保障、の三つであった、といえよう。

英連邦諸国の一部は、日本軍国主義の復活を警戒する見地から、(2)について相当の制限（監視機構の設置ないし貿易制限）を残すよう主張していたが、九月中旬のアチソン＝ベヴィン（イギリス外相）会談において、早期講和・制限撤廃の線でアメリカと英本国間の了解が成立した[29]。

しかし、国防省は(3)との関連で、在日基地を自由かつ広範に使用しうる特権を継続したい、とする統合参謀本部（JCS）の熱望を反映して、占領の継続を求め、「時機尚早」（premature）という名目で早期講和に反対した[30]。

そこで、五〇年二月ブラッドレー統合参謀本部議長と陸海空三軍の参謀総長がそろって日本を訪問し、SCAPの見解をただしたが、マッカーサーの「神託」は、国務省案を全面的に支持するもので、国防省を失望させた[31]。この時期における元帥の講和をめぐる見解は、必ずしも明確でなく、また彼自身が動揺していたとみられる面もあるが、日本の非武装・中立を基調として、二国間条約に基づく部分的なアメリカ軍駐留を加味した方式を模索していたのではないか、と思われる[32]。

JCS一行に同行したヴォーヒーズ陸軍次官は、帰国後折衷案として日本に形式上の主権を回復させ、SCAPを残存させる「半条約」（half treaty）方式を提案し、国務省も一時は同調に傾いたが、他の連合国や日本国民の反感を買うので占領の継続より悪い、と主張したマッカーサーらの反対が強く、採用されなかった[33]。

国務省、国防省、マッカーサーの錯綜した対立関係を打開するため、トルーマン大統領は、当時共和党の「影の国務長官（シャドー・セクレタリー）」といわれていたジョン・フォスター・ダレス John Foster Dulles を国務省顧問に任命し、対日講和問題

を専担させた。

フォスター、ランシングの二人の元国務長官を祖父と伯父にもったダレスは、ウオール街の法律事務所を主宰する弁護士であったが、青年時代にベルサイユ会議に出席して以来、法律家、外交家として豊富な国際経験を重ねていた。

ダレスの外交は「政治と道徳を融合させた」とか、「反共哲学の伝導者」[34]とか評され、反共一点張りのタカ派と観念されているが、一面ではきわめて現実感覚に富んだ粘り強いネゴシエーターであり、この意味で利害の錯綜する内外勢力の対立を解きほぐして、対日講和の成立に持ち込んだ彼の手腕は高く評価されている。

そしてフレデリック・ダンがいうように、ダレスの起用は、対日講和が中国問題のように超党派外交の枠外に置かれ、政争の具に転化するのを防止し、さらに対立グループ間の調停に当たらせるのが目的であった[35]、とすれば、その狙いは成功したというべきであろう。

六月六日ダレスがアリソン東北アジア課長らとともに作成した第一次案は、大要つぎのようなものであった[36]。

(1) 日本を平和的、親米的かつ反共的な国家に育成する長期的目標を設定する。

(2) 共産分子の国内的反乱に備えるため「強力な警察軍」(strong police reserve) をSCAPの指導下でただちに創設する。

(3) 占領軍の統制を段階的に撤廃する。

(4) 日本人のアメリカへの移民を許容する。

(5) 講和後の対日統制機構は作らず、賠償その他の経済的制限は課さない。

(6) 日本の国連加盟。

(7) ソ連をふくむ講和予備会議の全メンバーが加わる安全保障協定を講和条約と同時に締結する。

(8) 手続としては、まず、極東委員会諸国を中心とする予備会議（一九五〇年秋、ハワイに予定）を召集する。中国の場合は北京、台湾両政権を招請し、意見が一致した場合には一票として扱う。議決は三分の二多数決方式とする。ついで東京で全参戦国による講和会議を開く。

この案の特徴は、NSC―一三のラインを踏襲したうえ、日本をふくむ関係者に対する多角的な配慮が払われていることであるが、アリソンは、報復的な講和条項はつぎの戦争を誘発するというダレスの信念が結晶したもの、と観察している[37]。

彼はこの案を胸中に秘めて六月一四日アリソンを伴ってアメリカを出発、まず韓国を訪問したのち、二一日東京に着き、約一週間滞在する間に、SCAP、日本政府だけでなく、各界の代表と意見を交換した。

吉田首相は、前年末以来外務省に検討させた条約構想に基づき、四月に訪米した池田蔵相を通じ、講和後においてもアメリカ軍の日本駐留を認める旨通報し[38]、安全保障問題についてもダレス案とほぼ同様の線に達していたにもかかわらず、二二日の吉田＝ダレス会談では、明言を避け、後退的態度に終始した[39]。これは池田に託した通報がマッカーサーの意図と必ずしも一致していなかったことから生じた紛争に影響されたものか、とも推測される。

吉田との会談で失望したダレスは、同日夜、ハリー・カーン（『ニューズウイーク』誌特派員）のあっせんで、渡辺大蔵省財務官らと非公式に会談した席で、日本は米ソいずれの陣営につくかを決すべきで、アメリカは日本を破壊して撤退もできる、と前置きして、アメリカ軍の基地残置はどちらがいいだすのが得策か、とたずね、また日中貿易は日

本にとって不可欠と考えていたが、研究の結果必ずしもそうではないことがわかった、と言いつつ、アメリカの後進国開発計画に日本が乗れるか、と聞くなど、彼独特のかけひきぶりをみせた。[40]

滞日中に朝鮮戦争に遭遇したダレスは、ワシントンへアメリカ軍による全面反撃の意見を送ったのち帰国して、事態の急変にもかかわらず対日講和は促進すべきである、と主張し、軍部を中心に高まった延期論を説得して作業を進め、改訂条約案は九月一〇日トルーマン大統領の承認を受けた。[41] しかし改訂案の内容は、当然のことながら朝鮮戦争によって尖鋭化した東西対立の影響を免れなかった。

六月六日のダレス案にふくまれていた諸項目のうち、中国の代表権、移民問題は削除され、予備会議も放棄されて、個別交渉方式に変わり、さらにアメリカ軍の日本駐留が明確に規定された。また九月一五日の記者会見でダレスは、日本が希望するなら再軍備に制限を加えない、と言明し、暗に日本が自衛力の漸増に踏み切るよう示唆している。

いわゆる「再軍備」が、どの程度の規模、性格を意味していたかは微妙であった。すでにマッカーサー元帥は一九五〇年の年頭メッセージで、憲法第九条は自衛権を否定するものではない、と述べ、吉田首相もただちに同趣旨の国会答弁でこの新解釈を支持していたが、同年夏に創設された警察予備隊を、最少限の自衛力を行使する警察力の延長としてとらえるか、近代的な新国防軍の母体と観念するかによって、再軍備の性格は大幅に変わった。

一一月の世論調査は「侵略防衛の軍隊」をおくことに対し、賛成五三・八%、反対二七・六%の分布を示し、[42] この点について世論の一致を期待することは困難であった。とくに再軍備によって朝鮮戦争へ巻きこまれることへの警戒心と、基地提供に対する感情的反発は相当に強かった。

表 5-4　初期における対日講和の条件比較

項目 / (年・月)	日本の国際的地位	講和の方式	講和後の制限	講和後の安全保障	講和後の米軍駐留	日本の再軍備
国務省案 (1947. 8)		早期・全面	25年間の監視		査察軍の駐留	再軍備禁止
芦田メモ (1947. 9)		同上		対米依存	要請	警察力の強化
ケナン構想 (1948. 3)		非単独		国際協定	反対	警察力強化
国務省案 (1949. 11)		早期・(単独)	若干	日米安保条約	必要	未定
英連邦外相会議 (1949. 11)		(全面)	監視機構又は輸入品制限	(日米安保条約)	是認	反対
マッカーサー案 (1950・春)	(非武装・中立)	早期	なし	同上または米英による保障	要点駐留ないし沖縄移動	反対
吉田茂案 (1950. 5)		早期・(単独)		(日米安保条約)	要点駐留	(反対)
ダレス案 (1950. 6)		早期・(単独)	なし	日米安保条約	(必要)	警察力強化
米政府案 (1950. 9)	(武装)・親米	早期・(単独)	なし	同上	必要	(再軍備促進)
日本外務省案D作業 (1951. 1)	(親米)	早期・(単独)	なし	国連の保障〜日米安保条約	要請	再軍備を希望せず

こうした国民心理を考慮した日本政府は、野党対策のうえからも、片山内閣時代に作成された芦田メモの線で対米折衝に臨む方針をとった。[43] すなわち、非武装状態にある日本を対外侵略から守るため、安全保障条約によってアメリカ軍の駐留を認めよう、とする発想である。

一九五一年一月末に「講和七原則」を携行して再度来日したダレス一行に対し、日本側は前記のような構想を前提とする対案を提出したが、ただちに再軍備に関する日米双方のアプローチが根本的に食いちがっていることが明白となった。

一月二九日の吉田＝ダレス会談で地上軍を中心とする相当規模の再軍備を要請したダレスに対し、吉田は自立経済の達成を不能にする、として反対した。

マッカーサーも吉田を支持し、直接軍事力によらず日本に必要な原料を供給して軍需生産力と労働力をフル稼動させる方法で西側陣営に貢献させる代案を説い

た。[44]

かくて再軍備の問題は未解決のまま、講和条約および安保条約に関する日米折衝はほぼ順調に進行し、サンフランシスコ講和会議に至るのであるが、この点については第三節にゆずる。

四　占領後期の統治体制

講和条約への動きが高まるのに平行して、SCAPは逐次日本政府へ占領行政の権限を委譲していった。それは、かねてからワシントンがNSC―一三で「統制緩和（デコントロール）」として指令し、「事実上の講和」という表現で日本政府の希望していたところでもあり、とくに朝鮮戦争勃発後は、SCAPのエネルギーが軍事作戦面に吸収されたこともあって、デコントロールは急速に進行した。

こうした変化に対応して連合国およびアメリカの占領管理体制も大きく変動した。ここでは、細部にわたる記述をさけ、機構を中心とした占領後半期における変遷を概観するにとどめたい。

(1)　極東委員会

形式的には、日本占領が終結した時点まで占領政策の最高方針を決定する機関としての地位を保持していたが、米ソ冷戦の激化にともなって、その活動は不活発となり、一九五〇年以降はほとんど機能を停止した。初期においても委員会の決定は「重要性がないともいえないが、多くのSCAPの政策のうえにFEC決定という名を冠したのみ」[45]（フィアリー）という傾向がみられたが、四八年一二月経済安定九原則が中間指令として発出され、マッコイ米代表が

経済力集中排除に関するFEC―二三〇文書の撤回声明を出した時点を境に、委員会における米ソ対立は決定的となった。

とくに五〇年一月、ソ連代表が中国代表権問題で退場し、一〇月に復帰したのちも、討議は間けつ的につづいたが、多くは米ソ代表の激しい応酬に終始して実効のある決定なしに閉幕した。なお四九年一一月ビルマ、パキスタンの加入により、メンバーは一三カ国となった。

(2)　対日理事会

マッカーサー元帥の諮問機関である対日理事会の活動低下ぶりは、極東委員会の場合よりもさらにはなはだしかった。

会合は、規定どおり二週間に一回ずつ占領終了時まで開かれていたが、四八～四九年において計五三回のうち四七回は議題がなく、一分足らずで閉会される状況であった。[46] おそらく理事会が果たした最大の役割は、議事が公開されていたため、メンバー国の宣伝の場として活用されたことであったろう。しかし、四九～五〇年の理事会で議題の中心となったシベリアにおける日本捕虜送還問題は、日本の対ソ世論を悪化させた点で、アメリカの成功であった、といえよう。

(3)　アメリカ政府

日本をふくむ占領地政策と行政はひきつづき陸軍省と国務省が共管し、陸軍省では占領地担当陸軍次官補室および民事部（CAD）の所管であったが、ドレーパー陸軍次官時代にラルフ・W・E・リード Ralph W. E. Reid が次官直属の極東担当特別補佐官（のち占領地経済課長）に任命され、ドッジ改革を中心とする日本経済の復興を担当し

た。なお陸軍省民事部は一九四九年六月に廃止されている。

国務省の対応する機構は、占領地担当国務次官補と極東部日本課（一九四七年二月東北アジア課と改称）であったが、一九四九年三月に前者は廃止され、八月の機構改変により、新設の極東担当国務次官補が改編された極東局の長（Director, Office of Far Eastern Affairs）を兼任した。また、経済安定政策局で日本と朝鮮の経済を担当していた日本朝鮮経済課は、一九四七年七月にドイツ経済課と統合して、占領地域経済課 Division of Occupied Area Economic Affairs に改組されたが、四八年には廃止されて、その業務は他の政策関係諸局課に分散、吸収された。

つぎに、大戦末期から直後にかけて占領政策の形成を実質的に担当していた国務・陸・海三省調整委員会（SWNCC）は、空軍の加入によりSANACCと改称されたが、一九四七年七月NSCの創設により逐次機能を移管し、四八年八月一八日付で占領地行政の調整に関する業務をはずされ、ついで四九年六月三〇日に廃止された。

NSCは、国家安全保障政策に関する大統領の助言機関であるが、冷戦の激化によって、日本、ドイツ等の占領地域に対する基本政策はNSCの討議と勧告を大統領が承認する、という形で決定されるようになった。もっとも、初期のNSCは事務局が小規模で企画機能をもたなかったため、ドラフトの多くは国務省または国防省の手で準備された。[47]

占領地域の国際経済面に関する基本政策は、同じく大統領の助言機関である「国際金融問題に関する国家諮問委員会」（NAC）によって形成された。経済安定九原則、三六〇円レートの決定等の場合がそれに当たる。しかし、実際にはNACは、単に基本政策だけにとどまらず、ドッジ改革の実施面に至るまで関与した。

(4) SCAP

図 5-1　ワシントンの占領政策決定機構（1951年6月現在）

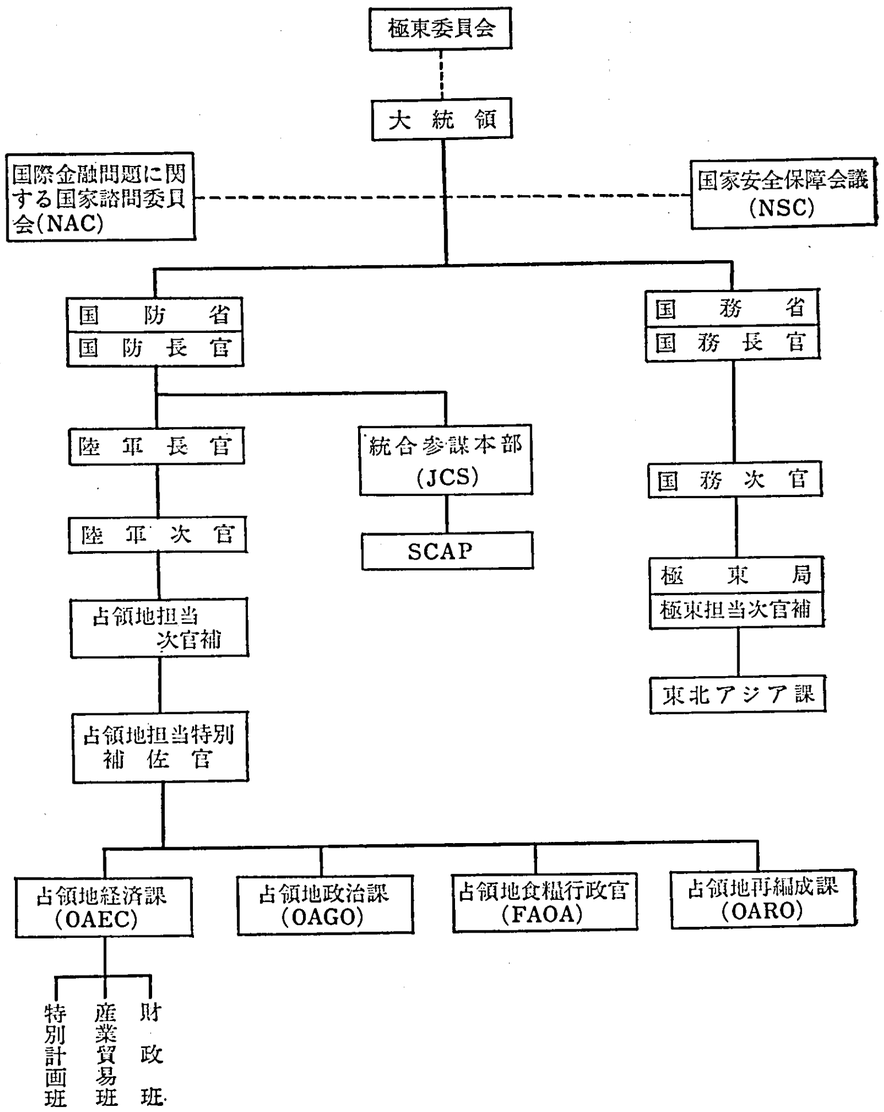

表 5-5　GHQ/SCAP の局別人員数(1948年2月1日)

	将　校	下士官兵	シビリアン	傭　人	計
民　政　局	15	9	98	0	122
経済科学局	33	40	589	527	1,189
外　交　局	2	3	12	1	18
法　務　局	30	17	220	332	599
民間情報教育局	14	24	202	323	563
天然資源局	16	1	132	116	265
公衆衛生福祉局	12	2	56	22	92
民間財産管理局	16	19	255	189	479
賠　償　局	7	0	73	14	94
民間通信局	7	1	85	2	95
民間運輸局	1	2	47	0	50
翻訳サービス	60	192	400	443	1,095
その他共計	216	312	2,224	1,987	4,739

出所：*FRUS 1948*, VI, p. 673.

第二章で記述したSCAPの機構について、特別参謀部を中心に占領後期における変遷を概観したい。[48] 一般的にいえば、一九四五年一〇月に設置されたSCAPの幕僚機構は逐次整備拡大され、一九四八年を頂点として一九五一年以降縮小される経過をたどっている。最盛時の司令部職員数は文官三八五〇人をふくみ六〇〇〇人近くに達し、その結果、日本政府の行政分野に対する「過度の介入」が問題となったが、五一年末には四〇〇人を割る規模となった。なお、在日アメリカ軍の総数については一九四九年二月現在で軍人一二・六万、同家族二・八万、民間人九六〇〇人、その他共で一六・六万人という数字が残っている。[49]

ところでSCAPの重要部局のなかで、もっとも早く縮小に入ったのは初期改革の時代に最大の花形であった民政局(GS)で、四八年中に各課はつぎつぎに廃止され、四九年に入ると国家公務員法の改正を手がけていた公務員課だけで局内の過半を占め、占領終結時にはリゾー局長以下一〇名前後の陣容となっていた。

これに対し、経済科学局(ESS)は、ドッジ改革実施のためかえって拡大、強化され、民政局に代わって占領後期の花形部局となった。四八～四九年にかけては歳入課、銀行・外国為替課、公益事業・燃料課、外国投資委員会等が新設され、また局長の補佐機能を強化するため、四八年二月、四人の顧問理事 Directorship が置かれ、翌年八月の機構改正で、五人に増員され、各課に対する指揮統制機能を付与された(日本側は部長と俗称していた)。

しかし五一年に入ると、講和を控え日本政府への権限委譲が進んだことにともなって、六～七月に歳入課、科学技術課、価格配給課、公正取引課が一挙に廃止され、人員も三二〇名に減少し、占領終結時には、財政課(Finance Division, 一九四九年八月 Japanese Finance Division, 同一二月に Public Finance Division と改称し、五一年三月旧称に復す)、工業課、貿易課、天然資源課(一九五一年一二月天然資源局の廃止により新設)、企画統計課、労働課に総務課を加え七課編成となっていた。詳細は図5-3を参照されたい。

一方、地方軍政機構も一九四九年七月地方軍政部が地方民事部と改称され、府県軍政チームが廃止されたのにともなって縮小された。五〇年一月には第八軍司令官の地方民事に関する任務が解除され、SCAPに新設された民事局 Civil Affairs Section が任務を継承して、平均六～七府県を管轄する八つの地方民事部を指揮した。民事局(局長ホイットフィールド・P・シェパード少将)は、局次長のほか総務、経済・法務、政治、社会の四課から成った。五〇年夏、警察予備隊が創設されたのにともない、その指導業務が追加され、民事局は軍事顧問団(長、シェパード少将、参謀長フランク・コワルスキー大佐)を通じて、指導にあたった。これは民政局、G-2、G-3の間で所管上の競合が起こったので、とられた措置であった。五一年六月には民事部は本来の任務を解かれて、警察予備隊の指導に専念することとなり、地方民事は民間情報教育局の所管任務だけに縮小され、まもなく講和発効を迎えた。

このように、SCAPの機能は縮小の一路をたどったが、講和後も残留するアメリカ極東軍の機構は、朝鮮戦争の激化により、かえって拡大した。その一つは、五二年二月に日本の独立回復後における駐留アメリカ軍の民事関係を担当するために新設された参謀第五部（G－5）である。また五一年に廃止された公衆衛生福祉局、民間運輸局、民間通信局は、その任務の一部を極東軍司令部内の関係部課に引き継いだ。

(5) デコントロールの進行

占領の長期化にともなって生じる各種の弊害を緩和するため、ワシントンはNSC－一三で、日本政府に対する権限の移譲を通じてSCAPの機構を縮小し、占領軍の統制を緩和して「事実上の講和（デ・ファクト）」に近づける方針を決定した。ドッジ改革はドッジ自身がつねに気にかけていたように、一時的にはこうした方向に背反する性格をはらんでいたが、ワシントンの直接統制を導入したとみれば、いずれにせよSCAPの比重が低下することを意味した。SCAPは官僚機構の本能として、こうした本国政府の要請に反発し抵抗した。ドイツの例（一九四九年九月軍政から民政へ移行）にならって、軍人の統治から文官の統治へ移行させることも考慮されたが、マッカーサーは講和が実現するまで日本に踏みとどまることを宣言していたので、アチソン国務長官は四九年七月ワシントンへ出張してきたシーボルト外交局長に、NSC－一三の実行を督促するとともに、ドッジにマッカーサー元帥の文官補佐官として民事部門の責任を負わせる方式を打診させた。[50]

しかし、マッカーサーの反応は、「ドッジは受けないだろう……本国から来る使節団はつぎつぎに仕事を食いちらかしてはわれわれにあと始末を押しつけていく……日本経済の不況はドッジの責任なのに、彼らはやりっ放しで帰ってしまった」[51]というのであった。

それでも、SCAPは四九年五月の声明で、「日本国民の自主的責任」を拡大する方針を明らかにし、七月にも部内通達で権限移譲の促進を強調したが、建前と実質は必ずしも一致しなかった。フィアリーは、その原因はアメリカ側だけでなく、日本側にもあったとして、つぎのように指摘している。

「日本側の下級官公吏は各種の問題を総司令部の関係当局に持ち出して、その助言や承認を求めることに慣れすぎ……高級の官公吏は……政治的に不人気な諸施策を必要とする場合には、その責任を総司令部側に委ねることをむしろ喜ぶ……、有能で精力的な総司令部要員とすれば……経済安定と復興に関する諸事項については、アメリカの対日援助資金の効果的な使途が問題である関係から、厳重な監督と指導がいまだに重要であると考えてきた。」[52]

こうした段階で、日本政府のSCAPに対する「渉外」はかえって微妙さを加えた。池田蔵相の渡米みやげ事件が示すように、SCAPの事務官僚は日本政府がワシントンと頭越しの取引をはかるのではないか、と猜疑していたし、シャウプ勧告に基づく地方税の増徴法案が国会で否決（一九五〇年四月）されると、マ元帥書簡で再審議を要請する等の問題も起きた。行政機構の改変に対するSCAPの介入は、四九年六月の国税庁、日本国有鉄道、専売公社等の新設によって一段落したが、その後も、外国為替管理委員会（一九四九年一二月）の新設や地方財政委員会の復活（一九五〇年五月）等がつづく。

それでも、大勢としてのデコントロールは徐々に進展し、とくに国際経済への復帰は極東委員会諸国の抵抗もあったが、かなり早くから進んだ。すなわち南氷洋への捕鯨出漁（一九四六年夏）、ペルシャ湾行タンカーの出航（一九四八年）、海外渡航の解禁（一九四九年）、国際会議への参加許可（一九五〇年二月）、在外事務所の開設許可（同上）等である。

図 5-2　アメリカ極東軍と GHQ/SCAP の機構（1950年1月）

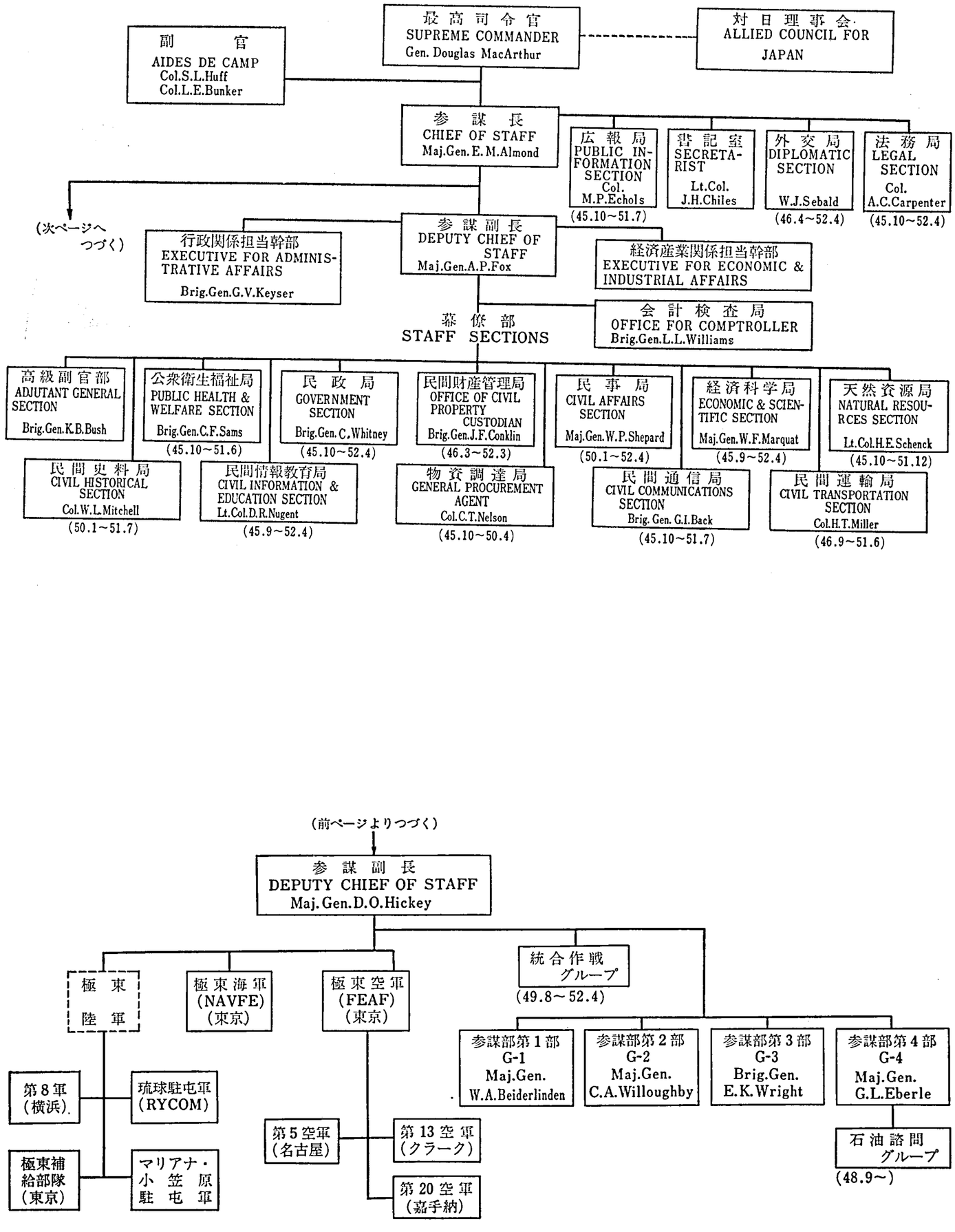

（注）　1945.10～1951. 7 は創設～廃止の年月を示す.
出所：Organization and Activities of GHQ/SCAP and Far East Command, 1950.

図 5-3　経済科学局の編成（1951年4月1日現在）

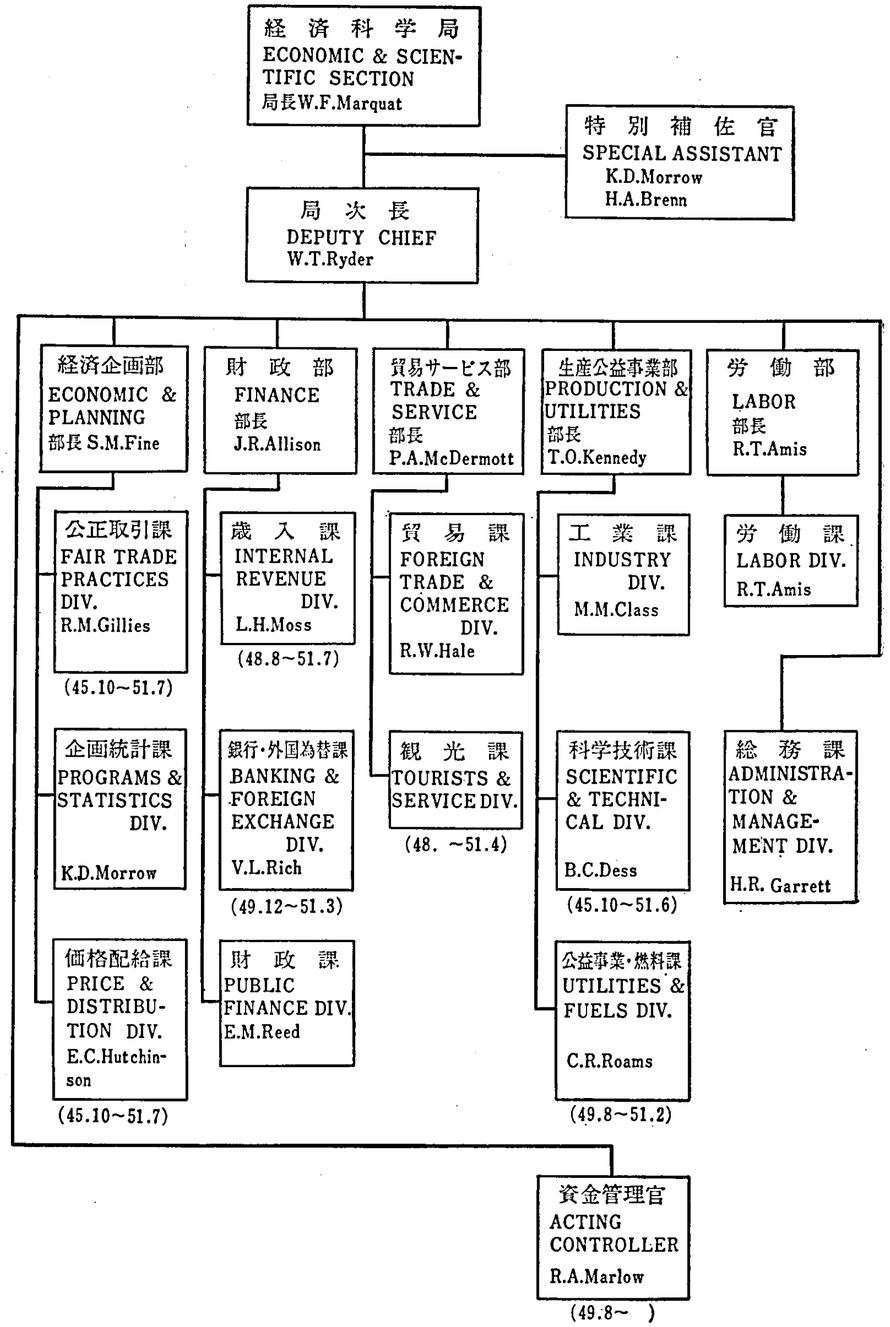

占領法規の再検討をみとめた一九五一年五月一日のリッジウエイ声明を受けて、日本政府は政令諮問委員会を設け、その答申を参考としつつ、占領中に実施された諸改革の再検討に着手し、デコントロールは本格化した。

すでに占領改革の多くは戦後日本の社会に定着しつつあり、独立回復にともなう当然の措置をふくめても、修正の範囲は必ずしも大規模なものとはならず、第九条をふくむ憲法改正も結局見送られた。講和発効前において討議の対象になったのはパージ、六・三制、独禁法の改正、行政機構の改革等であったが、特記すべきものは五一年六月の公職追放令改正による大量の追放解除で、石橋元蔵相をふくむ第一次解除（六月）にひきつづき、一〇月末までに約一七万人が追放を解除された。また六月の警察法改正で懸案になっていた小規模自治体警察が廃止され、ひきつづき警察力の中央集権化が進行した。

行政制度の改革では、行政委員会廃止の方向が打ち出されたが、経済安定本部の改組をふくむ機構改革の多くは講和発効後に持ち越された。

（1）"United States Objectives and Programs for National Security" (NSC 68), Apr. 14, 1950, p. 63, National Archives. なおこのNSC—六八の内容はある程度知られていたが、全文（六六ページ）は一九七五年二月に秘解除された。

（2）「ペンタゴン・ペーパー」には、ニューヨーク・タイムス版（一冊）、グラベル版（五冊）、ペンタゴン版（一二冊）、の三種があり、ペンタゴン版がもっとも詳細で関連文書を多く収録している。

（3）NSC—四八は、一九四九年六月にジョンソン国防長官の提案で起草に入り、四八／一（一二月二三日）を経て四八／二（一二月三〇日大統領承認）となった。その全文は *Pentagon Papers* (Pentagon edition), Book 8, pp. 225-64, 265-72, 参照。

（4）この時期における日本の市場問題に関するアメリカの政策的変遷については、John K. Dower, "The Superdomino in Postwar Asia: Japan in and out of the Pentagon Papers," *Pentagon Papers* (Gravel edition), V, pp. 105-06. を参照。

（5）"Crisis in Asia: Examination of U. S. Policy," *Dept. of State Bulletin*, No. 3747, Far Eastern Series 32 (1950).

(6) Acheson, *Present at the Creation*, p. 467. こうした非難は、共和党を中心とする議会方面から出たが、南朝鮮の侵略説をとるI・F・ストーンらも同様の解釈を与えている。

(7) 一九四九年三月一日、マッカーサー元帥はイギリス人ジャーナリストのウォード・プライスに、アメリカの防衛線についてアチソン演説とまったく同一趣旨（アチソンによれば順序が逆になっただけ）の言明をなした（*New York Times*, March 2, 1949.）。

(8) Acheson, *op. cit.*, p. 467.

(9) *Pentagon Papers* (Pentagon edition), Book 8, p. 257.

(10) 一九四九年二月に来日したロイヤル米陸軍長官は、日本放棄論を発表して反響が大きいのをみると、ただちに取り消した。これはコリンズ参謀総長が直後に在日アメリカ軍の増強案を述べているところから、観測気球と推測されたが、ロイヤルはこのころアイケルバーガー将軍に「われわれは日本を防衛する責任はないから、戦争が起こる前に日本から撤退するのが望ましく、軍事基地としては日本よりもフェアバンクス〔アラスカ〕や台湾、沖縄のほうが好ましい」と述べているところからみて、日本放棄論はむしろ彼の本意であったとも推察される（Eichelberger Diary, March 18, 1949.）。

(11) 一九四九年一〇月一九日付のCIA見積りでは、アメリカの軍事介入がなければ、台湾政権は五〇年までに屈伏するだろうと想定されていた（*Pentagon Papers*, Pentagon edition, Book 8, p. 245.）。この見解は三軍の情報部によって承認され、一二月のNSC四八／二で実質上の台湾放棄が決定されて、翌年一月五日、トルーマン大統領は公式に「アメリカは台湾を救うために介入しない」と宣言した。しかし政府部内でもなお不満がくすぶり、ノーランドら議会のチャイナ・ロビーやマッカーシーが反対の火の手をあげ、マッカーサーも承服していなかった（Kolko, *op. cit.*, pp. 559-61; Townsend Hoopes, *The Devil and John Foster Dulles*, Boston, 1973, pp. 94-95.）。

(12) *Pentagon Papers* (Gravel edition), I, p. 82.

(13) *The Pentagon Papers* (The New York Times edition), p. 7.

(14) この時期における東南アジア各国の民族運動とアメリカの対応については、Russell H. Fifield, *Americans in Southeast Asia* (N. Y., 1973), 衛藤藩吉編『アジア現代史』、一九六九年、を参照。なお四八年以降、この地域で激化した武力反乱に対するソ連、中国の影響、とくにカルカッタ青年会議の役割については評価が分かれている。この点については、Charles B.

McLane, *Soviet Strategies in Southeast Asia* (Princeton, 1966); Ruth T. McVey, *The Calcutta Conference and the Southeast Asian Uprising* (N. Y., 1958); Frank N. Trager (ed.), *Marxism in South East Asia* (Stanford, 1959), を参照。

(15) *Pentagon Papers* (Gravel edition), I, pp. 361-62.

(16) *The Pentagon Papers* (The New York Times edition), p. 10.

(17) NSC—六八の全文は一九七五年二月に公表されたが、要点および作成の過程は早くからかなり詳細に知られている。とくに Paul Y. Hammond, "NSC 68: Prologue to Rearmament"; Schilling, Hammond & Snyder, *Strategy, Politics, and Defense Budgets* (N. Y., 1962); Acheson, *op. cit.*, pp. 373-79. また入江昭「日米関係の源流」（『中央公論』一九七五年六月号）を参照。

(18) Bert Cochran, *Harry Truman and the Crisis Presidency* (N. Y., 1973), pp. 287-90; Hammond, *op. cit.*, pp. 287-88, 311-12; Bohlen, *Witness to History*, p. 291.

(19) NSC—六八は一九五〇年四月七日大統領へ提出されたが大統領は承認を与えず、予算の見積りを要求した。最大の争点は年間一三〇億ドル台の国防費のセイリングを越えるか否かにあった。第一回の見積りは、朝鮮戦争勃発直後の七月一日にまとめられ、秋には六八／一～六八／四と改定されていったが、軍拡プランは戦争の拡大によって事実上追いつかれてしまった。

(20) 米韓挑発＝侵略説をふくめ、こうした諸説の要を得た紹介と批判は、Cho, *Korea in World Politics 1940-1950*, 信夫清三郎『朝鮮戦争の勃発』、一九六九年、洞富雄『朝鮮戦争』、一九七三年、佐々木春隆「朝鮮戦争」（『軍事史学』、一九七四年）、が詳しい。また計画面については、Robert A. Scalapino and C. S. Lee, *Communism in Korea*, Part I (Berkeley, 1972); Cho, *op. cit.* 参照。なお、信頼性について若干の問題がある S. Talbot (ed.), *Khrushchev Remembers* (Boston, 1970), 邦訳『フルシチョフ回想録』（タイム・ライフ社、一九七二年）、によると、南朝鮮の攻撃は金日成が消極的なスターリンを説得して実施したものであるが、アメリカの不介入と、南朝鮮内の同調派による蜂起が前提になっていた。また中国の介入も周恩来がスターリンを説得して同意させた、という（邦訳、三七二—七六ページ）。この点については、神谷不二の「北鮮がリードをとった形で、実質的にはソ連との共同決定に近いものではなかったか」という推定が、もっとも妥当な解釈と思われる（神谷『朝鮮戦争』、三〇ページ）。

(21) さらに諜報面については、のちに上院のマッカーサー聴問会でも真珠湾奇襲の一の鍵として問題になったが、スペニアがジョンソン国防長官の「報告される情報には、いつも狼少年のように"たいくんだ"という虚報が多いため、何を信じるべきか知ることは困難だった」という陳述を引用しているが、もっとも妥当な解釈であろうか (John W. Spanier, *The Truman-MacArthur Controversy*, Cambridge, 1959, p. 22.)。

なお、マッカーサー司令部の責任については、南朝鮮からのアメリカ軍撤退後は、この地域についての一次的な情報収集責任が国務省―駐韓大使館に移されていたことも考慮する必要がある。

(22) 一九五〇年一月一日付でSCAP内に民事局が設置され、第八軍は地方民政業務から解放され、軍事訓練に専念できるようになった。そして「ロール・アップ作戦」(Operation Roll-up) によって装備の更新、訓練の強化に着手したが、当時の民事局次長コワルスキー大佐によれば、兵士は居心地のよい平時生活に慣れて士気が上がらず、兵器も多くは旧式で、戦車隊は少数のM―24軽戦車だけで朝鮮戦争を迎えたという (フランク・コワルスキー、勝山金次郎訳『日本再軍備』一九六九年、二〇―二一ページ)。在日各師団の定員充足率は平均七〇%で、日本周辺のアメリカ陸軍としては、他にハワイ、沖縄に各一個戦闘団 (連隊レベル) があった。また極東米海軍の兵力は巡洋艦一、駆逐艦一などで、別に第七艦隊 (空母一、重巡一、駆逐艦八) が西太平洋を行動していた。極東米空軍は一八個中隊の実動三五〇機(人員三万三〇〇〇)を保有していたが、飛行機は大部が第二次大戦時の旧式機であった (Roy E. Appleman, *U. S. Army in the Korean War: South to the Naktong, North to the Yalu*, Washington, 1961, pp. 49-51.)。

(23) Dunn, *Peace-Making and the Settlement with Japan*, pp. 99-101.

(24) *Ibid.*, pp. 79-80, 88.

(25) Arrival Statement by J. M. Dodge, Oct. 7, 1950, Dodge MSS. Z711-12, No. 1.

(26) 吉田茂『回想十年』第三巻、一九五七年、二九ページ。

(27) Acheson, *op. cit.*, p. 556.

(28) George F. Kennan, *Memoirs*, II, 1950-1963 (Boston, 1972), pp. 44-45, 52. ケナンは、アメリカが対日単独講和、基地保持の方針に踏み切ったことが、ソ連の先制攻撃による朝鮮戦争を誘発した、と解釈している。この時期にケナンと同じように日本の非武装・中立を強く主張したのは、国務省のコンサルタント的役割を果たしていたオーエン・ラチモアであった (Owen Lattimore, *The Situation in Asia*, Boston, 1949, Chapt. VI.)。

(29) Sebald, *With MacArthur in Japan* (N. Y., 1965), p. 246; Dunn. *op. cit.*, pp. 82-85; Rosecrance, *op. cit.*, pp. 153-54.

(30) NSC 49 (June 14, 1949), NSC 60 (Dec. 27, 1949), National Archives.

(31) Acheson, *op. cit.*, p. 558.

(32) マッカーサーが一貫して強調したのは、寛大な内容による早期講和の促進で、たとえば一九五〇年四月一四日付のワシントンあて電報では、「講和はもっとも緊急を要するものであって、これ以上の遅延は日本のみならず全極東におけるアメリカの最善の利益を害するばかり」(シーボルト日誌、大蔵省資料Z一〇七―一一一) と述べていた。安全保障については、マッカーサーは少なくとも朝鮮戦争の勃発までは、ソ連の脅威や内乱の可能性を考慮しても日本再軍備に反対する態度を堅持していた (Memorandum on the Peace Treaty Problems, June 14, 1950, MacArthur Memorial.)。そして講和後におけるアメリカ軍の日本本土駐留にも消極的であり、沖縄の米空軍による日本防衛を早くから主張 (たとえば、四八年三月ケナン＝ドレーパーとの会談 [*FRUS 1948*, VI, p. 702]) していたが、五〇年春にも、国務省と国防省の対立を調停する意図 (Sebald, *op. cit.*, pp. 255-56.) もあってか、安保条約による沖縄を中心としたアメリカ軍の要点駐留案をワシントンへ提案していた (Acheson, *op. cit.*, p. 561; Dunn, *op. cit.*, p. 88.)。

(33) Dunn, *op. cit.*, p. 88.

(34) Hoopes, *op. cit.*, p. 8.

(35) Dunn, *op. cit.*, p. 97.

(36) *Ibid.*, pp. 100-01.

(37) John M. Allison, *Ambassador from the Prairie* (N. Y., 1973), p. 146.

(38) 四月末から一カ月にわたって、池田蔵相は宮沢秘書官らを伴って戦後日本の関係としては初めてアメリカを訪問したが、五月三日ドッジを通じて吉田首相の伝言を伝えた。池田および宮沢によれば、その要点は講和の見通しがつかないことに対する苦衷を訴え、とりあえずSCAPから日本政府への権限委譲を要請し、さらにアメリカ軍の駐留を日本側から要請してもよい、とするものであった。会談のメモは公表されていないが、五通作成され、一通はマッカーサーに送られた。このような池田の動きは、日本政府がワシントンとの短絡を企てたものとしてSCAP側の不満を買い、帰国直後に池田はマーカ

ット少将から面会を拒絶され、吉田首相のマッカーサー元帥への釈明をもって落着した（池田勇人『均衡財政』、二二五ページ、宮沢喜一『東京―ワシントンの密談』、一九五六年、四六、五二、六四―六八ページ）。

(39) Sebald's Diary, June 22, 1950, Dulles Oral History Collection, pp. 11-12, Princeton Univ. Library; Sebald, *op. cit.*, p. 257.

(40) 渡辺武『占領下の日本財政覚え書』、二九〇―九七ページ。なお、出席者はダレス、アリソン、渡辺、沢田廉三、松平康昌、海原治、バケナムの顔ぶれであった。

(41) Dunn, *op. cit.*, pp. 105-08; Allison, *op. cit.*, p. 150.

(42) 『朝日新聞』一九五〇年一一月一五日。一方、四九年一一月のギャラップ世論調査では、二〇・五％のみがアメリカの対日防衛義務を支持していた（Hoopes, *op. cit.*, p. 92.）。

(43) Martin E. Weinstein, *Japan's Postwar Defense Policy, 1947-1968* (N. Y., 1971), pp. 56-58.

(44) 鹿島平和研究所編『日本外交史』27、西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』、八四―八九ページ。

(45) Fearey, *The Occupation of Japan: Second Phase 1948-50*, p. 7.

(46) Sebald, *op. cit.*, p. 141.

(47) Paul Y. Hammond, *Organizing for Defense* (Princeton, 1961), pp. 212-13.

(48) SCAP, "History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951," #2, Administration of the Occupation.

(49) G－4の記録（スートランド・ファイル）。

(50) Sebald to Butterworth (Undersecretary of State), July 12, 1949, National Archives.

(51) 同前。

(52) Fearey, *op. cit.*, p. 12.

第二節　特需経済下の日本

一　ドッジ財政の修正

一九五〇年二月に刊行された経済科学局の年次報告は、ドッジ財政の開始後一年を経た日本経済を展望して、「主要な経済指標は経済復興という占領目的の達成に向かって顕著に前進したことを証している[1]」と述べ、物価水準の安定に示されるインフレの収束と鉱工業生産増大という二大目標が両立しながら達成されつつある、と自賛していた。

たしかに表5－6が示すように、輸出が停滞気味であることを除けば、主要経済指標の多くは顕著な好転を示しつつあり、なかでも鉱工業生産の増大はめざましく、指数は戦前期の七〇％に迫ろうとしていた。しかし、超均衡財政のもたらした衝撃も小さくなく、金融界、産業界を中心とする各界には深刻な不況感が高まりつつあった。

一九五〇年一月四日付の『朝日新聞』社説は、つぎのように書いた。

「さしものインフレもほぼ安定したかの如き外観を呈している。その限りドッジ・ラインの功績は大いに評価さるべきである。しかし、かかる安定の背景に大きな矛盾が存在していることは否定しがたいのであり、それが金詰りの激化、株式相場の恐慌的低落、滞貨の急増という形で露呈されつつある。」

そして論説は、公共事業費の追加と減税が「多少のゆとりと刺激をもたらす」かもしれないが、「金詰りの緩和は

表 5-6　ドッジ財政下の経済指標

	1949年3月	1949年9月	1950年3月	1950年6月	1950年9月	1950年12月
通貨発行高(億円)	3,143	3,004	3,142	3,141	3,319	4,254
銀行新規貸出(億円)	1,726	2,256	2,904	2,784	3,109	4,195
東京卸売物価指数	100	110	115	116	132	143
消費財ヤミ指数(1945年9月＝100)	791	733	533	480	550	580
鉱工業生産指数(1932～36年＝100)	76.2	79.0	84.1	93.6	98.9	116.7
鉱工業在庫指数(1955年＝100)	—	—	70.7	67.6	63.0	61.8
全産業賃金指数(1950年1月＝100)	75.7	82.2	86.5	93.4	96.2	135.2
株価指数(1946年8月＝100)	579	620	307	261	344	321
月間輸出額(100万ドル)	45	41	53	66	76	117

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』.

基本的に望みがない」と予想し、アジア・マーシャル・プランをふくむ援助と輸出振興が唯一の脱出路になろう、と示唆していた。

この前後の新聞は中小企業の経営難、失業者の増加、ストの頻発、滞貨金融の陳情等を伝える記事にあふれ、いわゆる「三月危機」の到来に脅えた経済界は、しきりに政府へドッジ・ラインの緩和を求めていた。

すでに政府は、前年秋に来日したドッジ公使一行へ繰り返し緊縮政策の緩和方を陳情したが、「金づまりなどの俗論に耳をかす必要はない」[2]としてはねつけられ、一九五〇年（昭和二五年）度予算もひきつづき超均衡予算を堅持し、公務員給与ベースの据置き、インベントリー・ファイナンス方式（食糧管理、外国為替特別会計等の運転資金を一般会計より繰り入れる）の創設、一〇〇〇億円を越える債務償還等、引締め効果を狙った諸施策を盛り込むよう指示されていた。

実際に一九五〇年一月国会へ提出され、四月に難航の末通過した五〇年度予算は、四九年度予算の緊縮方針をほぼ踏襲

しただけでなく、昭和史上前年度よりも規模を縮小した最初の例となった。国会審議において野党はデフレ回避をかかげた修正案を提出したが、SCAPによって全面的に拒否された。

しかし、六月の参議院選挙を控えて不況ムードが政治的負債になることを恐れた吉田首相は、四月末から約一カ月池田蔵相を渡米させ、ドッジをふくむアメリカ本国の関係者に「ドッジ・ラインの緩和」[3]を要請させることとした。SCAPは日本政府高官が本国と直接取引する形を好まず、海外渡航をきびしく制限していたので、それは占領期における閣僚訪米の最初のケースとなった。

池田訪米も表面的には視察、見学として組まれ、日程上まとまった交渉のできる余地はなかった。しかし池田一行は公式日程の合い間を縫ってドッジと数回の会談を重ね、国務、陸軍省等の主務者や財界人とも意見を交換した。

すでにSCAPは緊縮財政の継続を基調とした五一年度予算の編成方針[4]を日本政府に示しており、池田一行としてはアメリカ本国における折衝でいくらかでも緩和し、ドッジの観察によれば選挙のための「政治的おみやげ」(political gift)を持ち帰りたいと願っていたのである。

しかしSCAPの頭越しになることを懸念したドッジは、池田一行との折衝過程を逐一、マッカーサーに通報し[5]、要点については慎重にコミットすることを避けたが、五〇年度補正予算については、池田自身が現地で試算した案を検討した。

池田としては、不況の深刻性をいかにドッジに納得させるかが先決であり、携行資料に基づき「ディスインフレでなく、デフレであることの論拠」として、金づまり、株価不振、滞貨、失業、中小企業の破産の増加、輸出の停滞等を列挙して説得に努めたが、ドッジを納得させるだけの計数的根拠はやや貧弱で、「現状において発生しつつある経

済悪化の傾向は、問題の重大性が裏面に隠されていて、表面の計数には未だ僅かな萌芽として表われていないが……極めて重大[6]」と表現せざるをえなかった。

ドッジは、「不満の大部は債務償還政策にあるようだ」と観察したが、「宣伝と事実には差[7]」があり、オーバー・ローンによる銀行貸出の拡大が緩衝的に働いていて「目下はデフレ第一期でなく、インフレの最終期[8]」で「おみやげは問題外」とする見解を変えなかった。

それでも池田は国務省方面から、ドッジ・ラインへの反発が反米に転化しないか、と心配する空気のあることを感得したし[9]、陸軍省からも、「目下来米する日本人の間ではドッジ・ラインへの怨みの声が高い[10]」という注意がSCAPへ伝えられたので、蔵相を送った日本側の試みは無駄にはならなかったといえよう。

しかし池田一行が帰国直前の声明で「ドッジ・ラインへの（アメリカの）譲歩を宣伝した」のは「重大な非礼の行為[11]」であるとして、SCAP官僚の感情的反発が生まれ、五月末に帰国した蔵相はマーカット少将から面会を拒絶され、一時は蔵相更迭のうわさも流れたが、吉田首相の釈明でやっと落着した。

そして池田がドッジに要請した減税、公務員給与の引上げ、一般会計からの債務償還の中止、輸出銀行の設立等は、結局五月二五日マッカーサー元帥から吉田首相への書簡で大綱が了承されたが、具体化は一年後の五一年度予算（一部は五〇年度から）まで待たねばならず、五月の金融引締め開始とあいまって、ドッジ不況からの脱出はなお遠い感があった。

はからずも、六月末に勃発した朝鮮戦争は、こうした局面を一変させることとなる。鈴木武雄教授はつぎのように書いている[12]。

「動乱ブームによってドッジ・ラインの功罪両面はともにけし飛んでしまった。動乱が『神風』とか『天佑神助』とかいう言葉をもって受けとられ、ドッジ・ラインの課題の正しい面であったインフレ安定と真の自力による自立への努力は完全に忘れ去られた。なるほど動乱ブームによって特需が生れ、一般輸出は激増し、ドッジ安定恐慌で堆積していた滞貨は高値で一挙に捌けたのみでなく、生産は飛躍的に増大し、企業利潤も著増した……国際収支も巨額の外貨受取超過となり、したがってその面からは日本経済の自立も一挙に達成せられたかに見えたのである。」

経済情勢の好転に勢をえた日本政府は、七月一一日に発表した予算編成方針で「所要の転換」を強調し、九月にまとめた五〇年度補正予算案および五一年度予算案では、(1)超均衡予算の中止、(2)債務償還政策の打切り、(3)資金運用部、輸出銀行の設置をふくむ財政投融資の積極化、(4)七〇〇億円の減税、(5)公務員給与の引上げ、(6)インベントリー・ファイナンスの打切り、(7)米の統制撤廃、等の積極方針を打ち出した[13]。

しかし、一〇月末に来日したドッジ公使は、動乱ブームで「インフレの危険があり、そうなれば今までの努力が水の泡となる[14]」として、外貨の思わざる利得をいかに有効適切に使用するか、インフレ効果をいかに打ち消すか、に重点を置いて予算案を査定した。

表5－6が示すように、五〇年下半期の半年間に輸出は倍増（別に月間約三千万ドルの特需収入）、生産は二〇%、卸売物価は二六%（一部の特需商品は六〇～七〇%）の上昇を記録し、半年間の物価上昇率がこのように高い数字となったのは、一九四七年下期以来のことであった。

その結果、(1)～(5)についてドッジは日本側の要望をほぼ認めたが、外為会計に対するインベントリー・ファイナンスは五〇〇億円（補正で三〇〇億円追加）が復活し、オーバー・ローンの財政による解消案も否定され、極東情勢へ

の配慮から米の統制撤廃も延期される等、インフレ再発の防止を意図した配慮が組み込まれている。

予算編成に関するドッジの支配的指導権は、四九年度から五二年度予算に至る四年間にわたってつづいた。この間彼は四回にわたって来日し、滞在は各約一カ月にすぎなかったが、本国にあっても補佐役のラルフ・リードらを通じて陸軍省やNACの事務当局と接触を保ち、SCAPとの連絡も絶やさず、日本経済の動きを注視しつづけていた。その責任感と精励ぶりは日米双方の関係者から高く評価されていたが、五一年九月にサンフランシスコ平和条約が結ばれ、占領の終結が近づいたことによって、彼の役割には微妙な変化が生じる。

日本側には、早く占領軍の干渉から解放されて自主的な経済政策を進めたいとする気分が高まり、とくに池田蔵相を中心とする積極論者にとって、「万年インフレ警戒論」のドッジは敬遠したい存在に変わりつつあった。

ドッジ・ラインは池田蔵相の共感と支持によって出発し実効をあげえたものであったが、今やドッジは一万田日銀総裁のほうに共感者を発見していた。講和会議の全権随員として訪米した一万田は、ドッジとの会談でつぎのように述べている。[15]

「余は価格の上昇を押えようと努力してきたが、あまり成功していない。すでに一年の手おくれとなっているが、選挙を控えた政府が乗気になっていないためである。……余は講和条約の調印後、SCAPの影響力が弱まった時点で何が起こるかを憂慮している。」

ドッジは一万田の発言を、「早く日本へ来てもう一度斧をふるってくれ……と依頼されたもの」と受けとったようである。

数日後にドッジは池田に手紙を書き、財政の余剰を減税ですりへらさず、講和条約の締結にともなって生じる賠償

表 5-7　1950～52年度予算の主要項目別比較　（単位：億円）

	1950年度		1951年度		1952年度	
	当初	補正後	当初	補正後	当初	補正後
A. 一般会計歳出計	6,614	6,646	6,574	7,937	8,528	9,325
a. 安全保障*	1,091	1,093	1,187	1,254	1,824	1,845
b. 出資・投資（インベントリー・ファイナンス）	114 (25)	252 (125)	778 (500)	1,578 (900)	698 (350)	788
c. 公共事業費	990	1,033	1,106	1,148	1,208	1,292
d. 地方財政費	1,050	1,085	1,100	1,200	1,254	1,450
e. 社会保障費	239	279	483	460	705	718
f. 価格調整費	900	640	225	225	270	380
g. 国債費	847	833	210	212	315	313
B. 特別会計歳出計	16,986	21,970	12,405	14,010	13,109	
C. 政府関係機関支出	14,166	14,117	3,415	4,443	3,293	
D. 歳出純計	19,813	22,823	24,922	40,173	38,793	
E. 一般会計歳入計	6,614	6,646	6,574	7,937	8,528	9,325
F. 歳入純計	20,227	23,123	24,532	38,499	38,078	
G. F－D	415	300	△ 391	△1,675	△ 716	
H. 見返資金支出額	1,100	800	1,194	1,225	700	591
I. 減税	914		743		758	
J. 公務員給与ベース（円）	6,307	7,981	7,981	10,062	10,062	12,820

（注）＊　終戦処理費，警察予備隊費，防衛分担金，保安庁費等．
出所：『国の予算』，『財政統計』，鈴木武雄『現代日本財政史』第4巻．

支払、安全保障費等の義務履行に振り向けるよう強調し、経済安定政策の継続を繰り返し説いたのち、「アメリカの援助はもはや来ない」[16]としめくくった。

予想されたとおり、一九五一年一〇月の第四次ドッジ来日は、五二年度予算編成を控えて、「わが国の独立が確定した以上……わが国の自主的な立場から物を考えるのが当然」と意気ごんだ池田蔵相と、「世界各国のなかで二年間続いて減税を実施し、三年目にも計画している国があるだろうか」（一〇月二八日のドッジ記者会見）と反問するドッジとの対立になったが、結果的には、池田が計画していた一〇〇〇億円の減税案には「一指も触れさせなかった」[17]形に終わった。また自衛力の増強を中心とする安全保障関係

支出についても、ドッジが計二五〇〇億円を主張したのに対し、池田は一六〇〇億円を譲らず、結局一八〇〇億円で落着した。[18]

しかし、独立の回復とともに日本経済は従来のような占領軍の完全な保護の手を離れて世界経済の荒波に乗りだしていったとはいえ、アメリカの経済力に対する依存性を容易には脱却できないのであった。そのジレンマと対応への出発過程をつぎにたどってみよう。

二　ドル・ギャップとアメリカの援助政策

第二次大戦後における世界経済がドルの圧倒的な優位によって特徴づけられていたことは、すでに第三章第一節、第三節および第四章第一節で触れたとおりである。大戦中その生産力を飛躍的に向上させたアメリカは、戦後久しく世界の全地域に対し大幅な輸出超過を重ねたのに対し、戦争で疲弊した西ヨーロッパ諸国および後進地域は恒常的な輸入超過をつづけ、戦前期における世界収支の均衡構造は破壊されたままであった。こうして生じた深刻なドル・ギャップ（ドル不足）を救済するため、アメリカは戦争中にひきつづき対外経済援助を継続し、一九四八年からは、西ヨーロッパ経済復興のためのマーシャル援助を開始した。

四〇年代後半期におけるこうしたアメリカのドル援助は、毎年五〇億ドル前後の水準に達したが、その過半は政府による「贈与」(grant) であり、地域的にみれば全体の八割前後が西ヨーロッパ諸国に投入されていた。戦前期において活発であった対外民間投資は不振で、毎年一〇億ドル弱とドル撒布全体の一五%程度にすぎず、それもカナダ

とラテン・アメリカ向けが大部を占めていたし、IMF、世界銀行等の国際金融機関の活動も低調であったため、ドル・ギャップの補塡は、アメリカの政府援助に依存せざるをえなかったのである。

マーシャル援助は予期以上の成功を収め、西ヨーロッパ経済は急速に立ち直っていったが、四九年から五〇年にかけて、アメリカの援助政策は新たな転機を迎えた。

一つは、アメリカ本国のリセッションと西ヨーロッパ諸国のデフレ政策による景気沈滞によって、ドル・ギャップが再び拡大する兆候をみせたこと、しかも戦後貸付（ローン）の償還が開始（毎年三〇億ドル以上）される一方、マーシャル援助の縮小ついで終了（一九五二年六月終了予定）となれば、ドル・ギャップは一九四七年当時よりも拡大し、世界経済の「全システム的な危機」[19]が到来するのではないか、と懸念されはじめたことである。

第二は、米ソ冷戦の進行に対応して、後進地域における共産主義の拡大を防止するため、後進国開発援助が開始されたことである。

第三は、占領地域に対する救済援助

図 5-4　世界貿易差額の循環(1948年)
（単位：100万ドル）

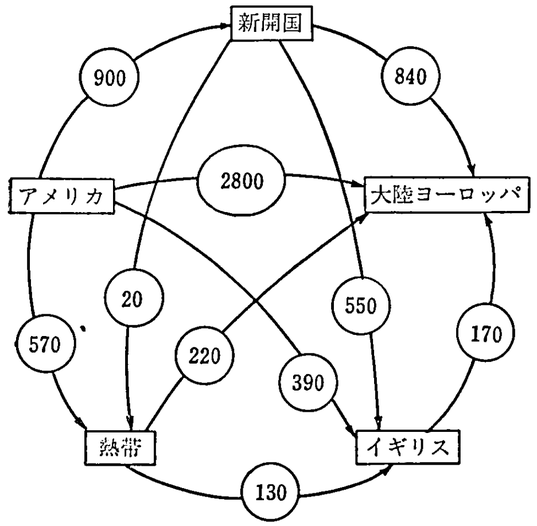

（注）　○印内の数字は，矢印が出た国の矢印が入る国に対する出超額 (f. o. b.) をあらわす．
新開国＝カナダ，オーストラリア，ニュージーランド，アルゼンチン，南アフリカ連邦
熱　帯＝中央アフリカ，熱帯アジア（東南アジア），熱帯ラテン・アメリカ
出所：U.N., *Direction of International Trade Statistics*, Vol. V, No. 8.

表 5-8　アメリカのドル収支と援助　（単位：100万ドル）

年	貿易収支（A）	国際収支（B）	対外経済援助（C）	対外軍事援助（D）*	C ＋ D	対外民間投資
1946	6,634	1,256	5,355	110	5,465	1,048
1947	10,036	1,799	5,622	43	5,665	1,421
1948	5,630	1,006	4,859	326	5,185	1,521
1949	5,270	211	5,346	216	5,563	1,075
1950	1,009	△2,261	3,608	524	4,132	1,720
1951	2,921	△1,002	3,159	1,478	4,637	1,479
1952	2,481	△ 790	2,373	2,664	5,043	1,604
1953	1,291	△2,184	2,083	4,270	6,355	846
1954	2,445	△1,580	1,750	3,431	5,181	2,073

（注）＊　防衛支持援助（Defense Support）をふくむ．
出所：*Statistical Abstract of the United States.*

を復興援助に切り替え、ついで計画的にこれを漸減して、アメリカ納税者の負担を終結させようとする構想が進展したことである。

第一の問題について、アメリカ政府は一九五〇年春に元陸軍長官ゴードン・グレーを長とする特別委員会を設置して、ドル・ギャップ対策を中心とする対外経済政策の検討を依頼した。[20] しかし一一月に報告書が提出される前に朝鮮戦争が勃発し、軍拡ブームが高まって国際経済の環境は一変した。アメリカにとって差し迫った要求は、西側陣営の軍備拡張とそれを支える戦略物資の確保であった。

グレー報告の役割は、すでに既定事実となった方向を追認し、再確認することであった。

すなわち報告ではNATOの強化を目標とする軍事援助に加え、マーシャル援助の終了後も西ヨーロッパに対する経済援助を継続することが勧告され、さらに情勢の激変に対応する国別、地域別の政策、資源配分問題にも触れている。[21]

表5-8で明らかなように、朝鮮戦争を境として対外援助の重点は急速に経済援助から軍事援助に移行している。

戦後二～三年の軍事援助は小規模かつ散発的で、中国、トルコ、ギ

リシャ等一部の地域に限られていたが、一九四九年一〇月にNATOの成立に対応した相互防衛援助法 Mutual Defense Assistance Act が議会を通過し、一三億ドルが割り当てられた。ついで五一会計年度は当初一二億ドルでスタートしたが、朝鮮戦争の拡大で、五〇年九月に四〇億ドルの追加支出が認められ、西欧再軍備を軸とする軍事援助は急カーブで上昇し、五二年には経済援助額を上まわった。[22]

しかも経済援助の半ば以上は「防衛支持援助」（Defense Support）の科目で、道路・港湾建設等の準軍事援助に支出されたものであった。これは、議会が経済よりも軍事援助支出のほうに寛大だったからでもある。

こうして、西ヨーロッパ諸国の軍備拡張は五〇年秋以後、年率五〇～八〇億ドルの軍事費に、アメリカの軍事援助を加えて急速に進み、創設時に一二個師団基幹でスタートしたNATO軍は、五一年末にアイゼンハワー元帥が総司令官に就任した時点では三五個師団基幹に増勢されていた。NATO諸国の軍事費負担は全予算支出の二〇～三〇％台を占め、戦略物資の争奪によるインフレ傾向とあいまって、国民経済への重圧を高めたが、大勢としてはドル援助の継続で国際収支条件は改善され、西ヨーロッパ経済はのちにECの形成につらなる成長をとげるのである。

このような対外援助の軍事化に対応するため、アメリカは五一年一〇月に相互安全保障法 Mutual Security Act（MSA）を成立させ、一二月には経済協力局（ECA）を廃止し、新設の相互安全保障局 Mutual Security Agency（長官アベレル・ハリマン）が経済、軍事、技術の各援助を一本に統合して責任を負うこととなった。

つぎに、後進国開発援助は四九年一月の大統領教書でポイント・フォア計画 Point IV Program として公表され、後進諸国とくに東南アジア諸国や日本は、小型ではあってもマーシャル援助型の総合的地域援助に発展することを期待した。[23] ワシントンも当初、この構想をマーシャル援助の後継として考慮したが、担当の国務省は、西ヨーロッパの

ような均質、補完的な経済条件が欠けている後進地域では「テクノロジーやマネージメントの向上に先行した資本の注入は浪費のみに終わる」[24]（アチソン国務長官）として消極的であった。このため計画の具体化はおくれ、ようやく五〇年五月に「国際開発法」(International Development Act) が議会を通過したが、規模は技術援助を主とする三五〇〇万ドル程度で、五三年でも一億ドル余にとどまり、グレー報告が勧告した五億ドルの水準には達しなかった。[25]またイギリスが主導する類似の東南アジア開発援助構想が、ほぼ同時にコロンボ・プラン Colombo Plan としてスタートしている。

ところが、一九五〇年に入ってインドシナを中心とする東南アジアの軍事情勢が緊迫したため、緊急軍事援助が開始され、さらにグリフィン・ミッション（五月）、ベル・ミッション（一〇月）の勧告に基づいて、ECAを通じる経済援助が開始されていたので、ポイント・フォア計画は対象地域をインド、パキスタン、中東、ラテン・アメリカ諸国に限定した。[26]

朝鮮戦争とひきつづく軍拡ブームは、資源供給者としての後進地域の地位を高め、五一年初めに創設された大統領直属の資源政策委員会 Materials Policy Commission（委員長、W・S・ペーリー）は、低価格で軍需資源を確保するため「第三世界開発」の総合計画を促進するよう提言していた。[27]しかし、資源輸出によるドルの流入はただちに第三世界の経済発展を保証するものではなかった。グレー報告書は、東南アジア諸国に流入したドルが浪費されず、健全な経済発展に導かれるよう日本の工業生産力と技術を結合させる手法を勧告している。

アメリカの援助政策における後進地域東南アジアと中進国日本の結びつきは、このような発想から新たな方向づけを与えられるのである。

最後に第三点としてあげた日本、ドイツ等の占領地に対する援助政策の推移について触れておこう。

占領地に対するアメリカの救済援助は食糧供給を主とするガリオア援助の名で呼ばれ、ドイツ、オーストリア、日本、琉球、南朝鮮を対象として陸軍省が主管していた。

冷戦の進行に対応して占領地の経済復興が重視されるに及び、まずドイツがECA援助の対象に入り、一時ガリオアと二本立てになったが、四九年一〇月にはECA援助だけに統一される。[28]同じように南朝鮮は四九年一月、オーストリアは五〇年一〇月ECA援助に切り替えられ、ガリオアの対象は日本および琉球のみとなった。

対日援助についてもドイツと同様にガリオア、ECA援助の二本立てが計画され、四八年春に四九会計年度予算要求で議会に提出されたが否決され、その代わりにガリオア予算から経済復興に必要な工業用原料を輸入するための資金を支出する枠が認められた。この資金は「占領地復興資金」(Economic Rehabilitation in Occupied Area, 略称EROA）と名づけられ、ガリオアと区別してエロア援助とも呼ばれた。

エロア援助には、対日援助を逐年漸減して、日本の国際収支を一九五二年ごろまでに均衡させ、自立経済を確立しようとする陸軍省およびSCAPの計画が随伴していた。それだけに、日本政府をふくむ関係者は、エロア審議の成行きに注目していたのであるが、当初要求一億八〇〇〇万ドルは大幅に削られて七五〇〇万ドルとなり、年度の途中でドイツ向け援助の節約により、一億八〇〇万ドルに増額され、「日本経済復興の最大弱点」[29]（ドレーパー陸軍次官の議会証言）である工業用原料の輸入は曲がりなりにも確保された。

対日エロア計画のピークと想定された翌五〇会計年度の予算要求も、ほぼ同じ経過をたどり、SCAPの当初要求二億一五〇〇万ドルは陸軍省で一億六五〇〇万ドルに査定され、四九年六月の議会要求では一億一六〇〇万ドルに削

表 5-9　日本の国際収支見込と援助計画　（単位：100万ドル）

		48FY	49FY	50FY	51FY	52FY	53FY
1. 支　　払		860	890 (840)	1,165 (884)	1,220 (1,718)	1,370 (1,982)	1,500 (2,197)
2. 受　　取		764	951	1,250	1,250	1,400	1,500
a. うち輸出		166 (166)	375 (442)	635 (571)	885 (1,159)	1,125 (1,376)	1,325 (1,194)
b. 貿易外		n.e	40	80	115	150	175
c. ガリオア援助	A	380	376	300	200	100	0
	B		372	371	n.e	n.e	
	C	483	372	370	n.e	n.e	
	D		n.e	n.e			
	E		403	256	n.e	n.e	
d. エロア援助	A	—	180	n.e	n.e	n.e	
	B	—	123	216	n.e	n.e	
	C	—	74	165	n.e	n.e	
	D	—	n.e	n.e	n.e	n.e	
	E	—	108	188	n.e	n.e	
e. 援助計	A		556	300	200	100	0
(c＋d)	B		496	587	300	150	0
	C	483	446	535	250	125	0
	D		507	423	300	n.e	
	E		511	445	198	7	—
3. バランス			+61	+85	+30	+30	—

（注）(1) c, d, eのうちBは上記計画より，Aは1948年3月の陸軍省計画，Cは同10月の SCAP 計画，Dは1949年11月の NAC 計画，Eは最終予算（51 FY は見込，52 FY は要求）より．なおアメリカの会計年度は，たとえば48会計年度（米）は1947年7月～1948年6月．n. e＝not estimated を示す．

(2) 1. 支払，2. aの輸出の（　）は実績（日本銀行統計局『本邦経済統計』）を示す．

(3) 本表はアメリカ会計年度による．

出所：ESS/SCAP, Program for a Self-Supporting Japanese Economy, Nov. 1948, p. 26, revised by Department of Army in Jan. 1949.

減された。

こうした対日援助に対するアメリカ議会のきびしい態度は、多分に「日本政府と国民の対米援助に対する明白な期待心理」への反発に由来していた。

五一会計年度以降対日援助はさらに急減し、五一年七月に終戦処理費（占領経費）の半額ドル負担を代償に打ち切られた。しかし、予想以上の急テンポな復興をたどった日本経済は、予期しない朝鮮戦争下の特需ブームによる刺激もあって、期待以下の援助水準で自立化に成功したのである。

三　特需ブーム

ワシントンや東京のエコノミストたちの間では、日本の本質的な貿易依存性を重視して、NSC一三によって方向づけられた日本経済の自立を達成するためには、貿易規模の拡大とくに輸出の増進が先決である、とする認識があった。しかし戦後期における恒常的な入超構造のもとでは、貿易規模の急速な拡大は困難であり、したがって、援助による原料の輸入→生産の拡張→輸出の増進→輸入の増加というサイクルの繰返しによって、漸進的な拡大をはかるほかはなかった。

実際に、一九四九年以降における日米双方の経済自立計画は、ほとんど例外なく、このようなプロセスを重ねることによって国際収支の赤字を漸減してゆき、目標年次の一九五二～五三年までに援助なしでバランスさせることを想定していた。

この場合、日本側は想定されるアメリカの援助額で賄い切れない赤字を貿易の黒字で充当し、さらにアジア・マーシャル・プラン的なアメリカのドル撒布に期待する傾向があったのに対し、アメリカ側は、貿易の拡大に努力したのちに生じる最小限の赤字分を援助で補う、という発想に立っていた。

ドッジ・ラインは、短期的にはこうしたアメリカ側の要請に背反する要素をふくんでいた。一つは、前記のようなサイクルが起動するために一時的な援助の強化が必要（対日援助のピークは一九四九年）となったし、デフレ政策の強行は、貿易規模の拡大を抑止する方向に働いた。現実にドッジが繰り返し企業の合理化と輸出促進を強調したにもかかわらず、輸出は三六〇円レート設定の翌月に当たる一九四九年五月を頂点として下降し、九月のポンド切下げの波及によってさらに低下した。

輸入のほうも、輸出とほぼ同一のカーブを描いて低落を示し、ピーク時の約半分となっている。そして全体の規模は前年の二倍に達したが、戦前期に比すと、いぜん輸出で一六%、輸入で二九%程度にとどまり、翌五〇年にようやく三〇%を越えたぐらいで、SCAPやワシントンの経済自立計画が想定したカーブをかなり下まわっていた。[30]

地域的にみると、輸入の圧倒的な対米依存（六六%）はつづいていたが、輸出では東南アジア（三五%）を中心とするスターリング地域が首位を占め、アメリカ市場（一七%）をはるかに上まわっていた。

SCAPは、貿易再開の直後から、ドル市場の将来は期待薄として、東南アジア市場に注目し、貿易協定の締結等を通じその開拓に努力していた。問題は、図5-5が示すように、日本—東南アジア（エカフェ地域）—アメリカを結ぶ三角形の貿易循環が第二次大戦を境に崩れ、東南アジアが他の二地域に対し入超構造に変わったことであった。

国連アジア極東経済委員会 Economic Commission for Asia and the Far East（エカフェ）も、「日本帝国主義

の復活」には警戒しつつも、エカフェ諸国の開発を促進するため、日本経済が再建され、対日貿易が拡大することを望んでいた。

エカフェは、さらにアメリカの援助、資本が結びつくことによって戦前期の三角関係が復活するのを期待し、四七年六月の上海会議以来、年次会議のたびにSCAPの経済担当官の出席を要請していた。[31]

これに応じて、SCAP側の東南アジア市場への期待感もますます高まり、一九五〇年五月エカフェのバンコック

図 5-5　日本・アメリカ・エカフェ地域の貿易差額の循環　（単位：100万ドル）

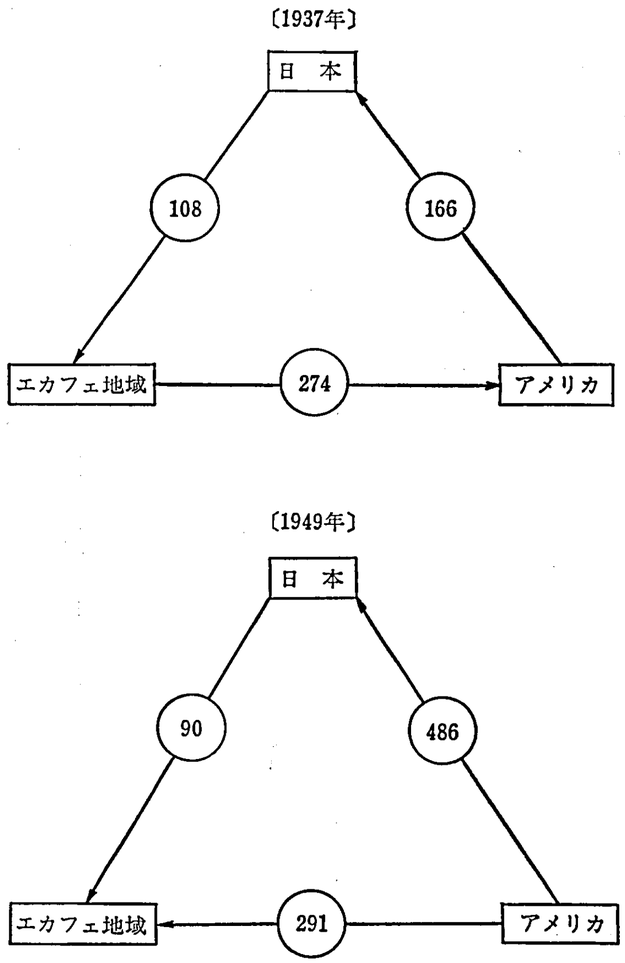

出所：ECAFE, "Problems and Prospects of Accelerated Economic Development in the ECAFE Region through Increased Trade with Japan," May 1950.

会議に出席したファイン博士は、毎年二～五億ドルの資本財とこれに見合ったエカフェ地域の原料を交換する構想を提示し、経済科学局の報告書は、「日本経済の自立化は、日本がエカフェ地域の開発計画にどの程度参加しうるかにかかっている」[32]と述べていた。

ひるがえって、一九四九年末までに一時縮小へ向かっていた日本の貿易は五〇年に入ると再び回復に向かい、とくに輸入の伸びが著しかった。これは前年秋にとられたつぎのような制度・運営面における一連の措置が効果をあげたためであった。

(1) 貿易の全面的な民間移管……輸出は一九四九年一二月、輸入は五〇年一月から。

(2) フロア・プライスの廃止……ダンピング輸出を防止するための制度であったが、一九四九年一〇月末に廃止され、輸出価格の引下げを可能とした。

(3) 貿易手続の簡素化。

(4) 双務協定貿易の強化……非ドル地域との貿易においてドル決済を節約する効果があり、スイング一〇%付の清算勘定（オープン・アカウント）方式を中心に、一九五〇年四月までに二〇カ国（地域）との間で協定が成立した。

(5) 輸出増進のための輸入先行主義の採用。

(6) 外為法の制定……四九年一二月に「外国為替および外国貿易管理法」が施行され、為替管理の主たる権限は総理府外局の「外国為替管理委員会」（一九四九年三月設置、五二年八月大蔵省為替局へ引継ぎ）に委ねられた。とくに限られた外貨の使用を効率化するために外貨予算制度が採用された。

こうした政策的措置は、四九年秋にSCAPの要請に応じてつぎつぎと来日した専門家グループの助言に負うところが少なくなかった。

すなわち(1)～(3)はアメリカ政府のフリール・ミッション勧告[33]、(1)、(4)、(5)は西ドイツ合同輸出入機関理事長ローガンの構想[34]、(6)はIMFのムラデク・ウイチン勧告[35]がそれぞれ反映している。

朝鮮戦争は、いわば貿易拡大への体制づくりがようやく軌道に乗ろうとした時点で起こったものであるが、「特需」(Special Procurement) と俗称された偶発的な軍事需要に誘発されて、貿易規模は急速に拡大し、それは国内産業にも波及して日本経済全体の拡大をもたらすに至った。経済安定本部の表現によれば、その過程はおおむね「新規の有効需要の付加―滞貨および在庫の減少―特定産業部門の生産促進―関連部門への波及」[36]という形態をとった。

ところで特需には狭義と広義の二種があり、前者は「国連軍（主として在日米軍）が特需契約に基いて調達する物資およびサービスの代金」をいい、後者は「前記のほか日本に駐留する外国軍隊の消費（円セール）ならびに外国関係機関の支出に伴う受取り」までを包含するものとされる[37]。このほか五二年以降にアメリカ本国の軍拡や対アジア軍事援助に関連して発生した需要を区別して「新特需」と呼んでいる場合もあるが、統計上は前記の二カテゴリーと区分することができない。

このように「特需」の定義はやや曖昧で、朝鮮戦争以後新たに発生した特殊需要で、貿易外勘定に計上された外貨収入と規定するのが妥当であろうか。数字も区々であるが、一応表5-10にしたがって計算すれば、四年間で二三～二四億ドルとなり、貿易外総収入の七〇%以上、外貨総収入の三〇%以上を占めた。

特需の内訳も必ずしも明確ではなく、統計上は物資では金属および同製品、機械、繊維が、サービスでは修理、輸送、建設として分類される項目が上位を占めているが、実際には軍用トラック部品、航空機用タンク、砲弾、有刺鉄

表 5-10　特需収入の内訳　（単位：100万ドル）

年＼項目	米軍預金振込 (1)	円セール (2)	ECA調達	その他共計 (3)
1950	38	110		149
1951	337	150	12	592
1952	504	271	16	824
1953	456	301	17	809
累計(1950～53)	1,335	832	45	2,374
1954	246	293	15	596
1955	194	276	70	556

（注）(1)　米軍預金勘定開設(1952年5月)以前はアメリカ政府小切手による支払額等を計上．また特需契約によらぬ特別調達庁労務費等の米軍分担金をふくむ．ただし米海軍の調達は円セールに計上．
(2)　在日駐留軍人，軍属等のドル個人消費．
(3)　その他のなかには沖縄建設工事，国連朝鮮復興委員会支出，ポンド収入等をふくむ．

出所：日本銀行外国為替局「貿易及び貿易外便覧」昭和34年12月．

表 5-11　特需契約高

（単位：100万ドル）

年	物資A	サービスB	計C (A＋B)
1950	127	64	191
1951	255	99	354
1952	186	121	307
1953	261	190	452
累計(1950～53)	829	474	1,304
1954	123	133	255
1955	67	111	178

（注）　1952年4月以降は行政協定25条による契約（アメリカの日本防衛支出負担）をふくむ．

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』1955年版．

線、土嚢用麻袋等広い意味での兵器調達や戦車、艦艇、トラックの修理等の軍需関係サービスが相当の比重を占めていた、と推定される。[38]

こうした特需の伸張に刺激されて通常貿易の規模も拡大した。とくに輸出の伸びは好調で、一〇〇〇～一五〇〇億円と称された滞貨の山は朝鮮戦争初期の半年間に一掃され、一九五〇年、五一年の輸出額は、それぞれ前年に比して六〇％以上増加した。

日本国内は輸出需要に牽引されて、金ヘン、糸ヘン景気と称される動乱ブームに湧いたが、SCAPやワシントンの対日政策関係者はブームの持続性を疑い、慎重であった。

たとえば陸軍省のガビンは、一九五〇年八月のメモで朝鮮動乱の影響による利点と不利点を比較検討して輸入価格の上昇を懸念し、対日援助の打切りや削減の動きにマッカーサーが絶対反対を表明している旨付け加えていたし、SCAPのヘール外国貿易課長は、一一月のメモで「日本の外貨事情は一時的には顕著に改善された」が、一方、「食糧や原料とくに鉄鉱石、コークス炭、各種の非鉄金属の入手が逐次困難化しつつある」[39]と観察していた。実際に世界的な奪い合いで、鉱工業原料の価格は平均六割なかには二倍近い急騰を示し、五一年に入ると輸入面の隘路が国内生産力の拡大を阻む兆候が現われた。

さらに五一年春には、朝鮮戦争が局地戦争として収拾される見通しがつき、アメリカ軍の緊急調達も一巡して、ゴム、皮革、油脂の新三品暴落に代表される特需ブームの反動が起こった。それは世界経済の波動に過敏に反応せざるをえない日本経済の底の浅さを示すものでもあった。

特需がドッジ不況の行きづまりを打開し、日本経済の水準を上昇させた功は否定できないが、同時に「特需にすが

りつかなければ立ってゆけないようなゆがんだ経済の姿」[40]を作り出したのも事実であった。一九五三年度の『経済白書』は、「特需が単なる支えでなく、循環の内部にまで入り込んでいるために、それがなくなった後の対策はそれだけ難しくなっている」[41]と論じ、特需収入がなければ日本経済の水準は二年前の規模にまで逆戻りすることを余儀なくされる、とした。

しかし、講和の発効を目前にして援助の打切り、特需の先細りというきびしい現実に直面しつつ自立経済への道を模索していた日本は、西側陣営へのコミットを代償として特需的外貨収入の継続、あるいはアメリカからの借款、投資等の拡大という外力に依存し期待する姿勢から抜け出せなかった。

一九五一年初めから占領終結の前後にわたって展開されたいわゆる「日米経済協力」問題は、こうした日本側の期待感の象徴であった、といえよう。

四　日米経済協力(I)

占領の終結を目前にした一九五一年から五二年にかけ、安全保障問題と並んで日米関係における最大の関心事となったのは、いわゆる「日米経済協力」の問題であった。しかし、その実体は終始明確さを欠き、山本満教授の定義によれば、「一九五一年初め、にわかにクローズアップされた計画、期待、思惑、幻想、スローガン、あるいはそれらすべての混合物」[42]なのであった。

こうしたあいまいな性格にもかかわらず、「日米経済協力」が、五〇年代半ばに至るまで、日米同盟関係の経済的

側面を象徴する政策的表現として生きつづけたのはなぜであろうか。この疑問に答える前に、一九五一年を中心とした大略の経過をたどってみることにしよう。

一般に日米経済協力問題の発端は、五一年一月の第二回ダレス訪日時におけるマッカーサー=ダレス=吉田会談（一月二九日）にあった、とされている。ダレスの再軍備要請に反対する吉田首相を支持したマッカーサー元帥は、日本の西側陣営に対する貢献は軍事力でなく経済的協力によっても可能である、と説き、二月一六日吉田首相に宛てた書簡で具体的検討に入ることを指示した。[43]

しかし、広い意味で日本の潜在工業力をアメリカおよび西側陣営の反共戦略に利用しようとする構想は、前年からSCAPやワシントンの一部で検討され、年末の米英首脳会談でも合意されていた。[44]とくにアメリカ側ではグレー報告が強調したように、東南アジアの開発構想と結合させることが焦点となっていた。

一方、講和の時点までに経済自立の条件を整備することに苦慮していた日本政府は、「エオス作業」（一九五〇年六月）、「自立経済計画」(Economic Self-Supporting Program of Japan, 一九五一年一月）に代表される一連の経済計画（表5-12参照）が前提していたように、マーシャル・プラン的な地域援助の創始ないし特需的収入の継続に期待していた。また鳩山一郎、石橋湛山らが財界の要望として二月八日ダレスに提出した意見書は、日本がアジアの反共国家として復興するためのアメリカ資本導入を強調していた。[45]このように動機や発想はやや異なったが、日本の遊休設備や労働力をフル稼動して工業生産の水準を高めるという点で、日米の要求は相互に一致していた。

五一年二月に、経済科学局の特別補佐官兼企画統計課長ケネス・D・モロー Kenneth D. Morrow を中心としてSCAPがまとめた「日本の潜在工業力」(Japan's Industrial Potential, Feb. 20, 1951) は、主要産業の未稼動

表 5-12 講和前の経済自立計画

	A. 時点	B. 目標年次	C. 鉱工業生産指数 (1932—36年＝100)	D. 輸出 (100万ドル)	E. 輸入 (100万ドル)	F. 国際収支 (100万ドル)	G. 生活水準 (1934-36年＝100)
1. 経済復興計画	1949年5月	1953年度	133.9[1] (116)	1,511	1,581	＋32	97.7[2]
2. エオス作業[3] A案	1950年6月	1952年度	114.4	1,190	1,256	＋10	1950年なみ
2. エオス作業[3] B案			110.3	1,035	1,185	－83	
3. 自立経済計画	1951年1月	1953年度	131.4	1,551	1,711	－2.7[4]	89
4. B資料	1951年8月	1954年度	197.5	2,653	2,495	＋358	91
5. 昭和32年度経済表	1953年2月	1957年度	170.0	1,570	2,080	0	104
6. 実績	1953年		161.4	1,156	2,101	－193	109

（注）C～Dは目標年次における数字.
1)2) 1930—34年基準，（　）内は1932—36年に推定換算したもの.
3) A案はアジア小型マーシャル・プランの実現（ドルの対日流入15,300万ドル），対中国貿易（対7,700万ドル）の継続を前提としたもの.
4) 別に援助5,830万ドルを想定.
出所：林雄二郎編『日本の経済計画』.

設備をふくめた最高生産能力を算定したもので、それに必要な資金と原料の規模に及んでいた。[46] 平行して安本も「トップ・レベル作業」と呼ばれた同様の算定を進めた。

安本の作業が(1)アメリカ国防費の一部支出、(2)原材料の確保、(3)外資導入による電力開発、等いくつかの前提条件を付して、自立経済計画に沿った控え目な見積りを出しているのに対し、SCAP案はこうした前提が満たされると仮定したうえで、二倍に近い拡大倍率を想定し、とくに兵器産業部門の拡充を優先していた（表5－13参照）。

すなわち、日本側が援助の代替ないし特需の延長である経済協力として受けとめたのに対し、SCAPは、朝鮮戦争が第三次大戦にまで発展する可能性に備えて、アメリカの軍拡計画に日本を組み入れる緊急の「工業力動員」（industrial mobilization）として性格づけていたのであった。

こうした感覚の差は、やがて日米間の期待の食いちがいとして問題化するが、日本側とくに経済界の期待感は急速にふくれあがり、経団連は早くも三月に日米経済提携懇談会を設置して具体化を促進する態勢に入った。経済界の先走りに当惑した政府とくに大蔵省方面は、日米経済協力体制の確立は「日本経済の自立のためにも望ましい」[47]としつつも、アメリカ側の具体的構想がよくわからないし、部門間の不均衡や統制の強化が生じるのは望ましくない、と慎重な態度を捨てなかった。

またSCAP内でも、モロー案を「計画のための計画」として批判する声があり、四月に来日した経済計画専門家のアーネスト・タッパーも、ワシントンには対応すべき総合的計画は固まっていない、と指摘したのち、日本工業力の現状はアメリカ本国の要求に応じられるほど高い水準にはなく、とくに最大限動員の目標期日としてモローが想定した一九五

三年一月は非現実的で、五四年一月または五五年一月が妥当な線であろうと観察していた。[48]

日本側の過度の期待にもかかわらず、一向に実需の動きがみえないことで板挟みになったSCAPは、四月中旬マーカット経済科学局長らをワシントンに派遣して、本国政府の計画を確認し、促進するための交渉に当たらせた。[49]

一行は五月中旬に帰任して一六日マーカット少将の名で声明を発表し、日米経済協力の輪郭はほぼ明らかになった。これを整理すると、時期によって比重の置き方は変動するが、つぎのように、およそ四つのカテゴリーに区分することができよう。

(1) アメリカ国防予算の支出増加にともない、西側諸国の国防生産に対し日本の余剰生産力を利用する。

(2) 西側諸国の軍拡により供給不足となる消費財の輸出を日本が代替する。

(3) 東南アジアの資源開発と工業化のために、日本の経済力を活用する。

(4) アメリカの国家、民間機関による対日投資の増

生産能力算定(年産)

アルミニウム(万トン)	精製石油(万キロリットル)	硫安(万トン)	船舶(万トン)	電力(億kW)
5.6	263	209	45	502
11.4	329	209	80	504
7.7		250	80	
9.0	446	220	80	587
9.0	470	266	111	688
2.5	167	157	22	388
3.7	302	168	45	410
11.0 (1944年)	255 (1943年)	157 (1950年)	199 (1944年)	391 (1950年)

の経済計画』.

表 5-13　日本の工業力動員における最大

	算定時点	鉱工業生産指数(1932～36年=100)	石炭(万トン)	鋼塊(万トン)
1. トップ・レベル作業(1951年2～3月)				
a. 安本案	1950年12月		4,500	600
b. ESS 修正		204*	5,000	990
2. B 資料(1951年8月)		217	5,000	1,088
3. ESS 第2次算定				
a. (1952年2月)	1951年12月	243	5,264	1,103
b. 同上	1956年	285	5,500	1,133
4. 参考				
a. 1950年実績		117	3,846	485
b. 1951年実績		143	4,325	650
c. 過去最高(1950年以前)		219 (1944年)	5,732 (1940年)	782 (1943年)

(注)　*　のちに206と修正.

出所：ESS/SCAP, "Japan's Industrial Potential," Vol. I, III; 林雄二郎編『日

表 5-14　全面的な工業動員下における民間の兵器月産能力見込

兵器	数量	金額(100万円)	対象企業数
戦車等	248	4,418	4
航空機エンジン	1,410	5,994	4
航空機体	602	9,034	5
火砲	127	1,206	6
機関銃	4,344	2,529	10
ライフル	8,000	220	2
爆弾	890	147	2
その他共計		30,018	

出所：ESS/SCAP, "Japan's Industrial Potential," Vol. III, Feb. 20, 1952, p. 38. 資料は通産省調査による.

大、日本の国際金融機関への参加。

マーカット声明は、いずれのカテゴリーもすこぶる有望と思わせる表現をとっていたが、そのための「長期にわたる買付注文を発しうるような単一の包括的計画」はなく、「発注は競争入札が建前」で、不足資源の入手は自力で「探し出す」必要があり、東南アジアの開発参加や対日投資についても、具体的計画は示されず、日本の経済力が最大限に利用されるような条件を作り出すのが先決である、と警告していた。

翌日の『朝日新聞』は、安本方面の見解として「日米経済協力は、従来考えられていたように米国から原料や資金面で特別な優遇措置を受けるといった甘やかされたものではなく、一般の輸出と同様国際的な競争の中で行われるかなりきびしいもの」であり「インフレを抑制し、合理化を促進して、現在国際的に割高な日本品の価格引下を計らなければ、経済協力による発注も素通りしてしまうおそれがある」と伝えている。

それでも財界方面では「なお不明な点は残るものの、(1)相当大規模な需要であること、(2)外資導入が確実化した、(3)積極的に米国の技術援助がある、(4)国際通貨基金などへの加入の見こみができた、など日米経済協力についての明るい見通しを得た」[50]と楽観的な反応をみせていた。

五　日米経済協力(II)

日米経済協力は、まとまった実需の到来をみないままに、アメリカ側の重点は、七月末のウイルソン国防動員本部長官構想を転機として、さきにあげた四つのカテゴリーのうち(1)の軍需調達よりも、(3)の東南アジア開発への協力に

表 5-15　アメリカ国防省の新規発注　（単位：10億ドル）

年＼四半期	I	II	III	IV
1950	n.a	n.a	8.6	8.7
1951	16.1	16.2	13.0	13.0
1952	15.3	20.6	16.8	10.4
1953	10.8	8.5	6.5	6.0

出所：Bert G. Hickman, *Growth and Stabilization of the Postwar Economy*, 1960, p. 87.

転換する方向に動きはじめた。

こうした転換は、マリク休戦提案（一九五一年六月）以来のアメリカ本国における軍需需要のスロー・ダウンと、反共戦略の焦点が東南アジアに移行しはじめた事実を反映している。

すなわち、表5－15が示すように、国防省の軍需発注は一九五一年第二・四半期をピークとして下降に移り、軍需に圧迫された民需生産の縮小とあいまって、同年後半期からアメリカ本国、西ヨーロッパ諸国を通じ、景気の一時的後退がみられた。五二年に入ると、軍拡の基調は変わらず、軍需発注も一時的に増大したが、民需をふくむ全体の生産指数はむしろ低下し、年の後半からは、さしあたり第三次大戦への危険が遠のいたこともあって、軍事的需要はしだいに減退してゆく。[51]

また、五〇年後半にひっ迫した戦略物資の入手難も、巨額の買付予算追加や国防動員局と国際物資割当委員会の調整で逐次解消され、五一年春以降アメリカは、従来のような価格を無視した海外からの緊急買付を停止していた。

一方、インドシナ戦争はフランス軍とベトミン軍の攻防が紅河デルタ地帯を中心に続行し、アメリカは軍事顧問団を送ってフランス軍に兵器を供給する間接介入の域にとどまっていたが、戦費の負担率は五〇～五一年の一五%から五二年の三五%、五三年の四五%へと増加し、事実上の肩代りが進行しつつあった。[52]

表 5-16　アメリカの対東南アジア援助負担(経済・技術援助)*

(単位：100万ドル)

	1951 FY	1952 FY	1953 FY	1951～57 FY 計
ビルマ	10.8	13.7	6.9	56.4
インド	5.2	52.7	43.6	402.4
パキスタン	0.5	10.6	26.8	260.3
インドシナ	21.8	24.6	24.0	229.0
タイ	8.9	7.1	6.5	138.3
フィリピン	15.1	32.1	17.9	159.7
インドネシア	8.0	8.1	3.6	68.3
アジア計**	70.4	149.7	131.8	1,375.7
東南アジア/全世界(%)	3.0	8.0	7.0	

(注)　*　軍事援助としては1951, 52, 53 FYにアジア・太平洋向けにそれぞれ303, 535, 541百万ドルが支出されているが，大部はベトナム向けであった．
**　上記のほかアフガニスタン，セイロン，ネパールをふくむ．

出所：ウルフ『対外援助』，548ページ．

こうした情勢に対応して、アメリカは周辺の東南アジア諸国が政治的・経済的安定を保つことを重視し、五一年秋、対中国援助の未使用分を東南アジア向けの経済・技術援助に振り替え、さらに軍事援助の注入も検討するに至った。とくにグリフィン・ミッションの調査によって、この地域に眠るゴム、スズ、石油、ボーキサイト等の膨大な資源の価値が再評価され、「世界戦争に備えて、この資源がソ連側に流れず、西側へ確保されることが必要」[53]（NSC一二四）とされた。

しかし、西ヨーロッパの再軍備をもっとも優先していたアメリカとしては、個々の国ごとに複雑な問題をかかえていた東南アジアに十分な力をさく余裕がなく、現地側にも軍事援助に反発する空気があって、表5-16が示すように、大規模な援助支出を獲得することは困難であった。

東南アジア開発を日本に肩代りさせようとする発想は、こうした背景から生まれたものであり、しかも両者の間には、「同地域の輸入需要の九〇%が日本で調達可能」（ウィルソン）であり、「コークス炭を除けば、日本の必要とする原料の大部は東南アジアで入手可能」[54]（モロー）という互恵関係がある、と認識された。

表 5-17　最大生産能力稼動に必要な原料の算定

(1952年)

	供給予定A (うち輸入)	必要原料B (うち輸入)	差額 (B－A)
ボーキサイト (千トン)	200 (200)	525 (525)	325 (325)
鉄鉱石 (千トン)	3,850 (3,300)	10,300 (9,000)	6,450 (5,700)
石油 (千バレル)	20,321 (17,019)	29,317 (26,014)	8,995 (8,995)
ゴム (千トン)	114 (105)	192 (185)	79 (79)
原綿 (千トン)	656 (594)	609 (570)	−48 (−24)
輸入所要総計 (100万ドル)	1,920	2,443	523

出所：ESS/SCAP, "Japan's Industrial Potential," Vol. I, Feb. 20, 1951, Appendix, Table III.

問題は、日本が便乗しうるまとまった開発計画がアメリカ側になく、日本自身の努力と負担で開拓すべき領域の多いことが明らかになってきた点にあった。たとえば、東南アジア視察から帰ったモローは、一〇月末の経団連懇談会で、工業力動員による供給先の優位順位は、(1)内需、(2)朝鮮特需、(3)平常輸出、(4)東南アジア開発、(5)アメリカの軍需、である、と述べ、日本の民間資本や輸出銀行の融資で、東南アジア諸国との間に長期買付契約を結ぶことを強調していた。[55]

またアメリカの東南アジア向け軍事援助も、大部が完成兵器を直接に供給する方式となって、日本に対する下請け的な発注は見込み薄となり、「究極において極東の軍事需要を賄うだけの兵器産業を育成すべきである」[56]と強調したSCAPの構想は崩れた。

こうして工業力動員により設備能力のフル稼動を想定したトップ・レベル作業の目標は、前提条件を満たしえないことが明らかとなって、まさに「計画のための計画」[57]に終わる観を呈してきた。

経済協力に関するアメリカの在日調達機関の新設を予期して一九五一年一一月に設置された日本政府の「経済協力連絡会」（関係各省代表で構成、安本内に置く）も、相手機関が進出しないままに、開店休業に近い状態となった。

連絡会が翌年一月二一日に作成した「経済協力の推進について」と題する文書は、「基本方針」において、「未稼動の生産能力と労働力を活用して、米国その他に対する輸出を増加するとともに、東南アジア諸国の開発に協力し、わが国の生産、貿易等の経済規模を拡大し、今後……予想されるドル不足に対処……右の方針を通じて、わが国の自衛力の増強整備の物的基礎を培養する」[58]と総括しているが、特需的要素への期待はもはや影をひそめ、外資導入への期待を残しつつも、基調を自力による輸出の振興に置かざるをえなくなっていた。ドッジのいう「スローガンとしての経済協力」[59]は、一応この時点に前後して実効的な意義を失ったとみてよいであろう。

それでは、あとから振り返って、この時期における日米経済協力の消長をいかに評価すべきであろうか。

まず推進の主体として、日本側は政府および経済界、アメリカ側ではワシントンおよびSCAPの四つのグループがあったと考えられる。構想の性格や規模はグループにより時期によってニュアンスの差があり、重点も変動しているが、東西対立の激化という世界情勢のなかで、講和を控えて経済自立の条件を確保しようとする日本の焦慮感と、日本をアジアにおける西側陣営の有力な一翼としてつなぎとめようとするアメリカの配慮が動機になっていたことは疑いがない。

問題の口火を切ったのはSCAPであり、日本側はモロー・グループの熱意からみて、当初その背後にワシントンの総合的な青写真が存在するものと信じていたが、必ずしもそうでないことがマーカット声明の段階では明らかになってきた。

タッパーは、この構想をSCAP官僚の失業救済計画ではないか、と疑ったのち、ワシントンが期待されたように動かなかったのは、日本の工業動員力が予期したほど高くないことが判明したからだ、と推測し、マッカーサーの解任（一九五一年四月）は致命的になった、とも述べている。[60]

一方、日本側では経済界の期待感に政府がひきずられる形で進展したが、政府部内でも第二次大戦中の物動的感覚で受けとめた安本や通産省の積極派に対し、ドッジ・ラインにコミットしていた大蔵省は慎重で、「司令部のニューディール的係官と通産・安本官僚の統制好み」[61]にひきずられるのを警戒する空気が強かった。

ともあれ、本来的にダレスの再軍備要求の代替として出発した日米経済協力構想が、軍拡と軍事援助一本槍に傾きつつあったアメリカの世界政策のなかで、優先的地位を与えられなかったのは当然であった、といえるであろうか。

（1）ESS/SCAP, *Mission and Accomplishments of the Allied Powers in the Economic and Scientific Fields*, Feb. 20, 1950, p. 17.
（2）渡辺武『占領下の日本財政覚え書』、二七三ページ。
（3）吉田茂『回想十年』第三巻、二二六ページ。
（4）ESS memo, Apr. 24, 1950, Dodge MSS., Z711-10, No. 18.
（5）Dodge to MacArthur, May 8, 1950; Dodge to Marquat, May 15, 1950, Dodge MSS., Z711-9, No. 28, No. 29.
（6）大蔵省「大臣渡米資料」総括（一九五〇年四月）JO-10°
（7）Dodge memo, May 3, 1950, Dodge MSS., Z711-9, No. 23.
（8）Dodge memo, June 1, 1950, Dodge MSS., Z711-9, No. 24.
（9）池田勇人前掲書、二三二ページ。
（10）Garvin (Army Dept.) to Marquat, May 17, 1950, Suitland Papers, Z703-15, No. 37.

(11) この間の経緯については、渡辺武前掲書、二八七―八八ページ、池田勇人前掲書、二二五ページ、宮沢喜一前掲書、六〇―六八ページ。

(12) 鈴木武雄『現代日本財政史』第四巻、五三七ページ。

(13) 『大蔵省百年史』下巻、二一九ページ。

(14) Dodge memo, n.d. Dodge MSS., Z711-11 No. 3.

(15) Memo of Conversation, Ichimada-Dodge, Sept. 3, 1951, Dodge MSS., Z711-15, No. 17.

(16) Dodge to Ikeda, Sept. 7, 1951, Dodge MSS., Z711-15, No. 20.

(17) 池田勇人前掲書、二八三―八四ページ。

(18) Ikeda-Robertson Conference memo, Oct. 28, 1953（大蔵省資料Z五〇三―一三、五九）。

(19) Kolko, *op. cit.*, p. 471.

(20) *Ibid.*, pp. 472-75.

(21) *Report to the President on Foreign Economic Policies* (*Gray Report*) (Washington D. C., 1950).

(22) チャールス・ウルフ、鹿島守之助訳『南方アジアにおける対外援助』、一九六二年、七〇ページ。

(23) 朝鮮戦争の勃発を挟んで、アメリカと東南アジア諸国の間ではNATO型の地域安全保障機構にマーシャル・プラン型の経済援助を結合させる構想が広く論議されていた。当初主導権をとったのはインドであったが、ネール首相らの中立主義がアメリカの反共戦略と矛盾したため、フィリピンが中心となり、一九四九年夏から五〇年春にかけキリノ構想として関係諸国に提示された。アメリカは同地域の異質性から技術援助を主とするバイラテラルな援助の強化を望み、いわゆるアジア・マーシャル・プランは実現しなかった。しかし旧属領のフィリピンに対しては、五〇年一〇月のベル報告に基づき、五年計画で二億五〇〇〇万ドルの経済・軍事援助を約束している。一方、日本でもマーシャル・プランのアジア適用を望む声が高かったが、それは対日援助自体よりも、安本の要請や一万田日銀総裁のヴォーヒーズ陸軍次官への要望にみられるように、援助資金による買付が日本にまわってくることを期待していたからだとみられる（Letter, Ichimada to Voorhees, Sept. 13, 1949, Suitland Papers; ESB, "Some Urgent Problem of Japan's Economy," Dec. 19, 1949, ESB file, #21, No. 27.）。またアメリカ側でも、コーネル大学のリューベンスのように、日本が加入すれば、アジアの経済統合は可能かつ望ましい、と論

じる見解が出ていた（Edwin P. Reubens, "Asia and Truman's Fourth Point," *Far Eastern Survey*, March 23, 1949.）。

(24) Acheson, *op. cit.*, p. 351.

(25) *Gray Report*, p. 69.

(26) Brown and Opie, *American Foreign Assistance*, pp. 408-09.

(27) Kolko, *op. cit.*, p. 627.

(28) 一九四九会計年度のガリオア支出当初予算は計一三億ドル（概算額、以下同じ）で、うち対独（米英占領地区）が六億六一〇〇万ドル、ECA援助が四億三七〇〇万ドルで、別にイギリスの負担が七〇〇〇万ドルあったが、一部が対日分にまわり、実績はガリオア五億八〇〇〇万ドル、ECA四億一一〇〇万ドルとなった。また五〇会計年度のガリオア当初予算は計九億一三〇〇万ドルのうち対独分四億二六〇〇万ドルを予定していたが、四九年一〇月未使用残額の二億五〇〇万ドルがECAに移管された（Foreign Aid Appropriation for 1949, Hearings before the Subcommittee of the Committee on Appropriation, House 80th 2nd Session, p. 18; Same for 1951, 81st Congress, p. 534.）。

(29) 一九四八年六月九日ドレーパー陸軍次官の証言（Hearings before the Committee on Appropriation, Senate 80th 2nd Session, "Economic Cooperation Administration," pp. 446-48.）。陸軍省は当初、「占領地域法」（Occupied Area Act）の立法を検討していたが、四八年五月下院歳出委員会の審議段階では、日本、琉球、南朝鮮にECA援助を適用するよう要求した。しかし議会対策の失敗と、ヤング・ミッションをめぐる陸軍省と財務省の確執が影響して、六月一九日の両院協議会はECA分を否決し、ガリオア計一三億ドル（うちヨーロアは要求二億二〇〇〇を一億二五〇〇万ドルに減額）を可決した。ドレーパーは、この決定は、議会でマッカーサー元帥の権限を尊重したのと、ECAが西ヨーロッパ援助で手いっぱいのため、と説明している。その後陸軍省は、ヨロア分一億二五〇〇万ドルのうち七五〇〇万ドルを対日分に割り当てたが、SCAPは一億二四〇〇万ドルを要求し、結局年度の後半に入って対独分を節約し、一億八〇〇万ドルに増額した（Dodge MSS. n.d. Z711-19, No. 1.）。

(30) "Review of NAC Working Group Document," Jan. 5, 1950, Dodge MSS., Z711-7, No. 3.

(31) Minutes of ECAFE Conferences.

(32) ESS/SCAP, *Japanese Economic Statistics*, June 1950, Sec. 4, p. 36.

(33) 陸軍省次官室極東グループ通商産業班長のオーモンド・フリール Ormond Freile を団長として商務，国務，陸軍，財務各省，連邦準備制度事務局，関税委員会の専門家計一一名から成り，一九四九年九月一九日に来日し，一〇月二四日付で日本の貿易を増進するための勧告をSCAPに提出して帰国した（"Recommendations and Findings of the Advisory Mission for International Trade," Oct. 24, 1949, Suitland Papers, Z721-10.）。

(34) ウィリアム・ローガンは元ハーバー・トラスト投資会社の副社長で，西ドイツの合同輸出入機関理事長の職にあったが，四九年一〇月に来日し，ドイツで成功した貿易方式を採用するようSCAPに勧告した。

(35) 国際通貨基金（IMF）のヤン・V・ムラデク Jan V. Mladek とアーネスト・A・ウィチン Ernest A. Wichin は，一九四九年一〇月一六日来日して翌月一八日，SCAPに外国為替管理制度の確立に関する勧告を提出した。一二月一日から施行された外為法は，この勧告をほぼ全面的に取り入れたものであった（"Report on Exchange and Trade Controls in Japan" by Wichin and Mladek, Nov. 18, 1949, Dodge MSS., Z711-7, No. 24.）。なお，外為法制定に関連する日本側内情については渡辺誠，川口嘉一両氏の大蔵省における講述（大蔵省資料Z一〇六一二二），渡辺誠『為替管理回想』，一九六三年，を参照。

(36) 経済安定本部「特殊需要の最近の傾向について」（一九五二年七月二一日）。

(37) 日本銀行外国為替局予算課「貿易及び貿易外便覧」（一九五八年一二月二五日），二二〇ページ。

(38) 『資料・戦後二十年史，2経済』，一九六六年，一六〇ページ。

(39) Garvin memo, Aug. 8, 1950, Dodge MSS. Z711-10, No. 1; Hale memo, "Foreign Trade Policy," Nov. 27, 1950, Dodge MSS., Z711-13, No. 24.

(40) 昭和二八年度経済白書，二九ページ。

(41) 同前。

(42) 山本満「冷戦と日米経済協力」『国際問題』一九七五年五月号。

(43) 経済企画庁編『戦後経済史（総観編）』，一九五七年，三六三ページ，鹿島平和研究所編『日本外交史』27，西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』，八九ページ，吉田茂『回想十年』第二巻，一六二ページ。

(44) たとえば一九五〇年四～六月にかけて，国務省と陸軍省では，開始されたばかりの東南アジア向け援助に日本を結びつける構想を検討していた。陸軍省のガビンによると，(1)アメリカ援助に日本からの輸出をイヤマークする，(2)対日ガリオア援助の一部を振り替える，(3)見返資金を利用した東南アジア向け円クレジット，(4)ガリオアの代替として日本がアメリカから円で買った物資を東南アジアへ振り向ける，という四つの方式が考慮され，(3)がもっとも望ましいとして，SCAPと日本政府の間で具体化する研究も始まった（Morrow to Marquat memo, June 21, 1950, Suitland Papers, Z703-2, No. 39.）。渡辺武日誌，一九五〇年六月二二，二三日。また五〇年一二月の米英首脳会談では，西側陣営の平拡，国防生産の強化について合意が成立し，イギリスは，そのために日本の生産力を利用することを了承した（Truman, *Years of Trial and Hope*, pp. 400-01.）。

(45) 稲葉秀三監修『日米経済協力』，一九五一年，九一一九三ページ。

(46) 「日本の潜在工業力」には，(a)第一部（一九五一年二月二〇日付），(b)第二部（一九五一年一〇月二〇日），(c)第三部（一九五二年二月二〇日付）の三部があり，(c)は(a)の改定版であるが，(b)は生産物の配分計画を中心としている。

(47) 「経済協力に関する基本的問題点」（一九五一年三月二日），大蔵省資料Z五〇三一九，第二号，「問題点」（NA・一号，一九五一年二月二六日），大蔵省資料Z五〇六一二八。

(48) Tupper to Diehl, Apr. 4, 1951; Tupper to Marquat, Apr. 9, 1951; Same to Same, Apr. 17, 1951, Suitland Papers.

(49) マーカット一行はテレンス・O・ケネディ Terrance O. Kennedy（生産・公益事業部長），S・M・フェイン博士（経済計画部長），モロー，アーバン・ニブロ准将 Brig. Gen. Urban Niblo（兵器局長）ら計一三名で，四月一六日に出発し，ワシントンに約三週間滞在した。一六日に公表されたマーカット声明（全文および訳は大蔵省資料Z五〇六一二八にある）によると，一行は国務，国防，財務の各省，国防動員局 Office of Defense Mobilization，ECA，連邦準備制度理事会，ワシントン輸出入銀行等の担当者，ハリマン大統領特別補佐官，ダレス，ドッジらと討議した。

(50) 『朝日新聞』一九五一年五月一七日付。

(51) 斌潤正晃『戦後アメリカ景気循環史研究』，一九六九年，第二章第一節を参照。

(52) *Pentagon Papers* (The New York Times edition), p. 11.

(53) NSC 124, Feb. 13, 1952, *Pentagon Papers* (Pentagon edition), Book VIII, pp. 468-69.

(54) ESS/SCAP, "Japan's Industrial Potential," III, Feb. 20, 1952, p. 25.

(55) 信夫清三郎『戦後日本政治史』第四巻、一三四四ページ。
(56) "Japan's Industrial Potential," III, p. 31.
(57) SCAP部内でも、前提条件を無視したモロー試算には批判の声があったといわれる(林雄二郎編前掲書、一五九ページ)。モロー自身も、一九五一年九月の通産省との懇談で、原料入手の制約から鉱工業生産指数で一五〇が限度であろう、と述べるに至った(Morrow's Statement, Sept. 19, 1951, Dodge MSS., No. 17.)。
(58) 大蔵省資料Z三七二。
(59) Dodge memo Jan. 17, 1952, Dodge MSS., Z711-20, No. 20.
(60) Tupper to Marquat, Apr. 17, 1951, Suitland Papers, Z 703—51, No. 21.
(61) 大蔵省「経済協力についての問題点」(一九五一年五月二五日)、大蔵省資料Z五〇六—二八。

第三節　占領の終結

一　サンフランシスコ講和

太平洋戦争の法的終結を告げる対日平和条約は、一九五一年九月八日、サンフランシスコ市のオペラ・ハウスで四九カ国の代表によって調印され、翌年四月二八日全調印国の批准書寄託によって発効し、七年近くにわたった「占領」は終結した。ソ連、中国をふくむ共産圏の数カ国は調印せず、講和は予期されたとおり、参戦国の全部を包摂する「全面講和」ではなく、いわゆる「多数講和」として実現した。このことは、日本の国際社会への完全復帰をおくらせ、のちに未調印国との国交回復のため長時日を費やさせることになったが、異例に長くなった「占領」という不自然な事態が解消し、独立国家としての地位を回復したのは、日本だけでなくアメリカの利益にも合致するものであった。

すなわち、日本占領の責任をほとんど独力で引き受けていたアメリカにとって、占領は本来、プラス・マイナスの両面をふくむジレンマのうえに成立していたが、後期になると、それはさまざまな意味で重荷ないし負債に転化しはじめ、日本を「対等」の独立国家として処遇するほうが好都合になっていたのである。

アメリカ以外の西側諸国にも、多かれ少なかれこうした条件は共通していた。とくに東西冷戦の激化にともなって

日本の西側に対する帰属が明らかになると、これら諸国の対日政策も、結局はアメリカの対日政策に追随する方向へ動かざるをえなくなる。この点は、一九四七年以来一貫して対日講和を拒否権付きの四大国外相会議で先議する手続方式を主張して譲らず、結果的に発言の機会を放棄したソ連と基本的に異なっていた。

日本の国際社会への復帰、西側陣営への加入に反対がなければ、講和条件の細部にわたる異論は、個別交渉の積み重ねによって解決する道が開ける。

この点を見抜いたダレスは、共産圏を除外した多数講和の条件を個別の外交交渉で設定することを決意し、関係各国を頻繁に歴訪して丹念に要求を聞き、精力的な説得を繰り返し、彼らが直面していたジレンマをひとつずつ解きほぐして、一九五〇年秋から約一年をかけてほぼ全参加国を満足させ、しかもソ連等にも参加の機会を残した条約案をまとめあげた。硬軟とりまぜたその外交技術の巧妙さには目を見はらせるものがあり、この意味でサンフランシスコ講和を「ダレスの講和」と呼ぶのは、決していいすぎではないであろう。

ところでダレスと関係諸国の折衝における最大の課題は、日本の軍事的・経済的脅威が復活する可能性を封止する点にあったといえよう。

まず前者についていえば、アメリカにとっては、独立回復後における日本の安全保障をいかに確保するかが当面の関心事であったのに対し、第二次大戦の記憶がなお鮮烈に残っていた英連邦、東南アジアの諸国では、日本を対象とする安全保障体制の確立が先行した。なかでも、オーストラリアやニュージーランドにとっては、アジア大陸の共産諸国よりも、海洋国である日本の脅威のほうが切実であった。しかし、ケイシー・オーストラリア外相が述べたように、「日本自体の安全保障を考慮するのも必要」[1]という現実を無

視することはできなかった。

アメリカは、このジレンマを、日本をも包含する「太平洋（安全保障）条約」（Pacific [Security] Pact）の形式によって解決しようとした。

一九五一年一～二月にかけて、日本、フィリピン、オーストラリア等を歴訪したダレスは、トルーマン大統領から、この構想を推進するよう訓令されていたが、四月までに当初の構想はほぼ断念せざるをえないことが明らかとなった。すなわち、アメリカのほか日本、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン（インドネシアもふくみうる）によるNATO型の集団防衛機構は、本来この地域が西ヨーロッパのような均質・連帯的条件に欠けていたため、各国とも相互援助への熱意が薄く、加えてイギリス本国はマラヤ、香港の追加を要望した。[2]

アメリカ軍部は、朝鮮戦争の苦い体験からアジア大陸への軍事的コミットメントに警戒的であり、結局「太平洋条約」の雄大な構想は、日米安全保障条約、米比相互防衛条約 Mutual Defense Treaty（一九五一年八月三〇日調印）、米・豪・ニュージーランド安全保障条約 ANZUS Pact（同年九月一日調印）の三つの「交錯的」（interlocking）なバイラテラル条約に置換する方式で落着した。

しかし、アメリカは「太平洋条約」の構想をまったく放棄したわけではなく、トルーマン大統領はサンフランシスコ講和会議の開会演説で、「究極的に太平洋全体にわたる安全保障体系を形成する」ことが目標であり、対日講和条約は「その第一歩」である、と強調した。その後、この構想は五二年の「太平洋協議体」（Pacific Body）構想[3]を経て、「東南アジア条約機構」（SEATO、一九五四年九月調印）の結成に至ったが、NEATO（北東アジア条約機構）のほうは実現せず、太平洋におけるNATO型の共同防衛機構は結局成立しなかった。

つぎに日本の経済的脅威の制限に関する分野について概観すると、賠償を中心とする請求権に関する諸問題と、工業、通商、漁業等の各種諸制限措置に大別しうる。賠償については、フランス、イギリス、東南アジア諸国から相当多額の要求が提示され、未請求の中国分をふくめると、計算上は「控え目に見ても一〇〇〇億ドル」（講和会議におけるダレス演説）と称され、「賠償打切り」の既定原則に立つアメリカの説得は難航した。[4]

そして最後までねばったフィリピン、インドネシア等の強硬な主張で、アメリカも原則を変更して、沈船引揚等の役務賠償を認め、その規模は日本との個別交渉に委ねることで妥協した。

一般的な経済制限については、戦前に日本の強力な貿易競争者であったイギリス本国および英連邦から、ダンピング防止、漁業規制、商船隊の制限等が要望され、さらに軍需工業の復活防止や輸入品目の制限、これらを監視するための査察機関の設置等、要するに、日本経済の拡大を一定水準以下に押えこもうとする要求が出された。[5]

こうしたきびしい要求の大部は、アメリカの説得により五〇年末までの段階で逐次緩和されていったが、五一年四月の講和条約イギリス案には、なお一部が残っていた（表5－18参照）。

しかし、それも五～六月のワシントンにおける米英間協議で相互の妥協が成立し、とくに中国代表権問題で、イギリスが自説を撤回して、北京、台湾両政府をともに招請せず、日本の選択にまかせることに同意したので、米英間の最大の争点は解決された。そして七月に公表された米英共同案では、条文のうえで日本経済の発展を制約したり差別する規定はほとんど姿を消してしまった。

表5－18で看取されるように、五一年三月のアメリカ案は、全体がやや長文化（二二条→二五条）したほかは、原則にかかわる変更なしに最終条約となったのである。

表 5-18　講和条約の問題点の変遷

事　項	A. アメリカ案	B. イギリス案	C. 米英共同案	D. 最　終
日　付	1951. 3.27（日本受領）	1951. 4.	1951. 7.13（公　表）	1951. 9. 8（調　印）
沖縄，小笠原等の領土権	国連の信託統治（アメリカの施政権）	同（日本の主権放棄）	Aに同じ	同左（第3条）
占領軍の撤退	—	発効後90日以内	同　左	同左（第6条）
アメリカ軍の駐留	—	外国軍の駐留	同　左	同左（第6条）
漁業制限	規制に関し国際漁業協定への早期加入	漁業協定締結前における保護漁場への出漁禁止	Aに同じ	同左（第9条）
通商上の待遇	内国民・最恵国待遇（相互的）		Aに同じ	同左（第12条）
賠償の追加支払	（なし）	日本の保有金塊の配分	原則として不要，一部の連合国に役務賠償	原則として支払責任を確認（第14条a）
連合国財産の補償	補償責任（最高限を置く）	全面的な補償責任	同　左	同左（第15条）
中立国にある日本の在外財産		連合国へ引渡し	国際赤十字へ引渡し	同左（第16条）
連合国の直接占領費請求権	（放　棄）		放　棄	同左（第14条b）
戦前の外貨債		日本の支払義務	同　左	同左（第18条）
中国代表権	—	北京政府	北京，台湾の双方を招請せず	同　左

出所：Dunn, *Peace-Making and the Settlement with Japan*. 鹿島平和研究所編『日本外交史』27，西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』.

サンフランシスコ講和会議は、前例の多くがそうであったような「交渉のための会議」ではなく「調印のための会議」であった。そして吉田首相以下の日本全権団は、アリソンがいうように、敗戦国の代表としてよりもむしろ調印権をもたない招待者として遇せられた。[6]

このため全権団の気分が悲壮感を欠いていたとして、随行の記者団から批判されるという副産物もあったが、[7] 寛大な講和条件によって第一次大戦のような復讐の連鎖を断ち切ろうとするダレスの理念が貫徹されたことは、日本にとって幸運であった。

対日平和条約が「予想以上の寛大な条件」[8]（吉田首相）で成立したのには、それなりの国際政治的な背景があった。おそらく最大の要素は、東西冷戦の激化を基調とする多角的な配慮であった、といえようか。ダンによれば、講和交渉のライト・モチーフとなったダレスの哲学は、日本を「ソ連およびその友邦国とのわれらの闘争において強力で忠実な同盟者」[9]に仕立てることであった。

日本に苛酷な条件を課すことは、同盟者としての価値を減少させるだけでなく、日本を共産圏に追いやってしまう危険があった。英連邦や東南アジア諸国がダレスの説得に応じざるをえなかったのは、まさにこの論理の正当性を認識したからであった。

一方ダレスは、独立を回復した日本がアジアにおける西側陣営の安定勢力として出発するためには、日本国民の自発的な合意と受容を取りつけるのが好ましい、と判断して、旧連合国間の交渉経過を日本政府に知らせながら協議を重ね、さらに野党や民間諸グループの見解にも耳を傾ける、という柔軟な戦術をとった。

一九五一年一月から八月にかけて繰り返された日米協議では、争点は少なく、とくに経済問題の大部はほぼ日本政府の満足する線で解決され、沖縄の潜在主権残置もアメリカ側の譲歩で妥結したが、再軍備にからむ安全保障問題だけは難航した。

吉田首相は、日米安保条約によってアメリカ軍が日本に駐留すれば、予想される直接・間接侵略は抑止できる、と判断して、国内治安の維持を分担する最少限の自衛力（警察予備隊級）に押える方針を貫こうとした。

当初は近代的な陸・海・空三軍を創設して名実ともに日米の相互共同防衛体制を作りあげようと意図したダレスも、世論を盾にとった吉田の執拗な抵抗に折れざるをえず、安保条約の前文で「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する」として「再軍備」を将来に期待するにとどめた。

その代償として安保条約の規定では、駐留アメリカ軍は日本の防衛を義務づけられず、またその責任範囲は日本本土にとどまらず「極東」の全領域に拡大（いわゆる「極東条項」）されることとなった。[10]

アメリカ側は片務的に他国の防衛にコミットすることを禁じたバンデンバーグ決議の趣旨に照らしたものと説明したが、日本側にも、大規模な基地提供に見合わない不平等条約であるとする批判を呼び起こし、一九六〇年の改定に至るまで、再軍備反対運動の有力な論拠となった。

なお日米安保条約第三条に基づいて日本に駐留するアメリカ軍の法的地位等に関する細目については、日本側の要請で別個に行政協定の形式で規定することとなり、九月八日に講和条約にひきつづき安保条約が調印されたのち、五二年一月からあらためて協議に入り、二月二八日に署名を終わった。[11] 協定は、アメリカ軍の地位、経費、合同委員会、集団的防衛措置の四章二〇項から成っていたが、安保条約と同じように、裁判権、経費分担（折半方式）、指揮権等をめぐって、独立回復後もたえまない政治的論議が発生した。

また、日本の選択にまかせられた中国代表権問題は、五一年一二月ダレスの来日に当たって交付されたダレス宛吉田書簡の線に沿って、台湾政府を選択する方向（五二年四月二八日、日台条約の調印）が明らかとされたので、アメリカ上院の批准が促進され、翌年三月二〇日批准が終わったのち、各国の批准書寄託を待って四月二八日の講和発効を迎えた。この日をもって、SCAPも廃止され、六年七カ月にわたったアメリカの日本占領は終了したのである。

二　講和の経済的側面

サンフランシスコ平和条約および日米安全保障条約によって、日本は多岐にわたる対外的義務の履行責任を負うことになった。これらは当時、日本側で「講和に伴う善後処理」と呼ばれ、各種の国内的諸措置とあわせて相当な財政負担をもたらし、講和後の数年間における日米双方の政策的展開を制約する要因となった。

そこで占領期からポスト占領期にまたがるアメリカの対日政策の推移を展望するにさきだって、賠償、ガリオア援助等の対米債務返済、防衛分担金等、日米間の交渉事項となったいくつかの重要な経済案件の概要を列挙しておきたい。

(1)　連合国財産の補償[12]

平和条約第一五条は、第二次大戦中日本国内にあった連合国財産で戦災等により滅失ないし損傷し、返還することができなかったものに対する補償を義務づけたため、日本政府は一九五一年一一月に「連合国財産補償法」を公布し、大蔵省管財局を事務局とし、委員会を設置して債権者と個別の折衝を重ね、一九六三年末までにほぼ処理を終わ

った。全補償額のうち、対米分は約七割を占めていた（表5-19参照）。

(2)　戦前外貨債の償還[13]

平和条約第一八条によって、戦前に日本がアメリカ、イギリス、フランスで調達したまま戦争で中断していた外貨債の元利償還が義務づけられたので、日本政府は地方債・社債等を政府に肩代りする処置をとったのち、津島寿一元蔵相らを派遣して一九五二年九月ニューヨークでまず米英外貨債の償還に関する協定を結んだ。協定によって妥結したのは、一〇～一五年繰延べによる全額償還方式で、元本二億八四二二万ドル、未払利子累積額一億六八四三万ドル、計四億五二六五万ドル（一六三〇億円）であった。なお仏貨債の処理協定は一九五六年まで持ち越された。

西ドイツの場合は、一九五三年の処理協定で、戦前債務二六億ドルのうち一〇億ドルが切り捨てられ、支払分は一六億ドルに減額されたが、日本は対外信用の回復を重視して、戦前から守ってきた外債完済の伝統を貫いて全額を償還した。

(3)　賠償および無償経済協力

平和条約のアメリカ草案は、マッコイ声明による賠償打切りの既定方針を踏襲して「無賠償主義」の原則を宣明していたが、フィリピンその他の

表 5-19　連合国財産の補償実績（1961年11月1日現在）

（単位：100万円）

国名	請求件数	請求金額	支払件数	支払金額
アメリカ	637	25,631	562	12,422
イギリス	353	7,458	308	4,356
オランダ	63	610	52	389
フランス	37	1,496	23	341
インド	121	1,620	94	273
その他共計	1,324	38,717	1,112	18,120*

（注）＊　内訳は外貨建金銭債権1,607，株式8,081，船積貨物1,348百万円等．
出所：大蔵省『第二次大戦における連合国財産処理（戦後篇）』，1965年，531ページ．

表 5-20　賠償および無償経済協力の支払状況(1974年12月末現在)

(単位：100万ドル)

事項	賠償					無償経済協力*	合計
	ビルマ	フィリピン	インドネシア	ベトナム	計		
協定成立日付	1955.4	1956.5	1958.4	1960.1			
終了日付	1965.4	1976.7	1970.4	1965.1			
協定総額(A)	200	550	223	39	1,012	467	1,509
支払実績(B)	200	503	223	39	965	431	1,396
履行率$\left(\frac{B}{A}\right)$	100%	91.4%	100%	100%	95%	92%	92.5%

(注)　＊　ラオス，カンボジア，ビルマ，韓国，マレーシア，シンガポール，ミクロネシア，タイ(特別円)向け等の合計.

出所：外務省経済協力局資料.

諸国の要求によって、「賠償主義」が復活し、最終的に第一四条で日本経済が自立しうる限度内における役務賠償の支払が規定された。しかし、具体的な内容は、将来における関係国相互間の協定に委ねられることになったのは、すでに記したとおりである。

東南アジア四カ国との賠償交渉は、講和発効前から開始され、一時中断されたのち、一九五五年から再開され、役務および資本財による計約一〇億ドルの賠償支払協定が順次成立した。[14] さらにひきつづき、賠償と同様の性格をもつ無償経済協力約五億ドルが東南アジア諸国および韓国向けに供与された。その概要は表5－20を参照されたい。日本は賠償交渉を有利に進めるため、当初はアメリカの斡旋的介入を希望したが、結局、日米はともに賠償および経済協力を契機とする東南アジアの経済開発と日本の市場拡大に積極的意義を見いだすこととなった。

このように日本の賠償支払は、占領中に積み出された中間撤去分をあわせても、十数億ドル程度の比較的軽微な負担に終わった。しかし平和条約第二条および第一四条(a)2によって請求権を放棄した旧植民地および海外地域における日本の「在外財産」を実質的な賠償とみなせば、二〇〇～三〇〇億ドルの巨額に達する。

表 5-21　日本の在外財産(1945年8月現在)　(単位：億ドル)

地域	法人財産A	個人財産B	国有財産C	計D (A＋B＋C)	割合E (%)	陸海軍財産F
北朝鮮	35.4	7.0	10.0	29.7	23	
南朝鮮				22.8		
カラフト				4.1		
台湾	10.6	2.5	5.9	19.0	7	
満州	72.5	11.6	2.2	86.3	42	
北支	23.7	4.3	0.9	28.8	13	
中南支	14.9	2.9	0.6	18.5	9	
仏印				0.3		
英連邦地域				2.2		
オランダ地域				1.3		8.0
アメリカ本土				0.9		8.3
フィリピン				1.3		
その他共合計G	166.4	30.9	21.5	218.8	100.0	89.8

(陸海軍財産Fの内訳)

ソ連占領地域（ソ連，北朝鮮，カラフト，千島をふくむ）	31.1
アメリカ占領地域（南朝鮮，フイリピンをふくむ）	13.2
中国占領地域（満州，台湾をふくむ）	26.5
フランス占領地域（仏印をふくむ）	1.2
その他共計	89.8

(注)　換算率は1ドル＝15円，1945年8月価格

出所：SCAP "History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan: #23, Japanese Property Administration", Appendix 17.

在外財産の額については各種の推計が伝えられているが、[15] 集計法や評価に問題があり、比較的信頼できるものとして、占領中に日本政府（大蔵省）が財産権者の申告等に基づいて集計した数字をSCAPが整理して公表した計数を表5－21にかかげておく。

(4)　対米債務（ガリオア債務）の返済

平和条約第一四条(b)の規定によって、連合国は日本占領に要した直接軍事費（占領軍の給与、食糧、装備等）の請求権を放棄したが、間接経費に当たるガリオア援助と呼ば

れたアメリカの対日援助分については、その枠外として日本が返済義務を負うことになった。

援助の債務的性格については正式の通告はなかったが、占領中からSCAPが数回にわたり言明してきたところで、日本政府も国会で「債務と心得る」と答弁するのを慣例としていたが、マーシャル援助のような贈与として処理される可能性への期待感もあり、やや明確を欠いたまに推移していた。

具体的な返還交渉は、一九五三年一〇月の池田＝ロバートソン会談（後述）を契機として開始され、アメリカ側は同年二月に妥結した西ドイツのガリオア返済協定にならって総額の約三分の一の返済を要求した。しかし、日本側は日独の置かれている経済条件の差を強調して、より有利な返済条件に切り下げようとしたため、交渉は一〇年近くも長引き、一九六二年、最終的に四億九〇〇〇万ドルの分割返済をもって妥結した[16]（交渉条件の推移については、表5－22参照）。

交渉が延引した一因は、援助総額および内訳の明細に関する日米双方の計数が突合しなかったからでもあった。すなわち、表5－23および表5－24を比較してわかるように、総額については、一億ドル以上の開きがあり、個々の明細とくに占領初期分については、突合が不可能な部分が少なくなかった[17]。

加えてアメリカ側は早くから一部返済となる以上、こうした差異を究明する必要は乏しい、との態度をとっていたが、

表 5-22　ガリオア返済条件の変遷　（単位：100万ドル）

事項	池田＝ロバートソン会談	アメリカ側要求	日本側対案	アメリカ側対案	同左	最終協定[2]	(参考)米独協定[3]
日付	1953. 10	1954. 5. 14	1954. 8. 25	1955. 5. 6	1959. 12. 16	1962. 1. 9	1953. 2. 27
ガリオア等総額 (A)	2,045	2,037		2,033	2,027		3,568
控除 (B)		161		182	180		351
純額(A－B)		1,875		1,851	1,847		3,217
返済率(%)	37.5	37.5			34.7		37.4
返済額	750	703	550[1]	643	640	490	1,203
返済期間(年)	35	35	30	35		15	30
据置期間(年)	0	5	5	5		0	5
年利率(%)	2.5	2.5	2.5	2.5		2.5	2.5

（注）1）最初の5年間の返済分は日本の東南アジア向け経済協力へ再融資.
2）日本政府は国会で交渉基礎の数字として通産省計算によるガリオア等返済率33.2%として返済490百万ドルになると説明した.
3）ガリオアのほかECA援助(約15億ドル)をふくむ余剰物資分(1,203百万総額1,795百万ドル，純額1,637百万ドル，ドル)の返済方式はやや異なる.

出所：主として，大蔵省財務参事官室資料による.

日本側は対内的な納得を容易にするため、積上げ計算を重ねて総額を確定したのち、返済率を適用する方式に固執した。政府が懸念したように、ガリオア返済問題は、援助を単純に贈与と理解してきた一部の国民感情を刺激する要素をふくんでいた。実際に国会では、一度支払のすんだ援助物資代金（円払）を重ねて税（ドル払）で払うことになるという「二重払説」や、食糧援助の実体は不要になったアメリカの余剰農産物対策にすぎなかったとか、対日援助額をはるかに上まわる終戦処理費（総額約五〇億ドル、表5－26を参照）を対米債権として相殺すべきではないか、という議論がみられたのである[18]。

こうした議論を通じて、われわれは対外援助のもつ複雑な性格の一端を知りうるのであるが、ともあれ約二〇億ドルにのぼったアメリカの対日援助が占領政策のなかで果たした大きな役割は否定できないだろう。

(5)　防衛分担金

日米行政協定第二五条に基づいて、日本は在日アメリカ軍

表 5-23　占領全期におけるアメリカの対日ガリオア等援助実績

（単位：100万ドル）

対象期間 / 米予算年度	ガリオア[1]	プレガリオア	SIM[2]	QM[3]	計	ガリオア行政費[4]
	1946. 7 ～ 1951. 6	1945. 10 ～ 1946. 6	1946. 3 ～ 1951. 3	1947. 6 ～ 1949. 6		
1945	—	89.2	—	53.8	183.0	
1946	—	40.0	—			
1947	279.5	—	—	8.4	288.0	
1948	337.8	—	14.8	3.5	356.0	
1949	507.1	—	18.8	2.2	528.1	
1950	415.4	—	7.0	2.4	424.8	
1951	175.5	—	—	2.5	178.0	
1952	0.02	—	—	0.3	0.3	
計	1,715.3	129.2	40.6	73.1	1,958.1	89.7

（注）1）いわゆるエロア援助をふくむ.
2）余剰報奨物資 Surplus Incentive Materials の略．大部分が食糧.
3）アメリカ軍払下物資 Quartermaster Goods の略．衣料，医薬品，キャンデー等.
4）ガリオア関係民間人の俸給，旅費等.

出所：1954年5月14日付でアメリカ大使館より日本政府へ交付された付属資料 Annex E，大蔵省財務参事官室資料113—7.

の駐留経費のうち年額一億八〇〇〇万ドルに相当する額を分担することになった。これは性格上、終戦処理費の延長とみられるもので、すでに一九五一年五月アメリカ政府は、一九五二会計年度（一九五一年七月～五二年六月）の対日援助を打ち切る代わりに、従来終戦処理費で負担してきた占領費のうち、労務者の給与等約半分に相当する一億六一〇〇万ドル（五八〇億円）を負担する旨通知してきた。[19]

ついで五二年度予算の編成に当たってSCAPは終戦処理費に代わる「防衛支出金」（防衛分担金と俗称）の計上を要請し、行政協定をめぐる交渉において、アメリカ軍駐留費の約半額に相当する一億五五〇〇万ドル（五五八億円、ほかに施設借料負担等の九二億円を追加して計一億八〇〇〇万ドル〔六五〇億円〕）を日本政府がアメリカ軍に交付することで妥

表 5-24　アメリカの対日援助による輸入　（単位：100万ドル）

歴年		アメリカからの輸入(A) ガリオア等	アメリカからの輸入(A) 軍	アメリカ以外からの輸入(B)	合計（A＋B）
1945. 9～1946. 12	a	139.1	53.8	0.0	192.9
	b	139.1	53.8		192.9
1947	a	393.8	8.4	2.2	404.4
	b	396.0	8.4		404.4
1948	a	333.8	3.5	123.7	461.0
	b	457.5	3.5		461.0
1949	a	430.0	2.2	102.6	534.7
	b	515.8	3.3		519.1
1950	a	337.0	2.4	21.9	361.3
	b	355.5	1.8		357.3
1951	a	160.9	2.5	?	180.3
	b	150.2	1.1		151.3
1952	a	3.7	0.8	?	5.4
	b				
1945～51 合計	a	1,794.6	72.8	?	2,134.7
	b	2,014.0	72.0		2,086.1
1945～52 合計	a	1,798.3	73.6	?	2,140.1
	b				

（注）a……A および A＋B については Economic Council Board/Japanese Government, *Japanese Economic Statistics*, No. 79, Sec. II (March 1953), pp. 8-9, より，Bについては No. 57, Sec. II (May 1951), p. 17, からとった.
b……通商産業省『日本貿易の展開』，1956年，99ページからとった.

表 5-25　ガリオア援助の品目別内訳

	アメリカ側資料*		通産省資料	
	数量（100万トン）	価額（100万ドル）	数量（100万トン）	価額（100万ドル）
食糧	1,082	1,220	927	1,217
肥料・飼料	373	176	387	161
鉱油	674	153	589	134
綿花	31	243	29	241
繊維	43	40	22	41
金属	11	12	26	13
工業用原料	13	39	—	109
その他共計		1,958		1,959

（注）＊ 1954年5月14日付アメリカ大使館より日本政府へ交付された付属資料 Annex E.
出所：大蔵省財務参事官室資料113-7.

表 5-26　終戦処理費とアメリカ軍占領費の比較

（単位：100万ドル）

終戦処理費[1]		アメリカの対日占領費[3]	
日本予算年度	金額	アメリカ予算年度	金額
1946	2,265	1946	790
1947	1,285	1947	762
1948	505	1948	713
1949	354	1949	887
1950	304	1950	495
1951	262	1951	295
計	4,974[2]		3,447

（注）1）1951年11月2日主計局作成，国会報告資料決算額，ただし，1951年度は補正後，換算率は，1945年9月～47年3月は1ドル対15円，1947年3月～48年7月は，1ドル対50円，1948年7月～49年4月は1ドル対270円，1949年4月以降は1ドル対360円（大蔵省資料Z 511—86）.
2）円表示では5386億円となる．なお，1953年度までの追加支出をふくんだ計数として，5152億円（予算決算書），5131億円（調達庁）があり，1962年5月6日大蔵省委員の国会説明では5168億円（54億ドル）という計数が使用されている．このときに，西ドイツの負担した終戦処理費として127億ドルという数字が引用されている．
3）占領軍の給与等の維持費，日本人引揚費，占領地救済費等，アメリカ陸軍省発表（『世界年鑑』1951年版，600ページ）.

表 5-27　講和関係支出の推移　（単位：億円）

予算年度	一般会計歳出(A)	終戦処理費(B)	防衛支出費(C)	安全保障諸費(D)	警察予備隊（保安庁）費(E)	平和回復関係経費*(F)	小計（B～F）	B～F / A（%）
昭和26（補正後）	7,937	944	—	—	310	105	1,359	17.1
昭和27（当初）	8,528	—	650	560	540	397	2,147	25.2
昭和28（当初）	9,655	—	620	—	614	582	1,816	18.8
昭和29（当初）	9,996	—	588	—	788	814	2,187	21.9

（注）＊対外債務の返還，賠償，連合国財産補償費，軍人恩給，遺家族援護費等.
出所：『国の予算』昭和26～29年度.

結した。[20] 五二年度予算では、このほかにアメリカ軍の移駐経費等として安全保障諸経費五六〇億円が計上され、警察予備隊費を合わせた防衛関係経費は一八〇〇億円、さらに対外債務償還費等の講和関連諸費を合わせると、二一〇〇億円を越え、一般会計歳出の二六%に達した。

なお防衛分担金の額については、岡崎＝ラスク両代表の了解によって、日本の自衛力漸増にともない定期的検討を行なって、その漸減を考慮することとされていたので、その後毎年の防衛予算編成時には、分担金の減額をめぐる外交交渉が慣例化した。[21]

しかし、分担金を減らそうとすれば、防衛費の増額を迫られるジレンマがあり、この意味で、分担金制度は、日本の再軍備を推進していたアメリカにとって、意味のある方式であったといえよう。

三　講和後の対日政策

一九五二年四月の講和発効とともに、SCAPは解散し、外交関係の復活により東京にアメリカ大使館が開設され、初代大使には在独アメリカ軍政部の首席民政官として活躍したロバート・D・マーフィ

Robert D. Murphy が着任した。

しかし、アメリカ極東軍司令部 Far East Command と指揮下の部隊は、日本占領軍としての法的地位を失っただけで、ひきつづき日本に残留したので、独立の回復による外見的変化が乏しく、国民の間には占領終了の実感が薄いことに対する不満が残った。

講和直後の日本政府としては、こうしたナショナリズム感情に対応するためにも、対米協調の枠を崩さない範囲で、しかも占領期と一線を画した新鮮な政策をいかに提示するかが課題となった。

吉田内閣は、これに対し、政治・外交面では西側陣営への帰属を強調しつつも、アメリカが要請する再軍備の規模とテンポを縮小ないし延期する抵抗的姿勢を示し、経済面では、アメリカからの特需の継続、外資導入、経済援助の獲得等に努めながら、陰うつなドッジ財政のイメージを清算して、積極財政へ転換する方針をとった。

このような日本の姿勢は、必ずしもアメリカの期待を満足させるものではなかった。

講和後の日本に対するアメリカの政策目標を簡潔かつ率直に表現していたのは、NSC―一三シリーズを廃棄して一九五一年五月に国家安全保障会議が採択した大要つぎのようなNSC―四八／四[22]であろう。

(1) 自助と相互援助を通じ、アジアの諸国家が安定的、自立的、かつ親米的で……国内治安を維持する能力と意思を有し、共産主義の影響と侵略に抵抗しうる非共産主義政府を確立することを期待する。

(2) 日本が自立的、親米的で、国内治安を維持し、外部からの侵略を防衛し、極東の安全保障と安定に貢献しうるような国家になるよう援助する。

(3) 日本が経済的に自立し、アメリカとアジアの非共産諸国の経済安定のために重要な物資とサービスの生産をなしうるよう援助する。とくに低価格の軍需物資の供給に重点をおく。

(4) 警察予備隊と海上警備隊が効率的な軍事組織に発展するよう編成、訓練、装備を強化し、「適切な軍事力」(appropriate military force) に成長することを援助する。

(5) 日本の国連への加入および「地域的安全保障体制」(regional security arrangement) への参加に努力する。

(6) 日本を自由世界に接近させ、共産主義から離隔するための心理的プログラムを準備する。

すなわち、アメリカが「自立」する日本に主として期待していたのは、アジアの反共戦略のための軍事的貢献であって、この優先目標と無関係な経済援助の注入ではなかった。

朝鮮半島、インドシナ、台湾海峡の「熱い戦争」に巻き込まれていたアメリカにとって、こうした軍事的配慮が優先したのは自然であり、現実には、アジアの戦乱に起因する政治的、経済的不安定が、日本を「究極的な共産主義への傾斜」[23] (Japan's eventual accommodation to communism, NSC 124/2) に追いやるのを防止するのが、精一杯であったろう。

こうした日米間の期待のすれ違いは、すでに講和会議から発効までの半年の間でも露呈しつつあった。SCAPが解消するまでに、残された影響力をフルに駆使してワシントンの要請する地上軍三〇万以上の規模による再軍備を経済援助との抱き合わせで達成し、「ポスト講和」の環境条件を固めようとしたマーカット経済科学局長の構想は、すでに記したように、日本政府の抵抗とリッジウェイ司令官の妥協で失敗し、援助獲得工作も結実しなかった。[24] NSC―一三に代わるワシントンの新対日政策を熟知していたドッジは、国務省の冷淡さを訴えるマーカットを「国務省にとって日本は世界七〇カ国のうちの一つにすぎない」と慰めたが、SCAPのような「上手にボールを投げてくれ

る」強力な代弁者のいなくなった日本が、アメリカの手から「すべり落ちて行く」のではないか、という不安の念をかくさなかった。[25]

講和後における日米間の期待のずれを集約的に表現したのは、一九五三年一〇月の池田＝ロバートソン会談であった。

すなわち、MSAによる軍事経済援助の受入れに関連して、かねてから懸案となっていた再軍備の規模について決着をつけるため、吉田首相は前蔵相の池田自由党政調会長らをワシントンに派遣して、国務省極東担当次官補ウォルター・S・ロバートソン Walter S. Robertson らと交渉させた。[26]

アメリカ側の最大関心は日本の再軍備促進にあり、当時一一万の保安隊を一〇個師団、三二・五万～三五万に拡張することを要望し、それに必要な装備等を援助する意向を示したが、池田は再軍備については、(1)法的、(2)政治・社会的、(3)経済的、(4)物理的、の四つの制約があることを強調して譲らず、さしあたり地上軍一八万を一九五六年中期までに整備することを約束したにとどまった。

その代わり、日本側が熱望していた経済援助の取りつけも進まず、かろうじて五〇〇〇万ドル（うち贈与分は二〇%）の「余剰農産物購入協定」（一九五四年三月）が成立しただけであった。

会談終了後の共同声明は、「日本の自衛力増強は……米国の期待するような急激な増強が不可能であることが米国側から認められ……純然たる軍事援助だけでなく経済援助への道が開かれる素地が出来た」[27]（一〇月三〇日）と婉曲に述べていたが、要するに各種の援助やガリオア返済、域外買付（アメリカの東南アジア向け援助等の日本における調達）、賠償斡旋等を取引材料にしながら、何とか再軍備のテンポを早めようとしたアメリカの強引な説得は成功せ

ず、日本もまた本格的な経済援助の獲得を断念するに至ったのである。

ところで、池田＝ロバートソン会談でアメリカが展開した露骨な冷戦優位の対日政策は、アイゼンハワー政権（一九五三年一月成立）に登場したダレス国務長官の冷戦戦略とドッジ予算局長の節約精神を象徴していた。

すなわち、トルーマン政権の「封じこめ」(Containment) 戦略のアンチテーゼとして、共産ブロックに対する「巻き返し」(Roll Back) を目ざしつつ共和党の伝統的公約であった予算支出の削減と減税を同時に実現する、というのがアイゼンハワー政権に課せられた条件であった。

冷戦における勝利を安あがりに確保しようとする矛盾した要請から生まれたのは、核兵器と戦略空軍の威嚇に依存する「大量報復戦略」(Mass Retaliation Strategy) であり「瀬戸際外交」(Brinkmanship) であった。それは、対外援助費を削減しアメリカの地上軍を縮減する代わりに、同盟国の負担による「地方軍」(local force) を増強し、これらを地域的安全保障機構に統合して、グローバルな共産ブロックの包囲網を形成する構想として展開された。

ハモンドが「条約狂」[28] (pactmania) と名づけたダレス国務長官の精力的な活動によって、アメリカは五三年春以降、韓国（一九五三年八月）、南ベトナム（同一〇月）、台湾（五四年一二月）とバイラテラルな防衛条約を結び、つづいてSEATO（一九五四年九月）、CENTO（中東条約、一九五五年二月）の結成を経てドイツのNATO加盟（一九五五年五月）によって、西ヨーロッパからギリシャ、中東、南アジア、東南アジアを経て韓国、日本に終わる帯状の反共防衛線を完成した。しかし、アジアの非共産ブロックで中核的役割を果たすよう期待した日本の消極的対応のため、アジア大陸の東縁における防衛線が弱化したことは否定できなかった。

こうしたダレス流の「ニュー・ルック」(New Look) 戦略も、現実の冷戦処理で成功したとはいいがたい。朝鮮戦

表 5-28 日本の防衛力の漸増構想

案	時期(年月)	目標年度	陸軍	海軍	空軍	経費	備考
野村吉三郎案[1]	1951. 1		20万人	20万トン	700 機		1951年2月，ダレスに手交
服部卓四郎案	1951.		20師団(戦時50)	20万トン	2,500 機		SCAP へ提出
グロムイコ案	1951. 9		15万人	7.5万トン 2.5万人	350 機 2万人		講和会議で提案
経団連案[2]	1953. 2	1953～58年	30万人(15師団)	29万トン 7万人	3,750 機 13万人	2.9兆円	
保安庁制度調査委員会第1次案	1953. 3	1965年	30万人	45.5万トン 11.3万人	6,744 機 20.2万人	9.1兆円 (日本負担60%)	
池田携行案[3]	1953. 9	3～5ヵ年計画	18万人(10師団)	15.7万トン 3.1万人	518 機 2.1万人	9,011億円 (日本負担70%)	池田＝ロバートソン会談
同上米対案[4]	1953. 10		32.5～35万人 (10師団)		800 機 3万人		
吉田首相携行案	1954. 11	1954～58年	19.1万人	15.5万トン	1,293 機		
防衛6ヵ年計画 (防衛庁)	1955. 4	1955～60年	18万人	12.4万トン	1,296 機		
保有兵力 (参考)	1963. 3		17.2万人	12.8万トン 3.3万人	1,092 機 3.9万人		

(注) 1) アワー『よみがえる日本海軍』下，1972年，147ページ.
2) 『経済団体連合会十年史』下，1963年，613ページ.
3)4) 大蔵省資料Z 503—13.
出所：注をのぞいて堂場肇『日本の軍事力』，1963年，91—97ページ.

争の終結（一九五三年七月）につづく五四年春のインドシナ危機で、アメリカはディエンビエンフーに包囲されたフランス軍を救援するため、核兵器の使用をふくむ直接介入の瀬戸際まで接近したが、朝鮮戦争の再現を警戒した陸軍やイギリスの反対で介入を断念し、ジュネーブ会議によって、インドシナの南北分割が成立した。[29] しかし代わって台湾海峡で、五四年夏以来金門・馬祖両島の争奪をめぐる中国と台湾の戦闘が激化した。

スパニアーがいうように、大量報復政策は世界観の異なるソ連、中国に対する抑止効果を発揮できず、「悪名高き無為」[30] (resounding inaction) に終わったのであろうか。

いずれにしても、水爆の開発と実用化を背景として、米ソ二大国の間に成立した「恐怖の均衡」ないし「核手づまり」によって、東西冷戦は長期対峙の新たな局面へ移行するに至り、アジアの軍事的緊張も、一九五五年初頭の台湾海峡危機を過ぎたのちは、逐次緩和の方向へ動き始めた。

一九五五年は、日本経済の主要指標が戦前期のピークを越えた年でもあった。朝鮮動乱ブーム後のリセッションをともかく

自力で克服した日本は、自立経済への地固めを終わって、高度成長への道を踏み出した。占領とその遺産でもあった「戦後は終った」のである。

(1) Rosecrance, *Australian Diplomacy and Japan 1945–1951*, p. 219.

(2) オーストラリア、ニュージーランドは、アメリカの防衛線がフィリピン以北に限られ、イギリス本国のアジアにおける軍事力が減退していたため、マニラ―シンガポール間にギャップが生じていることを懸念していた。したがって、アメリカとの相互防衛には熱意を示したが、イギリス本国の中東防衛に加えて、フィリピン等の防衛にコミットするのは好まなかった。一方イギリス本国は、太平洋条約から除外されたうえに香港、マラヤが条約の圏外に置かれることに抵抗した。アメリカとしてはイギリス植民地を含めると、範囲がフランス、オランダ等の植民地をふくめた全東南アジアに拡大することになるのを警戒した。こうした諸点については Dunn, *op. cit.*, pp. 130–34, 196–97; Michael A. Guhin, *John Foster Dulles: A Statesman and His Times* (N. Y., 1972), p. 315; Rosecrance, *op. cit.*, pp. 192–95, 201–06.

(3) Allison, *op. cit.*, p. 200.

(4) 一九五一年前半におけるダレスとの交渉で各国から提示された賠償請求は、フランス（インドシナ）二〇億ドル、フィリピン八〇億ドル、インドネシア七〇億ドル等で、このほかに、イギリスは日本の保有する金塊の配分を唱え、中国は非公式に五〇〇億ドルを請求する、と伝えられていた。ダレスは、日本には賠償支払能力がないと主張し、賠償は結局援助を通じるアメリカの負担に転化すると論じたが、一方では日本の遊休設備能力を利用した日米経済協力や東南アジア開発構想が伝えられ、最終的には一部のアジア諸国に対する日米の賠償責任を認めざるをえなかった。

(5) Dunn, *op. cit.*, pp. 155–59, 169; Rosecrance, *op. cit.*, pp. 191, 210.

(6) Allison, *op. cit.*, p. 166.

(7) 信夫清三郎『戦後日本政治史』第四巻、一三二五ページ。

(8) 吉田茂『回想十年』第三巻、三〇ページ。

(9) Dunn, *op. cit.*, p. 144.

(10) 一九五一年二月の日米交渉段階では、安保条約によって駐留軍の任務が外部からの侵略に対する日本の防衛をほぼ義務づ

ける表現となっていたが、アメリカ側は相互安全保障関係を明確に規定するのは、バンデンバーグ決議（一九四八年六月一八日）に照らして日本は「継続的で効果的な援助と相互協力」の関係をアメリカと設定できる状況にない、として同意しなかった。その後七月末から八月にかけてアメリカ側の通報で条約案は修正され、第一条は「日本にある合衆国軍隊は極東における国際の平和と安全の維持」のためにも使用される（具体的には朝鮮戦争等の際に在日アメリカ軍の出動を可能とするため、と説明された）という「極東条項」が追加され、さらに「外部からの武力攻撃に対する日本の安全に寄与するために使用することができる」（傍点筆者）となって、在日アメリカ軍による日本防衛の確実性が文面から消えた（鹿島平和研究所編『日本外交史』27、西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』、九三―九四、一七二―七四ページ）。

(11) 行政協定の交渉経過と問題点については、西村前掲書、第四章第三節を参照。

(12) 連合国財産の補償問題に関しては、大蔵省『第二次大戦における連合国財産処理』三冊、一九六五年、を参照。

(13) 大蔵省『財政金融統計月報』第三一号、一九五二年、六六ページ、第三五号、一九五三年、一二―一四ページ。

(14) 鹿島平和研究所編『日本外交史』30、『講和後の外交Ⅱ、経済(上)』、一九七二年、第五章第一節、および岡野鑑記『日本賠償論』を参照。

(15) 日本の対外投資、在外財産の推計については、秦郁彦『日中戦争史』（改訂版）、一九七二年、第八章、および岡野鑑記『日本賠償論』七〇ページ、を参照。

(16) 交渉の経過については、前掲『日本外交史』30、第五章第二節、大蔵省資料Z五一一―三七一、大蔵省財務参事官室資料一一三―四、一一三―七、一一三―一六、を参照。

(17) クレジット分を除く対日援助については一時期を除き明確な区分がない）のほか、少数ではあるが、SIM、QM等現地部隊の払出（このうちエロア分については一時期を除き明確な区分がないプレ・ガリオア支出およびガリオア予算支下げ物資や、ガリオア行政費をふくんでいる。予算要求から、物資の到着、決算に至る過程は中途の流用もあり、複雑であるが、一応、(1)議会の承認した予算割当額、(2)決算額、(3)実際の輸入額、の三点でとらえることができる。表5-23は陸軍省の決算ベースでとらえた計数であり、表5-24および表5-25はそれぞれSCAPおよび日本政府側で援助輸入として集計されたものである。SCAP記録は、ESSの貿易課（のちに企画統計課）がまとめて月刊の *Japanese Economic Statistics*（一九五二年四月以降は経済審議庁が引き継いで発行）に発表していたものであるが、一九四八年末までは輸入物資の価格

は、SCAPの推定で算出されていた。つぎに日本政府（貿易庁―通産省）の記録は、一九四九年四月に見返資金が設置されたのちは、援助物資勘定は区分して記帳されているが、それ以前は一般輸入との区分がなく、ESS統計を使用するほかなかった。したがって四九年以降分については品目区分の差を除き、総額についてはSCAPと通産省の計数はほぼ一致している。ガリオア返済交渉では日本政府は当初ESSプラス通産省の計数を使用し、その他の控除項目や反対債権をあわせて、陸軍省計数と個別の突合を要請したが、アメリカ側は応じなかった。そのため、政府は交渉の末期には通産省が独自でさかのぼって再計算した計数（表5-22の注2に示したもの）を使用して返済額の根拠を国会で説明した。

(18) たとえば一九六二年四月二〇日の堀委員（予算委）、六一年五月一六日の横路委員（予算委）、六二年五月六日の木村禧八郎委員（参議院大蔵委）の発言（大蔵省理財局「ガリオア関係国会議事録(1)」）。また、野々村一雄「対日援助論」『日本資本主義講座』第二巻、三七三―九四ページ、を参照。

(19) 占領経費の負担については、ヘーグ陸戦法規（第四八、四九条）により占領軍の「需要または占領地の行政」に必要な経費は全面的に被占領国が負担する旨規定され、慣行的にも守られてきた。SCAPは一九四五年九月三日付の指令第二号で、この旨を日本政府へ要求し、以後終戦処理費として毎年予算で負担してきたのであるが、実際にはその負担範囲は、駐留にともなう間接経費（local cost）に限られ、アメリカ軍の給与、装備等の直接経費はアメリカ政府が負担していた。

一九四八年ごろから、陸軍省は前年の駐オーストリア米軍の例にならって、終戦処理費の約半額をドル払いで負担するpay-as-you-go（反対給付支払）方式を検討していたが、朝鮮戦争下の緊急調達を円滑化する必要もあって、五一年七月から半額負担に踏み切ったのである。なお五一年度予算の終戦処理費（一〇二七億円）はすでに執行中であり、既支出分を除いても約四〇〇億円程度の償還が見込まれたが、実際には補正予算による追加支出もあり、償還による最終的な節約額は八三億円にとどまった（大蔵省主計局『国の予算』昭和二六年度、七七―七八ページ、調達庁『占領軍調達史―制度の基調―』、一九五六年、六五二―六〇ページ）。

(20) 一億五五〇〇万ドルの根拠は、一九五一年度予算の終戦処理費約一〇〇〇億円に物価上昇率三〇％を加えた額の半分として算出された。いわゆる定額負担方式であるが、次年度以降の変更規定があるので、比例負担方式を加味したともいえよう。なお、アメリカ軍の直接駐留経費は不明であるが、一説には年間一六～一七億ドルとも伝えられていた（『国の予算』昭和二七年度、一六四ページ）。

(21) 日米行政協定交渉で、アメリカ側は当初は駐留経費の全額を日本が負担するよう要求し、結局日米の折半で落着した、といわれる（吉田茂『回想十年』第三巻、一三五ページ）。しかし鈴木源吾ヒアリングによると、アメリカ側が折半を主張したのに対し、日本側は協定上で明記することに反対し、アメリカ側を同意させたともいう（「大蔵省戦後財政史口述資料」第二分冊、一七―一八ページ）。なお毎年の防衛分担金交渉による変化をみると、五二、五三年度は一億五五〇〇万ドルであったが、五四年度は七〇〇万ドル、五五年度は防衛費増加分、五六、五七年度は同上増加分の半額を減額することが、それぞれ合意されている（大蔵省財務参事官室資料二一二―一一）。

(22) "United States Objectives: Policies and Courses of Action in Asia" (NSC48/4), May 17, 1951, *Pentagon Papers* (Pentagon edition), VIII, pp. 425–37.

(23) NSC 124/2, June 25, 1952, *Pentagon Papers* (Gravel edition), p. 386.

(24) マーカットはモローらを伴って一九五二年二月ワシントンへ出張し、前年から吉田首相がドッジを通じて進めていたクレジットの獲得のため、説得工作をつづけたが、結局実現しなかった。マーカットはドッジにあてた書簡で、「目下ワシントンに来て警察予備隊の装備と工業動員」のために画策しているが、「今回よくわかったのは国務省の冷淡さ」であり、「日本人 Japs は独立したら軍の創設に反対し……アメリカへ押しつけるだろう。したがって日本にコミットさせるのは今をおいてない」と書いていた（Marquat to Dodge, Feb. 17, 1952, Dodge MSS., Z711-18, No. 3; SCAP Press Release, March 11, 1952, Dodge MSS., Z711-20, No. 23.）。

(25) Dodge to Marquat, Jan. 22, 1952, Dodge MSS., Z711-18, No. 2.

(26) 吉田首相はアメリカ側の要求に近い防衛計画を推進していた保安庁をこの交渉に関与させず、池田団長以下宮沢参議院議員、愛知大蔵政務次官、石野大蔵省調査部長ら主として大蔵省関係者を参加させた。会談の経過については、宮沢喜一『東京―ワシントンの密談』第二章、大蔵省資料Z五〇三―一三、を参照。

(27) 『朝日新聞』一九五三年一〇月三一日夕刊。

(28) Paul Y. Hammond, *Cold War Years* (N. Y., 1969), p. 68.

(29) インドシナ危機とアメリカの介入政策については、*Pentagon Papers* (Gravel edition), pp. 89–104; Hoopes, *op. cit.*, pp. 208–11, を参照。

(30) Spanier, *op. cit.*, p. 115.

付 属 資 料

目　　次

略 語 一 覧 …… 2
Ⅰ. 主要政策文書 …… 3
1. 日本に関する合衆国の戦後目的 …… 3
2. 日本：軍政下における経済政策 …… 4
3. ポツダム宣言 …… 8
4. 米太平洋陸軍の作戦命令第4号付属第8号（軍政） …… 10
5. 降伏後に於ける米国の初期の対日方針 …… 11
6. 陸軍省（ドレーパー）発 SCAP（マッカーサー）あての電報 …… 17
7. 円の単一為替レート及び関連措置に関する NAC 決定 …… 18
8. 合衆国の対日政策に関する国家安全保障会議の勧告 …… 20
Ⅱ. NSC 主要文書の一覧 …… 27
Ⅲ. SWNCC (SANACC) および SFE 文書の一覧 …… 29
Ⅳ. CAC および PWC 文書の一覧 …… 35
Ⅴ. 対日関係民政ガイドの一覧 …… 40
Ⅵ. 連合国の主要占領機構担当者一覧 …… 43
Ⅶ. 主要占領関係者略歴一覧 …… 52
Ⅷ. 文 献 解 題 …… 68
Ⅸ. 欧文文献一覧 …… 73
Ⅹ. 年　　表 …… 89

略 語 一 覧

ACJ	対日理事会
BCOF	在日イギリス連邦軍
CAD	陸軍省民事部
CASA	民政集合基地
CATS	民政訓練学校
CCS	英米連合参謀本部
CD	国務省商品課
CIA	中央情報局
CINCAFPAC	アメリカ太平洋陸軍総司令官
CINCFE	アメリカ極東軍総司令官
CLO	終戦連絡中央事務局（日本）
CNO	海軍作戦部長
ECA	経済協力局
ECAFE	国連アジア極東委員会
ECEFP	名省間経済外交政策委員会
EROA	占領地復興資金
ES	経済調査課（国務省）
ESB	経済安定本部（日本）
ESS	経済科学局（SCAP）
FE	極東局（国務省）
FEA	外国経済局
FEAC	部局間極東地域委員会（国務省）
FEAC	極東諮問委員会
FEC	極東委員会
FEC	アメリカ極東軍
FMA	国務省財政金融課
FY	予算年度
GARIOA	占領地救済資金
GS	民政局（SCAP）
HCLC	持株会社整理委員会（日本）
IMF	国際通貨基金
IMTFE	極東国際軍事裁判所
IPCOG	非公式対独政策委員会
IPR	太平洋問題調査会
JA	国務省日本課
JCAC	統合民政委員会
JCS	統合参謀本部
JK	国務省日本朝鮮経済課
JPWC	統合戦後委員会
LA	解放地域課（国務省）
LE	国務省法律顧問
MSA	相互安全保障法
NAC	国際金融問題に関する国家諮問委員会
NATO	北大西洋条約機構
NRS	天然資源局（SCAP）
NSC	国家安全保障会議
OAS	海軍省占領地域課
OEEC	ヨーロッパ経済協力機構
OMGUS	ドイツ占領軍政部
OSS	戦略局
OWI	戦時情報局
PC	国務省幹部会
POLAD	SCAP 政治顧問（部）
PS	政治調査課（国務省）
PWC	戦後計画委員会（国務省）
R&A	研究分析課（OSS）
SCAP(GHQ)	連合国最高司令官
SEATO	東南アジア条約機構
SFE	極東小委員会
SHAEF	ヨーロッパ進攻連合軍総司令部
SR	国務省特別調査課
S(S)C	国務省幹部会
SWNCC (SANACC)	国務・陸海(空)軍3(4)省調整委員会
TNEC	臨時全国経済委員会
TS	領土研究課（国務省）
USAFPAC	アメリカ太平洋陸軍
WD (DA)	陸軍省

I. 主要政策文書

1. 日本に関する合衆国の戦後目的

CAC 116b
PWC 108b
1944年5月4日

1. 基本目的

(a) 日本がアメリカおよび他の太平洋諸国に対する脅威となることを防止する.

(b) 日本に，他国の権利と国際義務を尊重する政府を確立することが，アメリカの利益にとって必要である.

これらの基本目的を達成するためのアメリカの政策は，日本の戦後過程を三つの時期に区分して考察するものとする.

第1の時期に，日本は降伏条件を厳格に遵守し，軍事侵略のさけられぬ代償として，厳格な占領施政下におかれる.

第2の時期に，日本は注意深い監視下におかれる．諸制限は日本が他の諸国家と平和的に協調して行く能力と意欲を示すのにともなって，逐次緩和されて行く.

第3の時期は，アメリカの究極的目標に到達する時で，すなわち日本は平和的諸国家の中でその責任を適切に履行して行くであろう.

2. 第1期

カイロ宣言に沿って日本は，満州，南洋委任統治領および日本の軍事占領下にあるすべての地域から撤退し，朝鮮，台湾および第一次大戦勃発後獲得したすべての島々を失う.

日本の陸海軍部隊は武装解除され，解体させられる．その軍事施設は破壊され，全国土は軍事占領下におかれる.

3. 第2期

(a) 日本の侵略と軍事化を防止するために必要な国内，国際的基盤を発展させる.

(b) 軍国主義を根絶するための方策として，次の措置をとる.

(1) 再軍備防止のための軍事査察.

(2) 戦争潜在力の発展を防止するための経済的統制.

(3) 新聞，ラジオ，映画，学校を通じる民主主義思想の普及.

(4)　日本国民中の穏健分子に対し，軍国主義は，日本国民の真の利益を破壊するものである，との信念を扶植する．

(5)　日本に自由主義的政治勢力を伸張させるに必要なもっとも効果的手段を採用し，人民に責任を負う文民政府を発展させる．

(6)　超国家主義的傾向の根絶．

(c)　国際的な安全保障に必要な制約内において，日本が適切な賠償支払に誠意を示すかぎり，世界経済の中で責任ある役割を分担することができる．

4. 第3期

第3期においてとられる政治的，経済的方策を，現段階で具体的に決定することはできない．しかしながら，属領を喪失して解体される日本帝国のあり方は，根本的な変化を要請されることになろう．

(注)　原文は極東地域委員会で起草され，若干の修正を経て戦後計画委員会(PWC)で承認されたものである．修正部分は傍線を引いて示している．
(Hurley Notter, *Postwar Foreign Policy Preparation 1939-1945*, Washington, D.C., Dept. of State, 1949), pp. 591-92.

2. 日本：軍政下における経済政策

CAC 222a
PWC 296b
1944年11月16日

日本領土の占領にあたって軍が追求する経済政策は，占領目的とその効率性を増進させ，占領軍の任務を容易化するものでなければならない．軍事占領の期間中は「正当な権限は事実上占領者の手に移行しているから，占領者は，権限の及ぶ限り，すべての手段をつくして，可能なかぎり公共の秩序と安寧を回復し，保証せねばならない．同時に占領者は支障のない限り当該国の現行法規を尊重すべきである」(陸軍省「陸戦法規」，FM27-10，1940年10月，第282項)．

したがって，経済政策はこの任務の遂行を助長するために計画されねばならない．同時に，軍事的観点から可能な限りにおいて，また軍政当局の他の責任事項と矛盾しない限りにおいて，これらの政策は日本人の国民生活，国民性から軍事的要素を除去することを目標とするものでなくてはならない．

これら経済政策の細目に関する決定は，関係するすべての政府機関で，この目的のためとくに編成されたグループと共同して実施されねばならない．したがって，ここでは細目にわたる勧告は提出しない．しかしながら，これらの決定の基礎となる一般政策は，我々の今後の対外関係において決定的な重要性を有するので，この

点に関し，国務省は以下の所見を提示する．

軍需施設の破壊

軍事占領の主要目的のひとつは，軍事施設の撤去及び軍事資材の破壊もしくは転用を前提とした確保である．いかなる資産が撤去され，もしくは破壊されるべきか，現時点で明示はできないが，軍事専用的性格を有する施設を除いては，軍政当局の特別な許可のない資産破壊を防止するため，計画される厳格な手続に従って，その破壊の必要性が決定されるまでは，資産の撤去と破壊は実施してはならない．

かかる撤去及び破壊は，日本の非武装化にとって必須である軍事品目以外に拡大しないように注意せねばならない．きわめて重要なことは，民需用として価値あるもの，もしくは民需利用に転換し得る工場設備及び資材は，まったく破壊すべきでないことである．かかる対象物は，日本から解放された国々あるいは日本での使用に供されるであろう．かかる資産の不必要な破壊は，アメリカの占領目的達成を不必要に遅らせ，当面，アメリカから極東への物資供給と輸送に重大な追加負担をもたらすであろう．

経済統制

軍政当局は可能な限り早急に，軍事的任務を達成するに必要とみなされる経済統制を確立すべきである．国民が慣れている経済統制手段であれば，いかなる可能な手段も動員すべきである．

軍事占領期間中におけるインフレーションの極度の高進は軍政当局の困難を増大させるので，供給の不足（実際的不足，不適切な分配，退蔵のいずれであっても），もしくは流通通貨の増大，またはその双方に起因するインフレ傾向に対処するよう，占領開始の直後から必要な措置をとらねばならない．

A．既存の価格統制機構は，利用し得る限り利用すべきである．そして闇市場を撲滅するための継続的な努力を払うべきである．今までにかなりの成果を挙げている消費者物資の厳格な配給と割当を，生産コストの基礎統制のため可能な限り継続する．農産物その他の消費材の消費者に対する円滑な流通を確保するための手段を講じる．

B．過剰な貨幣購買力の圧力を可能な部面から減少すべきである．反インフレ的な財政，金融，通貨統制は，占領当局の政策に矛盾しない限り継続する．占領当局が次のような手段を早急に採用することを考慮するよう提案する．ただし経験によって適切な修正を加えてゆくのが望ましい．

1.　あらゆる資金凍結が満期となった時に，金融機関からの預金引出しに制限を加え，緩和のための条件が満たされるまで，継続すること．引出し額は，生活もしくは営業支出の必要額に限定する．

2.　通貨発行と中央銀行業務の統制，及び必要ならば高額紙幣の流通停止．

3.　銀行の前貸しの制限，及びまたは，かかる前貸しの見返りとしての政府証券

の利用.

4. 証券の相場，取引の統制，及び証券，通貨，商品への投機を防止するための措置.

5. 過剰購買力を吸収するため高水準課税を維持し，赤字財政需要を節減するための日本政府支出を最小限に限定する.

6. 日本市場に対する連合軍支出の適切な制限.

7. 過剰通貨を流通から引き揚げるため，郵便貯金制度，貯蓄銀行及び同種機関の再開，再建等，貯蓄の機会及び刺激の早急な提供.

8. 軍事的及び財政的条件が許す限り早急に公債政策を再開するという観点に立ちつつ，占領当局が日本の財政状態を早急に検討すること．その再開はおそらく，銀行及び金融機関を機能させ，それらを通じてインフレ抑制を含む金融統制を促進するために必要となろう.

またこれは占領当局が決定する問題ではないが，インフレーションとの闘争の任務において最も重要な要素は，対円交換比率をあらかじめ決定しておくにあることを強調せねばならない.

民間人の救済及びサービス

「陸海軍の民事に関する軍政マニュアル」に記されているように，軍政当局にとっては，「第一に，その地域に対し合衆国及び連合国が援助すべき範囲を最小に留め，その後の作戦のために同地域を供給源として利用するため経済生活を再建し，生産を刺激すること，第二に，軍及び民間人の需要を満たすために，利用し得る物資とサービスを可能な限り効率的に使用すること」が最も重要である（陸・海軍省「野戦マニュアル」27-5，1943年12月22日付，第1部，第9条K）.

この目的のために軍政当局は，現地の必需物資供給——とくに食糧，医療品，被服，毛布，燃料，避難施設等——を早急かつ効率的に配分できるよう留意しつつ統治を実施せねばならない.

疾病と社会不安を防止するに必要な程度に，必需品の供給を補足するための輸入を実行すべきであるが，かかる輸入の計画にあたっては，中国，朝鮮，フィリピンその他の解放地域への需要をまず決定し，供給不足のため全地域の要求に応じ得ない場合は，上記の地域を優先的に取扱わねばならない．なお実際の戦闘段階が終わると共に，民間人の疾病と社会不安を防止するための物資供給要求量は増大するであろうことを看過してはならない．付録A（略）は日本で予期される物資供給に関する討議をふくんでいる．この場合他地域についてと同様，輸入される物資はできるだけ日本の慣習と需要に見合うものとする.

公衆衛生の確保，基礎供給物資の生産と配分のため，必要な程度で基本的サービスを早急に回復しなければならない．とくに，水道，動力，電気施設，及び民間供給物資の流通に不可欠な輸送機関の回復に重点を置く．この目的のため修復に要する部品及び設備を日本国内で入手し得ない場合には，輸入するものとするが，物資の供給が不足する場合には連合国側を優先する.

基礎物資の現地生産

軍政当局は，民間人が必要とする物資の供給について，日本人による最大限の生産を要請する．このような生産は合衆国が供給しなければならぬ基礎物資の量を減じ，他地域への供給や通常の商取引に必要な船舶や物資を増大させることになろう．またこのような方針は雇用機会を増加させ，秩序の維持に貢献し，占領当局の作業を容易にし，さらに入手し得る物資を増大させ，かくてインフレ傾向を克服することに役立つであろう.

農業であっても工業であっても，日本人のこうした生産に関し，軍政当局は，要輸入物資が供給不足であるときは，連合国側が優先的取扱いを受ける，という制約の範囲で必要な援助を与えるべきである.

基礎生産物資の輸入量を最小とするため，とくに重要な農業に関しては，生産を高水準に維持するために必要な援助を与えるべきである．必要な肥料，種子は輸入されるべきであり，またできれば占領開始後最初の田植に間に合わせることとする.

日本で入手し得ない修復資材，部品，原料を物資，器具，その他必要な設備を生産し得る企業に供給するため輸入すべきである．しかしながら，その産業の援助が経済的に健全であるか否か疑問がある場合もしくは物資供給及び輸送の条件により，その物資を生産し得る産業を援助するより，輸入を計画した方がよいとみなされる場合には，かかる輸入に関する決定は，ワシントンの適当な機関に委ねられるべきである．その他の非軍事的産業についても爾後，国内生産物資によって操業することができ，またその操業が失業の減少に効果があれば，こうした最小の修復物資と予備部品の供給には何らの異議も起こらないであろう.

民間人救済物資の配分

軍政当局は緊急の救済需要に応じるため，返済条件なしで物資供給を実施することができる．そして可能ならば，失業者を軍政当局にとって有用な計画に充当すべきである.

すべての輸入物資は，緊急の救済需要に応じて配給されるものを除いては，最終消費者への適切な配分を保証するという条件のもとに売り渡されるか，賃金の現物支給として使用されるべきである．輸入物資の価格決定にあたり，軍政当局はその価格が物資配分，インフレーション，地方経済に及ぼす影響を考慮する．輸入物資の価格決定が労働者の新規採用の促進，生産の増大及びその他軍政当局が望む目的の遂行の手段となり得ることは，他地域ですでに経験した事実である.

他地域向け余剰物資の生産

国内需要向けに予定される援助と同様に，農業もしくは一定の産業，例えば繊維工業やセメント工業に対して，他地域で必要とされる余剰分の生産を確保するため，

援助を与えることが必要となるかもしれない.

農業や工業で，他地域に振り向けるため国内消費の最低水準を越える余剰生産を実施するのは，占領当局がこうした余剰分が確実に輸出へ振り向け得るほど生産と配分の統制が確立したと認め，かつ生産の計画がワシントンの適当な機関により，事前に承認された場合にのみ実行される.

基本的情報

占領当局は占領開始後ただちに，戦争被害を考慮に入れた生産能力の情報——個個の工場，材料，部品その他上述の目的を達成するに必要な設備及び労働力の供給，業務の達成に必要な期間，その他関連するデータを含む——を可能な限り詳細に捕捉し，ワシントンに送付するものとする．輸出向け余剰物資の生産目標に関する構想は，占領軍が知り得た日本の状況に照らして実施されるべきであるが，生産計画の最終的決定は，ワシントンで，世界的な需要，他の解放地域の生産能力，生産計画に含まれる所要期間を考慮して実行されるべきである.

長期的改革

財政的統制，輸出入統制，不足する材料や商品の配分及びとくにこれらの割当統制を通じて，占領当局は日本の経済生活を支配し管理する立場に立つこととなろう．しかしながら，とくに指令のあるときを除き，占領当局は日本国内経済の長期的改革や再編成を試みるべきでない，と信じる.

（注）　本文書は，当初部局間極東地域委員会 (FEAC) によって起案され，審議されたのち，1944年11月10日，戦後計画委員会 (PWC) によって審議され，11月15日 FEAC によって改訂されたものである.

3. ポツダム宣言（1945年7月26日）

一．吾等合衆国大統領，中華民国政府主席及，「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二．合衆国，英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸，海，空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三．蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地，産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタル力ニ比シ測リ知レザル程度ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ

使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スベク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル壊滅ヲ意味スベシ

四．無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国ガ引続キ統御セラルベキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国ガ履ムベキカヲ日本国ガ決意スル時期ハ到来セリ

五．吾等ノ条件ハ左ノ如シ吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルベシ右ニ代ル条件存在セズ吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ズ

六．吾等ハ無責任ナル軍国主義ガ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和，安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ

七．右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力ガ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ル迄ハ連合国ノ指定スベキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル為占領セラルベシ

八．「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州，北海道，九州，四国及吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ

九．日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

十．吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ厳重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障碍ヲ除去スベシ言論，宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ

十一．日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルベシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ

十二．前記諸目的ガ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ連合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ

十三．吾等ハ日本国政府ガ直ニ全日本軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

4. 作戦命令第4号付属第8号（軍政）

合衆国太平洋陸軍総司令部
1945年8月28日

1. a. 日本の軍事的管理は，連合国最高司令官としての太平洋陸軍総司令官により確立される予定である．この付属第8号において，日本とは，日本の主要な四島である北海道，本州，九州，四国及び琉球諸島，対馬列島を含む約1000の近隣の島々ならびに朝鮮（北緯38度線以南）をいう．

b. 連合国最高司令官は，日本及び日本人に対する管理を，実行可能な最大限の範囲で，この目的を遂行するに適合すると認められた天皇及び日本帝国政府諸機構を通じて実施する．

c. 第10軍，第6軍，第8軍及び第24軍団司令官は，第10軍司令官が現在占領している琉球諸島について新たな指令が発せられるまで既出の指令に従って行動することを除き，連合国最高司令官が発出する本指令及びその他の指令に従って，指揮区域内における日本帝国政府諸機関の活動を監督する．

2. 日本軍事占領の主要目的は，

a. 降伏文書を実施する

b. 連合国の戦後目的を推進する

にあり，とくに以下の事項に留意する．

(1) 日本における軍国主義及び軍国的民族主義の廃絶．

(2) 軍事的安全保障を確保する要請に従いつつ自由主義的傾向，宗教，出版，言論及び集会の自由を励行する．

(3) 日本が再び世界の平和及び安全の脅威とならないよう保証し，他国の権利及び国際的義務を尊重する政府が，最終的に出現することを可能とする条件の創出．

3. 以下の一般政策が布告される．

a. 連合国最高司令官は，天皇または日本政府に対し必要なあらゆる指示を発出し，日本政府及び日本国民は，さらに強制されることなく当該指示を遂行する機会を与えられる．

しかし，必要な場合には，連合国最高司令官は，軍及び軍団司令官に対し，指揮区域内における日本帝国政府の諸機関及び日本国民の服従を保障させるため採るべき行動につき，適当な命令を発出する．すなわち，占領軍は主として連合国最高司令官の日本帝国政府に対する指示が遵守されるよう，必要な場合に行動する機関である．

b. 現在の日本経済は占領軍の需要に対処し，疾病及び社会不安の防止に必要な食料品及び供給物資の生産並びに民間人へのサービスを確保する，という連合国の目的を達成するのに必要な限りにおいてのみ統制される．

c.・d.（略）

e. 当司令部から新たな指示が発出されるまで，価格，俸給及び賃金は1945年8月15日現在で据え置くこととする．

f. 以下の通貨を法定通貨とする．

(1) 日本本土

(a) 日本銀行券

(b) 政府紙幣及び硬貨

(c) 「B」号補助円

朝鮮銀行券，台湾銀行券及び日本軍発行の軍票は法定通貨と見なさず，その流通は禁止する．

(2) 朝　鮮

(a) 朝鮮銀行券及び「A」号補助円

日本銀行券，台湾銀行券，日本軍発行の軍票は法定通貨と見なさず，その流通は禁止する．日本政府紙幣及び硬貨は新たな命令が発出されるまで流通を許可する．

4. 第6軍，第8軍及び第24軍団司令官はその責任区域内で，第10軍司令官は現在占領している諸島を除く責任区域内で，

a. 国際法及び陸戦法規により占領軍に課せられる義務を遵守する．

b.～i.（略）

j. 当司令部の指示のもとに軍事法廷を開廷する．

k. 軍事的安全保障にかなう限り，言論，報道，宗教，集会の自由を許容する．

l.～o.（略）

5. （略）

マッカーサー将軍の命により，

R. K. サザーランド陸軍中将（参謀長）

5. 降伏後に於ける米国の初期の対日方針

1945年9月22日

本文書ノ目的

本文書ハ降伏後ノ日本国ニ対スル初期ノ全般的政策ニ関スル声明ナリ本文書ハ大統領ノ承認ヲ経タルモノニシテ連合国最高司令官及米国関係各省及機関ニ対シ指針トシテ配布セラレタリ本文書ハ日本国占領ニ関スル諸問題中政策決定ヲ必要トスル一切ノ事項ヲ取扱ヒ居ルモノニ非ズ本文書ニ含マレズ又ハ充分尽サレ居ラザル事項ハ既ニ別個ニ取扱ハレ又ハ将来別個ニ取扱ハルベシ

第一部　究極ノ目的

日本国ニ関スル米国ノ究極ノ目的ニシテ初期ニ於ケル政策ガ従フベキモノ左ノ如シ

(イ)　日本国ガ再ビ米国ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確実ニスルコト

(ロ)　他国家ノ権利ヲ尊重シ国際連合憲章ノ理想ト原則ニ示サレタル米国ノ目的ヲ支持スベキ平和的且責任アル政府ヲ究極ニ於テ樹立スルコト，米国ハ斯ル政府ガ出来得ル限リ民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル国民ノ意思ニ支持セラレザル如何ナル政治形態ヲモ日本国ニ強要スルコトハ連合国ノ責任ニ非ズ

此等ノ目的ハ左ノ主要手段ニ依リ達成セラルベシ

(イ)　日本国ノ主権ハ本州，北海道，九州，四国並ニ「カイロ」宣言及米国ガ既ニ参加シ又ハ将来参加スルコトアルベキ他ノ協定ニ依リ決定セラルベキ周辺ノ諸小島ニ限ラルベシ

(ロ)　日本国ハ完全ニ武装解除セラレ且非軍事化セラルベシ軍国主義者ノ権力ト軍国主義ノ影響力ハ日本国ノ政治生活，経済生活及社会生活ヨリ一掃セラルベシ軍国主義及侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルベシ

(ハ)　日本国国民ハ個人ノ自由ニ対スル欲求並ニ基本的人権特ニ信教，集会，言論及出版ノ自由ノ尊重ヲ増大スル様奨励セラルベク且民主主義的及代議的組織ノ形成ヲ奨励セラルベシ

(ニ)　日本国国民ハ其ノ平時ノ需要ヲ充シ得ルガ如キ経済ヲ自力ニ依リ発達セシムベキ機会ヲ与ヘラルベシ

第二部　連合国ノ権限

一　軍事占領

降伏条項ヲ実施シ上述ノ究極目的ノ達成ヲ促進スル為日本国本土ハ軍事占領セラルベシ右占領ハ日本国ト戦争状態ニ在ル連合国ノ利益ノ為行動スル主要連合国ノ為ノ軍事行動タルノ性質ヲ有スベシ右ノ理由ニ因リ対日戦争ニ於テ指導的役割ヲ演ジタル他ノ諸国ノ軍隊ノ占領ヘノ参加ハ歓迎セラレ且期待セラルルモ占領軍ハ米国ノ任命スル最高司令官ノ指揮下ニ在ルモノトス協議及適当ナル諮問機関ノ設置ニ依リ主要連合国ヲ満足セシムベキ日本国ノ占領及管理ノ実施ノ為ノ政策ヲ樹立スル為有ラユル努力ヲ尽スベキモ主要連合国ニ意見ノ不一致ヲ生ジタル場合ニ於テハ米国ノ政策ニ従フモノトス

二　日本国政府トノ関係

天皇及日本国政府ノ権限ハ降伏条項ヲ実施シ且日本国ノ占領及管理ノ施行ノ為樹立セラレタル政策ヲ実行スル為必要ナル一切ノ権力ヲ有スル最高司令官ニ従属スルモノトス日本社会ノ現在ノ性格並ニ最小ノ兵力及資源ニ依リ目的ヲ達成セントスル米国ノ希望ニ鑑ミ最高司令官ハ米国ノ目的達成ヲ満足ニ促進スル限リニ於テハ天皇ヲ含ム日本政府機構及諸機関ヲ通ジテ其権限ヲ行使スベシ日本国政府ハ最高司令官ノ指示ノ下ニ国内行政事項ニ関シ通常ノ政治機能ヲ行使スルコトヲ許容セラルベシ但シ右方針ハ天皇又ハ他ノ日本国ノ権力者ガ降伏条項実施上最高司令官ノ要求ヲ満足ニ果サザル場合最高司令官ガ政府機構又ハ人事ノ変更ヲ要求シ又ハ直接行動スル権利及義務ニ依リ制限セラルルモノトス更ニ又右方針ハ最高司令官ヲシテ米国ノ目的達成ニ指向スル革新的変化ニ抗シテ天皇又ハ他ノ日本国ノ政府機関ヲ支持スル様拘束スルモノニ非ズ即チ右方針ハ日本国ニ於ケル現存ノ政治形態ヲ利用セントスルモノニシテ之ヲ支持セントスルモノニ非ズ封建的及権威主義的傾向ヲ修正セントスル政治形態ノ変更ハ日本国政府ニ依ルト日本国国民ニ依ルトヲ問ハズ許容セラレ且支持セラルベシ斯ル変更ノ実現ノ為日本国国民又ハ日本国政府ガ其ノ反対者抑圧ノ為実力ヲ行使スル場合ニ於テハ最高司令官ハ麾下部隊ノ安全並ニ占領ノ他ノ一切ノ目的ノ達成ヲ確実ニスルニ必要ナル場合ニ於テノミ之ニ干渉スルモノトス

三　政策ノ周知

日本国国民及世界一般ハ占領ノ目的及政策並ニ其ノ達成上ノ進展ニ関シ完全ナル情報ヲ与ヘラルベシ

第三部　政　　治

一　武装解除及非軍事化

武装解除及非軍事化ハ軍事占領ノ主要任務ニシテ即時且断乎トシテ実行セラルベシ日本国国民ニ対シテハ其ノ現在及将来ノ苦境招来ニ関シ陸海軍指導者及其ノ協力者ガ為シタル役割ヲ徹底的ニ知ラシムル為一切ノ努力ガ為サルベシ日本国ハ陸海空軍，秘密警察組織又ハ何等ノ民間航空ヲモ保有スルコトナシ日本国ノ地上，航空及海軍兵力ハ武装ヲ解除セラレ且解体セラルベク日本国大本営，参謀本部（軍令部）及一切ノ秘密警察組織ハ解消セシメラルベシ陸海軍資材，陸海軍艦船，陸海軍施設並ニ陸海軍及民間航空機ハ引渡サレ且最高司令官ノ要求スル所ニ従ヒ処分セラルベシ日本国大本営及参謀本部（軍令部）ノ高級職員，日本国政府ノ他ノ陸海軍高級職員，超国家主義的及軍国主義的組織ノ指導者並ニ他ノ軍国主義及侵略ノ重要ナル推進者ハ拘禁セラレ将来ノ処分ノ為留置セラルベシ軍国主義及好戦的国家主義ノ積極的推進者タリシ者ハ公職及公的又ハ重要ナル私的責任アル如何ナル地位ヨリモ排除セラルベシ超国家主義的又ハ軍国主義的ノ社会上，政治上，職業上及商業上ノ団体及機関ハ解散セラレ且禁止セラルベシ

理論上及実践上ノ軍国主義及超国家主義（準軍事訓練ヲ含ム）ハ教育制度ヨリ除去セラルベシ職業的旧陸海軍将校及下士官並ニ他ノ一切ノ軍国主義及超国家主義ノ推進者ハ監督的及教育的地位ヨリ排除セラルベシ

二　戦争犯罪人

最高司令官又ハ適当ナル連合国機関ニ依リ戦争犯罪人トシテ告発セラレタル者

(連合国ノ俘虜其ノ他ノ国民ヲ虐待セル廉ニヨリ告発セラレタル者ヲ含ム)ハ逮捕セラレ裁判ニ付サレ有罪ノ判決アリタルトキハ処罰セラルベシ連合国中ノ他ノ国ヨリ其ノ国民ニ対スル犯罪ヲ理由トシテ要求セラレタル者ハ最高司令官ニ依リ裁判ノ為又ハ証人トシテ又ハ他ノ理由ニ依リ必要トセラレザル限リ当該国ニ引渡サレ拘禁セラルベシ

三　個人ノ自由及民主主義過程ヘノ冀求ノ奨励

宗教的信仰ノ自由ハ占領ト共ニ直ニ宣言セラルベシ同時ニ日本人ニ対シ超国家主義的及軍国主義的組織及運動ハ宗教ノ外被ノ蔭ニ隠ルルヲ得ザル旨明示セラルベシ

日本国国民ハ米国及他ノ民主主義国家ノ歴史，制度，文化及其ノ成果ヲ知ル機会ヲ与ヘラレ且此等ヲ知ルコトヲ奨励セラルベシ占領軍人員ノ日本人トノ交際ハ所要ノ限度ニ於テノミ占領政策及占領目的ヲ促進スル為統制セラルベシ

集会及公開討論ノ権利ヲ有スル民主的政党ハ奨励セラルベシ但シ占領軍ノ安全ヲ保持スル必要ニ依リ制限セラルベシ

人種，国籍，信仰又ハ政治的見解ヲ理由ニ差別待遇ヲ規定スル法律，命令及規則ハ廃止セラルベシ又本文書ニ述ベラレタル諸目的及諸政策ト矛盾スルモノハ廃止，停止又ハ必要ニ応ジ修正セラルベシ此等諸法規ノ実施ヲ特ニ其ノ任務トスル諸機関ハ廃止又ハ適宜改組セラルベシ政治的理由ニ因リ日本国当局ニ依リ不法ニ監禁セラレ居ル者ハ釈放セラルベシ個人ノ自由及人権ヲ保護スル為司法制度，法律制度及警察制度ハ第三部ノ一及三ニ掲ゲラレタル諸政策ニ適合セシムル様能フ限リ速ニ改革セラルベク且爾後漸進的ニ指導セラルベシ

第四部　経　　済

一　経済上ノ非軍事化

日本軍事力ノ現存経済基礎ハ破壊セラレ且再興セラレザルヲ要ス従テ特ニ下記諸項ヲ含ム計画ガ実施セラルベシ

軍隊又ハ軍事施設ノ装備，維持又ハ使用ヲ目的トスル一切ノ生産ノ即時停止及将来ニ於ケル禁止

海軍艦船及一切ノ型式ノ航空機ヲ含ム軍用器材ノ生産又ハ修理ノ為ノ一切ノ特殊施設ノ禁止，隠蔽又ハ擬装セラレタル軍備ヲ防止スル為日本国ノ経済活動ニ於ケル特定部門ニ対スル監察管理制度ノ設置

日本国ニトリ其ノ価値ガ主トシテ戦争準備ニ在ルガ如キ特定産業又ハ生産部門ノ除去

戦争遂行力ノ増進ニ指向セラレタル専門的研究及教育ノ禁止

将来ノ平和的需要ノ限度ニ日本重工業ノ規模及性格ヲ制限スルコト

非軍事化目的ノ達成ニ必要ナル範囲ニ日本国商船ヲ制限スルコト

本計画ニ従ツテ除去セラルベキ日本国ノ現存生産施設ノ終局的処分ニ関シ用途転換，外国ヘノ搬出，又ハ屑鉄化ノ何レトスベキヤハ明細表ニ基キテ決定セラルベシ

右決定ニ至ル迄ノ間ニ於テハ容易ニ民需生産ニ転換シ得ル施設ハ非常ノ場合ヲ除キ破壊セラルベカラズ

二　民主主義勢力ノ助長

民主主義的基礎ノ上ニ組織セラレタル労働，産業及農業ニ於ケル組織ノ発展ハ之ヲ奨励支持スベシ所得並ニ生産及商業手段ノ所有権ヲ広範囲ニ分配スルコトヲ得シムル政策ハ之ヲ支持スベシ

日本国国民ノ平和的傾向ヲ強化シ且経済活動ヲ軍事的目的ノ為ニ支配シ又ハ指導スルコトヲ困難ナラシムルト認メラルル経済活動，経済組織及指導ノ各形態ハ之ヲ支持スベシ

右目的ノ為最高司令官ハ左ノ政策ヲ執ルベシ

(イ)　将来ノ日本国ノ経済活動ヲ専ラ平和的目的ニ向テ指導セザル者ハ之ヲ経済界ノ重要ナル地位ニ留メ又ハ斯ル地位ニ選任スルコトヲ禁止スルコト

(ロ)　日本国ノ商工業ノ大部分ヲ支配シ来リタル産業上及金融上ノ大「コンビネーション」ノ解体計画ヲ支持スベキコト

三　平和的経済活動ノ再開

日本国ノ政策ハ日本国国民ニ経済上ノ大破滅ヲ齎シ且日本国国民ヲ経済上ノ困難ト苦悩ノ見透シニ直面セシムルニ至レリ日本ノ苦境ハ日本国自ラノ行為ノ直接ノ結果ニシテ連合国ハ其ノ蒙リタル損害復旧ノ負担ヲ引受ケザルベシ右損害ハ日本国国民ガ一切ノ軍事的目的ヲ抛棄シ孜々且専心平和的生活様式ニ向ヒ努力スル暁ニ於テノミ復旧セラルベシ

日本国ハ物質的再建ニ着手スルト共ニ其ノ経済活動及経済制度ヲ徹底的ニ改革シ且日本国国民ヲ平和ヘノ線ニ沿ヒ有益ナル職業ニ就カシムルコト必要ナリ連合国ハ適当ナル期間内ニ右諸措置ガ実現セラルルコトヲ妨グルコトアルベキ条件ヲ課セントスル意図ナシ

占領軍ノ必要トスル物資及役務ノ調達ニ関シテハ之ガ為飢餓，広範囲ノ疾病及甚シキ肉体的苦痛ヲ生ゼザル程度ニ於テ日本国ガ調達センコトヲ期待ス

日本国当局ニ対シテハ左ノ目的ニ役立ツ計画ヲ続行シ，進展シ，実施スルコトヲ期待スルモノニシテ必要アル場合於ニテハ之ヲ命令スベシ

(イ)　甚シキ経済上ノ苦痛ヲ避クルコト

(ロ)　入手シ得ル物資ノ公正ナル配給ヲ確実ナラシムルコト

(ハ)　連合諸国政府間ニ協定セラルル賠償引渡要求ニ応ズルコト

(ニ)　日本国国民ノ合理的ナル平和的需要ヲ充シ得ル如ク日本経済ノ再建ヲ促進スルコト

右ニ関シ日本国当局ハ自己ノ責任ニ於テ必須国家公共事業，財政，金融並ニ必需物資ノ生産及分配ヲ含ム経済活動ノ統制ヲ設ケ且実施スルコトヲ許サルベシ但シ占領目的ニ合致スルコトヲ確実ナラシムル為右統制ハ最高司令官ノ承認及審査ヲ受ク

ルモノトス

四　賠償及返還

賠　　償

日本国ノ侵略ニ対スル賠償方法ハ左ノ如シ

(イ)　日本国ノ保有スベキ領域外ニ在ル日本国財産ヲ関係連合国当局ノ決定ニ従ヒ引渡スコト

(ロ)　平和的日本経済又ハ占領軍ニ対スル補給ノ為必要ナラザル物資又ハ現存資本設備及施設ヲ引渡スコト

賠償勘定ニ於テ又ハ返還トシテ輸出方指令セラレタルモノノ外荷受国ガ其ノ見返リトシテ必要ナル輸入品ノ提供ニ同意シ又ハ外国為替ニ依ル支払ニ同意スル場合ニノミ輸出ヲ許容ス日本国ノ非軍事化計画ト矛盾シ又ハ之ニ支障ヲ来スガ如キ種類ノ賠償ヲ強要スルコトナカルベシ

返　　還

一切ノ識別シ得ル掠奪財産ハ之ヲ完全且速ニ返還スルヲ要ス

五　財政，貨幣及銀行政策

日本国当局ハ依然国内ノ財政，貨幣及信用政策ノ管理及指導ノ責任ヲ保持スベシ但シ最高司令官ノ承認及審査ニ服スルモノトス

六　国際通商及金融関係

日本国ハ終局的ニハ諸外国トノ正常ナル通商関係ノ再開ヲ許容セラルベキモ占領期間中適当ナル統制ノ下ニ外国ヨリ平和的目的ノ為ニ必要トスル原料及他ノ商品ヲ購入スルコト並ニ許容セラレタル輸入ノ支払ヲナス為ノ商品輸出ヲ許可セラルベシ一切ノ商品輸出入，外国為替及金融取引ニ対シ統制ヲ維持スベキ処右統制実施ノ為ニ執ルベキ政策及其ノ実際ノ運営ハ何レモ占領軍当局ノ政策ニ違反セズ且特ニ日本国ノ獲得スル一切ノ対外購買力ガ日本国ノ欠クベカラザル必要ノ為ニノミ利用セラルルコトヲ確実ナラシムル為最高司令官ノ承認及監督ヲ受クベシ

七　在外日本国資産

日本国ノ現存在外資産及降伏事項ニ依リ日本国ヨリ分離セシメラレタル地域ニ在ル日本国ノ現存資産ハ全部又ハ一部皇室及政府ノ所有ニ属スル資産ヲ含ミ占領軍当局ニ明示セラレ且連合国当局ノ決定ニ依ル処分ヲ待ツベシ

八　日本国内ニ於ケル外国企業ニ対スル機会均等

日本国当局ハ如何ナル外国ノ企業ニ対シテモ排他的若ハ優先的ノ機会若ハ条件ヲ自ラ与ヘ又ハ日本国ノ産業組織ガ右機会若ハ条件ヲ与フルコトヲ許可セザルベク又外国企業ニ対シ経済活動ノ如何ナル重要部門ノ統制権ヲモ譲渡セザルベシ

九　皇室ノ財産

皇室ノ財産ハ占領目的ノ達成ニ必要ナル如何ナル措置ヨリモ免除セラルルコトナカルベシ

6. 陸軍省（ドレーパー）発 SCAP（マッカーサー）あて（親展）

W80566号　　1948年12月3日

1. 本電の主題は本官電W84492号（6月23日）及び貴電C61913（6月29日）の内容に関するものである．

2. 単一為替レート設定を含む日本の経済安定問題は，ヤング報告の作成以来ワシントンの関係諸機関において討議が続けられており，陸軍は貴官に対し特別の指令を発するよう要請され続けてきた．ロイヤル陸軍長官も貴官と同じように可能なかぎり単一為替レートを速かに設定する必要性を十分に認識している．賃金統制，財政及び税制改革を含む全般的な安定計画の必要性，そしてそれが為替レートを現実に維持していく前提条件であることについては，当地でも共通に認識していたところである．したがって我々は，貴官がC61913号2（A）に引用したごとく，その履行を日本政府に要請し，ヤング報告第7章においても実質的に示された経済安定諸措置の成果に期待をかけていたため，現在まで何らの行動もとらなかった．

3. 陸軍省は SCAP 使節団の援助を得て，合衆国政府関係機関に1950会計年度のエロア予算に関する要求を提出した．この要求は NAC が審査したのち，予算局へ勧告が出されることになっている．予算局の設定した予定によれば，NAC は12月3日までに審査を終わる．本日，NAC のスタッフ・コミティーは初めて陸軍省に対し，当エロア予算提案に肯定的な勧告は出せない旨を通報してきた．明日の NAC 本会議に提出が予定されている行動は，次のとおりである．

a. NAC は，日本の経済及び財政安定を達成する強力な計画がまず実行に移されない限り，現時点において本支出提案が日本の経済復興に寄与しないと考えられる十分な根拠が存在すると考察するものである．したがって，この問題に関する NAC の前回の決定を考慮されたい．

b. NAC は，日本の輸出が低水準にあり，それが恒常的な国際収支の赤字をもたらしていること，提案されている予算がこの赤字を充当しうるものであることは認識する．しかしながら，A項の趣旨にかんがみ，NAC としては，日本の経済復興を実質的に助けるものとして提出された本支出提案に現時点で肯定的な勧告を出すことはできない．

4. 本官はスタッフ・コミティーに出頭し，予定されている勧告に強く反対した．討議ののち，国務省及び陸軍省は上掲最終文節を以下の文節に置きかえるよう提案した．

「望ましい形で日本を安定させるための適切な手段が早急にとられるであろうことを国務省と陸軍省が保証したことにかんがみて，NAC は提案された復興予算支出に反対しない．」

5. この保証は，より効果的な日本経済安定計画を実現するためにとられるであ

ろう手段と，NSC 13/2 第8節との間に生じ得る不斉合を十分に認識したうえでなされたものである．予算要求に対する明日の NAC の決定は未だ確実ではない．事態の新たな展開は引続き貴官に通知される．日本政府に対する経済安定計画の強化及び上述の不斉合の明確化について，近日中に新たな指令が発出される．

(出所: MacArthur Memorial)

7. 日本円の単一為替レート及び関連措置に関する件

1949年3月25日

国家諮問委員会スタッフ・コミティーより国家諮問委員会あて覚書

国家諮問委員会 (NAC) 文書第807号

1. 問 題 点

SCAP は，1949年4月1日もしくはそれ以降において可能な限り速かに，1合衆国ドルに対する日本円の一般商業為替レートを330円と決定したい旨承認を申請してきた．また，このレートの上下10%以内の調整権限は，そのつど協議することなく，SCAP に一任されたい，との申請が同時に提出されている．

申請によれば，このレートは許可された外国貿易および為替取引のほか，現在，軍用換算レートが適用されている占領軍の公務支出，占領軍関係者等の個人的支出を包含したすべての交換取引に適用されることになろう．なお SCAP 財政顧問のジョセフ・ドッジ氏も，この申請に同意している．

提案されている為替レートの導入に関連して，SCAP は，輸出補助金は一切支出すべきでないが，国内物価の安定を維持し，提案レートを保持するために，1949日本会計年度（1949年4月1日から開始）における輸入計画の約半分について，比率を軽減した輸入補助金の継続を必要とする旨考察している．補助金支出の63%が食糧及び肥料の輸入に充てられ，残余は主としてコークス，銑鉄及び鉄鉱石の輸入に充てられるであろう．

合衆国による対日援助供給のドル価格を，この一般為替レートで換算した円見返基金を開設することが予定されている．

2. 背　　景

1948年6月28日，国家諮問委員会は，軍用換算レートの適用対象となっているものをふくむすべての様式の取引に適用し得る単一の一般為替レートが，行政的に可能な限り早急に開設されることを支持する決定を採用した．この時，委員会は円レート政策に関する特別使節団の勧告した1ドル当り270円ないし330円のレートが一定期間内に設定されることについて異議を唱える理由を見出さなかった．

1949年4月1日に一般商業為替レートを設定するという SCAP の提案には，提案されている水準が適切であるか否かを評価するために必要な統計的その他のデータが添付されていない．

しかし国家諮問委員会を構成する機関が入手し得た1948年の日本経済と予算の傾向に関する諸情報によれば，1948年6月に円レート政策に関する特別使節団が，8月15日おそくとも10月1日に設定すべきものとして提案したレートの範囲に比較して，4月1日から設定を予定している円レート水準は，円の過高評価であることを強く示唆している．さらに，10月1日いらい深刻なインフレの進行があった闇市場価格は高水準で安定してきたように見えるが，通貨インフレは継続し，賃金は年末までに約20%も上昇している．

円レート政策に関する特別使節団は，提案範囲から選択される最終的レートは，日本の国内物価の将来における上昇を吸収する余裕を持たせるべきであると提唱した．1949年4月1日からの導入を提案されている今回のレートは，国内物価の新たな上昇に対する十分な余裕を備えていないように見える．

SCAP は，12月の物価に基づいて特定の調整措置がとられれば，1949年4月1日に開始する会計年度に計画された日本の輸出額の約80%が，提案されたレートで販売できると見積っている．輸出計画に外れた20%の生産者は，このレートでの輸出を可能とするためコストと利益を低減することが必要となろう．日本の輸出を維持し，増大するには，輸出商品の生産単価を大幅かつ急速に調整することが必要と思われる．

SCAP は，330円より高い円対ドルの為替レートは，現在の価格及び賃金体系を損い，またこれを補助金の増大により救済すると，1949会計年度で均衡の達成を予定している政府予算に不均衡をもたらすであろうと論じている．

しかしながら，輸入食糧について提案された補助金（価格を国内食糧価格と均等化させるための）は，為替レートを10%切り下げても，補助金の増加で相殺するとして，輸入食糧の円販売価格を6⅔%上昇させればよい程度である．現在闇市場価格と公定価格の間に存在する大幅な格差を考慮して，輸入食糧の公定価格が国内産食糧の公定価格を若干上回るのを許容することは困難でないと思われる．

3. 現地通貨建による見返資金

SCAP は，開設されるべき為替レートで換算された合衆国援助額のドル価格に見合う現地通貨建による見返資金の開設計画を提案しているが，ワシントンにおいて現在入手し得る情報では，資金の管理方法が十分に示されていない．したがって，SCAP 提案の当該部分は，現時点では委員会の考察の対象として提出されていない．

4. 検　　討

許可された外国貿易並びに現在占領軍の公務支出，占領軍関係者等の個人支出のための軍用換算レートを包含するすべての交換取引に適用される単一の一般為替レ

ート設定は，すでに述べたように，合衆国の対外経済政策の確固たる目標である．

提案されている為替レートの水準は，SCAP の外国貿易目標を達成するためにはひきつづき改定を必要とする程度に円を過高に評価しているが，もし日本の経済・財政安定達成のための現行計画が成功すれば，このレートによって日本が1949会計年度に，その計画輸出額を達成するのは可能であると思われる．

しかしながら，SCAP が，検討の結果，当初設定すべきレートを提案より約10%高に決定するとしても，入手し得る情報の範囲でこれに反対する根拠はないように思われる．なお SCAP の検討に当たって，より高いレートを採用する場合には，現在提案されている額の輸入補助金を支出するのが望ましいことをも考慮する．

SCAP は，提案レートの承認と同時に，当初のレートの上下10%の幅以内における改定をそのつど協議することなしに実施しうる権限の付与を申請している．しかし世界貿易における日本の為替レートが持つ重要性を考慮して，国務省は，将来におけるレートの変更を惹起させるような状況については，国家諮問委員会の検討を経由するのが必要である，という強い見解をもっている．

5. 行　　動

スタッフ・コミティーは，以下の措置を行動に移すよう委員会に提言する．

国家諮問委員会は国務省及び陸軍省に対し以下の勧告を行なう．

(a)　許可された外国貿易並びに占領軍の公務支出，占領軍関係者等の個人的支出の算定根拠として現在適用されている軍用換算レートをふくむすべての交換取引に適用される単一の一般為替レートの設定は適切であり，合衆国の対外経済政策に合致する．

(b)　委員会は，1949年4月1日もしくはそれ以降において実行可能な限り早急に，1ドル当り330円から360円までの範囲によるレートを設定することに反対ではない．

(c)　このレートの設定は，1949年4月1日，もしくはそれ以降において実行可能な限り早急に，実施されるべきである．委員会は，1ドル当り330円のレートを設定するという SCAP の提案を受入れる用意がある．しかしながら，委員会は，レートを1ドル当り360円までとすることについて考慮が払われることを強く勧告する．

(d)　レートを設定したのち，当初のレートに対し上下10%を越えるいかなる変更の提案も，委員会の検討を経由するものとする．

（出所：Treasury Dept.）

8. 合衆国の対日政策に関する国家安全保障会議の勧告 (NSC 13/3)

1949年5月6日

平和条約

1.　時期および手続……対日平和条約の手続および内容に関して形成されてきた関係諸国間の見解の相違ならびにソビエト連邦の侵略的な共産主義拡大政策により惹起された重大な国際情勢にかんがみ，合衆国政府は現時点においては平和条約を推進すべきではないと信じる．しかし交渉の準備は継続すべきであり，交渉は，連合国の同意が得られるなら，一般的に受容される投票手続のもとに実施されるべきである．

実際に平和会議を開く前に，我々はかかる条約への挿入を希望する基本点につき，外交経路で関係諸国の多数による一致点を見出すよう努力する．この間来たるべき占領統治の終了に備え，日本側の準備について配慮を注ぐべきである．

2.　条約の性格……交渉によって，可能な限り簡潔で，包括的で，非懲罰的な条約を締結することを目的とする．このため，条約締結までの間に処理しなければ，条約に規定されるであろう諸問題の解決を試みるべきである．

平和条約で処理される問題点を可能な限り減少することを目的とする．これはとくに財産権，返還財産等の問題について妥当する．次期の政策については，とくにこの点を念頭に置かねばならない．

安全保障事項

3.　条約前の配慮……この政策文書に示した占領目的の正当な遂行及び軍事的な安全保障並びに士気と矛盾しない限り，占領軍の存在による日本国民への心理的影響を最小にするよう努力する．戦術部隊とくに非戦術部隊の兵力は最小とすべきである．条約前における占領軍の配置，その雇用，日本経済からの物資供給の決定に際しては，上記の諸点に十分留意しなければならない．

4.　条約後の配慮……合衆国の戦術部隊を平和条約の発効まで日本に保持すべきである．条約後の日本の軍事的安全保障に関する合衆国の最終的な態度は，講和交渉が到来するまで決定すべきではない．

合衆国の態度は，その時点における国際情勢の基調及び日本の国内的安定の達成度によって決定される．

5.　琉球，南方諸島及びマーカス島……合衆国は沖縄における施設及び統合参謀本部が必要とみなす北緯29度以南の琉球諸島，マーカス島及び孀婦岩以南の南方諸島における他の施設を長期的に保持する方針である．したがって沖縄および周辺の軍事基地は拡充するべきである．

前記の島々の行政に責任を有する合衆国機関は，現地住民の経済的，社会的厚生のため，実行し得る範囲で，彼らの経済的不足を最小限に押える自立のための長期的計画を作成し，実施する．適当な時期に，その時点で合衆国にとって最も適当な手段により北緯29度以南の琉球諸島，マーカス島及び孀婦岩以南の南方諸島の長期戦略的管理に関する国際的承認を獲得するものとする．

6.　海軍基地……合衆国海軍は，横須賀基地を，現在享受していると同程度の便

益を，条約後においては商業ベースで確保するような方向をとるべきである．他方，沖縄が長期的に合衆国の統制下に残存するものと仮定して，同地を海軍基地として開発することを推進する．ただしこのことは，横須賀基地の確保について条約後における日本の軍事的安全保障に関する合衆国の最終的地位および当時の国際情勢による要請があり，しかも合衆国の政治目的に合致する場合を除いて，沖縄基地と同様の原則が適用されることを意味するものではない．

7．日本の警察機構……沿岸警備隊を含む日本の警察機構は，現有警察力の増強，再装備及び現在の中央集権的警察組織の拡充によって強化されるべきである．

対日管理体制

8．連合国最高司令官……合衆国政府は現時点においては管理方式の重要な変更を提案したり同意したりすべきではない．したがって SCAP は現存するすべての権限及び権力を形式的に維持すべきである．しかしながら，責任は日本政府の手に逐次移行させるものとする．このため，合衆国政府は，広範な日本政府の活動のうち全般的監督及び高いレベルの諸問題に関する日本政府首脳との接触という任務に適合する範囲で，業務および人員の規模をできるだけ急速に縮減する意図を SCAP に伝達する．

9．極東委員会……合衆国政府は合衆国の任務のために，極東委員会の構成国政府に対し，委員会によって考察される提案は，降伏条件に基づいて日本が履行する義務と直接に関連する政策事項に厳格に限定され，かつ一般的な規定に留めるものとし，その具体化と実施は SCAP に委ねられることが確保されるよう要請する．さらに合衆国は，ポツダム宣言に示された降伏条件が実質的に履行を終わったという事実から出発する立場をとるべきである．

民間航空政策等のように，いまだに委員会の任務範囲にある事項については，合衆国はできるだけ速かに合衆国としての確固たる立場を確立し，委員会の構成国政府との直接交渉及び委員会で合衆国の必要とする政策に対する強力な支持を通じるなど積極的な態度をもって臨むべきである．緊急の場合に，最大限の国際的支持を獲得する努力を払ったのち，早急に合意し得ないことが明らかとなったときには，我々は中間指令の利用を躊躇してはならない．

また SCAP は，必要に応じて合衆国政府の見解を徴しつつ，連合国にとって唯一の執行機関としての権威を大いに活用するのが望ましい．一方，合衆国政府は，既出の指令及び一般政策のなかでも，「降伏後の対日基本政策」に示された政策の解釈を通じ，SCAP を援助することに努める．

10．対日理事会……対日理事会はその機能を変更することなく存続させる．

占領政策

11．日本政府との関係（前記 8 を参照）

12．国内の政治的，経済的変革……今後は改革計画に日本国民が同化することを重視する．このため，SCAP は日本側により主導される改革計画が全般的な占領目的に合致するかぎり，それを妨げるべきではない．

また SCAP は日本政府にこれ以上の改革立法を強いることのないよう留意する．すでに実施され，日本当局による準備過程にある改革については，SCAP は日本政府に対する圧力を漸次かつ慎重に緩和すべきであり，日本当局が自らの方法による改革の履行及び調整の過程で改革の基本を無効とし，またはこれに背反する場合にのみ介入する．

SCAP は，日本側が重大意義を有する行動に訴えた場合，緊急性に応じ，介入するに先だって合衆国政府に協議すべきである．特定の改革については，上記原則の具体化及び許容される調整の性格と範囲に関する合衆国政府の見解に関する明確な指導原則を SCAP に与えることとする．

13．追放……追放の目的はほとんど達成されたので，合衆国政府は SCAP が日本政府に対してこれ以上の追放を考慮していないこと，追放が以下の方針に沿って修正されることを非公式に通告するよう SCAP に連絡すべきである．

(1) 比較的無害な地位を占めていた被追放者もしくは追放の予定者は政府，実業，公共情報機関の地位へ復帰しうること．

(2) そのほかにかつて在職した地位の基準により公的生活から排除され，もしくは排除される予定にある特定の者については，個人別の基準によって再審査を許容されること．

(3) 最低の年齢制限を設定し，この年齢以下の者については公職適格審査を不要とすること．

14．占領経費……日本政府が負担する占領経費は，本文書の対象とする条約前の時期の政策目標と合致するよう最大限に減額する．

15．経済復興……合衆国の今後の最大目標は日本の経済復興であり，これに優先するのは合衆国の安全保障上の利害のみである．それは，長期にわたるが，漸減方式による物資の供与およびクレジットの形態による合衆国の経済援助，商船隊の復活をふくむ対外貿易における諸障害の除去，輸出の回復と増大のための助長策，そしてこれらの諸政策に関係する合衆国政府機関及び各省庁の活発かつ協同した努力によって遂行されねばならない．日本の内外にわたる交易および産業の発展にあたっては，私企業の成長を助長する．

上記諸政策の実施に関する勧告にあたっては，日本と極東諸国との経済関係を考慮するが，その作成は国務省と陸軍省間および関係政府省庁，機関との協議を経ることとする．

また合衆国は，復興計画の成功は，きびしい労働，最小限の労働争議，各種の耐

乏措置及び均衡予算の早急な実現を含むインフレーションとの断固たる闘争を通じる生産の向上，輸出水準の拡大等に主として依存することを日本政府へ明確に示すべきである．

16. 財産事項……SCAP に対し，連合国及びその国民の財産の返還または最終的処理を1949年7月1日までにほぼ完了させるよう通報する．すべての財産事項を平和条約に先だって早急かつ確実に解決し，この問題が条約交渉を制約しないようにすることを合衆国の目標とする．

17. 情報及び教育

a. 検閲……日本に輸入される出版物の検閲に要する時間はできるだけ短縮し，日本の出版物に対する事前検閲は中止すべきである．ただし，このことはSCAPによる広範囲にわたる事後検討的監察および諜報目的による郵便物の検査を妨げるものではない．

b. ラジオ……合衆国政府は適当な場所に設置される中継基地から中波及び長波による日本向けの定時番組放送をただちに開始すべきである．それはおそらく沖縄に設置されるであろう．番組はアメリカ的な思考法の理解と評価を高め，同時に，日本のラジオ聴取者をできるだけ広範に獲得しうるよう配慮して準備する．

c. 人事交流……日本と合衆国間の学者，教師，研究者，科学者，技術者の交流を強力に推進する．SCAP は許可された日本人による経済的，文化的目的のための海外渡航を継続すべきである．

18. 戦争犯罪裁判……A級戦犯容疑者の裁判は終了し，目下は判決を待機中である．B級及びC級戦犯容疑者については，起訴の意図のない事例については釈放するという観点から審査を継続，推進し，早期に終了させるべきである．その他についての裁判は可能なかぎり早期に開廷し，終了させるものとする．

19. 経済的戦争能力の制限……真の平和的目的に供される財貨及び経済用役の日本国内での生産，日本への輸入，日本国内での利用は無制限に許容すべきである．ただし以下の場合を除く．

a. 指定された戦略的原料の備蓄量を制限することにより，日本の経済的戦争能力を制限する．

b. 日本の産業的武装解除は，武器製造，民間航空機及び合衆国がすでに公認した工業生産の暫定制限措置における最小の範囲に限定する．

20. 賠　　償‥‥現在合衆国の単独指令によって実施されている賠償物件の配分を終結し，他の賠償請求国に賠償問題は全体として空文的地位に帰させるという原則を受け入れさせるよう努めることを合衆国の政策とすべきである．極東委員会の友好諸国に対し，われわれの意図する方向と政策を通報したのち，合衆国は次のような具体的措置を取るべきである．

a. すでに割当が進行している分を除き，1947年4月4日付の中間取立指令（JCS指令75号）を廃止する．

b. 賠償の配分比率に関する1947年11月6日付の提案を撤回する．

c. 極東委員会および一般に対して，工業品の賠償撤去を追加するために単独行動を取る意図のないことを公表する．

d. 極東委員会および一般に対し，合衆国の見解を公表する．すなわち

(1) いわゆる“第一次的軍事施設”をふくみ，現在賠償物件として指定されているすべての工業施設で，日本の経済復興に寄与しうるものは，スクラップ化することを除き，日本の平和経済を再建する目的のために活用すべきである．

(2) “第一次的軍事施設”に関しては，その全部がすでに軍事目的のための装備を除去され，本来の性格を失っているので，“日本の工業における戦争潜在能力の撤去”に関する極東委員会決定第10項で権限を与えられている SCAP は，可能なかぎり速やかに，日本の経済復興という占領目的にかんがみ，これらの施設を日本の平和経済に利用するため，解体，移動，その他の措置を要求すべきである．

第10項によって SCAP は対日理事会に通報し説明したのち，これらの施設を個別または一括して利用する適切な方式を考案することができる．

極東委員会の上記決定によれば，“凍結”を要求されているもののうち，残存している“第一次的軍事施設”はひきつづき滅失またはスクラップ化を防止するために保護されねばならない．しかしながら“凍結”とは，施設が現在位置にとどめられること，あるいは，日本政府，占領当局がこれら施設を可動状態に保ち，その価値を維持するため，保守管理することを要求していない，と解釈される．

(3) 日本の平和目的のための生産および工業生産能力に制限を設けるべきではない．

e. これ以上の賠償を日本から徴求すべきではなく，また日本の平和的生産能力に制限を設けるべきでない，という合衆国の政策に可能なかぎり一致させるため，既存および懸案の賠償と生産水準に関する極東委員会の政策文書を廃止または修正するための提案を極東委員会に提出する．また極東委員会諸国が合衆国の政策に反する行動を取ることを防止する．

合衆国は，政治的，経済的安定を確立するため，現在北緯29度以南の琉球列島住民が負担している占領経費の負担を軽減することが，今や合衆国の国益に合致する，と判断している．しかし，この方針を公表することは，合衆国の利益にならないであろうし，また現在の時点で国際的な承認を獲得しようとすることは得策ではない，と信じられる．北緯29度以南の琉球列島に対する合衆国の政策は，駐留している合衆国軍隊と関係機関が，本日より60日目から，上記の経済的，社会的厚生のための計画を実施して，住民の経済的不足を最小限に押え，琉球列島が今後財政的に他の占領地域に依存しなくてもすむように努力することを要請している．

（出所：National Archives）

II. NSC 主要文書の一覧

NSC Document Number	Date of Doc.	Title (Subject)
1/1	Nov. 14, 1947	Italy
5	Jan. 6, 1948	Greece
6	Mar. 26, 1948	China
7	Mar. 30, 1948	The Position of the U. S. with Respect to Soviet-directed World Communism
8	Apr. 2, 1948	Position of the U. S. with Respect to Korea
8/2	Mar. 23, 1949	
9	Apr. 13, 1948	Western Union
11	May 24, 1948	U. S. Armed Forces in Tsingtao
13	June 2, 1948	Recommendations with Respect to U.S. Policy toward Japan
13/1	Sept. 24, 1948	
13/2	Oct. 7, 1948	
13/3	May 6, 1949	
14/1	July 1, 1948	Military Assistance
20	July 12, 1948	Appraisal of the Degree and Character of Military Preparedness Required by the World Situation
20/1	Aug. 18, 1948	U. S. Objectives with Respect to Russia
20/4	Nov. 23, 1948	U. S. Objecti ves with Respect to the USSR to counter Soviet threats to U. S. Security
22	July 26, 1948	Possible Course of Action for the U. S. with Respect to the Critical Situation in China
22/3	Feb. 2, 1949	
24/2	June 1, 1949	Berlin
30	Sept. 10, 1948	Atomic Warfare
34	Oct. 13, 1948	U. S. Policy toward China
34/2	Feb. 28, 1949	
37	Dec. 1, 1948	The Position of the U. S. with Respect to Formosa
37/7	Aug. 22, 1949	
37/10	Aug. 3, 1950	
41	Feb. 28, 1949	U. S. Policy Regarding Trade with China Limited
41/1	Nov. 7, 1949	
44	Mar. 11, 1949	Military Armament for Japan
48	June 10, 1949	The Position of the U. S. with Respect to Asia
48/1	Dec. 23, 1949	
48/2	Dec. 30, 1949	
48/4	May 17, 1951	

NSC Document Number	Date of Doc.	Title (Subject)
49	June 14, 1949	Japan: Security
51	July 1, 1949	Southeast Asia
52	July 5, 1949	Governmental Process in National Security and International Affairs for the FY 1951
52/3	Sept. 29, 1949	
60	Dec. 27, 1949	Japanese Peace Treaty
60/1		
64	Feb. 27, 1950	The Position of the U. S. with Respect to Indochina
68	Apr. 14, 1950	U. S. Objectives and Programs for National Security
68/4	Dec. 14, 1950	
73	July 1950	Southeast Asia
76	July 21, 1950	U. S. Courses of Action in the Event Soviet Forces Enter Korean Hostilities
80	Sept. 1, 1950	Peace Offensive Concerning Korea
81	Sept. 1, 1950	U. S. Courses of Action with Respect to Korea
81/2	Nov. 14, 1950	
84/2		Philippines
95	Dec. 13, 1950	U. S. Position Regarding a Cease-Fire in Korea
124	Feb. 13, 1952	U. S. Objectives and Courses of Action with Respect to Southeast Asia
124/2	June 25, 1952	
147	Apr. 2, 1953	Analysis of Possible Courses of Action in Korea
153		U. S. Objectives vis-a-vis the USSR in the event of War
153/1	June 1953	
154	June 15, 1953	U. S. Tactics immediately following an Armistice with Korea
162/1	Oct. 29, 1953	Basic National Security Policy
162/2	Oct. 1953	
171/1		Southeast Asia
177	Jan. 16, 1954	U. S. Objectives and Courses of Action with Respect to Southeast Asia

Ⅲ. SWNCC (SANACC) および SFE 文書の一覧 (Selected List of SWNCC 〔SANACC〕 and SFE Documents)

SWNCC Number	SFE Number	Subject	Period
1		United Nations Prisoners of War	1944–1945
9		Internment of Japanese Diplomats in Turkey	1945
16	113	Subcommittee for the Far East	1945–1946
21		Unconditional Surrender of Japan	1945, '46, '48
36		Raids at Okinawa by American Planes	1944–1945
51		Disposal of Enemy Nationals Other than Japanese, within the Japanese Empire	1945
52	112	Military Government in Japan	1945–1947
53		Military Government, Formosa	1945
54	122	Basic Policies and Objectives of the U.S. in the Pacific and Far East	1945–1946
55	126	Treatment of the Emperor of Japan	1945–1946
56		Japanese Investments in Formosa	1945
57	106	War Criminals, Japan	1945–1946
58	110	Disarmament, Japan	1945–1946
59		Territorial Adjustments, Japan	1945–1948
60		United Nations Prisoners of War held by Japan	1945
65	108	Establishment of a Pacific Far Eastern High (Advisory) Commission	1944–1945
67		Military Government, Manchuria	1945
68	104	Occupation of Formosa	1945
69		Military Government, Formosa	1945
70	100 109	Composition of Forces to Occupy Japan Proper	1945–1948
71		Military Government (Formosa)	1945
72		Military Government (Formosa)	1945
73		Occupation of Formosa	1945
74		Funds, Money—Formosa	1945
75		Surplus Production, Formosa	1945
76		Military Government, Korea	1945
77		Military Government, Korea	1945

SWNCC Number	SFE Number	Subject	Period
78		Military Government, Korea	1945
79	119	Occupation of Korea	1945
81		Hospital Ships, Japan	1945
83	120	U.S. Policies toward China	1945–1948
86		Italian Participation in the War against Japan	1945
87		The Military Occupation of the Japanese Empire and Other Areas: Areas to Be Occupied	1945
88		Initial Allied Control Machinery for the Japanese Empire	1945
89		Japan's Unconditional Surrender or Collapse	1945
90		Japanese Political Structures under Military Government during the Post-Surrender Period	1945
91	118	Control of Media of Public Information and Expression in Japan	1945–1946
92	140	Treatment of Japanese Workers Organization	1945–1947
93		Policy with Respect to Armament Production and Facilities (Japan)	1945
94		Policy with Respect to Heavy Industries in Japan	1945
95		Policy with Respect to the Aeronautical Industry (Japan)	1945
96		Policy with Respect to the Shipbuilding Industry (Japan)	1945
97	134	Extent of Regulation of Foreign Commerce (Japan)	1945–1946
98	129	Policy with Respect to Agriculture (Japan)	1945
99	121	Policy with Respect to Fishing and Aquatic Industries	1945–1948
100		Policy with Respect to Problems of Rural Land Tenure	1945
101	115	Temporary International Authority in Korea	1945
107	125	Policy with Respect to Relief in the Japanese Empire	1945
108	135	The Educational System (Japan)	1945–1947
110	103	Problems of Occupation concerning Special Areas, the Legal Status of which is Uncertain (Far East)	1945

SWNCC Number	SFE Number	Subject	Period
114		Financial Problems (Japan)	1945
127		Control or Elimination of Civil Aviation (Japan)	1945
128	176	Policy with Respect to Imports (Japan)	1946–1948
129		Seizure and Disposition of Japanese Overseas Property and Investments	1945
130		Reparations in Kind: Merchant Ships, Factory Installations, Goods and Materials	1945
132		Treatment of Japanese Hospital Ships	1945
133		Alleged Sinking of Japanese Hospital Ships	1945
138		French and Dutch Participation in the War against Japan	1945
140		Replacement for Japanese Ship AWA MARU	1945
141		Proposed Declaration of War upon Japan by Brazil	1945
142		Plan to Permit Friendly Japanese to Organize for Psychological Warfare against Japanese Militarism	1945
149		Immediate Demand for the Unconditional Surrender of Japan	1945
150	107	United States Initial Post-Surrender Policy to Japan	1945–1947
162	116	Positive Policy for Reorientation of the Japanese	1945–1946
164		Supplies for Relief, Japan	1945
168	105	American Prisoners of War	1945
176		International Agreements as to Occupation of Korea	1945–1949
177		U.S. Participation in S.E. Asia Command after Cessation of Japanese Resistance	1945–1946
181	117	Custody of Japanese Archives and Diplomatic Property	1945–1946
186	123	Disposition of Combatant Vessels of the Japanese Navy	1945–1948
194	132	War Claims, United Nations Assets Seized by Japanese or Puppet Authorities	1945
196	133	Disposal of War Material	1945
203	137 157	Procedure for Inter-Allied Action on Japanese Reparations Policy	1945–1946
205	128	Displaced Persons in Japan	1945–1947
207	138 158	Soviet Request for Japanese Equipment	1945–1947

SWNCC Number	SFE Number	Subject	Period
209	141	Treatment of the Institution of the Emperor of Japan	1945–1946
211	143	Trial of War Criminals	1945–1946
212	144	Status of Foreign Government and Nationals in Japan	1945
213	149	Chinese Request for Payment of Deposits in Bank of China, Osaka	1945–1946
214	146	Return of Former Inhabitants to the Bonin and Volcano Islands	1945–1946
216	147	Provisions for the Coordinated Exploitation of Japanese Intelligence Targets	1945–1946
217	127	Landing Rights in Manchuria and Kurile Islands	1945–1946
220	150	Occupation, Manchuria	1945–1946
221	151 156	Repatriation of Japanese and Other Persons from the Japanese Mandated Islands	1945–1946
223	152	Special Directive for Disposition of Captured Japanese Equipment	1945–1946
224	154	U.S. Policy toward Manchuria and North China	1945–1946
226	160	Reestablishment of Remittance Facilities between the U.S. and Japan through Commercial Banking Channels	1945–1949
227	153	Procedure for Restitution of Identifiable Looted Property	1945–1949
228	142	Reform of the Japanese Governmental System	1945–1947
236	162	War Claims (Japan)	1945–1948
242	186	Repatriation of Japanese Personnel from Southeast Asia and Australian Commands	1945–1947
248		Plan for Atomic Bomb Tests against Naval Vessels	1946–1948
249		U.S. Position as to Future Status of the Pacific Islands	1946
255	165	German Property in Japan	1946–1947
256		Organization of the Allied Council for Japan	1946
258		Repatriation on Civilian Japanese from China	1946
259	164	Supplying Yen to Representatives of Allied Governments in Japan	1946 and 1949
265		Disposal of Japanese Property in Korea	1946–1947
272	168	Sovereignty of Formosa	1946

SWNCC Number	SFE Number	Subject	Period
273	169	Chinese Request for Water Lift for Captured Japanese Equipment	1946
274		Shipment to U.S. of Gold Bullion Seized in Japan	1945–1946
278	170	Establishment of an Inter-Allied Trade Committee for Japan	1946
279	167	Blocked Yen Accounts	1946
280	172	Ultimate Disposition of United States Ships Operated by Japanese	1946
281	173	Taxation to Non-Japanese Individuals and Corporations	1946
284	174	Settlement of Amounts due Repatriated Japanese	1946–1947
291	177	Security Implications in Manchurian Situation	1946
294	175	Relations between the State-War-Navy Coordinating Committee and the Far Eastern Commission	1946
295		Principles and Procedures Regarding Policy-making and Administration of Occupied Areas	1946
296		Publicity for SWNCC Documents	1946
297	181	Procedure-Relationship FEC to ACJ	1946
298	178	Reform of the Japanese Writing System and Language Problems	1946–1947
300	179	Policy on Repatriation from the Ryukyus of Persons Claiming U.S. and Other Foreign Citizenship	1946
302	166	Reduction of Japanese Industrial War Potential Excessive Concentration of Economic Power in Japan	1946–1948
310		Property, Captured or Seized (War Booty)	1946–1947
315		Removal of Synthetic Oil and Synthetic Rubber Industry from Japan	1946
319		Interim Report of Ad Hoc Committee to Study SWNCC Structure and Procedure	1946
329	193	Puppet Government Assets in Japan	1947
331		Food Policy for Japan	1946–1948
343		Revision of Yen-Dollar Military Conversion Rate	1946–1948
348	183	Policy for the Interchange of Persons between Japan and Other Nations	1946–1948

SWNCC Number	SFE Number	Subject	Period
350	189	Publication of Far Eastern Commission Policy Decisions	1947
351	188	Interrogation of Certain Japanese by Russian Prosecutor	1947–1948
353	191	Utilization of Convertible Assets in Japan	1947
356	185	Reform of Japanese Agriculture	1947–1948
357	197	Treatment of United Nations Property in Japan	1947–1948
362	195	Proposed Policy Statement on Japanese Public Finance	1947
365		Interim Government for the Former Japanese Mandated Islands	1947
369	200	Treatment of Japanese Domestic and Foreign Patents	1947–1948
373	194	Restoration of Private Trade with Japan	1947–1949
377		Disposition of Property of Political Ultra-Nationalistic and Secret Patriotic Societies in Japan	1947 and 1949
378	198	Disposition of Assets in Japan of Certain Institutions	1947–1948
379		Civil Aviation in Japan	1947–1948
380		Unilateral Action on Japanese Economic Problems	1947
381		Revival of the Japanese Economy	1947–1948
384		The Economic Recovery of Japan	1947–1948
385	202	Replacement of Cultural Objects (Japan)	1947–1948
388	203	Treatment of U.S. Copyrighted Literary Works in Japan	1947–1948
391		Proposed Monitoring Station at Sasebo, Japan	1948
399		Policy with Respect to Private Investments in Japan by Foreign Investors	1948

Ⅳ. CAC および PWC 文書の一覧 (Selected List of CAC and PWC Documents)

CAC Number	Date	PWC Number	Title (Subject)
58a	May 4, 1944	124a	Korea
66	Feb. 5, 1944	—	Military Government in the Far East
80 (Prelim.)	Mar. 2, 1944	—	Japan: Occupation and Military Government: Composition of Forces to Occupy Japan
80	Mar. 13, 1944	111	
93 (Prelim.)	Mar. 3, 1944	—	Japan: Political Problems: Institution of the Emperor
93a	Apr. 24, 1944	116a	
93c	Apr. 28, 1944	116b	
93e	May 9, 1944	116d	
—	Apr. 26, 1944	145	Japan: Institution of the Emperor (Ballantine's statement)
—	Apr. 26, 1944	146	(Grew's statement)
—	Apr. 4, 1944	147	(Pratt's statement)
99	Mar. 22, 1944	122	Mandated Islands
103 (Prelim.)	Mar. 7, 1944	—	Japan: Occupation Problems: Duration of Military Government
103	Mar. 27, 1944	117	
103b	Apr. 17, 1944	117a	
103c	May 4, 1944	117b	
104	Mar. 11, 1944	118	Japan: Occupation Problems: Diplomatic and Consular Officers
105	Mar. 24, 1944	119	Japan: Occupation Problems: War Criminals
106	Mar. 22, 1944	123	Mandated Islands
109	Mar. 11, 1944	110	Japan: Occupation and Military Government: Extent of Occupation
109a	Apr. 17, 1944	110a	
110 (Prelim.)	Mar. 10, 1944	—	Japan: Suspension of Powers of Government
110	Mar. 22, 1944	112	
110c	May 9, 1944	112c	
111	Mar. 15, 1944	—	Japan: Political Parties or Agencies
111a	Mar. 23, 1944	113	

CAC Number	Date	PWC Number	Title (Subject)
116	Mar. 14, 1944	108	Japan: The Postwar Objectives of the United States in Regard to Japan
116a	Apr. 17, 1944	108a	
116b	May 4, 1944	108b	
—	May 1, 1944	153	Decentralization of Japanese Administration
117	Mar. 15, 1944	115	Japan: Freedom of Worship
119a	May 9, 1944	136a	Manchuria ("Manchukuo"): Government during Period of Military Occupation
120	Mar. 22, 1944	109	Japan: Should the Military Administration of Civil Affairs be Punitive, Mild or Primarily to Safeguard Reparations?
123	Mar. 22, 1944	114	Japan: Nullification of Obnoxious Laws
125	Mar. 21, 1944	121	Japan: Karafuto (Southern Sakhalin): Occupation and Military Government
126	Mar. 21, 1944	120	Japan: Military Occupation: Proclamations
128	Mar. 29, 1944	125	Korea
138	Mar. 29, 1944	126	Korea
150	May 20, 1944	—	U.S. Naval Occupation: Postal Services
152	Apr. 20, 1944	185	Formosa
153	May 8, 1944	186	Formosa
156	May 11, 1944	187	Formosa
157	Apr. 26, 1944	188	Formosa
159	Apr. 15, 1944	189	Formosa
160 (Prelim.)	Apr. 12, 1944	—	Japan: United States Economic Policy
160 (Prelim. a)	June 28, 1944	—	Japan: Economic Policy
160 (Prelim. b)	July 15, 1944	—	
160 (Prelim. c)	July 18, 1944	—	
160	July 24, 1944	—	
161a	June 28, 1944	190a	Formosa
162 (Prelim. a)	Apr. 27, 1944	191	Formosa
165 (Prelim.)	Apr. 15, 1944	—	Japan: United States Economic Policies
166	Apr. 25, 1944	192	Formosa

CAC Number	Date	PWC Number	Title (Subject)
173	May 5, 1944	193	Formosa
174	May 11, 1944	194	Formosa
177	May 15, 1944	195	Formosa
178	May 11, 1944	196	Formosa
179	Apr. 25, 1944	—	Japan: Political Problems: Institution of the Emperor
185	May 1, 1944	152	Abolition of Militarism and Strengthening of Democratic Processes
185a	May 4, 1944	152a	
185b	May 9, 1944	152b	
186	May 8, 1944	197	Formosa
187	May 11, 1944	198	Mandated Islands and Formosa
194 (Prelim.)	Apr. 30, 1944	—	Security Policy vis-a-vis Japan: Economic Aspects
197 (Prelim.)	May 19, 1944	—	Disposition of Japanese Property outside of Japan Proper
212	June 26, 1944	293	Japan: Military Government: Taking of Hostages: Their Execution
	Nov. 20, 1944	293c	
217 (Prelim.)	June 3, 1944	—	Japan: Policy in Regard to the Institution of the Emperor
217	June 27, 1944	—	Policy in Regard to Propaganda Treatment of the Institution of the Emperor
221	June 14, 1944	291	Japan: Military Government: Treatment of Political Prisoners
222 (Prelim.)	June 3, 1944	—	Japan: Economic Policies during Military Occupation
222 (Prelim. a)	June 12, 1944	—	
222 (Prelim. b)	June 15, 1944	—	
222 (Prelim. c)	June 19, 1944	—	
222 (Prelim. d)	June 22, 1944	—	
222	July 4, 1944	296	
222	Nov. 1, 1944	296a	
	Nov. 16, 1944	296b	
222a	Nov. 22, 1944	296b (revised)	Japan: Military Government: Initial Economic Policies
222a (Proposed Revision)	Mar. 16, 1945 May 19, 1945	296b (revised)	Japan: Economic Policies during Military Occupation

CAC Number	Date	PWC Number	Title (Subject)
227	June 16, 1944	292	Japan: Military Government: Policies toward Non-Japanese Private Residents
237	July 20, 1944	288	Japan: Occupation: Media of Public Information and Expression
—	Nov. 15, 1944	288b	
238 (Prelim.)	July 1, 1944	—	Japan: The Education System under Military Occupation
238	July 15, 1944	287	
—	Nov. 6, 1944	287a	
243 (Prelim.)	July 4, 1944	—	Japan: Military Government: Removal of the Emperor from Japan
243	July 20, 1944	285	
249	July 15, 1944	289	Japan: Treatment of Courts during Military Government
	Nov. 14, 1944	289a	
251 (Prelim.)	July 12, 1944	—	Japan: Military Government: Disposition of Hirohito by Military Government
254 (Prelim.)	July 14, 1944	—	Japan: Worker's Organization during the Period of Military Government
254	Aug. 15, 1944	290	
	Nov. 15, 1944	290a	
257	Aug. 3, 1944	295	The Treatment of Japanese Civilians in Occupied Areas
260 (Prelim.)	July 24, 1944	—	Japan: Military Government: Abdication of the Emperor: His Successor
260	Sept. 26, 1944	286	
	Nov. 14, 1944	286a	
262 (Prelim.)	July 26, 1944	—	Japan: Terms of Surrender: Underlying Principles
262	Aug. 30, 1944	284	
	Nov. 13, 1944	284a	
265 (Prelim.)	July 28, 1944	—	Japan: Abdication of Hirohito
267 (Prelim.)	Aug. 1, 1944	—	Japan: Unconditional Surrender
283 (Prelim.)	Aug. 30, 1944	—	Japan: Status of Property of the Imperial Family and Various National Associations and Corporations in Japan
283	Sept. 13, 1944	294	Japan: Military Government: Status of Certain Categories of Japanese Property
292	Sept. 27, 1944	300	Formosa
301	Dec. 19, 1944	—	Spratly and Other Islands (Shinnan Guntō)

CAC Number	Date	PWC Number	Title (Subject)
302	Dec. 28, 1944	—	The Kurile Islands
304 (Prelim. e)	Jan. 26, 1945	—	Bonin and Volcano Islands
305	Jan. 13, 1945	—	Marcus Islands
306b (Prelim.)	Jan. 10, 1945	—	Japan: Territorial Problems: Japanese Karafuto (Sakhalin)
307	Dec. 14, 1944	—	Ryukyu Islands
331	Dec. 22, 1944	—	Japan: Territorial Problems: Tsushima
333	Dec. 22, 1944	—	The Izu Islands
335	Jan. 26, 1945	—	Disposition of the Mandated Islands
342 (Prelim.)	Jan. 5, 1945	—	A Summary of Recommendations for Japan

V. 対日関係民政ガイドの一覧
(List of Civil Affairs Guides on Japan)

War Dept. Number	Title	Pages	Date of Publication	Drafter
31-1*	Bibliography-Japan	47	Aug. 1944	War Dept.
31-1A*	Bibliography-Japan	32	Aug. 1944	War Dept.
31-2*	Public Health in the Japanese Empire	96	Nov. 1944	War Dept.
31-4*	Accounting Procedures in Japan(1)	122	June 1945	FEA
31-4A*	Accounting Procedures in Japan (Appendices)	40	June 1945	FEA
31-5	Administration of Justice in Japan			
31-6*	Control of the Bank of Japan(2)	24	Aug. 1945	FEA
31-7	Administration of Production Programs in Japan			FEA
31-8	The Japanese Fishing Industry			FEA
31-9*	Administration of the Japanese Police System(3)	57		OSS
31-10*	Agriculture and Food Program for Japan(4)	158	July 1945	Agriculture Dept.
31-11*	Agricultural Associations in Japan	57	May 1945	FEA
31-12*	Aliens in Japan	39		OSS
31-13	The Allocation of Raw Materials and Equipment in Japan			FEA
31-14	The Fertilizer and Related Industries in Japan			FEA
31-15	Associations of Master Craftsman in Japan			
31-16	The Chemical Industry in Japan			FEA
31-17	Administration of the Coal Industry of Japan		Dec. 1944	FEA
31-18	Japanese Coastwise Shipping			
31-19	Construction and Building Materials in Japan		Dec. 1944	FEA
31-20*	Control of Inflation in Japan	40	Aug. 1945	OSS
31-20A*	Control of Inflation in Japan (Appendices)	79	Aug. 1945	OSS
31-21	Control of Post-Surrender Resistance Groups in Japan			OSS

War Dept. Number	Title	Pages	Date of Publication	Drafter
31-22*	Control of Wages and Hours in Japan	109	July 1945	OSS
31-23*	Gas Supply in Japan	72		
31-24	Control of Credit Institutions in Japan			
31-25	Education in Japan			
31-26	Electric Power in Japan			OSS
31-27	Emergency Shelter in Japan			
31-28*	Public Relations in Japan(5)	58		OSS
31-30	Foreign Property in Japan			
31-31	Forests and Forest Products in Japan			
31-32	General Property Problems and Procedures in Japan			FEA
31-33	The Glass Industry in Japan			
31-34	Administration of the National Government in Japan			
31-36*	Property of the Japanese Imperial Household	51		
31-37	Insurance in Japan			
31-38	List of Japanese Ministries, Departments, and Bureaus			
31-39*	Local Government in Japan	115		OSS
31-40*	Japanese Overseas(6)	46		OSS
31-41	Administration of the Textile Industries in Japan			FEA
31-42	War Production Industries in Japan			OSS
31-44*	Land Transportation in Japan	63		OSS
31-45	Japanese Combines and Cartels			
31-46	Machinery Industries in Japan			
31-47	Administration of the Iron and Steel Industry in Japan		Dec. 1944	FEA
31-49	Organization of Labor Supply in Japan			OSS
31-50	Foreign Trade Guide on Japan			
31-51	Ownership and Occupancy of Agricultural Lands in Japan			
31-52	Paper and Pulp Industries in Japan			FEA
31-53	Political Parties and Elections in Japan		July 1945	OSS
31-54*	Population and Migration as Related to Japan	41		OSS

War Dept. Number	Title	Pages	Date of Publication	Drafter
31-55	Postal Service in Japan			OSS
31-56*	Preservation and Use of Key Records in Japan	53		FEA
31-57*	Price Control and Rationing of Consumer Goods (Other than Food) in Japan	47		OSS
31-58*	Price Control and Rationing of Food in Japan	51		OSS
31-59	Property Combines in Japan			
31-60	Public Finance in Japan			
31-61*	Water Supply and Sewage Disposal in Japan	72		OSS
31-62*	Working Conditions in Japan Other than Wages and Hours	57	Sept. 1945	FEA
31-63*	Administration of Public Welfare and Social Security in Japan	30	Aug. 1945	FEA
31-64*	Radio Broadcasting in Japan	32	July 1945	OSS
31-65	Small Scale Industries in Japan			FEA
31-66	Suspension of Laws and Decrees in Japan			OSS
31-67	Telecommunication Services in Japan			
31-68*	Trade Unions and Collective Bargaining in Japan	51	July 1945	FEA
31-69	Unemployment Relief and Public Works in Japan			OSS

(注) タイトルは資料によって異なる場合もある．例は下記のとおり．

(1) Bank Accounting and Operations in Japan.
(2) Control and Use of the Bank of Japan.
(3) The Japanese Police System under Allied Occupation.
(4) Agriculture and Food in Japan.
(5) Public Information in Japan.
(6) Japanese Civilians Overseas.

* は National Archives で存在が確認されているもの．

出所: Attached to SWNCC 52/1/D, National Archives.

VI. 連合国の主要占領機構担当者一覧
(List of Major Officials involved in the Allied Occupation of Japan)

アメリカ合衆国 (The United States)

〔機構／職名／氏名〕	〔在 任 期 間〕
大 統 領 (President)	
Franklin D. Roosevelt	Mar. 1933 - Apr. 1945
Harry S. Truman	Apr. 1945 - Jan. 1953
副大統領 (Vice-President)	
Henry A. Wallace	Jan. 1941 - Jan. 1945
Harry S. Truman	Jan. 1945 - Apr. 1945
Alben W. Barkley	Jan. 1949 - Jan. 1953
国 務 省 (Department of State)	
○国務長官 (Secretary of State)	
Cordell Hull	Mar. 1933 - Nov. 1944
Edward R. Stettinius, Jr.	Nov. 1944 - July 1945
James F. Byrnes	July 1945 - Jan. 1947
George C. Marshall	Jan. 1947 - Jan. 1949
Dean G. Acheson	Jan. 1949 - Jan. 1953
John Foster Dulles	Jan. 1953 - Apr. 1959
○国務次官 (Undersecretary of State)	
Sumner Welles	May 1937 - Sept. 1943
Edward R. Stettinius, Jr.	Oct. 1943 - Nov. 1944
Joseph C. Grew	Dec. 1944 - Aug. 1945
Dean G. Acheson	Aug. 1945 - July 1947
Robert A. Lovett	July 1947 - Jan. 1949
James E. Webb	Jan. 1949 - Jan. 1952
David K. Bruce	Jan. 1952 - Jan. 1953
Walter Bedell Smith	Feb. 1953 - Oct. 1954
○占領地域担当国務次官補 (Assistant Secretary for Occupied Areas)	
John H. Hilldring	Apr. 1946 - Sept. 1947
Charles E. Saltzman	Sept. 1947 - Mar. 1949

○極東部長 (Chief, Division of Far Eastern Affairs)，極東局長 (Director, Office of Far Eastern Affairs)，極東担当国務次官補 (Assistant Secretary

〔機構／職名／氏名〕	〔在 任 期 間〕
for Far Eastern Affairs)	
Maxwell M. Hamilton	Aug. 1937 – June 1943
Joseph W. Ballantine	June 1943 – Jan. 1944
Stanley K. Hornbeck	Jan. 1944 – May 1944
Joseph C. Grew	May 1944 – Dec. 1944
Joseph W. Ballantine	Dec. 1944 – Sept. 1945
John C. Vincent	Sept. 1945 – Sept. 1947
William W. Butterworth	Sept. 1947 – Mar. 1950
Dean Rusk	Mar. 1950 – Dec. 1951
John M. Allison	Dec. 1951 – Mar. 1953
Walter S. Robertson	Mar. 1953 – June 1959

(注) 極東部は1944年1月，極東局に昇格，1949年9月から極東担当国務次官補が新設され，極東局長を兼ねた．

○極東局次長 (Deputy Director, Office of Far Eastern Affairs)

Joseph W. Ballantine	Jan. 1944 – May 1944
Oliver C. Lockhart	May 1944 – Dec. 1944
James K. Penfield	Oct. 1945 – May 1948
H. Merrell Benninghoff	May 1948 – Nov. 1948
John M. Allison	Nov. 1948 – Sept. 1949
Livingston T. Merchant	Sept. 1949 – Nov. 1951
U. Alexis Johnson	Nov. 1951 – Oct. 1953

○極東局日本課長 (Chief, Division of Japanese Affairs)，東北アジア課長 (Chief, Division of North-East Asian Affairs)

Erle R. Dickover	May 1944 – Oct. 1945
William T. Turner	Oct. 1945 – Feb. 1946
Hugh Borton	Mar. 1946 – Oct. 1947
John M. Allison	Oct. 1947 – Nov. 1948
Max W. Bishop	Nov. 1948 – July 1949
John M. Allison	Oct. 1949 – Sept. 1950
U. Alexis Johnson	Feb. 1951 – Nov. 1951
Kenneth T. Young	Mar. 1952 – Sept. 1954

(注) 1947年2月，日本課は東北アジア課に改組．

陸 軍 省 (Department of War, Department of Army)

○陸 軍 長 官 (Secretary of War, Secretary of Army)

Henry L. Stimson	June 1940 – Sept. 1945
Robert P. Patterson	Sept. 1945 – July 1947
Kenneth C. Royall	July 1947 – June 1949

〔機構／職名／氏名〕	〔在 任 期 間〕
Gordon Gray	June 1949 – Apr. 1950
Frank Pace, Jr.	Apr. 1950 – Jan. 1953

○陸 軍 次 官 (Undersecretary of War, Undersecretary of Army)

Robert P. Patterson	Dec. 1940 – Sept. 1945
Kenneth C. Royall	Nov. 1945 – July 1947
William H. Draper	Aug. 1947 – Feb. 1949
Gordon Gray	May 1949 – June 1949
Tracy S. Voorhees	Aug. 1949 – June 1950
Archibald S. Alexander	June 1950 – Apr. 1952
K. R. Bendetsen	Apr. 1952 – Sept. 1952
Earl D. Johnson	Sept. 1952 – Dec. 1953

○占領地担当陸軍次官補 (Assistant Secretary for Occupied Areas)

John J. McCloy	Apr. 1941 – Nov. 1945
Howard C. Petersen	Dec. 1945 – July 1947
Gordon Gray	Sept. 1947 – May 1949
Tracy S. Voorhees	May 1949 – Aug. 1949
Archibald S. Alexander	Aug. 1949 – May 1950
Earl D. Johnson	May 1950 – Oct. 1952

○民 事 部 長 (Director, Civil Affairs Division)

Maj. Gen. John H. Hilldring	Mar. 1943 – Apr. 1946
Maj. Gen. Oliver P. Echols	Apr. 1946 – Jan. 1947
Maj. Gen. Daniel Noce	Jan. 1947 – July 1948
Brig. Gen. George L. Eberle (Acting)	July 1948 – Mar. 1949
Maj. Gen. Carter B. Magruder	Mar. 1949 – June 1949

○陸軍参謀総長 (Chief of Staff, U.S. Army)

Gen. George C. Marshall	Sept. 1939 – Nov. 1945
Gen. Dwight D. Eisenhower	Nov. 1945 – Feb. 1948
Gen. Omar N. Bradley	Feb. 1948 – Aug. 1949
Gen. J. Lawton Collins	Aug. 1949 – May 1953

海 軍 省 (Department of Navy)

○海 軍 長 官 (Secretary of Navy)

Frank Knox	June 1940 – May 1944
James V. Forrestal	May 1944 – Sept. 1947
John L. Sullivan	Sept. 1947 – May 1949
Francis P. Matthews	May 1949 – July 1951
Dan A. Kimball	July 1951 – Feb. 1953

〔機構／職名／氏名〕	〔在 任 期 間〕
○海 軍 次 官 (Undersecretary of Navy)	
James V. Forrestal	June 1940 - May 1944
Ralph A. Bard	June 1944 - July 1945
Artemus L. Gates	July 1945 - Dec. 1945
John L. Sullivan	June 1946 - July 1947
W. John Kenney	Sept. 1947 - May 1949
Dan A. Kimball	May 1949 - July 1951
Francis P. Whitehair	July 1951 - Jan. 1953
○海軍作戦部長 (Chief of Naval Operations)	
Adm. Ernest J. King	Mar. 1942 - Dec. 1945
Adm. Chester W. Nimitz	Dec. 1945 - Dec. 1947
Adm. Louis E. Denfeld	Dec. 1947 - Oct. 1949
Adm. Forrest P. Sherman	Nov. 1949 - July 1951
Adm. William M. Fechteler	Aug. 1951 - Aug. 1953
空 軍 省 (Department of Air Force)	
○空 軍 長 官 (Secretary of Air Force)	
W. Stuart Symington	Sept. 1947 - Apr. 1950
Thomas K. Finletter	Apr. 1950 - Feb. 1953
○空軍参謀総長 (Chief of Staff, U.S. Air Force)	
Gen. Carl Spaatz	Sept. 1947 - Apr. 1948
Gen. Hoyt S. Vandenberg	Apr. 1948 - June 1953
国 防 省 (Department of Defense)	
○国 防 長 官 (Secretary of Defense)	
James V. Forrestal	Sept. 1947 - Mar. 1949
Louis A. Johnson	Mar. 1949 - Sept. 1950
George C. Marshall	Sept. 1950 - Sept. 1951
Robert A. Lovett	Sept. 1951 - Jan. 1953
○国 防 次 官 (Deputy Secretary of Defense)	
Stephen T. Early	Apr. 1949 - Sept. 1950
Robert A. Lovett	Sept. 1950 - Sept. 1951
William C. Foster	Sept. 1951 - Feb. 1953
大統領付幕僚長 (Chief of Staff to the C-I-C of the Armed Forces), 統合参謀本部議長 (Chairman, Joint Chiefs of Staff)	
Adm. William D. Leahy	July 1942 - Mar. 1949
Gen. Omar N. Bradley	Aug. 1949 - May 1953

〔機構／職名／氏名〕	〔在 任 期 間〕
SWNCC 国務省代表 (Chairman)	
James C. Dunn	Dec. 1944 - Apr. 1946
John H. Hilldring	Apr. 1946 - Aug. 1947
Charles E. Saltzman	Sept. 1947 - Aug. 1948
SWNCC 陸軍省代表	
John J. McCloy	Dec. 1944 - Dec. 1945
Howard C. Petersen	Jan. 1946 - July 1947
William H. Draper	Sept. 1947 - Aug. 1948
SWNCC 海軍省代表	
Artemus L. Gates	Dec. 1944 - Nov. 1945
John L. Sullivan	Nov. 1945 - Sept. 1947
W. John Kenney	Sept. 1947 - Aug. 1948
極東委員会アメリカ代表 (Chairman)	
Frank R. McCoy	Oct. 1945 - Nov. 1949
Maxwell M. Hamilton	Dec. 1949 - Apr. 1952
財務長官 (Secretary of Treasury)	
Henry Morgenthau, Jr.	Jan. 1934 - July 1945
Fred M. Vinson	July 1945 - June 1946
John W. Snyder	June 1946 - Jan. 1953
連合国最高司令部 (SCAP)	
連合国最高司令官 (Supreme Commander for the Allied Powers)	
Gen. Douglas MacArthur	Aug. 1945 - Apr. 1951
Gen. Matthew B. Ridgway	Apr. 1951 - Apr. 1952
○参 謀 長 (Chief of Staff)	
Lt. Gen. Richard K. Sutherland	Aug. 1945 - Dec. 1945
Maj. Gen. Richard J. Marshall	Dec. 1945 - Apr. 1946
Maj. Gen. Paul J. Mueller	May 1946 - Feb. 1949
Maj. Gen. Edward M. Almond	Feb. 1949 - Apr. 1951
Lt. Gen. Doyle O. Hickey	Oct. 1950 - Apr. 1951 (Acting) Apr. 1951 - Apr. 1952
○参 謀 副 長 (Deputy Chief of Staff-SCAP)	
Maj. Gen. Stephen J. Chamberlin	Oct. 1945 - Apr. 1946
Maj. Gen. Lester J. Whitlock	Apr. 1946 - May 1947
Brig. Gen. Alonzo P. Fox	Aug. 1947 - June 1951
Brig. Gen. George V. Keyser	June 1951 - Apr. 1952

〔機構／職名／氏名〕 〔在 任 期 間〕

○参 謀 副 長 (Deputy Chief of Staff-AFPAC, FEC)

Maj. Gen. Richard J. Marshall	Aug. 1945 - Dec. 1945
Maj. Gen. Percy W. Clarkson	Apr. 1946 - Sept. 1946
Maj. Gen. Edward M. Almond	Nov. 1946 - Feb. 1949
Maj. Gen. Doyle O. Hickey	Feb. 1949 - Oct. 1950
Maj. Gen. Roderick R. Allen	Oct. 1950 - Apr. 1951
Maj. Gen. Whitfield P. Shepard	June 1951 -
Maj. Gen. Blackshear M. Bryan	- Apr. 1952

○第 1 部 長 (Assistant Chief of Staff, G-1)

Brig. Gen. Matthew J. Gunner	Aug. 1945 - June 1946
Maj. Gen. Edward M. Almond	June 1946 - Nov. 1946
Brig. Gen. William A. Beiderlinden	Dec. 1946 - May 1951
Maj. Gen. Bryan L. Milburn	May 1951 - Apr. 1952

○第 2 部 長 (Assistant Chief of Staff, G-2)

Maj. Gen. Charles A. Willoughby	Aug. 1945 - May 1951
Maj. Gen. Riley F. Ennis	May 1951 - Apr. 1952

○第 3 部 長 (Assistant Chief of Staff, G-3)

Brig. Gen. William E. Chambers	Aug. 1945 - Feb. 1946
Brig. Gen. Carl A. Russel	Apr. 1946 - Aug. 1947
Brig. Gen. Ward H. Maris	Aug. 1947 - Nov. 1949
Brig. Gen. Edwin K. Wright	Nov. 1949 - Apr. 1952

○第 4 部 長 (Assistant Chief of Staff, G-4)

Maj. Gen. Lester J. Whitlock	Aug. 1945 - Apr. 1946
Brig. Gen. Roy C. L. Graham	Apr. 1946 - Sept. 1946
Col. Harold E. Eastwood	Sept. 1946 - June 1949
Maj. Gen. George L. Eberle	June 1949 - Apr. 1952

○外 交 局 長 (Chief of Diplomatic Section, Political Advisor)

George Atcheson, Jr.	Sept. 1945 - Aug. 1947
William J. Sebald	Sept. 1947 - Apr. 1952

○民 政 局 長 (Chief, Government Section)

Brig. Gen. William E. Crist	Oct. 1945 - Dec. 1945
Brig. Gen. Courtney Whitney	Dec. 1945 - Apr. 1951
Frank Rizzo	Apr. 1951 - Apr. 1952

○民政局次長 (Deputy Chief, Government Section)

Col. Bruce E. Clarke	Feb. 1946 - May 1946
Col. Charles L. Kades	Aug. 1946 - Apr. 1949
Frank Rizzo	Apr. 1949 - Apr. 1951

〔機構／職名／氏名〕 〔在 任 期 間〕

Lt. Col. Jack P. Napier	Apr. 1951 - Feb. 1952
Justin Williams	Feb. 1952 - Apr. 1952

○公務員課長 (Chief, Civil Service Division)

Blaine Hoover	June 1947 - Sept. 1950
Maynard N. Shirven	Sept. 1950 - June 1951

○経済科学局長 (Chief, Economic and Scientific Section)

Raymond C. Kramer	Sept. 1945 - Dec. 1945
Maj. Gen. William F. Marquat	Dec. 1945 - Apr. 1952

○反トラスト・カルテル課長 (Chief, Anti-Trust and Cartels Division, Fair Trade Practice Division)

Maj. S. W. Wheeler (Acting)	Oct. 1945 - Jan. 1946
James M. Henderson	Jan. 1946 - Oct. 1946
Edward C. Welsh	Apr. 1947 - June 1950
Roderick M. Gillies	June 1950 - July 1951

○財 政 課 長 (Chief, Finance Division, Japan Finance Div., Public Finance Div.)

Charles F. Thomas	Sept. 1945 - May 1946
Walter K. LeCount	May 1946 - Jan. 1950
Eugene M. Reed	Jan. 1950 - Apr. 1952

○内国歳入課長 (Chief, Internal Revenue Division)

L. Harold Moss	Aug. 1948 - July 1951

○外国貿易課長 (Chief, Foreign Trade and Commerce Division, Import-Export Division)

Richard A. May	1945 - June 1946
Peter A. McDermott	Sept. 1946 - Dec. 1947
Frank E. Pickelle	Dec. 1947 - Apr. 1950
Russel W. Hale	June 1950 - June 1951
Carl C. Campbell	June 1951 - Apr. 1952

○労 働 課 長 (Chief, Labor Division)

William Karpinsky	Oct. 1945 - Dec. 1945
Theodore Cohen	Dec. 1945 - May 1947
James S. Killen	May 1947 - July 1948
Chester W. Hepler	Aug. 1948 - July 1949
Robert T. Amis	Sept. 1949 - Apr. 1952

○価格統制・配給課長 (Chief, Price Control and Rationing Division)

1st Lt. Willard S. Egekvist	Oct. 1945 - Oct. 1946
Harry F. Alber	Oct. 1946 - Aug. 1948

〔機構／職名／氏名〕	〔在 任 期 間〕
Floyd L. Whittington	Aug. 1948 - Nov. 1950
Edmond C. Hutchinson	Feb. 1951 - July 1951
○工 業 課 長 (Chief, Industrial Division)	
Joseph A. O'Hearn	1946 - June 1946
John Z. Reday	June 1946 - Feb. 1948
William S. Vaughan	Apr. 1948 - Sept. 1949
Maurice M. Class	Sept. 1949 - Aug. 1951
○統計 (企画) 調査課長 (Chief, Statistics & Research Division, Programs & Statistics Division)	
Emerson Ross	1946 - 1948
William V. Turnage	1948 - Dec. 1948
Kenneth D. Morrow	Dec. 1948 - Apr. 1952
○民間情報教育局長 (Chief, Civil Information and Education Section)	
Col. Kenneth R. Dyke	Sept. 1945 - May 1946
Lt. Col. Donald R. Nugent	May 1946 - Apr. 1952
○法 務 局 長 (Chief, Legal Section)	
Alva C. Carpenter	Oct. 1945 - Apr. 1952
○天然資源局長 (Chief, Natural Resources Section)	
Lt. Col. Hubert G. Schenck	Oct. 1945 - Dec. 1951
○公衆衛生福祉局長 (Chief, Public Health and Welfare Section)	
Col. Crawford F. Sams	Oct. 1945 - May 1951
Col. Cecil S. Mollohan	May 1951 - June 1951
○民間財産管理局長 (Civil Property Custodian)	
Brig. Gen. Patrick H. Tansey	Mar. 1946 - Apr. 1949
Brig. Gen. John F. Conklin	June 1949 - 1951
Col. Francis E. Gillette	1951 - Mar. 1952
○賠 償 局 長 (Chief, Reparations Section)	
Brig. Gen. William K. Harrison	May 1947 - Dec. 1948
○民 事 局 長 (Chief, Civil Affairs Section)	
Maj. Gen. E. C. B. Danforth, Jr.	Jan. 1950 - Apr. 1950
Maj. Gen. Whitfield P. Shepard	Apr. 1950 - June 1951
Brig. Gen. Leroy H. Watson	June 1951 - Apr. 1952
○第 8 軍司令官 (Commander, 8th Army)	
Lt. Gen. Robert L. Eichelberger	Sept. 1944 - Aug. 1948
Lt. Gen. Walton H. Walker	Aug. 1948 - Dec. 1950
Lt. Gen. Matthew B. Ridgway	Dec. 1950 - Apr. 1951
Lt. Gen. James A. Van Fleet	Apr. 1951 - Feb. 1953

〔機構／職名／氏名〕	〔在 任 期 間〕
○在日英連邦軍司令官 (Commander, British Commonwealth Occupation Forces)	
Lt. Gen. John Northcott	Jan. 1946 - Apr. 1946
Lt. Gen. Sir Horace Robertson	Apr. 1946 - Dec. 1951
Lt. Gen. William Bridgeford	Dec. 1951 - Apr. 1952

対 日 理 事 会 (Allied Council for Japan)

○アメリカ代表 (U.S.)	
William F. Marquat	Apr. 1946
George Atcheson, Jr.	May 1946
William J. Sebald	Apr. 1947 - Apr. 1952
○イギリス連邦代表 (British Commonwealth)	
William Macmahon Ball	Apr. 1946
Patrick Shaw	Sept. 1947
Lt. Col. W. R. Hodgson	Dec. 1949 - Apr. 1952
○ソビエト連邦代表 (U.S.S.R.)	
Lt. Gen. Kuzma N. Derevyanko	Apr. 1946
Maj. Gen. A. P. Kislenko	Sept. 1950 - Apr. 1952
○中華民国代表 (China)	
Lt. Gen. Chu Shih Ming (朱世明)	Apr. 1946
Gen. Shang Cheng (商震)	May 1947
Lt. Gen. Chu Shih Ming (朱世明)	May 1949
Lt. Gen. Ho Shai Lai (何世礼)	June 1950 - Apr. 1952

Ⅶ. 主要占領関係者略歴一覧 (Biographical Data of Allied Occupation Officials)

略語要記 (List of Abbreviations)

A.B.: Bachelor of Arts degree
Acad.: Academy
Admin.: Administration
Am.: American
Ambas.: Ambassador
assoc.: associate
Ass't.: Assistant
Act.: Acting
B.S.: Bachelor of Science degree
b.: born
Bd.: Board
Brig.: Brigadier
Capt.: Captain
Chmn.: Chairman
Com.: Committee
Commn.: Commission
Commdr.: Commander
Cons. Gen.: Consul General
Couns.: Counsellor
Col.: Colonel
Coll.: College
Conf.: Conference
Dep.: Deputy
Dept.: Department
Del.: Delegate
Dir.: Director
Div.: Division
Dpl.: Diplomacy
Econ.: Economic.
Emb.: Embassy
Exec.: Executive
F.E.: Far East (ern)
Fed.: Federal
For. Ser.: Foreign Service
Gen.: General
Gov't.: Government
grad.: graduate (d)
hist.: history
Inf.: Infantry
Int'l.: International
Inst.: Institute
LL.B.: Bachelor of Law degree
LL.D.: Doctor of Law degree
Lt.: Lieutenant
Mem.: Member
M.A.: Master of Arts degree
M.B.A.: Master of Business Administration degree
mil.: military
Nat'l.: National
N.E.: Northeast
Off.: Office
Pol. Sci.: Political Science
Pres.: President
Prof.: Professor
rep.: representative
Sec.: Secretary
Spec.: Special
Sch.: School
Univ. (*U.*): University
Wash.: Washington, D. C.

ACHESON, Dean G., 1893 - 1971

b. Middletown, Connecticut, Apr. 11, 1893; A.B., Yale, 1915; LL.B., Harvard, 1918; U.S. Navy, 1918-19; law practice, 1921-41; Undersec. of Treasury, 1933; Ass't. Sec. of State, Feb. 1941; Undersec. of State, Aug. 1945-June 1947; law practice, 1947-49; Sec. of State, Jan. 1949-Jan. 1953; law practice, 1953-71; Died, Oct. 12, 1971.

ALLISON, John Moore, 1905 -

b. Kansas, Apr. 7, 1905; A.B., Univ. of Nebraska, 1927; Foreign Service Officer in Japan, 1931-34; in China, 1936-38; Consul. at Osaka, 1938-42, Cons. at London, 1942-46; Ass't. Chief, Div. of Japanese Affairs, Oct. 1946; Chief, Div. of N.E. Asian Affairs, Oct. 1947; Dep. Dir., Office of Far Eastern Affairs, Nov. 1948; Dir., Office of N.E. Asian Affairs, Oct. 1949; Cons. Gen., Singapore, Oct. 1950; Couns. of mission, Tokyo, with rank of Ambas., Jan. 1951, Ass't. Sec. of State for F.E. Affairs, Dec. 1951; Ambas. to Japan, Apr. 1953; Ambas. to Indonesia, Feb. 1957; Ambas. to Czechoslovakia, Mar. 1958-June 1960.

ATCHESON, George, Jr., 1896-1947

b. Denver, Colorado, Oct. 20, 1896; A.B., Univ. of Calif., 1919; journalist, 1915-20; U.S. Army, 1918-19; Interpreter, China, 1920-24; For. Ser. Officer, China, 1924-39; Ass't. Chief, Div. of F.E. Affairs, Apr. 1941; Couns. of Emb. in Chungking, Dec. 4, 1942; Spec. Ass't. to Dir., Off. of F.E. Affairs, July 1945; U.S. Political Adviser, with personal rank of minister, to Supreme Commander for Allied Powers, Japan, Sept. 1945; Chief, Diplomatic Section, Apr. 1946; personal rank of Ambassador in same position, May 1946; Died, Aug. 17, 1947 by air accident near Hawaii.

BALL, William Macmahon, 1901 -

b. Casterton, Vic., Australia, Aug. 29, 1901; A.B., Univ. of Melbourne, 1923; research and studies from 1923-31 in London, Germany, France and Italy; British rep. to Allied Council for Japan, Tokyo, Apr. 1946-Aug. 1947; Leader, Aust. Gov't. goodwill mission to Asia, 1948; Prof. of Pol. Sci., Univ. of Melbourne, 1949-68; Emeritus Prof. since 1968.

BALLANTINE, Joseph W., 1888 - 1960

b. Ahmednagar, India, of Am. parents, July 30, 1888; A.B., Amherst, 1909; interpreter, Kobe, 1911; Dep. Cons. Gen. and interpreter at Yokohama, 1912; Ass't. and then Japanese sec. at Tokyo, 1914-21; Foreign Service Officer in Tokyo until 1928; Consul Gen. at Canton, China, June 1930; 1st Sec. at

Tokyo, 1936; Dept. of State, 1936; Ass't. Chief, Div. of F.E. Affairs, 1937; Counsellor of Emb. at Peking, 1941 (canceled); Chief, Div. of F.E. Affairs, June 1943; Dep. Dir., Office of F.E. Affairs, Jan. 1944; Dir., Off. of F.E. Affairs, Dec. 1944; Special Ass't. to Sec. of State, Sept. 1945–Feb. 1947; staff, Brookings Inst., 1947; Died, Oct. 12, 1960.

BLAKESLEE, George H., 1871 – 1954

b. Geneseo, N.Y., Aug. 27, 1871; A.B., Wesleyan, 1893; M.A., Harvard, 1900; Ph.D., Harvard, 1903; studied in Germany and England, 1901–03; Prof. of Hist. and Int'l. Rel., Clark Univ., 1903–43; Visiting Prof. to Japan, Aust., New Zealand, 1927; Div. Ass't. in Dept. of State, Nov. 1931; Spec. Ass't. to Ambas. Peking, Feb.–Sept. 1932; Prof. of Dpl. and Int'l. Rel., Fletcher School of Law and Dpl., 1933–43; consultant, Dept. of State, Aug. 1942–Mar. 1945; Spec. Ass't. to Dir., Off. of F.E. Affairs, Apr. 1945; Mem., U.S. Del., F.E. Commn., 1945; Pol. Adviser to Chmn., F.E. Commn., June 1947–1952; Died, May 5, 1954.

BORTON, Hugh, 1903 –

b. Moorestown, N.J., May 14, 1903; B.S., Haverford Coll., 1926; M.A., Columbia 1932; Tokyo Imperial Univ., 1935–36; Ph.D., Rijksuniversiteit, Leyden, Netherlands, 1937; teaching fellow, Columbia Univ., 1933–36; Research assoc., Inst. of Pacific Rel., 1938; Ass't. Prof., Columbia Univ., 1937–41; Lecturer, Sch. of Mil. Gov't., War Dept., 1942; Div. Ass't., Dept. of State, Oct. 1942; Japan Specialist, July 1944; Ass't. Chief, Div. of Japanese Affairs, Nov. 1945; Act. Chief, Mar. 1946; Chief, Div. of N.E. Asian Affairs, Nov. 1946; Spec. Ass't. to Dir., Office of F.E. Affairs, Oct. 1947–June 1948; Prof., Columbia Univ., June 1948; Dir., East Asian Inst., Columbia Univ., 1949–57; Pres., Haverford Coll., 1957–67; researcher, East Asia Inst., Columbia Univ., 1967–74.

BYRNES, James Francis, 1879 – 1972

b. Charleston, South Carolina, May 2, 1879; lawyer; Mem. of U.S. House of Rep. from 1st Dist. of South Carolina, 1911–25; law practice, 1925–31; U.S. Senator from South Carolina for terms, 1931–37, 1937–43; resigned as Senator to become justice of U.S. Supreme Court, 1941; Dir., Off. of Econ. Stabilization, Oct. 1942–May 1943; Chmn., Econ. Stabilization Bd., 1942–43; Dir., Off. of War Mobilization, 1943–45; Chmn., War Mobilization Com., 1943–45; Sec. of State, July 1945–Jan. 1947; Governor, South Carolina, 1950–55; Died, Apr. 9, 1972.

CHERNE, Leo, 1912 –

b. N.Y.C., Sept. 8, 1912; A.B., N.Y. Univ., 1931; LL.B., N.Y. Law Sch., 1934; law practice 1934; Exec. Sec., Tax Research Institute of America, Inc., N.Y. City, 1936–39; Exec. Dir., The Research Institute of America Inc., 1939– ; Lecturer, U.S. Mil. Acad., 1940–42; New Sch. for Social Research, 1946–52; Advisor on taxation and fiscal policy to Gen. MacArthur, 1946.

CRIST, William Earl, 1898 –

b. Harrisburg, Pennsylvania, 1898; B.S., U.S. Mil. Acad., 1920; Chinese Language Officer (in China), 1932–33; Command and General Staff Sch., 1937–38; War Dept., Gen. Staff, Mil. Intell. Div., 1939–43; promoted to Col., Aug. 1942; then to Brig. Gen., Mar. 1943; U.S. mil. mission, Moscow, 1944; Commdr. of Okinawa for Mil. Gov't.; Chief, Mil. Gov't. Sec., AFPAC, Aug. 1945; Chief, Gov't. Sec., SCAP, Oct. 1945–Dec. 1945; First Army, 1946–47; Army Adviser Group, Nanking, 1948; G-2, SCAP, Col., 1949; U.S. Mil. Acad., 1950; Commanding Gen., U.N. Civil Aassistance Command, 1951–52; Ass't. Div., Commdr., 6th Armored Div., 1953; Ass't. Chief of Staff, G-2, Allied Land Forces, Central Europe, 1954; retired as Brig. Gen., 1955.

CURRIE, Lauchlin, 1902 –

b. West Dublin, Nova Scotia, Canada, Oct. 8, 1902; B.S., London Sch. of Econ., 1925; Ph.D., Harvard, 1931; came to U.S., 1925; naturalized 1934; Prof. of Int'l. Econ., Fletcher Grad. Sch. of Law and Dpl., 1933–34; Sr. Analyst, U.S. Treasury, 1934; Ass't. Dir. of Research and Statistics, Bd. of Governors, Fed. Reserve System, 1934–39; Admin. Ass't. to Pres., 1939–45; Dep. Admin., Foreign Econ. Admin. 1943–44; Spec. mission to China, 1941; Pres. rep. on mission to China, 1942; later rep., IBRD to Columbia; Prof. Econ., Simon Frazer Univ., Vancouver, Canada.

DODGE, Joseph Morrell, 1890 – 1964

b. Detroit, Michigan, Nov. 18, 1890; Detroit Central High Sch., 1908; Odd jobs, 1908–11; employee, State of Michigan, 1911–16; Officer, Mem. of Exec. Com., Bank of Detroit, 1916–17; Vice-Pres., Gen. Manager, T. J. Doyle Co.; Vice-Pres., First National Bank in Detroit, 1932–33; Pres. and Dir., The Detroit Bank, Dec. 1933–Jan. 1953; Chmn., Price Adjustment Bd. for Army Air Forces Central Procurement Dist., 1942–43; Chmn., War Dept., Price Adjust. Bd., 1943–44; financial adviser, U.S. Mil. Gov't., Berlin, Aug. 1945–June 1946; Dir. Finance, USFET (Frankfurt), 1945–46; Dep. to Sec. of State, Council Foreign Ministers meeting, 1947; Pres., American Bankers Association, Oct. 1947–48; U.S. Minister, financial adviser, SCAP, Japan, 1949–52;

fiiscal adviser to Undersec. of Army, 1949-53; Dir., National Industrial Conf. Bd., 1952-53; Consultant to the Sec. of State on Japanese economy, Aug. 1952; Dir., Bureau of Budget, Exec. Off. of the Pres., Jan. 1953-Mar. 1954; Spec. Ass't. to Pres., Chmn. Council Foreign Econ. Policy, 1954-56; Chmn. Detroit Bank & Trust Co., Apr. 1954-Jan. 1963; Died, Dec. 3, 1964.

DOOMAN, Eugene Hoffman, 1890-1969

b. Osaka, Japan, Mar. 25, 1890; B.S., Trinity Coll., 1911; Vice Consul and interpreter at Kobe, 1915-19; Taipeh, 1920; Ass't. Japanese Sec. at Tokyo 1921; For. Ser. Off. in Japan 1924-30; 1st Sec. at London, 1931; attended Council of the League for discussions on Manchuria, Paris, 1931; State Dept., 1933; Adviser, Preliminary Naval Conversations, London, Oct.-Dec. 1934; Adviser, London Naval Conf., 1935-36; Couns. of Emb. at Tokyo, Jan. 1937-Dec. 1941; Couns. of Emb. at Moscow, Nov. 1942-Feb. 1943; State Dept., June 1943; Spec. Ass't. to the Dir., Off. of F.E. Affairs, May 1944-Aug. 1945; Died, Feb. 2, 1969.

DRAPER, William H., 1894 - 1974

b. N.Y. City, N.Y., Aug. 10, 1894; A.B., N.Y. Univ., 1916; M.A., 1917; Nat'l. City Bank, N.Y.C., 1919-21; Bankers Trust Co., 1923-27; Dillon Read & Co., N.Y.C., joined in 1927, and promoted to Vice-Pres., 1937-53; partner in Draper, Gaither & Anderson, 1959-67; 2nd Lt. in Inf. Reserve in 1917; Major, WWI; joined War Dept., Gen. Staff, Wash., June 1940; student at Inf. Sch., Ft. Benning, Georgia., Jan. 1942; directed 136th Inf. Regiment 1942-44; War Dept., Dec. 1944-45; Dir. of Econ. Div., Off. of Mil. Gov't. for Germany, June 1945; Econ. adviser to Commdr.-in-Chief of European theatre, Mar. 1947; Undersec. of Army, Aug. 1947-Feb. 1949; Maj. Gen., 1947; U.S. special rep. Europe, with rank of Ambas., Jan. 1952-June 1953; Died, Dec. 26, 1974.

DULLES, John Foster, 1888 - 1959

b. Washington, D.C., Feb. 25, 1888; A.B., Princeton, 1900; Sorbonne, 1908-09; George Washington Univ., LL.B., 1911; Capt. and Major, U.S. Army during WWI; U.S. Army Intell., 1917-18; lawyer, Sullivan and Cromwell, 1911-49; U.S. Senator, July-Nov. 1949; consultant to Sec. of State and rep. of the Pres., with rank of Ambas. for Japanese Peace Treaty, 1950-52; Sec. of State, Jan. 1953-Apr. 1959; Died, May 24, 1959.

EDWARDS, Corwin D., 1901 -

b. Nevada, Missouri, Nov. 1, 1901; A.B., Univ. of Missouri, 1920; Oxford, B. Litt., 1924; Ph.D., Cornell, 1928; from Instructor to Ass't. Prof. to Associate Prof. of Econ., N.Y. Univ. 1926-35; NRA adviser, 1933-36; Fed. Trade Commn., 1937-39; economist, Anti-Trust Div., Dept. of Justice, 1939-44; Consultant on cartels, Dept. of State, 1943-48; Head of mission to Japan on combines, 1946; Prof. of Gov't. and Business, Northwestern Univ., 1944-48; Dir., Bureau of Industrial Econ., Fed. Trade Commn., 1948-53; Prof., Univ. of Chicago, 1955-63; Prof., Univ. of Oregon, 1963-.

EICHELBERGER, Robert Lawrence, 1886 - 1961

b. Urbana, Ohio, Mar. 9, 1886; B.S., U.S. Mil. Acad., 1909; graduated Command and Gen. Staff Sch., 1926; Army War Coll., 1930; promoted from 2nd Lt., 1909 to Major Gen., 1941; Ass't. Chief of Staff, Am. Expedition Forces, Siberia, 1918; service in China and Japan, 1920-21; Adjutant Gen., U.S. Mil. Acad., 1931-35; Superintendent, U.S. Mil. Acad., West Point, 1940-42; Commdr,. 77th Div., Mar. 1942; Commdr., 1st Army Corps, June 1942; Lt. Gen., Oct. 1942; Southwest Pacific Campaign, 1944-45; Commanded, Allied and U.S. Ground Forces, Japan, 1946-48; Commdr., 8th Army, Sept. 1944-July 1948; retired, 1948; Consultant to Army Dept., Mar. 1949-51; Gen., 1954; Died, Sept. 26, 1961.

FEAREY, Robert Appleton, 1918 -

b. N.Y., 1918; A.B., Harvard, 1941; Private Sec. to U.S. Ambas. to Japan, 1941-42; Div. Ass't., Dept. of State, Oct. 1942; Tokyo econ. analyst, USPOLAD, SCAP, Sept. 1945; Ass't. to country specialists, Sept. 1946; country specialist, Jan. 1947; Pol. Economist, Sept. 1948; London and Paris, 1952-56; Emb. in Tokyo, Pol.-Mil. Affairs, June 1959-Oct. 1961; Dept. of State Officer-in-charge, Japanese affairs, Oct. 1961-July 1964; Dir., Off. of East Asian Affairs, July 1964; Pol. adviser to CINCPAC, July 1966; Civil Administrator, Ryukyu Islands, July 1969; Faculty Chmn., National War Coll., July 1972-.

FEIS, Herbert, 1893 -

b. N.Y.C., N.Y., June 7, 1893; A.B., Harvard, 1916; Ph.D., 1921; U.S. Navy, 1917-19; Instructor, Harvard, 1919-21; assoc. Prof. of Econ., Univ. of Kansas, 1921-23; Prof. of Econ., Univ. of Cincinnati, 1924-28; Council on For. Relations, 1930-31; Econ. Adviser to Dept. of State, 1931-37; Adviser, Int'l. Econ. Affairs, 1937-43; Special Consultant, Sec. of War, 1944-46; Mem., Inst. for Advanced Study, Princeton, 1948-50; Mem., Policy Planning Staff, Dept. of State, 1950-51.

FINE, Sherwood M., 1914 -

b. N.Y., Aug. 11, 1914; A.B., N.Y. Univ., 1936; M.A., Columbia, 1937; Ph.D., Harvard, 1943; Economist, Treasury Dept., 1938-39; Off. of Price Admin., 1941-42; OSS, 1942-43; work on Turkey, 1943-45; Dir., Econ. Planning, SCAP, 1945-52; Chief, Econ. Div., 1952-54 Emb. in Tokyo; Lecturer, Univ. of Maryland, 1956-60; Econ. Adviser, Paris, Agency for Int'l Development 1962-.

FORRESTAL, James Vincent, 1892 - 1949

b. Matteawan, N.Y., Feb. 15, 1892; A.B., Princeton, 1915; enlisted in Navy and discharged as Lt. in 1919; to W.A. Read and Co., 1916; Vice-Pres., Dillon, Read, and Co., 1923-38; Pres., 1938-40; Admin. Ass't. to Pres. Roosevelt, 1940; Undersec. of Navy, Aug. 1940; Act. then Sec. of Navy, May 1944-Sept. 1947; Sec. of Defense, July 1947-Mar. 1949; Died, May 22, 1949.

GRAY, Gordon, 1909 -

b. Baltimore, Maryland, May 30, 1909; A.B., Univ. of North Carolina, 1930; LL.B., Yale Law Sch., 1933; lawyer, 1934-37; Pres. of publishing co., radio station, 1937-47; Ass't. Sec. of Army, Sept. 1947-May 1949; Undersec. of Army, May 1949-June 1949; Sec. of Army, June 1949-Apr. 1950; Special Ass't. to Pres., Apr. 1950-Nov. 1950; Ass't. Sec. of Defense for Int'l. Security Affairs, 1955-57; Ass't. to Pres. for Nat'l. Security Affairs, 1958-61.

GREW, Joseph Clark, 1880 - 1965

b. Boston, Mass., May 27, 1880; A.B., Harvard, 1902; Dep. Cons. Gen. at Cairo, Nov. 1904; stationed in Mexico, 1906; St. Petersburg, 1907; Berlin, 1908; Vienna, 1911; Berlin, 1912-17; Act. Chief, Div. of West European Affairs, 1918; stationed in Paris, 1919; Denmark, 1920; Switzerland, 1921-23; Undersec. of State, 1924; Ambas. to Turkey, 1927-32; Ambas. to Japan, Feb. 1932-Dec. 1941; Spec. Ass't. to Sec. of State, Sept. 1942-Apr. 1944; Dir., Off. of F.E. Affairs, May 1944; Undersec. of State, Dec. 1944-Aug. 1945; Died, May 27, 1965.

HENDERSON, James McInnes, 1911 -

b. Daingerfield, Texas, Sept. 16, 1911; A.B., Univ. of Texas, 1929-33; J.D., George Washington Univ., 1938; Ass't. to U.S. Senator from Texas, 1933-38; law practice, 1938; Special Ass't. to U.S. Attorney Gen., 1939-46; Anti-trust Div., U.S. Dept. of Justice, 1940-45; Superintendent, mission to Japan for U.S. Dept. of State, War and Navy, 1945-46; Chief, Anti-trust and Cartels Div., SCAP, 1946-47; Econ. Stabilization Agency, 1951-52; Dir., Off. of Rent Stabilization, 1952-53; private law practice, 1953; Gen. Counsel, Fed. Trade Commn. until 1969.

HILLDRING, John Henry, 1895 -

b. New Rochelle, N.Y., Mar. 27, 1895; B.S., U. of Connecticut, 1917; 2nd Lt., U.S. Army, 1917, and advanced to rank of Brig. Gen., Jan. 1942; Maj. Gen., Sept. 1942; War Dept., Gen. Staff, 1939-41; Staff, then Ass't. Chief of Staff, G-1, War Dept., Dec. 1941; Commdr., 84th Infa. Div., July 1942; Dir., Civil Affairs Div., War Dept., Apr. 1943-Apr. 1946; Ass't. Sec. of State, Apr. 1946-Aug. 1947; President, then Chairman, General Aniline and Film Corp., 1947-61.

HORNBECK, Stanley Kuhl, 1883 - 1966

b. Franklin, Massachusetts, May 4, 1883; A.B., Univ. of Denver, 1903; Oxford Univ., 1904-07; Ph.D., Univ. of Wisconsin, 1911; Instructor in Chinese Gov't. Colleges, 1909-13; Lecturer, hist. of F.E., Harvard, 1924-28; Expert, U.S. Delegation to Conf. on Limitation of Armament and F.E. problems, 1921; Technical Expert, Off. of Econ. Adviser, Dept. of State, 1921-24; Chief, Div. of F.E. Affairs, Dept. of State, 1928-37; Adviser on Pol. Relations, Dept. of State, 1937-44; Dir., Off. of F.E. Affairs, Jan. 1944; Special Ass't. to Sec. of State, May 1944; Ambas. to Netherlands, Sept. 1944-May 1947; Died, Dec. 12, 1966.

HUSSEY, Alfred Rodman, Jr., 1901 - 1964

b. 1901; A.B., Harvard, 1925; LL.B., Univ. of Virginia, 1929; private law practice, 1930-42; active duty in U.S. Navy, Aug. 1942; training at Navy Sch. of Mil. Gov't., Princeton, Oct.-Dec. 1944; Civil Affairs Training Sch., Harvard, Jan.-June 1945; mil. service as amphibious training command, Pacific, Lt. Commdr., Oct. 1944; Gov't. Section, SCAP (Commdr.), Oct. 1945-June 1948; Died, Nov. 7, 1964.

JOHNSTON, Percy Hampton, 1881 - 1957

b. Lebanon, Kentucky, Jan. 1, 1881; educated in public schools; bank clerk, 1897-1907; Nat'l. Bank examiner, 1907-13; Vice-Pres., Chemical Nat'l. Bank, 1917-20; Pres., 1920-35; Chmn. Bd. of Dirs., 1935-46; Chmn. of Exec. Com., 1946-56; Died, Jan. 3, 1957.

KADES, Charles Louis, 1906 -

b. Newburgh, N.Y., Mar. 12, 1906; A.B., Cornell, 1927; LL.B., Harvard, 1930; 2nd Lt. (Reserve), 1928; law practice, 1930-33; Public Works Admin., 1933-37; Ass't. to Chief Counsel, Bureau of Internal Revenue, 1938-39; Ass't. Gen. Counsel, Treasury Dept., 1940-41; graduate, Inf. Sch., 1942; 1st Lt., Apr. 1942; Command and Gen. Staff Sch., 1943; assigned War Dept., 1943-45;

service in France (7th Army), 1944; Col., Aug. 1945; Dep. Chief, Gov't. Sec., SCAP, 1945-49; private law practice, 1949-.

KENNAN, George Frost, 1904 -

b. Milwaukee, Wisconsin, Feb. 16, 1904; A.B., Princeton, 1925; Foreign Service Officer from 1926; stationed in Geneva, Hamburg, Berlin, Riga, Moscow, Prague, before WW II; Lisbon, 1943; Couns. to Am. delegation, European Advisory Commn., London, 1943; Couns., Moscow, May 1944-Apr. 1946; Nat'l. War Coll., 1946; Dir., Policy Planning Staff, May 1947; State Dept., Counsellor and Adviser to Sec. of State, Dec. 1949-Sept. 1950; Inst. for Advanced Study, Princeton, Sept. 1950; Ambas. to Russia, Mar. 1952-Apr. 1953; retired from Foreign Service, 1953; Ambas. to Yugoslavia, Mar. 1961-Aug. 1963; Prof., Inst. for Advanced Study, Princeton, 1956.

KRAMER, Raymond Charles, 1901 - 1957

b. Philadelphia, Pennsylvania, May 25, 1901; A.B., Pennsylvania State Coll., 1922; U.S. Army, 1942-46; Col., Chief, ESS, SCAP, Oct.-Dec. 1945; Chmn. Bd., Belding Hemingway Co.; Dir. of other businesses; Died., Jan. 25, 1957.

LADEJINSKY, Wolf I., 1899-1975

b. Ekaterinopol, Russia, March 15, 1899; Naturalized to U.S. Citizen, 1928; studied in Russian High School; B.S., Teachers College of Columbia Univ., 1928; M.A. Ecomomics, Columbia Univ., attend Economics for Ph.D., Columbia Univ., 1932-33; Bureau of Transportation of the Soviet Railroads, N. Y. City, Feb. 1930-Nov. 1931; Research Staff, Wharton School, Univ. of Penn., June 1934, Agriculture Economist, Dept. of Agriculture, Apr. 1935-July 1946; GHQ/SCAP, Dec. 1945-Jan. 1947; Agricultural Economist, Regional specialist in charge Japan and Korea, Off. of Foreign Agricultural Relations, Dept. of Agriculture, July 1946-Aug. 1949; attached to ECA for Rural Reconstruction in China, Aug. 1949-Jan. 1950; Head, Far East Div., Foreign Agricultural Relations, Jan. 1950; Agriculture Attache, Tokyo, Oct. 1950-Jan. 1955; Land Reform Advisor, U.S. Mission to Vietnam, ICA, Jan. 1955-Feb. 1956; Died, July 4, 1975.

LATTIMORE, Owen, 1900 -

b. Washington, D.C., July 29, 1900; St. Bees Sch., Cumberland, Eng., 1915-19; Research studies, Harvard, 1928-29, 1930-31; business, Shanghai, China, 1920; journalist, Tientsin, 1921; further business and writing in China, 1922-33; field work in Mongolia and research in Peking under Inst. of Pacific Relations, 1934-35; editor, *Pacific Affairs*, 1934-41; Dir., Sch. of Int'l. Relation, Johns Hopkins Univ., 1938-50; Pol. Adviser to Chiang Kai-shek, 1941-42; Dir., Pacific Operations, O.W.I., 1942-44; Mem., Reparations Mission to Japan, 1945; Chief, U.N. Technical Aid Exploratory Mission to Afghanistan, 1950; Prof., Leads Univ., 1963-70.

LONG, Breckinridge, 1881 - 1958

b. St. Louis, Missouri; A.B., Princeton, 1904; M.A., 1909; St. Louis Law Sch., 1905-06; admitted to Missouri Bar, 1906; law practice, 1907-33; 3rd Ass't. Sec. of State, 1917-20; Int'l. law practice; Spec. Ass't. to Attorney Gen., 1933; Ambas. to Italy, 1933-36; Ambas., Spec. missions to Latin Am.; Mem., Commn., under treaty with Italy, for Advancement of Peace, 1939; Spec. Ass't. to Sec. of State, 1939-40; Ass't. Sec. of State, 1940-44; Mem., War Communications Bd., 1941-44; U.S. del. to Dumbarton Oaks Conf., 1944; Died, Sept. 26, 1958.

MacARTHUR, Douglas, 1880 - 1964

b. Little Rock, Arkansas, Jan. 26, 1880; A.B., U.S. Mil. Acad., 1903; 1st Lt., 1904; Engineering work on Philippine Islands, 1904; Aide to father, Lt. Gen. MacArthur, 1905-06; Aide to Pres. T. Roosevelt, 1906-07; graduated from Engineer Sch., 1908; promotions to Major, 1915; Col., 1917; Brig. Gen., 1918; Commanded 42nd Div. in WWI; Maj. Gen., 1925; service in Philippines, 1922-25 and 1928-30; Chief of Staff, with rank of Gen., 1930-35; Military Adviser to Commonwealth Gov't., Philippines, 1935-41; Commdr., U.S. Army Force in F.E., July 1941; combat operations in Pacific until 1945; Gen. of the Army, Dec. 1944; Supreme Commander for the Allied Powers, 1945-51; Commdr., U.N. Forces in Korea until Apr. 1951, when removed by Pres. Truman; Chmn. of Bd., Remington Rand, Inc., from 1952 until death; Died, Apr. 5, 1964.

MARQUAT, William Frederic, 1894 - 1960

b. St. Louis, Missouri, Mar. 17, 1894; graduated from Coast Artillery Sch., 1926; 2nd Lt., Coast Artillery, 1916; WW I service in France, 1918; Command and Gen. Staff Sch., 1931-33; promotions to Col., Dec. 1941; Brig. Gen., Jan. 1942; Maj. Gen., May 1944; Philippine Army, 1937-40, 1941-42; staff officer for Gen. MacArthur, Manila-Bataan campaign and through E. Indies, Papuan, New Guinea, Philippines, as Chief Anti-aircraft Officer, 1942 to end of WW II; Chief, ESS., SCAP, Dec. 1945-Apr. 1952; Chief, Civil Affairs and Mil. Gov't., Army Headquarters, Wash., June 1952, retired, 1957; Died, May 29, 1960.

McCLOY, John Jay, 1895 –

b. Philadelphia, Pennsylvania, Mar. 31, 1895; A.B., Amherst Coll., 1916; LL.B., Harvard, 1921; private law practice, 1921–40; Expert Consultant to Sec. of War, Oct. 1940; Ass't. Sec. of War, Apr. 1941–Nov. 1945; Pres., World Bank, 1947–49; U.S. High Commissioner for Germany, May 1949–52; Chmn. Bd., Chase Manhattan Bank, 1955–61.

McCOY, Frank Ross, 1874 – 1954

b. Lewistown, Pennsylvania, Oct. 29, 1874; Grad., U.S. Mil. Acad., 1897; Grad., Army War Coll., 1908; 2nd Lt., 1897; promoted through rank to Maj. Gen.; Aide to Pres. T. Roosevelt, 1906; Mem., Gen. Staff Corps, 1910; Head, Am. relief mission, Tokyo, 1923; Mem., League of Nations Commn., Inquiry of Japanese seizure of Manchuria, 1932; retired from Army, 1938; Chmn., Far Eastern Commn., 1945–49; Died, June 5, 1954.

MORGENTHAU, Henry, Jr., 1891 – 1967

b. N.Y. City, May 11, 1891; student, Cornell, 1909–10, 1912–13; Conservation commdr., State of N.Y.; Chmn., Gov. Roosevelt's Agricultural Advisory Commn.; Act. and Undersec. of Treasury, Nov. 1933–Jan. 1934; Sec. of Treasury, Jan. 1934–July 1945; Gen. Chmn., United Jewish Appeal, 1947–50; Chmn. Bd. Governors, Am. Financial and Development Corp. for Israel, 1951–54; Died, Feb. 6, 1967.

PAULEY, Edwin Wendell, 1903 –

b. Indianapolis, Indiana, Jan. 7, 1903; B.S., Univ. of Calif., 1922; M.S., 1923; Founder Petrol Corp.; independent oil producer, real estate developer; Pres., Chmn., Bd., Pauley Petroleum, Inc.; rep. of Govoner of Calif. on Natural Resources Com., 1939; Petroleum Coordinator for War in Europe on petroleum lend-lease supplies for Russia and Eng., 1941; U.S. rep., Reparations Commn., with rank of Ambas., 1945–47; Adviser to Sec. of State on reparations, Sept. 1947–Feb. 1948; Spec. Ass't. to Sec. of Army, 1947; private business.

PETERSEN, Howard Charles, 1910 –

b. East Chicago, Indiana, May 7, 1910; A.B., De Pauw Univ., 1930; J.D., Univ. of Michigan, 1933; law practice, 1933–40; Ass't. and Exec. Ass't. to Sec. of War, 1945; Ass't. Sec. of War, Dec. 1945–July 1947; Spec. Ass't. to Pres. on trade legislation, 1961–62; headed U.S. Delegation to London Conf. with Commonwealth Nations on Japanese trade relations, 1948; Pres., Fidelity Bank, 1950–66.

REED, Eugene M.,

M.A., Univ. of Michigan; studied, Harvard, 1931–34; Nat'l. Municipal League; Pennsylvania Econ. League; Budget Examiner, State of Pennsylvania; U.S. Navy for three years during WW II; Navy Mil. Gov't. Sch., Princeton; Chief, Public Finance Branch, SCAP, May 1946; Chief, Finance Div., SCAP, 1950–52.

REID, Ralph W. E., 1915 –

b. Philadelphia, Pennsylvania, July 5, 1915; B.S., Northwestern Univ., 1936; M.A., Univ. of Hawaii, 1938; Ph.D., Harvard, 1949; Ass't. to Vice-Pres. of Northwestern Univ., 1938–40; U.S. Navy, 1941–46 (Japanese Language Course, Southeast Pacific); Lt. Commdr., 1945; Gov't. Sec., SCAP, June 1946–Aug. 1947; Office, Undersec. of Army, Sept. 1948–49; Spec. Ass't. to F.E. Affairs, Off. of Occupied Areas; Chief, Econ. Div., Off. of Civil Affairs and Mil. Gov't., Dept. of Army, 1950–53; Ass't. to Dir., Bureau of Budget, 1953–55; Ass't. Dir., 1955–61; Manager, A. T. Kearney & Co., 1961 –.

RIDGWAY, Matthew Bunker, 1895 –

b. Ft. Monroe, Virginia, Mar. 3, 1895; grad., U.S. Mil. Acad., 1917; 2nd Lt., 1917; Army Company, Tientsin, China, 1925; service in Nicaragua and Panama Canal; liaison officer, Insular Gov't., Philippines, 1930–33; Command and Gen. Staff Sch., 1933–35; Army War Coll., 1936–37; Col., Dec. 1941; War Plans Div., War Dept., Gen. Staff, Sept. 1939–Jan. 1942; Maj. Gen., Aug. 1942; Commdr, 82nd Airborne Div., June 1942; Commdr. 18th Airborne Corps., Aug. 1944; Duty in North Africa, Italy, France, Belgium to Aug. 1945; Lt. Gen., June 1945; Dep. Supreme Allied Commdr., Mediterranean, Sept. 1945; U.S. Army rep. on Mil. Staff Com., U.N., 1946–48; C-1-C, Caribbean Command, 1948–49; Dep. Chief of Staff for Admin., U.S. Army, Sept. 1949–Dec. 1950; Commdr., 8th Army, Korea, Dec. 1950; Supreme Comdr. for the Allied Powers, Apr., 1951; Gen., May 1951; Commdr.-in-Chief of U.N. Command in F.E., Apr. 1951–Apr. 1952; Supreme Commdr., Allied Powers, Europe, May 1952–July 1953; Chief of Staff, U.S. Army, Aug. 1953–55; retired, 1955; Chmn. Bd. of Trust Mellon Inst. of Industrial Research, 1955–60.

RIZZO, Frank, 1903 –

b. Palermo, Italy, 1903; B.S., Cornell, 1924; studied Econ. and Finance at N.Y. Univ.; Pol. Sci. at George Washington Univ.; business, 1925–42; U.S. mil. service, 1942–46; retired as Major, 1946; Civil Affairs Div., War Dept., 1944–45; GHQ/SCAP, Aug. 1945–52; Spec. Ass't. to Chief, Gov't. Sec. July 1946–49; Dep. Chief, Gov't. Sec., May 1949–51; Chief, Gov't. Sec., SCAP,

Apr. 1951–May 1952; private business, 1952–.

ROBERTSON, Walter S., 1893 – 1970

b. Virginia, Dec. 7, 1893; William and Mary Coll., 1910–11; Davidson Coll., 1911–12; U.S. Army, 1917–18, 2nd Lt.; Vice-Pres. of bank, 1922–25; partner, investment firm, 1925–53; Chief, U.S. Lend-Lease Mission to Australia, 1943; Econ. Adviser in For. Ser. Auxiliary, 1945; Econ. Counselor with rank of minister, Chungking, Apr. 1945; member, Marshall Mission to China, 1946; Ass't. Sec. of State for F.E. Affairs, Mar. 1953–June 1959; Died, Jan. 18, 1970.

ROYALL, Kenneth Claiborne, 1894 – 1971

b. Goldsboro, North Carolina, July 24, 1894; A.B., Univ. of North Carolina, 1914; LL.B., Harvard, 1917; 1st Lt. service in Europe; law practice, 1919–42; U.S. Army, 1942–45; Brig. Gen., 1943; Spec. Ass't. to Sec. of War, 1944–45; Undersec. of War, Nov. 1945; Sec. of War, July 1947; Sec. of Army, Sept. 1947–June 49; private law practice, 1949–; Died, May 27, 1971.

SCHENCK, Hubert Gregory, 1897 – 1960

b. Memphis, Tenn., Sept. 24, 1897; A.B., Univ. of Oregon, 1922; M.A., 1923; Ph.D., Univ. of Calif., 1926; Prof. of Geology, Stanford Univ., 1924–43; U.S. Army, Major, then Colonel, 1943–51; Chief, Natural Resources Sec., G.H.Q., SCAP, Tokyo, 1945–51; Chief, Mutual Security Mission to China, 1951–54; Prof. Geology, Stanford Univ., 1954; Died, June 20, 1960.

SEBALD, William Joseph, 1901 –

b. Baltimore, Maryland, Nov. 5, 1901; grad., U.S. Naval Acad., 1922; LL.B., Univ. of Maryland, 1933; U.S. Navy, 1918–30; Japanese language officer, 1925–28; law practice in Japan, 1933–39; U.S. Navy, Lt. Commdr., 1942–45; Staff, Act. U.S. Pol. adviser to Supreme Commdr. for the Allied Powers, Tokyo, Dec. 1945; Dep. for Supreme Commdr., Chmn. and Mem. of U.S. Allied Council for Japan, Sept. 1947; Chief of Diplomatic Section, Supreme Commander for Allied Powers, Sept. 1947; with rank of minister, Oct. 1948; Act. U.S. Pol. Adviser for Japan, Jan. 1949; U.S. Pol. Adviser to Supreme Commdr., with personal rank of Ambas., Oct. 1950–Apr. 1952; Ambas. to Burma, 1952–54; Dep. Ass't. Sec. of State for F.E. Affairs, 1954–57; Ambas. to Australia, 1957–62.

SHOUP, Carl Sumner, 1902 –

b. San Jose, Calif., Oct. 26, 1902; A.B., Stanford, 1924; Ph.D., Columbia, 1930; from Instructor to Prof. of Econ., Columbia, 1928–72; Ass't. to Sec. of Treasury, Dec. 1937–Aug. 1938; Research Consultant, Dept. of Treasury, 1938–46; Staff, Council of Econ. Advisers, 1946–49; Dir., Shoup Tax Mission to Japan, 1949–50; Co-Dir., N.Y.C. finance study, 1950–52; Pres., Int'l. Inst. of Public Finance, 1950–53; Dir., Int'l. Econ. Integration Program and Capital Tax Project, 1962–64.

STRIKE, Clifford Stewart, 1902 –

b. Marion, Ill., Aug. 28, 1902; B.S., Univ. of Illinois, 1924; D.P. Robinson & Co., 1924–29; Vice-Pres., F. H. McGraw & Co., 1930–41; Pres., 1941–62; Chmn., 1962–.

SUTHERLAND, Richard K., 1893 – 1966

b. Hancock, Maryland, Nov. 27, 1893; A.B., Yale, 1916; grad., Infantry Sch., 1923; Command and Gen. Staff Sch., 1928; Army War Coll., 1933; 2nd Lt., 1916; promoted through grades to Brig. Gen., U.S. Army July, 1941; Maj. Gen., Dec. 1941; Lt. Gen., Feb. 1944; Chief of Staff to Gen. MacArthur, 1939–Dec. 1945; retired, 1946; Died, June 26, 1966.

TRUMAN, Harry S., 1884 – 1972

b. Lamar, Missouri, May 8, 1884; Student, Kansas City Sch. of Law, 1923–25; Field Artillery Sch., 1917–18; family farm, 1906–17; Judge, Jackson County, 1922–24; Presiding judge, 1926–34; U.S. Senator, 1934; re-elected, 1940; Vice-Pres., Nov. 1944; Pres., Apr. 12, 1945, after F. Roosevelt's death; elected Pres., 1949–53; Died, Dec. 25, 1972.

VINCENT, John Carter, 1900 – 1972

b. Seneca, Kansas, Aug. 19, 1900; A.B., Mercer Univ., 1923; U.S. Consulate at Changsha and Hankow, China, 1924–28; Peking, Nanking and other places in China, 1928–35; U.S. Dept. of State, Wash., 1935–39; Consul at Shanghai, 1940–41; Nanking and Chungking, 1942–43; Ass't. Chief, Div. of F.E. Affairs, Aug. 1943; Office of Foreign Econ. Admin. as Special Ass't. to Administrator, Oct. 1943; Chief, Div. of Chinese Affairs, State Dept., Jan. 1944–Sept. 1945; Dir., Off. of F.E. Affairs, Sept. 1945; U.S. Emb. in Switzerland, July 1947; U.S. Consulate at Tangier, with personal rank of minister, June 1951; retired, Oct. 1954; Died, Dec. 4, 1972.

VOORHEES, Tracy S., 1890 – 1974

b. New Brunswick, N.J., June 30, 1890; A.B., Rutgers, 1911; M.A., 1914; LL.B., Columbia Law Sch., 1915; law practice, 1915–42; Col., U.S. Army,

1942-46; Spec. Ass't. to Sec. of War, 1946-47; War Dept., Food Administrator for Occupied Areas, Mar. 1947; Ass't. Sec. of Army, June 1948; Undersec. of Army, Aug. 1949-June 1950; Long Island Transit Authority, 1951-54; Defense Adviser to U.S. Mission to NATO, with rank of minister, 1953-54; Hungarian Refugee Relief Com., 1956-57; Died, Sept. 25, 1974.

WELSH, Edward Cristy, 1909 -

b. Long Valley, N.J., Mar. 20, 1909; A.B., Lafayette Coll., 1930; M.A., Tufts Univ., 1932; Ph.D., Ohio State Univ., 1940; taught in Econ. Depts. of several univs., 1930-42; regional price exec., Off. of Price Admin., 1942-44; Dir., price operations all regions, 1944-46; Chief, Anti-trust and Cartels Div., SCAP, 1947-50; legislative Ass't. to Senator Symington, 1953-61; Exec. Sec., Nat'l. Aeronautics and Space Council, 1961-69.

WHITE, Harry Dexter, 1892 - 1948

b. Boston, Mass., Oct. 29, 1892; U.S. Army, 1917-18; A.B., Stanford, 1924; M.A., 1925; Ph.D., Harvard, 1935; instructor, Harvard Univ., 1926-32; Prof., Lawrence Coll., 1932-34; Treasury Dept., 1934; Dir., Div. of Monetary Research Mar. 1938; Ass't. Sec. of Treasury, Jan. 1945-May 1946; Exec. Dir. for the U.S., IMF, May 1946-June 1947; Died, Aug. 16, 1948.

WHITNEY, Courtney, 1897 - 1969

b. Washington, D.C., May 20, 1897; grad. public high sch.; night sessions, George Washington Law Sch., 1918-21; enlisted in nat'l. guard, Washington, D.C., 1914; entered Army Signal Corps for aviation training, 1917; N.Y. Flying Sch., 1917-18; commissioned 2nd. Lt., 1918; Adjutant, Bolling Field, Washington, D.C.; Camp Nichols, Manila, Philippines, 1924-26; resigned from active duty, July 1927; law practice in Manila, 1927-39; recalled to active duty, Aug. 1940 as Major; training at Command and Gen. Staff Sch.; joined Gen. MacArthur as Dir. of guerrilla activities for Philippines as Lt. Col., 1943; Chief, Civil Affairs Off., USAFPAC, 1943; Brig. Gen., Jan. 1945: Chief, Gov't. Sec., SCAP, Dec. 1945-Apr. 1951; retired as Major Gen. on Apr. 1951; Died, Mar. 20, 1969.

WILLIAMS, Justin, 1906 -

b. Arkansas, 1906; A.B., Arkansas State Coll.; M.A., Ph.D., Univ. of Iowa; Prof. of hist., Univ. of Wisconsin, River Falls Branch, 1928-42; Capt., Air Force, 1942-46; Chief of Parliamentary and Pol. Div., Gov't. Sec., SCAP, 1946-52; Pol. Adviser to C-in-C, U.S. Forces, F.E., 1952-53; Chief, Korea Div., Econ. Coop. Admin., State Dept., 1953-60; Chief of Technical Cooperation Div., ECA, State Dept., Paris, France, 1960-62; Ass't. to Pres., Univ. of Maryland, 1962-67; spec. assignments as Int'l. pol. specialist with U.S. Army Inst. of Land Combat, 1967-71; retired, 1971.

WILLOUGHBY, Charles A., 1892 - 1972

b. Germany, Mar. 8, 1892; studied languages and philology at Univ. of Heidelberg, and Sorbonne; A.B., Pennsylvania Coll., 1914; grad., work, Univ. of Kansas; enlisted in U.S. Army, 1910; commissioned officer, 2nd Lt., 1916; promotions from Capt., 1917, to Major, 1928, to Col., 1941, to Brig. Gen., 1942, to Maj. Gen., Mar. 1945; early service in France, 1917; Inf. Sch., 1918; Mil. Intell. Div. of War Dept., 1923; stationed abroad as Mil. Attache, Latin Am., 1923-27; grad., Advanced Course at Inf. Sch., 1929; Grad. Command and Gen. Staff Sch., 1931; remained as instructor and editor at Staff Sch.; grad., Army War Coll., 1936; Instructor, Inf. Sch., 1936-40; Ass't. Chief of Staff, G-4, Philippine Dept., June 1940; Chief of Intelligence for Army in F.E., Aug. 1941-Apr. 1951 as Gen. MacArthur's Ass't.; mil. in the Pacific, remained in occupation of Japan; retired, Aug. 1951; Died, Oct. 25, 1972.

YOUNG, Ralph Aubrey, 1901 -

b. Cheyenne, Wyoming, June 12, 1901; A.B., Ohio Wesleyan Univ., 1923; M.B.A., Northwestern Univ., 1925; Ph.D., Univ. of Pennsylvania, 1930; Instructor, Univ. of Pennsylvania, 1925-28; research staff Nat'l. Industrial Conf. Bd., 1928-29, 1932-34; spec. business analyst, Dept. of Commerce, 1929-30; Ass't. Prof. to Prof., Univ. of Pennsylvania, 1931-45; Ass't. Dir., Div. of Research and Statistics, Bd. of Governors, Fed. Reserve System, 1946-47; Assoc. Dir., 1947-48; Dir., 1948-59; Adviser to the Bd., 1960-66.

Ⅷ. 文 献 解 題

本巻で利用した文献のうち邦文文献については，日本学術振興会『日本占領文献目録』(349ページ，1971年）に譲り，ここでは欧文とくにアメリカの文献について概略を紹介したい．

すでに刊行されている書籍等は，末尾に著者別リストをかかげたので，解題は非公刊文献を中心とする．なお上記の邦文目録に対応する欧文目録は Robert E. Ward and Frank J. Schulman, *The Allied Occupation of Japan, 1945-1952: An Annotated Bibliography of Western-Language Materials* (American Library Association, 1974, 867 p.) がすでに刊行されているので，あわせて参照されたい．

1. 概　観

便宜上，関係文献をカテゴリー別に分けると，(1) ナショナル・アーカイブス(アメリカ国立公文書館)，(2) 同スートランド分館，(3) 同大統領図書館，(4) アメリカ議会図書館文書部，(5) マッカーサー・メモリアル，(6) 個人文書，(7) 未公刊博士論文，(8) イギリス国立文書館，(9) その他，になる．公開範囲，利用規程はまちまちであるが，ナショナル・アーカイブスの25年公開原則に準拠しているものが多い．なお政府公文書については，最近 Freedom of Information Act (5USC 552) によって，経過年数にかかわりなく利用を要求できるようになったが，文書の特定，秘解除手続等の技術的理由によって，25年経過以前の文書を閲覧することは事実上困難となっている．

2. ナショナル・アーカイブス（ワシントン）

各省庁別に分類保管され，内容を知悉したコンサルタントがいる．しかし財務省，司法省，農務省等は文書の多くを自省に保管し，必ずしもアーカイブスに移管していない．国務省関係の外交文書は Diplomatic Branch が担当している．*Foreign Relations of the United States* (*FRUS*) を刊行し，秘解除の権限をもつ国務省の Historical Office と密接な連絡があり，一部の文書は依然後者が管理している．*FRUS* の当該年度が刊行されると，印刷されなかった文書をふくめてほぼ全面的に公開される．現在（1975年12月1日）では，*FRUS* の1948年の大部，1949年の一部が刊行されているが，1949年までの外交文書は，ほぼ全面的に利用が可能である．占領関係の文書グループとしては，SWNCC, SFE, FEAC (CAC), PWC, SC, T (Territorial Subcommittee) の各議事録および文書 (FEAC 以下はハーレー・ノッター・コレクションとなっている)，A-H（ヒルドリング事務所)，A-S（ザルツマン事務所)，JA（日本課)，JK（日本朝鮮経済課)，PS（政策企画部)，CD（商品課）等があり，別に POLAD (SCAP 外交局の往復文書)，極東委員会 (FEC) 関係文書（議事録，決定，分科会記録をふくむ．1974年1月秘解除)，対日理事会 (ACJ) 議事録もある．なお，戦後政策一般に関するパスボルスキー・コレクション（1938～1945年）があるが，対日関係は少ない．

陸軍省関係の文書は，Modern Military Branch が担当し，SWNCC 等一部の文書は Diplomatic Branch と重複する．秘解除はほぼ国務省文書に追随している．主要な文書グループとしては，JCS, CCS, JCPS, CCAC 等，統合参謀本部系の文書 (RG 218)，CAD（陸軍省民事部）文書等があるが，後者は秘解除がおくれていて1946年以前も目下作業中である．OSS（戦略局）とくに R&A（調査分析課）の3000以上にのぼるレポートも大部が公開されているが，FEA（外国経済局）の文書は大部が破棄されたもようである．

また，陸軍省がまとめた *Civil Affairs Guide* の一部と *Civil Affairs Handbook* の大部は主要図書館でも見られるが，ナショナル・アーカイブスでも保管されている．ただし，Guide のなかには印刷予定のまま作成未了に終わったものもあり，全容は判明しない．なお戦略爆撃調査団の報告書等も Modern Military Branch が保管し，利用が可能である．

		期　間	開催回数（文書数）	参　考
FEAC	minutes documents	Oct. 1943- Mar. 1946	256 354 (9 boxes)	Microfilm No. T1197
PWC	minutes documents	Feb. 1944- Nov. 1944	66 322 (3 boxes)	
SC	minutes documents	Dec. 1944- Jan. 1947	207	
SWNCC	minutes documents	1944-1947	402 (67 boxes)	Microfilm No. T1194 402 のうち対日 94
SFE	minutes documents	1945-1947	73 103 (18 boxes)	Microfilm No. T1198
FEC	minutes	1946-1951	222	
ACJ	minutes	1946-1952	164	

3. ナショナル・アーカイブス・スートランド分館

ワシントン郊外のメリーランド州スートランドに所在し，Federal Record Center とも呼ばれている．本館が狭隘となったため，第2次大戦の軍事作戦に関する膨大

な文書等がこの分館に収容されている．SCAP 解体とともに本国へ送られた文書もここに保管され，ほぼ全面的に公開されている．全部で約10,000 box に達する膨大なコレクションであるが，整理，分類はほとんど未着手で，本国輸送当時の簡単な課単位の shipment list によって box ごとに捜索する以外に方法がなく，適当なコンサルタントもいないので，必要な文書を見出すのは容易でない．

4. 大統領図書館（各地）

歴代大統領および関係者の個人文書（公文書をふくむ）を集積している．占領に関係するものは，F. ルーズベルト（ニューヨーク州ハイドパーク），トルーマン（ミズーリ州インデペンデンス）図書館で，後者にはクリフォード，スナイダー，アチソン文書が含まれている．

5. アメリカ政府各省庁（略）

6. アメリカ議会図書館文書部（ワシントン）

政府高官の寄託した個人文書が主体である．一部は特別な許可を得たのち閲覧できる．占領関係ではリーヒ海軍元帥（大統領付幕僚長）日記，パターソン（陸軍長官）文書，ブレッキンリッジ・ロング（国務次官補）文書，マッコイ（極東委員会議長）文書等がある．

7. マッカーサー・メモリアル（ノーフォーク）

バージニア州ノーフォークにあり，マッカーサー元帥に関係した文書が集積されている．またホイットニー（元 SCAP 民政局長）文書の一部（20フィート）もここに寄託されている．占領関係ではスートランド文書と重複するものが多い．

8. 個人文書

各所に散在している．主要なものだけを次にかかげる．

(1) ドッジ文書（デトロイト）

デトロイト市公立図書館の所蔵．1965年ドッジの遺族から寄託されたもので，閲覧には特別許可が必要である．127 box のうち対日関係が 33 box，対独関係が 7 box を占め，史料的価値はきわめて高い．

(2) ハッセー文書（アン・アーバー）

ミシガン大学東アジア図書館の所蔵．SCAP 民政局に勤務したアルフレッド・ハッセーの寄贈したもの．憲法制定をふくむ民政局関係の資料が主で，史料的価値は高い．

(3) バンデンバーグ文書（アン・アーバー）

長く上院外交委員長をつとめたバンデンバーグの寄贈した文書で，ミシガン州アン・アーバーのミシガン歴史協会に所蔵されている．

(4) グルー文書（ケンブリッジ）

ハーバード大学ホートン図書館所蔵．グルー元駐日大使・国務次官の克明な日誌と往復書簡等のコレクションで，史料的価値は高い．

(5) ダレス文書（プリンストン）

プリンストン大学ファイアストン図書館所蔵．大部は未公開であるが，Dulles Oral History（関係者の追憶談をまとめたもの，279人）は利用可能である．

(6) フォレスタル文書（プリンストン）

フォレスタル元海軍・国防長官の日誌と文書（20ファイル）で，プリンストン大学ファイアストン図書館に所蔵．一部は *Forrestal Diaries* として公刊されている．

(7) ホワイト文書（プリンストン）

ハリー・D・ホワイト元財務次官補の文書，ブレトンウッズ関係が主で，プリンストン大学ファイアストン図書館に所蔵されている．

(8) スチムソン文書（ニューヘブン）

スチムソン元国務・陸軍長官の日記と文書で，エール大学図書館に所蔵され，マイクロフィルム版（日記は10リール，文書は169リール）が入手可能である．

(9) IPR 文書（ニューヨーク）

IPR（太平洋問題調査会）の解散後に移管された文書，刊行物等でコロンビア大学バトラー図書館に所蔵されている．

(10) コロンビア・オーラル・ヒストリー（ニューヨーク）

コロンビア大学の実施したオーラル・ヒストリー（ヒアリング）シリーズの一環として，バランタイン，ケーディスら関係者十数人から聴取した対日占領関係のプロジェクトがある．ただし質問者に適材を欠いたため，利用価値はあまり高くない．バトラー図書館所蔵．

(11) ヴォーヒーズ文書（ニューブルンスウィック）

ヴォーヒーズ元陸軍次官がラトガース大学図書館に寄託したもの．対日援助関係の資料が多い．計 16 box.

(12) ウイロビー文書（ゲティスバーグ）

ウイロビー元 SCAP 第2部長がゲティスバーグ大学図書館に寄託したもの．

(13) アイケルバーガー文書（ダラム）

アイケルバーガー元第8軍司令官の日記体書簡を主としたもので，1945年以前は Jay Luvaas (ed.), *Dear Miss Em* (Westport, 1972) として刊行されている．公開は一部に限られ，デューク大学図書館に所蔵されている．226 box のうち45が SCAP 関係．

(14) ブレークスリー文書（ウースター）

国務省で対日政策の立案に当たったジョージ・ブレークスリー博士の寄託した文書で，極東委員会関係の資料をふくんでいる．15 box がクラーク大学図書館に所蔵されている．

(15) フーバー研究所所蔵文書（スタンフォード）

ホーンベック（元国務省極東部長，532 box），スチルウェル（元中国派遣軍司令官），シェンク（元 SCAP 天然資源局長 21 box），フェラーズ将軍（元マッカーサー元帥副官）等の各文書が所蔵されている．

(16) ウイリアムス文書（ワシントン）

ジャスティン・ウイリアムス（元 SCAP 国会課長）が所蔵する文書で，占領全期にわたる政治関係の資料が多いが，公開されていない．

8. 未公刊博士論文

占領に関する未公刊博士論文（Ph.D. dissertation）の数は多くないが，一応のリストは末尾を参照されたい．論文のコピーはミシガン州アン・アーバーにある University Microfilm Association から入手することができる．

9. イギリス国立公文書館（ロンドン）

イギリス国立公文書館（Public Record Office）は，30年公開原則をとっているので，現在は1945年までの公文書を利用することが可能である．とくに外務省文書についてはよく整理された索引がある．

10. そ の 他

メリーランド大学に所蔵されている SCAP の検閲図書，雑誌類のコレクションは，最近その価値が注目されている．ペンシルバニア州カーライル・バラックスの U.S. Army Military History Research Collection のなかには，リッジウエイ大将文書（50 box），ウイロビー文書（8 box）がある．ミシシッピー州立大学図書館には，MacArthur Oral History Collection があり，バンカー大佐，サムズ准将，ウイロビー，ホイットニーらの口述をふくんでいる．

ジョージ・マーシャル図書館（バージニア州レキシントン）は，マーシャル文書（1945～52年）を所蔵している．

IX. 欧 文 文 献 一 覧

Acheson, Dean, *Present at the Creation: My Years in the State Department*, New York, W. W. Norton & Co., 1969.

Adams, T. F. M., *Japanese Securities Markets: A Historical Survey*, Tokyo, Seihei Okuyama, 1953.

Adams, T. F. M., and Iwao Hoshii, *A Financial History of the New Japan*, Tokyo, Kodansha International, Ltd., 1972.

Allen, Richard C., *Korea's Syngman Rhee: An Unauthorized Portrait*, Tokyo, The Charles E. Tuttle Co., 1960.

Allison, John M., *Ambassador from the Prairie or Allison Wonderland*, Boston, Houghton Mifflin Co., 1973.

Alperovitz, Gar, *Cold War Essays*, with an Introduction by Christopher Lasch, Cambridge, Schenkman Publishing Co., 1970.

Arkes, Hadley, *Bureaucracy, the Marshall Plan, and the National Interest*, Princeton, Princeton University Press, 1972.

Armstrong, Anne M., *Unconditional Surrender: The Impact of Casablanca Policy in World War II*, New Brunswick, N. J., Rutgers University Press, 1961.

Aron, Raymond, *The Imperial Republic: American Foreign Policy, 1945-1972*, Englewood Cliffs, N. J., Prentice-Hall, 1974.

Auer, James E., *The Postwar Rearmament of Japanese Maritime Forces, 1945-1971*, New York, Praeger Publishers, 1973.

Backer, John H., *Priming the German Economy: American Occupational Policies, 1945-1948*, Durham, N. C., North Carolina University Press, 1971.

Baerwald, Hans H., *The Purge of Japanese Leaders under the Occupation*, Berkeley, University of California Press, 1959.

Balabkins, Nicholas, *Germany under Direct Controls: Economic Aspects of Industrial Disarmament, 1945-1948*, New Brunswick, N. J., Rutgers University Press, 1964.

Baldwin, David A., *Foreign Aid and American Foreign Policy: A Documentary Analysis*, New York, Praeger Publishers, 1960.

Baldwin, Frank (ed.), *Without Parallel: The Ame.-Korean Relationship since 1945* (N. Y., 1974).

Ball, W. Macmahon, *Japan: Enemy or Ally?*, New York, The John Day Company (Published under the Joint Auspices of the International Secretariat, Institute of Pacific Relations and the Australian Institute of International Affairs), 1949.

Barnds, William J., *India, Pakistan, and the Great Powers*, New York, Praeger Publishers, 1972.

Beardsley, Richard K., *Studies in Japanese History and Politics*, Occasional Papers No. 10, Center for Japanese Studies, University of Michigan, 1967.

Beitzell, Robert, *The Uneasy Alliance*, New York, Knopf, 1972.

Bernstein, Barton J., *Politics and Policies of the Truman Administration*, Chicago, Quadrangle Books, 1970.

Bisson, Thomas A., *Prospects for Democracy in Japan*, New York, Macmillan, 1949.

Bisson, Thomas A., *Zaibatsu Dissolution in Japan*, Berkeley, University of California Press, 1954.

Blair, John M., *Economic Concentration: Structure, Behavior and Public Policy*, New York, Harcourt Brace Jovanovich, Inc., 1972.

Blakeslee, George H., *The Far Eastern Commission: A Study in International Cooperation, 1945 to 1952*, Washington, D.C., Government Printing Office, 1953.

Blum, John M., *From the Morgenthau Diaries: Years of War 1941-1945*, New York, Houghton Mifflin Co., 1967.

Blum, John M., *Roosevelt and Morgenthau: A Revision and Condensation of "From the Morgenthau Diaries,"* Boston, Houghton Mifflin Co., 1970.

Bohlen, Charles E., *Witness to History, 1929-1969*, New York, W. W. Norton & Co., 1973.

Borton, Hugh, *American Presurrender Planning for Postwar Japan* (Occasional Papers of the East Asian Institute, Columbia University), New York, Columbia University, East Asian Institute, 1967.

Borton, Hugh, *Japan's Modern Century: From Perry to 1970*, New York, The Ronald Press Co., 1970.

Brewster, Kingman, *Antitrust and American Business Abroad*, New York, 1958.

Brown, William A., Jr., and Redvers Opie, *American Foreign Assistance*, Washington, D.C., Brookings Institution, 1953.

Burns, James MacGregor, *Roosevelt: The Soldier of Freedom*, New York, Harcourt-Brace-Jovanovich, 1970.

Byrnes, James F., *Speaking Frankly*, New York, Harper & Row, 1947.

Carr, E. H., *Conditions of Peace*, New York, 1942.

Cho, Soon-sung, *Korea in World Politics 1940-1950*, Berkeley, University of California Press, 1967.

Clay, Lucius D., *Decision in Germany*, Garden City, 1950.

Clemens, Diane S., *Yalta*, New York, Oxford University Press, 1970.

Cline, Ray S., *Washington Command Post: The Operations Division (U.S. Army in World War II)*, Washington, D.C., Department of Army, Office of Chief of Military History, 1951.

Cochran, Bert, *Harry Truman and the Crisis Presidency*, New York, Funk and Wagnalls, 1973.

Cohen, Bernard C., *The Political Process and Foreign Policy: The Making of the Japanese Peace Settlement*, Princeton, Princeton University Press, 1957.

Cohen, Jerome B., *Japan's Economy in War and Reconstruction*, Minneapolis, University of Minnesota Press, 1949.

Cohen, Jerome B., *Japan's Postwar Economy*, Bloomington, Ind., Indiana University Press, 1958.

Coles, Harry L., with Albert K. Weinberg, *Civil Affairs: Soldiers Become Governors (U. S. Army in World War II*, Special Studies), Washington, D.C., Dept. of Army, Office of Chief of Military History, 1964.

Collins, J. Lawton, *War in Peacetime: The History and Lessons of Korea*, Boston, 1969.

Committee on the Judiciary, United States Senate, *Morgenthau Diary (Germany)*, Vols. 1 & 2, "Prepared by the Subcommittee to Investigate the Administration of the Internal Security Act and Other International Laws," Washington, D.C., Government Printing Office, 1967.

Council on Foreign Relations, *The United States in World Affairs* (annually), New York, Harper & Brothers.

Davies, John P., Jr., *Dragon by the Tail: American, British, Japanese and Russian Encounters with China and One Another*, New York, W. W. Norton & Co., 1972.

Davis, Lynn E., *The Cold War Begins: Soviet-American Conflict over Eastern Europe*, Princeton, Princeton University Press, 1974.

Davis, Vernon E., *The History of the Joint Chiefs of Staff in World War II: Organizational Development*, Washington, D.C., 1953.

Deane, John R., *The Strange Alliance: The Story of Our Efforts at Wartime Cooperation with Russia*, New York, The Viking Press, 1947.

Divine, Robert A., *Second Chance: The Triumph of Internationalism in America during World War II*, New York, Atheneum, 1971.

Einzig, Paul, *The History of Foreign Exchange*, New York, Macmillan, 1962.

Dore, Ronald P., *Land Reform in Japan*, London, Oxford University Press, 1959.

Dunn, Frederick S., *Peace-Making and the Settlement with Japan*, Princeton, Princeton University Press, 1963.

Dutt, Vidya P., ed., *East Asia: China, Korea, Japan, 1947-1950*, Bombay, Oxford University Press, 1958.

Edwards, Corwin, *A Cartel Policy for the United Nations*, New York, 1945.

Eichelberger, Robert L., *Our Jungle Road to Tokyo*, New York, The Viking Press, 1950.

Emmerson, John K., *Arms, Yen and Power: The Japanese Dilemma*, New York, Dunellen Co., 1971.

Fairbank, John King, *The United States and China*, Cambridge, Harvard University Press, 1971.

Far Eastern Commission, *Activities of the Far Eastern Commission, Report by the Secretary-General, February 26, 1946–July 10, 1947* (Department of State Publication 2888, Far Eastern Series 24), Washington, D.C., Government Printing Office, 1947.

Far Eastern Commission, *Second Report by the Secretary-General, July 10, 1947–December 23, 1948* (Department of State Publication 3420, Far Eastern Series 29), Washington, D.C., Government Printing Office, 1949.

Far Eastern Commission, *Third Report by the Secretary-General, December 24, 1948–June 30, 1950* (Department of State Publication 3945, Far Eastern Series 35), Washington, D.C., Government Printing Office, 1950.

Fearey, Robert A., *The Occupation of Japan, Second Phase: 1948–50*, New York, Macmillan, 1950.

Feis, Herbert, *The Atomic Bomb and the End of World War II*, rev. ed., Princeton, Princeton University Press, 1966.

Feis, Herbert, *Between War and Peace: The Potsdam Conference*, Princeton, Princeton University Press, 1960.

Feis, Herbert, *Contest over Japan: The Soviet Bid for Power in the Far East 1945–52*, New York, W. W. Norton & Co., 1967.

Feis, Herbert, *From Trust to Terror: The Onset of the Cold War, 1945–50*, New York, W. W. Norton & Co., 1970.

Feis, Herbert, *Japan Subdued: The Atomic Bomb and the End of the War in the Pacific*, Princeton, Princeton University Press, 1961.

Fifield, Russell H., *Americans in Southeast Asia: The Roots of Commitment*, New York, Thomas Crowell Co., 1973.

Fine, Sherwood M., *Japan's Postwar Industrial Recovery*, Tokyo, Foreign Affairs Association of Japan, 1953.

Fischer, Louis, *The Road to Yalta: Soviet Foreign Relations, 1941–1945*, New York, Harper & Row, 1972.

Fleming, Denna F., *The Cold War and Its Origins, 1917–1960*, 2 vols., Garden City, New York, Doubleday & Co., 1961.

Flynn, John T., *While You Slept*, New York, Devin, 1951.

Freeland, Richard M., *The Truman Doctrine and the Origins of McCarthyism: Foreign Policy, Domestic Politics and Internal Security, 1946–48*, New York, Alfred A. Knopf, 1972.

Friedman, Irving S., and Margaret M. Garritsen, *Foreign Economic Problems of Postwar United States*, New York, 1947.

Friedmann, W., *The Allied Military Government of Germany*, London, 1947.

Friedrich, Carl J., and associates, *American Experiences in Military Government in World War II*, New York, Holt, Rinehart and Winston, 1948.

Gaddis, John L., *The United States and the Origins of the Cold War, 1941–1947*, New York, Columbia University Press, 1972.

Gaddis, John W., *Public Information in Japan under American Occupation: A Study of Democratization Efforts through Agencies of Public Expression*, Genève, Imprimeries Populaires, 1950.

Gardner, Lloyd C., *Architects of Illusion: Men and Ideas in American Foreign Policy, 1941–1949*, Chicago, Quadrangle Books, 1970.

Gardner, Lloyd C., *Economic Aspects of New Deal Diplomacy*, Madison, University of Wisconsin Press, 1964.

Gardner, Richard N., *Sterling-Dollar Diplomacy: Anglo-American Collaboration in the Reconstruction of Multilateral Trade*, Oxford, Clarendon Press, 1956.

Gayn, Mark J., *Japan Diary*, New York, William Sloane Associates, 1948.

Gimbel, John, *The American Occupation of Germany: Politics and the Military, 1945–1949*, Stanford, Stanford University Press, 1968.

Goodman, Grant K., ed., *The American Occupation of Japan: A Retrospective View*, Lawrence, University of Kansas, Center for East Asian Studies, 1968.

Grad, Andrew J., *Land and Peasant in Japan: An Introductory Survey*, New York, Institute of Pacific Relations, 1952.

Gravel, Mike (The Senator Gravel Edition), *The Pentagon Papers: The Defense Department History of United States Decisionmaking on Vietnam*, Vols. 1–5, Boston, Beacon Press, 1971.

Greenfield, Kent R., *Command Decisions*, New York, 1959.

Grew, Joseph C., *Turbulent Era: A Diplomatic Record of Forty Years, 1904–1945*, 2 vols. (ed. by Walter Johnson), Boston, Houghton Mifflin, 1952.

Guhin, Michael A., *John Foster Dulles: A Statesman and His Times*, New York, Columbia University Press, 1972.

Gunther, John, *The Riddle of MacArthur: Japan, Korea and the Far East*, New York, Harper & Row, 1951.

Hadley, Eleanor M., *Antitrust in Japan*, Princeton, Princeton University Press, 1970.

Halle, Louis J., *The Cold War as History*, New York, Harper & Row, 1967.

Hammond, Paul Y., *Cold War Years*, New York, 1969.

Haring, Douglas G., ed., *Japan's Prospects*, Harvard University Press, 1946.

Harris, Seymour E., *Foreign Economic Policy for the United States*, Cambridge, 1948.

Hayes, Samuel P., *The Beginning of American Aid to Southeast Asia*, Lexington, 1971.

Hayes, Grace P., *The History of the Joint Chiefs of Staff in World War II: The War Against Japan*, Washington, D.C., 1954.

Head, R. G., and E. J. Rokke, *American Defense Policy*, Baltimore, 1973.

Heinrichs, Waldo H., Jr., *American Ambassador: Joseph C. Grew and the Development of the U.S. Diplomatic Tradition*, Boston, Little, Brown & Co., 1966.

Henderson, Dan Fenno, ed., *The Constitution of Japan: Its First Twenty Years, 1947-67*, Seattle, University of Washington Press, 1969.

Herring, George C., *Aid to Russia 1941-1946: Strategy, Diplomacy, the Origins of the Cold War*, New York, Columbia University Press, 1973.

Hewes, Laurence I., Jr., *Japan: Land and Man: an Account of the Japanese Land Reform Program, 1945-51*, Ames, Iowa State College Press, 1955.

Hickman, Bert G., *Growth and Stability of the Postwar Economy*, Washington, D.C., Brookings Institution, 1960.

Holborn, Hajo, *American Military Government: Its Organization and Policies*, Washington, D.C., Infantry Journal Press, 1947.

Hoopes, Townsend, *The Devil and John Foster Dulles*, Boston, Little, Brown & Co., 1973.

Hull, Cordell, *The Memoirs of Cordell Hull*, 2 vols., New York, Macmillan, 1948.

Institute of Pacific Relations, *Amerasia Papers*, Washington, D.C., 1970.

Institute of Pacific Relations, *Problems of Economic Reconstruction in the Far East*, Washington, D.C., 1949.

Institute of Pacific Relations, *Security in the Pacific*, New York, The Institute, International Secretariat, 1945.

Iriye, Akira, *Cold War in Asia: A Historical Introduction*, Englewood Cliffs, N.J., Prentice-Hall, Inc., 1974.

Israel, Fred L., ed., *The War Diary of Breckinridge Long: Selections from the Years 1929-1944*, Lincoln, University of Nebraska Press, 1966.

James, D. Clayton, *The Years of MacArthur, 1880-1941*, Vol. I, *1941-1945*, Vol. II, Boston, Houghton Mifflin, 1970, 1975.

Jossup, Philip C., *The Birth of Nations*, New York, 1974.

Johnstone, William C., *The Future of Japan*, London, Oxford University Press, 1945.

Jones, Francis C., Hugh Borton and Bertie R. Pearn, *The Far East 1942-1946*, London, Oxford University Press, 1955.

Kawai, Kazuo, *Japan's American Interlude*, Chicago, University of Chicago Press, 1960.

Kennan, George F., *Memoirs 1925-1950*, Boston, Little, Brown & Co., 1967.

Kennan, George F., *Memoirs 1950-1963*, Boston, Little, Brown & Co., 1972.

Kimball, Warren F., *The Most Unsordid Act: Lend-Lease, 1939-1941*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1969.

Kolko, Gabriel, *The Politics of War: The World and United States Foreign Policy, 1943-1945*, New York, Random House, 1968.

Kolko, Joyce and Gabriel, *The Limits of Power: The World and United States Foreign Policy, 1945-1954*, New York, Harper & Row, 1972.

Kosaka, Masataka, *100 Million Japanese: The Postwar Experience*, Tokyo, Kodansha International Ltd., 1972.

Krock, Arthur, *Memoirs: Sixty Years on the Firing Line*, New York, Funk and Wagnalls, 1968.

Kubek, Anthony, *The Amerasia Papers: A Clue to the Catastrophe of China*, Washington, D.C., U.S. Government Printing Office, 1970.

Kuklick, Bruce, *American Policy and the Division of Germany: The Clash with Russia over Reparations*, Ithaca, Cornell University Press, 1972.

Lafeber, Walter, *America, Russia, and the Cold War, 1945-1971*, New York, John Wiley and Sons, 1967.

Latham, Earl, *The Communist Controversy in Washington: From the New Deal to McCarthy*, Cambridge, Harvard University Press, 1966.

Lattimore, Owen, *The Situation in Asia*, Boston, Little, Brown & Co., 1949.

Lattimore, Owen, *Solution in Asia*, Boston, Little, Brown & Co., 1945.

Leahy, William D., *I Was There: The Personal Story of the Chief of Staff to Presidents Roosevelt and Truman, Based on His Notes and Diaries Made at the Time*, New York, McGraw-Hill, 1950.

Lewe van Aduard, Evert J., *Japan: From Surrender to Peace*, The Hague, Martinus Nijhoff, 1953.

Library of Congress, *U.S. Foreign Aid*, Greenwood Press, 1959.

Link, Arthur S., and William B. Catton, *American Epoch: A History of the United States since 1900*, 3 vols., New York, Alfred A. Knopf, 1963.

Lippmann, Walter, *Cold War in the United States Foreign Policy*, New York, 1947.

Livingston, Jon, Joe Moore and Felicia Oldfather, *Postwar Japan, 1945 to the Present*, New York, Pantheon Books, 1973.

Lukacs, John, *A New History of the Cold War*, New York, Doubleday & Co., 1966.

Luvaas. Jay, ed., *Dear Miss Em: General Eichelberger's War in the Pacific, 1942-1945*, Westport, Greenwood Press, 1972.

MacArthur, Douglas, *Reminiscences*, New York, McGraw-Hill, 1964.

Maddox, Robert J., *The New Left and the Origins of the Cold War,* Princeton, Princeton University Press, 1973.

Martin, Edwin M., *The Allied Occupation of Japan,* New York, American Institute of Pacific Relations, 1948.

Martin, James S., *All Honorable Men,* Boston, 1950.

Mashbir, Sydney F., *I Was an American Spy,* New York, Vantage, 1953.

Matloff, Maurice, and Edwin L. Snell, *Strategic Planning for Coalition Warfare 1941-1942 (U.S. Army in World War II),* Washington, D.C., Department of Army, Office of Chief of Military History, 1953.

May, Ernest R., *"Lessons" of the Past: The Use and Misuse of History in American Foreign Policy,* New York, Oxford University Press, 1973.

May, Ernest R., and James C. Thomson, Jr., eds., *American-East Asian Relations: A Survey,* Cambridge, Harvard University Press, 1972.

McLane, Charles B., *Soviet Strategies in Southeast Asia: An Exploration of Eastern Policy under Lenin and Stalin,* Princeton, Princeton University Press, 1966.

McVey, Ruth T., *The Calcutta Conference and the Southeast Asian Uprising,* New York, 1958.

Mee, Charles L., Jr., *Meeting at Potsdam,* New York, Evans, 1975.

Melby, John F., *The Mandate of Heaven: Record of a Civil War, China 1945-49,* Toronto, University of Toronto Press, 1968.

Middleton, Harry J., *A Compact History of the Korean War,* New York, Hawthorn Books, 1965.

Mikesell, Raymond F., *Foreign Exchange in the Postwar World,* Baltimore, 1954.

Miller, Merle, *Plain Speaking: An Oral Biography of Harry S. Truman,* New York, Berkeley Publishing Corp., 1973.

Moltmann, Gunter, *Amerikas Deutschlandpolitik im Zweiten Weltkrieg,* Heidelberg, Carl Winter, 1958.

Montgomery, John D., *Forced to Be Free: The Artificial Revolution in Germany and Japan,* Chicago, University of Chicago Press, 1957.

Montgomery, John D., *The Purge in Occupied Japan: A Study in the Use of Civilian Agencies under Military Government,* Chevy Chase, Md., Johns Hopkins University Operations Research Office, 1954.

Morgan, Henry G., *Planning the Defeat of Japan: A Study of Total War Strategy,* Washington, D.C., Office of Chief of Military History, 1961.

Morgan, Roger, *The United States and West Germany, 1945-1973,* London, Oxford Univ. Press, 1974.

Morgenthau, Henry Jr., *Germany Is Our Problem,* New York, 1945.

Moulton, Harold Glenn, and Louis Marlio, *The Control of Germany and Japan,* Washington, D.C., Brookings Institution, 1944.

New York Times, pub., *The Pentagon Papers,* Chicago, Bantam Books, 1971.

Notter, Hurley, *Postwar Foreign Policy Preparation, 1939-1945,* Washington, D.C., Government Printing Office, 1949 (Department of State Publication 3580).

Oppler, Alfred C., *Legal Reform in Occupied Japan,* Princeton, Princeton Univ. Press, 1976.

Paige, Glenn D., *Korean Decision, June 24-30, 1950,* Free Press, 1968.

Passin, Herbert, *The Legacy of the Occupation: Japan,* New York, Columbia University, East Asian Institute, 1968.

Paterson, Thomas G., *Soviet-American Confrontation: Postwar Reconstruction and the Origins of the Cold War,* Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1973.

Pauley, Edwin W., *Report on Japanese Reparations to the President of the United States, November 1945 to April 1946,* Washington, D.C., Government Printing Office, 1948 (Department of State Publication 3174, Far Eastern Series 25).

Pauley, Edwin, W., *Report on Japanese Assets in Manchuria to the President of the United States, July 1946,* Washington, D.C., Government Printing Office, 1946.

Pentony, D. E., *The United States Foreign Aid, July 1, 1940-June 30, 1958.*

Pogue, Forrest C., *George C. Marshall: Organizer of Victory, 1943-45,* New York, The Viking Press, 1973.

Rees, David, *Harry Dexter White,* New York, Coward, 1973.

Resse, Trevor R., *Australia, New Zealand and the United States,* Oxford University Press, 1969.

Richard, Dorothy E., U.S. Naval Administration of the Trust Territory of the Pacific Islands, Office of Chief of Naval Operations, 1957.

Robertson, Ross M., *History of the American Economy,* New York, Harcourt-Brace-Jovanovich, 1973.

Rose, Lisle A., *After Yalta,* New York, Charles Scribner's Sons, 1973.

Rosecrance, R. N., *Australian Diplomacy and Japan, 1945-1951,* Parkville, Melbourne University Press, 1962.

Roth, Andrew, *Dilemma in Japan,* Boston, Little, Brown & Co., 1945.

Scalapino, Robert A., and Chong-sik Lee, *Communism in Korea,* Parts I & II, Berkeley, University of California Press, 1972.

Schilling, Warner R., et al., *Strategy, Politics, and Defense Budgets,* New York, Columbia University Press, 1962.

Schneider, Wilbert M., *The American Bankers Association: Its Past and Present,* Washington, D.C., 1956.

Schuman, Frederic L., *The Cold War,* Baton Rouge, 1967.

Sebald, William J., and Russell Brines, *With MacArthur in Japan: A Personal*

History of the Occupation, New York, W. W. Norton & Co., 1965.

Service, John S., *The Amerasia Papers: Some Problems in the History of U.S.-China Relations*, Berkeley, University of California Press, 1971.

Shewmaker, Kenneth E., *Americans and Chinese Communists, 1927-1945: A Persuading Encounter*, Ithaca, Cornell University Press, 1971.

Schnabel, James F., *Policy and Direction: The First Year*, Washington, D. C., 1972.

Simmons, Robert R., *The Strained Alliance: Peking, Pyongyang, Moscow and the Politics of the Korean Civil War*, N. Y., 1975.

Smith, Gaddis, *American Diplomacy during the Second World War, 1941-1945*, New York, John Wiley and Sons, 1965.

Smith, Gaddis, *Dean Acheson*, New York, Cooper Sq., 1972.

Smith, Jean E., ed., *The Papers of General Lucius D. Clay: Germany 1945-1949*, 2 vols., Bloomington, Indiana University Press, 1974.

Smith, R. Harris, *OSS: The Secret History of America's First Intelligence Agency*, Berkeley, University of California Press, 1972.

Solberg, Carl, *Riding High: America in the Cold war*, New York, Bascom and Lipscomb, 1974.

Spanier, John W., *American Foreign Policy since World War II*, New York, Praeger Publishers, 1967.

Spanier, John W., *The Truman-MacArthur Controversy and the Korean War*, Cambridge, Harvard University Press, 1959.

Starke, J. G., *The Anzus Treaty Alliance*, Melbourne Univ. Press, 1965.

Steiner, Kurt, *Local Government in Japan*, Stanford, Stanford University Press, 1965.

Stilwell, Joseph W., *The Stilwell Papers*, New York, Schocken Books, 1972.

Stimson, Henry L., and McGeorge Bundy, *On Active Service in Peace and War*, New York, Harper & Row, 1947.

Stairs, Denis, *The Diplomacy of Constraint: Canada, the Korean War and the U.S.*, Tronto, 1974.

Stuart, Graham H., *The Department of State*, New York, 1949.

Supreme Commander for the Allied Powers, *Catalog of Directives to the Japanese Government*, 2 vol., Tokyo, SCAP, 1952.

Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Affairs Division, *Monthly Activities Report*, Tokyo, SCAP, 1946-51, monthly.

Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Information and Education Section, *Activities Report*, Tokyo, SCAP, Nov. 1945-Dec. 1946, Jan. 1949-May 1951, weekly.

Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Information and Education Section, *Mission and Accomplishments of the Occupation in the Civil Information and Education Fields*, Tokyo, 1 SCAP, Oct., 1949.

Supreme Commander for the Allied Powers, Civil Information and Education Section, *Mission and Accomplishments of the Occupation in the Civil Information and Education Fields*, Tokyo, SCAP, Jan. 1, 1950.

Supreme Commander for the Allied Powers, *SCAP Directives to the Imperial Japanese Government*, Tokyo, SCAP, 1945-52.

Supreme Commander for the Allied Powers, *Catalog of Administrative Directives (SCAPINs—A's) to the Japanese Government*, 4 vols., Tokyo, SCAP, 1947-51.

Supreme Commander for the Allied Powers, *Instructions to the Japanese Government from 4 September 1945 to 8 March 1952.*

Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, *Mission and Accomplishments of the Occupation in the Economic and Scientific Fields*, Tokyo, Sept. 26, 1949.

Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, *Mission and Accomplishments of the Supreme Commander for the Allied Powers in the Economic and Scientific Fields*, Tokyo, SCAP, 1950.

Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, *Mission and Accomplishments of the Supreme Commander for the Allied Powers in the Economic, Scientific and Natural Resources Fields*, Tokyo, SCAP, 1952.

Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, *Progress Report*, Mimeographed, Tokyo, SCAP, June 20, 1946.

Supreme Commander for the Allied Powers, Economic and Scientific Section, Research and Statistics Division, *Japanese Economic Statistics 1946-1952*, Tokyo, monthly.

Supreme Commander for the Allied Powers, Government Section, *Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948: Report*, 2 vols. Washington, D.C., Government Printing Office, 1949.

Supreme Commander for the Allied Powers, Government Section, *A Brief Progress Report on the Political Reorientation of Japan*, Tokyo, SCAP, Oct. 10, 1949.

Supreme Commander for the Allied Powers, Natural Resources Section, *Mission and Accomplishments of the Occupation in the Natural Resources Field*, Tokyo, SCAP, 1949.

Supreme Commander for the Allied Powers, Natural Resources Section, *Mission and Accomplishments of the Occupation in the Natural Resources Field*, Tokyo, SCAP, 1950.

Supreme Commander for the Allied Powers, and Far East Command, *Selected Data on the Occupation of Japan*, Tokyo, SCAP, 1950.

Supreme Commander for the Allied Powers, General Headquarters, Statistics and Reports Section, *History of the Non-military Activities of the Occupation of Japan*, 55 vols., Tokyo, SCAP, 1952 (Suitland).

1. *Introduction, 1945-1951.*
2. *Administration of the Occupation, 1945-July 1951.*
3. *Logistic Support, 1945-1951.*
4. *Population.*
5. *Trials of Class "B" and "C" War Criminals.*
6. *Local Government Reform, 1945-December 1950.*
7. *The Purge, 1945-December 1951.*
8. *Constitutional Revision, 1945-December 1951.*
9. *National Administrative Reorganization, 1945-1949.*
#10. *Election Reform, 1945-November 1951.*
#11. *Development of Political Parties, 1947-November 1951.*
#12. *Development of Legislative Responsibilities, 1945-October 1950.*
#13. *Reorganization of Civil Service, 1945-1951.*
#14. *Legal and Judicial Reform, 1945-December 1950.*
#15. *Freedom of the Press, 1945-January 1951.*
#16. *Theatre and Motion Pictures, 1945-December 1951.*
#17. *Treatment of Foreign Nationals.*
#18. *Public Welfare, 1945-December 1949.*
#19. *Public Health, September 1945-December 1950.*
#20. *Social Security, 1945-March 1950.*
#21. *Foreign Property Administration.*
#22. *Reparations.*
#23. *Japanese Property Administration.*
#24. *Elimination of Zaibatsu Control, 1945-June 1950.*
#25. *Deconcentration of Economic Power, 1945-December 1950.*
#26. *Promotion of Fair Trade Practices, 1945-October 1951.*
#27. *The Rural Land Reform, 1945-June 1951.*
#28. *Development of the Trade Union Movement, 1945-June 1951.*
#29. *Working Conditions, 1945-September 1950.*
#30. *Agricultural Cooperatives, 1945-December 1950.*
#31. *Education, 1945-September 1949.*
#32. *Religion.*
#33. *Radio Broadcasting, 1945-1951.*
#34. *Price and Distribution Stabilization: Non-Food Program.*
#35. *Price and Distribution Stabilization: Food Program.*
#36. *Agriculture, September 1945-December 1950.*

#37. *National Government Finance, 1945-March 1951.*
#38. *Local Government Finance, 1945-March 1951.*
#39. *Money and Banking, 1945-June 1951.*
#40. *Financial Reorganization of Corporate Enterprises.*
#41. *The Petroleum Industry, 1945-June 1951.*
#42. *Fisheries, 1945-1950.*
#43. *Forestry, September 1945-January 1951.*
#44. *Rehabilitation of the Non-Fuel Mining Industries.*
#45. *Coal.*
#46. *Expansion and Reorganization of the Electric Power and Gas Industries, 1945-March 1950.*
#47. *The Heavy Industries, 1945-1950.*
#48. *Textile Industries, September 1945-December 1950.*
#49. *The Light Industries, 1945-March 1951.*
#50. *Foreign Trade.*
#51. *Land and Air Transportation.*
#52. *Water Transportation, 1945-1951.*
#53. *Communications, 1945-December 1950.*
#54. *Reorganization of Science and Technology in Japan, 1945-Sept. 1950.*
#55. *Police and Public Safety, 1945-October 1951.*
#(?). *Elimination of Private Control Associations.*

Supreme Commander for the Allied Powers, *Summation of Non-military Activities in Japan and Korea*, Mimeographed, Tokyo, SCAP, Sept./Oct. 1945-Aug. 1948, Nos. 1-35, monthly.

Supreme Commander for the Allied Powers, *Telephone Directory*, Apr. 1946, Dec. 1946, Oct. 1947, Apr. 1948, July 1949, Jan. 1950, July 1950, Jan. 1951, Apr. 1952, Oct. 1952 (Suitland).

Supreme Commander for the Allied Powers, *Two Years of Occupation*, Tokyo, 3 vols., SCAP, Aug. 1947.

Talbot, S., *Khrushchev Remembers*, Boston, 1970.

Textile Mission to Japan, *Report to the War Dept. and to the Dept. of State, January-March 1946*, Washington, D.C., Government Printing Office, 1946 (Dept. of State Publication 2619, Far Eastern Series 13).

Textor, Robert B., *Failure in Japan: With Keystones for a Positive Policy*, New York, Day, 1951.

Theoharis, Athan G., *The Yalta Myths: An Issue in U.S. Politics, 1945-1955*, Columbia, University of Missouri Press, 1970.

Thomas, John N., *The Institute of Pacific Relations: Asian Scholars and American Politics*, Seattle, University of Washington Press, 1974.

Thorpe, Elliott R., *East Wind, Rain,* Boston, 1969.

Trager, Frank N., *Marxism in Southeast Asia: A Study of Four Countries,* Stanford, Stanford University Press, 1959.

Truman, Harry S., *Memoirs by Harry S. Truman,* 2 vols., New York, Doubleday & Co., 1955-56.

Ulam, Adam B., *Expansion and Coexistence: Soviet Foreign Policy, 1917-73,* New York, Praeger Publishers, 1968.

Ulam, Adam B., *The Rivals: America and Russia since World War II,* New York, The Viking Press, 1971.

U.S.. Army (Roy E. Appleman), *U.S. Army in the Korean War: South to the Naktong, North to the Yalu,* Washington, D.C., Dept. of Army, Office of Military History, 1961.

U.S. Committee to Inquire into Economic Problems of Japan and Korea, *Report on the Economic Position and Prospects of Japan and Korea and the Measures Required to Improve Them,* Washington, D.C., 1948.

U.S. Congress, Dept. of State, *The Axis in Defeat: A Collection of Documents on American Policy toward Germany and Japan,* Washington, D.C., Government Printing Office, 1945 (Department of State Publication 2423).

U.S. Congress, Senate, Committee on Armed Services, *Military Situation in the Far East,* Washington, D.C., 1951.

U.S. Dept. of Commerce, *Foreign Aid 1940-1951,* Washington, D.C., 1952.

U.S. Department of Defense, *The Entry of the Soviet Union into the War against Japan: Military Plans, 1941-1945,* Washington, D.C., Government Printing Office, 1955.

U.S. Department of Defense, *United States-Vietnam Relations, 1945-1967* 12 vols., Washington, D.C., Government Printing Office, 1971.

U.S. Department of State, *Report of the Mission on Japanese Combines,* Part I, Analytical Data, Washington, D.C., Government Printing Office, 1946 (Dept. of State Publication 2628, Far Eastern Series 14).

U.S. Department of State, *Korea, 1945 to 1948* (1948, Far Eastern Series 28).

U.S. Department of State, *Occupation of Japan: Policy and Progress,* Washington, D.C., Government Printing Office, 1946 (Dept. of State Publication 2671, Far Eastern Series 17).

U.S. Department of State, *The United States Relations with China with Special Reference to the Period 1944-1949,* Washington D.C., Government Printing Office, 1949.

U.S. Department of Army, *Reports of General MacArthur: The Campaigns of MacArthur in the Pacific,* Vol. I, Washington, D.C., Government Printing Office, 1966.

U.S. Department of Army, *Reports of General MacArthur: MacArthur in Japan: The Occupation: Military Phase,* Vol. I, Supplement, Washington D.C., Government Printing Office, 1966.

U.S. Department of Treasury, *Annual Report of the Secretary of the Treasury on the State of the Finance 1944-1945,* Washington, D.C.

U.S.S.R., *The Teheran, Yalta, and Potsdam Conferences,* Moscow, Progress Publishers, 1969.

Wallich, Henry C., *Mainsprings of the German Rivivals,* New Haven, Yale University Press, 1955.

Ward, Robert E., and Frank Joseph Shulman, *The Allied Occupation of Japan, 1945-1952: An Annotated Bibliography of Western Language Materials,* Chicago, American Library Association, 1974.

Watt, Alan, *The Evolution of Australian Foreign Policy 1938-65,* Cambridge University Press, 1967.

Wedemeyer, Albert C., *Wedemeyer Reports,* New York, Holt, Rinehart and Winston, 1958.

Weinstein, Martin E., *Japan's Postwar Defense Policy, 1947-1968,* New York, Columbia University Press, 1971.

Wheeler-Bennett, John, and Anthony Nicholls, *The Semblance of Peace: The Political Settlement after the Second World War,* London, Macmillan, 1972.

Whiting, Allen S., *China Crosses the Yalu: The Decision to Enter the Korean War,* New York, Macmillan, 1960.

Whitney, Courtney, *MacArthur: His Rendezvous with History,* New York, Alfred A. Knopf, 1956.

Wildes, Harry Emerson, *Typhoon in Tokyo: The Occupation and Its Aftermath,* New York, Macmillan, 1954.

Willoughby, Charles A., and John Chamberlain, *MacArthur, 1941-1951,* New York, McGraw-Hill, 1954.

Wittner, Lawrence S., ed., *MacArthur,* Englewood Cliffs, N. J., Prentice-Hall, 1971.

Wolf, Charles, Jr., *Foreign Aid: Theory and Practice in Southern Asia,* Princeton, Princeton University Press, 1960.

Woodford, Arthur M., *Detroit and Its Banks: The Story of Detroit Bank and Trust,* Detroit, Wayne State University Press, 1974.

Yamamura, Kozo, *Economic Policy in Postwar Japan: Growth versus Economic Democracy,* Berkeley, University of California Press, 1967.

未公刊学位論文 (Unpublished Ph.D. Dissertations)

Braibanti, Ralph J. D., "The Occupation of Japan: A Study in Organization and Administration," Ph.D. dissertation, Syracuse University, 1949.

Hutchinson, Edmond C., "Inflation and Stabilization in Post-war Japan," Ph.D dissertation, University of Virginia, 1954 (University Microfilms, 1970).

Ozaki, Robert Shigeo, "Japan's Postwar Resurgence in International Trade," Ph.D. dissertation, Harvard University, 1960.

Mansfield, Don L., "The Evolution of United States Policy toward German Reparations: An Examination of Incremental Decision-Making," Ph.D. dissertation, University of Denver, 1973 (University Microfilms, Ann Arbor, Michigan).

Reid, Ralph Waldo Emerson, "Postwar Constitutional Reform in Japan, 1945-1947," Ph.D. dissertation, Harvard University, 1948.

Svensson, E.H.F., "The Military Occupation of Japan: The First Years. Planning, Policy Formulation and Reforms," Ph.D. dissertation, University of Denver, 1966.

X. 年　　表

年	月　日	日　　本	アメリカ（含連合国）
1939 (昭14)	9. 1		ドイツ，ポーランドへ侵入（第2次世界大戦の開始）
1940 (昭15)	1.		国務省内に「外交関係諸問題に関する諮問委員会」設置
	9. 27	日独伊三国同盟調印	
1941 (昭16)	3. 11		米大統領，武器貸与法に署名
	4. 13	日ソ中立条約調印	
	6. 22		独ソ開戦
	8. 14		大西洋憲章調印
	10. 18	東条内閣成立（蔵相賀屋興宣）	
	12. 8	太平洋戦争開始	
1942 (昭17)	5.		バージニア大学に軍政学校設置
	6. 5	ミッドウエー海戦(～6. 7)	
	8.		国務省に東アジア班設置
	8. 7	米軍ガダルカナル島に上陸	
	8. 12		モスクワ外相会談（～8. 15）
	11. 8		連合軍，北アフリカ上陸開始
1943 (昭18)	1. 14		カサブランカ会談（～1. 25）
	3.		陸軍省に民事部設置
	7. 10		連合軍，シシリー島上陸
	8. 14		第1次ケベック会談（～8. 24）
	9. 8		イタリア降伏
	10. 20		国務省に極東地域委員会(FEAC) 設置
	11. 28		テヘラン会談（～12. 1）
	12. 1		カイロ宣言発表
1944 (昭19)	1. 15		国務省に戦後計画委員会(PWC) 設置
	6. 6		連合軍，ノルマンディーに上陸

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	6. 15		米軍，サイパン島に上陸
	7. 1		ブレトンウッズ会議（～7. 22）
	7. 8	サイパン守備隊玉砕	
	7. 22	小磯内閣成立（蔵相石渡荘太郎）	
	9. 2		モーゲンソー・プラン公表
	9. 11		第2次ケベック会談（～9. 16）
	10. 20		米軍，フィリピンに進攻
	11. 24	B-29の東京初空襲	
	12. 19		SWNCC 第1回会合
	12.		グルー，国務次官に就任
1945（昭20）	1. 5		IPR ホットスプリングス大会開催（～1. 19）
	1. 13		SWNCC 極東小委員会（SFE）設置
	2. 4		ヤルタ会談（～2. 11）
	3. 15		非公式対独政策委員会（IPCOG）設置
	4. 1	米軍，沖縄本島に上陸	
	4. 7	鈴木内閣成立（蔵相広瀬豊作）	
	4. 12		ルーズベルト大統領死去，副大統領トルーマン，大統領に就任
	4. 25		国際連合設立のためのサンフランシスコ会議開催
	4. 27		ポーレー，賠償代表に就任
	5. 7		ドイツ降伏
	5. 10		大統領，JCS 1067 に署名
	6. 5		対独4カ国管理理事会（ベルリン）設置
	6. 23	沖縄の日本軍玉砕	
	7. 3		バーンズ，国務長官に就任
	7. 5		モーゲンソー，財務長官を辞任
	7. 16		原子爆弾実験の成功
	7. 17		ポツダム会談開始（～8. 2）
	7. 26		ポツダム宣言公表
	8. 5		太平洋陸軍に軍政局創設
	8. 6	広島に原爆投下	

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	8. 9	ソ連，対日戦に参戦	
	8. 14	日本政府，ポツダム宣言受諾を決定	中ソ友好同盟条約締結
	8. 15	終戦の詔勅	
	8. 16		グルー，国務次官を辞任（後任ディーン・アチソン）
	8. 17	東久邇宮内閣成立（蔵相津島寿一）	
	8. 19	河辺使節団マニラに派遣	
	8. 26	終戦連絡中央事務局設置	
	8. 29		「初期の対日方針」をマ元帥に伝達
	8. 30	マッカーサー，厚木に進駐	
	9. 2	ミズーリ号上での降伏調印式	
	9. 3	重光＝マッカーサー会談（軍票使用中止等）	
	9. 8	マ司令部，東京に移駐	米軍，南朝鮮に進駐
	9. 10	言論，出版および通信の自由に関する SCAP 覚書	
	9. 11	戦犯容疑者逮捕開始	ロンドン外相会議（～10. 2）
	9. 15		マ司令部に経済科学局設置
	9. 20	「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」公布（ポツダム勅令の根拠勅令）	
	9. 22		「降伏後における米国の初期の対日方針」公表
	10. 2	SCAP に特別参謀部設置	
	10. 4	政治的・民事的・宗教的自由に対する制限撤廃の覚書	
	10. 9	幣原内閣成立（蔵相渋沢敬三）	
	10. 11	マッカーサー，幣原首相に5大改革を要求	
	10. 17	財閥解体に関する安田プランの提出	
	10. 30		極東諮問委員会開会
	11. 3		「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する初期の基本的指令」をマッカーサーに伝達
	11. 6	持株会社解体に関する覚書	
	11. 7	ポーレー賠償調査団訪日	

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	12. 7		ポーレー中間報告公表
	12. 9	農地改革に関するSCAP指令	
	12. 14	貿易庁設置	
	12. 16		モスクワ外相会議（～12. 27）
	12. 17	B，C級戦犯裁判開始	
	12. 27		極東諮問委員会を極東委員会に改組
1946（昭21）	1. 4	SCAP の公職追放に関する覚書	
	1. 6	財閥解体に関するエドワーズ調査団来日（～3. 15）	
	1. 7		SWNCC 228 正式承認（1. 11，SCAP に伝達）
	1. 20	389 工場を第1次賠償予定物件と指定するSCAP覚書	
	1. 21	米繊維調査団来日（～3. 31）	
	1. 25	天皇制に関するSCAPの最終見解，米政府に伝達	
	2. 3	マッカーサー，憲法草案起草をホイットニー民政局長に指示	
	2. 11		ヤルタ秘密協定発表
	2. 13	ホイットニーより日本政府にSCAPの憲法改正草案を手交	
	2. 16	幣原内閣，「経済危機突破総合対策」発表	
	2. 17	金融緊急措置令公布	
	2. 26		極東委員会第1回会合
	3. 3	物価統制令公布	
	3. 5	米教育使節団来日	チャーチルの「鉄のカーテン」演説
	3. 6	憲法改正日本政府案の公表	
	3. 30	米本土からの輸入食糧第1船，横浜に入港	
	3.		エドワーズ報告の作成
	4. 1		ポーレー最終報告書作成
	4. 5	対日理事会第1回会合	
	4. 10	戦後第1回総選挙	
	4. 20	持株会社整理委員会令公布	
	4.		国務省，占領地担当国務次官補を新設

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	5. 3	極東国際軍事裁判所開廷	ソ連軍，満州撤退を完了
	5. 5	米食糧調査団来日（～5. 7）	
	5. 10	ポーレー第2次訪日（満，鮮，中調査）	
	5. 22	第1次吉田内閣成立（蔵相石橋湛山）	
	6. 14		アメリカ，原子力国際管理に関するバルーク案を国連へ提出
	6. 21		日本の非武装化条約案（バーンズ案）公表
	6. 25	憲法改正案，衆議院本会議に上程	
	7. 26	芦田メモをアチソン外交局長に手交	
	8. 12	経済安定本部設置	
	9. 6		バーンズ国務長官のスツットガルト演説
	9. 12		ウォーレス商務長官辞任
	9. 13	芦田メモをアイケルバーガー中将に寄託	
	10. 7	新憲法，議会を通過	
	10. 8	復興金融公庫法公布	
	10. 21	農地調整法改正等公布（第2次農地改革）	
	11. 3	日本国憲法公布	
	11. 12	財産税法公布	
	11. 16		ポーレー最終報告の公表
	12. 27	閣議，傾斜生産方式を決定	
1947（昭22）	1. 4	公職追放令改正（経済パージ等）	
	1. 21		国務長官にマーシャル就任
	1. 28	第1次ストライク賠償調査団来日（～2. 19）	
	1. 31	2・1ゼネストに対するSCAP の中止指令	
	3. 8	ボートン来日	
	3. 10		モスクワ外相会議（～4. 24）
	3. 12		トルーマン・ドクトリンの公表
	3. 19	マッカーサー，早期対日講和について発言	

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	3. 22	インフレ対策等に関するマッカーサー書簡	
	3. 28	証券取引法公布	
	3. 31	財政法公布	
	4. 4		米政府，SCAP に対し対日賠償の中間取立を指令
	4. 14	独占禁止法公布	
	5. 3	新憲法施行	
	5. 8		アチソン国務次官のクリーブランド演説
	5. 12		米政府，極東委員会に FEC 230 を提出
	6. 1	片山内閣組閣完了（蔵相矢野庄太郎）	
	6. 5		マーシャル・プラン公表
	6. 10		SCAP，8. 15より制限付で民間貿易再開を声明
	6. 16		エカフェ第1回会議(上海，～6. 25)
	6. 24	栗栖赳夫，大蔵大臣に就任	
	7. 3	三井物産，三菱商事の解体に関する覚書	
	7. 7	新物価体系設定（1800円ベース）	
	7. 11		対独政策に関する JCS 1779 指令
	7. 24		極東委員会,「対日貿易政策16原則」を採択
	7. 26		国家安全保障法成立（国防省新設）
	8. 15	制限付民間貿易の再開	
	9.		カウフマン，経済力集中排除法に関する報告書作成
	9. 2		SCAP 外交局長にシーボルト就任
	9. 18	ドレーパー陸軍次官来日	
	10. 5		コミンフォルムの設置
	11. 4		SWNCC の SANACC（国務・陸軍・海軍・空軍4省調整委員会）への改組
	11. 25		ロンドン外相会議（～12. 15）
	12. 9	「過度経済力集中排除法」参議院を通過（12. 18公布）	
	12. 17	警察法公布	

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	12. 19		ノーランド議員，FEC 230 を非難
	12. 31	内務省解体	
1948（昭23）	1. 6		対日政策転換に関するロイヤル声明
	1. 7	「財閥同族支配力排除法」公布	
	1. 16	中国向け賠償機械の第1船出港	
	1. 21		対日経済政策に関するマッコイ声明
	2. 26		第2次ストライク報告書，陸軍省へ提出
	2. 19		カルカッタ会議（～2. 25）
	3. 1	ケナン来日（～3. 11）	
	3. 9		第2次ストライク報告書の公表
	3. 10	芦田内閣成立（蔵相北村徳太郎）	
	3. 17		ブラッセル条約調印
	3. 20	ドレーパー＝ジョンストン使節団来日（～4. 2）	
	4. 1		ベルリン封鎖開始
	4. 13	改正証券取引法公布	
	5. 4	集中排除審査委員会来日	
	5. 17	経済復興計画第1次試案の完成	
	5. 18		ジョンストン報告書の公表
	5. 20	円レート政策に関するヤング使節団来日	
	6. 11		バンデンバーグ決議
	6. 20		西ドイツの通貨改革
	6. 22	新々物価体系（補正体系）設定	
	6. 23	昭和電工事件起こる	
	6. 28		NAC，ヤング報告書を承認
	7. 6	軍票交換レート改訂（50円→270円）	
	7. 15		SCAP，日本政府に「経済安定10原則」を交付
	7. 22	国家公務員法改正に関するマ書簡	
	7. 30	経済力集中排除法からの銀行除外を公表	
	8. 13		大韓民国成立

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	8. 17	金融業法に関するSCAP案（ケーグル案）日本政府へ手交	
	9. 11	集排法4原則を提示	
	10. 7		対日占領政策に関する国家安全保障会議決定（NSC 13/2）
	10. 19	第2次吉田内閣成立（蔵相泉山三六）	
	11. 2		トルーマン，大統領に再選
	11. 10		ヘプラー労働課長，賃金3原則を通達
	11. 12	A級戦犯に対する判決	
	12. 10		「経済安定9原則」をSCAPに伝達
	12. 11		ト大統領，ドッジに日本行を要請
	12. 14	大屋晋三，大蔵大臣に就任	
	12. 19	9原則実施に関するマッカーサー書簡	
1949（昭24）	1. 19		国務長官にアチソン就任
	1. 20		米大統領の「ポイント・フォア」演説
	1. 23	総選挙（民主自由党の大勝）	
	2. 1	ドッジ来日（～5. 2）	
	2. 16	第3次吉田内閣成立（蔵相池田勇人）	
	3. 22	ドッジの昭和24年度組替予算案を内示	
	4. 4		北大西洋条約（NATO）調印（8. 24発効）
	4. 23	360円レート設定を公表（4. 25より実施）	
	4. 30	米国対日援助見返資金特別会計法公布	
	5. 3		ケーディス民政局次長辞職
	5. 10	シャウプ税制使節団来日（～8. 26）	
	5. 12	対日賠償打切りに関するマッコイ声明	ベルリン封鎖の解除
	6. 18	独禁法改正公布	
	6. 30		SWNCC 廃止
	7. 1		米軍，韓国より撤退完了と発表
	8. 5		米政府，中国白書を公表

年	月 日	日 本	アメリカ（含連合国）
	9. 15	第1次シャウプ勧告	
	9. 18		イギリスのポンド切下げ
	9. 19	フリール使節団来日	
	9. 21		アメリカのドイツ軍政終了，民政へ移行
	9. 25		ソ連の原爆開発公表
	10. 1		中華人民共和国成立
	10. 2	ローガン来日（～11. 2）	
	10. 6		相互防衛援助法の成立
	10. 16	ムラデク，ウィチン来日	
	10. 30	ドッジ第2次来日（～12. 5）	
	12. 30		アジア政策に関するNSC 48/2 決定
1950（昭25）	1. 6	コミンフォルムの日本共産党批判	
	1. 12		アジア防衛線に関するアチソン国務長官の演説
	1. 26		米韓相互防衛援助協定調印
	1. 31		米大統領の水爆開発指令
	2. 7		アメリカのバオダイ政権承認
	2. 9	在外事務所の設置許可	マッカーシー旋風始まる
	2. 14		中ソ友好同盟相互援助条約調印
	2. 27		フランス，アメリカにインドシナ戦争援助を要請
	3. 1	自由党発足	
	4. 6		ダレス，国務長官顧問に就任
	4. 25	池田蔵相ら渡米（～5. 22）	
	5. 10	外資法公布	
	6. 6	共産党幹部の追放指令	
	6. 21	ダレス来日（～6. 27）	
	6. 25		朝鮮戦争勃発
	7. 8	警察予備隊創設に関するSCAP 指令	
	7. 24	レッドパージ始まる	
	7. 31	シャウプ第2次来日（～9. 21）	
	9. 15		国連軍，仁川に上陸
	9. 21	第2次シャウプ勧告	

年	月　日	日　　本	アメリカ（含連合国）
	10. 7	ドッジ第3次来日（～12. 4）	
	10. 13	第1次追放解除	
	10. 25		中国軍，朝鮮戦争に介入
	11. 12		グレー報告発表
	12. 15	日本輸出銀行法公布	
	12. 16		米大統領の国家非常事態宣言
1951（昭26）	1. 25	ダレス来日（～2. 11）	
	3. 31	日本開発銀行法公布	
	4. 3	外資法改正公布	
	4. 11		マッカーサー元帥解任，後任にリッジウエイ中将
	4. 16	ダレス来日（～4. 24）	
	5. 1	占領諸法規検討に関するリッジウエイ声明	
	5. 14	SCAP，6月末で対日援助打切りを声明	
	5. 16	日米経済協力に関するマーカット声明	
	6. 23		朝鮮戦争に関するマリク休戦提案
	7. 1		コロンボ・プラン発足
	8. 30		米比相互防衛条約調印
	9. 1		アンザス条約調印
	9. 4		サンフランシスコ平和会議（～9. 8）
	9. 8		対日平和条約，日米安全保障条約調印
	10. 10		相互安全保障法（MSA）成立
	12. 10	ダレス来日（～12. 20）	
	12. 30		マーシャル・プラン終了
1952（昭27）	2. 28	日米行政協定調印	
	3. 8	SCAP，兵器製造の許可を指令	
	4. 28	講和条約発効	
	5. 29	日本のIMF，世銀加盟承認	
	10. 15	警察予備隊を保安隊に改編	
	11. 1		アメリカの水爆実験
	11. 4		アイゼンハワー，大統領に当選

昭和財政史——終戦から講和まで——　第3巻

昭和51年7月16日発行

編者　大蔵省財政史室
発行者　宇梶洋司
発行所　東京都中央区日本橋本石町1の4　東洋経済新報社
郵便番号 103　電話東京(270)代表4111　振替口座東京3-6518

©1976〈検印省略〉落丁・乱丁本はお取替えいたします.
Printed in Japan.

3333-6233-5214

昭和財政史—終戦から講和まで—(全20巻)

第 1 巻	総　　説		(執筆) 安藤良雄ほか
第 2 巻	終戦処理・賠償		原　　朗
	独占禁止		三和良一
*第 3 巻	アメリカの対日占領政策		秦　郁彦
第 4 巻	国際金融・貿易		犬田　章
	関　　税		藤村幸雄
第 5 巻	財政制度		高橋　誠
	財政機関		大森とく子
第 6 巻	歳　　計(1)		加藤睦夫・江見康一
第 7 巻	歳　　計(2)		江見康一・宇田川璋仁・藤村幸雄
	政府関係機関等		山村勝郎
第 8 巻	租　　税		加藤睦夫・宇田川璋仁・石　弘光
*第 9 巻	国有財産・造幣・印刷・専売		西村紀三郎
第 10 巻	政府債務		加藤三郎
	資金・基金		山村勝郎・加藤三郎
第 11 巻	地方財政		林　健久
	税務行政		植松守雄
*第 12 巻	金　　融(1)		中村隆英・志村嘉一・原　司郎
第 13 巻	金　　融(2)		
			伊牟田敏充・原　司郎・塩野谷祐一・西川俊作
	物　　価		塩野谷祐一
	給　　与		西川俊作
第 14 巻	金　　融(3)		犬田　章・志村嘉一・伊牟田敏充
第15～18巻	資　　料(うち英文1巻)		
第 19 巻	年表・総索引		
第 20 巻	統　　計		

(お断り) 内容・構成を変更する場合もあります. *印既刊.